下市町地域防災計画

令和８年（2026 年）２月

下 市 町 防 災 会 議

目　次

第１編　総則 第1編-1
第１章　計画の基本方針 第1編-1
第１節　目的 第1編-1
第２節　計画の位置づけ 第1編-1
第１　計画の位置づけ 第1編-1
第２　下市町国土強靭化地域計画との関係 第1編-2
第３節　基本方針 第1編-2
第４節　計画の構成 第1編-3
第１　総則 第1編-3
第２　災害予防計画 第1編-3
第３　風水害等応急対策計画 第1編-3
第４　地震災害応急対策計画 第1編-3
第５　災害復旧・復興計画 第1編-3
第６　南海トラフ地震防災対策推進計画 第1編-3
第７　資料編 第1編-3
第２章　防災ビジョン 第1編-4
第１節　計画の理念 第1編-4
第２節　基本目標達成のための防災施策 第1編-5
第１　災害に強いまちをつくる 第1編-5
第２　災害に強いひとを育てる 第1編-5
第３　災害に強いしくみをつくる 第1編-6
第３章　町域の概況 第1編-7
第１節　自然的条件 第1編-7
第１　地勢 第1編-7
第２　地形 第1編-7
第３　地質 第1編-7
第４　活断層 第1編-7
第５　気象 第1編-8
第２節　社会的条件 第1編-9
第１　人口等 第1編-9
第２　交通網 第1編-10
第３　土地利用状況 第1編-10
第４　歴史・文化資源 第1編-10
第４章　災害危険性及び想定する災害 第1編-11
第１節　災害履歴 第1編-11
第１　台風・集中豪雨災害 第1編-11
第２　地震災害 第1編-14
第２節　地域の災害危険性 第1編-16
第１　水害 第1編-16
第２　土砂災害 第1編-16
第３　地震災害 第1編-16
第３節　想定災害 第1編-18
第１　地震災害 第1編-18
第２　風水害 第1編-18
第３　土砂災害 第1編-19
第４　その他災害 第1編-19
第４節　地震被害想定 第1編-20
第１　予測震度及び液状化予測 第1編-20
第２　被害想定 第1編-23

第５節　洪水浸水想定 第1編-26
第５章　防災関係機関が処置すべき事務 又は業務の大綱 第1編-32
第１　実施責任 第1編-32
第１節　地方公共団体の業務 第1編-33
第１　下市町 第1編-33
第２　奈良県広域消防組合 第1編-33
第３　奈良県 第1編-34
第２節　指定地方行政機関、指定公共機関等の業務 第1編-35
第１　指定地方行政機関 第1編-35
第２　自衛隊 第1編-38
第３　指定公共機関 第1編-38
第４　指定地方公共機関 第1編-39
第５　公共的団体その他の機関 第1編-41
第６章　住民、事業所の基本的責務..... 第1編-43
第１節　住民の役割 第1編-43
第１　個人の役割 第1編-43
第２　自主防災組織の役割 第1編-44
第２節　事業所の役割 第1編-45
第１　災害予防対策 第1編-45
第２　地域への貢献 第1編-45
第３　応急対策活動への協力 第1編-45
第７章　計画の運用 第1編-46
第１節　計画の修正 第1編-46
第２節　計画の運用 第1編-46

第２編　災害予防計画 第2編-1
第１章　住民避難 第2編-1
第１節　避難収容体制の確立 第2編-1
第１　指定緊急避難場所、避難路の選定と整備 第2編-1
第２　指定緊急避難場所等の整備 第2編-3
第３　指定避難所の指定と整備 第2編-5
第４　指定避難所の運営管理体制の整備 第2編-8
第５　指定避難所以外の避難収容施設の確保 第2編-8
第６　福祉避難所の確保 第2編-8
第７　避難所運営マニュアルの作成 第2編-8
第８　避難所としての学校施設利用計画の策定 第2編-9
第９　住民等による自主運営に向けた運営体制の周知 第2編-9
第10　避難所開設・運営訓練の実施 第2編-9
第11　女性や性的マイノリティの多様な視点の取り入れ、プライバシーの確保 第2編-9
第12　避難所生活の長期化に対応した環境整備 第2編-10
第13　普及啓発 第2編-10
第14　平常時の感染症対策 第2編-10
第15　町における計画 第2編-10
第16　在宅被災者等への支援体制の整備 第2編-11
第17　主要施設における避難計画 第2編-11
第18　住民自らが取り組むべきこと 第2編-12
第19　自宅療養者等の避難 第2編-12
第２節　帰宅困難者支援体制の整備 第2編-13
第３節　要配慮者の安全確保 第2編-15
第１　福祉のまちづくりの推進 第2編-15
第２　避難行動要支援者避難支援計画 第2編-15
第３　在宅の要配慮者対策 第2編-17
第４　指定避難所及び福祉避難所対策 第2編-18
第５　社会福祉施設等における対策 第2編-19
第６　外国人等への対策 第2編-20
第７　防災訓練、教育の実施 第2編-21
第８　要配慮者等向け生活用品・食料等の準備 第2編-21
第４節　応急住宅等供給体制の整備 第2編-22
第１　応急仮設住宅の供給体制の整備 第2編-22
第２　公営住宅の空家状況の把握 第2編-22
第２章　住民等の防災活動の促進 第2編-23
第１節　防災知識の普及 第2編-23
第１　学校等における防災教育 第2編-23
第２　防災知識の普及啓発 第2編-25
第３　町職員に対する防災教育 第2編-27
第４　防災上重要な施設の管理者等の教育 第2編-27
第５　外国人に対する防災教育等の実施 第2編-27
第６　災害教訓の伝承 第2編-27
第２節　防災訓練の実施 第2編-29
第１　総合防災訓練 第2編-29
第２　個別防災訓練 第2編-29
第３　地域の防災訓練 第2編-29
第３節　自主防災体制の整備 第2編-31
第１　自主防災組織の育成 第2編-31
第２　事業所における自主防災体制の整備 第2編-33
第３　救助・初期消火活動の支援 第2編-33

第４　地区防災計画の策定 第2編-33
第４節　企業防災の促進 第2編-35
第１　企業・事業所の役割 第2編-35
第２　町の役割 第2編-35
第３　商工団体等の役割 第2編-36
第５節　消防団員による地域防災体制の充実強化 第2編-37
第１　消防団の役割 第2編-37
第２　他の組織との関係 第2編-37
第３　消防団員数の確保 第2編-37
第６節　ボランティア活動支援環境の整備 第2編-39
第１　ボランティアの役割と協働 第2編-39
第２　受入れ体制の整備 第2編-39
第３　人材の育成 第2編-40
第４　防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化 第2編-40
第５　ＮＰＯ・ボランティア等との連携強化 第2編-40
第３章　災害に強いまちづくり 第2編-42
第１節　まちの防災機能強化 第2編-42
第１　町中心部の整備 第2編-42
第２　都市基盤施設の整備 第2編-43
第３　土木構造物の耐震対策 第2編-44
第２節　建築物等の安全対策の推進 第2編-46
第１　建築物等の耐震対策 第2編-46
第２　建築物等の防火・安全化対策 第2編-47
第３　風害の予防対策 第2編-48
第３節　交通確保体制の整備 第2編-49
第１　道路施設（町、県） 第2編-49
第２　陸上輸送体制の整備 第2編-49
第３　交通混乱の防止対策 第2編-53
第４　航空輸送体制の整備 第2編-53
第４節　ライフライン確保体制の整備 第2編-54
第１　上水道 第2編-54
第２　下水道 第2編-55
第３　電力（関西電力送配電株式会社奈良本部） 第2編-56
第４　ＬＰガス 第2編-61
第５　電信電話施設 第2編-61
第６　住民への広報 第2編-68
第５節　危険物等災害予防対策の推進 第2編-69
第１　危険物災害予防対策 第2編-69
第２　ガス災害予防対策 第2編-69
第３　火薬類災害予防対策 第2編-70
第４　毒物・劇物災害予防対策 第2編-70
第５　放射性物質保管施設災害予防対策 第2編-70
第６　原子力災害予防対策 第2編-70
第７　危険物等の輸送災害対策 第2編-70
第６節　水害予防対策の推進 第2編-71
第１　河川・水路の改修等 第2編-71
第２　水害防止対策の推進 第2編-71
第３　農地・ため池の防災対策 第2編-73
第４　住民への周知 第2編-74
第５　水防訓練、避難訓練の実施 第2編-74
第６　水防協力団体、水防活動要員の育成 第2編-74
第７節　土砂災害・地盤災害予防対策の推進 第2編-75
第１　土砂災害警戒区域等における防災対策 第2編-75
第２　土砂災害警戒情報等の作成・発表 第2編-77
第３　土石流対策 第2編-77

第４　地すべり対策 第2編-77
第５　急傾斜地崩壊対策 第2編-78
第６　山地災害対策 第2編-79
第７　宅地防災対策 第2編-79
第８　孤立地区対策 第2編-80
第８節　火災予防対策の推進 第2編-82
第１　建築物等の火災予防 第2編-82
第２　林野火災の予防 第2編-83
第９節　地震防災緊急事業五箇年計画の推進 第2編-86
第４章　災害に備えた防災体制の確立 第2編-88
第１節　総合的防災体制の整備 第2編-88
第１　町の災害組織体制等の整備 第2編-88
第２　関係機関等との連携体制の整備 第2編-89
第３　人材の育成・確保 第2編-90
第４　防災中枢機能等の確保・充実 第2編-90
第５　地域防災拠点の整備・充実 第2編-92
第６　防災用資機材等の確保 第2編-93
第７　複合災害防止体制の整備 第2編-93
第８　防災に関する調査研究の推進 第2編-94
第２節　情報収集伝達体制の整備 第2編-95
第１　通信手段の整備 第2編-95
第２　情報収集伝達体制の強化 第2編-96
第３　災害広報体制の整備 第2編-97
第４　非常通信体制の強化 第2編-98
第５　安否確認及び支援情報等の提供体制の整備 第2編-98
第６　災害情報共有化の推進 第2編-98
第７　孤立集落等への通信対策 第2編-98
第３節　孤立集落対策 第2編-99
第１　町、住民・自主防災組織の役割分担 第2編-99
第４節　支援・受援体制の整備 第2編-100
第１　支援体制の整備 第2編-100
第２　受援体制の整備 第2編-100
第５節　消防・救助・救急体制の整備 第2編-102
第１　消防力の充実 第2編-102
第２　救急・救助体制の充実 第2編-103
第３　応援体制の充実 第2編-103
第６節　応急医療体制の整備 第2編-104
第１　保健医療体制の整備 第2編-104
第２　後方医療体制の充実 第2編-105
第３　医療品等の確保 第2編-105
第４　医療情報の収集・伝達体制 第2編-106
第５　患者等搬送体制の確立 第2編-106
第６　広域的救護活動の調整 第2編-106
第７　災害医療に関する普及啓発、教育研修、訓練の実施 第2編-107
第７節　防疫体制の整備 第2編-108
第８節　火葬場等の確保 第2編-109
第１　火葬データベースの整備 第2編-109
第２　応援協力体制の確立 第2編-109
第９節　廃棄物処理体制の整備 第2編-110
第１　災害廃棄物処理計画による体制整備 第2編-110
第２　災害時の相互協力体制の構築 第2編-110
第３　廃棄物仮置き場等の配置計画 第2編-110
第10節　緊急物資確保供給体制の整備 第2編-111
第１　備蓄の役割分担 第2編-111
第２　物資の備蓄 第2編-111

第３　飲料水の確保 第2編-112
第４　食料及び生活必需品の確保..... 第2編-112
第５　住民における備蓄の推進 第2編-114
第６　事業者との協力体制の整備..... 第2編-114
第11節　文化財の保護対策 第2編-115
第１　文化財防災意識の普及と啓発..... 第2編-115
第２　予防体制の確立 第2編-115
第３　消防用設備の整備、保存施設等の充実..... 第2編-115
第４　歴史的建造物への対応 第2編-115
第５　災害別対策 第2編-115
第12節　文教対策の推進 第2編-117
第１　児童生徒等の安全確保対策..... 第2編-117
第２　登下校・登退園の安全確保..... 第2編-118
第13節　二次災害防止体制の整備 第2編-119
第１　危険物の安全対策 第2編-119
第２　降雨等に伴う二次災害の防止..... 第2編-119
第３　被災建築物応急危険度判定体制の整備..... 第2編-119
第４　被災宅地危険度判定体制の整備..... 第2編-119
第５　砂防ボランティア（斜面判定士等）制度の活用..... 第2編-120
第14節　災害復旧・復興への備え 第2編-121
第１　罹災証明書発行体制等の整備..... 第2編-121
第２　復興事前準備の実施 第2編-121

第３編　風水害等応急対策計画 第3編-1
第１章　住民避難 第3編-1
第１節　応急避難 第3編-1
第１　高齢者等避難【警戒レベル３】 第3編-3
第２　避難指示【警戒レベル４】 第3編-4
第３　緊急安全確保【警戒レベル５】 第3編-6
第４　避難指示等の基準 第3編-6
第５　警戒区域の設定 第3編-12
第６　避難 第3編-14
第７　指定避難所の開設、要配慮者の避難完了の確認等 第3編-17
第２節　指定避難所の開設・運営 第3編-18
第１　指定避難所の開設 第3編-18
第２　指定避難所の管理・運営 第3編-20
第３　指定避難所の閉鎖及び縮小 第3編-24
第４　指定避難所における動物の適正な飼養 第3編-24
第５　在宅被災者等への支援 第3編-24
第６　車中泊者への対応 第3編-25
第７　広域一時滞在 第3編-25
第３節　帰宅困難者対策 第3編-26
第１　発災直後の対応 第3編-26
第２　帰宅困難者への情報提供 第3編-26
第３　応急食料・飲料水・生活必需品の供給 第3編-26
第４　一時滞在施設の開設 第3編-26
第４節　要配慮者の支援 第3編-27
第１　安否確認・被災状況等の把握 第3編-27
第２　被災した要配慮者への支援活動 第3編-28
第５節　建築物・住宅応急対策 第3編-31
第１　住居障害物の除去 第3編-31
第２　被災住宅の応急修理 第3編-32
第３　応急仮設住宅の建設 第3編-32
第４　公営住宅等への一時入居 第3編-33
第５　応急借上げ住宅等 第3編-33
第６　住宅に関する相談窓口の設置等 第3編-34
第２章　災害警戒期の活動 第3編-35
第１節　組織体制 第3編-35
第１　下市町防災会議 第3編-35
第２　活動体制の確立 第3編-35
第３　警戒体制 第3編-36
第４　災害対策本部の設置 第3編-37
第５　現地災害対策本部の設置 第3編-39
第６　本部の組織及び事務分掌 第3編-40
第２節　動員体制 第3編-44
第１　動員人員 第3編-45
第２　動員方法 第3編-45
第３　福利厚生 第3編-48
第３節　気象予警報等の収集・伝達 第3編-50
第１　情報の収集 第3編-50
第２　情報の伝達系統 第3編-57
第４節　警戒活動 第3編-61
第１　水防活動 第3編-61

第２　土砂災害警戒活動 第3編-62
第３　ライフライン等警戒活動 第3編-62
第３章　災害発生後の活動..... 第3編-64
第１節　情報の収集・伝達 第3編-65
第１　気象予警報等の収集・伝達..... 第3編-65
第２　情報の収集・伝達系統 第3編-65
第３　被害状況の把握 第3編-66
第４　避難及び応急対策の実施状況の把握..... 第3編-69
第５　被害状況等の集約・整理等..... 第3編-70
第６　県及び国への報告 第3編-70
第７　被災者の安否情報 第3編-72
第２節　通信手段の確保 第3編-74
第１　応急復旧 第3編-74
第２　通信手段 第3編-74
第３節　災害広報・広聴対策 第3編-77
第１　災害広報 第3編-77
第２　報道機関への情報提供等 第3編-79
第３　広聴活動の実施 第3編-79
第４節　応援の要請・受入れ 第3編-81
第１　行政機関等への応援の要請・受入れ..... 第3編-82
第２　消防活動に係る応援隊の受入れ..... 第3編-83
第３　緊急消防援助隊の要請・受入れ..... 第3編-83
第４　県消防防災ヘリコプターの派遣要請・受入れ..... 第3編-83
第５　職員の派遣要請・受入れ 第3編-84
第６　民間との協力 第3編-85
第７　ＩＳＵＴの受入れ体制の準備..... 第3編-88
第８　支援体制の整備（町外で災害が発生した場合）..... 第3編-88
第９　広域応援の受入れ 第3編-88
第５節　自衛隊災害派遣の要請要求・受入れ 第3編-90
第１　自衛隊災害派遣要請の要求等..... 第3編-90
第２　災害派遣部隊の受入れ 第3編-92
第３　派遣部隊の撤収要請 第3編-93
第６節　公共土木施設等・建築物応急対策 第3編-94
第１　被災直後の初期段階での対応..... 第3編-94
第２　県による住民や町等への情報提供..... 第3編-95
第３　公共土木施設等 第3編-95
第４　公共建築物等 第3編-97
第５　被災宅地危険度判定 第3編-97
第７節　ライフラインの確保 第3編-99
第１　上水道 第3編-99
第２　下水道 第3編-100
第３　電力（関西電力送配電株式会社奈良本部）..... 第3編-101
第４　ＬＰガス（ＬＰガス事業者）..... 第3編-104
第５　電気通信（各社）..... 第3編-105
第８節　救助・救急活動 第3編-111
第１　災害発生状況の把握 第3編-111
第２　救助・救急活動 第3編-111
第３　行方不明者の捜索 第3編-112
第４　各関係機関の相互応援 第3編-112
第９節　医療救護活動 第3編-114
第１　医療情報の収集・提供活動..... 第3編-114
第２　医療対策 第3編-114
第３　後方医療対策等 第3編-116
第４　医薬品等の調達・確保 第3編-118
第10節　緊急輸送活動・交通規制 第3編-120

第１　緊急輸送の範囲 第3編-120
第２　被害状況の把握 第3編-121
第３　陸上輸送 第3編-121
第４　航空輸送 第3編-122
第５　交通規制 第3編-123
第11節　緊急物資の供給 第3編-126
第１　給水活動 第3編-126
第２　食料の供給 第3編-129
第３　生活必需品の供給 第3編-131
第４　日本赤十字社による救助 第3編-133
第12節　防疫・保健衛生活動 第3編-134
第１　防疫活動 第3編-134
第２　食品衛生管理 第3編-135
第３　被災者の健康維持活動 第3編-136
第４　環境保全対策 第3編-137
第５　愛玩動物の収容、死亡・放浪動物対策 第3編-138
第13節　遺体の収容・処理及び火葬等 第3編-141
第１　初期活動 第3編-141
第２　遺体の収容 第3編-141
第３　遺体の処理 第3編-142
第４　遺体の火葬等 第3編-142
第14節　廃棄物の処理等 第3編-144
第１　し尿処理 第3編-144
第２　ごみ処理 第3編-146
第３　がれき処理 第3編-147
第４　環境保全対策 第3編-149
第15節　ボランティア等自発的支援の受入れ 第3編-150
第１　ボランティアの受入れ 第3編-150
第２　義援金・救援物資の受入れ及び配分 第3編-152
第３　海外からの支援の受入れ 第3編-153
第16節　災害救助法の適用 第3編-155
第１　災害救助法の適用基準 第3編-155
第２　滅失世帯の算定基準 第3編-156
第３　災害救助法の適用申請 第3編-156
第４　救助の実施 第3編-156
第５　救助の程度、方法及び期間並びに費用の範囲 第3編-157
第６　救助実施状況の報告 第3編-157
第17節　応急教育等 第3編-158
第１　学校・園施設の応急対策 第3編-158
第２　応急教育の実施 第3編-159
第３　園児・児童・生徒の援助等 第3編-160
第４　社会教育施設等の応急対策 第3編-161
第18節　文化財応急対策 第3編-163
第１　災害発生の通報 第3編-163
第２　被害状況の調査・復旧対策 第3編-163
第３　大規模災害における応急対策 第3編-164
第19節　農林関係応急対策 第3編-165
第１　農業用施設 第3編-165
第２　農作物 第3編-165
第３　畜産 第3編-165
第４　林産物 第3編-165
第５　林道・農道 第3編-165
第20節　社会秩序の維持 第3編-167
第１　警備活動 第3編-167
第２　住民への呼びかけ 第3編-167
第３　物価の安定及び物資の安定供給 第3編-167

第21節　災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定 第3編-169
第４章　その他災害応急対策..... 第3編-170
第１節　地盤災害応急対策 第3編-170
第１　土砂災害応急対策 第3編-170
第２　被災宅地の危険度判定 第3編-170
第３　山地災害応急対策 第3編-171
第４　ため池災害応急対策 第3編-171
第２節　大規模火災応急対策 第3編-172
第１　警戒活動 第3編-172
第２　市街地火災応急対策 第3編-172
第３　林野火災応急対策 第3編-173
第４　人命救助活動 第3編-175
第５　消防活動に係る応援要請及び応援隊の受入れ..... 第3編-176
第６　地域住民との連携 第3編-176
第３節　危険物等災害応急対策 第3編-177
第１　危険物施設災害応急対策 第3編-177
第２　ＬＰガス貯蔵施設等災害応急対策..... 第3編-178
第３　火薬類貯蔵施設災害応急対策..... 第3編-178
第４　毒物・劇物保管施設災害応急対策..... 第3編-179
第５　放射性物質保管施設災害応急対策..... 第3編-179
第６　原子力災害応急対策 第3編-180
第４節　突発重大事故災害応急対策 第3編-182
第１　突発重大事故災害の種類 第3編-182
第２　応急対策 第3編-182

第４編　地震災害応急対策計画 第4編-1
第１章　住民避難 第4編-1
第１節　応急避難 第4編-1
第１　高齢者等避難【警戒レベル３】 第4編-2
第２　避難指示【警戒レベル４】 第4編-3
第３　緊急安全確保【警戒レベル５】 第4編-6
第４　警戒区域の設定 第4編-6
第５　避難 第4編-8
第６　指定避難所の開設、要配慮者の避難完了の確認等 第4編-11
第２節　指定避難所の開設・運営 第4編-12
第１　指定避難所の開設 第4編-12
第２　指定避難所の管理・運営 第4編-14
第３　指定避難所の閉鎖及び縮小 第4編-18
第４　指定避難所における動物の適正な飼養 第4編-18
第５　在宅被災者等への支援 第4編-18
第６　車中泊者への対応 第4編-19
第７　広域一時滞在 第4編-19
第３節　帰宅困難者対策 第4編-20
第１　発災直後の対応 第4編-20
第２　帰宅困難者への情報提供 第4編-20
第３　応急食料・飲料水・生活必需品の供給 第4編-20
第４　一時滞在施設の開設 第4編-20
第４節　要配慮者の支援 第4編-21
第１　安否確認・被災状況等の把握 第4編-21
第２　被災した要配慮者への支援活動 第4編-22
第５節　建築物・住宅応急対策 第4編-25
第１　住居障害物の除去 第4編-25
第２　被災住宅の応急修理 第4編-26
第３　応急仮設住宅の建設 第4編-26
第４　公営住宅等への一時入居 第4編-27
第５　応急借上げ住宅等 第4編-28
第６　住宅に関する相談窓口の設置等 第4編-28
第２章　災害発生後の活動 第4編-29
第１節　組織体制 第4編-30
第１　下市町防災会議 第4編-30
第２　活動体制の確立 第4編-30
第３　警戒体制 第4編-31
第４　災害対策本部の設置 第4編-31
第５　現地災害対策本部の設置 第4編-33
第６　本部の組織及び事務分掌 第4編-34
第２節　動員体制 第4編-38
第１　動員人員 第4編-39
第２　動員方法 第4編-39
第３　福利厚生 第4編-42
第３節　情報の収集・伝達 第4編-44
第１　地震情報の収集・伝達 第4編-45
第２　情報の収集・伝達系統 第4編-49
第３　被害状況の把握 第4編-51
第４　避難及び応急対策の実施状況の把握 第4編-54
第５　被害状況等の集約・整理等 第4編-54

第６　県及び国への報告 第4編-55
第７　被災者の安否情報 第4編-57
第４節　通信手段の確保 第4編-59
第１　応急復旧 第4編-59
第２　通信手段 第4編-59
第５節　災害広報・広聴対策 第4編-62
第１　災害広報 第4編-63
第２　報道機関への情報提供等 第4編-64
第３　広聴活動の実施 第4編-65
第６節　応援の要請・受入れ 第4編-66
第１　行政機関等への応援の要請・受入れ 第4編-67
第２　消防活動に係る応援隊の受入れ 第4編-68
第３　緊急消防援助隊の要請・受入れ 第4編-68
第４　県消防防災ヘリコプターの派遣要請・受入れ 第4編-69
第５　職員の派遣要請・受入れ 第4編-69
第６　民間との協力 第4編-70
第７　ＩＳＵＴの受入れ体制の準備 第4編-73
第８　支援体制の整備（町外で災害が発生した場合） 第4編-73
第９　広域応援の受入れ 第4編-73
第７節　自衛隊災害派遣の要請要求・受入れ 第4編-75
第１　自衛隊災害派遣要請の要求等 第4編-75
第２　災害派遣部隊の受入れ 第4編-77
第３　派遣部隊の撤収要請 第4編-78
第８節　公共土木施設等・建築物応急対策 第4編-79
第１　被災直後の初期段階での対応 第4編-79
第２　県による住民や町等への情報提供 第4編-80
第３　公共土木施設等 第4編-80
第４　被災建築物、被災宅地 第4編-82
第５　地震水防活動 第4編-83
第９節　ライフラインの確保 第4編-85
第１　上水道 第4編-85
第２　下水道 第4編-86
第３　電力（関西電力送配電株式会社奈良本部） 第4編-87
第４　ＬＰガス（ＬＰガス事業者） 第4編-90
第５　電気通信（各社） 第4編-91
第10節　危険物等災害応急対策 第4編-98
第１　危険物等（危険物施設、高圧ガス、火薬類貯蔵所、毒物・劇物施設） 第4編-98
第２　放射性物質（放射性同位元素に係る施設等） 第4編-98
第11節　地盤災害応急対策 第4編-99
第１　砂防施設 第4編-99
第２　治山施設 第4編-100
第12節　大規模火災対策 第4編-101
第１　市街地火災応急対策 第4編-101
第２　消防活動に係る応援隊の受入れ 第4編-101
第３　地域住民との連携 第4編-101
第13節　救助・救急活動 第4編-103
第１　災害発生状況の把握 第4編-103
第２　救助・救急活動 第4編-103
第３　行方不明者の捜索 第4編-104
第４　各関係機関の相互応援 第4編-104
第14節　医療救護活動 第4編-106
第１　医療情報の収集・提供活動 第4編-106
第２　医療対策 第4編-106
第３　後方医療対策等 第4編-108
第４　医薬品等の調達・確保 第4編-110

第15節　緊急輸送活動・交通規制 第4編-112
第１　緊急輸送の範囲 第4編-112
第２　被害状況の把握 第4編-113
第３　陸上輸送 第4編-113
第４　航空輸送 第4編-114
第５　交通規制 第4編-115
第16節　緊急物資の供給 第4編-118
第１　給水活動 第4編-118
第２　食料の供給 第4編-120
第３　生活必需品の供給 第4編-122
第４　日本赤十字社による救助 第4編-124
第17節　防疫・保健衛生活動 第4編-126
第１　防疫活動 第4編-126
第２　食品衛生管理 第4編-127
第３　被災者の健康維持活動 第4編-128
第４　環境保全対策 第4編-129
第５　愛玩動物の収容、死亡・放浪動物対策 第4編-130
第18節　遺体の収容・処理及び火葬等 第4編-133
第１　初期活動 第4編-133
第２　遺体の収容 第4編-133
第３　遺体の処理 第4編-134
第４　遺体の火葬等 第4編-134
第19節　廃棄物の処理等 第4編-136
第１　し尿処理 第4編-136
第２　ごみ処理 第4編-138
第３　がれき処理 第4編-139
第４　環境保全対策 第4編-141
第20節　ボランティア等自発的支援の受入れ 第4編-143
第１　ボランティアの受入れ 第4編-143
第２　義援金・救援物資の受入れ及び配分 第4編-145
第３　海外からの支援の受入れ 第4編-146
第21節　災害救助法の適用 第4編-148
第１　災害救助法の適用基準 第4編-148
第２　滅失世帯の算定基準 第4編-149
第３　災害救助法の適用申請 第4編-149
第４　救助の実施 第4編-149
第５　救助の程度、方法及び期間並びに費用の範囲 第4編-150
第６　救助実施状況の報告 第4編-150
第22節　応急教育等 第4編-151
第１　学校・園施設の応急対策 第4編-151
第２　応急教育の実施 第4編-152
第３　園児・児童・生徒の援助等 第4編-153
第４　社会教育施設等の応急対策 第4編-154
第23節　文化財応急対策 第4編-156
第１　災害発生の通報 第4編-156
第２　被害状況の調査・復旧対策 第4編-156
第３　大規模災害における応急対策 第4編-157
第24節　農林関係応急対策 第4編-158
第１　農業用施設 第4編-158
第２　農作物 第4編-158
第３　畜産 第4編-158
第４　林産物 第4編-158
第５　林道・農道 第4編-159
第25節　社会秩序の維持 第4編-160
第１　警備活動 第4編-160

第２　住民への呼びかけ 第4編-160
第３　物価の安定及び物資の安定供給..... 第4編-160
第26節　災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定 第4編-162

第５編　災害復旧・復興計画 第5編-1
第１章　まちの復旧及び経済の振興対策 第5編-1
第１節　公共施設等の復旧 第5編-1
第１　災害復旧事業計画の作成 第5編-1
第２　災害復旧事業の実施・留意点 第5編-2
第２節　激甚災害の指定 第5編-3
第１　激甚災害指定の手続 第5編-3
第２　激甚災害法の指定基準 第5編-3
第３節　被災中小企業の振興 第5編-7
第１　中小企業支援対策 第5編-7
第２　金融支援 第5編-7
第３　雇用対策 第5編-7
第４　中小企業者に対する支援制度の周知 第5編-7
第４節　被災農林業者への融資 第5編-8
第１　資金需要の調査 第5編-8
第２　農業災害に対する融資制度 第5編-8
第３　林業災害に対する融資制度 第5編-8
第２章　被災者の生活の安定 第5編-10
第１節　罹災証明書の発行等 第5編-10
第１　罹災台帳の作成 第5編-10
第２　罹災証明書の発行 第5編-10
第３　罹災証明書発行に関する広報 第5編-11
第４　被災証明書の発行 第5編-12
第５　被災者台帳の作成 第5編-12
第２節　被災者の生活確保 第5編-13
第１　雇用対策 第5編-13
第２　町税等の減免・徴収猶予等 第5編-13
第３　災害援護資金等の貸付 第5編-14
第４　災害弔慰金等の支給 第5編-15
第５　災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備 第5編-15
第３章　被災者の心身のケア 第5編-16
第１節　被災者生活再建窓口の開設 第5編-16
第１　被災者生活再建相談窓口の開設 第5編-16
第２　相談内容・要望の処理 第5編-16
第２節　被災者健康維持活動 第5編-18
第１　巡回相談等の実施 第5編-18
第２　心の健康相談の実施 第5編-18
第３　女性や性的マイノリティのための相談窓口の設置 第5編-18
第４章　被災者のすまいの再建の支援 第5編-19
第１節　被災者生活再建支援金 第5編-19
第１　被災者生活再建支援金の支給 第5編-19
第２　被災者生活再建支援金の概要 第5編-19
第２節　住宅の確保 第5編-22
第１　住宅の供給促進 第5編-22
第２　その他の対策 第5編-22
第５章　災害復旧・復興計画 第5編-24
第１節　災害復旧・復興計画の策定 第5編-24
第１　基本方針 第5編-24

第２　復旧・復興計画の策定 第5編-24
第３　復旧・復興対策体制の整備..... 第5編-25
第４　災害復旧・復興計画の策定..... 第5編-26
第２節　特定大規模災害発生時の復興計画 第5編-27
第１　復興対策本部及び復興基本方針等..... 第5編-27
第２　特定大規模災害発生時における復興計画の作成..... 第5編-28
第３　復興整備事業における各種特例措置..... 第5編-29

第６編　南海トラフ地震防災対策推進計画 第6編-1
第１節　総則 第6編-1
第１　推進計画の目的 第6編-1
第２　計画の基本方針 第6編-1
第３　防災関係機関が行う事務又は業務の大綱 第6編-2
第２節　南海トラフ地震臨時情報 第6編-3
第１　地震の時間差発生による災害の拡大防止 第6編-3
第２　南海トラフ地震臨時情報の発表 第6編-3
第３　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項 第6編-5
第４　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項 第6編-5
第３節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 第6編-6
第１　奈良県地震防災緊急事業五箇年計画 第6編-6
第４節　防災訓練計画等 第6編-6
第１　防災訓練計画 第6編-6
第５節　地震防災上必要な防災知識の普及計画 第6編-6
第１　職員に対する防災知識の普及 第6編-6
第２　住民に対する防災知識の普及 第6編-6
第３　学校教育における地震防災上必要な防災知識の普及計画 第6編-7
第４　防災上重要な施設管理者に対する防災知識の普及 第6編-7
第６節　地域防災力の向上に関する計画 第6編-7
第１　自主防災組織の災害対応能力の向上 第6編-7
第２　事業所等の災害対応能力の向上 第6編-7
第３　常備消防力の強化等 第6編-7
第７節　広域かつ甚大な被害への備え 第6編-7
第１　建築物の耐震性の確保 第6編-7
第２　長周期地震動対策 第6編-7
第３　斜面崩壊 第6編-8
第４　時間差発生による災害の拡大防止 第6編-8
第５　帰宅困難者対策 第6編-8
第６　文化財保護対策 第6編-8
第８節　地震発生時の応急対策等 第6編-8
第１　災害対策本部等の設置 第6編-8
第２　地震発生時の応急対策 第6編-9
第３　他機関に対する応援要請 第6編-9
第９節　消火活動計画 第6編-10
第１　出火防止・初期消火 第6編-10
第２　消防活動 第6編-10
第３　相互応援協定 第6編-10
第10節　保健医療活動計画 第6編-10
第１　保健医療活動 第6編-10
第２　医療機関への支援 第6編-10
第３　要継続的医療支援者（人工透析患者、人工呼吸器使用者等）への支援 第6編-10
第４　保健医療活動にかかる受援体制の整備 第6編-10
第５　後方医療体制の整備及び傷病者の搬送 第6編-10
第６　災害時における医薬品等の供給体制 第6編-10
第７　保健師等による健康管理に関する活動 第6編-10
第８　精神障害者及びメンタルヘルスに関する活動 第6編-10
第９　医療関係機関・団体への協力要請 第6編-10
第11節　緊急輸送計画 第6編-11

第１　計画の基本方針 第6編-11
第２　輸送力の確保 第6編-11
第３　緊急輸送体制の確立 第6編-11
第12節　防疫、保健衛生計画 第6編-11
第１　防疫体制 第6編-11
第２　食品衛生対策 第6編-11
第３　防疫・保健衛生用資機材の調達等 第6編-11
第４　ペットの災害対策 第6編-11
第５　生活衛生対策 第6編-11
第13節　支援・受援体制の整備 第6編-12
第１　被災地への人的支援 第6編-12
第14節　広域避難対策 第6編-12
第１　広域避難者の受入れ体制の整備 第6編-12
第２　広域避難者への対応 第6編-12
第15節　物資等の確保 第6編-12
第１　町、住民の役割分担 第6編-12
第２　平常時の物資調達 第6編-12
第３　平常時の報告 第6編-12
第４　食料備蓄率の向上 第6編-12

第１編　総則

第１章　計画の基本方針

第１節　目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づいて、下市町（以下「町」という。）の町域に係る防災に関し下市町防災会議が定める計画であって、町と町域内の公共的団体（以下「関係機関」という。）等が処理すべき事務又は業務の大綱を定めることによって、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、町域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第２節　計画の位置づけ

第１　計画の位置づけ

この計画は、町域内で発生するおそれがある災害に備えて、指定地方行政機関、指定公共機関等が作成する防災業務計画、奈良県地域防災計画等、各種計画と整合を図るとともに、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づき、知事が実施する災害救助事務を包含する、防災対策の基本方針を示す総合的計画である。

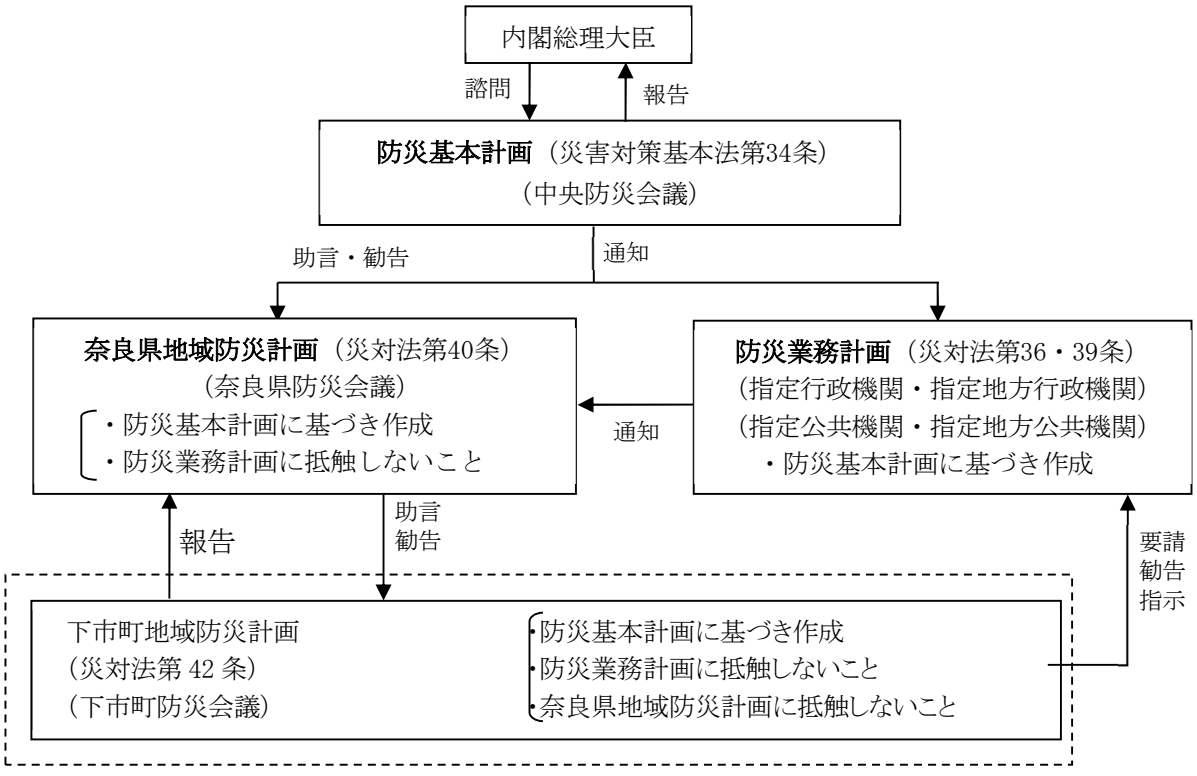

第２　下市町国土強靭化地域計画との関係

国においては、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（国土強靭化基本法）」が施行され、平成 26 年６月には「国土強靭化基本計画」が策定された。

町は、「国土強靭化基本法」に基づき、国土強靭化に関し、地域の実情に応じた施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画「下市町国土強靭化地域計画」（令和７年３月）を定めており、本地域防災計画や各種分野別計画における本町の国土強靭化に関する部分についての指針として位置づけられる。

この「下市町国土強靭化地域計画」を踏まえ、本地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。

第３節　基本方針

本計画の基本方針を、次のとおり定める。

１　災害時の被害を最小化する「減災」の推進

災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本とする。人命を守ることを最優先としたうえで、経済的被害も少なくなるようハード・ソフト両面の様々な対策を組合せて効果的な取組を推進する。

２　「自助・共助・公助」の組合せによる取組の推進

行政が取り組む「公助」にも限界があることから、町民一人一人が自らの身の安全は自らが守るという意識を持って行動をとる。自らの命を守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」を適切に組合せた取組を推進する。

３　「多様な視点」からの取組の推進

男女共同参画や性的マイノリティの視点、要配慮者の視点等、様々な視点からの防災対策を考え実効性の高い取組を推進する。町民、事業者等、多様な主体が相互に連携し、協力して防災の取組を推進する。

４　「感染症のまん延防止対策」等の推進

３密（密集、密接、密閉）が重なりやすい避難所等における感染予防、感染拡大防止のため、関係機関等と連携を図り、取組を推進する。

第４節　計画の構成

この計画は、「総則」、「災害予防計画」、「風水害等応急対策計画」、「地震災害応急対策計画」、「災害復旧・復興計画」、「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び「資料編」で構成する。

第１　総則

町及び関係機関が防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱、想定される災害等について定める。

第２　災害予防計画

災害の未然防止と被害の軽減を図るため、平常時から実施すべき措置や対策等について定める。

第３　風水害等応急対策計画

風水害発生前の警戒活動等とともに、災害発生直後の人命救助からその後の被災者の生活支援に重点を置き、町及び関係機関に求められる活動内容を災害警戒期、災害発生後に分け時系列に定める。

また、大規模災害、危険物等災害、突発災害の応急対策について定める。

第４　地震災害応急対策計画

地震発生直後の人命救助からその後の被災者の生活支援に重点を置き、町及び関係機関に求められる活動内容を初動期、応急復旧期に分け時系列に定める。

第５　災害復旧・復興計画

住民の生活再建のため、各種の取組及び復興の基本方針について定める。

第６　南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項その他南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定める。

第７　資料編

「総則」、「災害予防計画」、「風水害等応急対策計画」、「地震災害応急対策計画」、「災害復旧・復興計画」及び「南海トラフ地震防災対策推進計画」を実施するうえで、参照すべき資料、付表・付図、様式等について記載する。

第２章　防災ビジョン

第１節　計画の理念

風水害や地震、大規模事故などの災害は、いつか必ず発生するものであり、それが今、突然発生する可能性もある。また、大災害時には、行政、地域、住民ができることにはそれぞれ限界がある。

被害の発生や被害をゼロにすることは困難であるため、災害が発生することを前提に、できるだけ被害を最小限にとどめる減災を目指して対策を推進する必要がある。

さらに、災害に対しては、「自助・互助・共助・公助」の考え方から、「自分の命は自分で守る」という意識のもと、行政だけでなく、住民一人一人、自治会、自主防災組織、事業所などが、下市町で災害が発生したらどのようになるかを具体的にイメージして、自分でできることは何かを考え、それぞれの地域社会でそれぞれの役割を果たすことが必要である。

住民の安全を確保し、被害を最小限にとどめることを実現するためには、長期的かつ総合的な施策により、災害に強いまちづくりを進めること、被害を少なくするために災害に強い住民や職員等を育てること､いかなる災害にも対応できるような災害に強い組織や体制等を確立することが重要となる。

過去の紀伊半島大水害などの風水害や東日本大震災等の教訓、今後発生が懸念される南海トラフ地震や内陸活断層地震等による災害を念頭に､「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを計画の理念とし、住民・行政・関係機関・団体等がそれぞれの役割を自覚し、互いの連携を基本として災害に強い下市町をつくりあげるため、防災ビジョンを次のように掲げる。

■防災ビジョン

計画の理念	自分たちのまちは自分たちで守る
基本目標	災害に強いまちをつくる 災害に強いひとを育てる 災害に強いしくみをつくる

計画の推進にあたっては、下記の諸点を基本とする。

（１）災害による死者（災害関連死を含む。）をなくす・人命を守ることを最大の目標に、できる限り被害を最小化
（２）自助・共助の促進による自主防災体制の確立
（３）町、防災関係機関及び住民、企業それぞれの役割と連携
（４）防災関係機関相互の協力体制の推進
（５）ハード対策及びソフト対策を組み合わせた災害対策事業の推進
（６）過去の災害の教訓を踏まえた対策の推進
（７）関係法令の遵守
（８）避難行動要支援者等の多様な視点を生かした対策の推進
（９）男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

第２節　基本目標達成のための防災施策

第１　災害に強いまちをつくる

（１）災害に強いまちづくりの推進

避難場所の整備、地域防災拠点の整備、避難路の安全確保を図るとともに、消火施設の整備や住宅耐震化の促進を図る。

（２）風水害対策の推進

近年は集中豪雨の回数が増え、内水氾濫とともに外水氾濫の危険性も危ぶまれる。

今後も、河川やため池の改修、排水能力の強化、下水道及び治水施設の整備等を推進するとともに、早めの避難を実現するために、洪水や浸水を想定した警戒・避難体制の強化を図る。

（３）地震対策の推進

建て替え等により、施設そのものの耐震性は向上しているが、危険要因の増加等により、これまでにない被害も予測される。

町及び関係機関は、防災・減災の視点にたった対策を展開し、建築物の耐震化・不燃化等を推進する。

さらに、ライフラインを災害時にも最低限維持するための対策を推進するなど、災害に強い社会基盤の整備を図る。

住民及び事業所は、耐震診断などを通じて建物のぜい弱性を把握するとともに、それに見合った耐震補強、屋内家具等の転倒防止、自動消火装置付き器具の使用、感震ブレーカーの設置、ブロック塀・自動販売機・看板等の転倒・落下防止など、家庭、職場の耐震化、防火対策に努める。

（４）土砂災害対策の推進

土砂災害を防止するための砂防施設等の工事を推進するとともに、早めの避難を実現するために、土砂災害を想定した警戒・避難体制の強化を図る。

（５）その他の災害対策の推進

突発重大事故、危険物等災害、林野火災等についても、他の災害の対策とあわせ、各施設管理者による安全管理体制の強化、応急資機材の整備、避難体制の整備の推進を図る。

第２　災害に強いひとを育てる

（１）自助能力の向上

大規模な災害においては、人命救助などの行政の緊急活動が行き渡らない可能性もある。

このような中、地域の被害を小さくするためには、現場での適切な初期活動が必要不可欠であり、それを行う住民の役割は極めて重要である。

そのため、町は、地域及び職場等を通じて住民の危機意識の高揚を図り、防災教育や防災訓練等を通じて、個人の災害時の防災活動力の向上を図る。

（２）互助能力の向上

災害発生時の被害を軽減するためには、住民一人一人の活動に加え、自治会、自主防災組織を主体とした地域単位での活動が必要不可欠となる。

特に、要配慮者への対応については、地域や近隣での協力体制が最も有効である。

そのため、町は、防災教育や地域での防災訓練等を通じ、自主防災組織の育成強化を図るとともに住宅用防災機器の設置及び維持を推進する。

（３）防災関係者の防災力の向上

町職員をはじめとする防災関係者に対し、研修や防災訓練を実施し、防災意識及び災害対応力の向上を図る。

第３　災害に強いしくみをつくる

（１）情報伝達手段の確保

災害発生時における情報の迅速かつ的確な伝達を図るため、防災行政無線等を整備し、早期の避難誘導や事前準備を可能とすることにより、被害の軽減を図る。

（２）要配慮者支援策の確立

災害発生時等における要配慮者への避難情報等の伝達や迅速な避難誘導を図るため、自治会、自主防災組織を中心として、要配慮者一人一人に対して近隣協力者を定めるなど、要配慮者の避難のための近隣協力体制づくりを進める。

（３）災害対策本部の機能強化

災害時の本部機能の強化を図るため、本部内及び防災関係機関の情報共有手段の整備を図るほか、地域防災計画に基づく各種マニュアルを作成し、「いつ、だれが、何を、どうするのか」といった役割分担を明確にする。

マニュアルは、訓練の実施により実効性の検証を行い、必要な見直しを図っていく。

（４）応援体制の充実

近隣の市町村、関係機関、民間事業者等と災害対策に関する各種協定を締結し、広域応援体制を整備し、総合的な防災体制の確立を図る。

（５）消防力の強化

消防自動車、消防団の資機材等の整備を促進し、消防力の強化を図るとともに、消防団員の資質向上、活性化を図る。

また、大規模災害に対応できるよう消火栓、防火水槽の整備を進め、消防水利の確保に努める。

（６）災害医療・救急救助体制の高度化

吉野郡医師会、町内及び近隣医療機関等との連携により、災害医療体制の高度化を図る。

また、特殊災害に対応できる資機材を整備し、救助技術の高度化を図る。

（７）備蓄物資の充実

災害に備えた備蓄物資の充実を進めるとともに、各地区への災害備蓄物資の拠点となるべき施設の整備を図る。

（８）ボランティア活動体制の整備

災害時のボランティアの受入れ体制を整備し、平常時からボランティア活動組織との連携を強化及び支援を行い、災害時のボランティア活動の組織・体制・基盤づくりに努める。

第３章　町域の概況

第１節　自然的条件

第１　地勢

本町は、奈良県の南半分を占める吉野郡の北西、県都奈良市から 38㎞ の位置にあり、東西約 9㎞、南北約 11㎞、面積 62.01 ㎢を有している。標高は 126ｍ（新住地区）～820ｍ（南部山岳）である。

また、北は吉野川を境に大淀町、東側は吉野町、南側は黒滝村、西側は五條市と接している。

第２　地形

本町の地形は、北部を東西に流れる吉野川の流域に広がった平坦地と、吉野川の支流である秋野川や丹生川を挟む山間地に大別できる。

町域の大半（約 73%）を占める山林は急峻な地形が多いことから、市街地は町北部、秋野川沿いに形成され、山間地には小さな集落が点在している。

■主な河川及び山岳

河川 （紀ノ川水系）	吉野川(5.10km)、原谷川(3.00km)、丹生川(9.60km)、長谷川(3.35km)、 小路谷川(3.29km)、秋野川(7.45km)、栃本川(2.00km)、阿知賀川(2.10km)、 石堂谷川(2.52km)
山岳	栃が岳(809.1m)、櫃ヶ岳(784.0m)、城山(617.6m)、高岳(616.8m)、 栃原岳(526.8m)

第３　地質

新生代第四紀更新世に吉野川（紀の川）沿いに堆積した砂礫層は段丘層とよばれ、礫・砂などよりなるよく締まった地層であり、下市口付近などに分布する。その台地の周辺部には段丘崖と呼ばれる急崖がみられ、崩壊しやすい特性がある。谷底部などには未固結の砂・泥・礫が堆積し、沖積層と呼ばれている。

沖積層は、現在も堆積しつつある地層で、中高層建築物などの基礎としての支持力のない軟弱な地盤(未固結堆積物)である。

第４　活断層

本町付近の活断層は、本町北部（下市町内）を東西に縦断する千股断層Ⅰ[C]をはじめ、本町北西部（五條市北部）には中央構造線Ⅰ[C]、葛城断層ⅡB、金剛断層ⅠBなど多くの活断層がある。

■確実度、活動度の区分

確実度	Ⅰ:確実な活断層 Ⅱ:活断層と推定されるもの Ⅲ:活断層の可能性のあるもの
活動度	A:平均変位速度が 1m/1000 年以上 10m/1000 年未満 B:平均変位速度が 0.1m/1000 年以上 1m/1000 年未満 C:平均変位速度が 0.01m/1000 年以上 0.1m/1000 年未満 [ ]は、第四紀後期の約 50 万年間に活動しなかったとみられるもの

第５　気象

１ 気温･降水量

本町の気候は、地域により多少の差はあるものの比較的温暖であり、全体的な年平均気温は 14℃～16℃、年平均降水量は約 1,500㎜ である。

町北部は、奈良盆地と同様に夏は暑く冬は寒い内陸性気候地帯にあたる。また、南部の山間地域は、夏は比較的涼しく冬はかなり寒い。

気象庁のアメダス(五條)によれば、最近５年間の年間降水量は 1,430㎜ 程度、平均気温は 15～16℃、平均風速は 1.6m/s 程度となっており、本町の気候も同様の環境及び傾向にあるといえる。

■気温･降水量(五條)

年	降水量(mm)		気温(℃)			風向･風速(m/s)		
	年間	日最大	日平均	日最高平均	日最低平均	平均	最大風速	
							風速	風向
2014	1106.0	118.5	14.0	19.9	8.8	1.8	10.7	北
2015	1459.0	60.0	14.7	20.3	9.7	1.8	10.2	西北西
2016	1461.5	104.5	15.1	21.1	9.9	1.7	9.4	北
2017	1413.5	254.5	14.1	19.9	9.0	1.7	9.9	南西
2018	1741.5	104.0	14.8	20.6	9.6	1.6	11.4	南
2019	1482.5	149.0	14.9	20.8	9.7	1.6	8.2	西
2020	1676.0	86.5	15.0	20.8	9.9	1.6	9.6	西
2021	1425.0	59.5	14.9	20.9	9.9	1.6	9.3	西北西
2022	995.0	41.0	14.8	21.0	9.7	1.6	8.6	西北西
2023	1491.5	282.5	15.3	21.7	9.9	1.5	9.4	西
2024	1592.5	108.0	15.9	21.8	11.0	1.5	9.2	北西

資料：気象庁

２ 気象特性

奈良地方気象台によると、県内に災害をもたらす台風のほとんどは、九州南部から北東に進んでくるものと、四国又は紀伊半島の南方海上から北又は北北東に進んでくるもので、接近しやすい時期としては７月下旬から 10 月中旬にかけてであり、特に８月下旬及び９月の中旬から下旬にかけてが多いと報告されている。

第２節　社会的条件

第1　人口等

本町の総人口・世帯数（令和６年 10 月現在）は、人口は 4,429 人、世帯数 2,240 世帯で、平均世帯人員は 1.98 人である。町面積は 61.99 ㎢であることから人口密度は 71.4 人／㎢となっている。

大部分の人口は、町北部の市街地に居住し、山間地域にわずかに居住地がみられる。

年齢別にみれば、14 歳以下の人口が約６％、15 歳～64 歳の生産年齢人口が約 47%、65 歳以上の高齢者が約 47%となっている。

■人口･世帯数

人口	世帯数	平均世帯人員	人口密度
4,429 人	2,240 世帯	1.98 人／世帯	71.4 人／㎢

資料：令和７年下市町住民基本台帳

■人口･世帯数の推移(各年 10 月現在)

区分	人口(人)	世帯数(世帯)	平均世帯人員(人／世帯)
平成 22 年(2010)	6,972	2,664	2.62
平成 23 年(2011)	6,770	2,652	2.55
平成 24 年(2012)	6,593	2,627	2.51
平成 25 年(2013)	6,397	2,594	2.47
平成 26 年(2014)	6,187	2,595	2.40
平成 27 年(2015)	6,010	2,551	2.36
平成 28 年(2016)	5,848	2,534	2.31
平成 29 年(2017)	5,654	2,496	2.27
平成 30 年(2018)	5,501	2,470	2.23
令和元年(2019)	5,310	2,439	2.18
令和2年(2020)	5,149	2,432	2.12
令和3年(2021)	4,947	2,381	2.08
令和4年(2022)	4,775	2,340	2.04
令和5年(2023)	4,617	2,305	2.00
令和6年(2024)	4,429	2,240	1.98
令和7年(2025)	4,281	2,193	1.95

資料：令和７年下市町住民基本台帳

■年齢3区分別人口

区分	0～14 歳 （年少人口）	15～64 歳 （生産年齢人口）	65 歳以上 （老年人口）
人口(人)	234	1,944	2,251
比率(%)	5.28	43.89	50.82

資料：令和７年下市町住民基本台帳

第２　交通網

本町の幹線道路網は、大和平野や大阪方面と吉野郡山間部を結ぶ南北交通の大動脈となっている国道 309 号をはじめ、五條・吉野線、下市・宗桧線、洞川・下市線など県道６路線によって形成され、周辺市町村さらには広域へと連絡する骨格的な役割を担っており、これを補完する機能として、町道若しくは林道、農道が整備されている。

第３　土地利用状況

本町は、北部の丘陵地と東部や南部の山岳地に分けられ、このうち北部では都市計画区域(2,671ha)が、東部や南部では山村振興地域(3,530ha)が、また、北部丘陵地及び山間部の谷あい等では農業振興地域が設定されている。

第４　歴史・文化資源

本町には、百合ケ峯・峯山五丁森・瀬の上遺跡（いずれも下市町阿知賀）から当時の遺物が数多く発見され、弥生時代の６世紀後半（古墳時代後期）に築造された岡峯古墳（阿知賀）は、玄室に石棚を有する極めて珍しい古墳として知られている。

また、本町は室町時代に建立された願行寺の寺内町としても発展し、江戸時代には大峯参りの宿場町としても賑わった。現在も龍洞院、瀧上寺など、歴史を伝える多くの寺社が点在するなど、町内には数多くの歴史遺産が残されている。

毎年２月 12 日に下市蛭子神社で開かれる初市は、県内外から大勢の人々が訪れる盛大な祭として知られている。

第４章　災害危険性及び想定する災害

第１節　災害履歴

第１　台風・集中豪雨災害

本町を含む奈良県内の風水害の履歴は、以下のとおりである。

■主な風水害

年月日	災害種別	被害地域	気象状況	県内の被害状況
明治 29 年 9.12	水害	町内		吉野川の水面が千石橋上約 1mに上昇。 惣上、今在家、宮ノ向の大部分が床上浸水、住家 3 戸が流失。
昭和 34 年 9.26	水害	町内	伊勢湾台風	千石橋上に流木が蓄積。 新住で住家 6 戸が流失。 秋野川、丹生川が氾濫し、未曾有の被害を受ける。
昭和 40 年 9.19	水害	町内	台風 24 号	
昭和 57 年 8.1	水害	町内	台風 10 号	町内で 30 億円を超える被害が発生。
平成 2 年 9.13～18	水害	県全域	13 日から 18 日にかけ西日本に停滞していた前線の活動が活発になり大雨となった。	家屋半壊・破損5、床上浸水46、床下浸水 105、山・がけ崩れ 6、堤防決壊 2
平成 2 年 9.19 （台風第 19 号）	風水害	県全域	台風第 19 号が和歌山県白浜町の南に上陸し、県南東部で大雨となった。	家屋半壊・損壊5、床上浸水46、床下浸水 105、山・がけ崩れ 6、堤防決壊 2
平成 7 年 7.1～6	水害	県全域	梅雨前線が西日本から東日本に停滞し、各地で断続的に大雨が降った。 県内では特に 3 日の昼前後 4 日午前中、短時間に激しい雨が降った。	家屋半壊2、床上浸水229、床下浸水 1,650、道路損壊 7、橋梁流失 1、山・がけ崩れ 22
平成 9 年 7.9～13	水害	県北部	梅雨前線が西日本に停滞し、県全域で雨が降り続いた。特に 13 日は、前線が活発化したため、県北部を中心に短時間強雨となった。	床上浸水3、床下浸水696、道路損壊 2、山・がけ崩れ 5
平成 10 年 9.22 （台風第 7 号）	風害	県全域	台風第 7 号が和歌山県御坊市付近に上陸し、琵琶湖の南側を通り富山湾へ進んだ。 台風の最盛期に暴風域を伴って上陸したため、県内も暴風となった。	死者 2、負傷者 87、家屋全壊 52、家屋半壊603、床上浸水1、床下浸水 36、道路損壊 68、橋梁流失 3、山・がけ崩れ 77、通信施設被害 7,315 回線

年月日	災害種別	被害地域	気象状況	県内の被害状況
平成 13 年 6.13～15	水害	県北部	この期間、西日本付近に停滞する梅雨前線上を発達した低気圧がゆっくり東進した。特に 14 日は、紀伊半島付近に停滞する梅雨前線上を低気圧が通過し、この低気圧に向かい南海上から暖かく湿った空気が流入して大気の状態が不安定となり、県北部で雷を伴う短時間強雨となった。	床下浸水 6、山・がけ崩れ 1
平成 13 年 7.17	水害	県北部	日本海に停滞する梅雨前線に暖かく湿った空気が流入し、大気の状態が不安定となり、県北部を中心に雷を伴う短時間強雨となった。	床下浸水 10、落雷により 2,340 世帯が停電した。
平成 15 年 8.7～9	風水害	県全域	台風 10 号の影響により風雨が強まり、奈良で最大瞬間風速 20.5m/s を記録した。また、県南部の日出岳・上北山・山上ヶ岳では降り始めからの総降水量が 400mm を超えた。	県下で住家の一部損壊 3 棟、床下浸水 1 棟、がけ崩れ 4 箇所、道路損壊 9 箇所の被害が発生した。
平成 16 年 8.4～5	風水害	県全域	台風 11 号により県南部を中心に猛烈な雨となった。日最大降水量は奈良で 28.5mm、上北山 540mm、日最大 1 時間降水量は奈良で 11.5mm、上北山 81mm となった。	下北山村と室生村で民家 2 棟が土砂崩れ等により一部損壊、上北山村や御杖村などで床下浸水 9 棟、県内合計 3,630 戸の停電被害が発生した。
平成 17 年 12.22	雪害	県北部	強い冬型の気圧配置の影響で、県内の所々で積雪となった。積雪量は奈良市で 3cm。	雪の影響で転倒や交通事故による負傷者 12 名をはじめ県内で 18 名の負傷が発生した。また、奈良市、生駒市、平群町で計 9 万 1 千世帯が一時停電した。
平成 18 年 8.22	水害	県北部	台風 10 号から変わった熱帯低気圧による雷雨が北西部を中心に発生し、日最大降水量は大宇陀 41mm、日最大1時間降水量は大宇陀37mm となった。	桜井市三輪等で床上浸水 12 世帯、床下浸水 180 世帯、天理市柳本町で床下浸水 19 棟等が発生した。
平成 19 年 7.17	水害	県北部	大雨により、県北部の広い範囲で浸水被害が発生した。日最大降水量は奈良で 33mm、葛城 73mm、日最大 1 時間降水量は奈良で 22.5mm、葛城 50mm となった。	平成 12 年以来の 1000 棟規模の浸水(床上浸水 97 棟、床下浸水 967 棟)、県北西部を中心にがけ崩れや道路冠水が発生した。
平成 20 年 7.8	水害 落雷	県北部	寒気移流により、激しい雷雨が発生し、降水量は 1 時間に 50～110mm に及んだ。日最大降水量は奈良で 17mm、田原本 51mm、日最大 1 時間降水量は奈良で 10mm、大宇陀 22.5mm となった。	床上浸水 1 棟、床下浸水 97 棟、道路冠水 10 箇所、がけ崩れ 5 箇所、落雷による停電が最大で約 2, 900 戸が被害を受けた。

年月日	災害種別	被害地域	気象状況	県内の被害状況
平成 21 年 10.5～8	風水害	県全域	台風 18 号及び停滞前線により、県内各地で強風を伴った大雨が降った。日最大降水量は奈良で 55.5mm、日出岳 374mm、日最大 1 時間降水量は奈良で 11mm、曽爾 57.5mm となった。	床上浸水 3 棟、床下浸水 26 棟、家屋損壊 7 戸、土砂流出 17 箇所、崩土 11 箇所、陥没 1 箇所、冠水 5 箇所、がけ崩れ 24 箇所等の被害が起こった。
平成 22 年 7.13～15	水害	県全域	梅雨前線による断続的な降雨が 3 日間に渡り続いた。日最大降水量は奈良で 87.5mm、日最大 1 時間降水量は奈良で 32.5mm となった。	中町でがけ崩れが発生し住家が一部損壊、住民 1 名が軽傷。三郷町山間部や桜井市で崩土、五條市で小学校グラウンドの一部が法面崩壊、大淀町で山の法面や民家の裏山で崩土 4 箇所、倒木による高圧線の断線により約 70 戸が停電となった。
平成 23 年 8.30～9.5 (台風 12 号)	水害	県南部	台風 12 号が西日本から北日本にかけて山沿いを中心に広い範囲で記録的な大雨をもたらせ、特に紀伊半島では、8 月 30 日 17 時から 9 月 5 日 24 時までの総降水量は広い範囲で 1000mm を超え、一部の地域では 2000mm を超えるなど、記録的な大雨となった。	がけ崩れや崩土、河川の増水や氾濫などにより、十津川村、五條市、天川村で死者、行方不明者合わせて 24 名、住家の全壊 49 棟、床上浸水 13 棟などの被害が発生した。
平成 25 年 9.14～16 (台風 18 号)	水害	県南部	台風 18 号が大型の勢力を保ったまま愛知県豊橋市に上陸し、奈良県南部を中心に記録的な大雨をもたらした。各地の総雨量は、上北山で 548mm、天川で 534.5mm、曽爾で 464mm など。	重傷者 1 名、住宅の一部損壊 7 棟、床上浸水 15 棟、床下浸水 80 棟、崩土や冠水等による通行止め等が発生した。
平成 29 年 10.20～23 (大雨・ 台風 21 号)	水害	県南部	台風第 21 号の北上とそれに伴い、本州南岸の前線の活動が活発となり、暴風を伴った大雨となった。各地の総雨量は十津川村玉置山で 556.5mm、五條三在町で 324.5mm など。風は五條三在町で北の風 22.2m など。	重傷者 1 人、住家の全壊 1 棟、半壊 3 棟、一部損壊 16 棟、床上浸水 98 棟、床下浸水 301 棟、崩土などによる通行止め等が発生した。
平成 30 年 7.5～6 (大雨)	水害	県全域	西日本に停滞した前線に向かって、南から暖かい湿った空気が流れ込み大雨となった。7 月 5 日から 8 日までの総降水量は、奈良市東紀寺町で 250.0mm、十津川村玉置山で 241.0mm、十津川村風屋で 149.5mm、奈良市針で 147.5mm を観測した。また、7 月 6 日の 24 時間降水量は奈良市東紀寺町で 195.5mm を観測し、7 月の月最大 24 時間降水量第 1 位となった。	死者 1 名、一部損壊 1 棟、床上浸水 1 棟、床下浸水 19 棟が発生した。

年月日	災害種別	被害地域	気象状況	県内の被害状況
平成 30 年 9.4～5 (台風 21 号)	風水害	県全域	台風第 21 号の北上に伴い、奈良県内は暴風を伴った大雨となった。各地の総雨量は十津川村風屋で315.0mm、天川で219.05mmなど。風は十津川村風屋で南南西 41.6m、五條三在町で南南西 27.2m など。	重傷 2 名、軽傷 5 名、半壊 4 棟、一部損壊 140 棟、床上浸水 2 棟、床下浸水 2 棟
令和 4 年 9.2～3 (台風 11 号)	水害	県北部	前線の移動に伴い、前線に向かって、暖かく湿った空気が流れ込み、県北部の局部地域において強雨となった。	行方不明1名、床下浸水 2 棟
令和 5 年 6.2～3	水害	県全域	梅雨前線に向かって、台風第 2 号からの暖かく湿った空気が流れ込み、線状降水帯も発生し、大雨となった。県内の多くの観測地点(五條市三在町、吉野など)で日降水量が 6 月の観測史上 1 位の値を更新した。吉野では 1 時間に 42.0 ㎜の激しい雨を観測した。	住家全壊 1 棟、半壊 1 棟、床上浸水 1 棟、床下浸水 27 棟、一部損壊 5 棟
令和 5 年 8.15～16 (台風 7 号)	風水害	県全域	台風による南よりの暖かく湿った空気の影響で、県内で大雨となった。各地の総雨量は、下北山村佐田で580.5 ㎜、十津川村葛川で 559.0 ㎜など。下北山村佐田での日降水量400.0 ㎜は観測史上最大となった。風は、奈良市東紀寺町で北東最大瞬間 28.7m/s など。	鉄道の運転見合わせ、住家一部損壊

資料：奈良県地域防災計画、奈良地方気象台資料など

第2　地震災害

本町を含む奈良県内の地震災害の履歴は、以下のとおりである。

■主な地震災害

年月日	地震名	規模 (M)	本県に与えた影響		
			被害地域	地震状況	県内の被害状況
昭和 2 年 3.7	北丹後	7.3	県北部	八木で強震(震度 5)を観測。	春日大社石灯籠約 60 基転倒。
昭和 11 年 2.21	河内 大和	6.4	奈良盆地	八木で強震(震度 5)を観測。震源の深さ約 10km、強震区域は奈良盆地一円、地鳴りが24 日まで続いた。余震本震合わせて 102 回。	死者 1、負傷者 7、家屋の破損約1,200 戸、その他器物の転倒破損、土塀、石灯籠の倒壊など多し。
昭和 13 年 1.12		6.8	中・南部	八木で中震(震度 4)を観測。震源地は田辺湾沖で浅い。	八木測候所の壁に小亀裂。十津川村などで小被害。
昭和 19 年 12.7	東南海	7.9	県全域	橿原で強震(震度 5)を観測震源地は熊野灘。	死者3、負傷者21、家屋の全壊 89、半壊 177。
昭和 21 年 12.21	南海	8.0	県全域	橿原で強震(震度 5)を観測。震源地は南海道沖、深さ 20km。	負傷者 13、家屋の全壊 37、半壊 46、その他石灯籠の倒壊相当数あり。

年月日	地震名	規模（M）	本県に与えた影響		
			被害地域	地震状況	県内の被害状況
昭和 23 年 6.15		6.7	県南部	橿原で中震（震度 4）を観測。震源地は和歌山県日高川上流。プレート境界地震と考えられる。	南西部で地すべり、がけ崩れ等小被害、春日大社石灯籠 3 基転倒。
昭和 25 年 4.26		6.5	県南部	橿原で弱震（震度 3）を観測。震源地は十津川村南西部、プレート境界地震で深さ 40km。	被害は三重県熊野市の方が大きい。十津川村で小被害、春日大社石灯籠 10 基転倒。
昭和 27 年 7.18	吉野	6.7	県全域	橿原で中震（震度 4）を観測。水平動が激しく、継続時間も長かった。震源地は桜井市付近、プレート境界地震で深さ 60km。	死者 3、負傷者 6、家屋の半壊 1、道路損壊 8、春日大社石灯籠倒壊 650。
昭和 37 年 1.4		6.4	県南部	奈良で弱震（震度 3）を観測。震源地は田辺湾沖、プレート境界地震で深さ 40km。	南部でがけ崩れ 1 ヶ所、落石による電話線の被害があった。
平成 7 年 1.17	兵庫県南部	7.3	県北部	奈良で中震（震度 4）を観測。震源地は淡路島付近、深さ 16km。	全体で死者 6,433、行方不明者 3、全半壊約 25 万棟であったが、県内の被害は負傷者 12 人、建物の一部損壊 15 件など比較的軽微であった。
平成 12 年 10.31		5.7	県南部	奈良で震度 4 を観測。震源地は三重県中部、プレート境界地震で深さ 43km。	南部で一部落石、崩土があった。
平成 16 年 9.5		6.9	県全域	下記地震の前震。 下北山村等で震度 5 弱を観測。	県内は一部の道路で落石及び小規模崩土があった。
平成 16 年 9.5 夜半		7.4	県全域	沈み込むフィリピン海プレート内での地震で、下北山村等で震度 5 弱。	県内で負傷者が 6 人発生した。
平成 16 年 9.7		6.4	県全域	上記地震の余震。下北山村等で震度 4。	人的物的な被害はなし。
平成 30 年 6.18	大阪府北部	6.1	県北部	大和郡山市、御所市などで震度 5 弱、奈良市、大和高田市などで震度 4。	軽傷 4 名、一部損壊 27 棟などが発生した。

資料：奈良県地域防災計画など

第２節　地域の災害危険性

本町は、起伏の大きな山地が広がり、斜面は全般に急峻である。

これらの山地の地盤は、強固な花崗岩などの岩石地盤であるが、尾根部の風化帯や断層部などでは、脆くなって崩壊や土砂流出しやすい特性を有している。

第１　水害

水害については、本町の北部を流れる吉野川の支川の水源地域にあたる地形的状況から、中小河川による外水氾濫の可能性が考えられる。

吉野川沿いの平野部では、吉野川の外水氾濫だけでなく、内水氾濫の可能性も考えられる。

今後、谷底平野や崖錐などの谷地形の箇所で、中小河川が合流するような谷筋の箇所では、局地的豪雨時などにおいて、水害による被害の発生が考えられる。

第２　土砂災害

土砂災害では、全町に広がる山地・丘陵地などの傾斜地の中で、自然斜面が残っている箇所について、斜面崩壊・地すべり・土石流の被害が予想される。

谷筋の谷底平野の山側には崖錐が多く分布する。崖錐は締まりの悪い、不規則な岩塊や土砂を含む未固結の斜面であり、地すべりや土石流を引き起こしやすい性質がある。

第３　地震災害

地震時の危険性では、谷底平野などの軟弱な地盤上の住宅等では、震度６強～７で全半壊に至る可能性があり、建物以外にも急斜面などでの斜面崩壊、地すべりなどの土砂災害が発生する可能性がある。

なお、本町は、地震ハザードマップを作成し、広く住民に周知している。

■防災マップ

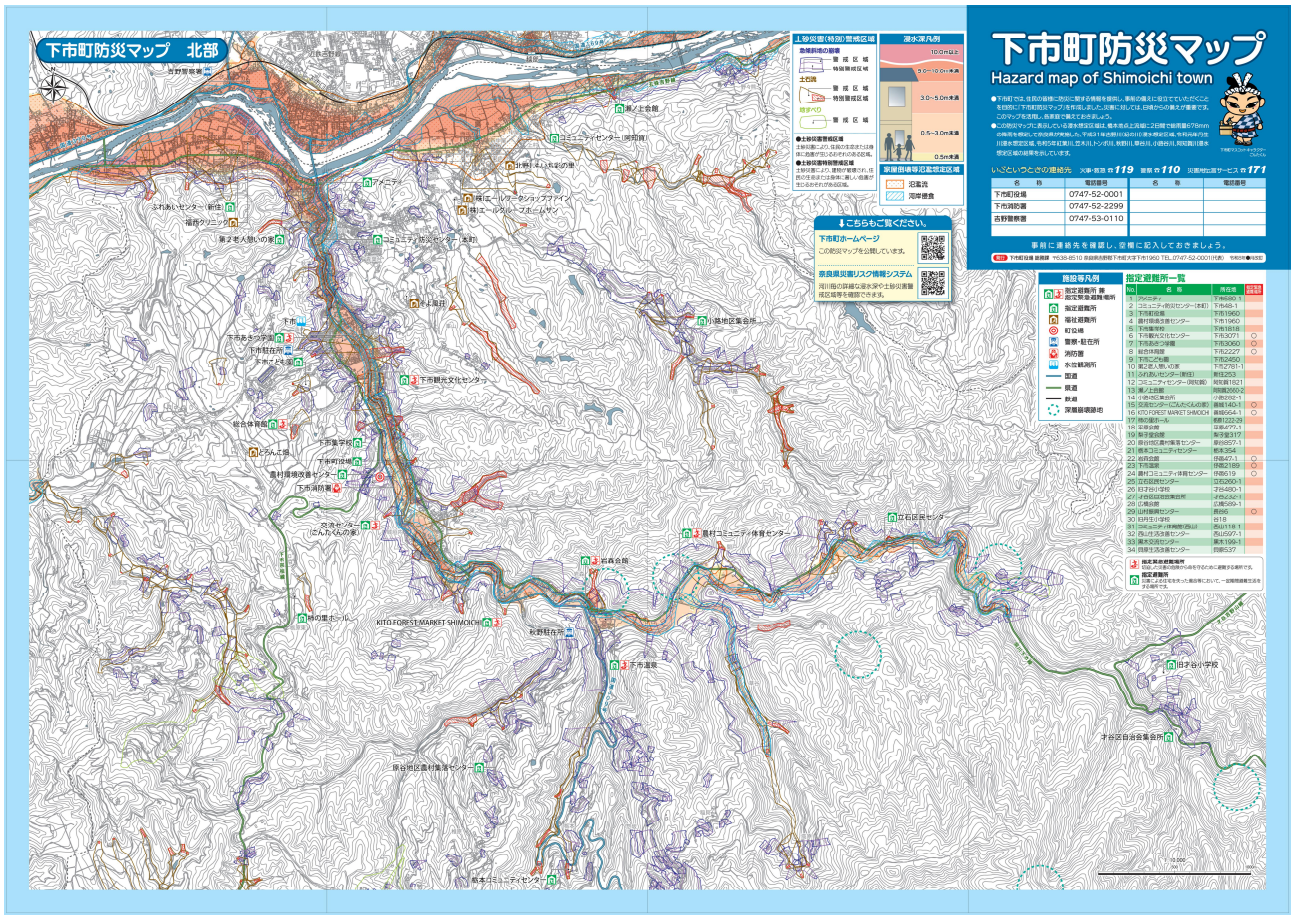
下市町防災マップ　北部
下市町防災マップ
Hazard map of Shimoichi town
いざというときの連絡先
指定避難所一覧
土砂災害(特別)警戒区域
浸水深凡例
こちらもご覧ください。
下市町ホームページ
奈良県災害リスク情報システム

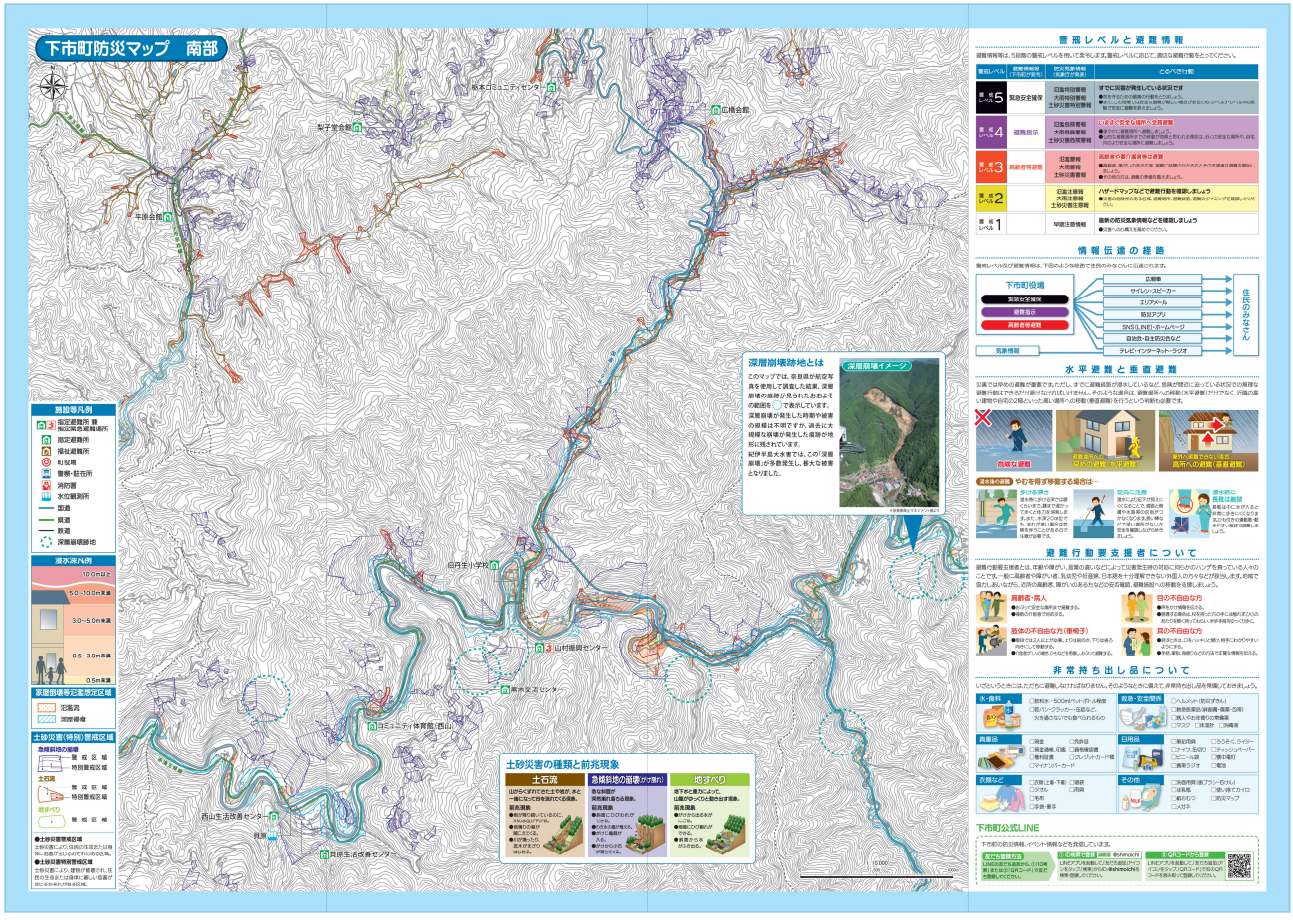
下市町防災マップ　南部
警戒レベルと避難情報
情報伝達の経路
水平避難と垂直避難
深層崩壊跡地とは
避難行動要支援者について
非常持ち出し品について
土砂災害の種類と前兆現象
下市町公式LINE

第３節　想定災害

災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、がけ崩れ、土石流、地震、地すべりその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

計画の作成にあたっては、町における地勢、地盤・地質特性、気象等の自然的条件に加え、人口、土地利用の現況等の社会的条件及び過去に発生した各種災害を勘案し、町において発生するおそれがある災害を想定し、これを基礎とした。

第１　地震災害

本計画の前提となる震災規模の想定として、本町に最も大きな被害をもたらす可能性が高い中央構造線断層帯及び千股断層による地震、さらに東南海・南海地震（同時発生）を想定した。

（１）内陸型地震（直下型地震）：中央構造線断層帯（マグニチュード8.0）
（２）内陸型地震（直下型地震）：千股断層（マグニチュード7.1）
（３）海溝型地震　　：東南海・南海地震（マグニチュード8.6）

■想定地震

＜内陸型地震の起震断層位置図＞

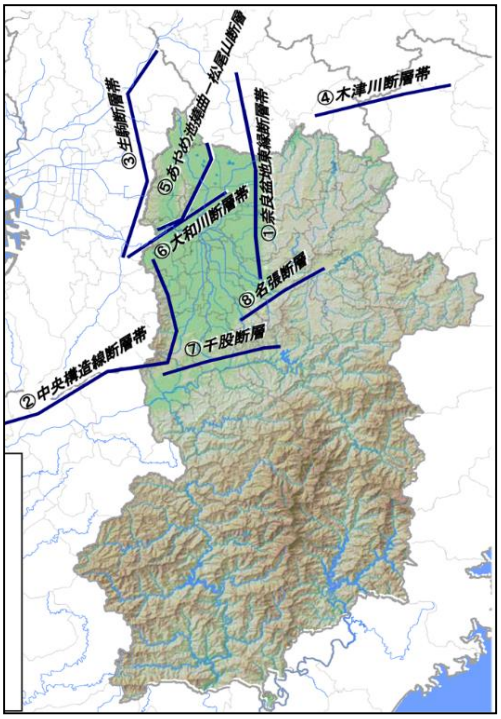

＜海溝型地震の想定震源域位置図＞

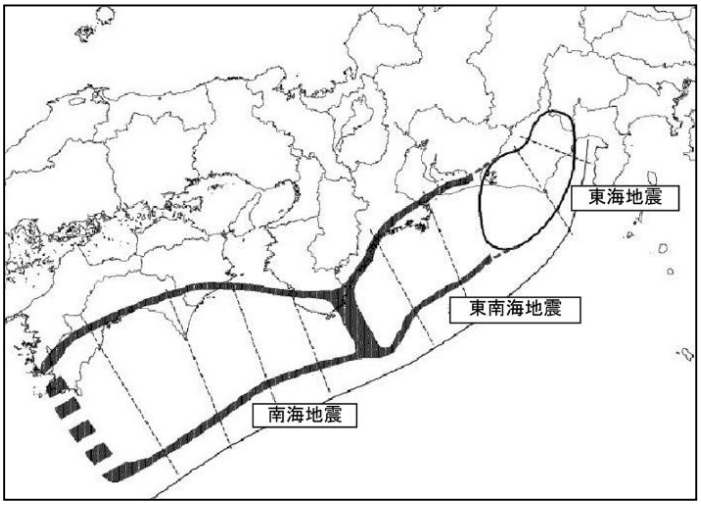

資料：第２次奈良県地震被害想定調査結果

第２　風水害

本町における風水害の主要な要因としては、梅雨期と台風期の豪雨が挙げられる。

水害には、吉野川などの河川の堤防決壊等により発生する外水災害と地区の降水の排水が悪いため浸水する内水災害とがある。

■風水害関連指定状況

種別	箇所数	備考
重要水防箇所(吉野川(紀の川))	1 箇所	延長:約 4.8km
重要水防箇所(秋野川)	1 箇所	延長:約 4.4km
防災重点ため池	2 箇所	馬草新池、馬草池
うち特定農業用ため池	2 箇所	
うち防災重点農業用ため池	2 箇所	

第３ 土砂災害

本町には、土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域)、砂防指定地、山地災害危険地区に指定されている箇所があり、豪雨等により災害が発生する可能性がある。

■土砂災害関連指定状況

種別	箇所数	備考
土砂災害警戒区域	594 箇所	
うち特別警戒区域	568 箇所	
急傾斜地の崩壊	399 箇所	
うち特別警戒区域	395 箇所	
土石流	191 箇所	
うち特別警戒区域	173 箇所	
地すべり	4 箇所	
うち特別警戒区域	0 箇所	
砂防指定地	6 箇所	
山地災害危険地区	90 箇所	

資料：奈良県 HP「土砂災害警戒区域等の指定状況及び基礎調査結果の公表状況（令和 7 年 9 月 30 日)」
http://sabo-yr-etsuran.pref.nara.jp/
奈良県 HP「奈良県災害リスク情報システム（砂防三法指定地)」
https://www1.nara-saboinfo.jp/doshamap/Map/Index?mode=Sabo
奈良県 HP「山地災害危険地区」
https://www.pref.nara.jp/49520.htm

第４ その他災害

（１）密集市街地等における大規模火災
（２）危険物の漏洩や爆発等による災害
（３）航空機等の交通機関おける災害

第４節　地震被害想定

第１　予測震度及び液状化予測

１ 中央構造線断層帯による地震

中央構造線断層帯による地震の震度分布、液状化危険度分布は以下に示すとおりである。これによれば、本町付近では、震度６強の揺れとなることが予測され、液状化予測では分布域に入っていない。

■中央構造線断層帯(深さ 10km)による地震の震度分布

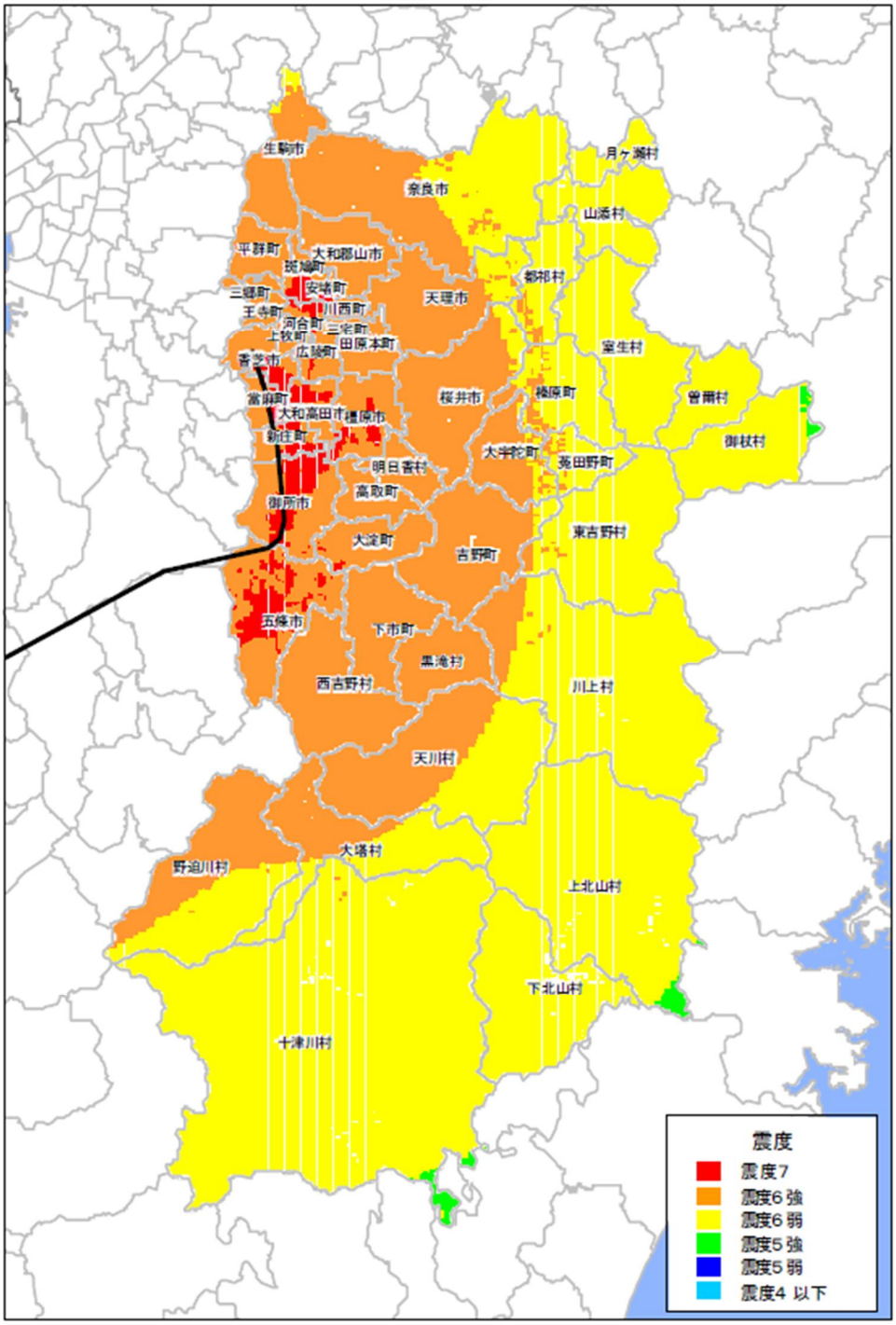

資料：第２次奈良県地震被害想定調査結果

2 千股断層による地震

千股断層による地震では、本町付近一帯は震度６強が予測され、液状化予測では分布域には含まれていない。

■千股断層(深さ 10km)による地震の震度分布

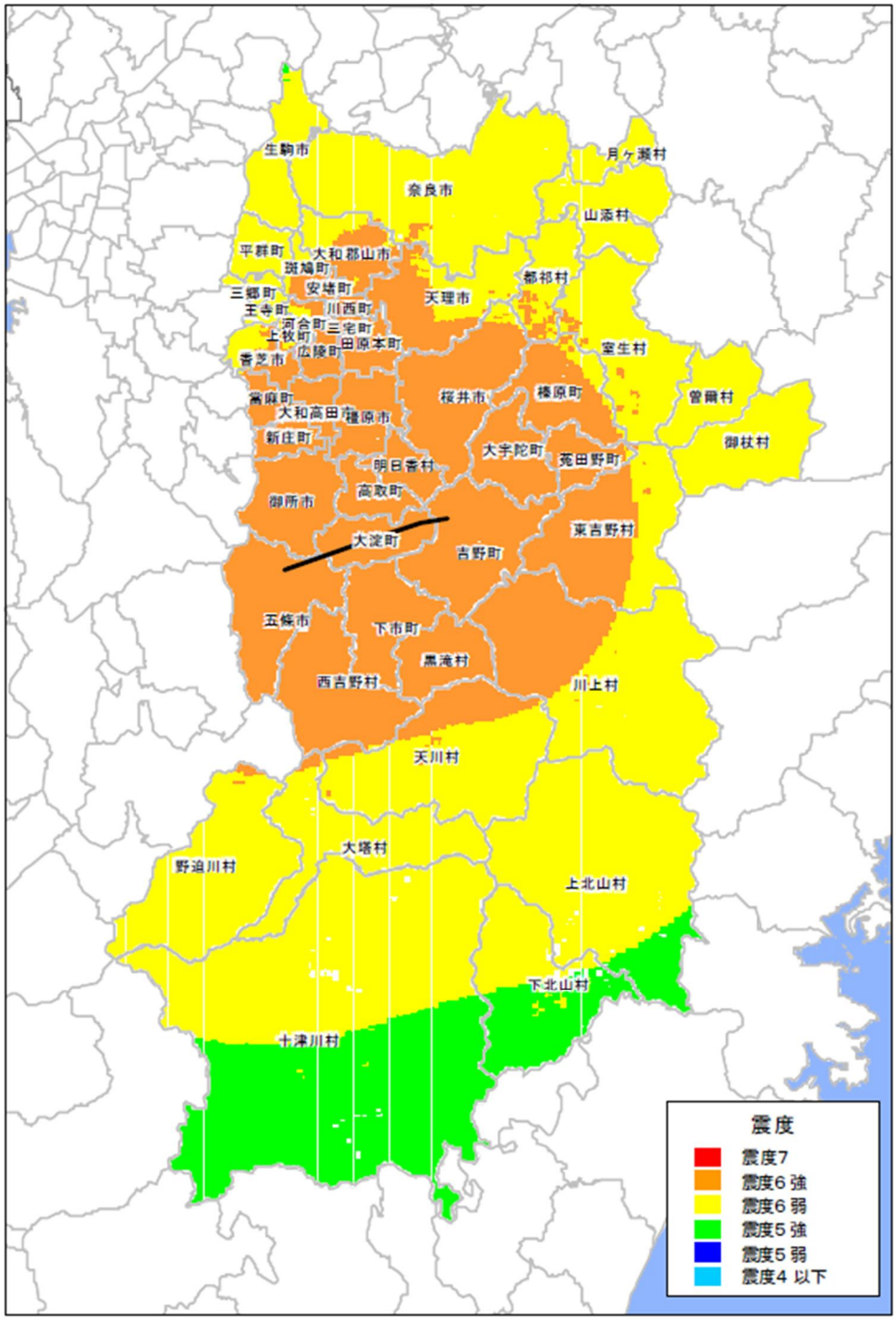

資料：第２次奈良県地震被害想定調査結果

3 東南海･南海地震

東南海・南海地震の同時発生による予測震度は、本町付近では６弱～５弱で、液状化予測の分布域には含まれていない。

■東南海･南海地震の同時発生による震度分布

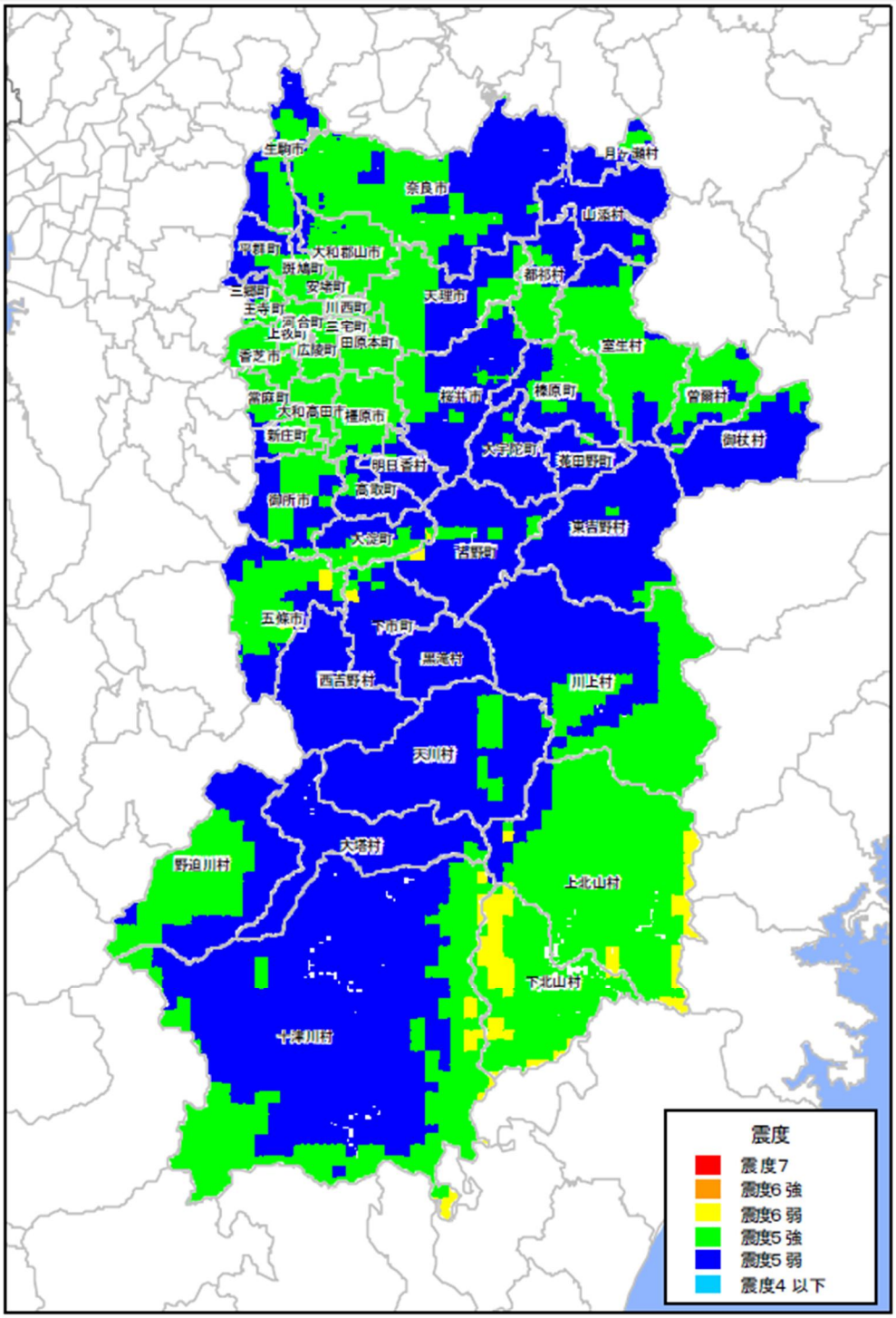

資料：第２次奈良県地震被害想定調査結果

第２　被害想定

１ 人的･建物被害

本町の死者数・建物被害数は、第２次奈良県地震被害想定調査によれば、内陸型の地震である中央構造線断層帯と千股断層がほぼ同数の被害が発生すると予測され、海溝型地震の東海・東南海地震の同時発生による被害に比べて、人的・建物両者とも、被害が大きい傾向にある。

人的被害は、中央構造線断層帯及び千股断層が活動した場合、死者約 50 人、負傷者約 160 人、合計は約 210 人と想定されており、東南海･南海地震の死者１人、負傷者１人を大きく上回っている。

建物被害は、中央構造線断層帯及び千股断層が活動した場合、全壊が約 800～900 棟、半壊が約 800 棟となっており、東海・東南海地震の場合の全壊 15 棟、半壊 23 棟に比べて被害規模がかなり大きくなると想定されている。

■地震による被害想定(下市町)

区分	中央構造線断層帯			千股断層			東南海･南海地震		
人的被害	死者	負傷者	死者＋負傷者数	死者	負傷者	死者＋負傷者数	死者	負傷者	死者＋負傷者数
(人)	53	157	210	50	166	216	1	1	2
建物被害	全壊	半壊	全壊＋半壊棟数	全壊	半壊	全壊＋半壊棟数	全壊	半壊	全壊＋半壊棟数
(棟)	874	810	1,684	809	812	1,621	15	23	38

資料：第２次奈良県地震被害想定調査報告書

２ ライフラインの被害

本町のライフライン関係の被害は、次表に示すとおりである。

水道の被害は、内陸型地震では、断水が全世帯で発生し、海溝型地震では約 100 世帯となっている。

下水道の被害は、内陸型地震では全延長の約１割、海溝型地震ではほぼ被害無しとなっている。

電力の供給障害となる世帯数は、災害直後において内陸型地震では全世帯で発生し、海溝型地震では 375 世帯となっている。

電話が使用不能となる世帯数は、内陸型地震では約 400 世帯、海溝型地震では発生なしとなっている。

■地震によるライフラインの被害想定(下市町)

区分	項目	総数	中央構造線断層帯	千股断層	東南海･南海地震
水道	断水世帯数(世帯)	2,771	2,771	2,771	97
下水道	下水道被害(㎞)	14.7	1.5	1.4	0.0
電力	供給障害世帯数(直後)	2,774	2,774	2,774	375
電話	電話使用不能世帯数	2,771	404	404	－

注) 総世帯数：2000 年国勢調査。なお資料作成時から人口総数が４割程度減っていることを考慮のうえ参照。
資料：第２次奈良県地震被害想定調査報告書

3 避難人口

本町の避難人口は、人口総数8,670人(2000年国勢調査)のうち、直後の避難人口は中央構造線断層帯及び千股断層の場合で約28%の住民が避難をすると予測されている。東南海・南海地震では81人と約１%に留まっている。

１週間後の避難人口は、中央構造線断層帯及び千股断層の場合で約3,000人と、直後より500～600人の増加と予測されており、東南海・南海地震では97人と予測されている。

■避難人口(下市町)

区分	人口 (2000年国調)	中央構造線断層帯	千股断層	東南海･南海地震
避難人口(避難所)直後	8,670	2,441	2,439	81
避難人口(避難所)1週間後	8,670	2.997	3,034	97

資料：第２次奈良県地震被害想定調査報告書

4 1日あたりの飲食･必要物資

１日あたりの飲食・必要物資の必要量は、下表に示すとおりである。

県の被害想定よれば、食料は内陸型地震の場合で、１日に約9,000食が必要となり、海溝型地震の場合で約300食が必要と予測される。

飲料水は、内陸型地震の場合で、約9,000リットル、海溝型地震の場合で約300リットルが必要と予測される。

生活必需品(毛布、肌着)は、内陸型地震の場合で、約3,000組、海溝型地震の場合で約100組の物品が必要となると予測されている。

■1日あたりの飲食･必要物資(下市町)

区分	中央構造線断層帯	千股断層	東南海･南海地震
食料(食)	8,788	8,788	292
飲料水(リットル)	8,788	8,788	292
生活必需品(毛布、肌着)(組)	2,929	2,927	97

資料：第２次奈良県地震被害想定調査報告書

5 がれき発生量

地震によるがれきの発生量に関する予測は、下表のとおりである。

中央構造線断層帯及び千股断層の場合で、11万トン前後の量のがれきが発生し、東南海・南海地震の場合で1,800トン程度の発生量が予測されている。

■がれきの発生量(下市町)　　単位:トン

区分	中央構造線断層帯	千股断層	東南海･南海地震
がれき発生量	115,572	108,924	1,820

＜参考＞

「南海トラフ巨大地震の被害想定について（報告書）（令和７年３月、中央防災会議）」における想定と奈良県の想定を比較し、以下に示す。

区分	中央防災会議(R7)	第２次奈良県地震被害想定調査(H16)	
地震名称	南海トラフの巨大地震	東南海･南海地震 同時発生	中央構造線断層帯
県内最大震度	6 強	6 弱 （大半は 5 弱、5 強）	7
住家全壊棟数	約 8,100～約 44,000 棟	約 1,300 棟	約 98,100 棟
死者数(※)	100～1,600 人	4 人	約 4,300 人

（※）県内死者数の内訳（建物倒壊、急傾斜地崩壊、火災による。）

■震度分布図(陸側ケース)

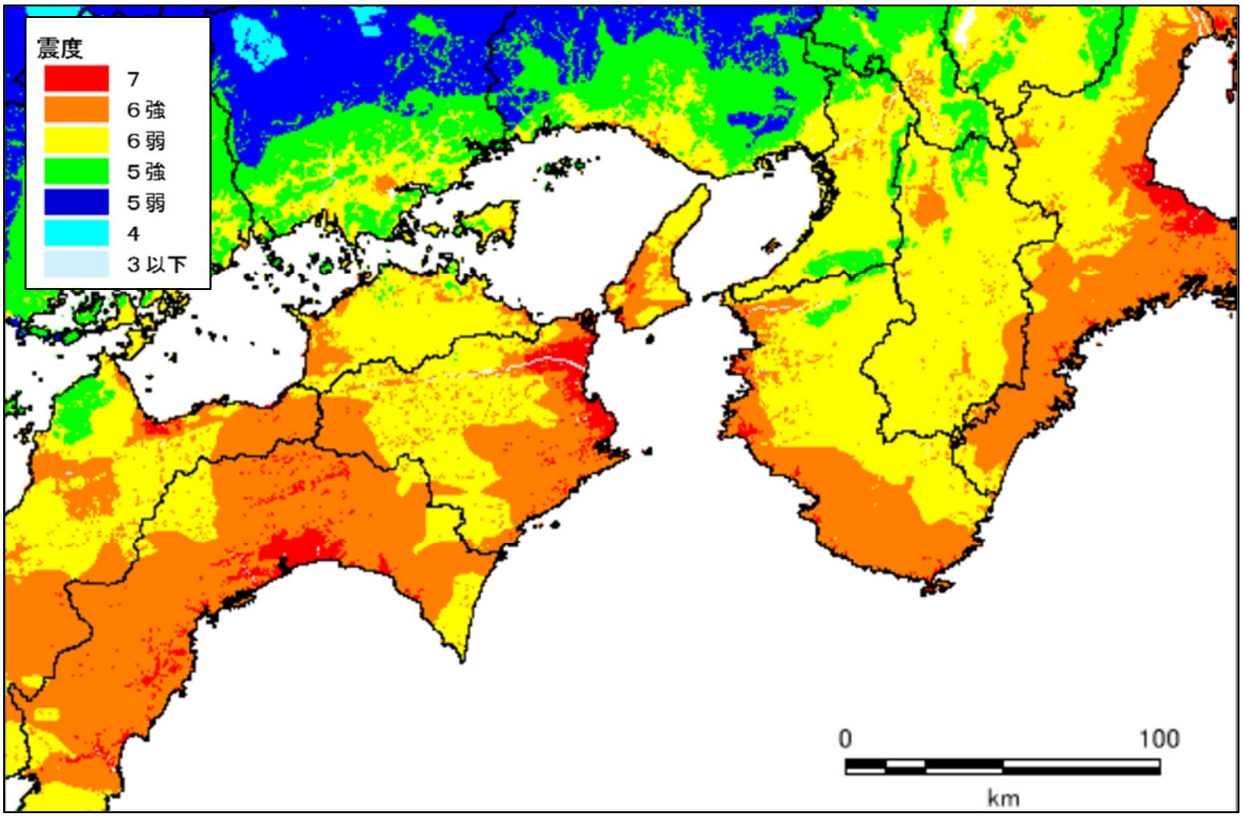

出典：南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会（地震モデル報告書）（令和７年３月、中央防災会議）

第５節　洪水浸水想定

奈良県では、浸水想定区域と浸水した場合に想定される水深を公表するために氾濫解析を実施し、洪水浸水想定区域図を作成している。

このうち、本町に関係する浸水想定区域図は、水位周知河川の吉野川（紀の川）と丹生川の２河川、またそれ以外の中小河川として、吉野川（紀の川）支川の秋野川、草谷川、小路谷川、阿知賀川、丹生川支川の長谷川の５河川の計７河川であり、その浸水想定区域の作成概要は、以下のとおりである。

■洪水浸水想定区域の作成概要（水位周知河川）

対象となる河川	紀の川水系紀の川（吉野川）	紀ノ川水系丹生川
作成主体	奈良県	
指定年月日	平成 31 年3月	令和2年3月
指定の根拠法令	水防法第 14 条第1項	
指定の前提となる計画の基本となる降雨	想定最大規模降雨(※)	想定最大規模降雨(※)
関係市町村	五條市、吉野町、大淀町、下市町、川上村	五條市、下市町、黒滝村

資料：奈良県土木部河川課資料

※想定最大規模降雨：水防法の規定により定められた想定最大規模降雨

■浸水想定区域の作成概要（水位周知河川以外）

対象となる河川	吉野川支川					丹生川支川		
	秋野川	草谷川	小路谷川	阿知賀川	トンボ川	長谷川	笠木川	紅葉川
作成主体	奈良県							
指定年月日	令和5年5月							
指定の根拠法令	水防法第 14 条第1項							
指定の前提となる計画の基本となる降雨	想定最大規模降雨(※)							
関係市町村	下市町							

資料：奈良県土木部河川課資料

※想定最大規模降雨：水防法の規定により定められた想定最大規模降雨

これによれば、吉野川（紀の川）とその支川では、川沿いの低地で浸水が予想されている。浸水深の大きい地域は、新住、下市、阿知賀などであり、また、丹生川とその支川では、町東部を中心として川沿いに浸水想定区域がみられる。

■浸水想定区域(想定最大規模):水位周知河川

＜吉野川(紀の川)＞

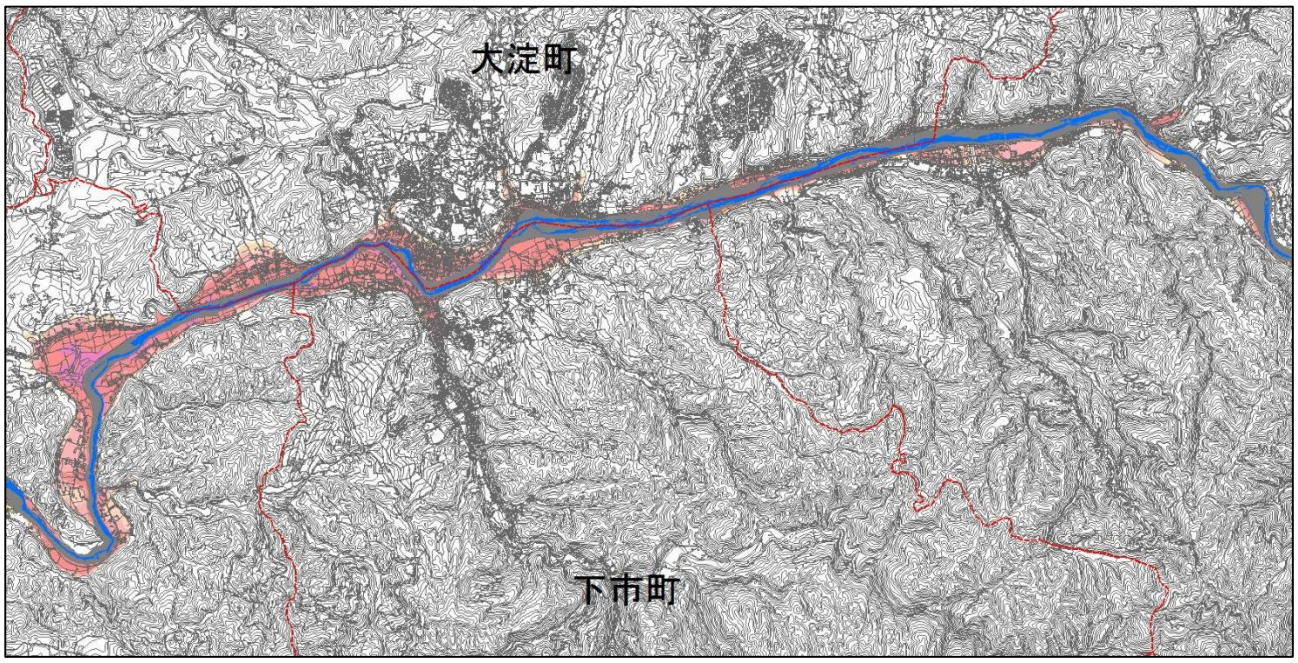

資料：紀ノ川浸水想定区域図（奈良県河川課）

＜丹生川＞

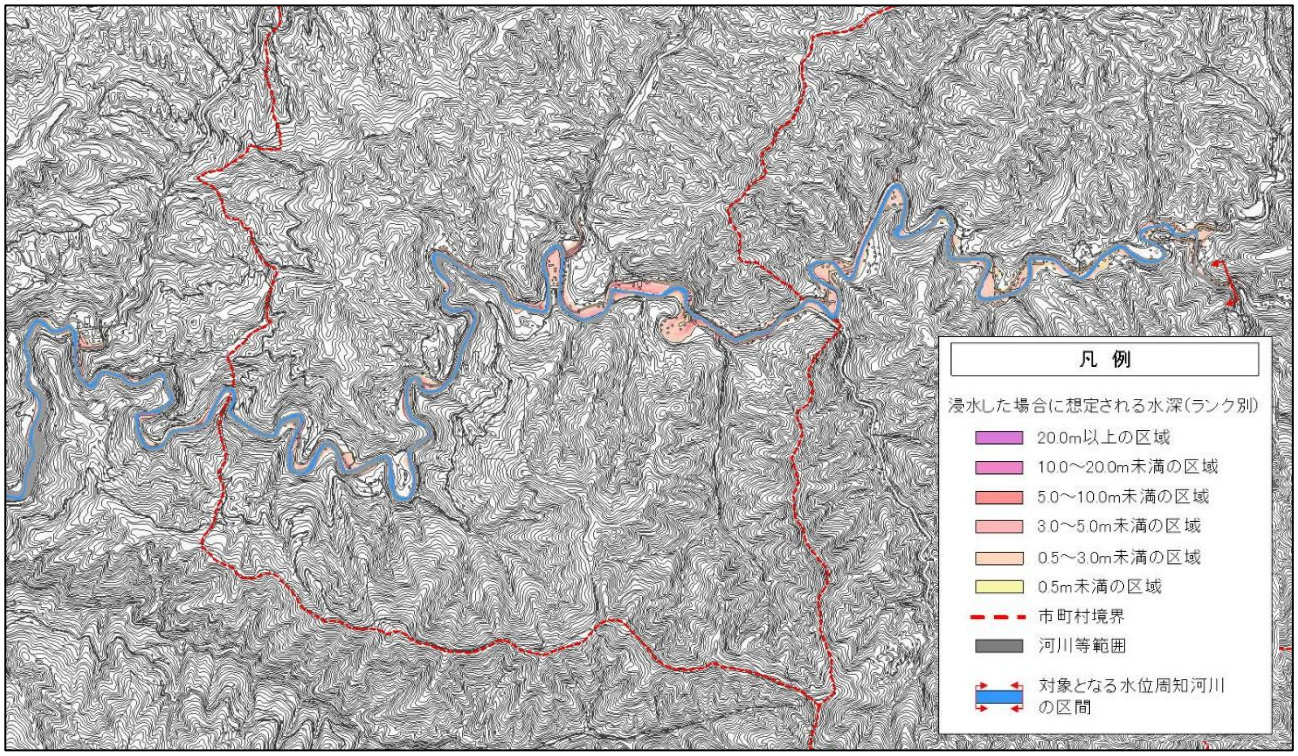

資料：丹生川浸水想定区域図（奈良県河川課）

■浸水想定区域(想定最大規模):水位周知河川以外

＜秋野川＞

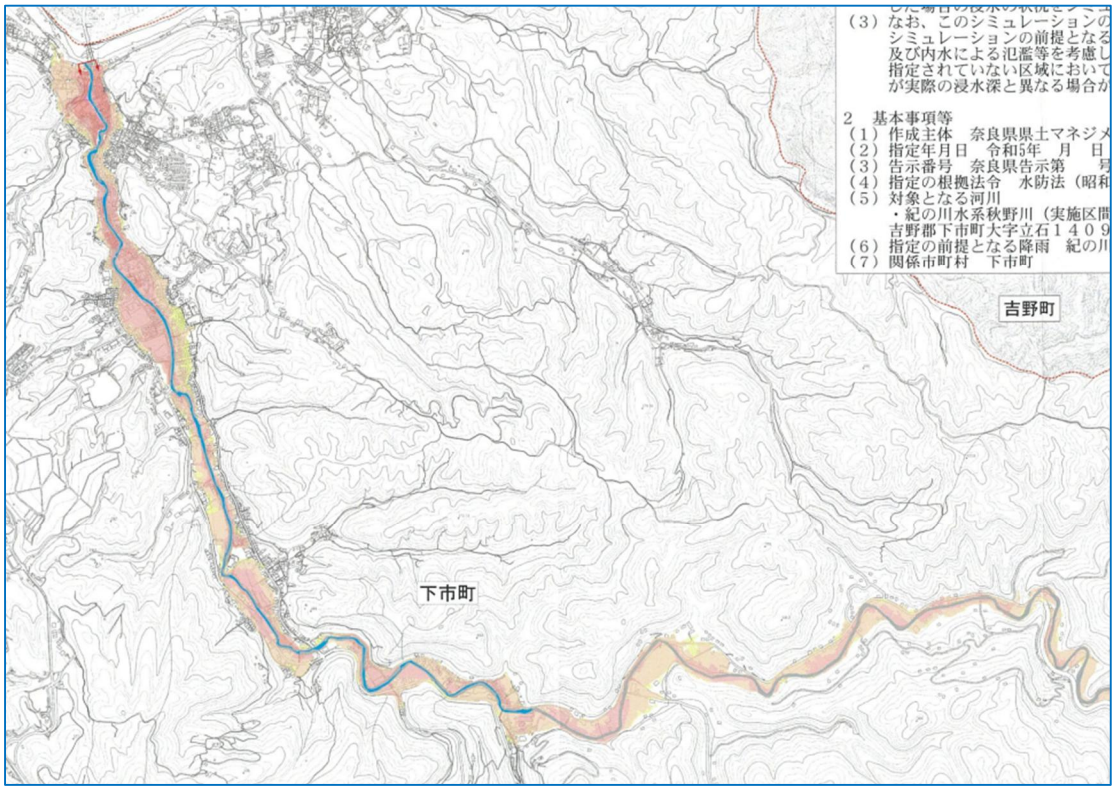

資料：秋野川浸水想定区域図（奈良県河川課）

＜草谷川＞

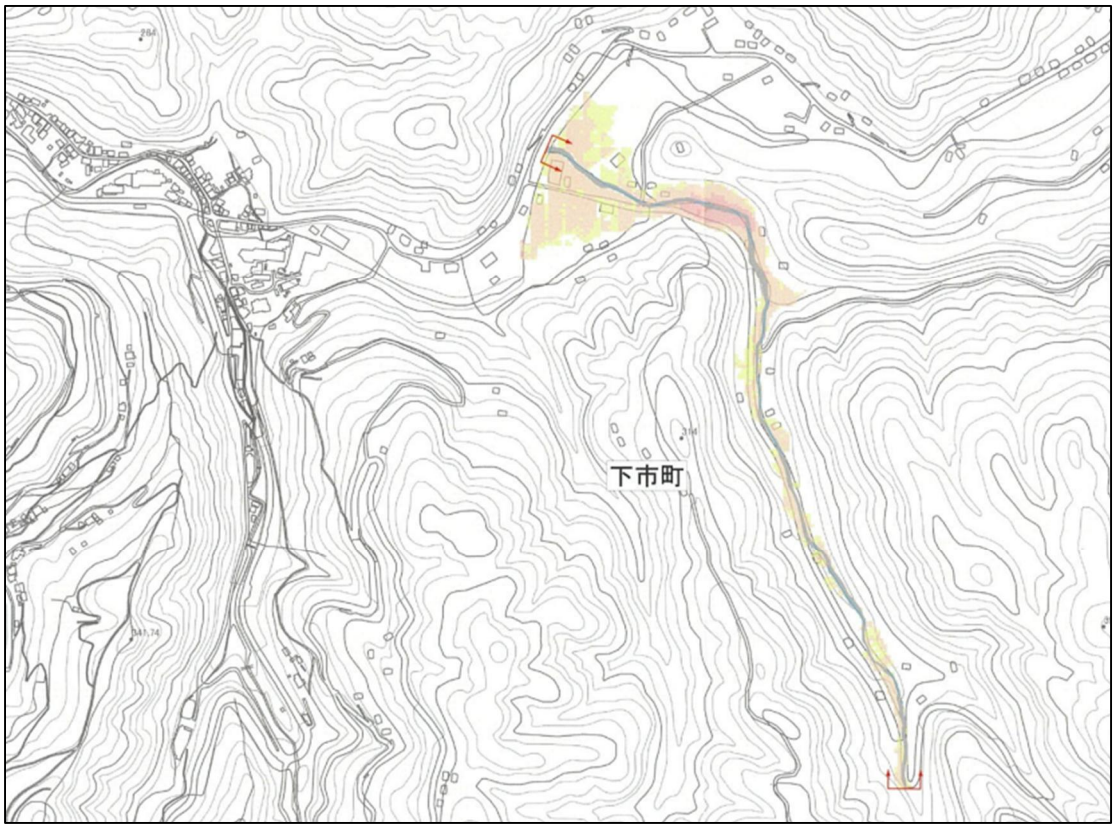

資料：草谷川浸水想定区域図（奈良県河川課）

＜小路谷川＞

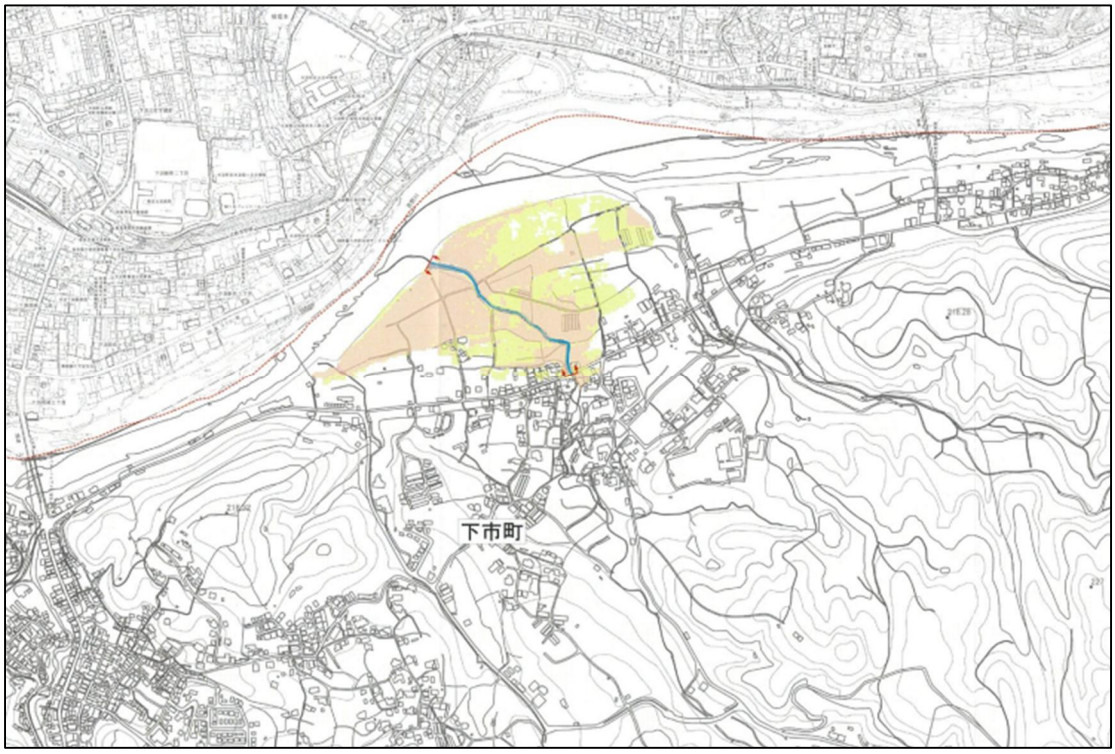

資料：小路谷川浸水想定区域図（奈良県河川課）

＜阿知賀川＞

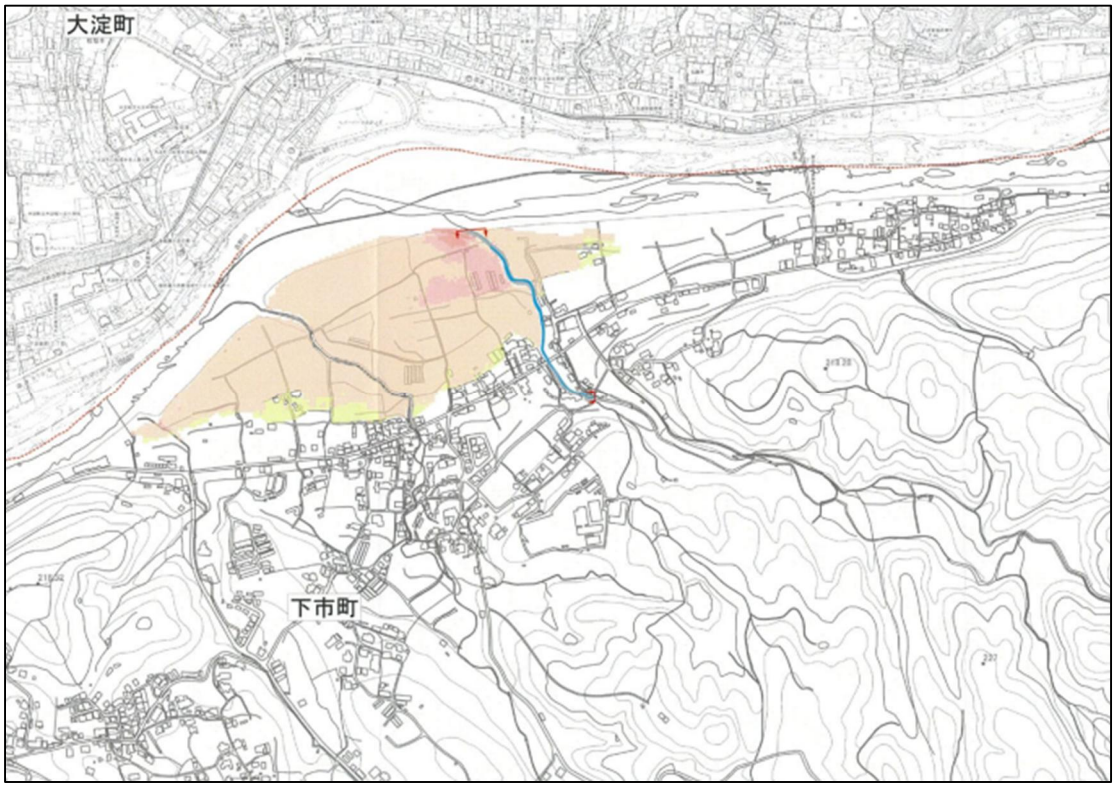

資料：阿知賀川浸水想定区域図（奈良県河川課）

＜トンボ川＞

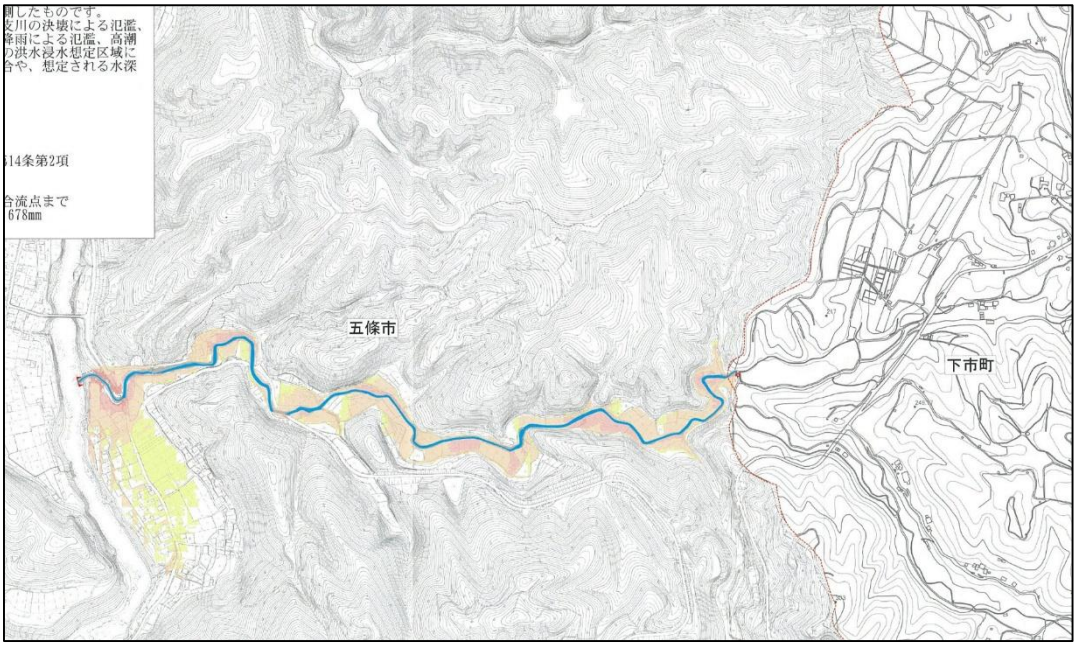

資料：長谷川浸水想定区域図（奈良県河川課）

＜長谷川＞

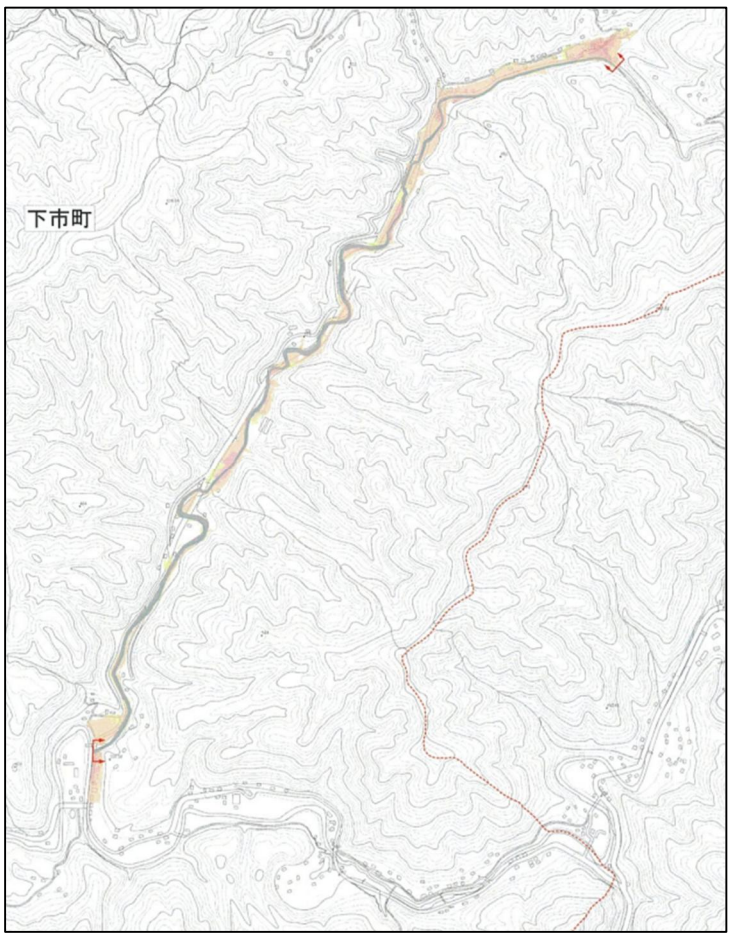

資料：長谷川浸水想定区域図（奈良県河川課）

＜笠木川＞

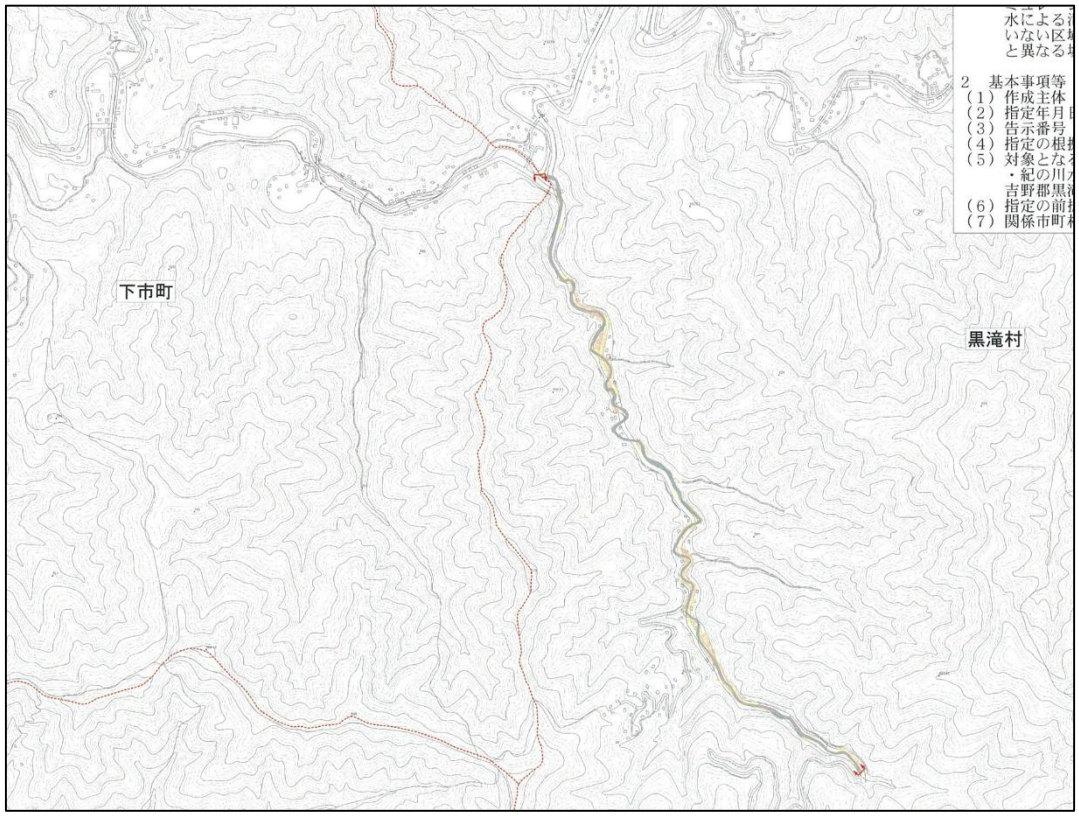

資料：長谷川浸水想定区域図（奈良県河川課）

＜紅葉川＞

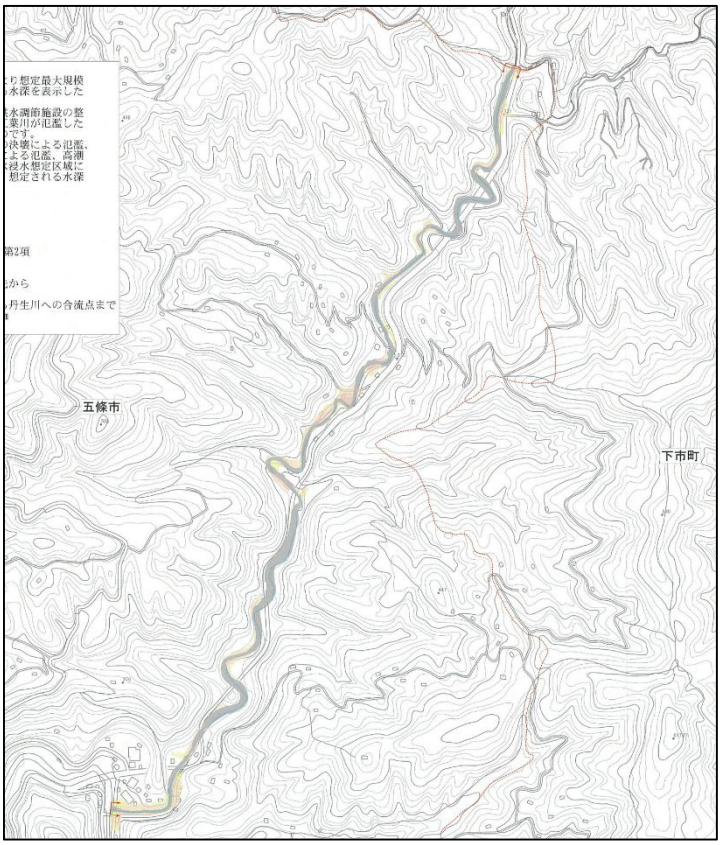

資料：長谷川浸水想定区域図（奈良県河川課）

第５章　防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱

町及び関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次にあげる事務又は業務について、総合的かつ計画的に防災対策を実施することによって、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

町長は、消防機関、消防団（水防団）その他の組織の整備、公共的団体その他防災関連組織、自主防災組織の充実を図るとともに、住民の自発的な防災活動の促進を図り、町の有する全ての機能を十分に発揮できる体制等の整備に努める。

下市町にかかる防災に関し、本町、奈良県広域消防組合、県、県警察（吉野警察署）、自衛隊、本町地域管轄の指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他公共的団体の処理すべき事務又は業務大綱は、概ね次のとおりである。

第１　実施責任

下市町

本町は、防災の第一次的責務を有するものとして、本町域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

奈良県

県は、県域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て県域における防災対策を推進するとともに、本町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

指定地方行政機関

指定地方行政機関は、本町域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、本町及び県の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、本町及び県の防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

公共的団体・防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平時から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、本町、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第１節　地方公共団体の業務

第１　下市町

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧･復興
下市町	1 町防災会議に関する事務 2 気象予警報の伝達 3 防災知識の普及 4 地域住民による自主防災組織等の育成及び防災資機材の整備 5 防災訓練･避難訓練の実施 6 防災活動体制･通信体制の整備 7 消防水利等の整備 8 各施設等の救急･救助体制の整備 9 災害危険箇所の警戒巡視 10 公共建築物･公共施設の強化 11 都市の防災構造の強化 12 上水道の確保体制の整備 13 避難計画の作成及び避難所等の整備 14 ボランティア活動支援の環境の整備 15 要配慮者の安全確保体制の整備 16 食料、飲料水、生活必需品の備蓄 17 防疫予防体制の整備 18 廃棄物処理体制の整備 19 火葬場等の確保体制の整備	1 町災害対策本部に関する事務 2 災害対策要員の動員 3 早期災害情報･被害状況等の報告 4 ヘリコプターの受入れ準備 5 災害広報 6 救急救助、水防等の応急措置 7 被災者の救出･救難･救助等 8 ボランティアの活動支援 9 要配慮者の福祉的処遇 10 避難指示 11 避難所の設置･運営 12 災害時における交通･輸送の確保 13 食料、飲料水、生活必需品の供給 14 危険物施設等の応急対策 15 防疫等応急保健衛生対策 16 遺体の捜索、火葬等 17 廃棄物の処理及び清掃 18 災害時における文教対策 19 復旧資材の確保 20 被災施設の応急対策 21 義援金の募集活動の支援	1 被災施設の復旧 2 義援金の配分の支援 3 その他法令及び町地域防災計画に基づく復旧･復興対策の実施

第２　奈良県広域消防組合

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧･復興
奈良県広域消防組合	1 消防、救急、救助に関する施設及び組織･体制の整備並びに訓練 2 消防思想の普及 3 危険物施設等の災害予防	1 消防、救急、救助、その他の応急対策 2 被災者の救出、救助、その他の保護 3 災害に関する情報の収集及び伝達 4 消防団の指導 5 消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等の活動支援	

第３　奈良県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧･復興
奈良県	1　防災に関する組織の整備･改善 2　防災に関する知識の普及･教育及び訓練の実施 3　都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 4　災害危険箇所の災害防止対策 5　防災に関する施設･設備の整備、点検 6　災害応急対策又は復旧に必要な物資･資材の備蓄、整備、点検 7　県防災行政通信ネットワークの整備、運用、点検 8　消防防災ヘリコプターの運用、点検 9　国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制整備 10　自主防災組織等の育成支援 11　ボランティア活動の環境整備 12　災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 13　災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保･育成の実施 14　その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害予防の実施	1　被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集･伝達並びにそのための通信手段の確保 2　防災機関との連携による活動体制及び市町村応援体制の確立 3　災害救助法の運用 4　消火･水防等の応急措置活動 5　被災者の救助･救急及び医療措置の実施 6　保健衛生、廃棄物処理に関する措置 7　緊急輸送体制の確保 8　緊急物資の調達･供給 9　児童、生徒の応急教育 10　施設、設備の応急復旧 11　県民への広報活動 12　ボランティア、義援物資･義援金の適切な受入れ 13　その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施	1　被災地域の復旧･復興の基本方針の決定と事業の計画的推進 2　民生の安定化策の実施 3　公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 4　その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害復旧･復興対策の実施 5　義援金の受入れ･配分等に関する計画
奈良県警察本部	1　危険箇所等の実態把握と基礎資料の整備 2　災害警備に必要な装備･資機材の整備充実 3　道路実態の把握と交通規制の策定 4　防災訓練の実施 5　災害に関する住民等に対する啓発及び広報活動	1　被害の実態把握 2　被災者の救出救護及び被害の拡大防止 3　行方不明者の捜索 4　危険区域内の居住者、滞在者その他の者に対する遊離の指示及び誘導 5　死体の調査等及び検視 6　緊急交通路の確保等被災地及びその周辺の交通規制 7　被災地、避難場所等における犯罪の予防･検挙 8　広報活動	1　交通情報の収集･伝達及び交通規制 2　交通信号施設等の復旧 3　防災関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧･復興
		9　関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動	

第２節　指定地方行政機関、指定公共機関等の業務

第１　指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧･復興
近畿管区警察局	1　近畿管区広域緊急援助隊の合同警備訓練の実施 2　気象予警報の伝達 3　管区内各府県警察に対する災害対策の指導･調整	1　警察災害派遣隊の派遣に関する調整 2　他管区警察局との連携 3　関係機関との協力 4　情報の収集及び連絡 5　警察通信の運用	
近畿総合通信局	1　災害時に備えての電気通信施設の高度化、整備の促進及び電波の監理 2　非常通信協議会の指導育成 3　情報伝達手段の多様化･多重化の促進	1　災害時における通信手段の確保 2　災害対策用移動通信機器等の貸出し	
近畿財務局 奈良財務事務所			1　災害復旧事業費査定の立会 2　金融機関に対する緊急措置の指導要請 3　地方公共団体に対する単独災害復旧事業費(起債分)の審査及び災害融資 4　地方公共団体に対する災害短期資金(財政融資資金)の融資 5　国有財産の無償貸付等に関すること
近畿厚生局		救援等に係る情報の収集及び提供	
奈良労働局	工場、事業場における産業災害防止の指導監督	災害応急対策に要する労務の確保に関すること	1　職業の斡旋 2　雇用保険料の納期の延長に関すること 3　雇用給付金の支給等に関すること
近畿農政局	1　農地、農業用施設等の災害防止事業の指導並びに助成 2　農作物等の防災管理指導	1　土地改良機械の緊急貸付 2　農業関係被害情報の収集報告 3　農作物等の病害虫の防除指導 4　食料品、飼料、種もみ等の安定供給対策	1　各種現地調査団の派遣 2　農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の指導並びに助成 3　被害農林漁業者等に対する災害融資に関する対策

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧･復興
近畿中国森林管理局	1　国有保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備 2　治山施設による災害予防	災害対策用復旧用材の供給	国有林における崩壊地、地すべり防止施設等の災害復旧
近畿経済産業局		1　災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達 2　電気、ガス等の供給確保 3　災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達	1　生活必需品、復旧資材等の調達に関する情報の収集及び伝達 2　被災中小企業の事業再開に関する相談･支援 3　電力、ガスの復旧支援
中部近畿産業保安監督部近畿支部	1　電気、ガス等ライフラインの保安に関する事業者等の指導監督 2　高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設の保安に係る業務の指導監督 3　鉱山の保安に関する業務の指導監督	1　災害時における事故状況の収集･把握及び関係機関への連絡 2　電気、ガス、高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設の保安の確保 3　鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安の確保	1　電気、ガス、高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設に係る被災事業者への復旧対策支援 2　被災鉱山への復旧対策支援
近畿地方整備局	1　国管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること 2　応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること 3　国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること 4　指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること	1　国管理道路の災害時における道路通行規制及び道路交通の確保に関すること 2　国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること 3　災害対応の応援	国管理の公共土木施設の復旧に関すること
近畿運輸局	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	1　災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 2　災害時における交通機関利用者への情報の提供 3　災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送･迂回輸送等実施のための調整 4　災害時における貨物輸送確保にかかる貨物輸送事業者に対する協力要請 5　特に必要があると認める場合の輸送命令	
大阪航空局八尾空港事務所	航空機を使用した防災訓練の調整及び指導	1　災害時における航空機による捜索救難の調整指導及び関係者への情報伝達 2　災害時における緊急空輸のための八尾空港使用調整	
近畿地方測量部	1　地理空間情報の提供 2　地理情報システムの活用支援 3　防災地理情報の整備	地理空間情報･防災関連情報の把握及び提供	復旧測量等の実施及び支援

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧･復興
大阪管区気象台（奈良地方気象台）	1　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発	1　災害発生後における注意報･警報･土砂災害警戒情報の暫定基準の運用 2　災害時の応急活動を支援するため、災害時気象支援資料の提供及び解説（職員の派遣等）	被災地域への支援情報の提供
大阪海上保安監部		1　被害情報の収集 2　被災者の捜索救助活動 3　被災者等の搬送 4　救援物資の輸送	
近畿地方環境事務所			1　廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集及び災害査定業務に関すること 2　特に必要な場合の、有害物質等の発生状況等の情報収集及び関係機関との連絡・調整
近畿中部防衛局		1　在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること 2　自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する奈良県その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること	

第２　自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧･復興
陸上自衛隊 第4施設団	1　災害派遣の計画及び準備 (1)防災関係資料(災害派遣に必要な情報)の収集 (2)災害派遣計画の作成 (3)災害派遣計画に基づく訓練の実施 2　防災訓練等への参加	1　被害状況の把握 2　避難の援助 3　遭難者等の捜索救助 4　水防活動 5　消防活動 6　道路又は水路の啓開 7　応急医療･救護･防疫 8　人員及び物資の緊急輸送 9　炊飯及び給水 10　救援物資の無償貸与又は譲与 11　危険物の保安及び除去等	災害復旧対策の支援

第３　指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧･復興
日本郵便株式会社 (町内郵便局)		1　被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2　被災者が差し出す郵便物の料金免除 3　被災者あて救助用郵便物の料金免除 4　被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除	
日本銀行 (大阪支店)		1　銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2　資金決済の円滑な確保を通じ、信用秩序の維持に資するための措置 3　金融機関の業務運営の確保に係る措置 4　金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5　各種措置に関する広報	1　銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2　資金決済の円滑な確保を通じ、信用秩序の維持に資するための措置 3　金融機関の業務運営の確保に係る措置 4　金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5　各種措置に関する広報
NTT 西日本株式会社(奈良支店)	1　電気通信設備の保全と整備 2　気象情報の伝達	1　電気通信設備の応急対策 2　災害時における非常緊急通信の調整	被災電気通信設備の災害復旧
株式会社 NTT ﾄﾞｺﾓ ｴﾇ･ﾃｨ･ﾃｨ･ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策	被災電気通信設備の災害復旧
KDDI 株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策	被災電気通信設備の災害復旧

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧･復興
ｿﾌﾄﾊﾞﾝｸﾃﾚｺﾑ株式会社 ｿﾌﾄﾊﾞﾝｸﾓﾊﾞｲﾙ株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策	被災電気通信設備の災害復旧
日本赤十字社奈良県支部	1　医療救護班の派遣準備 2　被災者に対する救援物資の備蓄 3　血液製剤の確保及び供給体制の整備	1　災害時における医療救護 2　避難所での生活環境の整備及びこころのケア 3　防災ボランティアの派遣 4　血液製剤の確保及び供給 5　救援物資の配分	義援金の受入れ･配分の連絡調整
日本放送協会(奈良放送局)	1　放送施設の保全と整備 2　気象予警報等の放送	1　気象情報等及び災害情報の放送 2　災害時における広報活動 3　放送施設の応急対策	被災放送施設の復旧
日本通運株式会社(奈良事業所) 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ﾔﾏﾄ運輸株式会社 西濃運輸株式会社		災害時における緊急陸上輸送の協力	復旧資材の輸送
関西電力株式会社(奈良支社) 関西電力送配電株式会社(奈良支社)	1　電力施設の保全	1　災害時における電力供給対策 2　電力施設の応急対策	被災電力施設の復旧

第4　指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧･復興
近畿日本鉄道株式会社 奈良交通株式会社	輸送施設等の保全と整備	1　災害時における交通輸送の確保 2　輸送施設等の災害応急対策	被災輸送施設等の復旧
奈良テレビ放送株式会社 関西テレビ放送株式会社 讀賣テレビ放送株式会社 株式会社毎日放送 朝日放送テレビ株式会社 朝日放送ラジオ株式会社	1　放送施設の保全と防災管理 2　気象予警報等の放送	1　気象情報等及び災害情報の放送 2　災害時における広報活動 3　放送施設の応急対策	被災放送施設の復旧

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧･復興
株式会社朝日新聞社(奈良支局) 株式会社毎日新聞社(奈良支局) 株式会社讀賣新聞大阪本社(奈良支局) 株式会社産業経済新聞社(奈良支局) 株式会社日本経済新聞社(奈良支局) 株式会社中日新聞社(奈良支局) 株式会社奈良新聞社 一般社団法人共同通信社(奈良支局) 株式会社共同通信社(奈良支局) 株式会社時事通信社(奈良支局)	1　住民に対する防災知識の普及 2　住民に対する予警報等の周知徹底	住民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道	
一般社団法人奈良県医師会	1　防災訓練の実施 2　防災知識の普及 3　医療救護班(JMAT)の編成及び派遣体制の整備	災害時における医療の確保及び医療救護班(JMAT)の派遣	1　医療機関の早期復旧 2　避難所の医療救護及び保健衛生の確保
一般社団法人奈良県病院協会	1　防災訓練の実施 2　防災知識の普及 3　医療救護班の編成及び派遣体制の整備	災害時における医療の確保及び医療救護班の派遣	医療機関の早期復旧
一般社団法人奈良県歯科医師会	1　歯型による身元確認等の研修 2　歯科医療救護班の編成及び派遣体制の整備	1　災害時における医療の確保及び医療救護班の派遣 2　身元確認班の派遣 3　口腔ケア物資の供給	1　避難所への口腔ケア班の派遣による肺炎予防活動 2　歯科医療機関の早期復旧
公益社団法人奈良県看護協会	1　防災訓練の実施 2　防災知識の普及	1　災害支援ナースの派遣要請 2　災害支援ナースの派遣調整	
一般社団法人奈良県薬剤師会	1　防災訓練の実施 2　防災知識の普及	1　医療救護所における服薬指導 2　医薬品等集積所における医薬品の管理等	
一般社団法人奈良県LPガス協会	LPガスによる災害の防止	LPガスによる災害の応急対策	LPガスの災害復旧

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧･復興
公益社団法人奈良県トラック協会		1　緊急物資の輸送 2　緊急輸送車両の確保	
富士運輸株式会社		特殊車両その他可搬拠点等の設置及び供与	
奈良県土地開発公社	所管施設の整備	所管被災施設の応急対策	所管被災施設の復旧

第５　公共的団体その他の機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧･復興
報道機関	1　住民に対する防災知識の普及 2　住民に対する予警報等の周知徹底	住民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道	
農業協同組合 森林組合 水産業協同組合	共同利用施設の整備	1　共同利用施設の災害応急対策 2　農林業生産資材及び農林家生活資材の確保斡旋 3　県及び町が行う被災状況調査及びその応急対策についての協力 4　農作物･林産物の被害応急対策の指導	1　被災共同利用施設の復旧 2　被災組合員に対する融資又は斡旋
病院等	1　災害時における診療機能維持のための施設･設備の整備 2　防災訓練	災害時における医療の確保及び負傷者の医療･助産救護	病院機能の早期回復
社会福祉法人奈良県社会福祉協議会	1　関係機関との連携 2　県災害ボランティア本部の設置･運営訓練 3　奈良県災害福祉支援ネットワークの運営	1　市町村災害ボランティアセンターの運営支援 2　奈良県災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣	
金融機関			1　被災事業者に対する資金融資その他緊急措置 2　預貯金の中途解約、払出事務の簡便化など特例措置
学校法人	1　避難施設の整備 2　避難訓練	災害時における応急教育対策	被災施設の復旧
商工会議所 商工会		1　物価安定についての協力 2　救助用物資･復旧資材の確保･協力斡旋	1　商工業者への融資斡旋実施 2　災害時における中央資金源の導入
奈良県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会		災害時等における棺及び葬祭用品の提供	
一般社団法人全国霊柩自動車協会		災害時等における遺体の搬送	

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧･復興
奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合		1　災害時の要配慮者の宿泊受入れ 2　災害時の帰宅等困難者への支援	
公益社団法人奈良県獣医師会		1　災害時の被災動物の救護 2　災害時の被災動物飼養者への支援	
こまどりケーブルテレビ株式会社	1　放送施設の保全と防災管理 2　気象予警報等の放送 3　電気通信設備の整備と防災管理	1　気象情報等及び災害情報の放送 2　災害時における広報活動 3　放送施設の応急対策 4　電気通信の疎通確保と設備の応急対策	1　被災放送施設の復旧 2　被災電気通信設備の災害復旧
南和広域医療企業団	1　災害時における公立病院の機能維持のための施設･設備の整備 2　防災訓練	災害時における公立病院の医療の確保等	公立病院機能の早期回復
公益社団法人奈良県バス協会		1　災害時における自動車による人員及び救助物資等の輸送確保	

第６章　住民、事業所の基本的責務

大規模な災害が発生した場合、町及び関係機関も被災している中で、その総力を結集して住民の生命、身体及び財産を守るため災害応急対策を実施するが、迅速な初動体制をとることは難しく、その対応能力には限界がある。過去の大震災においては、隣近所の住民、企業による消火・救助等の助け合いが行われ、延焼防止や多くの命が助かっている。このような教訓から、防災対策にあたっては、地域の防災力向上が不可欠である。

したがって、住民及び事業所は、災害対策基本法第７条「住民等の責務」に基づき積極的に防災に寄与するように努める。

第１節　住民の役割

地域の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加するなど防災に寄与するように努める。

第１　個人の役割

町民は、「自らの命は自らが守る」という防災の基本原則のもと、普段の生活に防災を関連付け、平常時から災害への備えを行う。

１ 災害危険度について

・想定外の災害が起こりうることについて理解する。
・防災マップ等で自分の住む地域やその近所、通勤・通学路等で起こりうる災害と危険度を確認する。
・氾濫の危険のある水路や中小河川、急傾斜地やブロック塀など、災害発生時に危険となりうる箇所がないか確認する。

２ 家庭内備蓄について

・家族で３日分以上（１週間程度が望ましい。）の食料と１人１日３リットル分の水を備蓄するよう努める。
・家庭で備えた食材をふだんの食事で使いながらなくなったものを買い足すローリングストックを進める。
・災害時に活用可能な資機材等整理するとともに非常時持ち出し品を検討・準備する。
・高齢者や障害者、乳幼児のいる家庭やペットを飼っている家庭は備蓄品について特に検討を行う。

３ 避難行動について

・災害時に早期の避難を原則とし、自らの判断で適切な避難行動をとるために必要な防災情報の収集方法について確認するとともに避難のタイミング等を検討する。
・避難場所、避難経路、家族の集合場所等を決めておく。
・指定避難所・指定緊急避難場所を確認する。
・災害時伝言ダイヤルや災害掲示板の利用方法を確認しておく。
・避難先について、指定緊急避難場所が開設されていない場合等を考慮し、自宅より安全な親類や知人宅等を利用できるような関係づくりに努める。
・避難に時間のかかる高齢者や障害者、乳幼児のいる家庭やペットのいる家庭は特に避難のタイミ

ングや避難先について検討を行う。

4 地域におけるコミュニティづくり

・日頃から隣近所とあいさつを交わし顔見知りになっておく。
・地域の行事に積極的に参加する。

第２　自主防災組織の役割

1 自主防災体制の確立

大規模災害発生直後の行政の対応能力には限界があり、被害を軽減するには地域の助け合いである共助が大きな力となる。

このため、「自らの地域は自らで守る」という連帯感を持ち、地域住民が協力して消火、救助活動できる地域の実情に即した防災体制の確立を図る。

2 応急対策活動への協力

町及び県が行う防災に関する事業及び災害発生時の救援・救助活動に協力する。

第２節　事業所の役割

事業所内の管理体制を強化するとともに、地域住民の一員であることを自覚し、地域の防災対策に協力する。

第１　災害予防対策

防火管理体制を強化するとともに、各種の災害に備え計画的な防災体制の充実を図り、事業所内の従業員、利用者等の安全を確保する。

また、建築物の耐震性向上、施設及び設備等の安全管理、防災訓練の実施や従業員への防災知識の普及、防災資機材や食料、飲料水及び生活必需品の備蓄を図る。

さらに、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（Business Continuity Plan、以下「ＢＣＰ」という。）の作成に努める。

第２　地域への貢献

事業活動にあたっては、地域の一員であることを自覚し、災害に強いまちづくり及び災害に強い人づくりのため、地域の防災訓練等の防災活動に積極的に協力する。

第３　応急対策活動への協力

民間事業者は、災害時に果たす役割を十分認識し、事業継続上の取組を継続的に実施するとともに、町が実施する防災に関する施策への協力に努める。

第７章　計画の運用

第１節　計画の修正

町防災会議は、本計画を現状に即したものにするため、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認める場合は、これを修正する。

修正の手順は以下のとおり。

（１）修正を必要とする町及び関係機関は、修正すべき内容及び資料を町に提出する。
（２）町は、提出された内容及び資料を取りまとめ、防災計画修正原案を作成する。
（３）防災会議は、防災計画修正原案を審議する。
（４）災害対策基本法第 42 条第３項の規定に基づき、計画の修正について県へ報告する。
（５）県への報告に対し助言又は勧告があった場合は、防災会議を開催し、防災計画を修正する。
（６）災害対策基本法第 42 条第３項の規定に基づき、防災計画修正の要旨を公表する。

第２節　計画の運用

町及び関係機関は、本計画の遂行にあたって、それぞれの責務が果たせるよう、平常時から図上訓練、実践的訓練等によって本計画の習熟に努めるとともに、住民への周知を図るため広報・啓発活動に努める。

町、防災関係機関は、必要に応じて具体的な活動計画を作成するなど、この計画に掲げられた事項の推進に努める。また、防災関係機関は、分野ごとに緊急度の高いものから順に災害対応マニュアルの策定を進め、マニュアル策定後は、訓練を定期的に実施し、マニュアルを検証し、必要に応じ修正を加えてより実践的なマニュアルづくりを目指す。

第２編　災害予防計画

第１章　住民避難

第１節　避難収容体制の確立

災害から住民を安全に避難させるため、避難収容施設を選定するとともに、状況に応じて既存の指定緊急避難場所、指定避難所の見直しを図る。また、住民に周知するなどの体制の整備に努めるとともに、避難所機能の充実を図る。

なお、本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の２つに分類する。本節でいう「避難」は「災害から生命、身体を守る危険回避行動」を意味する。

避難収容施設は、災害対策基本法を踏まえて、以下のように区分する。

指定緊急避難場所 （法第 49 条の4）		災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るための施設又は場所（洪水その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに指定）
指定避難所 （法第 49 条の7）		災害が発生した場合に、避難のために立退きを行った居住者や滞在者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した市民その他の被災者を一時的に滞在させるために適切な避難施設
	指定一般避難所 （災害対策基本法施行令第 20 条の6、同施行規則第1条の7の2関係）	指定避難所のうち、指定福祉避難所を除く施設を指定一般避難所という。
	指定福祉避難所 （災害対策基本法施行令第 20 条の6、同施行規則第1条の7の2関係）	高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む。）、難病患者、妊産婦及び乳幼児、病弱者等避難生活に特別の配慮を要する人のための避難所をいう。この指定福祉避難所は、指定避難所の一種となっている。

担当	総務課、健康福祉課、地域づくり推進課、教育委員会

第１　指定緊急避難場所、避難路の選定と整備

町は、災害が発生した場合に住民の生命、身体を保護するため、次により避難場所・避難路を選定し、平常時より広報紙やホームページ、ハザードマップ等による住民への周知徹底に努める。

1 指定緊急避難場所

（1）指定基準

町は、災害時における緊急の避難場所として、以下の基準に適合する施設又は場所を、災害の種類ごとに指定する。

ア 災害の種類

① 洪水
② がけ崩れ、土石流及び地すべり
③ 大規模な火事等
④ 内水氾濫・外水氾濫による浸水
⑤ 地震

イ 指定基準

① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、居住者、滞在者その他の者等（以下「居住者等」という。）に開放されること。
② 居住者等の受入れ用に供すべき屋上その他の部分（安全区域外にある指定緊急避難場所の場合は、当該部分及び当該部分までの避難上有効な階段その他の経路）について、物品の設置又は災害による落下、転倒若しくはその他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。
③ 災害が発生した場合において、人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（安全区域）内にあるものであること。

ただし、次の④、⑤に適合する施設については、この限りでないが、④、⑤に適合した施設であっても、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等内にある建物は、原則として指定しないこととする。

④ 災害により生ずる水圧、波力、振動、衝撃その他の予想される事由により、当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。
⑤ 洪水等が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用される施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れ用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ、当該居住者受入れ用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。
⑥ 地震に対する安全性に係る建築基準法及びこれに基づく命令並びに条例の規定に適合するものであること。
⑦ 当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において、人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他のものがないこと。

（2）指定にあたっての注意事項

町長は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難所の管理者の同意を得る。

（3）県への通知

町長は、指定緊急避難場所を指定したときは、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

（4）指定の取消し

町長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消すものとする。

その際、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

（5）留意事項

指定緊急避難場所から指定避難所への円滑な移動を図るため、平常時から住民等に対して制度の趣旨と指定緊急避難場所等の所在地情報の周知徹底を図る。その際、災害の種類に適合した指

定緊急避難場所へ避難すべきことの周知に努める。

２ 避難路

町は、次の事項に留意して避難路を選定し、平常時より住民への周知徹底に努める。

又はハザードマップ等により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の情報を周知するとともに、区域外であっても必ずしも安全ではなく、注意する必要があることを周知する。

（１）原則として指定緊急避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる道路とする。
（２）可能な限りがけ、河川等により水害・土砂災害の危険のない道路とする。
（３）道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。
（４）避難路となる道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

第２　指定緊急避難場所等の整備

１ 指定緊急避難場所及び避難施設の整備

町は県と連携し、指定緊急避難場所及び避難施設について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり整備に努める。

（１）指定緊急避難場所に指定されている施設等の耐震性の確保
（２）高齢者や障害者等に配慮した指定緊急避難場所への避難誘導標識等の整備
（３）幅員や明るさなど避難路における通行の安全性の確保
（４）近隣居住者を加えた指定緊急避難場所の鍵の分散管理
（５）避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担うなどの、円滑な避難のための、地域のコミュニティを活かした避難活動の促進
（６）誘導標識の設置の際は日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し避難場所の災害種別を明示

２ 避難路及び避難誘導施設の整備

町は、避難路及び避難誘導施設について、次のとおり整備に努める。

（１）避難路のバリアフリー化、落下物・倒壊物対策の推進
（２）高齢者や障害者等に配慮した避難場所への避難誘導標識、防災情報案内板等の整備
（３）幅員や明るさ等、避難路における通行の安全性の確保

３ 指定緊急避難場所の公表

町は指定緊急避難場所の安全性や整備状況について把握し、最新の情報を住民に公表するようにする。

４ 避難指示等の具体的な発令基準の設定及び体制の構築

町は、発災時に迅速かつ的確な避難指示等の発令が行えるよう、避難指示等に係る具体的な発令基準を設定する。河川の水位や気象情報、洪水警報の危険度分布、土砂災害は土砂災害・防災情報システムの土砂災害警戒判定メッシュ情報や気象情報を収集・活用した具体的な基準を設定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、避難指示等を有効なものとするため、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。設定にあたっては、「避難情報に関するガイドライン（令和４年９月　内閣府（防災担当））」、「土砂災害警戒避難ガイドライン（平成 27 年４月　国土交通省砂防部）」等を参考にする。

また、町は躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を

絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割分担を明確にするタイムラインを作成するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

5 情報伝達手段の確保

発災時には通信施設の被災等により、想定していた情報提供手段が利用できないおそれがあることから、町は、確実に住民に情報が伝達できるよう、下記に挙げるような可能な限り多様な情報伝達手段を適切に組み合わせた周知に努める。

その際は、要配慮者等の特性等に応じた適切な配慮を行うとともに、行政、防災関係機関、福祉関係機関等でも連携を行うことが必要である。

（1）テレビ放送（ケーブルテレビ含む。）
（2）ラジオ放送（コミュニティＦＭ含む。）
（3）防災行政無線(同報系)（屋外拡声器、モーターサイレン、個別受信機）
（4）ＩＰ告知システム
（5）緊急速報メール
（6）ＳＮＳ（Facebook、ＬＩＮＥ他）
（7）広報車、消防団による広報
（8）電話、ＦＡＸ、登録制メール
（9）消防団、警察、自主防災組織、近隣住民等による直接的な声かけ（早期避難・個別巡回等）
※自主防災組織や自治会等の地域の防災活動の担い手が高齢化していること等により、災害時の確実な情報伝達が課題である点にも留意する。
(10) スマートフォン用防災情報伝達アプリ

6 住民への周知及び啓発

（1）災害に関するリスク等の開示

町は、円滑な避難が行われるよう住民に対し、広報紙、掲示板、パンフレット等により、地域の指定緊急避難場所や避難路、避難指示の発令基準などを周知する。

あわせて、町は、住民が自らの地域の災害リスクに向き合い、被害軽減の取組を行う契機となるよう分かりやすい災害リスクの開示に努める。

また、建物の特性や位置、災害の種別等によって有効な避難行動の方法は異なることへの理解が深まるよう、周知に努める。

（2）ハザードマップの内容の理解促進

町は、作成したハザードマップを通じて、地域の危険性についても周知する。その際、ハザードマップは安全な場所を示す「安全マップ」ではないことを理解してもらうとともに、ハザードマップの内容が正しく住民に伝わり、避難に対する意識の向上や訓練の実施等につながるようにする。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。

（3）迅速かつ適切な避難行動等の促進

迅速かつ適切な避難行動のためには、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持って自らの判断で避難行動をとること、及び、自主防災組織や自治会、近隣住民等による、地域としての避難の体制ができていることが重要である。

町は、災害時の迅速な住民避難につながるよう、災害に関する情報を自らが積極的に収集して早めに避難することの重要性や、雨の際は山や川、田畑や用水路等に近づかないことを住民に対し啓発するようにする。

また、ひとりで２階に上がれない・玄関を出られない避難行動要支援者については、親族や近

隣住民等の助けが必要であるため、一人一人に合った避難行動のあり方を定めるよう、町や自主防災組織、自治会、近隣住民等が連携して取り組むものとする。(参考：第２章第３節 要配慮者の安全確保計画)

さらに､｢避難｣は必ずしも指定避難所や指定緊急避難場所へ行くことだけを指すものではなく、場合によっては指定緊急避難場所等へ行くことがかえって危険となる場合もあることに留意し、町は、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努め、適切に周知するものとする。

また、町は、避難指示等を発令したが、被害が生じなかった場合にも、その理由、状況等を住民に周知する。

（４）生活再建に向けた事前の備え

町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し「早期の立退き避難が必要な区域」からの早期な立退き避難を求めるとともに、水・食料の備蓄、ライフライン途絶時の対策、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えについて普及啓発を図る。

7 町における計画

町は、災害時において安全かつ迅速な避難、誘導を行うことができるよう、あらかじめ次の事項を内容とした避難計画を策定する。

（１）【警戒レベル３】高齢者等避難、【警戒レベル４】避難指示、【警戒レベル５】緊急安全確保を発令する基準及び伝達方法
（２）避難指示等の発令区域・タイミング
（３）水害、土砂災害、複数河川の氾濫など、複合的な災害の発生
（４）指定緊急避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
（５）指定緊急避難場所への経路及び誘導方法
（６）指定緊急避難場所の整備に関する事項
（７）避難準備及び携帯品の制限等
（８）その他必要な事項

8 住民自らが取り組むべきこと

住民は、自主防災組織を結成し、住民主体の避難訓練の実施や避難経路作成等により、地域全体の防災意識を向上させ、災害発生時の安全・確実な避難行動や住民間のお互いの避難の声かけを実現し、地域の避難体制の強化を図る。町は、住民の防災活動を全面的に推進、支援、協力を行う。

また住民は、災害に備え、どのような情報を元に、どのようなタイミングで、どこへ避難するのかについて、あらかじめ具体的に、自ら決めておくよう努めるものとする。

9 自宅療養者等の避難

町は、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、県の保健所との連携のもと、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、県の保健所との連携のもと、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

第３ 指定避難所の指定と整備

1 指定避難所の指定

（１）指定基準

指定避難所は、河川、道路、鉄道等の地形・地物や避難に要する距離等を考慮し、小・中学校

をはじめとする公共施設を選定したうえで、耐震化・不燃化の促進、備蓄のためのスペースや通信設備等の整備に努める。

また、要配慮者や女性に配慮を行い、感染症対策も踏まえ、避難生活に必要な物資等の備蓄を進める。

なお、町長は、次の事項に留意して避難所を選定し、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法、安全性、整備状況等について、平常時から住民への周知徹底に努める。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

ア　避難のための立退きを行った居住者等又は被災者（以下「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模であること。

イ　速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有すること。

ウ　洪水浸水想定区域や、土砂災害警戒区域等内にある建物は、原則として指定しない。町は県と連携し、特に土砂災害特別警戒区域内にある指定避難所については、安全な区域への移転等を前提とし、出来ない場合は、ハード対策による安全確保を検討する。

エ　車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること。

オ　主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する要配慮者を滞在させることが想定されるものにあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について基準に適合すること。

（2）指定にあたっての注意事項

町長は、指定避難所を指定しようとするときは、当該指定避難所の管理者の同意を得る。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

（3）県への通知

町長は、指定避難所を指定したときは、その旨を、知事に通知するとともに、公示する。

（4）指定の取消

町長は、当該指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消す。

その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示する。

（5）住民への周知

町長は、広報紙、掲示板、パンフレット等により、指定避難所の場所を周知する。

2 指定避難所の施設･設備の整備充実

町は、指定避難所について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設・設備の整備に努める。

（1）指定避難所に指定されている施設等の整備

ア　トイレのバリアフリー化等

町は、要配慮者をはじめ誰もが健康を維持できる環境で避難生活を送れるよう、当該指定避難所におけるトイレのバリアフリー化等の整備を図る。

また町は、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、トレーラーハウス、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。

イ　耐震性の強化

町は、当該指定避難所における耐震性、耐火性の確保に加え、非構造部材についても耐震対策を図るとともに、耐震性がない、又は耐震性が明らかでない施設については、代替施設を検討する。特につり天井については、東日本大震災において落下による被害が相次いだため、撤去も含めた速やかな落下防止対策に努める。

ウ　家庭動物のための避難スペース確保

町は、必要に応じ、指定一般避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱い業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

（2）救護用資機材の整備

町は、災害発生時に災害応急対策を円滑に進めるために、負傷者の応急的措置を行う救護用資機材の整備に努める。

（3）設備の充実による避難施設としての機能強化

ア　非常用電源（外部給電可能な電動車、再生可能エネルギーの活用を含む。）、自家発電機

イ　衛星携帯電話等複数の通信手段

ウ　換気・空調設備、照明設備、入浴設備、洗濯設備

エ　シャワールームやスロープ、多目的トイレ等、要配慮者等をはじめ誰にでも対応できるバリアフリー化された衛生設備

オ　食料、飲料水、生活用品

カ　マスクや手指消毒液

キ　冷暖房器具

ク　マッチ、プロパンガス、固形燃料等の燃料、炊き出し用具、キッチン資機材

ケ　簡易トイレ、携帯トイレ

コ　パーティション、段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド

サ　紙おむつ、口腔ケア用品等、要配慮者等をはじめ誰にでも対応できるその他物資の備蓄　等

（4）要配慮者や女性及び性的マイノリティを考慮した整備

ア　紙おむつ等の介護用品

イ　口腔ケア用品（歯ブラシ、歯磨剤等）

ウ　高齢者や食物アレルギーを持つ人に対応した食事

エ　生理用品

オ　粉ミルク・液体ミルク、おむつ等の乳幼児用品

（5）生活用水の確保

避難所での生活用水等を確保するため、避難所となる小中学校においては、既存プールの耐震強化に努める。

（6）指定避難所の鍵の分散管理

鍵の分散によるリスク回避のため、指定避難所の鍵を近隣に居住する者複数名に管理させるなどして、迅速・確実な避難所開設を目指すように努める。

（7）移動型避難所（トレーラーハウス）の整備

町は、災害発生時に被災者や避難者を柔軟に支援できる移動型避難所（トレーラーハウス）の整備に努める。

（8）避難所利用計画の作成

指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。

3 指定避難所の公表

町は指定避難所の安全性や整備状況について把握し、最新の情報を住民に公表するようにする。

第４　指定避難所の運営管理体制の整備

「奈良県避難所運営マニュアル（平成 29 年３月改定)」を参考に、指定避難所の運営管理体制について、以下の体制等を整備する。

（１）指定避難所の管理者不在時の開設体制
（２）指定避難所を管理するための責任者の派遣
（３）災害対策本部との連絡体制
（４）自主防災組織、施設管理者との協力体制

第５　指定避難所以外の避難収容施設の確保

大規模災害による多数の避難生活者の発生に備え、町所管施設以外の公共施設及び民間施設の管理者・所有者との災害時における協力協定の締結等により、指定避難所以外の避難収容施設の確保に努める。

（１）県有施設の利用
町は、指定避難所の不足に備えて県有施設の指定を検討する。

（２）民間施設の利用
町は、指定した避難所では避難者に対して収容人数が不足する場合に備えて、寺院やホテル、旅館等の民間施設の利用についても検討する。

（３）隣接市町村等における受入れ体制の検討
町は、避難所の不足や災害の想定等により必要に応じて、隣接市町村等との間で災害発生時における避難者の受入れや指定緊急避難場所の設置等に関する検討を事前に行う。

（４）その他の施設の利用
町は、国の施設や個人の住宅も指定避難所の対象として検討する。指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるように努める。

（５）在宅避難者等の支援方策等の検討
町は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

（６）車中泊・テント泊等の避難状況の把握
町は、指定避難所以外の避難実態を把握することができるよう、指定避難所以外の避難実態を把握し、指定避難所以外の避難者についても支援する。
町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うにあたっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

第６　福祉避難所の確保

高齢者や障害者をはじめとする要配慮者を避難させるため、事業者等の協力を得て、社会福祉施設等を福祉避難所として確保するよう努める。

第７　避難所運営マニュアルの作成

災害時における迅速かつ円滑な避難所の管理・運営等を図るため、県が作成した「奈良県避難所運

営マニュアル（平成29年３月改定)」に基づき、避難所運営のためのマニュアルを作成する。

また町は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ県が作成した「新型コロナウイルス感染症に備えた避難所運営に係るガイドライン（令和２年６月)」を参考に、手洗いやマスクの着用、避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れたマニュアルの見直しや拡充に努める。

【マニュアルの主な記載内容】

1 避難所運営の基本方針
2 マニュアルの目的･構成及び使い方
3 各ステージ(初動期、展開期、安定期、撤収期)で実施すべき業務の全体像
4 各ステージ(初動期、展開期、安定期、撤収期)で実施すべき個々の業務
5 要配慮者への対応
6 女性への配慮
7 避難所のペット対策
8 大規模災害時の避難所の状況想定
9 関係機関の役割
10 様式

第８　避難所としての学校施設利用計画の策定

町は、指定避難所である学校施設について、地域住民の円滑な誘導や避難所となる学校施設の効果的な活用のため、学校と連携し学校施設利用計画の策定に努める。また、作成した計画は避難所運営マニュアルとも調整し、マニュアル内へ位置づけるよう努める。

第９　住民等による自主運営に向けた運営体制の周知

町は、避難所の運営に関して、避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるよう、自主運営の考え方について周知を行い、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。

また県と連携して、避難所における正確な情報の伝達、食料･飲料水等の配付、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

第10　避難所開設・運営訓練の実施

町は、地域の自主防災組織や住民等と協力し、避難所運営マニュアル及び地域の災害リスクに基づいた定期的な避難所開設・運営訓練を夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

第11　女性や性的マイノリティの多様な視点の取り入れ、プライバシーの確保

町は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

町は、住民主体の避難所運営組織と連携し、避難所の設営や運営において、高齢者や障害者、女性や性的マイノリティ、子どもなど多様な視点を幅広く取り入れて、誰もが最低限健康を維持できる環境づくりを目的とし、設備面の改善や住民への意識啓発等の対応を進め、避難所生活が長期化した場

合の環境整備を図る。

また、町は、全ての避難者が安心して過ごせるよう、避難所におけるプライバシーの確保のため、間仕切りカーテン等を確保する。また、警察と連携し、盗難や性暴力等の犯罪抑止対策に努める。

町は、指定緊急避難場所や指定一般避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

第12 避難所生活の長期化に対応した環境整備

町は、避難所生活の長期化に対応できるよう、次の事項等についての環境整備に努める。

（1）水道や下水道の復旧が長期化する場合、し尿処理ができない場合などの衛生対策を推進する。
（2）施設の機能維持のため、非常用電源設備を整備・強化する。
（3）避難者が避難所で亡くなることがないように、二次被害の防止対策を推進する。
（4）持病の悪化やインフルエンザ等の集団感染を防ぐため、被災者の健康管理、衛生管理体制を整備する。
（5）高齢者や障害者、女性、子どもなどに配慮するため、医療・保健・福祉など多様な専門職の視点を取り入れる。
（6）女性や子育てに配慮した施設・設備の整備に努める。
ア 乳幼児のいる家庭専用部屋の設置
イ 女性用物干し場の設置
ウ トイレ・更衣室以外にも女性専用スペースの設置 等
（7）避難所、不在住宅等の防犯対策を推進する。
（8）避難所運営訓練を実施し、訓練より明らかになった課題等について対策を講じる。
（9）福祉関係者等の協力のもと、介護・ケア等の支援を充実させる。

第13 普及啓発

町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。その際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に指定一般避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

第14 平常時の感染症対策

町は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

第15 町における計画

1 避難計画

町は、町地域防災計画の中で、災害時において安全かつ迅速な避難、誘導を行うことができるよう、あらかじめ次の事項を内容とした避難計画を策定する。

（1）【警戒レベル３】高齢者等避難、【警戒レベル４】避難指示、【警戒レベル５】緊急安全確保を発令する基準及び伝達方法
（2）避難指示等の発令区域・タイミング
（3）水害、土砂災害、複数河川の氾濫など、複合的な災害の発生

（4）指定緊急避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
（5）指定緊急避難場所への経路及び誘導方法
（6）指定緊急避難場所の整備に関する事項
（7）避難準備及び携帯品の制限等
（8）その他必要な事項

2 避難所運営方法等

町は、避難所運営マニュアルを作成し、あらかじめ次の事項を具体的に定める。
（1）避難所の運営担当者割当等の避難所管理運営方法
（2）避難者への給水、給食、日用必需品等の支給方法
（3）避難所等での応急教育、保育施設の開設
（4）その他必要事項

第16 在宅被災者等への支援体制の整備

町は、在宅被災者が食料・物資及び必要な情報や支援・サービスを確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。

第17 主要施設における避難計画

学校、病院、福祉施設など防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、避難訓練を行い避難の万全を期する。特に、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等内における避難確保計画の策定が義務づけられており（平成29年6月法改正)、該当施設の管理者や管轄市町村は、適切に避難確保計画の策定がなされるよう留意する。

（1）学校
ア 避難場所及び避難経路
イ 避難誘導及びその指示伝達の方法
ウ 避難場所の選定、収容施設の確保
エ 避難後の教育・保健・衛生・給食等の実施方法

（2）病院
ア 他医療機関又は安全な場所へ患者等を集団で避難させるための収容施設の確保及び移送方法
イ 治療・保健・衛生・給食等の実施方法

（3）社会福祉施設等
社会福祉施設等においての要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、次の事項に留意して避難計画を作成する。作成にあたっては、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。
ア 避難場所及び避難経路
イ 避難誘導及びその指示伝達の方法
ウ 収容施設の確保
エ 保健・衛生・給食等の実施方法

2 不特定多数が利用する施設

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるとともに、必要に応じて多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

第18 住民自らが取り組むべきこと

住民は、自主防災組織を結成し、住民主体の避難訓練の実施や避難経路作成等により、地域全体の防災意識を向上させ､災害発生時の安全･確実な避難行動や住民間のお互いの避難の声かけを実現し、地域の避難体制の強化を図る。

また、住民は、災害に備え、どのような情報を元に、どのようなタイミングで、どこへ避難するのかについて、あらかじめ具体的に、自ら決めておくよう努める。

さらに、住民は、いつ災害が起きても対応できるよう、施設管理者、周辺事業所なども含めて、避難所運営組織を編成して避難所運営に係わる事項を協議するなど、事前対策に努める。

町は、住民の活動を全面的に推進、支援、協力を行う。

第19 自宅療養者等の避難

町は、福祉担当部局と防災担当部局との連携のもと、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

第２節　帰宅困難者支援体制の整備

大規模地震等により、鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、帰宅困難者の発生が予想されることから、町は、平成 30 年７月豪雨や平成 30 年台風第 21 号等の教訓を踏まえて帰宅困難者対策の推進を図る。

担当	総務課

１ 帰宅困難者の定義

大規模災害により、通勤、通学、買い物、観光等で外出して奈良県内に滞在している者で、交通機関の途絶等により、自宅への帰宅が困難になる者。

２ 普及啓発

大規模災害発生時に、大量の帰宅困難者が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合には、救急・救命活動、救助活動、消火活動、緊急輸送等緊急車両の通行の妨げになる可能性があり、応急活動に支障をきたすことが懸念されるとともに、帰宅困難者自身にも危険が及ぶおそれがある。

町は、住民等に対して、災害時の基本原則である「むやみに移動しない」ということの周知徹底を図るとともに、以下の内容について普及啓発を行う。

（１）町民への普及啓発

町は、町民に対し、大規模災害発生時には帰宅困難になる場合があること、日頃からの備え、家族との安否確認方法や災害時帰宅支援ステーションについて啓発を行う。

また、台風等の襲来に備えて交通事業者が行う「計画運休」について、利用者の安全確保のために計画運休が行われることや、計画運休が行われる際には、状況によっては交通事業者間の振替輸送が行われない場合もあること等について、町は、県及び交通事業者等と連携し、社会的理解の醸成に努める。

（２）企業等への普及啓発

町は、企業等に対して、従業員等の施設内待機や施設内待機のための食料、飲料水、毛布などの備蓄、施設の安全確認、防災訓練等にかかる計画を策定することを働きかける。

その際、従業員の安否確認手段の確保や、出勤時間帯や帰宅時間帯に発災した場合など、発災時間帯別の従業員の対応についても定めることを働きかける。

（３）集客施設や公共交通機関への普及啓発

町は、集客施設や公共交通機関に対して、大規模水害や台風等の発生時における利用者の安全確保計画の作成や、施設の安全確保対策の啓発を行う。

３ 事業所、学校等における対策の推進

事業所、学校等における、災害時における施設内での一時滞在等のルールづくりや、そのための水、食料、毛布などの備蓄の推進、施設の安全確認、防災訓練等にかかる計画の策定を啓発する。

その際、従業員の安否確認手段の確保や、出勤時間帯や帰宅時間帯に発災した場合など、発災時間帯別の従業員の対応についても定めることを働きかける。

４ 一時退避場所や一時滞在施設の確保

大規模災害が発生した場合、観光客等の行き場のない滞留者を一時的に避難させるため、公共施設等周辺のオープンスペースや公園等の「一時退避場所」の確保に努める。

また、交通機関の運行停止等により帰宅できない状況が長引く場合に帰宅困難者を受け入れるた

め、町は、所有・管理する施設を一時滞在施設として確保に努めるとともに、民間事業者にも協力を求めるよう努める。

5 情報提供の体制づくり

一時退避場所や一時滞在施設等に関する情報、鉄道等の運行や復旧情報に関する情報等を迅速に提供できるよう、ホームページやＳＮＳ、緊急速報メール等の活用、駅や交番における張り紙、放送機関からの放送等により、防災関係機関、民間企業、民間団体、ＮＰＯ等の関係機関と連携した情報提供体制を整備する。その際、発災時は情報伝達手段が限られることから、多様な情報伝達手段の確保に努めることとする。

6 徒歩帰宅の支援対策

幹線道路沿いに公共施設等を活用した帰宅支援施設を配置し、水、食料、トイレ、情報等の提供が行えるよう努める。

その際、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等の民間事業者の協力を求める。

第３節　要配慮者の安全確保

災害時における自力避難が困難な高齢者、障害者等の避難行動要支援者の安全を確保するため、平常時から実態に即した行政及び地域社会との協力体制を構築する。

担当	健康福祉課、関係機関

要配慮者とは、災害時に特に配慮を必要とする者であり、一般的には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者、外国人等があげられる。

また、避難行動要支援者とは、災害対策基本法（第 49 条の 10）により、町に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者である。

併せて、平時には支援が必要でなくとも、避難者等が被災による負傷や長期間の避難生活等により要配慮者になりうる点にも留意が必要である。

第１　福祉のまちづくりの推進

要配慮者に配慮したまちづくりを推進するため、地域社会・環境の整備を図る。

（１）町域内の社会福祉施設、民間福祉団体、社会福祉協議会等の相互の連携に努め、地域ぐるみの支援体制づくりを推進する。

（２）公共施設の整備・改善を推進し、要配慮者の積極的な社会参加の促進及び地域住民相互間のコミュニティ強化を推進する。

（３）民間施設についても、住民、企業、関係機関との連携を図り、都市環境の整備にあわせた防災環境の整備促進を図る。

第２　避難行動要支援者避難支援計画

１ 避難行動要支援者名簿(台帳)の作成

町は、平常時から、自治会、自主防災組織、民生児童委員、町社会福祉協議会等と協働し、避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者名簿（台帳）を作成し、保管する。

町は、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施を図るため、避難支援等関係者に対し、本人の同意、又は、町の定めがある場合には、あらかじめ名簿情報を提供する。

また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図り、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に留意するとともに、名簿情報の漏洩防止等必要な措置を講じる。

なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。その際、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討する。

なお、名簿の作成・更新は健康福祉課が行い、外部への提供も健康福祉課が行う。

名簿の作成や活用にあたっては、以下の点に留意し行う。

ア　避難支援等関係者となる者

町関係部署、消防署、警察署、町社会福祉協議会、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域支援者

イ　避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

（ア）75 歳以上の者のみの世帯の構成員である者

（イ）身体障害者手帳（１級・２級）の交付を受けている者

（ウ）療育手帳（A判定）の交付を受けている者

（エ）精神障害者保健福祉手帳（１級）の交付を受けている者

（オ）介護保険の要介護１以上の認定を受けている者

（カ）町長が必要と認める者

ウ　名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には、以下に掲げる個人情報を登録する。なお、名簿の個人情報は、登録申請書を基本に登録し、その内容を町関係部署が監理する情報により確認する。

（ア）氏名、性別、生年月日

（イ）住所（又は居所）

（ウ）電話番号その他の連絡先

（エ）避難支援等を必要とする理由

（オ）上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項

エ　名簿の更新に関する事項

（ア）１年に１回更新

（イ）登録事項に変更が生じた場合は、届出によりその内容を変更する。

（ウ）名簿登録者が死亡、町外転出、及び名簿登録の要件に該当しなくなった場合は、登録を抹消する。

オ　名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置

（ア）名簿を外部に提供する際には、秘密の保持、施錠のある保管場所での管理、名簿複製の禁止等を明記した「提供等に関する覚書」を交わす措置を講ずる。

（イ）名簿を外部に提供する際には、要配慮者に対する支援活動以外には一切利用しない旨を明記した受領書の提出を求める。

カ　要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

町が策定する「避難情報等の判断・伝達マニュアル」において、要配慮者の円滑な避難を考慮した措置を講ずる。

キ　避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者が、避難行動要支援者について避難の支援、安否確認等を実施する際は、自身の安全確保に十分配慮した上で実施する。

２ 避難行動要支援者名簿(台帳)による情報共有

町は、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施を図るため、前項ア避難支援等関係者に対し、本人の同意、又は、町の定めがある場合には、あらかじめ名簿情報を提供する。

また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図り、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に留意するとともに、名簿情報の漏洩防止等必要な措置を講じる。

ほか、要配慮者には保健師や民生委員・児童委員、相談員等を派遣し、日常的な安否確認に努め要配慮者と近隣住民とのコミュニケーションづくりを推進する。

３ 避難誘導体制の整備

町は、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、防災・福祉関係機関、警察署、消防署、消防団等の協力を得て、平時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、要配慮者に迅速に避難情報等を伝達するとともに避難誘導する体制整備を図る。

なお、重度の介護の必要な者の避難受入れ先は、できる限り社会福祉施設、老人保健施設等とし、あらかじめこれらの施設と受入れに関して協議する。

4 個別避難計画の作成

町は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平時より、災害の危険性等の地域の特性や事情を踏まえつつ、優先度の高い避難行動要支援者から、下市町個別避難計画に関する要綱に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携のもと、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、避難支援等実施者、避難所、避難方法など具体的な打合せを行いながら、一人一人の状況をふまえた個別避難計画を作成する。

また、町は、個別避難計画について、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災時等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努める。

そして、町は、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など、避難支援等実施者に対し、本人の同意、又は、町の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。

また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図り、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に留意するとともに、個別避難計画情報の漏洩防止等必要な措置を講じる。

なお、町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から避難支援等に携わる関係者への情報提供、関係者間の事前協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

町は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努める。

ア　個別避難計画を作成する者の範囲

次の（ア）から（カ）に該当する者のうち、個別避難計画を作成することについて同意した者ごとに、個別避難計画を作成する。

（ア）75 歳以上の者のみの世帯の構成員である者
（イ）身体障害者手帳（１級・２級）の交付を受けている者
（ウ）療育手帳（A判定）の交付を受けている者
（エ）精神障害者保健福祉手帳（１級）の交付を受けている者
（オ）介護保険の要介護１以上の認定を受けている者
（カ）町長が必要と認める者

第３　在宅の要配慮者対策

災害発生時における在宅の要配慮者の安全確保のため、対象者を把握し、防災指導・啓発等を行うとともに、避難所の整備や転送体制の整備に努める。

1 在宅の要配慮者の把握

民生委員・児童委員、地域住民、町社会福祉協議会等の協力を得て、対象者の把握に努めるとともに、対象者名簿を作成・保管する。

ただし、これらの対象者名簿については、プライバシー保護の立場からその管理に十分注意する。

また、町は、保健師、福祉関係者、ＮＰＯ等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

2 防災指導･啓発

広報等によって在宅の要配慮者をはじめとして、家族、地域住民に対して要配慮者の内容程度及び地域実態を考慮し、防災指導・啓発を行う。

（1）在宅の要配慮者及びその家族に対する指導・啓発

ア　日常的に防災に対する理解を深め、日頃から対策を講じておく。

イ　災害発生時には近隣の協力が得られるよう日頃から近所づきあいを深めるなど関係性を構築する。

ウ　地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加する。

（2）地域住民に対する指導・啓発

ア　民生委員等において、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しつつ、地域内の在宅要介護者の把握に努め、その支援体制を平素から整備する。

イ　災害発生時には、要配慮者の安全確保に協力する。

ウ　地域防災訓練等に在宅の要配慮者及びその家族が参加するよう働きかける。

3 情報連絡手段の整備

過去の災害においては、特に要配慮者には災害時に情報が伝達されにくかったという状況があったため、災害用伝言ダイヤル「１７１」、携帯電話による災害用伝言板サービスや遠隔手話通訳サービスの活用を図るほか、情報提供の方法について、点字、録音、文字情報等の工夫を図るよう努める。

また、日頃から、要配慮者自身に緊急時に情報を知らせてもらえる人、安否を確認してくれる人など、情報を得る手段を確保しておくよう周知しておくとともに、平時から要配慮者に関わりのある当事者団体や介護保険事業者等のネットワーク等の活用を含め、多様な伝達ルートを確保できるよう努める。

4 避難支援等関係者等の安全確保

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、町は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮するよう努める。

5 住宅用防災機器の設置及び維持

災害発生時に、介護支援を必要とする対象者への防火指導とあわせて、住宅用防災機器の設置及び維持並びに住宅用スプリンクラー設備等の普及促進に努める。

第４　指定避難所及び福祉避難所対策

町は、要配慮者が指定避難所及び福祉避難所を安全に利用できるよう整備を図る。

1 避難所の整備

ア　避難所となる施設において福祉仕様のトイレ、スロープ、手すり等の整備及び仮設スロープの確保に努める。

イ　避難所等へ手話通訳、要約筆記、介護を行う一般ボランティア等の派遣ができるよう、平常時から町社会福祉協議会等との連携に努める。

ウ　他の地方公共団体からの広域的な応援派遣の受入れ体制を整備する。

2 福祉避難所の整備

一般の避難所は階段や段差が多いこと、障害者用のトイレがないことなど、必ずしも要配慮者に配慮したものになっていない場合が多く、また常時介護が必要な者にとっては、一般の避難所での生活は困難を強いられることが考えられる。このため、町は、バリアフリー化など、要配慮者の円滑な利用が確保された施設を選定し、福祉避難所として指定する。指定する際は、受入れを想定しない避難者が避難してくることがないよう、受入れ対象者を特定して公示するものとする。なお、町は本公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ、個別避難計画等を作成し、避難が必要となった際に要配慮者が福祉避難所へ直接避難できるよう努めるものとする。

また、町は、要配慮者が必要な生活支援や相談が受けられるなど、安心して生活できる体制が整えられ、滞在するために必要な居室が確保された社会福祉施設や旅館・ホテル等を福祉避難所として指定する必要がある。平時において、あらかじめ受入れ可能人数や受入れ条件等を明確にして、施設側と協定締結に努める。

なお、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等も参照し、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、その際に、耐震化、要配慮者に配慮したバリアフリー化や要配慮者が使うことが想定される物資（紙おむつ、ストーマ用装具、粉ミルク等）の備蓄を行う。町は特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

また、福祉避難所に関する情報が地域住民に正しく理解され、浸透するよう県と連携し、周知・広報を行う。

3 転送体制の整備

ア　入所可能な社会福祉施設を把握する。
イ　災害発生時の受入れについて、協力を依頼する。

第５　社会福祉施設等における対策

災害発生時における入所者及び通所者の安全確保のため､防災マニュアルの策定､防災訓練の実施、地域社会との連携体制の整備推進等の対策を講じる。

1 防災マニュアルの策定

災害発生時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者等への緊急連絡、地域との連携等を網羅した綿密な防災マニュアルを施設ごとに策定する。

2 防災訓練の実施

災害発生時に円滑に消火、避難等が実施できるよう、施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。

3 施設等の安全対策

災害発生時に施設自体が倒壊したり、火災が発生したりすることのないよう、施設及び付属する危険物を常時点検する。

また、火気の取扱いについては十分留意するとともに、日頃から安全点検を行う。

4 緊急連絡先の整備

災害発生時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

5 地域社会との連携

社会福祉施設の入所者及び通所者の避難等については、日頃から施設と地域社会との連携を密にし、災害発生時には地域住民の協力が得られる体制づくりを推進する。

6 緊急受入れ体制の整備

災害時に、緊急に施設での保護を必要とする者の一時的受入れ体制を整備する。

7 浸水想定区域内の社会福祉施設等の指定

町は、浸水想定区域内要配慮者等が利用する施設で当該施設の利用者が洪水時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について定める。

第6　外国人等への対策

言葉に不自由又は地理に不案内な外国人、観光客等が安心して行動できるような環境づくりに努める。

1 防災情報の提供

外国人向けの防災リーフレット等の広報印刷物の作成・配布に努め、表記は多言語や「やさしい日本語」となるよう配慮する。また、ホームページ、ＳＮＳ等での情報発信等を行い、災害に関する知識や、災害時に取るべき行動などの防災啓発に努める。

なお、作成するリーフレットの言語については検討する。

また、観光客等に対しては、町メールや町ホームページ、ＳＮＳ（Facebook、ＬＩＮＥ他）、観光アプリ等を活用して町内指定避難所へ誘導する。

2 案内標識の設置

（1）避難地・避難路・避難所の案内標識の設置にあたっては、日本語標記にあわせて、外国語でも標記することとし、標記する言語について検討する。
（2）宿泊施設及び観光地にその近くの避難所を掲示するように協力要請する。

3 地域社会との連携

（1）地域での支援体制づくりに努める。
（2）避難所等に通訳を行う一般ボランティアが派遣できるよう、平常時から町社会福祉協議会との連携に努める。
（3）宿泊施設及び観光地の責任者は、従業員に対して避難誘導やパニック防止等の指導・訓練を実施するよう努める。
（4）防災訓練の際には、外国人の積極的な参加を呼びかける。

4 指定避難所における外国人対策

外国人が安心して指定避難所で過ごすことができるよう、災害に関する情報や食料・トイレ等避難生活に関する基本的な情報について、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板をあらかじめ作成し、指定避難所運営マニュアル等に記載する。

また、指定避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図る。

5 その他

外国人と接する機会のある関係者は、音声翻訳機、音声翻訳アプリ等を平時から積極的に活用し

災害に備える。

第７　防災訓練、教育の実施

町は、地域住民に対し、要配慮者等の支援に関する知識や情報を周知するためには、地域住民、防災住民組織、地元の警察・消防・医療機関・障害者団体(又は関係団体)等と要配慮者が合同で、実際に救出訓練や避難訓練を行い、防災訓練を体験する場を提供するよう努める。また、防災訓練には要配慮者等の参加を呼びかけるとともに、専門家・支援団体・当事者本人を講師にして、障害の特性に応じた支援方法を住民が習得するように取り組む。

さらに、地域の社会福祉施設等が行う防災訓練に地域住民や自主防災組織等が参加したり、災害時の相互応援協定を締結するなど、地域での協力体制づくりを進めることも検討する。

第８　要配慮者等向け生活用品・食料等の準備

町は備蓄物資を検討する場合､食料品については､最近の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パンなど画一的なものにならないよう、要配慮者等に配慮した食料品の現物備蓄を検討する。

また、特に外国人などで、宗教上あるいは嗜好上の理由で食べられないもの、食べることを好まないものがある場合を想定し、備蓄する食料に配慮する。

現物備蓄が困難な場合は、民間企業等との間に協定を結ぶなどにより、調達体制の整備を図るとともに、紙おむつやストーマ用装具、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品など要配慮者をはじめとする全ての避難者に必要な生活用品等についても確保を図る。

但し、アレルギー対応食や常備薬などの特殊ニーズについては、要配慮者にできるだけ自分で用意するように求めることも必要である。なお、大災害時には輸送ルートの遮断等により、物資がすぐに届かないおそれがある点に留意する。

第４節　応急住宅等供給体制の整備

一般社団法人プレハブ建築協会との連携や、県産材を利用した応急仮設住宅の供給等、迅速に応急住宅を提供できる体制の整備に努める。

さらに、大規模災害時には広域的な観点に立った実質的な供給体制が構築できるよう、関係機関との検討・調整に努める。

担当	建設課

第１　応急仮設住宅の供給体制の整備

町は、災害に対する安全性に配慮しながら応急仮設住宅を設置できる用地を把握し、県や近隣市町村、一般社団法人プレハブ建築協会と連携しつつ災害時における応急仮設住宅の設置が円滑に実施できるよう体制の整備に努める。

また、応急仮設住宅の設置については、住宅被害想定に基づき、必要戸数の想定を検討するとともに、災害時緊急連絡員（リエゾン）が行う情報収集項目に、県が応急仮設住宅の設置を行うために必要な項目を含めるなどの検討を行う。

なお、近年では、少子・高齢化の進展に伴い、被災者の高齢化も進み、仮設住宅を退去した後に、自力再建を進めることが困難な高齢被災者の恒久的な住まいをどのように確保していくかが大きな課題となっているため、従来のプレハブ型ではなく、木造型で仮設住宅を建設し、仮設住宅としての供与期間終了後は、解体・撤去することなく、一定の改修工事を実施した上で、県から町へ譲渡を受け（町の所有住宅とする。）、引き続き、被災者の恒久的な住まいとして利活用することを検討する。

第２　公営住宅の空家状況の把握

町は、災害時における被災者用の住居として、耐震性が確保された利用可能な公営住宅の空家状況を把握し、災害時に迅速に提供できるよう体制の整備に努める。

また、避難が長期間に及ぶ可能性があるなか、被災者の本格的な生活再建を支援する観点から、本体入居者として入居できるような仕組みの構築に努め、金銭的な負担が生活再建の妨げにならないよう家賃負担の軽減等の配慮を行う。

第２章　住民等の防災活動の促進

第１節　防災知識の普及

防災諸活動の成果をあげるため、住民に対し防災知識の普及啓発に努めるとともに、防災教育を実施し、防災意識の高揚を図る。

実施にあたっては、地域における要配慮者の支援体制、被災時の男女ニーズの相違等、多様な視点を踏まえたものとする。

担当	総務課、健康福祉課、教育委員会、奈良県広域消防組合、関係機関

第１　学校等における防災教育

町は、子どもたちの防災意識の高揚を図り、「災害に適切に対応する能力の基礎を培う」ため、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、それぞれの発達段階や経験に応じた防災教育を実施する。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにするため、以下の各項目に留意する。

なお、教職員に対しては、防災に係る知識を習得させるための研修を定期的に実施する。

学校内においては、防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識の高揚を図るとともに、災害発生時の児童生徒等に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等、防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

【防災教育のねらい】

（１）自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。

（２）地震、台風等の発生時に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。

（３）自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。また、発達段階に応じた系統的な指導が必要となることから、次に掲げる各校種ごとの目標により児童生徒等の発達の段階を考慮し指導する。

【各校種ごとの目標】

（１）こども園段階における目標

安全に生活し、緊急時に教職員や保護者の指示に従い、落ち着いて素早く行動できる。

（２）小学校段階における目標

日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、他の人々の安全にも気配りができる。

（3）中学校段階における目標

日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動するとともに、地域の防災活動や、災害時の助け合いの大切さを理解し、進んで活動できる。

（4）高等学校段階における目標

安全で安心な社会づくりへの参画を意識し、地域の防災活動や災害時の支援活動において、適切な役割を自ら判断し行動できる。なお、障害のある児童生徒等については、各校種ごとの目標の他に、障害の状態、発達の段階、特性及び地域の実態に応じて、危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

1 防災教育の内容

（1）身の安全の確保方法、家族・学校との連絡方法
（2）避難地・避難路・避難所の場所、その役割と避難経路についての理解、避難の仕方
（3）災害についての知識（火災、地震、火山活動、風水害、落雷等の気象災害などの災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方）
（4）ハザードマップ等の災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
（5）ボランティアについての知識・体験
（6）地域の防災活動や災害時の支援活動への理解と積極的な参加・協力
（7）災害時における心のケア

2 防災教育に関する指導計画の作成

防災教育に関する指導計画は、防災教育を学校教育活動全体を通じて組織的、計画的に推進するための基本計画として、防災教育の基本的な目標、各学年の指導の重点、各教科、道徳、総合的な学習（探求）の時間、特別活動（学級〈ホームルーム〉活動及び学校行事）などの指導内容、指導の時期、配当時間数、安全管理との関連、地域の関係機関との連携などの概要について明確にした上で、項目ごとに整理するなど全教職員の共通理解を図って作成する。

また、防災教育に関する指導計画を作成する際には、次に掲げる内容について配慮する。

【指導計画作成にあたっての配慮事項】

（1）防災教育は、地震など共通に指導すべき内容と学校が所在する地域の自然や社会の特性、実情等に応じて必要な指導内容等について検討し、家庭、地域社会との密接な連携を図りながら進める。
（2）学習指導要領等における防災教育に関連する指導内容を整理し、課外指導等も含め各教科等の学習を関連づけるなどして、教育活動全体を通じて適切に行うものとする。
（3）防災教育に関する指導計画は、系統的・計画的な指導を行うための計画であるが、年度途中で新しく生起したり、緊急を要する問題の出現も考えられ、必要に応じて弾力性を持たせる。
（4）避難訓練の計画を立てるにあたっては、学校等の立地条件や校舎の構造等に十分考慮し、火災、地震、土砂災害など多様な災害を想定する。実施の時期や回数は、年間を通して季節や社会的行事等との関連及び地域の実態を考慮して決定する。その際、休憩時間、清掃時間など災害の発生時間に変化を持たせ、児童生徒等が様々な場所にいる場合にも自らの判断で安全に対処できるよう配慮する。また、学級（ホームルーム）活動との連携を図り、事前・事後の指導を行い、自然災害の種類やその発生メカニズム、種類や災害の規模によって起こる危険や避難の方法について理解させるとともに、訓練の反省事項についてもよく指導し、訓練の効果が高められるように配慮する。なお、避難訓練の実施に際しては、消防署や警察署、各関連機関と連携して、計画実施に努める。
（5）防災教育の授業を実施するにあたっては、児童生徒等が興味関心を持って積極的に学習に取り組めるよう、国や自治体、防災関係機関等で作成した指導資料や副読本、視聴覚教材等を活用

する。その際、ＩＣＴを活用するなど指導方法の多様化にも努める。

（6）児童生徒等が体験を通して勤労の尊さや社会に奉仕する精神を培うことができるよう、日ごろから地域社会と連携したボランティア活動に関する学習の場を設定できるよう検討する。

（7）障害のある児童生徒等について、個々の障害の状況等に応じた指導内容や指導方法を工夫する必要がある。特別支援学級を設置している学校、通常の学級に障害のある児童生徒等が在籍している学校においては、特別支援学校等の助言等を活用する。また、特別支援学校においては、地域や学校の実態に応じて、地域の関係機関や高等学校等と連携しながら避難訓練を行うなど地域と一体となった防災教育を検討する。

（8）防災教育の推進にあたっては、家庭、地域と連携した実践的な防災教育の実施について検討する。その際、地域の関係機関、自主防災組織などとの情報交換及び協議を行うなど、計画の作成及び実践が円滑に行われるようにする。

（9）学校は、保護者参観等の機会を捉え、防災に関する講演会を開催したり、児童生徒等を地域行事（地域で行われる防災訓練など）に参加するように促したり、日ごろから「開かれた学校づくり」に努める。

(10) 教職員の防災に関する意識を啓発し、防災教育に関する指導力の向上を図るため、防災教育・防災管理に関する教職員の研修を計画し実施する。

(11) 学校は、防災教育の評価を多面的に行うため、教職員による評価に加え、「災害に適切に対応する能力は身に付いたか」等に関して児童生徒等による自己評価を実施する。また、外部評価の導入も積極的に検討し、その方法としては保護者や地域住民等による評価をはじめ、学校や関係機関で構成する地域学校安全委員会等を活用する。

３ 教職員に対する防災研修

町教育委員会は、教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的に実施する。また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童生徒等に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

４ 体験的･実践的な防災教育の推進

学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

第２　防災知識の普及啓発

災害から、住民の生命、身体、財産を守るためには、県、町、防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人一人が災害について関心を持ち、「自らの生命は自ら守る」ことができるよう、日頃から災害に対する正しい知識を身につけておく必要がある。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは県や市町村等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

そのため、県、市町村、防災関係機関は、防災に関する知識の普及啓発活動を積極的に行うことで住民の防災意識の高揚を図り、住民の災害に対する備えを進める。

そのため、住民が、平常時から災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行えるよう、町は、県や防災関係機関と連携し、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信し、教育機関のみならず、公民館等の社会教育施設の活用など、多様な主体が関わり合う地域コミュニティの中で防災知識の普及啓発を行い、住民の理解促進に努める。

1 普及啓発の内容

（1）災害の知識

ア　地域の災害危険箇所（早期の立退き避難が必要な区域など）

イ　国内や県内、町内で起こった過去の災害の紹介とその教訓

ウ　気象知識

エ　各関係機関の防災体制及び講じる内容

オ　住民、事業者それぞれの役割

カ　頻発化・激甚化する災害環境における自助・共助の重要性

（2）災害への備え

ア　自分自身を助ける一番の基本は自宅であり、災害時に、自宅で、家族で、自分たちが過ごせる環境づくりを考えることが重要な自助の一つであること

イ　指定緊急避難場所・指定避難所、家族との連絡方法等安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

ウ　１週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパーその他生活必需品の備蓄（アレルギー対応食や常備薬、口腔ケア用品なども含む。）

エ　非常持ち出し品（救急セット、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

オ　自動車へのこまめな満タン給油

カ　負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類、ブロック塀等の転倒防止対策

キ　家屋・施設の耐震診断及び改修

ク　飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

ケ　災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）についてあらかじめ決めておくこと

コ　ライフライン途絶時の対策

サ　気象予警報等の種類と対策の確認

シ　自主防災組織活動、防災訓練などへの参加

ス　消防用設備並びに住宅用防災機器の設置及び維持

セ　生活再建に向けた事前の備え（水害保険・共済等への加入 等）

（3）災害時の行動

ア　警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動、避難に関する情報の意味や早めの避難行動の重要性についての知識、広域避難の考え方

イ　避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

ウ　様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

エ　初期消火、救助、心肺蘇生法、応急手当の方法

オ　情報の入手方法

カ　自家用車の使用自粛等の注意事項

キ　要配慮者への支援

ク　避難生活に関する知識

ケ　家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

コ　指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底

２ 普及啓発の方法

町は、教育機関や民間団体、防災関係機関等と密接な連携のもと、各種の広報媒体や講演会など活動を利用して防災知識の普及啓発に努める。

また、被災者等へ的確に情報伝達するため、平常時より情報通信関係機関との連携に努める。

（１）広報媒体等による啓発

ア　防災パンフレット（ハザードマップ等）、ＤＶＤ等の作成・活用

イ　町広報紙及びテレビ、ラジオ、インターネット等マスメディアを利用した普及啓発

ウ　外国人や視覚障害者・聴覚障害者等が理解できるよう、外国語、点字版の作成やＤＶＤへの字幕・手話通訳の挿入等

エ　視聴覚教材の貸出し

オ　災害リスクの現地表示

（２）活動等を通じた啓発

ア　講演会、講習会、防災展等の開催（防災週間（９月１日を含む１週間）、火災予防運動期間（春季は毎年３月１日～３月７日、秋季は毎年 11 月９日～15 日）、防災とボランティアの週間（１月 15 日～21 日）をはじめ防災に関する諸行事に合わせた開催に努める。）

イ　職員による出前講座の実施

ウ　防災器具・災害写真等の展示や貸出

エ　避難訓練（特に水害・土砂災害等のリスクがある学校）　等

オ　地域社会活動等の促進・活用による普及啓発

カ　起震車を活用した地震体験による防災意識の高揚

３ 被災者等への的確な情報伝達活動

防災関係機関は、災害時における放送事業者及び通信事業者等による被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・伝達が効果的、効率的に図られるよう、平常時より関係機関との連携に努めるとともに、安否情報の確認手段についての普及啓発に努める。

第３　町職員に対する防災教育

町は、職員に対して、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を適確に遂行できるよう、講習会、研修会等の実施及び防災知識の手引書等を配布して、防災知識の普及徹底を図る。

第４　防災上重要な施設の管理者等の教育

町及び県は､防災上重要な施設の管理者等に対し防災教育を実施して､防災知識の普及啓発を図る。

また、防火管理者は、防災関係機関と協力して防災訓練、安全講習会等を通じて職員の防災意識の高揚を図り、出火防止、初期消火、避難誘導等災害時における的確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図る。

第５　外国人に対する防災教育等の実施

町は、地域内で生活する外国人の災害時の安全性を確保するため、外国人に対する防災教育・訓練及び災害時の情報提供等を徹底する。

このため、英語をはじめとする外国語の防災パンフレットあるいはビデオの作成、外国人を対象とした防災訓練の実施、防災標識等への外国語の付記及び災害時の外国語による広報等の対策を推進する。

第６　災害教訓の伝承

町は、過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるため、また、伝承の重要性について啓発を行うため、災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・保存し、住民等が閲覧できるよう公開する。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

第２節　防災訓練の実施

地域防災計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害発生時の防災体制の万全を期することを目的として、要配慮者や老若男女など多くの住民参加、学校、自主防災組織、民間事業者、ボランティア団体など地域に関係する多様な主体との連携を図りながら、総合防災訓練、その他の防災訓練の実施に努める。

訓練は、大規模災害を想定したものとし、夜間・休日等実施時間を工夫する等様々な条件を設定するとともに、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的な訓練となるよう努める。

特に「住民避難」は、災害による死者をなくす、人命を守るために重要であり、町は県と連携して住民参加型の避難訓練、避難所開設・運営訓練が積極的に行われるよう必要な支援をしていく。

また、防災訓練の実施に際しては、災害対応に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練を実施し、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、地震、水害、土砂災害、林野火災等、災害の種別ごとに、テーマを明確にした実践的な訓練を実施するよう努める。

なお、実施にあたっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮する。

担当	総務課、奈良県広域消防組合、関係機関

第１　総合防災訓練

各防災関係機関が連携し、非常時に迅速・的確に活動できる体制づくりのため、住民（自主防災組織等）、国、県、市町村、消防、警察、自衛隊、学校、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者、ボランティア等が参加する防災総合訓練を実施する。

総合訓練では、通信、動員、本部運営、消防、災害警備、交通規制、避難、救助、応急復旧等様々な形態の個別訓練を基礎とした各種の訓練を総合的に実施する。

また、地域住民や事業者がコミュニケーションを図り、災害に備えた避難方法の検討や訓練、災害発生時の速やかな避難行動、避難後の避難所運営の手助けなど、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を推進するなど、住民の防災意識向上の取組に努める。

第２　個別防災訓練

町は、単独又は県及びその他防災関係機関等と共同して、下記の防災訓練を実施する。

（１）非常参集訓練（組織動員訓練）
（２）水防訓練
（３）非常通信訓練
（４）避難救助訓練
（５）図上訓練

第３　地域の防災訓練

１ 町

災害時に住民及び自主防災組織が適切に行動できるよう、また、多くの住民が訓練への参加機会を得られるよう、自主防災組織を中心とした「住民参加型」の救出救護、消火、避難等の訓練を適宜実施する。

その際、集団避難等の実践的な訓練や、自力避難が困難な高齢者や障害者等の救助を考慮する。

「住民参加型」訓練では、特に「住民避難」に重点を置き、要配慮者の参加を含めた多くの住民の参加が得られるよう配慮し、以下のような訓練を実施する。

（１）安全な避難ルートの確認等のための避難訓練
（要配慮者の避難支援訓練を含む。）

（２）避難所開設・運営訓練
（要配慮者の避難所でのニーズや、被災時の男女及び性的マイノリティのニーズの違い等に配慮）

（３）安否確認訓練
（例：平常時から各地区において、災害時の集合場所を決めておき、全員の安否を確認した上で避難所に集団避難し、町等に報告する。）

（４）情報収集・伝達訓練
（例：避難指示等が発令された場合の情報収集手段、伝達経路を確認する。）

（５）避難指示等の避難情報の持つ意味などに防災知識を得るための研修会等
なお、第１～第３を組み合わせ、同日に町内で一斉に実施することも、大きな啓発効果が期待できる。

（６）継続的な防災訓練の実施
町は、防災週間、津波防災の日、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、火山防災の日、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。

２ 防火管理者

学校、病院、駅、工場、事務所、興行場、旅館・ホテル等の諸施設における消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練等を定期的に実施し、実効性のある消防計画及び自衛消防体制の確保等に努める。

また、地域が実施する防災訓練に参加・協力を行う。

第３節　自主防災体制の整備

災害時にもっとも重視すべき人命を救うためには、発災直後の近隣住民同士による救出・救護活動が極めて重要となる。このため、地域住民は平時からコミュニケーションをはかり、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識をもって訓練などの防災活動に自発的に取組むことが重要となる。

町は県と連携して、この取組に対して適切な支援、助言及び指導を行い、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成を図る。

担当	総務課、奈良県広域消防組合、関係機関、消防団

第１　自主防災組織の育成

平時から、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の育成に努めるとともに、資機材の支援、技術的指導に努め、自主防災組織の育成を図る。

１ 実施責任者

（１）町長は、災害対策基本法第５条第２項の規定に基づき、自主防災組織の充実を図り、地域防災のための住民活動の推進に努める。

（２）住民は、災害に備えるための手段を講じるとともに、自主防災組織等の防災活動に積極的に参加し、防災に寄与するよう努める。

２ 自主防災組織の結成促進

住民相互の助け合いの精神による自主的な防災活動の推進を図るため、自主防災組織率向上対策計画を作成し、町内会や自治会等を単位として自主防災組織の結成を促進する。

その際、女性、高齢者、生徒・学生、事業者などの多様な人材の参画促進に努める。

一方、住民は、自らの安全確保と被害の防止・軽減を図るため、住民の自主的な防災組織づくりに主体的に参加する。

３ 各種組織の活用

防災・防火に関する組織のほか、婦人会、日赤奉仕団等の住民の各種組織における自主的な防災活動の促進を図る。

４ 活動内容

（１）平常時の活動

ア　地震、風水害ほか各種災害に対する防災の知識の普及や啓発（防災新聞による避難指示等の避難情報のもつ意味の普及、災害時行動マニュアルの作成、言い伝えや警戒碑等が示す過去の災害の伝承等）

イ　地域における危険箇所の把握（町等が作成したハザードマップの現地状況確認、石塀やブロック塀等倒れやすいものの点検等）

ウ　地域における消防水利の確認（消火栓の位置確認と保守点検、井戸・ため池・川などの把握と現状確認等）

エ　家庭における防火・防災上等予防上の措置及びその啓発（家具固定や建物の耐震化の啓発、物資備蓄の周知等）

オ　地域における情報収集・伝達体制の確認（有線、無線、広報車、近所の呼びかけ等多様な手

段による避難指示等の避難情報の伝達訓練等）
カ　要配慮者の把握（要配慮者とそれを支援する人の名簿やマップの作成等）
キ　避難場所・指定避難所・医療救護施設及び避難経路の確認（ワークショップにおける地域の防災マップの作成を通じた災害種類別の安全な避難方法と経路の検討、避難所の設備の点検等）
ク　防災資機材の整備、配置、管理（バール、のこぎり、ジャッキの整備、発電機動作確認、消火器の点検等）
ケ　防災訓練の実施及び行政が実施する訓練への参加（初期消火訓練、避難誘導訓練、図上訓練、地域のイベント時における災害疑似体験等）
コ　自主防災組織のリーダー・サブリーダーの発掘と育成（消防署・消防団・民間企業・行政などのＯＢの活用、女性の積極的な登用、行政などが開催するリーダー養成研修への参加、地域住民の防災士の資格取得促進等）
サ　地域全体の防災意識向上の促進（ＰＴＡや民生委員・児童委員をはじめ、地域の様々な団体と防災についての話し合う機会づくり、住民同士の勉強会の開催等）等

（2）災害時の活動
ア　避難誘導（安否確認、早期自主避難の勧誘、集団避難、要配慮者への援助など）
イ　救出救護（救助用資機材を使用した救出、応急手当、医療救護施設・救護所への搬送など）
ウ　出火防止と初期消火（消火器による消火など）
エ　情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の町への伝達、救援情報など住民への周知など）
オ　物資分配（物資の運搬、給食、分配）
カ　避難所運営（避難所の運営、避難生活の指導）
キ　復旧活動（災害ボランティア受入れの調整、被害がより大きい近隣地域への応援）
ク　その他関係機関の実施する応急活動への協力

5 育成方法

自治会単位の自主防災組織の育成に努める。
（1）防災及び救命救急に関する講演会、講習会、研修会、ワークショップ及び出前講座の実施
（2）自主防災組織が主体となり実施する訓練や研修会への積極的な支援、指導
（3）活動拠点施設の整備、防災資機材の整備に関する支援
（4）各コミュニティへの個別指導・助言
（5）自主防災組織同士のネットワーク構築の支援（相互に情報交換できるしくみづくり）
（6）自主防災に関する啓発資料の作成
（7）自主防災に関する情報の提供等
（8）女性の参加促進にも配慮した防災リーダーの育成（養成講習会等の開催）

6 各種組織の活用

地域婦人団体連絡協議会、日赤奉仕団等の住民の各種組織における自主的な防災活動の促進を図る。

7 自主防災組織への支援

地域住民による自主防災組織が自発的に行う消火・救助・救護活動に必要となる資機材の支援や技術的指導等、組織の育成に努める。
（1）資機材の支援
自主防災組織の活動に必要な防災資機材の支援に努める。
（2）技術的指導等による組織育成
町及び関係機関は、自主防災組織のリーダー研修、自主防災組織防災計画の作成、啓発資料の

作成、情報の提供、防火・防災講習会、防災訓練、応急手当訓練等の支援に努める。

第２　事業所における自主防災体制の整備

事業所は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、防災活動の推進に努める。

事業所の防災体制の充実強化は、概ね次の事項に沿って行う。

（１）建築物の耐震化、屋内の震災対策（オフィス家具等の転倒防止）
（２）物資の備蓄（救助用資機材、食料品関係等）
（３）通信の確保（一般のＮＴＴ回線以外の通信手段）
（４）企業情報の確保（サーバ等転倒防止、定期的なバックアップの実施）
（５）自主的な防災組織の編成
（６）防災計画、防災マニュアル（初動・安否確認）、事業継続計画（ＢＣＰ）等の作成
（７）従業員への防災計画、防災マニュアル等の研修
（８）従業員による大規模災害を想定した防災訓練の実施
（９）従業員の帰宅困難対策
（10）地域の自主防災組織との連携
（11）事業所等の持つ資源や特性を生かし、組織力を活用した地域活動への参加等

なお、町は、事業所に対して、地域の防災訓練等への参加の呼びかけや、防災に関するアドバイス等の助言・協力を行う。

第３　救助・初期消火活動の支援

地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、防災教育や訓練を実施するとともに、小学校、中学校、消防団詰所など必要な場所に救助・救急用資機材を配置する。

また、初期消火活動に活用できるよう、地域の実情に応じて消火用資機材の配置に努める。

第４　地区防災計画の策定

１ 地区防災計画の目的

地区防災計画は、地区居住者等（一定の地区の居住者及び事業者）が行う自発的な防災活動に関する計画であり、町地域防災計画に基づく防災活動と地区防災計画に基づく防災活動とが連携して、共助の強化により地区の防災力を向上させることを目的とする。

また、地区の特性をよく知っている地区居住者等自身が、計画の作成に参加することによって、地区の実情に即した地域密着型の計画を作成することが可能になり、地域防災力の底上げを効果的に図ることを目的とする。

２ 地区防災計画の内容

地区防災計画は、地区の特性に応じて、自由な内容で計画を作成することができる。計画内容を例示すると次のとおりである。

（計画内容の例）

（１）計画の名称
（２）計画の対象範囲（位置・区域）
（３）基本方針（目的）
（４）防災訓練
（５）物資及び資材の備蓄
（６）地区居住者等の相互の支援

（7）活動目標（指標等）
（8）長期的な活動予定
（9）その他地区の特性に応じて必要な事項等

3 計画提案の手続き

（1）町地域防災計画に地区防災計画を規定する方法
地区防災計画を規定する方法は、次のとおりとする。
ア 町防災会議が、地域の意向を踏まえつつ、地域コミュニティにおける防災活動計画を地区防災計画として町地域防災計画に規定する。
イ 地域コミュニティの地区居住者等が、地区防災計画の素案を作成して、町防災会議に対して提案を行い（計画提案）、その提案を受けて町防災会議が、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

（2）計画提案の流れ
ア 計画提案を行うためには、当該地区において防災活動を行う地区居住者等が提案書を作成し、地区防災計画の素案とともに、町防災会議に提案する。計画提案にあたっては、次の点に留意することが必要である。
① 地区防災計画では、実際に活動体制が機能し、活動の実効性があがるよう努めることが必要。
② 計画提案にあたっては、当該地区の地区居住者等であることを証明するために住民票、法人の登記事項証明書等が必要（災害対策基本法施行規則第１条）。
③ 自主防災組織等において、計画に基づく防災活動についてメンバーの理解が十分に得られており、実際に防災活動を実施できる体制にある場合には、自主防災組織等の役員等が、共同して計画提案を行うことが可能とする。

（3）計画提案が行われた場合には、町防災会議が、当該計画を町地域防災計画に規定する必要があるか否か判断する。必要がないと判断した場合は、その理由を提案者に通知しなければならない。

（4）町防災会議において、町地域防災計画に規定することが必要と判断された場合には、速やかに町地域防災計画に当該地区防災計画を盛り込む。

4 地区防災計画策定にあたっての留意点

地区居住者等は、地区防災計画策定にあたっては、「地区防災計画ガイドライン」（平成 26 年３月、内閣府）を参考にし、地区防災計画の策定についての全体像の把握、活動を行う人や活動を行う団体の活動内容やレベル、地区の特性等に応じて、地域コミュニティの課題と対策について検討を行い、地域コミュニティの地区防災計画を作成するとともに、計画に沿った活動の実践や見直しを行っていく。

また、計画作成にあたっては、早期に行政関係者、学識経験者等の専門家の解説・アドバイスを求めるよう努める。

5 個別避難計画との整合

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第４節　企業防災の促進

企業及び事業所（以下「事業所等」という。）は、災害時に果たすべき役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるとともに、被災後速やかに事業を再開できるよう、事業継続計画（ＢＣＰ：Business Continuity Plan）を策定する。

町は、事業所等の防災活動や事業継続計画策定等を支援する。

担当	地域づくり推進課

第１　企業・事業所の役割

１ 災害時に果たす役割

事業所等は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の提供を業とする者（例：スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（運送）事業者、建設業者等）は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、町及び国、県が実施する防災に関する施策に協力するように努める。

２ 平常時の対策

事業所等は、勤務時間外の連絡体制の整備、非常時体制の整備、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、建物の耐震化、機械設備等の転倒・落下防止対策、二次災害（爆発、火災、毒劇物の漏洩、エレベーター内への閉じ込め等）の防止対策等を講じておく。

また、事業所等は、従業員の安全等確保のため、事業所からの避難経路の確保、周知や、避難訓練等の防災訓練の実施、災害時に公共交通機関の停止等により帰宅できない従業員のための食料等物資の備蓄に努めるなど、平常時からの防災体制の構築に努めるとともに、従業員の防災意識の高揚、取組の評価などによる企業防災力の向上に努める。

また、事業所等は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

さらに、事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）又は事業継続力強化計画を策定・運用するよう努める。また、事業継続計画（ＢＣＰ）等を策定した事業所等は、定期的に内容の点検を行い、見直しを行う。なお、対策の実施にあたっては、事業継続計画（ＢＣＰ）等の策定だけでなく、被災従業員への支援も含む防災計画を作成することが望ましい。

第２　町の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（ＢＣＰ）等の策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動等を行う。

さらに、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

また、事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

第３　商工団体等の役割

事業継続計画（ＢＣＰ）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。

さらに、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市町村と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

また、会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発するとともに、行政等の支援策等情報の会員・組合員等への周知に協力する。

第５節　消防団員による地域防災体制の充実強化

消防団は、地域の安全確保に努めるとともに、消防団員数を確保することにより防災力、消防力の強化を図る。

町は､団員確保に向けた啓発や資機材の整備等､大規模災害等に備えた消防団の充実強化に努める。

担当	総務課、消防団

第１　消防団の役割

消防団は､地域住民を中心とした組織として､幅広い防災力と地域コミュニティとの連携を強化し、地域住民の被害軽減・安全確保に努める。

また､男性のみならず女性消防団の組織づくりを推進し､男女共同参画の視点に基づいた防災指導、及び後方支援活動などを強化するとともに、地域における身近な消防防災リーダーとして、安心・安全な地域づくりの一環として重要な役割を果たすことを目指す。

第２　他の組織との関係

１ 常備消防との関係

地域の防災力の柱となる常備消防との連携をさらに強化する。

（１）消防防災に関する普及啓発、特別警戒等の予防活動

（２）大規模災害時を想定した実践的な実働（初期消火・避難誘導・応急手当等）・図上訓練

２ 自主防災組織との関係

自主防災組織との連携をさらに強化する。

（１）定期的な合同訓練等による連携強化

（２）自主防災組織の活性化等を図る際の積極的な協力

３ 事業所との関係

団員を雇用している事業所の理解と協力を得るための取組、事業所の防災活動との連携のための取組を強化する。

（１）特別の有給休暇（ボランティア休暇）や社内表彰等を活用する事業所に対して表彰制度を創設・充実

（２）事業所の自衛消防組織との連携の促進

４ 地域コミュニティとの関係

将来を見据えた住民ニーズや地域の実情を踏まえつつ、地域コミュニティにおいて消防団の果たすべき役割を検討する。

第３　消防団員数の確保

１ 総団員数の確保

消防団が、要員動員力等の特性を発揮するため、各地域の実情に応じた適正な団員数の確保を図る。

2 被雇用者(サラリーマン)団員の活動環境の整備

就業構造の変化等に対応し、サラリーマン団員の活動環境の整備を図る。

3 女性や若年層等の入団促進と団員数の確保

消防団の組織の活性化のため、女性消防団員及び学生消防団活動認証制度等を活用した若年層の入団を促進と、団員数の確保に努める。

また、機能別分団員（大規模災害、予防広報等特定の活動を実施する分団員）についても同様に、入団の促進と団員数の確保に努める。

さらに、団員確保に向けた啓発や資機材の整備等、消防団の充実強化に努める。

第６節　ボランティア活動支援環境の整備

ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性に基づきその支援力を向上し、被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動を進められるよう、町は、平時より県、日本赤十字社奈良県支部、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、奈良防災プラットフォーム連絡会、登録被災者援護協力団体等と協働して、県内外のボランティア団体、ＮＰＯ等の関係機関・関係団体、住民と相互に連携・協働して活動できる環境を整備する。

担当	総務課、健康福祉課、町社会福祉協議会、関係機関

第１　ボランティアの役割と協働

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりとする。

生活支援に関する業務	○被災者家屋等の清掃活動 ○現地災害ボランティアセンター運営の補助 ○避難所運営の補助 ○炊き出し、食料等の配布 ○救援物資等の仕分け、輸送 ○高齢者、障害のある人等の介護補助 ○被災者の話し相手・励まし ○被災家屋等からの災害廃棄物、土砂の撤去 ○その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）
専門的な知識を要する業務	○救護所等での医療、看護 ○建物判定（被災建築物応急危険度判定士） ○地盤判定（地盤品質判定士、被災宅地危険度判定士） ○砂防ボランティア ○外国人のための通訳 ○手話通訳、要約筆記ボランティア ○被災者へのメンタルヘルスケア ○高齢者、障害のある人等への介護・支援 ○アマチュア無線等を利用した情報通信事務 ○公共土木施設の調査等 ○その他専門的な技術・知識が必要な業務

第２　受入れ体制の整備

災害発生時にボランティアの受入れを円滑に実施するため、平常時からボランティア活動推進機関・関係団体と連携・協働し、災害時におけるボランティア活動の支援を行うネットワークを構築・強化する。

１ 受入れ窓口の整備

災害発生時にボランティア活動を行おうとするボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口の運営について、平常時から町社会福祉協議会と連絡調整を行う。

また、町内のボランティア組織等への協力依頼に努める。

2 事前登録への協力

町社会福祉協議会との連携のもと、災害発生時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、県が行う事前登録に関する協力に努める。

第3　人材の育成

町は、県及び町の社会福祉協議会等と協働して、災害時に迅速かつ効果的に災害ボランティア活動が行われるよう、平時より、住民に対し、研修や訓練等の実施により、災害ボランティア活動についての知識の習得機会を提供するとともに、ボランティア団体・ＮＰＯ等の関係機関・関係団体等との連携強化を図る。

また、ボランティア活動を行う人材を育成するため、災害ボランティアコーディネーター等の養成に努めるとともに、ボランティア活動に対する住民の意識の高揚を図る。

1 災害ボランティアの育成

災害ボランティアの育成・啓発に関する以下の活動を行う。

（1）災害ボランティア登録制度の確立
（2）ホームページや各種の広報媒体等による個人やグループへの情報提供
（3）児童、生徒、学生に対する各種の啓発活動
（4）災害ボランティア希望者のための各種講座の開催

2 災害ボランティアリーダー、コーディネーター等の養成

平常時より、県、日本赤十字社奈良県支部、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に連携して、ボランティア活動の需要と供給の調整を行う災害ボランティアコーディネーターの養成、ボランティア活動のリーダーの養成に努める。

3 意識の高揚

災害とボランティアの日（1月17日）及び災害とボランティア週間（1月15日から21日まで）の諸行事を通じ、ボランティア活動に対する住民の意識の高揚を図る。

また、子どもの頃から福祉や社会貢献について関心を持ち、理解を深めるように、福祉体験学習など福祉教育を推進する。

第4　防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化

町は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び国民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への国民の参加を促進するため必要な措置を講ずる。

災害発生時に迅速なボランティア活動が行えるよう、ボランティア団体等が相互に連携し活動できるようネットワーク化を支援するとともに、活動拠点、必要な資機材の提供など、ボランティアが活動しやすい環境整備に努める。

さらに町は、避難生活支援リーダー・サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。

また、ボランティア活動に伴う事故等に備えたボランティア活動保険への加入など、活動上の安全確保を行う。

第5　ＮＰＯ・ボランティア等との連携強化

災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、協定の締結等により町災害ボランティアセンターを運営する町社会福祉協議会との役割分担等を定めるよう努める。

また、防災ボランティアの活動環境として、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や指定避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制､防災ボランティア活動の拠点の確保､活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

第３章　災害に強いまちづくり

第１節　まちの防災機能強化

町をはじめ関係機関は、災害の発生をできるだけ未然に防止し、災害時の安全性を確保するため、町中心部の整備や都市基盤施設の整備、土木構造物の耐震対策の実施、ライフライン施設の災害対応力の強化、社会資本の老朽化対策、公共用地の有効活用などによって都市防災機能の強化を図り、被害を最小限に食い止められるような災害に強いまちづくりを推進する。

担当	総務課、建設課、関係機関

第１　町中心部の整備

１ 町中心部の整備

（１）面的整備

町は、町中心部の整備（不燃化建築物、道路、公園等）を行い、面的な防災機能の向上を促進する。

また、防災上の観点より、建築物の壁面の後退、垣又は柵の構造制限等の地区計画や緑地協定を定め、敷地内空間の確保や民有緑地の保全・整備を推進する。

（２）防災ブロックの強化

災害時の火災の被害を最小限にするため、町中心部等の状況を考慮しつつ、必要に応じて都市防災構造化推進事業等を活用し、道路、公園・緑地、河川等の都市施設や不燃建築物群等による延焼遮断帯を配置し、延焼拡大を防ぐ防災ブロックの強化に努める。

各防災ブロック内においては、防災活動の拠点及び住民の避難場所の体系的な整備を進める。

２ 災害に強い計画的な土地利用

災害に強く、人々が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、都市計画との連携により、まちの防災構造の強化に努める。

（１）災害時に一定の行政、医療サービス等を享受できるまちづくりの推進

町は、都市計画マスタープラン等に防災に関する都市計画の方針を定め、都市機能を分散配置する多核型都市構造の形成や、体系的な防災拠点の配置を図り、これらを結ぶ交通ネットワークの強化に努め、災害時に一定の行政、医療サービス等を享受できるまちづくりを進めるよう努める。

（２）防災を考慮した土地利用

町は、溢水、湛水、がけ崩れ等による災害のおそれのある土地の区域は市街化区域に編入しないなど防災を考慮した土地利用を進めるよう努める。

（３）防火地域、準防火地域の指定

町は、市街地大火による被害の抑制に寄与する市街地における建築物の不燃化を進めるため、防火地域・準防火地域の指定に努める。

（４）立地適正化計画による防災まちづくりの推進

町は、立地適正化計画を策定する場合、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の

もと、災害リスクを十分考慮のうえ、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置づけるよう努める。

（5）住宅の立地誘導による防災まちづくりの促進

町は、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

（6）空家等の状況の確認

町は、二次災害の防止等のため、平常時より災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

（7）所有者不明土地の活用

町は、所有者不明土地を活用した防災空き地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を検討する。

第２　都市基盤施設の整備

公園・緑地、道路、河川等の都市基盤施設は、災害時における避難地、避難路及び火災の延焼防止のためのオープンスペースとして機能するとともに、応急救助活動、応急物資集積の基地として、また、ヘリポートとしても活用できる重要な施設である。このため、町及び関係機関はこれらの都市基盤施設の効果的整備に努め、防災空間の確保を図る。

また、町及び関係機関は、公園、道路、河川等の都市基盤施設に、災害対策において有効な防災機能の整備を進める。

１ 公園･緑地､広場等の整備･防災空間の整備拡大

（1）都市公園等の整備

町は県と連携して、防災空間として、震災時の一次避難場所の確保、火災の延焼防止、各種災害応急、復旧・復興活動の円滑な実施を図るため、都市公園等の体系的な整備を推進し、都市全体の安全性向上を図る。

このため、一時避難地となる学校グラウンド、都市公園及び緊急避難の場所となる身近な街区公園等をその配置や規模等の検討を行いながら積極的に整備する。

公園管理者は、利用者の安全を確保するため、震災時の被害を最小限にとどめるとともに、震災時に避難場所や防災・復旧活動拠点として機能できるよう整備を進める。

併せて耐震貯水槽、備蓄倉庫などの災害応急対策施設及び臨時ヘリポートとしての利用可能な広場等についても整備を進める。

なお、町は、無秩序な開発防止や防災都市づくりの観点から、適正な土地利用のあり方を検討するとともに、県の災害防止に協力する。

（2）緑地・広場等の整備・保全

火災による延焼防止を図るため、道路、公園・緑地、広場等のオープンスペースの整備を推進するとともに、並木、工場等の大規模施設の周辺緑地、生産緑地、農地、林地の保全に努め、延焼遮断効果の向上を図る。

また、備蓄倉庫等の災害応急対策施設の整備を図る。

（3）防災機能の整備・充実

災害発生時に、避難所としての利用が予想される建築物及び周辺の危険箇所の点検を実施し、必要な対策を講じるとともに、避難所・避難路として機能できるよう、緊急度の高い箇所から整備を図る。

2 道路･緑道の整備

道路・緑道は、災害時における避難路として、また、緊急通行車両の通行を確保すべき緊急交通路、大規模火災時の延焼遮断帯として重要な機能を有しているため、町はその機能充実及び耐震性の強化等の整備に努める。

（1）避難路、緊急交通路のネットワーク化を図るため、代替ルートを確保した生活道路ネットワークの整備を促進する。

（2）避難路、一時避難地、広域避難地及び主要幹線道路を結ぶ交通路のネットワーク化、街路で囲まれた町中心部等の防火区画化を図るため、都市計画道路の整備を推進する。

（3）避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存幹線道路等について歩道の拡幅、耐火性能の高い樹種による緑化や無電柱化、不法専有物件の除去を推進するとともに、沿道建築物の不燃化、工場等の大規模沿道施設の緑化を促進する。

3 河川･水路の整備

災害時に一時集合場所や防災拠点となり、延焼防止の緩衝帯としての役割も有する河川空間の整備促進に努める。

また、河岸の河川空間が避難路や延焼遮断機能を有するよう緑地の配置を促進するほか、災害時には河川・水路の流水が消防水利や生活用水として活用できるよう、適所に階段護岸等を導入するなど、親水性が高い護岸整備等に努める。

なお、河川管理者は、災害により損害を受けた河川構造物や河川管理施設を速やかに応急修理できるよう、災害復旧資機材の備蓄に努める。

第3　土木構造物の耐震対策

町及び関係機関をはじめ、土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について、次の方針で耐震対策を進める。

1 基本的考え方

（1）施設構造物の耐震対策にあたっては、

ア　供用期間中に１～２度発生する確率を持つ一般的な地震動

イ　発生確率は低いが直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動を考慮の対象とする。

（2）施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じることなく、高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、町の地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に即しつつ、緊急性の高い箇所から耐震対策に努める。

（3）防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性をもたせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。

（4）埋土地、旧河川敷等の軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

2 道路施設

道路の被害は、切土部や山すそ部においては土砂崩落・落石等が、高盛土部での法面崩壊や地すべり等が予想される。災害による崩壊等が予想される盛土箇所、法面、擁壁等を調査し、緊急性の高い危険箇所から必要な対策を講じるとともに、道路橋･高架道路等の耐震対策を実施する。特に、緊急交通路の管理者は、耐震診断に基づいて補強計画を策定し、耐震性の強化を図る。

一般橋梁や横断歩道橋等については、点検マニュアルに基づき定期的に点検を実施し、緊急性の高い危険箇所から必要な対策を講じる。

街路灯、道路標識、街路樹等の道路付帯施設については、強風及び地震に対する防災性能の向上を図るため、緊急性の高い箇所から必要な対策を講じる。

なお、これら道路、橋梁、道路付帯施設では、緊急輸送道路に指定された路線について、特に重点的な耐震性の強化に努める。

3 鉄軌道施設

駅舎、橋梁、盛土部等の点検を行い、耐震対策を実施する。

4 河川･水路

河川・水路による災害を防止するため、国や県と協力して堤防、護岸等の河川構造物を調査し、緊急性の高い危険箇所から必要な対策を講じるとともに、河川構造物や河川管理施設等の耐震性の向上に努める。

5 ため池施設

ため池による災害を防止するため、老朽化が予想されるため池の堤防等を調査し、緊急性の高い危険箇所から必要な対策を講じるとともに、構造物の耐震性を向上するよう、ため池管理者に対して啓発指導を行う。また、国・県の補助等による補強事業の推進を図る。

6 土砂災害防止施設

急傾斜地崩壊防止施設及び土石流防止施設等については､耐震対策が図られるよう県に要請する。

第２節　建築物等の安全対策の推進

町、県及び関係機関は、所管施設について、地震及び大火災による建築物被害の防止及び軽減を図るため、建物の点検整備を強化し、耐震・耐火性を保つよう対応する。特に、公立教育施設、庁舎、会館等の公共建築物について耐震化・不燃化を推進する。

また、民間の建築物についても、耐震化・不燃化の促進を図るとともに、その重要度に応じて防災対策の周知徹底を図り、安全性の指導に努める。

担当	建設課、関係各課、奈良県広域消防組合、関係機関

第１　建築物等の耐震対策

町及び関係機関は、地震による建築物の被害を最小限にとどめるため、昭和 56 年（1981 年）以前に建設された建築物で、地震に対する安全性に係る建築基準法の規定に適合しない建築物、いわゆる新耐震基準施行以前の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するとともに、それ以後に建設された建築物においても、防災上の重要度に応じて耐震性の向上を図る。

また、町及び施設管理者は、行政関連施設、学校、駅等不特定多数の者が使用する施設など応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。

１ 公共建築物の耐震性能の向上

（１）防災上重要な役割を果たす建築物

町は、防災拠点となる役場等の庁舎、被災者の救護活動を担当する地域の医療機関のうち中心的な役割を果たす病院、指定避難所となる学校、体育館、公民館等の新築については「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に準ずるよう、また、当該既存建築物についても同基準に基づく耐震診断・改修の実施を推進するよう努める。

（２）その他の既存建築物

町は、その所有又は管理に係る公共建築物について、耐震診断を計画的に実施し、その結果耐震改修が必要と認められたものについては耐震改修の実施を推進するよう努める。

（３）非構造部材の耐震対策

町は、その所有又は管理に係る公共建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策を推進するよう努める。

２ 民間建築物の耐震性能の向上

（１）耐震性向上の普及・啓発

町は、既存建築物の耐震性の向上のため、ガイドブックや耐震改修事例集等による広報の充実や相談窓口の設置等により、広くわかり易く耐震知識、耐震診断・改修の必要性、助成制度、補強技術等の普及・啓発を図る。

また、民間団体等を構成員とする奈良県住宅・建築物耐震化等促進協議会を通じて耐震診断・耐震改修の円滑な促進を図るとともに、研修会に耐震技術者を派遣する等により耐震診断・耐震改修に関する情報提供に努める。

（２）民間建築物の耐震診断・改修の促進

町は、民間建築物について建築物の重要度を考慮しつつ、災害時に重要な機能を果たすべき建築物の所有者に、耐震診断・改修についての自助努力を促す。

また、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難行動要支援者が利用する建築物のうち大規模な既存建築物、避難住民の安全性を確保すべき避難経路及び震災後の復旧用緊急物資等の輸送経路となる緊急輸送幹線道路沿いの既存建築物、救援活動の拠点となる指定地方公共機関の既存建築物等については、耐震性能の向上に努めるよう指導するとともに、市街地の防災性能の向上に寄与する耐震改修の促進に努める。

（3）木造住宅の耐震診断・改修の促進

町は、地震による人的被害の軽減のために重要である住宅の耐震化を進めるため、木造住宅の耐震診断・改修の促進に向けて、耐震セミナー等の実施により指導・啓発を行うとともに、耐震診断の助成制度の活用を図る。

（4）非構造部材の耐震対策

町は、既存建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策の促進に努める。

3 関連施策の推進

（1）屋根瓦や窓ガラス等の落下防止など、宅地の安全対策について普及啓発に努める。
（2）ブロック塀・石塀、自動販売機等の倒壊防止などの安全対策について普及啓発に努める。
（3）家具等の転倒防止などの安全対策について普及啓発に努める。
（4）通学路等を中心とした既存塀の改修も含め、ブロック塀等の耐震性向上の促進について、取組の強化を図る。

第2　建築物等の防火・安全化対策

町は県と連携して、建築物の安全性を確保し、住民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導・助言を行うとともに、防災知識の普及や要配慮者対策を実施し、建築物などの安全対策を推進する。

1 災害予防知識の普及

町は、関係機関と連携のうえ、必要に応じてポスターや印刷物の配布、広報紙の活用、講習会の開催等によって、住民に対し建築物に関する防火対策、液状化対策等の災害予防の知識の普及に努める。

2 建築物の安全対策

施設管理者は、建築物における天井材など非構造部材の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀及び家具の転倒防止、エレベーターにおける閉じ込め防止等に努める。建築物等の安全対策例を下表に示す。

エレベーター閉じ込め防止対策	○保守会社は、閉じ込め等からの早期救出・運転休止からの早期復旧のため、人員の確保、通信の多様化、迅速な移動手段の確保、復旧優先順位の検討等の体制整備を図る。
窓ガラス等の落下防止対策	○災害時に建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下による危険防止のため、所有者や管理者に対し、啓発や改善指導等を行う。
ブロック塀等の倒壊防止対策	○ブロック塀等安全対策推進協議会と連携し、安全点検や補強方法等の普及啓発や巡回、指導等を行う。
工事中の建築物	○落下物に対する防護、土留め工事、建方工事の崩壊防止等の工事現場の危険防止について、関係機関の指導により安全確保を図る。

建物内の安全対策	○学校校舎 校長は、コンピューターをはじめ、ロッカー、書棚、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童・生徒等、教職員の安全性と避難通路が確保できるように十分配慮する。 ○社会福祉施設、病院、保育所等 施設管理者は、備品等の転倒落下等の防止を行い、安全性を強化するとともに、入所者、職員等の安全と避難通路が確保できるように十分配慮する。 ○庁舎 施設管理者は、備品等の転倒落下等の防止を行い、職員等の安全と避難通路確保のための安全性を強化するとともに、コンピューター等に蓄積されているデータの損傷の防止等を図る。 ○民間建築物 民間建築物の所有者及び管理者は、建物内のタンス、食器棚、本棚、冷蔵庫等の転倒落下や棚上の物の落下防止やガラスの飛散防止を行う。
公共施設及び危険物施設の点検整備等	○道路、河川、ため池、治山施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の点検を行うとともに、石油類、高圧ガス、毒物劇物及び火薬等の危険物施設の耐震性の確保、緩衝地帯の整備等を促進する。
その他の対策	○自動販売機の転倒、煙突の折損等の防止について、所有者や管理者を指導し安全確保を図る。

3 建築物等の福祉対策

町は、関係機関と連携して、必要に応じて建築物等の福祉的整備を図る。

4 工事現場災害防止対策

落下物に対する防護、土留め工事の崩壊防止等、工事現場の危害防止について関係機関の指導により安全確保を図る。

5 屋外広告物等の落下防止

地震等によって落下事故等が生じるおそれがある屋外広告物については、関係機関との連携のもとに、設置者に対して改善措置を講じるよう指導する。

第3　風害の予防対策

公共施設の管理者及び民間施設の管理者並びに住民は、その管理施設、樹木、路上占有物（公告、看板、工事用建築資材等）及び周辺に存置している物品等で倒壊、落下飛散するおそれのある物に対しては、崩壊の危険防止の措置並びに警戒管理に努めなければならない。

第３節　交通確保体制の整備

道路施設の管理者は、災害発生時においても安全かつ円滑な交通を確保するため、平常時から体制を整備するよう努める。

担当	建設課、関係機関

第１　道路施設（町、県）

道路施設管理者は、道路の冠水対策、除雪対策、障害物除去のための道路啓開用資機材を整備するとともに、災害発生直後の被害状況調査及び安全点検を行うための人材の確保等の応急点検体制の整備に努める。

また、災害発生時は、警察、消防、自衛隊等防災関係機関との連携が重要である。そのため、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、有機的かつ迅速に対応できる体制を整えるとともに、道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について、平常時より関係機関相互の連携強化を図る。

道路利用者等に対しては、道路防災週間等の防災関連行事を通して、災害・事故の危険性を周知するとともに、町ホームページやパンフレット等により、防災・事故に対する知識の普及に努める。

１ 道路冠水対策

道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携のもとで、適切な道路管理に努める。

２ 除雪体制の整備

積雪のため道路交通に支障をきたすおそれがある場合に、交通の確保を図るため除雪作業等の出動体制を整備する。

３ 障害物対策

草木の繁茂等による通行の支障を防止するため､関係機関と連携して適切な道路の管理に努める。

第２　陸上輸送体制の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施するため、県指定の緊急輸送道路や重要物流道路等の利用による効率的な陸上輸送を行うための事前対応に努める。

１ 緊急輸送道路の機能区分

緊急輸送道路は、防災拠点としての重要度、道路啓開といった災害後の復旧活動を考慮した次の３つに区分されている。

（１）第１次緊急輸送道路

ア　県外からの支援を受けるための広域幹線道路（高規格幹線道路、一般国道）

イ　災害発生時において全ての防災拠点を管理すべき県庁所在地、生活圏中心都市等の災害管理対策拠点を相互に連絡する道路

（２）第２次緊急輸送道路

第１次緊急輸送道路と災害発生直後において必要とされる防災拠点（市町村役場等の災害管理

対策拠点、輸送拠点、救助活動拠点）を連絡する道路

（3）第３次緊急輸送道路

第１次及び第２次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路

２ 緊急輸送道路の指定

災害発生時の救急、消防、緊急物資・道路復旧資機材の搬出、災害復旧活動の支援等のため、必要最小限通行を確保する路線として、道路管理者と関係機関が協議のうえ指定する。

（1）県指定の緊急輸送道路

県が指定している町に係る緊急輸送道路は次のとおりである。

■緊急輸送道路の指定路線

機能区分	道路種別	路線名
第2次緊急輸送道路 （県指定）	一般国道（指定区間外）	国道 309 号

（2）町の緊急輸送道路

関係機関と協議のうえ、県指定の緊急輸送道路と災害時用臨時ヘリポート、町内の備蓄倉庫、物資輸送拠点、緊急医療機関等を連絡する道路について、町の緊急輸送道路として選定し整備を図る。

３ 緊急輸送道路の整備

町は、県において指定した緊急輸送道路から各市町村の防災拠点に連絡する町道について計画的に整備を進める。

４ 緊急輸送道路と防災拠点

（1）防災拠点の機能区分

災害発生時に果たすべき機能の観点から下表のように５つに区分する。

（2）緊急輸送道路

緊急輸送道路は、奈良県全域を対象としており、町域だけでなく県全域の防災拠点の相互の連絡を図ることから、道路種別に関係なくあらゆる交通手段を活用した有効的なネットワーク化を図る。

■防災拠点の機能区分

拠点	果たすべき機能	種別	対応施設
災害管理対象拠点		地方公共団体	市役所、役場 県庁 総合庁舎 道路管理者（土木事務所） 交通管理者（県警）

拠点	果たすべき機能	種別	対応施設
		指定公共機関 指定地方行政機関	陸運局 道路管理者 気象台 道路公社 郵便局 鉄道会社 放送局
輸送拠点	・緊急時における人的、物資輸送の玄関口、備蓄、集積	物資の輸送拠点	ヘリポート 卸売市場 トラックターミナル
		交通空間を利用した拠点	インターチェンジ サービスエリア 道の駅 鉄道駅前広場
ライフライン拠点	・日常生活に必要不可欠なライフラインの維持	地方公共団体	上下水道
		指定公共機関 指定地方公共機関	ガス 電気 電話
救助活動拠点	・災害後の消化、救助等の救難活動 ・負傷者の治療介護	地方公共団体	消防署
		指定公共機関	日本赤十字社
		医療拠点	災害拠点病院
		その他	広域避難地 自衛隊基地
広域防災拠点	・緊急物資、復旧用資機材の備蓄 ・地域内外からの物資の集積、配送拠点 ・救援、復旧活動にあたる基幹の駐屯拠点	地方公共団体(県)	県営競輪場 第二浄化センター 消防学校 吉野川浄化センター

5 緊急輸送道路の周知

緊急輸送道路については、住民、事業所等への周知徹底を図る。

6 緊急通行車両の事前届出

災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される町所有の車両については、県公安委員会に事前届出手続きを行う。

なお、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。

（1）防災関係機関の届出

町等防災関係機関は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出を行

う。

なお、事前届出の対象車両は、次のア及びイのいずれにも該当する場合とする。

ア　災害時において、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両で次の事項を行う車両

① 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項
② 消防、水防その他の応急措置に関する事項
③ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
④ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
⑤ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
⑥ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
⑦ 犯罪の予防、交通の規則その他災害時における社会秩序の維持に関する事項
⑧ 緊急輸送の確保に関する事項
⑨ その他の災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ　町等防災関係機関が保有し､若しくは契約等により使用される車両又は災害時に他の関係機関･団体等から調達する車両

（2）公安委員会の緊急通行車両等事前届出済証の交付

公安委員会は、災害応急対策活動を円滑に推進するため、災害対策基本法施行令第 33 条第１項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認について事前届出を受理し、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて、「緊急通行車両事前届出済証」を交付する。

7 規制除外車両の事前届出

（1）防災関係機関の届出

町等防災関係機関は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、規制除外車両の事前届出制度を活用し､規制除外車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出を行う。

なお、事前届出の対象車両は、次に該当する場合とする。

ア　医師（歯科医師を含む。以下同じ。）、医療機関等が使用する車両
イ　医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
ウ　患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
エ　建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

（2）公安委員会の規制除外車両事前届出済証の交付

公安委員会は、審査の結果、規制除外車両に該当すると認められるものについて、「緊急通行車両事前届出済証」を交付する。

8 輸送環境の整備

町は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。

9 備品等の整備

通行禁止等を示す看板、カラーコーンなど、必要な備品の整備に努める。

10 道路障害物除去対策の検討

（1）障害物を除去する道路の優先順位及び障害物除去方法の検討を推進する。
（2）関係機関や道路管理者と、災害時のための対処方法の協議に努める。
（3）建設用重機を所有する民間団体や業者等との協定締結を推進するなど、災害時の協力体制の確

立に努める。

11 重要物流道路との機能連携

重要物流道路とは国が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、国際海上コンテナ車（40ft 背高）の特車通行許可を不要とする措置の導入や災害時の道路啓開・災害復旧を国が代行するために創設された制度である。

町は災害時の交通ネットワークの強化を見据えた重要物流道路及び代替・補完路の指定を踏まえながら、対象となる重要物流道路との機能連携に努める。

第３　交通混乱の防止対策

1 災害時の応急点検体制の整備

道路管理者は、平常時から緊急交通路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報収集体制や応急点検体制の整備に努める。

2 災害時避難のあり方の周知徹底

災害時の避難にあたっては、車両を使用してはならない旨を広報等によって周知徹底に努める。

3 交通規制･管制体制の整備

道路管理者は、災害時における道路施設の破損・欠壊等交通が危険であり、応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な体制を整備する。

また、交通安全施設の整備など県公安委員会及び県警察（吉野警察署）が行う交通規制・管制体制の整備に協力する。

第４　航空輸送体制の整備

県等の関係機関の協力による災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等に、ヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、災害時用臨時ヘリポートの整備や選定に努める。

なお、県消防防災ヘリコプター等の受入れ体制を確立するため、次の事項を定めておく。

ア　要請担当窓口
イ　派遣要請手続
ウ　ヘリコプター臨時着陸場の指定
エ　その他必要な事項

また、次の事項に基づき緊急ヘリポートの整備に努める。

１　町はあらかじめヘリコプターの災害活動用緊急ヘリポートを確保し、町地域防災計画に記載する。
２　ヘリポート施設の管理者は、現地において当該施設が緊急ヘリポートである旨の表示に努める。
３　町は、新規の災害活動用緊急ヘリポートについて着陸適地であるか調査を行い、その拡充を図る。

第４節　ライフライン確保体制の整備

災害が発生した場合に、応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、平常時から防災体制の整備に努める。

担当	建設課、奈良県広域水道企業団、関係機関

第１　上水道

災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、防災体制を整備する。

１ 応急復旧体制の強化

（１）被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施するため、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努めるとともに、復旧活動のための体制を整備する。
（２）応急復旧活動マニュアル等を整備するとともに、管路図等の管理体制を整備する。
（３）上下水道について、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。

２ 水道施設の耐震化

取水施設・浄水場・配水場・主要管路等重要度の高い基幹施設等について、施設の新設・拡張・改良と併せて計画的に耐震化を図る。

その際には、水道施設については、「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会）等に基づき、各種災害に耐える十分な強度の確保に努め、浄水施設等の拠点施設については、構造物、機械設備及び場内管路の耐震化を図るとともに、管路には町域の地質調査を参考に、耐震性の高い管材料や伸縮可とう性継手等を導入し、耐震管路網の整備に努める。

また、老朽管路の更新は、耐震性の高い管材料、伸縮可とう継手の採用等に努めるものとし、併せて基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水ブロック（緊急遮断弁の設置）による被害区域の限定化等の事故時対策を進めるとともに、更新、予備施設の整備等を計画的に進める。

併せて、常時監視並びに巡回点検を実施し、各施設の維持保全に努め、また管路の多重化・ループ化及び水源の複数化等による補完機能の強化を進める。

３ 水道施設の土砂災害対策

指定されている土砂災害（特別）警戒区域に位置する浄水場、調整池、配水池及びポンプ場等の水道施設については、事前に土砂災害から施設を守るため、土砂災害対策計画を策定し、その計画に基づき、緊急度の高い箇所から順次、設計・工事を行い、安定して水道水が供給できるように水道施設の土砂災害対策を実施する。

４ 水の融通体制の確立

災害による断水、減水を防止するため、自己水源の確保・増強に努め、浄水場等の施設更新にあたっては、浄水場貯水能力の増強を検討する。

さらには、導水管路・送水管路及び配水幹線が災害で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連

絡を検討する。

町は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める。

また、隣接市町村間等においても、協定を締結し、幹線の広域的な相互連絡や広域情報ネットワークの整備を行うことを検討する。

5 災害対策用資機材の整備点検

（1）被災した上水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、調達体制の整備に努める。

（2）給水車等の保有資機材の点検に努める。

6 給水データベースの整備

給水車・給水タンク等給水機材の保有状況、支援可能人員等給水に必要なデータを整備する。

7 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

また、防災訓練から得られた問題点の整理及びその改善に努める。

8 協力体制の整備

（1）災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるなど、協力体制を整備する。

（2）災害時に迅速な応急復旧活動等に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を実施するため、町、県及び近隣市町村と相互に協力する。
また、町は災害時に備え平常時から県営水道との連携体制の強化に努める。

第2　下水道

災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、防災体制を整備する。

1 下水道施設の災害予防

（1）災害時における被害の防止のため、下水管、電気設備、通信設備等に関して、平常時から巡回点検を行って異常箇所の早期発見に努め、必要な補修・改良を実施する。

（2）保守業者による緊急対応及び管路業協会との災害協定を締結し、受援体制の強化を図る。 圧送ポンプ用発動発電機を常備する。

（3）雨天時の流入量が増大することから、不明水の究明も継続的に進める。

2 応急復旧体制の強化

（1）被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施するため、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努めるとともに、復旧活動のための体制を整備する。

（2）応急復旧活動マニュアル等を整備するとともに、施設管理図書等の整備・分散保管を図る。

（3）発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。

3 下水道施設の耐震化

施設の新設、増設にあたっては、「下水道施設地震対策指針と解説」に基づき耐震性を考慮した設計を行うとともに、新たに、耐震性向上のため開発される資機材、工法なども積極的に取り入れ、より耐震化を目指す。

すでに稼働している施設については、異常気象に備え自家発電、予備機器の整備点検を定期的に実施し、施設の漏水、腐食箇所等の補修点検を徹底し、定期的にマンホール等の地上より異常の有無を調査するとともに、計画的に管路内の異常の有無を調査するほか、災害時に必要最低限の処理ができるよう施設の耐震化に努めるとともに、老朽化した施設の更新にあたっては、耐震性を考慮する。

4 災害対策用資機材の整備点検

被災した下水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、調達体制の整備及び保有資機材の点検に努める。

5 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知及び防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

また、防災訓練から得られた問題点の整理及びその改善に努める。

6 協力体制の整備

（1）災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるなど、協力体制を整備する。

（2）県と協力して「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」に基づく近畿２府７県の支援体制の整備をはじめ、国、他の地方公共団体等との相互支援要請体制を推進する。

第３　電力（関西電力送配電株式会社奈良本部）

災害時における設備被害を軽減し、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、災害予防計画を策定し、実施するとともに、防災体制を整備する。

1 防災教育

災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

2 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため、年１回以上、防災訓練を実施し、非常事態において有効に機能することを確認する。

また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

3 電力設備の災害予防措置に関する事項

各種災害対策として必要に応じ以下の設備対策を実施する。

（1）耐震対策

ア　水力発電設備

ダムについては、発電用水力設備の技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。

水路工作物ならびに基礎構造が建物基礎と一体である水車及び発電機については、地域別に

定められた地盤震度を基準として、構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計を行う。

その他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、発電用水力設備の技術基準に基づいて行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

イ　送電設備

架空送電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。地中電線路の終端接続箱及び給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。

また、地盤条件に応じて、可とう継手や可とう性のある管路を採用するなど、耐震性を考慮した設計を行う。

ウ　変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

エ　配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中配電線路は、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、耐震性を考慮した設計を行う。

オ　通信設備

電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

（2）水害対策

ア　水力発電設備

過去に発生した災害及び被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさあげ、ダム通信確保のための設備の設置及び建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。

特に、洪水に対する被害防止に重点をおき、次の箇所について、点検・整備を実施する。

①　ダム、取水口の諸設備及び調整池、貯水池の上、下流護岸
②　導水路と渓流との交差地点及びその周辺地形との関係
③　護岸、水制工、山留壁
④　土捨場
⑤　水位計

イ　送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。

やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

ウ　変電設備

浸水又は冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさあげを実施する。

また、屋外機器は、基本的にかさあげを行うが、かさあげが困難なものについては、防水・耐水構造化又は防水壁等を組み合わせて対処する。

（3）風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

（4）雪害対策

ア 水力発電設備

雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバーの取付け、ヒーターの取付け、水中ケーブルの採用等を実施する。

イ 送電設備

鉄塔には、オフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線・架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策を実施する。

また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

ウ 変電設備

機器架台のかさあげ、機器の防雪カバーの取付け、融雪装置等の設置を実施する。

エ 配電設備

縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。

（5）雷害対策

ア 送電設備

架空地線、避雷装置、アークホーンの設置及び接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。

また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

イ 変電設備

耐雷しゃへい及び避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

ウ 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。

（6）地盤沈下対策

地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を推定し設計する。将来沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量等に基づいて算定する。

（7）火災、爆発、油流出等の対策

消防法、高圧ガス保安法等に基づき、設備ごとに所要の対策を講ずる。

（8）土砂崩れ対策

土砂崩れによる被害が想定される箇所の電力設備については、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土砂等の野積み、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から協力会社へのＰＲを徹底する。

4 防災業務施設及び設備の整備

（1）観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設及び設備を強化、整備する。

① 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設及び設備

② 地震動観測設備

（2）通信連絡施設及び設備

災害時の情報連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じ、次の諸施設及び設備の強化、整備を図る。

①　無線伝送設備
- ㈠マイクロ波無線等の固定無線回線
- ㈡移動無線設備
- ㈢衛星通信設備

②　有線伝送設備
- ㈠通信ケーブル
- ㈡電力線搬送設備
- ㈢通信線搬送設備

③　交換設備

④　ＩＰネットワーク回線

⑤　通信用電源設備

夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、一斉連絡・安否確認システムを活用し確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設及び設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。

（3）非常用電源設備

復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

（4）コンピューターシステム

コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。

特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステム及びその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法等に基づく地震及び火災対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

（5）水防・消防に関する施設及び設備等

被害の低減を図るため、法に基づき、次の水防及び消防に関する施設及び設備の整備を図る。

①　水防関係
- ㈠ダム管理用観測設備
- ㈡ダム操作用の予備発電設備
- ㈢防水壁、防水扉等の浸水対策施設
- ㈣排水用のポンプ設備
- ㈤各種舟艇及び車両等のエンジン設備
- ㈥警報用設備

②　消防関係
- ㈠消火栓、消火用屋外給水設備
- ㈡各種消火器具及び消火剤
- ㈢火災報知器、非常通報設備等の通信施設及び設備

（6）石油等の流出による災害を防止する施設及び設備等

被害の低減を図るため、法に基づき、次の施設及び施設の整備を図る。

①　防油堤、流出油等防止堤、ガス検知器、漏油検知器

②　オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材

（7）その他災害復旧用施設及び設備

重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じ、移動用発変電設備等を整備しておく。

5 復旧用資機材等の確保及び整備

（1）復旧用資機材の確保

平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

（2）復旧用資機材等の輸送

復旧資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

（3）復旧用資機材等の整備点検

平常時から復旧用資機材の数量を把握しておくとともに、整備点検を行い、非常事態に備える。

（4）復旧用資機材等の広域運営

平常時から復旧用資機材等の保有を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。

（5）食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

平常時から食料、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。

（6）復旧用資機材等の仮置場の確保

災害発生時に、仮置場の借用交渉は、難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

6 電気事故の防止

（1）電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

（2）広報活動

① 電気事故防止ＰＲ

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

(ｱ) 無断昇柱、無断工事をしないこと。

(ｲ) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターへ通報すること。

(ｳ) 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。

(ｴ) 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付けすること、及び必ず電気店等で点検してから使用すること。

(ｵ) 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、及び電気工事店等で点検してから使用すること。

(ｶ) 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

(ｷ) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。

(ｸ) その他事故防止のため留意すべき事項。

② ＰＲの方法

電気事故防止ＰＲについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームペー

ジ及びＳＮＳ等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

③　停電関連

自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設及び人工透析などの医療機器等使用者の、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備等非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。

第４　ＬＰガス

ＬＰガスにより発生する事故・災害を防止し、災害時における二次災害等の被害の拡大防止、ＬＰガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、防災体制を整備する。

（１）ガス漏洩による事故・災害を未然に防止するため、一般消費者等に対してガス漏れ警報器、自動ガス遮断装置、耐震ガス遮断装置等の安全機器の設置を推進するとともに、災害時の対処方法等について周知徹底する。

（２）ＬＰガス販売事業者は、貯蔵施設内のガス容器の収納あるいは移動の際に、転倒・転落防止に常に留意し、同施設等におけるＬＰガス漏出事故発生防止を徹底する。

（３）一般社団法人奈良県ＬＰガス協会の支部を単位とする地域防災活動組織の充実を図り、災害時の応援体制を強化するとともに、防災資機材の確実な備え付け等整備の充実強化に努める。また、消防機関、警察署、防災関係機関への応援協力体制を充実強化する。

（４）従事者の保安教育を徹底し、資質の向上と緊急時の対応能力の増進に努める。

（５）地震時に二次災害を防止するため、避難の際にはＬＰガスの元栓を閉め、安全点検が終了するまで使用しないなどの啓発を徹底する。

第５　電信電話施設

風水害をはじめとする各種災害による設備被害を軽減し、安定した通信環境確保を図るための通信設備の整備・強化とそれに関連する防災対策について定める。

電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとする。

１ NTT西日本株式会社

ＮＴＴ西日本は、災害・重大事故が発生した場合に電気通信設備の被害を未然に防止するため、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築並びに災害対策機器類の配備等の電気通信設備等の防災に関する災害業務計画を策定し、実施するものとする。

また、災害が発生し又は発生のおそれがある場合に重要通信を疎通させるため、関係法令に定める地域及び災害実績等を参考とし、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し、実施する。

（１）電気通信設備等の防災計画

①　電気通信設備等の高信頼化

(ｱ)水害対策

・豪雨・洪水等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行う。

・通信用建物は水防板・水防扉等の設置及び建物の嵩上げを実施する。

(ｲ)風害対策

・暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐風構造化を行う。

・無線鉄塔をはじめ構造物全体を耐風構造とする。

・電柱については、風圧に対応できる耐風構造とする。

(ｳ)火災対策

・火災に備え、主要な電気通信設備等について耐火構造化を行う。

・建物の不燃化並びに耐火構造化を実施するとともに延焼防災のため防火扉、防火シャッターを設置する。
・火災報知器・警報設備並びに消火設備を常備する。

② 電気通信システムの高信頼化

(ｱ) 重要通信センターの分散設置並びに中継伝送路の他ルート構成あるいはループ化構造とする。
(ｲ) 通信ケーブルの地中化を推進する。
(ｳ) 重要な電気通信設備について必要な予備電源を設置する。
(ｴ) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、２ルート化を推進する。

（２）災害対策用機器並びに車両の確保

災害が発生した場合において、電気通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するために災害対策用機器並びに車両を配備する。

（３）災害対策用資機材等の確保と整備

① 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

② 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

③ 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

④ 食料、医薬品等生活必需品の備蓄

非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。

（４）情報伝達方法の確保

災害時等の緊急情報伝達に備え、必要な会社間・会社内の組織及びグループ会社等と迅速かつ的確に伝達するため、その経路・方法・連絡責任者の指名、その他必要事項を整備し、維持する。

（５）防災に対する教育、訓練

① 防災業務を安全かつ迅速に遂行しうるよう、社員等に対し防災意識を啓発し、必要な教育を実施する。

② 県、市町村防災会議等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参画する。

（６）災害時優先電話

県、市町村及び防災関係各機関の申出により、あらかじめ指定した加入電話を災害時優先措置するものとする。

なお、県、市町村及び防災関係機関は、各機関の加入電話が災害時優先措置されるようＮＴＴ西日本に申出により、協議し決定するものとする。

２ 株式会社ドコモCS関西(携帯電話)

株式会社ドコモＣＳ関西は、ＮＴＴグループで定めている「防災業務計画」に基づき、以下のとおり実施する。

（１）防災教育

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうるよう防災に関する教育を実施する。

（2）防災訓練

防災を円滑、かつ迅速に実施するため、防災訓練を年１回以上実施する。

① 災害予報及び警報の伝達
② 非常招集
③ 災害時における通信そ通確保
④ 各種災害対策用機器の操作
⑤ 電気通信設備等の災害応急復旧
⑥ 消防及び水防
⑦ 避難及び救護

（3）総合防災訓練への参加

中央防災会議、あるいは地方防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

（4）電気通信設備等に対する防災計画

① 電気通信設備等の高信頼化

災害の発生を未然に防止するため、電気通信設備と、その附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。

② 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても通信を確保するため、通信網の整備を行う。

③ 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について災害時における滅失、若しくは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

④ 災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。

（5）重要通信の確保

① 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。
② 常時そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。
③ 災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコントロールを行い電気通信のそ通を図り、重要通信を確保する。

（6）災害対策用機器及び車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するためにあらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて機器及び車両等を配備する。

（7）災害対策用資機材等の確保と整備

① 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

② 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

③ 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

④　災害対策用資機材等の広域運営

移動通信に関わる全国に展開する主要な災害対策用資機材の効率的な運用を図るため、必要に応じて配備等の調整を図る。

⑤　食料、医薬品等生活必需品の備蓄

非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。

⑥　災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態下の借用交渉の難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、非常事態下の用地確保の円滑化を図る。

３ KDDI株式会社(携帯電話)

ＫＤＤＩ株式会社は、防災業務計画の定めるとおり以下を実施するものとする。

（１）防災に関する関係機関との連絡調整

災害に際して、防災業務が円滑かつ効率的に行われるよう平素から次のとおり関係機関と密接な連絡調整を行うものとする。

①　本社においては、総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

②　総支社においては、当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

③　各事業所においては、必要に応じて当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

（２）通信設備等に対する防災設計

災害の発生を未然に防止するため、予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに対する耐災害性を考慮して通信設備等の防災設計を行うものとする。また、主要な通信設備等については予備電源を設置する。

（３）通信網等の整備

災害時においても通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により通信網の整備を行うものとする。

①　網制御・交換設備及びその付帯設備の分散設置を図る。

②　伝送路については、所要の信頼性を維持するため、海底ケーブル、陸上光ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。

（４）災害対策用機器、車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に緊急連絡用設備、代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備するものとする。

（５）災害時における通信の疎通計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、重要な通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第８条第１項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第55条に規定する通信。以下同じ。）の確保を図るため、通信の疎通、施設の応急復旧等に関する緊急疎通措置、緊急復旧措置等に関する計画を作成し、現在に則して適宜実施するものとする。

（６）社員の動員計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信の疎通又は応急復旧に必要な社員の動員を円滑に行うため、社員の非常招集、非常配置等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。

（７）社外関係機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社外関係機関に対し、応援の要請又は協力を求める必要があることを想定し、応援要員の派遣、燃料、食糧等の特別支給、交通規制の特別解除、資材等の輸送援助、通信用電源の確保等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。

（８）防災に関する教育、訓練

① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全の確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行できるよう、必要な教育を実施し、防災に関する知識の普及及び向上を図るものとする。

② 防災業務を円滑かつ適切に実施するため、災害発生に係る情報の収集・伝達、災害対策本部等の設置、非常召集・参集、災害時における通信の疎通確保、電気通信設備等の災害応急復旧、災害対策用機器の操作、消防・水防、避難・救護等に関する防災訓練を毎年１回は実施するとともに、防災体制の見直しと必要な改善を図るものとする。

③ 訓練の実施にあたっては、被害想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう努めるとともに、国、関係地方公共団体等が実施する総合防災訓練に参加する等これら機関との連携も考慮して行うものとする。

４ ソフトバンク株式会社(携帯電話)

ソフトバンク株式会社（以下、ＳＢ）では、「情報＝ライフライン」ということを自覚し、災害時でもサービスが確保できるよう、通信設備に対する防災設計を行い、災害に強い通信設備の構築を図るとともに、災害対策用機器、車両等の配備、社内体制などを整備し、従業員が迅速かつ適切に防災業務を遂行できるよう、従業員に対する教育・訓練を毎年実施している。

災害発生時において、最大限の通信サービスが確保できるよう、ネットワークの安全、信頼性の向上に努めており、災害発生によるネットワークトラブルに備え、早期復旧に向けた体制を構築し、安心して携帯電話サービスをご利用いただけるよう取り組んでいる。

（１）顧客への発災時の支援

大規模災害が発生した際に、通信サービスの確保ができるように、社内の防災関係業務を整備し、災害に備えた対策と指針づくりを行い、関係機関との緊密な連携を図りながら、いざという時に備えている。

① 停電対策

② 伝送路対策

③ 移動基地局車・可搬型衛星基地局の配備

(ｱ)移動電源車

(ｲ)移動無線基地局車

(ｳ)可搬型無線機

④ 緊急時・災害時の通信網整備

（２）社内体制の整備

大規模災害が発生した際に、通信サービスの確保が迅速に行えるよう、社内の防災関係業務を整備し、体制や連絡網の整備、防災備蓄品の配備を行っている。

① 対応マニュアルの徹底

② 非常時体制の確立と連絡網の整備

③ 防災備蓄品の配備

【災害対策用設備及び防災備蓄品の配備】

災害時に、通信網の早期復旧を図るため、災害対策用設備（非常用発電機、車載型無線基地局、

移動電源車など）を全国各地に配置し、復旧資材及び予備備品なども確保している。
併せて、飲料水及び食料など、生活必需品も全国の拠点に備蓄している。

（3）防災訓練の実施

毎年大規模災害に備えた全社規模の総合防災訓練を実施しており、地方拠点においても、地域特性に合わせた防災訓練を行い、災害の発生に備えている。

① ネットワーク障害対応訓練
② 安否確認訓練
③ 火災・地震の対応訓練

（4）応急復旧設備の配備

代替基地局設備

① 基地局の代替サービスエリアの確保
② 代替基地局の研究開発

5 楽天モバイル株式会社(携帯電話)

（1）関係機関との連絡調整

災害対策を円滑に実施するために、電気通信事業者として、災害発生時に円滑な対応が図られるよう、平素から社外関係機関と密接な連携を行う。

① 本社における対応

ア 総務省、内閣府及びその他関係政府機関ならびに関係機関と防災業務計画に関し連絡調整を図る。
イ 災害時には国に設置される災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。
ウ 円滑な災害復旧、重要通信の確保等を図るため、地域の統括・調整機能を発揮する。

② 地域における対応

ア 当該区域を管轄する関係機関、地方公共団体と防災業務計画に関し連絡調整を図る。
イ 平常時には当該地方公共団体の防災会議等と、また災害時には当該地方公共団体の各災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。

（2）通信設備等の高信頼化

電気通信設備等の防災設計を行い、災害が発生した場合においても通信を確保するために、主要な伝送路を多ルート構成又はリング構成とする等、通信網の整備を行う。

（3）重要通信を確保する

災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコントロールを行い電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。

（4）災害対策用機器及び車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、災害を迅速に復旧するために保管場所を定め、通信機器、運搬用車両その他災害対策用機器等を配備する。

（5）防災に関する教育、訓練

災害の発生、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行しうるよう、防災に関する教育を実施する。また、防災業務を円滑かつ迅速に実施するため、災害予報・警報の伝達、通信疎通確保、及び、災害対策用機器の操作等の防災訓練を実施する。

6 こまどりケーブル株式会社

災害によりケーブルテレビ設備及び電気通信設備（以下、設備）の被害を未然に軽減又は防止するため、防災に関する計画を策定し実施する。

（1）防災教育

防災業務を安全かつ迅速に遂行しうるよう、社員等に対し防災意識を啓発し、必要な教育を実施する。

（2）防災訓練

災害対策を円滑に推進するため、年１回以上、防災訓練を実施し、非常事態において有効に機能することを確認する。

・安否確認及び災害警報の伝達
・情報収集・伝達
・各種災害対策機器の操作
・ケーブルテレビ設備及び電気通信設備等の災害応急復旧マニュアル確認

（3）設備等の防災計画

①　水害対策

・豪雨・洪水等のおそれがある地域にある設備等について、耐水構造化を行う。
・設備用局舎は水防板・水防扉等の設置及び局舎の嵩上げを実施する。

②　風害対策

・暴風のおそれがある地域にある設備等について、耐風構造化を行う。
・受信アンテナ設備をはじめ構造物全体を耐風構造とする。
・電柱については、風圧に対応できる耐風構造とする。

③　火災対策

・火災に備え、主要な設備等について耐火構造化を行う。
・建物の不燃化並びに耐火構造化を実施する。
・火災報知器・警報設備並びに消火設備を常備する。

（4）設備の災害予防措置に関する事項

各種災害対策として、必要に応じて以下の設備対策を実施する。

①　テレビ受信設備

・位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。
・機器の融雪装置等の設置を実施する。
・受信場所を離隔し冗長受信構成を実施する。また、気象通報等により雪害を予知した場合は、冗長受信切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

②　センター設備

・耐雷しゃへい設置するとともに、保護継電装置を強化する。
・予備電源として必要な容量のＵＰＳ及び発電機とする。
・発電機用燃料は 24 時間以上連続稼働が可能な容量とし、稼働以外は常時確保する。

③　中継伝送路の他ルート構成あるいはループ化構造とする。

重要中継連絡線の巡視点検を年１回以上実施する。

④　通信連絡施設及び設備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保及び災害への影響を最小限にするため、必要に応じて、情報伝達手段の強化を図る。

・衛星通信設備
・有線伝送設備
・ＩＰネットワーク回線
・非常用電源設備

⑤　データ

データを保管するサーバーについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。

（５）災害対策用資機材等の確保と整備

災害が発生した場合において、ケーブルテレビ及び電気通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するために災害対策用機器並びに車両を配備する。

①　災害対策用資機材の確保

平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材及び消耗品等の確保に努める。

②　復旧用資機材の整備点検

平常時から復旧用資機材の数量把握及び整備点検を行う。

③　復旧用資機材資機材の広域運営

復旧用資機材の配置を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。

（６）非常用電源設備

復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

第６　住民への広報

災害発生時の対応について平常時から広報活動を実施し、住民の意識向上を図る。

１ 上水道施設、下水道施設

平常時から、飲料水等の備蓄の重要性、節水、水質汚濁防止、非常時の下水排除の制限等についての広報に努める。

２ 電力供給施設、ガス供給施設

電力事業者、ガス事業者は、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害の未然防止を図るため、災害発生時における注意事項等について広報する。

３ 電信電話施設

電信電話事業者は、災害発生時に電話回線が輻輳しないよう、緊急通話以外の電話の自粛、緊急通話の場合にかかりやすい公衆電話の利用等、災害発生時の電話利用における注意事項について広報する。

町は、各事業者に対して、災害用伝言ダイヤル「１７１」（固定電話）や災害用伝言板（携帯電話、ＰＨＳ）、災害用ブロードバンド伝言板「Ｗｅｂ１７１」（インターネット）について、テレビ・ラジオ等による広報活動等により、利用方法を住民に周知するように依頼する。

第５節　危険物等災害予防対策の推進

町及び広域消防組合は、消防法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚に努める。

担当	総務課、奈良県広域消防組合、関係機関

第１　危険物災害予防対策

消防機関及び危険物施設の管理者等は、危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、消防法に基づき関係者及び事業所に対する取り締まり並びに保安対策の強化に努める。

１ 関係機関が実施する対策

（１）関係機関は、危険物施設及び貯蔵されている危険物の種類、数量の把握を徹底する。
（２）関係機関は、立入り検査等を実施し関係法令を遵守させる。
（３）関係機関は、危険物施設の設置又は変更の許可にあたって、地震による影響を十分考慮した位置及び構造とするよう指導する。
（４）関係機関は、既設の危険物施設について、施設の管理者に対し地震発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じ改修、改造、移転等の指導、助言を行い、耐震性の向上を図る。
（５）関係機関は、危険物関係職員及び施設関係者に対して関係法令及び災害防除の具体的方法について視聴覚教育を含む的確な教育を行う。
（６）消防機関は、化学消火薬剤等の整備に努め、化学消防力の強化を図る。

２ 危険物施設の管理者が実施する対策

（１）危険物取扱い事業所は、次のとおり自主防災体制を整備する。
　① 防災資機材の整備及び化学消火剤の備蓄
　② 自主的な防災組織の結成
　③ 保安教育の充実
　④ 防災訓練の実施
（２）危険物取扱い事業所は、施設の基準や定期点検の規定を遵守するとともに、設置地盤の状況を調査し耐震性の強化に努める。 また、大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため防火壁、防風林、防火地帯等の設置を検討する。

３ 施設管理者の防災対策

事業所における防災組織の結成を促進し、自主防災体制の確立を図るとともに、隣接する危険物施設の企業間の相互応援協定の締結など地域内での協力体制の形成を促進し、企業の消防力向上を図る。

また、施設の基準や定期点検の規定を遵守するとともに、設置地盤の状況を調査し、安全性・耐震性の強化に努める。

第２　ガス災害予防対策

町は、関係法令による規制、保安のための指導、各種講習会・研修会の実施など、適切な災害予防対策が講じられるよう、県が実施する指導・啓発活動等に協力する。

ガス事業者は、以下の対策を実施する。

（1）高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強するとともに、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等保安設備の日常点検を強化し、機能を正常に維持する。

（2）ＬＰガス漏洩による事故・災害を未然に防止するため、一般消費者等に対してガス漏れ警報器、自動ガス遮断装置、耐震ガス遮断装置等安全機器の設置を推進するとともに、災害時の対処方法等について周知徹底をする。

（3）ＬＰガス販売事業者は、その貯蔵施設内のＬＰガス容器の収納あるいは移動の際、転倒転落防止に常に留意し、同施設等におけるＬＰガス漏出事故発生防止を徹底する。

（4）一般社団法人奈良県ＬＰガス協会の支部を単位とする地域防災活動組織の充実を図り、災害時の応援体制を強化するとともに、防災資機材の確実な備え付け等整備の充実強化に努める。また、管轄消防機関、警察署及び防災関係機関への応援協力体制を充実強化する。

（5）従事者の保安教育を徹底し、資質の向上と緊急時対応能力の増進に努める。

第３　火薬類災害予防対策

町は、盗難防止対策、関係法令による規制、保安教育や保安体制確立のための指導、知識の普及など、適切な災害予防対策が講じられるよう、県が実施する啓発活動等に協力する。

施設管理者等は、認可を受けた危害予防規定の遵守、自主保安体制の強化、設備の定期的な自主点検の実施等、点検・整備に努めるとともに、従業者の保安教育・防災訓練等の実施に努める。

第４　毒物・劇物災害予防対策

町は、関係法令による規制、立入り検査等や事業者に対する危害防止体制整備の指導、知識の普及など、適切な災害予防対策が講じられるよう、県が実施する啓発活動等に協力する。

施設管理者は、施設の耐震化等の防災対策、管理・点検等の強化、除毒作業に必要な中和剤の備蓄、災害対応諸機材の備蓄、従業者の保安教育・防災訓練等の実施に努める。

第５　放射性物質保管施設災害予防対策

消防機関は、放射性物質施設で取り扱っている放射性物質等の使用形態、種類及び数量等の実態について事前調査を行い、消防活動が有効かつ的確に遂行できるように努める。

第６　原子力災害予防対策

県内には原子力発電所は存在しないが、原子力関連施設での原子力災害等の緊急事態が発生した場合に備え、住民の心理的動揺や混乱をできるかぎり低くする必要がある。

このため、町は県と連携して、県や関連機関からの情報を速やかに住民に広報する体制を確立するとともに、住民等からの問い合わせや相談に対応する体制を確立する。

なお､県内には､関係隣接都道府県知事として知事が協議を受ける対象となる原子力事業所として、近畿大学原子力研究所にある原子炉１箇所がある。

第７　危険物等の輸送災害対策

危険物、高圧ガス等を運搬、輸送する場合には、転倒・転落防止、標識灯の表示、消火器等の備え付けなど種々の規制を遵守させる。

第６節　水害予防対策の推進

町・県及び関係機関は、台風、集中豪雨、地震に伴う水防施設の崩壊による河川・水路、ため池における洪水等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。

担当	建設課、関係機関

第１　河川・水路の改修等

町及び関係機関は、河川・水路の決壊等による水害の未然防止を図るため、河川・水路の改修等のハード対策とソフト対策を一体的、計画に推進するとともに、各種情報システムの活用に努める。
また、観測機器や資機材倉庫・資機材の整備点検を実施する。

１ 水害の防止

（１）県と連携して、吉野川（紀の川）水系の全体計画に基づいた改修整備を促進し、都市化による雨水流出量の増大に対処する。
（２）町内河川の河道改修を促進するとともに、流域での保水・遊水機能を向上するため、防災調節池、治水緑地、多目的遊水池などの整備を促進する。
（３）町が管理する水路の改修や雨水貯留施設の整備に努める。
（４）町は、雨期前に水路の重点箇所の点検、浚渫、清掃を実施するとともに、県、土地改良区に対し、河川管理施設の点検整備や構造物等へ引っ掛かった浮遊物等の除去を要請する。

２ 水防施設等の点検･整備

（１）河川管理施設等の点検・整備
町は、氾濫防止と治水機能維持のため、水防施設の点検・整備を行う。
（２）雨量計・量水標の点検・整備
町は、観測に障害が発生しないよう、定期的に機器を点検・整備するとともに、必要に応じて観測機器を増設するよう努める。

３ 水防倉庫･資機材の点検･整備

町は、応急対策活動に支障がないよう、鍵の管理、倉庫内の整理、資機材の調達を行うとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しをする。

４ 気象及び河川情報システムの活用

広域的な雨量情報や河川水位情報の迅速な収集伝達を図るため、気象及び河川情報システム等を導入し、その活用に努める。

第２　水害防止対策の推進

町は、県が行う水位情報、浸水想定区域の公表に基づいて、洪水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報伝達・避難体制の整備を行う。

１ 水位情報の通知及び周知

洪水により相当な損害を生じるおそれがある吉野川（紀の川）については、水防法により県が水位周知河川に指定し、円滑な避難のため、避難判断水位（特別警戒水位）を設定し、河川水位がこ

れに達したときは、県より町に通知されるとともに、報道機関等を通じて住民等にその旨が水位を示して周知される。

さらに、本町は避難判断水位（特別警戒水位）に到達した旨の情報等の伝達方法を住民に周知させる措置を講じる。

県は、水位周知河川が氾濫した場合に、浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される浸水深を公表する。

2 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

（1）洪水浸水想定区域における避難確保措置

吉野川（紀の川）水系における浸水想定区域ごとに、洪水予報及び水位到達情報（以下「洪水予報等」という。）の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

なお、洪水浸水想定区域内の地下街等（地下街その他地下に設けられた（又は、建設が予定されている）不特定かつ多数の者が利用する施設）、要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）又は大規模工場等（大規模な工場その他の施設であって市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。））については、当該施設の名称及び所在地並びにそれらの利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定める。

（2）事業所等の避難確保計画、浸水防止計画の作成

ア　地下街等の避難確保計画、浸水防止計画の作成等

本計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを町長に報告するとともに公表する。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行う。さらに自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を町長に報告する。

イ　要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等

本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努める。訓練を実施した場合は、その結果を町長に報告する。

町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

ウ　大規模工場等の浸水防止計画の作成等

本計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努める。

3 洪水氾濫による被害軽減対策

近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、国、県、市町村が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とした「紀の川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「奈

良県紀の川圏域大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「紀の川流域治水協議会」を活用し、国、流域自治体、企業、住民等、あらゆる関係者が協働して下記の取組を推進する。

（1）「紀の川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「奈良県紀の川圏域大規模氾濫に関する減災対策協議会」における取組

ア　洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

イ　円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

ウ　毎年、出水期前に協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

エ　その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（2）「紀の川流域治水協議会」における取組

ア　集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域治水の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

イ　流域のあらゆる関係者が協働して行う対策として、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策の充実を図る。

4 地下空間における浸水防止対策

地下空間を有する施設の管理者は、防水板・防火扉の整備、出入口のマウンドアップ、土のうの常備等の浸水防止対策に努めるとともに、利用者の避難誘導体制を整備する。

第3　農地・ため池の防災対策

町、県、土地改良区、水利組合等のため池管理者は、水路の氾濫、ため池の決壊等による農地の湛水被害を防止するため、農業用排水路の整備、ため池堤防の強化等に努める。

1 農地関係湛水防除

農地内の湛水による被害を防止軽減するために、農業用排水路、排水施設の整備を進める。

2 ため池の災害予防

大規模地震の発生や大型台風、ゲリラ的に発生する集中豪雨等の影響により、ため池の堤体が決壊した場合、下流への被害は農業関係にとどまらず、人命、家屋、公共施設等にも及ぶことが心配されている。

災害発生の未然防止と住民生活の安全・安心の確保を図るため、危険度の高いため池について、改修や補強等の整備を行うとともに、直ちに改修に着手出来ないため池についても、低水管理や保全管理の支援等ソフト対策を行い、防災・減災対策に努める。

（1）ため池等防災対策推進事業の実施

ア　ため池防災対策調査計画事業の実施

堤体が決壊した場合、下流の家屋、公共施設等への被害が予想される「防災重点ため池」について、堤体の安全性に対する機能診断調査やため池の定期的な監視（以下「ため池パトロール」という。）等を進める。

イ　ため池整備事業の実施

老朽化等による堤、余水吐、樋管等の整備を必要とするため池、耐震調査の結果、補強を必要とするため池等、防災上整備の必要なため池について、県営ため池整備事業、団体営ため池整備事業等で整備を検討する。

（２）防災減災対策の啓発・普及活動の実施

ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、ハザードマップの作成・公表・周知や緊急連絡体制の整備を行うとともに、管理者等に対して、ため池パトロールを通して日常の管理・点検実施の指導を行う。

あわせて、防災重点ため池の管理者からの相談に直接対応し、管理等に関する助言を行う、県の「ため池支援センター」を周知する。

第４　住民への周知

町長は、洪水浸水想定区域、洪水予報の伝達方法、避難場所その他避難確保のため必要な事項を図面表示等にまとめた洪水ハザードマップ等を作成し、公表・配布、ホームページ掲載等により住民に周知する。

また、【警戒レベル５】、【警戒レベル４】避難指示、【警戒レベル３】高齢者等避難等について、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、日頃から住民への周知徹底に努める。

町長は水位周知河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

第５　水防訓練、避難訓練の実施

指定水防管理団体(水防上公共の安全に重大な関係のある市町村を奈良県知事が指定したもの)は、毎年１回以上（なるべく出水期前）に、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

非指定の水防管理団体（市町村）においても、指定水防管理団体に準じて水防訓練を実施するよう努めるものとする。

また、洪水ハザードマップを活用し、安全な避難ルートの確認等、自主防災組織などの避難訓練の充実を図るものとする。

訓練を実施した場合は、その結果を町長に報告するものとする。

第６　水防協力団体、水防活動要員の育成

水防管理団体は、（１）水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力、（２）水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供、（３）水防に関する情報又は資料の収集、提供、（４）水防に関する調査研究、（５）水防に関する知識の普及、啓発、など 業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、申請により水防協力団体として指定することができる。これら水防協力団体など、自主的な水防活動への協力を行う団体の育成に努める。

第７節　土砂災害・地盤災害予防対策の推進

町及び関係機関は、地盤災害等を未然に防止するため、危険な箇所における対策工事等のハード対策と警戒避難体制の整備等のソフト対策の推進に努める。

担当	建設課、関係機関

第１　土砂災害警戒区域等における防災対策

町及び県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備及び建築物の構造規制に関する所要の措置を定めること等により土砂災害の防止のためのソフト対策を推進する。

１ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

県は、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、町長の意見を聴きながら、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行う。

(1)土砂災害警戒区域(イエローゾーン)
　土砂災害警戒区域は、土砂災害から住民等の生命や身体を守るため、土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備などを行うため、土砂災害防止法第7条にて定められた区域である。最新の指定状況は、砂防・災害対策課ホームページに掲載している。
(2)土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)
　土砂災害特別警戒区域は、土砂災害から住民等の生命や身体を守るため、土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限などを行うため、土砂災害防止法第9条にて定められた区域である。最新の指定状況は、砂防・災害対策課ホームページに掲載している。

２ 指定区域内での開発規制

県は、土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限するとともに、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

３ 警戒避難体制等

（１）警戒避難体制の整備
　町は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域の住民が安全で円滑な避難ができるように、当該地域ごとに以下の項目について定め、警戒避難体制の強化を図る。
ア　土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
イ　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
ウ　土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
エ　警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
オ　救助に関する事項
カ　土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要す

る者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法

（２）警戒避難体制の周知

町は、土砂災害警戒避難ガイドライン（平成27年４月改訂　国土交通省砂防部）、避難情報に関するガイドライン（令和３年５月改訂　内閣府（防災担当））等を参考に、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項として、以下の項目について住民に対し周知するように努める。

ア　情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害情報等についての情報の収集及び伝達体制。

イ　土砂災害警戒区域等の箇所

ウ　適切な避難単位の設定

土砂災害警戒区域を基本としつつ、隣接する土砂災害警戒区域の重複等も考慮し、住民への効率的な情報伝達の観点から、町内会、自治会、自主防災組織等の単位も勘案するなど、地域の実情に合わせ設定。

エ　避難指示等の発令・解除の基準

土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを原則とするなど、土砂災害警戒メッシュ情報や国・県等からの助言活用等。

オ　安全な避難場所・避難経路の確保

避難場所の開設、運営体制、避難場所開設状況の伝達体制や土砂災害に対して指定されている安全な避難場所。

カ　防災意識の向上

防災訓練、住民説明会、防災教育の実施等、住民の防災意識の向上。

（３）要配慮者利用施設における避難確保計画作成等

ア　避難確保計画の作成

本計画に施設の名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合に、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、避難確保計画を作成しなければならない。避難確保計画を作成又は変更したときは、町長に報告しなければならない。

また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行い、指示に従わなかった場合はその旨を公表することができる。

なお、要配慮者利用施設を新たに地域防災計画に位置づける際等には、施設管理者等に対して、土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上に努める。

イ　避難訓練の実施

前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同項の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を町長に報告しなければならない。

町長は、報告を受けたときは、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

第２　土砂災害警戒情報等の作成・発表

県は奈良地方気象台と連携し、大雨による土砂災害の危険度が高まった際、町長が防災活動や住民への避難指示等の災害予防対応を適時・適切に行うことができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、町長等に通知する。

第３　土石流対策

１ 砂防指定地

砂防指定地は６箇所となっている。

砂防指定地
「砂防指定地」とは、砂防法に基づき、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地として国土交通大臣が指定するものをいう。

２ 土石流対策の推進

（１）土石流などの土砂流出による災害を未然に防止し、下流への土砂流出を抑制するため、県に対し、砂防事業の推進を要請する。
（２）県に対し、砂防指定地における一定の行為の禁止・制限が徹底されるよう要請する。

３ 住民への周知

町は、山鳴りなどの異常現象が住民によって早期に発見されるよう、県と協力して前兆現象の周知に努める。

４ パトロールの実施

町は、県と連携して定期的なパトロールの実施に努め、被害を受けやすい箇所等の実態を調査、把握する。

５ 警戒避難体制の整備

町は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。
（１）住民からの異常現象発見時等の通報連絡体制の充実・強化を図る。
（２）大雨等の異常な自然現象、異常現象等の通報を受けた場合など、土砂災害の危険が増大した場合において、迅速かつ的確な避難指示が実施できるよう、住民への伝達体制の整備を図る。

第４　地すべり対策

１ 地すべり防止区域（法規制区域）

地すべり防止区域は、地すべりしている区域及びこれらに隣接する区域のうち地すべりを誘発、助長する区域について指定され、地すべりの防止に有害な行為を制限する区域を言う。

(1)地すべり防止区域
「地すべり防止区域」とは、地すべり防止工事を行う等、地すべりによる災害を防止するため、国土交通大臣が地すべり等防止法(昭和33年、法律第30号)第3条に基づき指定する区域をいう。

2 地すべり対策の推進

（1）地すべりによる災害を未然に防止し、下流への土砂流出を抑制するため、県に対し、砂防事業の推進を要請する。
（2）県に対し、地すべり防止区域における一定の行為の禁止・制限が徹底されるよう要請する。

3 住民への周知

山鳴りなどの異常現象が住民によって早期に発見されるよう、町は県と協力して、前兆現象の周知に努める。

4 パトロールの実施

町は、県と連携して定期的なパトロールの実施に努め、被害を受けやすい箇所等の実態を調査、把握する。

5 警戒避難体制の整備

町は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。
（1）住民からの異常現象発見時等の通報連絡体制の充実・強化を図る。
（2）大雨等の異常な自然現象、異常現象等の通報を受けた場合など、土砂災害の危険が増大した場合において、迅速かつ的確な避難指示が実施できるよう、住民への伝達体制の整備を図る。

第５　急傾斜地崩壊対策

1 急傾斜地崩壊危険区域(法規制区域)

急傾斜地崩壊危険区域は、崩壊のおそれのある急傾斜地（傾斜度が 30 度以上ある土地）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの、及びこれらに隣接する区域のうちがけ崩れを誘発、助長する区域について指定され、急傾斜地崩壊防止に有害な行為を制限する区域であり、町内で該当する箇所は 423 箇所となっている。

(2)急傾斜地崩壊危険区域
「急傾斜地崩壊危険区域」とは、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、急傾斜地で、その崩壊により相当数の住居者その他に者に危害が生じるおそれがあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするための行為制限をする必要がある土地の区域で、県知事が指定したものをいう。

2 急傾斜地崩壊防止対策の推進

（1）急傾斜地におけるがけ崩れを未然に防止し、法面の崩壊を抑止するため、県に対し、実態調査及び対策事業の推進を要請していく。
（2）県に対し、急傾斜地崩壊危険区域において、がけ地の崩壊を助長又は誘発する原因となる行為の禁止・制限が徹底されるよう要請する。

3 住民への周知

がけへの亀裂が生じる等の異常現象が住民によって早期に発見されるよう、町は県と協力して、指定区域、前兆現象の周知に努める。

4 パトロールの実施

町は、県と連携して定期的なパトロールの実施に努め、被害を受けやすい箇所等の実態を調査、

把握する。

5 警戒避難体制の整備

町は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

（1）指定区域内における警戒避難計画を定め、被害の軽減に努める。
（2）住民からの異常現象発見時等の通報連絡体制の充実・強化を図る。
（3）大雨、地震等の異常な自然現象、異常現象等の通報を受けた場合など、土砂災害の危険が増大した場合において、迅速かつ的確な避難指示がなされるよう、住民への伝達体制の整備を図る。

第6　山地災害対策

本町には、山地災害危険地区が 90 箇所ある。

「山地災害危険地区」とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、又は発生する危険のある森林で、その危害が人家又は公共施設に直接およぶおそれがある地区をいうものであり、林野庁7林野治第 2914 号(平成7年 10 月 20 日付)による「山地災害危険区域調査要領」により抽出された地区をいう。

1 山地災害対策の推進

（1）町は、土砂の流出や崩壊を未然に防止するため、県に対し、実態調査及び治山事業の推進を要請する。
（2）保安林において、一定の行為の制限が徹底されるよう、県に対して要請する。

2 住民への周知

町は、県と連携して、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出を防止するため、山地災害危険地区の周知に努める。

第7　宅地防災対策

近年の豪雨災害の教訓を踏まえ、町及び県は、より一層「宅地造成等規制法」及び「都市計画法」の適切な運用に努め、宅地の安全性の向上を図るとともに、大規模な宅地災害が発生した場合に、被災宅地危険度判定制度を活用し、被災状況の迅速かつ的確な把握を行い、二次災害を軽減、防止し、住民の安全確保を図る。

なお、本町の宅地造成工事規制区域（宅地造成等規制法第３条）の指定面積は 1,360ha となっている。

1 造成行為の指導

（1）宅地造成工事規制区域内において、宅地造成に関する技術基準に適合するよう、開発事業者に対する指導や監督処分を県に対して要請する。
（2）町は、県と協力して、宅地造成や開発行為は、許可申請時の計画内容を充分審査し、安全な宅地となるよう事業者に対して指導に努める。

2 開発許可の適正指導

本町には都市計画区域が指定されており、都市計画法に基づく開発許可制度の適用を受けており、開発行為に対する適正な指導を県に対して要請する。

3 被災宅地危険度判定制度

（1）県が行う応急危険度判定講習会に、職員（建築士法による一級、二級木造建築士であるもの）を受講させ、職員の判定士の養成・登録を推進する。
（2）応急危険度判定に必要なマニュアル、備品等の整備に努めるとともに、県から派遣された応急危険度判定士の受入れ体制の整備を図る。
（3）県及び市町村は、住民に対して制度の趣旨について理解が得られるよう普及・啓発に努める。

4 宅地防災パトロールの実施

災害発生のおそれがある場合は、土砂災害警戒区域等に接する宅地を重点的にパトロールし、警戒区域等の応急工事の勧告又は改善命令を行うなど必要に応じて応急措置を講じるなど、災害発生を未然に防止するよう努める。

また、毎年５月を宅地防災月間として、啓発ポスター、パンフレットの配布など、広く県民に対し、宅地の安全についての意識の高揚を図る。

5 危険宅地の解消

町は、県と協力して、土砂流出、擁壁崩壊等の危険宅地を発見した場合は、所有者等に改善勧告を実施するなど、危険宅地の解消に努める。

6 がけ地近接危険住宅移転

町は、がけ地の崩壊による危険から住民の生命の安全を確保するため、がけに近接する危険住宅の移転を推進する。

7 盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえた是正指導等の実施

県は、令和５年５月に施行された危険な盛土等を規制する新たな法律（宅地造成及び特定盛土等規制法）に基づき、規制区域内の無許可行為等について、是正措置等を行う。

8 大規模盛土造成地マップの作成･公表

町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表し、宅地災害の未然防止や被害の軽減に努める。

9 宅地の耐震化

既存の造成宅地の中で、大地震等が発生した場合に、滑動崩落を起こし、広範な被害を生じるおそれが高い大規模盛土造成地の耐震化については、大規模盛土造成地等の変動予測調査を行い、「宅地ハザードマップ」を作成したうえで、減災対策実施が必要と判断された盛土造成地を県が宅地造成等規制法により、「造成宅地防災区域」として指定し、その区域内の宅地の所有者等は、災害の防止のための必要な措置を講ずる。

第８　孤立地区対策

山間部において土砂災害による道路の寸断等の被害により地区が孤立する場合に備え、通信手段やヘリコプターによるアクセスの確保、集落内において自活できる体制の整備に努める。

1 孤立予想地区の把握

土砂災害警戒区域等の分布から孤立するおそれのある地区を抽出し、その地区の要配慮者等の救護すべき住民等を把握する。

2 孤立の周知

孤立の危険性について周知し、孤立を想定した家庭内備蓄をするように啓発を図る。

3 町民･自主防災組織による対策

防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、孤立に備えて、１週間分以上の食料、飲料水及び生活必需品の備蓄に努めるとともに、積極的に自主防災活動に参加する。その際、土砂災害警戒区域を把握しておくよう留意する。

孤立する可能性のある町民及び自主防災組織は、災害発生時に迅速に安全確認を行えるよう平常時から訓練しておく。

また集落内のヘリポートがヘリの操縦士に明確に伝わるような手段をあらかじめ検討しておく（車両の発煙を利用する等)。

4 通信手段の確保

民間通信インフラがつながらない場合に備えて、衛星携帯電話等多様な通信機器の整備を行う。整備が費用的に困難な場合は簡易トランシーバー等の低廉なツールやアマチュア無線等を通信手段として活用することも検討しておく。

災害時には停電により生活に支障が出るとともに、被害状況を把握する方法がなくなることに備え、灯油やＬＰガス等を利用して発電できる機器の設置を検討しておく。

消防防災ヘリ、県警ヘリやドクターヘリ等が、上空から確認する際の目印となるものを検討しておく。

5 救援･救助体制の整備

災害後遅滞なく管轄する道路の安全確認が実施できるようにあらかじめ職員配置及び確認ルートを検討しておく。

また、孤立した集落の町民から救助要請があった場合に備え、孤立可能性のある集落を表示した地図を作成する等して、消防、警察、自衛隊とともに町民の救援・救助体制の整備に努める。

特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機（ドローン）等の輸送手段の確保に努める。

6 臨時ヘリポートの把握

孤立地区において傷病者の搬送、緊急避難等を行うために、ヘリコプターの離発着が可能な空き地等を把握し、整備しておく。

第８節　火災予防対策の推進

町及び消防機関は、火災の発生を防止するとともに、災害による町中心部等の大火、林野火災等に対し、延焼の拡大を防止するため、出火防止と初期消火の徹底、事業所をはじめとする防火管理体制の強化を図り、あわせて地域住民に対し消火器や災害発生時の火気の取扱い等の啓発活動の推進と自主防災組織の育成に努める。

また、火災による被害を最小限にとどめるため、消防力の充実に努める。

担当	総務課、奈良県広域消防組合、消防団

第１　建築物等の火災予防

住宅、事業所等からの出火防止及び初期消火の徹底を図る。

１ 指導

（１）予防査察

消防機関は、次により防火対象物の防火管理及び消防用設備の維持管理状況の査察、指導を行う。

ア　予防査察の方法

消防機関は、学校、病院等、消防法施行令別表第１に掲げる防火対象物について、消防設備、火気使用器具等の位置、構造及び管理の状況を関係法令、条例に基づいて検査するとともに、災害時における転落、落下物等による出火危険についても十分考慮し、火災予防上必要があると認める場合、又は、火災が発生すれば人命に危険があると認められる場合には、その所有者、管理者等に対し必要な改善等を行わせるものとする。

イ　予防査察の実施

（ア）消防機関は、管内の全防火対象物に対し、年間を通じ定期的に予防査察を実施し、常に防火対象物の状況を把握する。

（イ）消防機関は、通常の予防査察の他に緊急予防査察、特別予防査察を実施する。

（２）関係者に対する指導

防火管理者に対し、消防計画の作成、消火、通報及び避難の訓練の実施等について指導する。

（３）法令違反に対する措置

査察の結果、消防関係法令に違反し、かつ、是正されない事項について諸法令に照らしあわせて警告、命令及び告発等の違反処理を行い早期是正を図る。

（４）住宅防火対策の推進

住宅における住宅用防災警報器、感電ブレーカー又は住宅用防災報知設備の設置及び維持を推進する。

２ 啓発

（１）春秋に全国一斉に実施される火災予防運動により、住民に対し防火意識の啓発を図る。

（２）震災時に多発が予想される出火危険を排除するため、感震ブレーカーの設置促進、耐震安全装置付火気使用設備器具の普及を図る。

（３）町内の一般住宅に対し、防火診断を実施するとともに、住民に対し、出火防止や火気の取扱いなど防災知識の啓発、消火器具等の普及を推進する。また、災害発生時の火気使用器具の取扱い及び初期消火の方法について指導を行い、出火防止と初期消火の徹底を図る。

（4）住民に対する講演会、映画会、初期消火訓練等の実施に努める。
（5）住宅における住宅用防火警報器、又は住宅用防災報知設備の設置及び維持を推進する。
（6）事業所における防火管理知識、消防用設備の維持管理等、防火管理体制の強化を図るため、防火管理者及び危険物取扱い者等に対し、各講習会、説明会、研究会等への参加を指導し防火意識の向上を図る。
また、事業所の防災機能強化、初期消火体制の充実を図るため、自衛消防組織による訓練、関係者に対する訓練、講習会、説明会等を開催する。

3 消防力・消防水利等の整備

「消防力の整備指針」（平成 12 年 1 月 20 日消防庁告示第 1 号）並びに「消防水利の規準」（昭和 39 年 12 月 10 日消防庁告示第 7 号）を充足するため、次のとおり消防組織の充実を図り、消防設備等の整備に努める。

1　町は、消防団の施設・設備の充実に努めるとともに、青年層や女性層の消防団への参加促進を図る等の消防団の充実強化に努める。
2　町は、地域住民が発災直後において、円滑に初期消火を行うための、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ、ホース格納箱等の消防設備の整備に努める。
3　町は、災害時の消火栓の使用不能、防火水槽の破損等に対処するため、貯水槽等の計画的な整備を進めるとともに、農業用水、プール、井戸等の自然水利の確保に努め、水利の多元化を推進する。

4 消防組織の連携強化

大規模火災等に対処するため、奈良県広域消防組合ほか、県下全域、府県を越えた相互間の連携の強化を図る。

■応援協定等

協定名	締結年月日	協定都市	内容
奈良県消防広域相互応援協定	平成 29. 4. 1	奈良県下　全消防本部 （奈良市、生駒市、奈良県広域消防組合）	火災 救急 救助

第2　林野火災の予防

1 林野火災に強い地域づくり

（1）林道、森林の整備
林道管理者は、消防用車両等の通行に支障のないよう、林道の適正な維持管理に努める。
森林の整備については、森林区画、尾根等を利用し、防火樹帯を整備するとともに、立地条件、気象条件を考慮し、防火線を布設するよう努める。また、固定防火線と併用又は単独に防火樹を植栽した林帯の整備に努める。
（2）林野火災に対する警戒の強化
町は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行う。また、許可した火入れの情報等を消防機関に共有する。
また、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行う。
（3）監視体制の強化
町は、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに、次の事項を実施

する。

ア　林野火災注意報、警報の発令等

気象状況等が、火災予防上危険であると認められるときは、林野火災に関する注意報、警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置をとる。

イ　火災警報の周知徹底

火災警報の住民、入山者への周知は、打鐘、サイレン等の消防信号を活用するほか、広報車による巡回広報、防災無線等により周知徹底を図る。

（4）林野所有（管理）者等への指導

ア　防火線、防火樹帯の整備

町は、林野所有（管理）者に対して、防火線、防火樹帯の整備及び造林地における防火樹の導入の促進に努めるよう指導を行う。

イ　防火用水の確保

町は、林野所有（管理）者に対して、自然水利の活用等による防火用水の確保に努めるよう指導を行う。

ウ　森林等への火入れの制限

森林等への火入れは、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 21 条の定めるところにより、町長の許可がなければできない。

町長は、許可条件等について事前に消防機関及び森林管理事務所等の関係機関と充分に協議する。また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、事前にその市町村に通知する。

エ　火の使用制限

町は、気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導する。火災警報発令時等、特に必要と認めるときは、一定区域内のたき火、喫煙など、火の使用制限を徹底する。

オ　火気使用施設に対する指導

消防機関は、森林内及び周辺に所在する民家、作業所、山小屋等火気を使用する施設の管理者に対して必要に応じて査察を実施し、施設の改善等の指導を行う。

（5）防火知識の普及

町は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることに鑑み、山火事予防運動等の機会やＳＮＳ等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する国民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発を実施する。なお、啓発にあたっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意する。

ア　公衆に対する啓発活動

（ア）広報宣伝の充実

町は県、消防機関、森林管理事務所、その他林野関係各機関と、連携して広域的な林野火災防止運動を展開し、登山・観光・保養等の森林利用のマナー向上と定着を図る。

（イ）学校教育による防火思想の普及

町は県、消防機関、森林管理事務所、その他林野関係各機関と連携して、教育委員会の協力を得て、学校における自然愛護、森林愛護等の情操教育を通じた防火思想の普及を図る。

イ　地域住民、林内作業者に対する啓発活動

（ア）地域での指導・啓発

町及び消防機関は、林野内に立ち入る機会の多い山間地域の住民を対象に、林野火災発生防止に関する講習会等を開催し、防火思想の啓発・普及を図る。

（イ）職場での指導・啓発

林野関係機関・事業者は、消防機関の協力を得て職場での講習会等を開催し、職員に対して林野火災防止対策及び発生時の対処について周知徹底を図る。

２ 活動体制の整備

町及び消防機関は、林野火災に対する消防力の整備・充実を図る。

（１）消防体制の整備

町及び消防機関は、当該地域の地勢、植生及び気象条件等を考慮し、林野火災に即応できる組織の確立、出動計画の策定を行う。

（２）広域相互応援体制の整備

町及び消防機関は、県と連携して県内外の消防機関との広域的な応援体制及び警察、自衛隊、その他の関係機関との協力体制を整備し、林野火災発生時に効果的な消防活動が実施できるように努める。

（３）消防資機材の整備

町は、林野火災に対する消火活動に適した消火資機材、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するための活動拠点、熱源探査装置を含む資機材等の整備・充実を図る。

（４）消防水利の確保

町及び消防機関は防火水槽等を整備するほか、川、池等の自然水利や砂防ダム等水源として利用できる施設を把握し、林野火災発生時の消防水利の確保に努める。

（５）県の空中消火体制の活用

町は、県の消防防災ヘリコプターによる空中消火体制を活用するため、応援要請方法等を定めた計画を整備する。

（６）林野火災消防訓練の実施

町は、県、近隣市町、消防機関、その他の防災関係機関と連携して、林野火災発生時の相互の協力体制を確立し、林野火災防御技術の向上を図るための訓練を実施するよう努める。

第９節　地震防災緊急事業五箇年計画の推進

地震による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法に定める地震防災上緊急に整備すべき施設等について、県が作成する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき事業を推進する。

担当	関係各課

第７次地震防災緊急事業五箇年計画の概要は次のとおりである。

１ 計画作成者

奈良県

２ 計画年度

令和８年度～令和 12 年度

３ 事業の実施

町は、地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災緊急事業を計画的に執行する。

４ 地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例

地震防災対策特別措置法第４条により、国の負担又は補助の特例が定められている。

５ 対象事業

町の地域防災計画に定める事項のうち、主務大臣の定める基準に適合する次の施設等の整備等である。

■地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等

事業の区分	国の負担割合
耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプその他の政令で定める消防用施設の整備で地方公共団体が実施するもの	1／2
へき地における公立の診療所であって政令で定めるものの改築	1／2
児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する乳児院、障害児入所施設若しくは情緒障害児短期治療施設、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十八条第一項に規定する救護施設、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十二項に規定する障害者支援施設(同条第七項に規定する生活介護又は同条第十三項に規定する自立訓練を行うものに限る。)のうち、木造の施設の改築	2／3
公立のこども園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎で、地震による倒壊の危険性が高いもののうち、やむを得ない理由により補強が困難なものの改築	1／2

事業の区分	国の負担割合
公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の校舎又は屋内運動場で、木造以外のものの補強（次項に掲げるものを除く。）	1／2
公立のこども園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎で、地震による倒壊の危険性が高いものの補強	2／3
地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の政令で定める施設又は設備の整備で地方公共団体が実施するもの	1／2
地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の政令で定める施設又は設備の整備で地方公共団体が実施するもの	1／2
地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫の施設の整備で地方公共団体が実施するもの	1／2
負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な政令で定める設備又は資機材の整備で地方公共団体が実施するもの	1／2

第４章　災害に備えた防災体制の確立

第１節　総合的防災体制の整備

町及び関係機関は、災害時に災害対策本部を速やかに設置できるよう、その設置場所や手順をあらかじめ定めるとともに、職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定め、それぞれの責務を的確に遂行するために必要な活動体制を整備する。

また、平常時から、資機材等の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や、防災訓練の実施などを通じ、関係機関と相互に連携しながら、総合的な防災体制の確立に努める。

担当	各課、関係機関

第１　町の災害組織体制等の整備

１ 災害組織体制の整備･充実

災害組織体制については、意思決定者の明確化、配備基準の明確化、指揮命令系統の簡略化等に配慮した配備等を行う。

また、職員の分担業務については、平常時から職員研修、防災訓練等の機会を通じて、習熟を図る。

２ 動員配備体制の整備･充実

災害時の応急対策活動が迅速かつ的確に実施できるよう、風水害、地震災害等における動員・配備体制について、明確な基準を定めるとともに、勤務時間外の参集体制の整備を図る。

また、配備基準ごとの参集要員及び連絡網等については職員の異動等、必要に応じて随時更新する。

３ 災害対策本部設置体制の整備

（１）本部室の耐災害性の確保

災害時の災害対策本部室となる町庁舎をはじめ、職員の参集場所となる丹生支所等の施設については、耐震診断の実施及び必要に応じて耐震補強等を行うとともに、大規模災害時の被害発生に備えて、代替場所を確保・整備する。

（２）本部設置資機材の整備

本部設置予定場所には、通信施設、情報収集設備、応急対策用地図、その他本部運営に必要な資機材を迅速に設営できるよう、耐災害性に確保された場所に保管する。

また、災害発生直後に情報交換が必要な防災関係機関、団体の代表者名簿等を平常時から一定場所に保管し、災害発生時に速やかに活用できるようにする。

（３）災害従事者用物資の確保体制の整備

災害応急対策に従事する職員の食料、飲料水、衣料、毛布等の確保についての調達計画を作成し、災害発生時に迅速に対応できる体制を確保する。

４ 防災会議機能の整備

男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。

第２　関係機関等との連携体制の整備

１ 関係機関･民間団体等との連携体制

関係機関、防災上重要な施設の管理者、その他民間の災害応急対策組織は、法令、防災基本計画、防災業務計画、奈良県地域防災計画及び下市町地域防災計画の定めるところにより、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の円滑かつ的確な実施のために必要な組織の整備、改善を図るとともに、町及び各組織間の連携及び協力体制を確立する。

町防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえて個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努める。

２ 防災関係情報の共有化

（１）町、県、防災関係機関は、それぞれが把握する被災・復旧情報、観測情報等を迅速・的確に収集する体制の整備を図るとともに、防災関係機関相互で情報の共有化を図る。

（２）町は、県が発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、県と連携し、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておく。

（３）水位周知河川がある本町においては、県、気象台などの関係機関と連携のうえ、防災関係機関ごとの時系列の防災行動計画をまとめた水害対応タイムラインを作成するものとする。また必要に応じて見直しを行うとともに、効果的な運用に努める。

３ 県との連携体制の強化

町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整える。

また、災害の状況に応じ設置される県現地災害対策本部との連携、連絡体制の充実を図る。

４ 自治体相互の応援体制の確立

災害時の広域的な防災協力体制の確立のため、他市町村等との災害時相互応援協定の締結に努めるとともに、必要な事務手続き等がスムーズに行えるように定期的に訓練を実施する。

また、他の自治体等からの支援部隊の受入れ場所の選定、業務継続計画を踏まえた受援内容をあらかじめ定める（受援計画）とともに、円滑な受入れ・受援のために、平常時から相互交流を深める。

さらに、本町と同時被災の可能性が低い遠方の自治体との防災協定を締結し、災害時の応急対策及び復旧・復興対策を適切に実施するための体制確立を図る。

５ 自衛隊との連携体制

大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制の整備に努める。

６ 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため設置された「緊急消防援助隊」については、消防庁が定める緊急消防援助隊基本計画に基づき、「緊急消防援助隊」との連携及び受入れ体制の整備に努める。

7 民間事業所等との災害時応援体制の整備

災害時における民間事業所等との多種多様な協力体制を整備するとともに、民間事業所等に対して、災害時における地域貢献が可能な分野での自主的な協力体制を構築するよう求める。

第３　人材の育成・確保

防災体制の強化と合わせて、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を的確に遂行できるよう、職員への防災教育の充実に努めるとともに、関係機関にも職員の防災教育の実施を促す。

1 職員の防災教育

町職員の防災意識の高揚を図るため、防災知識、個人の役割分担等に関する研修を実施し、とともに、専門的知見を有する職員の確保・育成に努める。

（1）災害時における災害対策本部の一員としての立場と心構え
（2）災害対策活動の概要
（3）災害時の役割の分担
（4）災害時の指揮系統の確立
（5）その他必要な事項

2 災害応急活動体制の検討

災害時において迅速かつ的確な災害応急対策が行えるよう、防災訓練時における諸問題、地域防災計画の改訂等を踏まえ、職員用の防災マニュアルの策定・検討に努める。

3 人材の確保

町は、応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築する。

また、自衛隊等の国の機関の退職者を含む行政機関の退職者の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材の確保方策を整える。

第４　防災中枢機能等の確保・充実

防災中枢拠点が被災した場合でも、速やかに体制を整え、対策を実行できるよう、防災中枢機能等の確保・充実を図る。

1 業務継続計画(BCP)の策定

大規模災害時に本町の災害対策業務及び通常業務の機能停止・低下を最小限に抑えるため業務継続計画（ＢＣＰ:Business Continuity Plan）を策定する。

業務継続計画には､次に掲げる特に重要な６要素について次表のとおりあらかじめ定めた内容を、重要な準備項目の明確化をしておく。

（1）首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
（2）本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
（3）電気・水・食料等の確保
（4）災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
（5）重要な行政データのバックアップ
（6）非常時優先業務の整理

■あらかじめ定めた特に重要な6要素

区分	現時点の状況
（1）首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	①町長の職務代行の順位 第１順位：副町長 第２順位：総務課長 ②参集体制 動員区分・動員人員を別に定める。
（2）本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	代替庁舎 ・下市町交流センター ・下市観光文化センター ・下市あきつ学園
（3）電気・水・食料等の確保	①非常用発電機と燃料の確保 ・非常用発電機１台 ・燃料備蓄：24 時間以上分、軽油 195 リットル ②水、食料等の備蓄（職員３日分） ・水：100 人×２リットル×３日 ・食料：100 人×３食×３日 ・排便袋：100 人×10 袋×３日 ・寝袋：100 人×１袋 ・段ボールベッド：100 人×１台
（4）災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	通信機器 ・衛星携帯電話（３台） ・ＩＰ無線機（35 台） ・モーターサイレン（16 箇所） ・しもいちテレビ（テロップ） ・ＬＩＮＥ ※災害時には、緊急速報メールやケーブルテレビ、サイレン、ＬＩＮＥ等を複合活用する。
（5）重要な行政データのバックアップ	①住民基本台帳、保険、税情報データ（基幹系） クラウド管理、ＮＡＳ管理、縮退サーバー管理（下市町交流センター） ②健康、介護、福祉医療関係データ 別サーバー管理、媒体管理 ③人事、給与、財務、情報共有データ（内部情報系） クラウド管理、別サーバー管理、媒体管理
（6）非常時優先業務の整理	非常時優先業務は、以下の区分で別に定める。 ・Ａ：発災直後 ・Ｂ：概ね３日目まで ・Ｃ：１週間まで

2 防災中枢施設等の整備

大規模災害時には、町庁舎など防災中枢拠点の被災も想定されることから、次の事項について対策を講じ、防災中枢機能の確保に努める。

（1）町庁舎
町庁舎の立地場所、耐震性、通信基盤の点検・整備を推進する。

（2）代替施設の確保
庁舎が被災した際、災害対策本部の運営に支障をきたさないよう、以下の対策を講じる。

ア　災害対策本部等の代替施設の確保（耐震性、耐火性の確認）
イ　代替施設が使用不可の場合の候補施設の選定（耐震性、耐火性の確認）
ウ　移転の判断、代替施設の決定、移転手段の確保に必要な手続き等について事前に定めておく。

（3）各種データ等の保管体制の整備
復旧に必要な各種データを整備・保管するとともに、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制の構築、耐震補強、落下転倒の防止を図る。

3 大規模災害発生時における庁舎の機能継続

防災拠点等となる建築物（庁舎、指定避難所、病院等）については、大災害時の倒壊等の防止にとどまらず、大災害後も機能継続できるための高い性能を確保することを目標とする。

（1）新規に建物を設計及び建築する際は、大災害及び大災害により引き起こされる災害を想定し、可能な限り災害リスクの低い場所を選定するよう促す。

（2）大災害の影響によるライフラインの寸断等の設備被害対策として、自家発電や非常用電源等の機能を確保するものとする。

4 大規模停電対策

（1）町は、燃料、発電機、建設機械（火山災害においては除灰機材を含む。）等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

（2）町、防災関係機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや外部給電可能な電動車の活用を含め自家発電設備、ＬＰガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。

（3）病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

（4）町、放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

5 人材の育成

多数の職員が被災した際、少ない職員でも災害対策本部を機能させることができるよう、人材の育成に努める。

第５　地域防災拠点の整備・充実

災害時に住民や行政などの防災活動の拠点となるよう、地域防災拠点の整備を推進する。

1 地域防災拠点の機能整備

町は、町域における応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点として、県の広域

防災活動拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に努める。

また、地域防災拠点の運営に関するマニュアル等を作成し、それに基づく運営及び連携を図る。

（1）応援部隊の受入れ及び活動拠点

自衛隊をはじめとする応援部隊を受け入れるため、後方支援活動拠点等の整備に努める。

（2）備蓄拠点

救助物資の備蓄は、学校施設等を活用して備蓄倉庫の整備を計画的に行い、備蓄体制の確立に努める。

（3）物資集積場

災害の状況、規模等に応じて物資集積場を指定し、これら施設の整備に努める。

（4）耐震性貯水槽、耐震性防火水槽

公園等に耐震性貯水槽、耐震性防火水槽の整備に努める。

2 防災機能の充実

災害時の地域防災拠点となる小学校と災害対策本部との連絡体制を強化するため、通信設備の充実に努めるとともに、防災用資機材の整備、非常用食料等の備蓄、消防水利の整備、給水・貯水施設の整備、自家発電施設、厨房施設など、防災機能の充実を図る。

3 後方支援活動との連携強化

都市公園については、災害時に応援部隊の受入れ及び活動拠点として位置づけるとともに、物資輸送拠点として下市町交流センターを位置づけ、連絡機能の整備を図る。

第6　防災用資機材等の確保

応急対策及び応急復旧を、迅速かつ的確に実施するため、必要な人材、装備、資機材等の確保、整備に努める。

1 人材、装備、資機材の確保

町は、自主防災組織等の地区単位での防災用資機材等の充実に努めるとともに、近隣自治体や関係団体等との協定締結を推進し、災害発生時における技術者や資機材等の確保に努める。

また、大規模事故災害等に対応できるよう、消火薬剤等の備蓄を推進するとともに、被害の状況に応じて消毒を施行するため、必要な防疫用薬剤等の確保に努める。

2 資機材の点検

災害応急対策に万全を期するため、保有する車両、水防資材、救助用資機材等の定期的な点検・整備、補充交換を行う。

3 データの保全

地籍、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

4 備蓄の拡大及び分散備蓄の推進

資機材等の物資を迅速に搬送できるように、備蓄の拡大と分散備蓄について推進する。

また、物資・燃料の供給協定を拡大し、民間流通備蓄のさらなる活用を図る。

第7　複合災害防止体制の整備

複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）による被害の深刻化を防ぐため、複合災害に対する備

えの充実を図る。

（1）町は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実する。

（2）町は、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員することで後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定める。

（3）町は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第８　防災に関する調査研究の推進

災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、災害要因及び被害想定の調査研究を実施するとともに、円滑な災害復興が行えるよう、まちづくりの研究を推進する。

１ 被害想定の調査研究

町は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定、防災体制等について調査研究を継続的に実施する。

２ 災害復興のまちづくりの研究

地震災害や大規模市街地火災によって、木造密集市街地が壊滅的な被害を受けた場合、被災後の町中心部等の復興が円滑に進められるよう、あらかじめ木造密集市街地の整備のあり方、整備手法、土地利用計画などについて住民の意見を聴取しながら検討が進められる体制づくりに努める。

第２節　情報収集伝達体制の整備

町、県及び関係機関は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から通信施設等の整備拡充、通信網の多重化など、情報収集伝達体制の確立に努める。

また、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、気象予警報の伝達体制の整備に努める。

担当	各課、奈良県広域消防組合、関係機関

第１　通信手段の整備

災害発生時における情報体制の確保や強化を図るため、防災行政無線等の導入など、平常時から通信手段の充実整備を図るとともに、通信設備や関連機器の保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持するなど、耐災性の向上等に努める。

また、機器操作及び通信要領の習熟を目的とした情報伝達訓練等を定期的に実施するとともに、特定の職員以外でも通信機器の基本的な操作ができるように努める。

１ 無線通信施設の整備･拡充

災害時における情報の収集・伝達を迅速かつ的確に行うために、無線通信施設の整備・拡充及び伝達体制の整備を行う。

（１）防災行政無線整備

地域防災系及び固定系（戸別受信機を含む。）防災行政無線等の導入整備に努める。

なお、整備にあたっては、設備の耐災性の向上に努める。

（２）防災関係機関の無線通信施設の整備充実

広域消防組合や警察署等の防災関係機関は、災害時における情報の収集・連絡活動を迅速かつ的確に行うため、無線通信施設の整備充実に努めるとともに、通信施設の被災を想定し、通信の途絶防止対策及び復旧対策の強化を図る。

また、町及び防災関係機関は、防災相互通信用無線の整備及び増強等により、災害時の相互通信体制の強化に努める。

（３）多重無線通信システムの整備検討

有線途絶時の情報連絡及び災害現場からの静止画像等を通信するため、多重無線通信システムの整備を検討する。

（４）無線従事者の養成

防災行政無線等の整備・運用を円滑に実施するため、無線従事者を養成し、その適正配置に努める。

２ 通信系の確保

災害に関する情報連絡等について、有線電話・無線電話設備の機能を常時維持するため、保守管理を徹底し整備を行うとともに、災害に備え機器の転倒防止、自家用発動発電機等の予備電源の確保を図る。また、非常用電源設備の高度化に努める。

さらに、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）や緊急情報ネットワークシステム（Ｅｍ－Ｎｅｔ）により、災害情報を速やかに伝達するシステムの習熟に努める。

3 通信手段の多様化

以下のような災害時優先電話、有線放送、携帯電話、衛星携帯電話、緊急速報メールなど、多様な連絡通信手段の整備充実を図り、非常時の職員への連絡体制の強化に努めるとともに、情報収集の機動力の向上を図る。

（1）電信電話設備（災害時優先電話）

ＮＴＴ西日本株式会社は町の申出により、あらかじめ指定した加入電話を災害時優先措置する。町は、各機関の加入電話が災害時優先措置されるよう西日本電信電話株式会社に申し出て協議し、必要な災害時優先電話を確保する。

（2）非常通信体制の充実強化

自営の通信施設を保有する機関は個々の通信体制の充実強化に努めるとともに、電波法第 74 条第１項に規定する通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下合わせて「非常通信」という。）の円滑な運用を図るため、各機関相互の協力による非常通信体制の整備、充実に努める。

町、県及び防災関係機関は災害時の非常通信の円滑かつ効率的な運用を図るため、各機関相互の協力による通信訓練を実施し、平常時より非常通信の習熟に努める。

（3）緊急速報メール

町は住民への防災情報伝達手段として、携帯電話事業者が提供する緊急速報メールにより、自然災害の情報や避難情報などを一斉配信する仕組みを整えるように努める。

（4）緊急地震速報の活用

災害時、被害を最小限に抑えるため、伝達方法や知識の習熟を図ることにより、気象庁が発表する緊急地震速報を効果的に活用する。

緊急地震速報は、その特性や限界を理解した上で利用することにより、減災効果をより発揮し、混乱や事故などを防ぐことが期待される。よって、町は、緊急地震速報を受けたときの住民の適切な対応行動を含め、緊急地震速報に関する知識の普及啓発に努める。

また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図る。

（5）Ｌアラート（旧称：公共情報コモンズ）

県防災行政通信ネットワークの再整備の中で整備した県防災情報システムは、Ｌアラート等に連携しており、住民への速やかな情報提供が可能である。

町は災害対策本部設置状況、避難指示等発令情報、避難所開設情報を、県防災情報システムに入力することで、住民へ速やかに周知できる。更に、避難指示等発令情報は携帯電話会社へも送られて、発令対象地域の住民に緊急速報メールが発信される。

（6）衛星携帯電話

町は、避難所の機能強化のため、避難所に非常用電源、衛星携帯電話を整備するように努める。

第２　情報収集伝達体制の強化

災害の発生時間にかかわらず、災害応急活動が迅速かつ的確に実施できる情報収集伝達体制の整備を図る。

また、防災関係機関との連携により、職員常駐体制又は代替的な体制の整備に努めるほか、災害の未然防止や被害を最小限に抑えるため、気象・地象等の観測体制の整備・充実を図る。

1 勤務時間内の情報伝達体制

県から伝達される防災情報は、総務課が受理し、必要な情報は庁内放送等によって職員に伝達するとともに、教育委員会、消防団幹部、自治会長に電話等で伝達し、教育委員会は学校へ、自治会

長は住民に伝達できる体制を整備する。

2 勤務時間外の情報伝達体制

勤務時間外において、県から防災情報の連絡があった場合、又は災害発見者からの連絡があった場合は、当直者が受理し、必要な情報を関係各課へ伝達できる体制を整備する。

3 住民等からの情報収集体制の確立

災害時の被害情報は、自主防災組織や自治会長等を通じて、速やかに町総務課に通報するよう住民に周知する。

4 職員参集時の情報収集

町職員は、参集途上における被害状況の把握に努めるよう周知徹底する。

5 多様な情報収集手段の整備･強化

無人航空機（ドローン）をはじめとする様々な情報収集手段を導入するとともに、民間企業等とも連携しながら情報収集手段の整備・強化を図る。

第３　災害広報体制の整備

1 住民への情報提供体制

報道機関を通じた情報提供、広報車による広報等の体制を確立するとともに、インターネット、電子メール、緊急速報メール、ＳＮＳ（Facebook、ＬＩＮＥ他）等を活用した情報伝達手段の多様化・多重化を図るとともに、要配慮者、孤立化のおそれのある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者など、情報入手が困難な被災者等に対しても確実に情報伝達できる体制の整備に努める。

また、安否情報システム（消防庁）が効果的・効率的に活用されるよう、住民への普及啓発活動に努める。

2 住民への広報手段の周知

（1）災害時は、テレビ、ケーブルテレビ、ラジオ、インターネット、緊急速報メール、ＳＮＳ（Facebook、ＬＩＮＥ他）、防災行政無線、Ｌアラート等で情報の入手に努めるよう周知徹底を図る。

（2）あらかじめ、町役場、駅、避難所等の災害時情報拠点を設定し、住民に平常時から周知するとともに、災害情報、生活関連情報などを掲示板等で広報する方法を定めておく。

（3）町は、西日本電信電話株式会社等の通信事業者が災害時に提供する災害用伝言サービス（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等）の仕組みや利用方法等の周知に努める。

3 災害時の広聴体制の整備

住民等から寄せられる被害情報や災害応急対策状況に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、電話やファクシミリ、インターネット、電子メール、緊急速報メール、ＳＮＳ（Facebook、ＬＩＮＥ他）による対応のほか、相談窓口の設置などの広聴体制の整備に努める。

4 災害広報･広聴責任者の選任

災害時の情報一元化を図るため、平常時の広報・広聴担当者若しくはあらかじめ指名する職員が災害広報・広聴責任者を選任しておく。

なお、災害広報・広聴責任者は、次の業務を遂行する。

（1）災害発生後の時間経過に応じた提供すべき情報の整理

（２）要配慮者に配慮した多様できめ細かな広報手段の確保
（３）広報文案の事前準備
　ア　地震の震源・規模・余震・気象・水位等の状況
　イ　住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
　ウ　出火防止及び初期消火の呼びかけ
　エ　要配慮者への支援呼びかけ
　オ　災害応急活動の窓口及び実施状況

第４　非常通信体制の強化

通信体制の充実強化に努めるとともに、電波法第 74 条第１項に規定する通信及びその他非常時において用いられる通信の円滑な運用を図るため、各機関相互の協力による非常通信体制の整備充実に努める。

また、災害時の非常通信の円滑かつ効率的な運用を図るため、各機関相互の連携による通信訓練を実施し、平常時より非常通信の習熟に努める。

第５　安否確認及び支援情報等の提供体制の整備

災害発生後、町外へ避難した者については、「全国避難者情報システム※（総務省）」を活用し、所在地を把握する。

また、町外へ避難した者を含め、安否確認情報や支援・サービス情報を容易かつ確実に収集伝達できる体制の整備及びシステムの構築を検討する。

さらに、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

※避難者から避難先の市町村へ任意に提出された、避難者の所在地等の情報を避難元の県や市町村へ提供し、当該情報に基づき、避難元の県や市町村が避難者への情報提供等を行うシステム。

第６　災害情報共有化の推進

平常時のみならず災害時においても、情報を各部課で共有することによって、災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう、地図情報システム（ＧＩＳ）を利用した災害情報システム構築の推進を検討する。

町は、関係機関との情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）や新物資システム（Ｂ－ＰＬo）等に集約できるよう努めるほか、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努める。

なお、本部長（町長）は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めることができる。

第７　孤立集落等への通信対策

災害時には固定電話や携帯電話が停電や通信回線の断線により通信利用できない場合に備えて、孤立する可能性のある集落や避難所、世帯の対策として、集落の代表者宅や集会所、避難所等に、県の助成措置などを活用して、非常用電源、衛星携帯電話、双方向通信可能な情報通信手段の整備・充実に努める。

第３節　孤立集落対策

平成 23 年の紀伊半島大水害や令和６年能登半島地震において、孤立集落が多数発生した経験から、通信及び道路の途絶により孤立する可能性のある地域において、発生の未然防止、及び発生に備えた対策の充実を図る。 町は県と連携して、道路寸断等による物理的な孤立だけでなく、外部と連絡が取れなくなる通信孤立があることをあらかじめ認識しておく。

担当	総務課

第１　町、住民・自主防災組織の役割分担

１ 住民･自主防災組織

防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、孤立に備えて、１週間分以上の食料、飲料水及び生活必需品の備蓄に努めるとともに、積極的に自主防災活動に参加する。その際、土砂災害警戒区域を把握しておくこと。

孤立する可能性ある住民及び自主防災組織は、災害発生時に迅速に安全確認を行えるよう平時から訓練しておく。

また集落内のヘリポートがヘリの操縦士に明確に伝わるような手段をあらかじめ検討しておく（車両の発煙を利用する等)。

２ 町

民間通信インフラがつながらない場合に備えて、衛星携帯電話等多様な通信機器の整備を行う。整備が費用的に困難な場合は簡易トランシーバー等の低廉なツールやアマチュア無線等を通信手段として活用することも検討しておく。

消防防災ヘリ、県警ヘリやドクターヘリ等が、上空から確認する際の目印となるものを検討しておく。

町は、災害後遅滞なく管轄する道路の安全確認が実施できるようにあらかじめ職員配置及び確認ルートを検討しておく。また、災害時には停電により生活に支障が出るとともに、被害状況を把握する方法がなくなることに備え、灯油やＬＰガス等を利用して発電できる機器の設置を検討しておくとともに、集落が孤立した際の住民の食料や生活必需品の確保のため、食料、飲料水及び生活必需品の備蓄を行い、また住民に対して食料等の備蓄を呼びかける。

第４節　支援・受援体制の整備

東日本大震災や令和６年能登半島地震における対応の経験を踏まえて、町外被災地への人的支援、町外からの避難者の受入れを実施する場合に、町としての対応、県や関係団体との連携した支援体制の整備に努める。

また、他の市町村や防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受けることができるよう受援体制を整備する。

担当	総務課、健康福祉課、建設課

第１　支援体制の整備

被災都道府県からの応援の求めを受けた県が、本町に対して被災市町村への応援を求めた場合、県と協力し被災市町村への支援を行う。町は、連絡調整等県との一体的な支援体制の整備に努める。

（１）医師、保健師、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数を把握しておく。

（２）友好都市や姉妹都市など、個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておく。

（３）災害時における応援協定、全国町村会等からの要請等に基づいて、被災地に迅速に職員を派遣する体制を整備する。また、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員・災害マネジメント支援員等による支援を含む。）による場合は、県と連携して実施する。

（４）原子力事故発生時等の県外からの避難者の受入れ

県と協力し、福井県等の原子力発電所立地県からの原発事故発生時等の避難者を受け入れる。

そのため、県又は原発立地市町村等から直接、避難者の受入れ体制の整備について要請があれば、可能な限り要請に応じ、指定避難所の提供等について検討を行う。

（５）被災者の長期受入れ体制の整備

ア　被災者を長期間受け入れる場合を想定し、旅館、ホテル等宿泊施設の長期借上げや賃貸住宅の斡旋等について事業者と協議を行う。

イ　社会福祉法人、ＮＰＯ団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置を行う等、被災者のニーズをきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続等、生活全般について「とことん親切に対応」する。

ウ　県と連携して、避難してきた被災者に関する情報を把握し、被災自治体と被災者情報を共有する。

第２　受援体制の整備

町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備を図る。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保、災害時に要請する応援業務（人の派遣、物資の供給、避難所の運営等）の整理を行う。その際、感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

（１）災害時に迅速かつ適切な支援ができるよう、県内の「市町村相互応援協定」を締結するなど連

携の強化を図る。

（2）友好都市や姉妹都市など個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておく。

（3）災害時に要請する応援業務（人の派遣、物資の供給、避難所の運営等）を整理しておく。県と連携して、県受援マニュアル（応援職員における奈良県への受入れ及び市町村への短期派遣マニュアル）と整合のとれた町受援マニュアルを作成する。

（4）迅速、円滑に応援が受けられるよう、各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車輌の駐車スペース、ヘリポート等を確保する。

（5）応急対策職員派遣制度の活用

町は、県と連携し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

（6）災害対応経験者の活用

町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

第５節　消防・救助・救急体制の整備

町は、大規模火災等の発生に備えて、消防力の充実、応援体制の整備、関係機関との連携を図り、消火・救助・救急体制の充実に努める。

担当	総務課、奈良県広域消防組合、消防団

第１　消防力の充実

大規模火災などに備えて、消防力の充実に努める。

１ 消防施設の充実

配置された消防署所、消防車両などの消防施設情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防設備など、総合的消防力の増強充実に努める。

（１）消防機動力の増強

情報収集伝達能力の強化のための通信設備、消防車両等の資機材の整備に努める。

（２）広域消防組合、消防団、ポンプ自動車等の整備

消防に関する都市等級調査を実施し、町内の潜在的な出火延焼危険の実体を把握し、広域消防組合、消防団、ポンプ自動車の合理的な配置、増強を推進する。

２ 消防水利の整備

災害時の消火栓の使用不能や防火水槽の破損等に対処するため、耐震性貯水槽等の計画的な整備を進めるとともに、地域の実情に応じた消防水利の多元化を推進し、消防水利の確保を図る。

また、「消防水利の規準」（昭和 39 年 12 月 10 日、消防庁告示第７号）に基づき、消火栓を配置する。

３ 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動を実施するための初動体制、情報収集・伝達体制、通信運用体制、火災防御体制、救助・救急体制、応援部隊の受援体制、後方支援体制等の整備に努める。

４ 自衛消防組織の充実

広域消防組合は、一定規模を有する事業所において設置が義務付けられている自衛消防組織（消防法第８条の２の５）に対して、防火管理を計画的、組織的に推進できるよう指導・助言する。

５ 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

（１）体制整備

若手リーダーの育成、青年や女性の消防団活動への積極的な参加及び入団の促進などに取り組み、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

また、消防団協力事業所表示制度の活用など、被雇用者団員の活動環境の整備、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、機能別分団員（大規模災害や予防広報等特定の活動を実施する分団員）の確保などによる組織の強化に努める。

（2）消防施設・装備の強化

大規模災害等に備えた消防団詰所やポンプ器具庫の確保・耐震化、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ、ホース格納箱等の消防設備の充実強化を図る。

（3）教育訓練体制の充実

消防団員の防災に関する知識の高度化及び技能の向上を図るため、教育訓練を実施するなど、教育訓練体制の充実に努める。

（4）他組織との連携

常備消防や自主防災組織、事業所との連携を強化し、組織の機能充実、効率的・効果的な活動の実施を図る。

6 出火防止･初期消火

火災に伴う被害を最小限に軽減するために、町は消防機関と連携して次の対策を実施する。

（1）各種集会、広報媒体等を通じ、出火防止に関する知識、初期消火の技術指導の普及を図る。

（2）災害時における初期消火の実効性を高めるために、家庭、地域、事業所等に火災警報器、消火器、消火バケツを設置する。

（3）自主防災組織において、消防機関の指導のもとに消火訓練を通じて、出火防止及び初期消火の知識、技術を習得し、災害に備える。

第2　救急・救助体制の充実

（1）救急・救助にあっては、専任、兼任に関わらず、より高度な救急・救助技術を取得し、それらの資機材を整備し活用する。

（2）町は、住民に対して心肺蘇生法などの応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。

（3）町は、災害時に救急隊員が救護所等において負傷者のトリアージ※が適切に実施されるよう研修の実施に努める。

（4）町は、地域住民が地域レベルでの防災活動の用に供するため、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキその他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。

（5）町は、自らが保有する救助用資機材だけでは不足する場合に備えて、民間団体の重機等の提供が受けられるよう協力体制の整備に努める。

※トリアージとは、震災などの大規模災害による災害現場、医療救護所等における傷病者の重傷度、緊急度等を分析し、医療機関や搬送の優先順位を決めることであり、医師、保健師、看護師、救急隊員が実施主体となる。

第3　応援体制の充実

県下消防機関との連携体制を保持し、緊急消防援助隊の活動を迅速に行うために受入れ体制を整備する。

第６節　応急医療体制の整備

町及び県は、災害時に迅速かつ的確な医療が行えるよう、医療関係機関と連携しながら、医療情報の収集伝達体制、医療救護班の整備、災害医療の拠点の確保、医薬品の確保等を図り、災害時の医療体制を整備するとともに、これら活動体制のルール化を図る。

担当	健康福祉課、奈良県広域消防組合、吉野保健所、南和広域医療企業団

第１　保健医療体制の整備

町域の医療機関と協力し、災害時に通常の医療体制では対応できない多数の患者が発生した場合や、医療機関の被害によって被災地域に医療の空白が生じた場合に、適切な医療が実施できるよう、現地医療体制を平常時から整備するとともに、消防、医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備する。

また、応急救護所及び医療救護所では、被災者のトリアージや搬送前の応急処置、軽傷者の治療を行う。

さらに、災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を生かした医療救護を行う。

※応急救護所：災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所
医療救護所：災害発生直後から中長期にわたって避難所等に併設される救護所

１ 災害医療情報の収集伝達体制の整備

災害発生直後において初動医療救護活動を円滑に実施するために、県の救急医療情報システムを災害時に活用できるよう、迅速かつ的確な情報の収集伝達ができる通信手段や情報収集システムの整備に努める。

２ 医師会との協力体制の確立

大規模災害等により、一時に多数の傷病者が発生したり、交通が混乱して患者の搬送ができない場合に対応するため、吉野郡医師会等と常に協力体制を形成しておくなど、確実な現地医療体制を整備する。

また、県及び医療関係機関に対して派遣を要請した医療救護班（災害派遣医療チーム［ＤＭＡＴ］を含む。）や医療ボランティア等の円滑な受入れ及び救護所への配置調整が行える体制と窓口を整備する。

３ 医療救護班の整備

吉野郡医師会、吉野郡歯科医師会の協力を得て、医療救護班の編成数や構成、派遣基準や派遣方法等について計画作成を推進する。

なお、医療救護班の構成は、医師１～２名、看護師２名及び事務職員１名を標準とし、必要に応じて薬剤師等を加える。また、歯科医療救護班は、歯科医師１名、歯科衛生士２名及び補助者１名を標準とする。

４ 医療救護所の設置予定施設

災害発生直後から、主に軽症患者に対する医療や被災住民等の健康管理が行えるよう、避難所となる小中学校などの医療救護所設置予定施設をあらかじめ指定しておく。指定した施設等については住民への周知を図る。

なお、医療機関を指定する場合は、開設者と調整する。

第２　後方医療体制の充実

町域における災害医療の拠点となる医療機関等との連携を図り、多数の傷病者の収容力を確保するとともに、医療資源を十分に活用した後方医療体制の整備に努める。

１ 協力病院の拡充

県指定の地域災害拠点病院である南奈良総合医療センター（南和保健医療圏）を中心に、多数の傷病者発生に対応できるよう、協力病院の拡充を推進する。

災害拠点病院は、災害による重篤患者の救命医療等、高度の診療機能を有し、被災地からの患者受入れ、広域医療搬送に係る対応、自己完結型の災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の派遣等の機能を有する医療機関である。

（令和７年４月１日現在）

区分	医療機関名	医療圏	DMATチーム数	統括DMAT数
基幹災害拠点病院、災害拠点精神科病院	奈良県立医科大学附属病院	中和	6チーム	3名
地域災害拠点病院	奈良県総合医療センター	奈良	4チーム	5名
	市立奈良病院	奈良	2チーム	2名
	済生会中和病院	東和	2チーム	1名
	近畿大学奈良病院	西和	2チーム	1名
	大和高田市立病院	中和	2チーム	1名
	南奈良総合医療センター	南和	3チーム	2名
DMAT 指定病院	奈良県西和医療センター	西和	2チーム	―
	宇陀市立病院	東和	2チーム	1名
	天理よろづ相談所病院	東和	1チーム	1名
		計	26チーム	17名

２ 後方医療体制

救護所等で対応できない重症、重篤患者の二次、三次医療を提供するため、被災を免れた全ての医療機関で後方医療活動を実施する。

なお、災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先する。

第３　医療品等の確保

医療関係機関及び関連業者の協力を得て、医療用資機材、医薬品等の確保体制を整備する。

１ 医療用資機材の確保体制の整備

災害の発生後、緊急に必要となる医療用資機材等の備蓄を推進する。

また、吉野郡医師会や吉野郡歯科医師会、関連業者との協力によって医療用資機材の調達体制の整備を図る。

２ 医薬品等の確保供給体制の整備

病院を中心に、災害発生後３日間において必要とする医療品等の備蓄を推進するとともに、平常時から吉野郡薬剤師会や関連業者との協力体制の整備に努める。

また、災害用医薬品及び血液製剤等を迅速に供給するため、県との連携を図り、調達体制の整備

を図る。

第４　医療情報の収集・伝達体制

災害時に円滑な救急・医療活動を行うため、奈良県及び吉野郡医師会、吉野郡歯科医師会等と相互に連携し、医療機関の被害状況や空床状況の把握など、医療情報の収集・伝達体制の整備を図る。

（１）町、県及び医療機関は、災害時の連絡、調整窓口や情報内容、情報収集伝達方法及び役割分担を定める。

（２）町は、各医療機関が有する情報収集伝達手段が麻痺した場合においても、医療機関の被害状況や医療情報が収集伝達できる体制を整備する。

（３）県が整備する広域災害・救急医療情報システムを有効活用し、広域的な医療情報の収集に努める。

（４）町及び医療機関は、災害時の情報伝達手段（災害時優先電話回線等）を確保する。

第５　患者等搬送体制の確立

災害時における患者、医療救護班、医薬品及び医療用資機材等の迅速かつ適切な搬送を行うため、搬送手段の確保と搬送体制の整備を図る。

１ 患者搬送

県及び医療機関と連携し、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム等の活用により、受入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

また、県防災ヘリコプター・ドクターヘリ等の活用を含めた適切な搬送体制を確立する。

２ 医療救護班の搬送

町及び医療機関は、救護所等における医療救護活動を速やかに行うため、医療救護班の搬送体制を整備する。

なお、医療救護班の搬送は、原則として各医療機関が所有する緊急車両等を活用して行う。

３ 医薬品等物資の搬送

医薬品等の受入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

４ 広域搬送拠点

（１）町は、広域後方医療施設への傷病者の搬送にあたり、広域搬送拠点として使用することが適当な大規模模な空き地等をあらかじめ抽出するなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

（２）搬送拠点では、県や独立行政法人国立病院機構などの広域後方医療関係機関と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージや救急措置等を行うための場所・設備について、あらかじめ整備するよう努める。

第６　広域的救護活動の調整

災害時における医療スタッフの受入れ及び医療資機材等の応援要請がスムーズに進み、協力病院をはじめ、吉野郡医師会や吉野郡歯科医師会等との連携した救急・医療活動が実施できるよう、平常時から地域の実情に応じた医療体制づくりを推進する。

第７　災害医療に関する普及啓発、教育研修、訓練の実施

１ 住民に対する普及啓発

町及び医療機関は、救急蘇生法、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用方法、止血法、骨折の手当法、トリアージの意義、メンタルヘルス等災害時の医療的措置等についての知識の普及啓発に努める。

２ 防災訓練

医療機関は、災害を想定した防災訓練の実施や病院防災マニュアルの作成による職員への災害医療に関する教育を実施するよう努める。

第７節　防疫体制の整備

町は、災害防疫実施のための各種防疫作業実施の直接組織として、次の班等を編成しておく。

担当	健康福祉課、生活環境課

１ 町防疫班の編成

町は、災害の被災地域や避難所等は、衛生条件の悪化や感染症等の疾病の発生が予想されるため、保健所と連携し、防止するための保健衛生・防疫体制を整備する。

防疫実施のための班員は、数名（４～５名）からなる防疫班を編成する。

２ 防疫･保健衛生用資機材等の整備

町は、災害防疫に備えるべき薬剤や器具等の資機材等について、平常時より薬品業者等と連携し、周到な計画を立て、必要資機材が確保できる体制を整備する。

３ 町職員の訓練

町は、平常時より防疫作業の習熟を図るとともに、災害時を想定した防疫訓練を実施する。

第８節　火葬場等の確保

災害時には、遺体の火葬等が円滑に実施できない場合が想定されるため、あらかじめデータベースの整理や、葬祭業者や近隣府県等との連携体制を整備する。

担当	生活環境課

第１　火葬データベースの整備

町は、葬祭業者及び火葬場等を把握し、火葬データベースとして整備する。

■火葬場施設

令和８年３月１日現在

施設名	所在地	連絡先（火葬場）	設置者	平常時の火葬可能数（1日）	最大稼働時の火葬可能数（1日）
紫水苑	新住 1010	0747-52-5901	下市町	2体	4体

第２　応援協力体制の確立

町は、葬祭業者等との連携・協力体制、近隣市町村間の応援体制の整備を推進する。

第９節　廃棄物処理体制の整備

災害の発生に備え、廃棄物処理施設の稼働が円滑に行われるよう、平常時より維持管理のための点検や体制づくり等を整備し、対策を樹立する。

担当	生活環境課

第１　災害廃棄物処理計画による体制整備

（１）災害により処理施設の円滑な稼働が損なわれることのないよう、平常時から処理施設・設備の整備点検と施設保護のための周辺の整備に努める。
（２）停電時の非常用自家発電設備及び断水時の機器冷却水、施設の稼働が不能となった場合の代替え設備の確保に努める。
（３）生活ごみ及び瓦礫等の一時保管場所の確保に努める。
（４）仮設トイレ及びその管理に必要な薬剤等の備蓄、調達等の体制整備に努める。
（５）災害時における一般廃棄物の収集車両の確保及び収集体制の整備に努める。
（６）町は県と連携して、災害時に排出される廃棄物の処理に備え、広域的な相互支援を視野に入れた、災害廃棄物処理計画の策定・見直しを行い、処理体制の構築に努める。

○災害廃棄物処理計画の事項（例）
- 組織体制・指揮命令系統
- ごみ発生量推計
- 処理フロー
- 処理能力向上対策（広域支援・官民連携・仮置場確保計画等）
- 資機材等の調達・備蓄計画
- 教育訓練計画
- 住民への広報　など

第２　災害時の相互協力体制の構築

町は、「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定（平成 24 年８月１日締結）」に基づき、災害発生時における県の相互支援体制（施設・人員等）の整備に協力するとともに、関係する施設等が最大限の処理能力を発揮できるよう、平常時から必要な整備・維持管理に努める。

また、処理活動に係る動員体制の整備及び市町村間の応援協定、関係業者等との支援協定・覚書等の締結に努める。

町は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努める。

第３　廃棄物仮置き場等の配置計画

（１）仮設トイレ及びその管理に必要な薬剤等の備蓄、調達等の体制の整備に努める。
（２）一般廃棄物の収集車両の確保及び収集体制の整備に努める。
（３）生活ごみ及びがれき等の一時保管場所の配置計画による応急体制の確保を図る。

第 10 節　緊急物資確保供給体制の整備

災害による住家の全壊、全焼、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を供給するため、外部支援の時期や孤立のおそれがある地域など地域特性等を踏まえながら食料品等の物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づき確保体制の整備に努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

担当	総務課、健康福祉課、地域づくり推進課、関係機関

第１　備蓄の役割分担

１ 住民の役割

東日本大震災の経験から、住民は「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、最低３日間、推奨１週間分以上の食料、飲料水、生活必需品を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。

特に、食物アレルギー等の食事に関して配慮が必要な住民は、平常時から最低３日間、推奨１週間分の分量を自ら確保するよう努める。

この分量を確保するために、ローリングストック法※等により、ストックが可能な食料及び生活必需品を備蓄し、日常生活の中で継続して備蓄できるように努める。

また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備するよう努める。

※ローリングストック法とは、日常的に非常食を食べて、食べたら買い足すという行為を繰り返し、常に家庭に新しい非常食を備蓄する方法

２ 町の役割

町は被災した住民や一時的滞在者に対して物資を供給するために、物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により調達及び供給を行うための環境整備に努める。特に災害発生時に、被災した住民へ物資を円滑に供給するために、民間の施設やノウハウを活用できるよう整備に努める。

第２　物資の備蓄

市町村は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表する。

その際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定しうる最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低３日間、推奨１週間）を推計し、推計した必要備蓄量の

確保を目指すよう努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。

また、町は、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握する。

第３　飲料水の確保

災害時において、被災者１人あたり１日３リットル以上の飲料水供給を確保できるよう、給水拠点、応急給水用資機材等の整備・充実を図るとともに、応急給水を実施する体制の整備を図る。

１ 給水拠点、応急給水用資機材等の整備・充実

（１）町内の浄水場、配水場の災害時の給水拠点として整備を図る。
（２）避難場所への飲料水兼用耐震性貯水槽の設置及び学校等への耐震性プールの建設を推進する。
（３）ろ水器の配備及び給水車の増強を図る。
（４）応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄を充実する。
（５）パック水・缶詰水の備蓄に努める。

２ 応急給水体制の整備

（１）給水拠点における応急給水及び給水車による応急給水体制の整備を図る。
（２）被災の状況に応じて、町内各所の消火栓を活用した応急給水を実施する体制の整備を図る。
（３）県との相互協力のもと、水道災害対策本部を整備する。

第４　食料及び生活必需品の確保

町は、被災した住民や一時的滞在者に対して物資を供給するために、物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により調達及び供給を行うための環境整備に努める。

特に災害発生時に、被災した住民へ物資を円滑に供給するために、重要物資の備蓄に努めるとともに、民間の施設やノウハウを活用できるよう、民間業者等と緊急時の物資調達に関する協定を締結するなど確保体制を整備する。

また、災害発生時は避難所における食物アレルギーを有する者などのニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるとともに、備蓄品目については、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。

１ 重要物資の備蓄

（１）アルファ化米、乾パンなど
　　それぞれを要給食者の１食分を備蓄する。
（２）高齢者用食、粉ミルク、哺乳ビン
　　それぞれ高齢者用食１食分、粉ミルクを１日分以上、哺乳ビンは必要量を備蓄する。
（３）毛布
　　避難者のうち高齢者、年少者等の配慮を要する者の必要量を備蓄する。
（４）衛生用品（おむつ、生理用品等）
　　それぞれ１日分を備蓄する。
　　なお、おむつについては高齢者用にも配慮する。
（５）簡易トイレ又は仮設トイレ
　　それぞれ必要量を備蓄及び調達により確保する。

２ その他の物資の確保

長期にわたる避難生活を想定し、備蓄物資の他に必要な物資を確保する。

なお、確保する物資は次のとおりである。

（1）精米、即席麺などの主食
（2）野菜、漬物、菓子類などの副食
（3）高齢者用食、粉ミルク、哺乳ビン
（4）毛布
（5）被服（肌着等）
（6）炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）
（7）光熱用品（ＬＰガス、ＬＰガス用品、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
（8）日用品（石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等）
（9）衛生用品（おむつ、生理用品等）
(10) 医薬品等（常備薬、救急セット）
(11) 高齢者、障害者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車椅子、トイレ、盲人用つえ、補聴器、点字器等）
(12) 棺桶、遺体袋
(13) その他必要物資

3 備蓄･供給体制の整備

迅速に備蓄物資を輸送、提供するため、分散備蓄などの体制整備に努めるとともに、関係機関や民間事業者との協定締結等により物資の確保を図る。

また、国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努め、国、県及び市町村との情報共有を図る。

（1）できる限り避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保
（2）備蓄物資の点検及び更新
（3）定期的な流通在庫量調査の実施と保管場所の管理
（4）救援物資集積拠点の選定

災害時に物資の受入れ、一時保管及び各地域への配送を効果的かつ効率的に行うため、救援物資集積拠点を選定する。

（5）供給体制の整備

町の備蓄物資や各自治体、流通事業者等からの支援物資を迅速かつ円滑に指定場所等に搬送できるよう、ニーズの把握、物資集積拠点や搬送方法、搬送ルートなどの物資供給体制の仕組みを次の事項を踏まえて整備する。

ア　発災直後で被災者のニーズを把握できない段階にあっては､被災者のニーズ把握を待たずに､当面必要とされる物資を短時間で効率的に供給（プッシュシステム）する。

また､最低限の必要物資が行き渡った後には､順次､被災者のニーズに応じた物資を供給（プルシステム）する。

イ　物資集積拠点から避難所への配送は､地域に詳しい宅配事業者を活用するのが効果的である。

ウ　必要なものが的確に出荷元に情報伝達されないと、物資集積拠点に滞留在庫が大量に生じることとなる。

エ　義援物資について

（ア）必要な物資、不要な物資についての情報を明確に発信する。
（イ）段ボール箱への混載は避け、中身の明示を周知する。
（ウ）町は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

オ　医薬品の仕分けのため、物資集積拠点への薬剤師の配置に努める。

（6）市町村間の応援協定の締結

（７）事業者との協定締結による備蓄の確保

４ 平常時の報告

町は、平常時から調達物資の品目・数量・集積場所・民間との災害時応援協定の締結状況及び担当部署を少なくとも年１回、県に報告する。

第５　住民における備蓄の推進

最低限の水（１日１人あたり３リットル）と食料、衣類等は、避難に際しての非常持ち出し品として用意するよう周知する。

第６　事業者との協力体制の整備

災害時の人員、応急資機材等の輸送等を迅速かつ効率的に行えるよう、民間事業者と緊急時の輸送協力体制について協定締結等の整備を行う。

（１）物流システムのノウハウ、輸送拠点となる施設を有する民間企業の協力を得ることにより、物資の管理・輸送体制を確保する。

（２）災害時において、物資の輸送等に必要な燃料を確保するため、民間企業及び団体との協定締結に努める。

（３）効率のよい物流体制実現のためには、発災直後から物流専門家が現地で調整を行うことが有効であることから、協力体制の確立に努める。

第 11 節　文化財の保護対策

町は、文化財は貴重な国民的財産であることを十分に認識し、災害に対して、保存及び被害軽減のための対策を行うとともに、良好な状況のもとに文化財を維持管理するよう努める。

担当	教育委員会、奈良県広域消防組合

第１　文化財防災意識の普及と啓発

文化財保護強調週間、保護月間、文化財防火デー・週間等の行事を通じて所有者、住民、見学者等に対して、文化財防災意識の高揚を図るための啓発活動に努める。

第２　予防体制の確立

文化財保護対象物を所蔵する建造物の周辺を火気使用の制限区域に指定し、住民、見学者等に対し周知を図るため標識等の設置を進めるなどの対策を講じる。

また、初期消火・自衛体制の確立、防災関係機関及び地域住民との連携の強化などにより、予防体制の確立を図る。

第３　消防用設備の整備、保存施設等の充実

文化財保護対象物を所蔵する建造物における消防用設備、避雷設備などの防災設備の設置又は改修を促進する。

また、保護対象物の保存施設の整備・充実並びに警備体制の充実を図る。

第４　歴史的建造物への対応

歴史的建造物については､文化財保護法との関連を尊重しつつ耐震診断･改修等の安全策を講ずる。

第５　災害別対策

災害別	予防方法	予防対策
1. 火災	1. 防火管理者の選任 ※所定の人数以上	災害を想定した消防計画の作成、設備の点検補修、消火訓練の実施、搬出品リストの作成
	2. 警報設備の充実強化	1. 警報設備の設置 自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備･電話機設置、漏電火災警報器、非常警報設備 2. 既設設備の日常的な点検による維持管理
	3. 消火設備･防火設備及び消防水利の充実強化	1. 消防設備･防火設備の設置及び消防水利の整備 貯水槽、屋外消火栓、放水銃、池･河川等の消防水利への利活用整備、消火器、ドレンチャー設備 2. 既設設備の日常的な点検による維持管理。改修による耐震性能強化

災害別	予防方法	予防対策
	4. その他	1. 火元の点検、巡視・監視の励行 2. 環境の整備と危険箇所の点検 3. 火気使用禁止区域の制定及び標示 4. 消防活動空間の確保 消防隊進入路の開設・確保、消火活動区域の確保並びに整理。自衛消防隊の編成・訓練 5. 延焼防止施設の整備 防火壁、防火塀、防火戸、防火植栽防火帯 6. 収蔵庫等耐火建築物への収納
2. 風水害	1. 環境整備	1. 倒壊、折損のおそれのある近接樹木の伐採・枝払・ワイヤー等による支持 2. 排水設備及び擁壁・石垣の整備
	2. 応急補強	傾斜変形工作物への支柱、張綱等の設置
	3. 維持修理の励行	屋根瓦の破損部挿替、弛緩部の補修、壁の繕い等
3. 落雷	1. 避雷設備の完備	避雷設備の新規設置、旧設備の改修
	2. 避雷設備の管理	接地抵抗値検査、各部の接続等の点検整備、有効保護範囲の再検討
4. 漏電	屋内外の電気設備の整備	1. 定期的な設備点検の実施 2. 漏電火災警報器の設置 3. 不良配線の改修 4. 安全設備の設置と点検
5. 虫害	虫害発生源のせん滅と伝播の防止	1. 定期点検による早期発見 2. 環境整備 3. 防虫処理
6. 材質劣化	適度な温・湿度の保持と照度調整	1. 温・湿度の定期的測定 2. 保存箱・収蔵庫への収納 3. 有害光線の減衰 4. 扉の適時閉塞
7. 全般	(全般)	1. 防災訓練の見学と学習 2. 防災施設の見学 3. 防災講演会の実施 4. 防災・防犯診断の実施 5. 各種設置機械類の機能検査 6. 文化財管理状況の把握 7. 文化財の搬出避難計画の検討 8. 所有者による維持管理が困難な場合の美術館・博物館施設への寄託 9. 災害時(大規模停電等)の警備体制検討
	(防犯対策の強化)	1. 施錠 2. 入口・窓等の補強 3. 柵・ケース等の設置 4. 防犯灯・防犯警報装置・防犯カメラの設置 5. 記帳等による参観者の把握 6. 監視人の配置 7. 連絡体制の確立と連絡・通報訓練等

第 12 節　文教対策の推進

児童生徒等及び教職員の安全を確保し、学校、その他教育機関の建物等の文教施設及び設備を災害から守るために必要な計画を策定し、その推進を図る。

担当	教育委員会

第１　児童生徒等の安全確保対策

（１）東日本大震災において、児童や生徒を無人の自宅に帰宅するよう指導し問題となった例を踏まえ、震度５弱以上の地震が発生した場合は、安全が確認された後に保護者へ引き渡しを原則とする。
保護者が引き取れない、又は時間を要する場合には、学校等で待機することを基本とする。
学校等が被害を受けている場合は、あらかじめ学校等が定めた近隣にある避難場所等で待機することを基本とする。

（２）大規模地震等の発生時には、通信手段が不通となることが予想されるため、平常時より保護者に対して、児童生徒等の引き渡しや待機の対応について周知しておく。

（３）非常時における児童生徒等の引き渡しに関して、保護者への情報伝達が確実に行えるよう、複数の連絡先及び連絡手段（固定電話、学校メールやホームページ等）を整備するよう努める。

（４）児童生徒等を学校やこども園等で避難・待機させることができるよう、飲食料品等の備蓄を整備する。

（５）学校やこども園等は、災害発生時における児童生徒等の安全を確保するため、平常時より危機管理マニュアル等を整備しておく。

（６）以下のような留意事項に配慮して学校等における防災計画の策定に努める。

【学校等における防災計画策定の留意事項】

(1)防災体制に関する内容
① 校内の防災組織(平常時と災害時の役割の明確化、被災時における学校防災本部の設置)
② 教職員の参集体制(災害の種類や規模、発生時の状況に応じた教職員の参集体制)
③ 家庭や地域との連携(児童・生徒等の引き渡し訓練や地域防災計画に基づいた訓練の実施等による日常的な連携強化)
(2)安全点検に関する内容
① 安全点検の実施(点検場所、内容、責任者等を明確にした定期的な点検体制の確立)
② 防災設備の点検(防火シャッター、消火器、消火栓、救助袋等の定期的な点検)
③ 避難経路の点検(災害発生時の避難経路の点検、通学路の安全点検)
(3)防災教育の推進に関する内容
① 防災教育の推進及び指導計画の作成(「第2章第5節　防災教育計画」参照)
② 教職員の指導力、実践力の向上(校内外の研修による防災リテラシー、応急処置能力の向上や「心のケア」対策の充実)
(4)防災(避難)訓練の実施に関する内容
① 避難経路、避難場所の設定(地震、火災、風水害等の災害の種類に応じた複数の避難経路、避難場所の設定)
② 防災(避難)訓練指導(実践的で多様な訓練の実施)(「第2章第5節　防災教育計画」参照)
③ 児童・生徒等の安否確認
④ 児童・生徒等の保護者への引き渡し訓練

(5)緊急時の連絡体制及び情報収集
① 教職員及び保護者への連絡体制(複数の連絡方法の整備)
② 関係機関(消防、警察、医療機関等)への連絡体制
③ ラジオやテレビ、インターネット等による災害の情報収集(災害の内容や規模、地域の被害状況等)
(6)学校等が避難所になった場合の対応
① 学校等が所在する市町村防災部局及び地域との連携体制(施設開放の手順の確認等)
② 施設開放区域の明示
③ 避難所支援体制(避難者誘導、避難所運営組織づくり支援、名簿作成等)

第２　登下校・登退園の安全確保

児童生徒等の登下校・登退園時の安全を確保するため、あらかじめ指導計画を学校・園ごとに策定し、平常時から児童生徒等及び保護者への周知を図る。

（１）通学路の安全確保

ア　通学路は、警察署、消防団、自主防災組織等と連携し、校区内の危険箇所を把握しておく。

イ　各児童生徒等の通学路・通園路及び誘導方法について、常に保護者と連携をとり確認しておく。

ウ　幼児の登退園時は、原則として個人又はグループごとに保護者が付き添うようにする。

（２）登下校等の安全指導

ア　地震災害時の登下校の安全対策等について、防災訓練等により検証し、指導計画の内容を確認し、必要に応じて改善を行う。

イ　通学路や通園路の危険個所は、児童生徒等への注意喚起と保護者への周知徹底を図る。

ウ　登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項を指導する。

第 13 節　二次災害防止体制の整備

町及び県は、災害後の二次災害発生を防ぐため、建築・砂防関係団体と協力し、災害により被災した建築物、地盤等の不安定な地域の危険度を判定するための制度を整備する。

担当	総務課、建設課、関係機関

第１　危険物の安全対策

大規模な災害により、危険物、火薬、高圧ガス、放射性物質、毒劇物等の施設が損傷し、火災、爆発、流出等の災害発生した場合は、従業員や周辺地域住民等に対して重大な被害を与えるおそれがある。これらの被害を最小限に止めるため、県及び関係機関と相互に協力し、災害の拡大防止及び従業員、周辺地域住民等の安全確保に必要な対策を講ずる。

第２　降雨等に伴う二次災害の防止

町は、県、他市町村及び関係機関と連携し、降雨等による二次的な水害・土砂災害、宅地災害、建築物被害の危険を防止するため、降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険箇所の点検を、地元在住の専門技術者や関係団体等への協力要請に努める。

第３　被災建築物応急危険度判定体制の整備

住民の安全確保を図るため、被災した建築物の応急危険度判定体制を整備する。

１ 被災建築物応急危険度判定士の養成､登録

県が行う被災建築物応急危険度判定士養成講習会に、職員（建築士法による一級、二級又は木造建築士である者）を受講させ、職員の判定士の養成・登録を推進する。

また、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会が実施する実地訓練等により、判定士の技能向上を図る。

２ 実施体制の整備

災害後の判定活動を速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じて、実施体制（連絡網の構築、資機材の備蓄等）を構築する。また、同協議会が実施する研修会等により、相互支援体制及び実施体制の円滑化を図る。

応急危険度判定に必要なマニュアル等の整備に努めるとともに、県から派遣された被災建築物応急危険度判定士の受入れ体制の整備を図る。

３ 制度の普及啓発

県及び建築関係団体と協力して､応急危険度判定制度の趣旨について住民の理解が得られるよう、広報紙等を通じて普及啓発に努める。

第４　被災宅地危険度判定体制の整備

住民の安全確保を図るため、被災した宅地の応急危険度判定体制を整備する。

１ 被災宅地危険度判定士の養成及び登録

町は、県が実施する危険度判定講習会の開催並びに被災宅地危険度判定士の養成に協力する。

2 実施体制の整備

町は、被災宅地危険度判定士の要請・支援の実施体制の整備に努める。

第５　砂防ボランティア（斜面判定士等）制度の活用

土砂災害から住民を守るために、県と県砂防ボランティア協会が協力して行う斜面判定士制度の活用を推進する。

1 実施主体の整備

県及び砂防関係団体との連携によって、斜面判定士制度の活用を図る。

2 制度の普及啓発

県及び県砂防ボランティア協会と協力して、斜面判定士制度の趣旨について住民の理解が得られるよう、広報紙等を通じて普及啓発に努める。

第 14 節　災害復旧・復興への備え

町は、大規模災害からの復旧・復興対策を円滑に進めるため、平常時から事前に取り組むことができる各種対策を進める。

担当	関係各課

第１　罹災証明書発行体制等の整備

町は、住民の生活再建を迅速に実施するために必要となる「被災者台帳」を作成するため、罹災証明書発行体制を整備する。

罹災証明書発行の根拠となる住家被害認定調査については、被害想定に基づく必要人員数・資機材等の把握、不足の場合の調達体制、他自治体からの受援体制等について検討のうえ、順次必要な整備を行う。

罹災証明書の発行に際しては、被災した住家の被害認定調査を行う職員の確保が必要となることから、認定を行うための被害認定調査体制の整備を図るとともに、正確かつ速やかに調査を行うことができるよう、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」や、県や被災経験のある自治体より調査経験のある職員の協力を要請し、被害認定調査を担当する町職員の研修等の実施により、ノウハウを持った人材の育成に努めるとともに、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進める。

また、町は、罹災証明書交付業務を支援するシステムの活用など、効率的な手法について検討する。

第２　復興事前準備の実施

町は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備の取組に努める。

第３編　風水害等応急対策計画

第１章　住民避難

第１節　応急避難

災害から住民の安全を確保するため、関係機関は相互に連携し、高齢者等避難、避難指示、災害発生情報、警戒区域の設定、避難誘導、並びに要配慮者、特に避難行動要支援者の避難完了確認等必要な措置を講じる。（組織体制は、第２章第１節参照。）

担当	総務部、救護厚生部、消防団、関係機関

対策の体系	応急避難	第1　高齢者等避難【警戒レベル３】 第2　避難指示【警戒レベル４】 第3　緊急安全確保【警戒レベル５】 第4　避難指示等の基準 第5　警戒区域の設定 第6　避難 第7　指定避難所の開設、要配慮者の避難完了の確認等

■避難指示等の発令

災害対策基本法による場合

実施責任者	要件	措置	根拠規定	災害の種類
町長	災害が発生するおそれがあるときや、災害リスクのある区域の高齢者等が危険な場所から避難すべきとき	【警戒レベル３】 高齢者等避難の発令 ・要配慮者に対する、円滑かつ迅速な避難の確保が図られるための必要な情報の提供その他の必要な配慮	災害対策基本法第５６条第２項	災害全般
町長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認められるとき	【警戒レベル４】 避難指示の発令 ・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示）	災害対策基本法第６０条第１項、第２項	災害全般

実施責任者	要件	措置	根拠規定	災害の種類
町長	避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき	【警戒レベル５】 緊急安全確保の発令 ・高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）の指示	災害対策基本法第６０条第３項	災害全般
知事	災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたとき	・上記、災害対策基本法第６０条第１項から第３項の規定により実施すべき措置の全部又は一部	災害対策基本法第６０条第６項	災害全般
警察官	市町村長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき	・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・緊急安全確保措置の指示	災害対策基本法第６１条第１項	災害全般

その他の法令による場合

実施責任者	要件	措置	根拠規定	災害の種類
警察官	人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等を危険がある場合で特に急を要するとき	・避難等の措置	警察官職務執行法第４条	災害全般
自衛隊	災害により、特に急を要する場合において、警察官がその場にいないとき	・避難等の措置	自衛隊法第９４条	災害全般
知事又はその命を受けた職員	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	地すべり防止法第２５条	地すべり
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	水防法第２９条	洪水

■警戒レベルと防災気象情報の関係

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報	住民自ら行動をとる際に参考となる情報	
		避難情報等	洪水に関する情報	土砂災害に関する情報【危険度分布】
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性）		

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報	住民自ら行動をとる際に参考となる情報	
		避難情報等	洪水に関する情報	土砂災害に関する情報【危険度分布】
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報・大雨注意報	氾濫注意情報	【危険度分布:黄(注意)】
警戒レベル3	高齢者は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	高齢者等避難	氾濫警戒情報	大雨警報(土砂災害) 【危険度分布:赤(警戒)】
警戒レベル4	指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 災害が発生するおそれが極めて高い状況等になっており、緊急に避難する。	避難指示	氾濫危険情報	土砂災害警戒情報 【危険度分布:紫(危険)】
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	緊急安全確保 災害発生情報 ※1	氾濫発生情報	大雨特別警報(土砂災害) 【危険度分布:黒(災害切迫)】

※1:必ず発令されるのもではない。可能な範囲で発令

第1　高齢者等避難【警戒レベル3】

気象予警報等に基づき、浸水やがけ崩れなどによる被害を受けるおそれがあり、事態の推移によっては当該地域等に避難の指示等を実施することが予想される場合は、当該地域の住民に対し、高齢者等避難を発令する。

1 高齢者等避難の指示

（1）知事若しくはその命を受けた職員又は水防管理者(町長)は、吉野川（紀の川）で「氾濫注意水位（警戒水位)」に達し、洪水によって被害が発生するおそれがある場合は、その危険地域の住民に対し、「高齢者等避難」を発令し、広報車等によって避難の準備を指示する。
特に、避難行動要支援者の迅速な避難が必要となるため、避難行動要支援者名簿（台帳）等を活用して速やかに「高齢者等避難」を伝達する。
また、水防警報指定河川以外の河川、ため池、その他の災害危険の場合についても、避難行動要支援者の迅速な避難に配慮し、先行的に「高齢者等避難」を発令し、同様に行うものとする。

（2）救護厚生部は、「高齢者等避難」が発令された場合は、その対象地域内にある要配慮者利用施設の管理者に対し、その旨を通報し、所定の計画に基づき入所者・利用者の安全避難の確保を図るよう指示する。

（3）各部は、「高齢者等避難」が発令された場合は、その対象地域内にあるそれぞれ所管する施設、各種サービス事業者、団体等の管理者等に対し、その旨を通報し、特に避難行動要支援者の安全避難に配慮するよう要請する。

2 高齢者等避難の周知の実施要領

高齢者等避難を周知する場合の実施要領は、次のとおりである。

なお、周知漏れを防ぐため、高齢者等避難発令は、庁内放送、町ホームページ掲載を行うとともに、防災行政無線等により町内全自治会長に対し、その旨通報する。

■高齢者等避難の実施要領

区分	基準及び方法
条件	災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難の指示等を実施する必要が予想される場合
伝達内容	発令者、危険予想地域、避難準備すべき理由、避難に際しての携帯品、避難方法
伝達方法	広報車による伝達、奈良県防災情報システム、ケーブルテレビ、防災行政無線等、その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送（NHK奈良放送局等報道機関に要請）を併用する。

第２　避難指示【警戒レベル４】

住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための指示を行う。

実施責任者は、避難指示を行った場合、その旨を速やかに関係機関に通報する。

緊急の場合以外は、原則として実施責任者相互の連絡協議のもとに行う。

なお、町長は、必要な場合には、気象台、河川管理者（県、国）等に対し、避難指示等に関する助言を求めることができる。

■応急対策の流れ

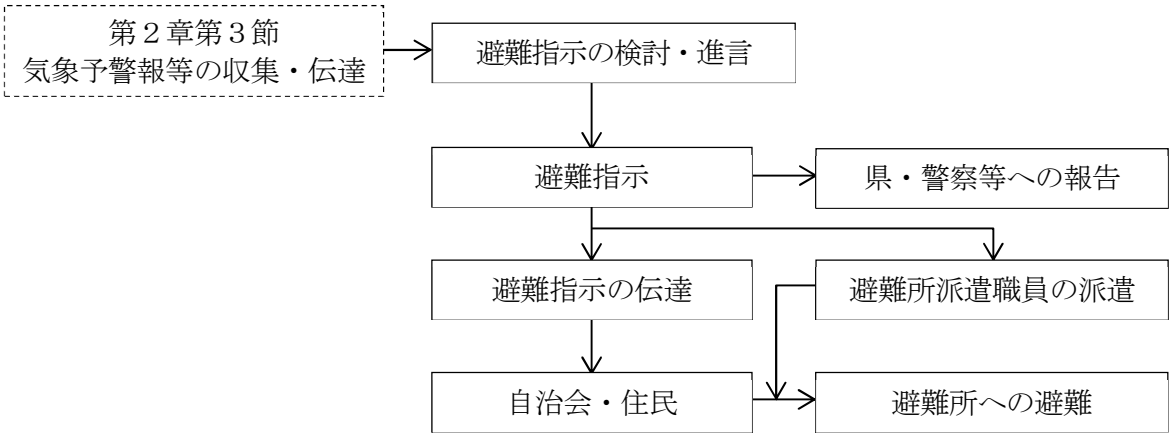

１ 避難指示の発令

（１）町長、知事若しくはその命を受けた職員又は水防管理者（町長）

ア　吉野川（紀の川）で「避難判断水位」に達し、さらに水位上昇が見込まれ、洪水によって被害が発生するおそれがある場合

その危険地域の住民に対し、「避難指示」を発令し、広報車、防災行政無線等によって避難を指示する。

なお、水防警報指定河川以外の河川、ため池、その他の災害危険の場合についても、同様に行うものとする。

イ　吉野川（紀の川）で「氾濫危険水位」に達したとき、あるいは河川氾濫の前兆や氾濫（溢水等）が発生したとき

その危険地域の住民に対し、「避難指示」を発令し、広報車、防災行政無線等によって避難を指示する。

なお、水防警報指定河川以外の河川、ため池、その他の災害危険の場合についても、同様に行うものとする。

（2）救護厚生部

「避難指示」が発令された場合は、その対象地域内にある要配慮者利用施設の管理者に対し、その旨を通報し、入所者・利用者の安全避難の状況について確認し、未了の場合は、所定の計画に基づき緊急的な安全確保を図るよう指示する。

（3）各部

「避難指示」が発令された場合は、その対象地域内にあるそれぞれ所管する施設、各種サービス事業者、団体等の管理者等に対し、その旨を通報し、特に避難行動要支援者の安全避難に配慮するよう要請する。

2 避難指示の周知の実施要領

避難指示を周知する場合の実施要領は、次のとおりである。

なお、周知漏れを防ぐため、避難指示発令は、庁内放送、町ホームページ掲載を行うとともに、防災行政無線等により町内全自治会長に対し、その旨通報する。

また、避難指示が発令される状況として、豪雨時や夜間も想定されるため、屋外スピーカーや広報車による情報伝達だけでは聞き取れないなど不十分な場合があることから、エリアメール・緊急速報メールや電話リレー、声かけ等による伝達等を活用する。

（1）避難指示

区分	基準及び方法
条件	状況が悪化し、避難すべき時期が切迫した場合、又は現に災害が発生しその現場に残留者がいる場合
伝達内容	避難対象地域、指示者、避難すべき理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項等
伝達方法	広報車による伝達、奈良県防災情報システム、ケーブルテレビ、防災行政無線等、その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送（NHK奈良放送局等報道機関に要請）、電話による口頭伝達、サイレン（水防第4号信号）を併用する。

3 避難指示の連絡

（1）本部長（町長）が避難指示を行った場合

本部長（町長）は、避難指示を行った場合は、速やかに知事へ通知するとともに、関係機関へ通知する。

解除する場合も同様とする。

（2）本部長（町長）以外が避難指示を行った場合

本部長（町長）以外が避難指示を行った場合は、直ちに総務部に報告し、本部長（町長）は上記に準じて知事及び関係機関へ通知する。

■避難指示の伝達系統

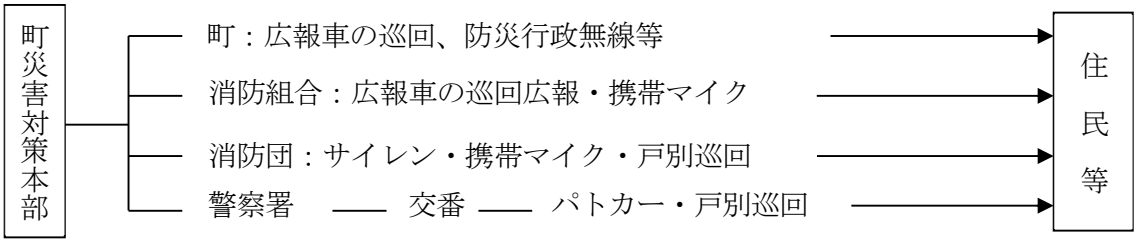

（3）報告事項

報告に際しては、可能な限り次の事項について報告する。

ア 【警戒レベル３】高齢者等避難、【警戒レベル４】避難指示、【警戒レベル５】緊急安全確保の種類

イ 発令時刻

ウ 対象地域

エ 対象世帯数及び人員

オ その他必要事項

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

第３ 緊急安全確保【警戒レベル５】

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、町長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示する。

区分	基準及び方法
条件	・状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき。 ・災害が発生した現場に残留者がいる場合。
伝達内容	避難指示と同じ。

第４ 避難指示等の基準

町は、【警戒レベル３】高齢者等避難、【警戒レベル４】避難指示、【警戒レベル５】緊急安全確保の３段階に分けて避難情報を発令する。

発令についての判断は、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、過去の災害履歴や河川水位情報、気象に関する警報等を踏まえ、災害の種類や対象地区ごとに行う。

（1）避難の種類及び発令基準（洪水）

洪水による大きな被害が想定される浸水想定区域については、避難判断水位等を指標として判断する。

判断にあたっては、気象庁の防災情報提供システム、上流域の状況、奈良地方気象台や吉野土木事務所の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

なお、夜間や早朝であっても避難指示等の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令する。

また、住民に対しては、夜間等の時間帯となることを考慮して、早めに発令する場合があることを周知しておく。

■吉野川(紀の川)洪水の避難指示等の発令基準

区分	県知事の指定する河川
対象河川	吉野川(紀の川)　(基準観測地点:上市量水標)
対象地区	新住、下市、阿知賀
【警戒レベル3】 高齢者等避難	以下のいずれか一つ又は複数に該当する場合で、今後の気象予警報等も考慮して、町長が発令すべきと判断した場合に、【警戒レベル3】高齢者等避難を発令する。 1:吉野川の基準観測地点の水位が避難判断水位(レベル3水位)である 5.40m に到達した場合 2:吉野川の基準観測地点の水位が氾濫注意水位である 5.40mを超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布で「警戒(赤)」が出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合) ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量により判断)) 3:堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4:警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) (洪水・土砂災害:共通) ・事態の推移によっては、浸水害、土砂災害のおそれがあるとき。
【警戒レベル4】 避難指示	以下のいずれか一つ又は複数に該当する場合で、今後の気象予警報等も考慮して、町長が発令すべきと判断した場合に、【警戒レベル4】避難指示を発令する。 1:吉野川の基準観測地点の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(レベル4水位)である 6.10m に到達した場合 2:吉野川の基準観測地点の水位が氾濫注意水位である 5.40mを超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布で「危険(紫)」が出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合) ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3:堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) 5:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) (洪水・土砂災害:共通) ・その他地域住民の生命、身体を災害から保護するため必要と認めるとき。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	以下のいずれか一つ又は複数に該当する場合で、今後の気象予警報等も考慮して、町長が発令すべきと判断した場合に、【警戒レベル5】緊急安全確保を発令する。 (災害が切迫) 1:水位が堤防高(背後地盤高)に到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合) 2:洪水警報の危険度分布で「災害切迫(黒)」が出現した場合(流域雨量指数が実況で大雨特別警報(浸水害)の基準に到達した場合) 3:堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 4:樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合(支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する。)

区分	県知事の指定する河川
	（災害発生を確認） 5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（消防団等からの報告により把握できた場合） （洪水・土砂災害　共通） ・状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき。 ・災害が発生した現場に残留者がいる場合。 ・人的被害の発生する可能性が高まったとき。
解除	避難指示等の解除については、水位が氾濫注意水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除する。 また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として解除する。

■丹生川洪水の避難指示等の発令基準

区分	県知事の指定する河川
対象河川	丹生川 （基準観測地点：貝原量水標）
対象地区	丹生、長谷、谷、黒木、西山、貝原
【警戒レベル3】 高齢者等避難	以下のいずれか一つ又は複数に該当する場合で、今後の気象予警報等も考慮して、町長が発令すべきと判断した場合に、【警戒レベル3】高齢者等避難を発令する。 1：丹生川の基準観測地点の水位が避難判断水位（レベル3水位）である 3.20m に到達した場合 2：丹生川の基準観測地点の水位が氾濫注意水位である 3.20mを超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量により判断）） 3：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） （洪水・土砂災害：共通） ・事態の推移によっては、浸水害、土砂災害のおそれがあるとき。
【警戒レベル4】 避難指示	以下のいずれか一つ又は複数に該当する場合で、今後の気象予警報等も考慮して、町長が発令すべきと判断した場合に、【警戒レベル4】避難指示を発令する。 1：丹生川の基準観測地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）である 3.30m に到達した場合 2：丹生川の基準観測地点の水位が氾濫注意水位である 3.20mを超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 5：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）

区分	県知事の指定する河川
	(洪水・土砂災害:共通) ・その他地域住民の生命、身体を災害から保護するため必要と認めるとき。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	以下のいずれか一つ又は複数に該当する場合で、今後の気象予警報等も考慮して、町長が発令すべきと判断した場合に、【警戒レベル5】緊急安全確保を発令する。 (災害が切迫) 1:水位が堤防高(背後地盤高)に到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合) 2:洪水警報の危険度分布で「災害切迫(黒)」が出現した場合(流域雨量指数が実況で大雨特別警報(浸水害)の基準に到達した場合) 3:堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 4:樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合(支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する。) (災害発生を確認) 5:堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(消防団等からの報告により把握できた場合) (洪水・土砂災害　共通) ・状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき。 ・災害が発生した現場に残留者がいる場合。 ・人的被害の発生する可能性が高まったとき。
解除	避難指示等の解除については、水位が氾濫注意水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除する。 また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として解除する。

■その他河川等(洪水)の避難指示等の発令基準

区分	中小河川又は内水時
対象河川	リアルタイムの水位観測ができない中小河川又は水路等
対象地区	沿川部の各地区
【警戒レベル3】 高齢者等避難	以下のいずれか一つ又は複数に該当する場合で、今後の気象予警報等も考慮して、町長が発令すべきと判断した場合に、【警戒レベル3】高齢者等避難を発令する。 1:水位観測所の水位が水防団待機水位等に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ②洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[洪水])が出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合) ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2:堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3:警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) (洪水・土砂災害:共通) ・事態の推移によっては、浸水害、土砂災害のおそれがあるとき
【警戒レベル4】 避難指示	以下のいずれか一つ又は複数に該当する場合で、今後の気象予警報等も考慮して、町長が発令すべきと判断した場合に、【警戒レベル4】避難指示を発令する。 1:水位観測所の水位が氾濫注意水位等に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が上昇している場合

区分	中小河川又は内水時
	②洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[洪水])が出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合) ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2:堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) 4:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) (洪水・土砂災害:共通) ・その他地域住民の生命、身体を災害から保護するため必要と認めるとき。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	以下のいずれか一つ又は複数に該当する場合で、今後の気象予警報等も考慮して、町長が発令すべきと判断した場合に、【警戒レベル5】緊急安全確保を発令する。 (災害が切迫) 1:水位観測所の水位が堤防高(又は背後地盤高)に到達した場合 2:洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[洪水])が出現した場合(流域雨量指数が実況で大雨特別警報(浸水害)基準に到達した場合) 3:堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 4:樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合(支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する。) 5:大雨特別警報(浸水害)が発表された場合(※大雨特別警報(浸水害)は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと。) (災害発生を確認) 6:堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(消防団等からの報告により把握できた場合) (洪水・土砂災害 共通) ・状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき。 ・災害が発生した現場に残留者がいる場合。 ・人的被害の発生する可能性が高まったとき。
解除	河川の水位が十分に下がり、上流域での降雨がほとんどない場合

(2) 避難の種類及び発令基準(土砂災害)

土砂災害警戒区域等については、気象台と県による土砂災害警戒情報、県の砂防河川雨量情報並びに土砂災害の前兆現象を指標として判断する。

判断にあたっては、気象庁の防災情報提供システム、奈良地方気象台や吉野土木事務所の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

なお、夜間や早朝であっても避難指示等の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令する。

また、住民に対しては、夜間等の時間帯となることを考慮して、早めに発令する場合があることを周知しておく。

■土砂災害の避難指示等の発令基準

区分	土砂災害
【警戒レベル3】 高齢者等避難	以下のいずれか一つ又は複数に該当する場合で、今後の気象予警報等も考慮して、町長が発令すべきと判断した場合に、【警戒レベル3】高齢者等避難を発令する。 1:大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、土砂キキクル(土砂災害の危険度分布)が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])となった場合 2:数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3:警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など)(夕刻時点で発令) (洪水・土砂災害:共通) ・事態の推移によっては、浸水害、土砂災害のおそれがあるとき
【警戒レベル4】 避難指示	以下のいずれか一つ又は複数に該当する場合で、今後の気象予警報等も考慮して、町長が発令すべきと判断した場合に、【警戒レベル4】避難指示を発令する。 1:土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合 2:土砂キキクル(土砂災害の危険度分布)で「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])となった場合 3:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) 4:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) 5:土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等)が発見された場合 (洪水・土砂災害:共通) ・その他地域住民の生命、身体を災害から保護するため必要と認めるとき。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	以下のいずれか一つ又は複数に該当する場合で、今後の気象予警報等も考慮して、町長が発令すべきと判断した場合に、【警戒レベル5】緊急安全確保を発令する。 (災害が切迫) 1:大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合 2:土砂キキクル(土砂災害の危険度分布)で「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[土砂災害])となった場合 (災害発生を確認) 3:土砂災害の発生が確認された場合 (洪水・土砂災害　共通) ・状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき。 ・災害が発生した現場に残留者がいる場合。 ・人的被害の発生する可能性が高まったとき。
解除	以下を目安として解除を行う。 1:土砂災害警戒情報が解除された場合 2:大雨・洪水警報が解除された場合 3:被災した地域の応急復旧作業が完了し、安全度が原形まで回復した時点 なお、町長は、避難指示等を解除する場合に、国等に対して助言を求めることができる。

注) 奈良県防災情報システムの「危険度予測図」は、県ホームページで公開されており、住民が避難判断の目安として活用できる。

危険度予測図の色は以下による。
・「黄色」（レベル１）：２時間以内に基準値超過を予想
・「橙（オレンジ）色」（レベル２）：１時間以内に基準値超過を予想
・「赤色」（レベル３）：現在基準値を超過している

第５　警戒区域の設定

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

ただし、警戒区域は、住民の生活に大きな負担を強いるばかりでなく、警戒区域内に道路が通っている場合などは、関係機関や周辺住民にも多大な影響を与える。そのため、設定する範囲や、一時立入、一時帰宅を許可する基準策定等には慎重を期する必要がある。そこで、町長が警戒区域を設定するにあたっては、国（近畿地方整備局、気象台等）、県、奈良県広域消防組合下市分署、橿原警察署、住民、専門家等の意見を聞くための協議会を設置するなどして、これら関係機関の意見を十分に聞くように努める。

警戒区域の設定にはロープを張る等、警戒区域の表示を行い、避難等に支障のないように処置する。また、警察の協力を得て、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

■応急対策の流れ

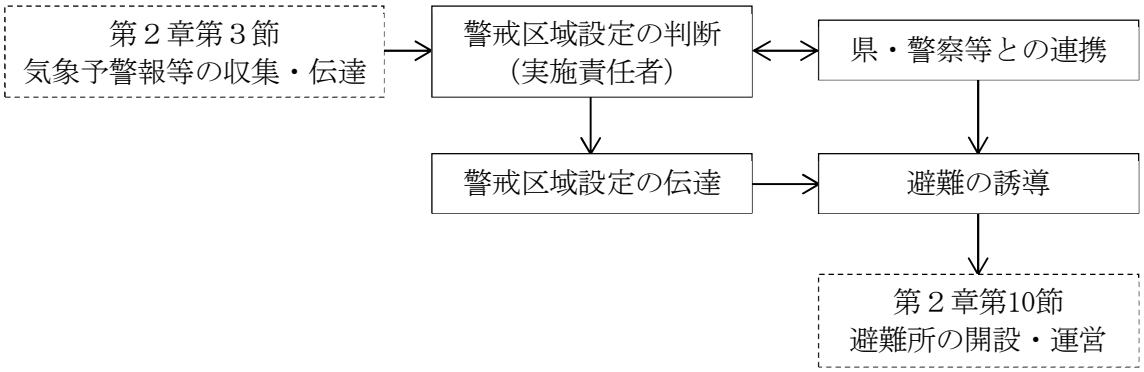

1 設定権者

警戒区域の設定権者は、次のとおりとする。

■警戒区域の設定権者

設定権者	要件	措置	根拠規定	災害の種類
町長 又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法 第 63 条	災害全般
知事	災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき		災害対策基本法 第 73 条	災害全般
警察官	町長若しくは町長の委任を受けた町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法 第 63 条	災害全般
	消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法 第 28 条、 第 36 条	水害を除く災害全般
	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法 第 21 条	水害
自衛官	町長若しくは町長の委任を受けた町職員及び警察官が現場にいないとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法 第 63 条	災害全般
消防職員又は消防団員	円滑な消火活動等の確保のため	消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法 第 28 条、 第 36 条	水害を除く災害全般
水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者	円滑な水防活動等の確保のため	水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法 第 21 条	水害

2 規制の実施

警戒区域の設定のために必要な措置は、以下のとおりとするが、総務部が町における取りまとめにあたる。

（1）本部長（町長）は、警戒区域の設定については、警察署長等関係者との連絡調整を行う。

（2）本部長（町長）は、警戒区域を設定した場合、警察署長に協力を要請して警戒区域から住民の退去又は立入り禁止の措置をとる。

（3）本部長（町長）は、県警察（吉野警察署）、消防団、自治会、自主防災組織等の協力を得て、住民の退去を確認するとともに、防犯、防火の警戒を行う。

3 警戒区域の設定

（1）設定

警戒区域は、住民の生活に大きな負担を強いるばかりでなく、警戒区域内に道路が通っている場合などは、関係機関や周辺住民にも多大な影響を与える。そのため、設定する範囲や、一時立入、一時帰宅を許可する基準策定等には慎重を期する必要がある。そこで、町長が警戒区域を設定するにあたっては、国（近畿地方整備局、気象台等）、県、消防、警察、住民、専門家等の意見を聞くための協議会を設置するなどして、これら関係機関の意見を十分に聞くように努める。

警戒区域の設定は、必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示することで行う。

また、町と警察が連携して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

（2）周知

避難指示等と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、警戒区域内に住民が立ち入らないようにする。

（3）警戒区域への一時立入、一時帰宅

警戒区域を設定した場合においても、行政機関や、復旧工事等に携わる事業者等やむを得ず立ち入らなければならない者には町長が許可証等を発行し、一時立入を認めることができる。また、住民には、警察、消防、町職員等の監視のもと、日時を設定して一時帰宅を認めることができる。

一時立入、一時帰宅を許可するにあたっては、危険が切迫している度合や天候等を勘案し、先述の協議会等の場で慎重に検討する必要がある。その基準は、住民に対して分かりやすいものとすることや、生活面での影響、経済的な影響、観光面での影響等に十分配慮することが望ましいが、「災害による死者をなくす・人命を守る」ことを念頭に置いて、安全面を第一に考えて基準を策定する。

（4）警戒区域の縮小・解除

警戒区域を解除する場合は、専門家の意見も十分に考慮し、協議会等の場において慎重に検討したうえで決定する。

警戒区域を解除した後の監視体制や、避難指示等の継続についても協議会の場で検討することが望ましい。

第6 避難

災害から住民の安全を確保するため、関係機関相互に連携のもと、要配慮者、特に避難行動要支援者に配慮しつつ、避難誘導等必要な措置を講じる。

1 避難にあたっての留意点

避難にあたっては、あらかじめ次の事項の周知徹底を図る。

（1）避難にあたっては、必ず火気・危険物等の始末を完全に行うこと。

（2）大雨、台風期には、災害に備え家屋を補強し、浸水が予想される場合は、家財を２階に移動させるなど、浸水防止のための家財の整理をしておくこと。

（3）事業所は、浸水その他の被害による油脂類の流失防止及び発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講じること。

（4）避難者は、２食程度の食料、飲料水、手ぬぐい、着替え用の肌着等必要最小限度の身の回り品のほか、必要に応じ防寒雨具、懐中電灯、携帯ラジオ、常備薬等を携行する。

（5）避難者は、できれば氏名票（氏名、住所、本籍、年齢、血液型を記入したもので水に濡れてもよいもの）を肌に携行すること。

（6）服装は軽装とするが、素足、無帽は避け、できれば頭をヘルメット等で保護すること。

（7）貴重品以外の荷物は持ち出さないこと。
（8）上記のうちから、必要なものを「非常持ち出し袋」に準備しておくこと。
（9）その他避難の指示が発せられたとき、直ちに避難できるよう準備を整えておくこと。
(10) 消防職員、消防団員、警察官、町職員などによる避難誘導のある場合は、その指示に従うこと。

2 指定緊急避難場所への避難

（1）町長（本部長）は、発災後、火災等の二次災害の発生又は発生するおそれがあり、避難指示等を行った場合、被災状況に応じて、安全な指定緊急避難場所を選定し、町民に周知する。
防災施設部は、県、県警察（吉野警察署)、道路管理者との連携のもと、住民の安全のために避難路の確保に努める。
（2）防災施設部は、県、県警察（吉野警察署)、道路管理者との連携のもと、住民の安全のために避難路の確保に努める。
（3）選定された指定緊急避難場所の施設管理者は、速やかに開設する。
ただし、施設管理者が開設困難な場合は、所管する職員が開設する。
（4）自主避難あるいは避難指示等の発令に応じて避難行動を開始した町民は、選定された指定緊急避難場所へ避難を行う。
（5）救護厚生部は、選定した指定緊急避難場所について、避難収容状況の取りまとめを行う。
（6）指定避難所が開設されている場合は、当該指定緊急避難場所の本来の用途に戻すため、安全を確認しながら避難者を指定避難所に移動する。

3 避難誘導

町長が避難指示を行った場合は、住民の避難誘導を実施する。
（1）避難所への住民の避難誘導
消防団は、県警察（吉野警察署）の協力を得るとともに、自主防災組織、自治会、日赤奉仕団等の住民組織等と連携して、避難所への住民の避難誘導を実施する。
特に、高齢者や障害者等の避難行動要支援者の避難にあたっては、避難行動要支援者名簿等に基づき、自主防災組織を中心に地域団体と連携しながら、速やかに在宅の要配慮者の安否確認を行うとともに、保健衛生部で把握している要配慮者の情報と避難者名簿の確認を行い、安否確認や被災状況を把握する。
また、被災により援護の必要な要配慮者の迅速な発見、保護に努める。
（2）学校、病院等公共施設における誘導
学校、病院、社会福祉施設等の公共施設においては、原則として施設の管理責任者及び防火管理者が、避難誘導を実施する。
（3）事業所及び大規模店舗等における誘導
原則として、事業所等の管理責任者及び防火管理者が実施する。
（4）交通機関等における誘導
交通機関等における避難の誘導は、その交通機関の防災計画及び避難計画に基づき実施する。

4 避難誘導の方法

避難誘導にあたっては、できるだけ集団避難を実施するとともに、避難行動要支援者の確認と誘導を実施する。
（1）避難の順序は、緊急避難の必要性の高い地域から行うものとし、避難行動要支援者及びこれらに必要な介助者を優先して行う。
（2）避難の経路については、あらかじめ選定した経路の安全を確認し、危険箇所には表示、なわ張り等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。

（3）夜間においては、照明器具を携行した誘導員を配置するとともに、できるだけ、投光機、照明器具を使用し、避難方向を照射する。
（4）浸水地等においては、必要に応じ船艇、ロープ等の資機材を配置して、誘導の安全を期する。
（5）避難のための輸送は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者が自力で立退き不可能な場合や避難先が遠い場合等は、必要に応じ車両、船艇等によって実施する。
（6）浸水、火災等で最初の避難所が危険と判断された場合は、救護厚生部の指示に基づき、近くの他の避難所へ移動する。

■避難のパターン(案)

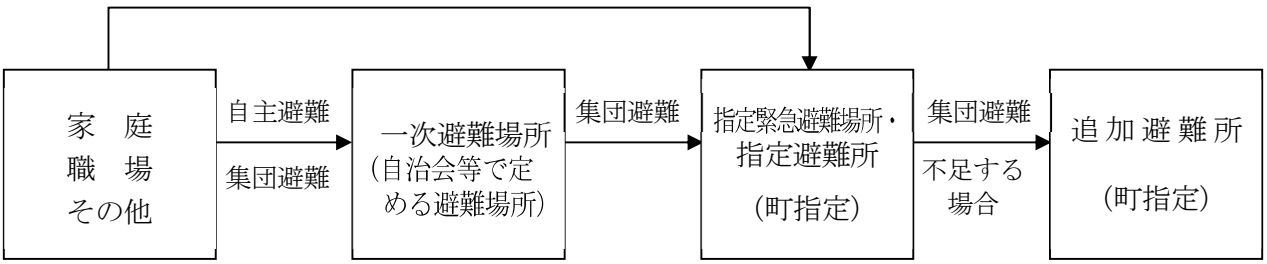

5 住民に求める避難行動

（1）土砂災害
ア　防災気象情報等積極的な情報収集に努め、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの意思で行動するようにする。特に、自分だけは大丈夫といった思い込みや正常性バイアスによる避難の遅れが生じることのないよう留意する。
イ　土砂災害時の指定緊急避難場所への移動時間も考慮して早めのタイミングで避難する。
ウ　豪雨等が予想される場合は、遠方であっても安全な避難場所に早めに避難する。
エ　指定避難所や指定緊急避難場所への立退き避難がかえって危険であると判断した場合は、近隣のより安全な建物等への避難等の安全確保措置をとる。小規模な斜面崩壊（がけ崩れ）が想定される区域では､屋内安全確保が有効な場合もあるが､土石流が想定される区域においては、自宅の２階以上に移動しても土石流によって家屋が全壊するおそれもあることから、屋内安全確保をとらないようにする。
オ　雨が収まってもすぐに帰宅しないようにする。
カ　避難の際は、隣近所に声を掛け合いともに避難するようにする。特に新しい地区住民や観光客等には努めて声を掛けるようにする。
キ　土砂災害警戒区域外でも災害が発生するおそれがあることを忘れず、十分注意するようにする。
（2）水害
ア　防災気象情報等積極的な情報収集に努め、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの意思で行動するようにする。特に、自分だけは大丈夫といった思い込みや正常性バイアスによる避難の遅れが生じることのないよう留意する。
イ　洪水･内水氾濫時の指定緊急避難場所への移動時間も考慮して早めのタイミングで避難する。
ウ　豪雨等が予想される場合は、遠方であっても安全な避難場所に早めに避難する。
エ　指定避難所や指定緊急避難場所への立退き避難がかえって危険であると判断した場合は、近隣のより安全な建物等への避難や、やむを得ない場合には屋内でもより安全な上階へ移動する屋内安全確保をとる。
オ　避難の際は、隣近所に声を掛け合いともに避難するようにする。特に新しい地区住民や観光

客等には努めて声を掛けるようにする。

カ　浸水想定区域外でも災害が発生する恐れがあることを忘れず、十分注意するようにする。

６ 広域避難

（１）本部長は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

（２）本部長は、県に対し、受入れ先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入れ能力（施設数、施設概要等）等、広域避難についての助言を求めることができる。

（３）なお、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第７　指定避難所の開設、要配慮者の避難完了の確認等

１ 指定避難所の開設及び避難収容状況の取りまとめ

（１）町長は、災害が発生又は発生するおそれがある場合に、住民の安全を確保するため高齢者等避難及び避難指示を行った場合、又は避難を求める住民（自主避難）がいる場合は、その状況に応じて安全な避難路及び指定避難所を選定し、住民にその旨周知する。

（２）選定された指定避難所の施設管理者は、速やかに避難所を開設する。
ただし、施設管理者が開設困難な場合は所管する職員が開設する。

（３）救護厚生部は、選定した指定避難所について、避難収容状況の取りまとめを行う。

２ 要配慮者の避難完了確認

救護厚生部は、要配慮者の避難完了確認について、「高齢者等避難」「避難指示」ごとに、以下のとおり各部、各施設管理者、自治会、自主防災組織、団体・事業所、並びに消防団・消防署の協力を得て行う。

（１）在宅の避難行動要支援者の避難については、原則として「高齢者等避難」発令段階において、完了させる。

（２）要配慮者の関連施設の入所者･利用者については、各施設管理者が保健衛生部に対し、「高齢者等避難」「避難指示」ごとに避難完了を速やかに報告する。
その場合、安否・所在の確認された施設利用者の氏名をあわせて報告する。

（３）「避難指示」が発令された場合、「高齢者等避難」発令段階において、避難完了が確認されない在宅の避難行動要支援者の避難については、「奈良県災害時要援護者支援ガイドライン」に基づき、最寄りの避難所等へ緊急避難するよう措置する。

（４）保健衛生部は、避難行動要支援者名簿に基づき、救護厚生部で把握している要配慮者の情報と避難所で作成する避難者名簿と照合し、避難完了を確認する。

３ 避難の解除

総務部は、災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難指示の伝達と同様に、速やかに避難の解除を指示し、その旨を公示する。

第２節　指定避難所の開設・運営

本部長（町長）は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水等によって避難を必要とする住民を臨時に収容する指定避難所を開設する。

担当	総務部、救護厚生部、宿泊施設部、関係機関

対策の体系	指定避難所の開設･運営	第1　指定避難所の開設 第2　指定避難所の管理･運営 第3　指定避難所の閉鎖及び縮小 第4　指定避難所における動物の適正な飼養 第5　在宅被災者等への支援 第6　車中泊者への対応 第7　広域一時滞在

■応急対策の流れ

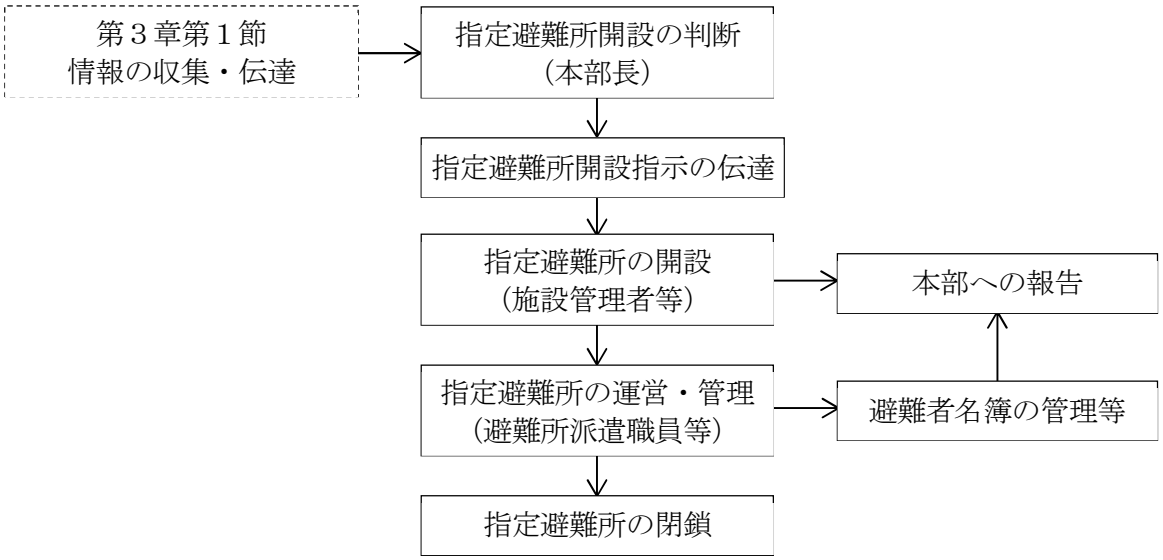

第１　指定避難所の開設

指定避難所の開設は、本部長（町長）の指示に基づき、救護厚生部及び宿泊施設部が行う。

１ 指定避難所の開設基準

町は、災害時に必要に応じ指定避難所を開設し、住民等に周知徹底を図る。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。その際、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

なお、事前に選定した指定避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合は、ホテルや旅館等の活用も含め、指定避難所以外の施設でも、安全性を確認した上で、施設管理者の同意を得て開設する。

それでも不足するときは、テント等を使用した屋外避難所の設置、県への要請などにより必要な

施設の確保を図る。

また、被災者が自発的に避難している施設等も避難所として位置づける。

追加開設をした避難所についても、良好な生活環境を確保するよう努める。

指定避難所が設置されたことを地域住民に周知、広報する。また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

2 避難収容の対象者

（1）住居が被害を受け、居住の場を失った者
（2）高齢者等避難、避難指示の発令等により緊急避難の必要がある者
（3）その他、町長が必要と認める者

3 指定避難所の開設方法

施設管理者は、各指定避難所を開設する。

ただし、施設管理者が開設困難な場合は、所管する職員を派遣し開設する。

なお、勤務時間外については、総務部長から連絡を受けた救護厚生部長の指示・伝達により、所定の避難所派遣職員が指定避難所に参集し、施設の管理者又は担当者等と協力して指定避難所を開設する。

また、町内の指定避難所に被災者を収容できないときは、県又は県内他市町村に対し被災者の移送及び収容について要請する。

町長は、他地域への移送を要請したときは、職員の中から移送にあたる引率者を添乗させる。

感染症対策には万全を期す。
（厚生労働省リーフレット→）

4 要配慮者等の移動

救護厚生部は、避難所での滞在が困難な要配慮者や、滞在中に介護等が必要となった避難者については、必要に応じて福祉施設等への移動を行う。

5 県への報告

総務部は、救護厚生部及び宿泊施設部の報告を受けて、直ちに避難所開設の状況を知事に報告する。

報告内容は、次のとおりとする。

ア　避難所開設の日時、場所
イ　避難所名、避難世帯数、避難者数

ウ　当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ＩＤ

第２　指定避難所の管理・運営

救護厚生部及び宿泊施設部は、奈良県避難所運営マニュアル等に基づき、施設管理者の協力を得て指定避難所の運営・管理を行うが、自主防災組織等を中心とした指定避難所内の住民組織の自主的な活動によって、円滑に指定避難所の運営が行われるよう支援する。

１ 管理責任者

指定避難所の管理責任者は、当該施設の管理者又は指名された者とする。

２ 指定避難所の運営

（１）運営主体

指定避難所の運営は、初期段階では避難所派遣職員が中心となり、教職員等の協力を得ながら行う。

避難所生活が長期にわたると予想される場合は、自治会等を中心とした住民組織が自主的な活動で運営する。避難者主体の自治組織を設置するにあたっては、女性や性的マイノリティをはじめとする多様な視点を幅広く取り入れるよう努める。また家庭動物と同行避難した被災者を適切に受け入れるとともにその避難・受入れ状況等の把握に努める。

なお、人手不足や長期化等により、町職員や避難者による運営が難しい場合は、県防災統括室に連絡を行う。

避難所運営にあたり留意する事項としては、次に示すとおりである。

ア　避難者による自主的な運営
イ　避難所の運営における女性の参画
ウ　男女ニーズの違い等、男女双方の視点に立った配慮
エ　要配慮者等で配慮を必要とする者のニーズ
オ　性別によらない役割分担

（２）避難所運営委員会の編成

避難所管理責任者は、被災住民を早期に収容するため、指定避難所ごとに自治会、自主防災組織、町職員、施設管理者が参加して運営委員会（仮称）を設置して、対応するよう努める。

この場合、学校などの指定避難所については、運営委員会に教職員の参加協力を求める。

なお、避難所運営委員会の編成にあたっては、男女共同参画や子ども・若者の居場所の確保の視点を取り入れた体制とするよう助言する。

■避難所運営委員会の編成(例)

下市町災害対策本部　－　○○避難所運営委員会
会　長:自治会長 委　員:施設管理者、自主防災組織代表、教職員、町職員

■避難所運営委員会の班編成(例)

運営委員会	管理情報班	避難誘導、避難所の開設、情報収集･伝達、備蓄倉庫の管理、安否確認、トイレ設置等環境の維持管理　等
	救護班	応急手当、医療機関との連絡、重傷者の連絡、搬送補助、保健対策　等
	食料物資班	貯水状況の確認･管理、配布、備蓄食料の配布、救援物資の収受･保管･配布　等

３ ボランティアの役割

ボランティアは、管理責任者及び避難者の代表と協議しながら、避難所運営を補助する。

４ 指定避難所の管理

（１）避難者の把握

管理責任者は、避難者カードを配布・回収し、避難者の実態を把握する。

これを基に、避難者収容記録簿を作成する。

また、指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報についても把握に努める。

（２）食料、生活必需品等の請求、受取、配布

管理責任者は、避難所全体で集約された、食料、生活必需品、その他物資の必要数について救護厚生部に報告し、調達を要請する。

また、到着した食料や物資を受け取った場合は、住民組織、ボランティア等の協力を得て配布する。

配布の際は、特に介護用品や女性用製品等においては女性担当者から手渡す等の配慮を行う。

（３）情報の提供

避難者の不安感の解消と避難所内の秩序の維持のため、口頭、チラシ、ポスター、館内放送等により応急対策の実施状況･予定等の情報の提供を行うとともに､避難者心得等を掲示するなど、共同生活の場としての避難所の円滑な運営に協力を求める。

（４）生活環境への配慮

管理責任者は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。

そのため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに供与の状況､簡易トイレ､トイレカー､トイレトレイラー等による快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等を把握し、必要であれば対策を講じる。

また、避難の長期化等、必要に応じてプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無・利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態を把握に努め、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じる。

また、必要に応じ、被災者支援等の観点から避難場所における家庭動物のためのスペースを確保するとともに､獣医師会や動物取扱い業者等から必要な支援が受けられるよう､連携に努める。

（５）要配慮者等への配慮

避難所の生活においては、要配慮者の介護及び性別や子どもに配慮したスペース（更衣室、洋式トイレ、洗濯干し場、授乳室、交流（遊び）スペース等)、食物アレルギーのある者に配慮した食料や生活用品を確保するとともに、女性向け物資の配布は女性が担当するなどの配慮を行う。

また、避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態及び医師や看護師による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講ずるよう努めるとともに、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみの処理状況など、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講ずる。

このほか、以下の事項に配慮する。

ア　管理責任者は、避難所を開設した場合、住民組織や一般ボランティア等の協力を得て、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。

イ　管理責任者は、調査の結果に基づき、これらの者が必要とする食料、生活必需品等の調達について救護厚生部に要請するほか、避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供するなどの配慮を行う。

ウ　スロープが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設スロープを設置する。
エ　福祉仕様のトイレが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設トイレの設置・増設などの対応策について救護厚生部と協議する。
オ　必要に応じて高齢者や障害者等の福祉施設や病院等への入所、被災地域外への避難等が行えるよう救護厚生部と協議する。
カ　女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、トイレ・浴室等の配置の工夫、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、照明の増設、性暴力・ＤＶについての注意喚起のポスター掲載等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。
キ　被災者に対する心身の影響を鑑み、安全・安心な居場所の確保に努める。特に、子どもは不安定になりやすいため、キッズスペースの設置などを検討する。
ク　視覚障害者、聴覚障害者及び外国人への情報伝達方法について配慮する。
ケ　避難所生活に必要な福祉機器の確保に努める。

（6）保健・医療の確保
ア　医療関係機関の協力を得て、指定一般避難所に医療救護所を設置するよう努める。
イ　避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態及び医師や看護師による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講ずるよう努める。

（7）衛生環境の確保
ア　入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみの処理状況など、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講ずる。
イ　仮設トイレの速やかな設置に努める。
ウ　食中毒や感染症が流行しないように防疫に注意する。
エ　保健師等による健康相談を実施し、避難者の健康管理を行い、感染症の予防や生活不活発病等の予防に努める。

（8）家庭動物と同行避難した被災者について
家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入れ状況を含む避難状況等の把握に努める。また、ペットに関する避難所でのルールづくりに努める。

5 各段階における主な取組事項

各ステージにおける主な取組事項は以下のとおりである。

（1）初動期
初動期とは、災害発生直後の混乱の中で避難所を開設・運営するために必要な業務を行う期間である。この期間における主な取組は以下のとおりである。

① 避難所建物の設備の点検
電気や水道などのライフラインや、トイレ等の避難所生活に必要な設備の使用可否を点検する。

② 広報
避難所が設置されたことを地域住民に周知、広報する。

③ 避難者の受入れ、名簿作成
避難者名簿を作成し、避難者数、必要とする物資・数量等の把握に努める。名簿は車中泊や在宅の被災者などにもできるだけ登録してもらう。

④ 感染症対策
町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
また、町及び県は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と

保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所運営に必要な情報を共有する。

（2）展開期

展開期とは、災害発生後２日目から約３週間程度までをいい、避難所の規則に従った日常生活を確立する期間である。この時期における主な取組は以下のとおりである。

① 自主的な管理運営体制の確立

自主防災組織等地域の自治組織の協力を得て避難所運営委員会等を設置し、避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるようにする。なお、避難者主体の自治組織を設置するにあたっては、女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努めるとともに、多様な年齢層の意見を反映できるようにする。

② 食料、物資に関すること

迅速かつ公平な提供を心がける。

③ 要配慮者に関すること

(ｱ)避難所内の要配慮者の把握に努め、要配慮者の個別避難計画（避難支援プラン）を用いて要配慮者の避難所生活の支援を行う。また、必要に応じて、避難所内に要配慮者等配慮を必要とする人専用の避難部屋を設置したり、福祉避難所等より適切な施設へ転所させたりするように努める。

(ｲ)視覚障害者、聴覚障害者及び外国人への情報伝達方法について配慮する。

④ 衛生に関する事

(ｱ)仮設トイレの速やかな設置に努める。

(ｲ)食中毒や感染症が流行しないように防疫に注意する。

(ｳ)保健師による健康相談を実施し、避難者の健康管理を行い、感染症の予防や生活不活発病等の予防に努める。

(ｴ)ペットに関する避難所でのルールづくりに努める。

⑤ その他

(ｱ)医療関係機関の協力を得て、避難所に医療救護所を設置するよう努める。

(ｲ)女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、男女別のトイレ・更衣室・入浴施設・洗濯干し場や授乳室は、昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するとともに、性的マイノリティが利用しやすいように多目的トイレの設置や個人ごとに入浴できる時間帯の設定などを配慮する。

また、生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、照明の増設、性暴力・ＤＶについての注意喚起のポスター掲載等による指定避難所における安全性の確保等、女性及び性的マイノリティや子育て家庭のニーズ等に配慮した指定避難所の運営管理に努める。

(ｳ)暑さ・寒さ対策に努める。

(ｴ)被災者に対する心身の影響を鑑み、安全・安心な居場所の確保に努める。特に、子どもは不安定になりやすいため、キッズスペースや学習スペースの設置などに努める。

（3）安定期

安定期とは、災害発生後３週間目程度以降をいい、避難の長期化に伴って被災者の心身の抵抗力が低下したり、被災者のニーズが多様化し、より高度化したりするときである。時間とともに変化する避難者の要望について、過去の事例も含めて知識を持ち、早めに適切な対応ができるようにする必要がある。この期間における取組は以下のとおりである。

① 食料、物資に関すること
避難所で不足している物資・食料や、特別なニーズがある物資を確保する。

② 要配慮者に関すること
必要に応じてホテルや旅館等民間の施設や、福祉避難所のようなより適切な施設へ転所できるように努める。

③ 衛生に関すること
(ｱ)食中毒や風邪などの感染症が流行しないように注意する。
(ｲ)保健師による、生活環境の変化による被災者の心身の機能の低下の予防や、心の健康に関する相談を実施する。

（4）撤収期
撤収期とは、地域の本来の生活が再開可能になるため、避難所生活の必要性がなくなる時期であり、避難所の解消を目指し、避難所施設の本来機能の再開に向けての必要な業務を行う期間である。避難所の段階的集約を行い避難所の縮小を図る。自宅に戻れない避難者には、応急仮設住宅等の斡旋の支援を行い、早期の避難所解消を図る。

第３ 指定避難所の閉鎖及び縮小

施設の本来機能を回復するため、災害地の状況が落ち着き避難者が帰宅できる状態になった場合は、指定避難所を閉鎖する。

なお、家屋の倒壊等によって、帰宅が困難な避難者がいる場合は、指定避難所の規模を縮小し存続させるなど必要な措置を講じる。

（1）救護厚生部は、本部長から閉鎖及び縮小の指示があった場合は、その旨を避難者等に周知する。
（2）管理責任者は、指定避難所を閉鎖した場合、その旨を救護厚生部を通じて総務部に報告するとともに、施設管理者にも報告する。
（3）指定避難所を閉鎖した場合、総務部はその都度知事に報告する。
（4）町は、県や事業者と連携して、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や民間賃貸住宅の斡旋、被災住宅の応急修繕を行うなど、指定避難所の早期解消に努める。

第４ 指定避難所における動物の適正な飼養

飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼養の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、以下のとおり動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

（1）各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、県との連絡調整を行う。
（2）飼養困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し、その他動物に関する相談の受付、避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。
（3）他市町村との連絡調整及び応援要請を行う。

第５ 在宅被災者等への支援

（1）在宅被災者への支援と管理
町は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者（食事のみ受取りに来る被災者を含む。）等に対しても、避難所において食料や生活必需品を配布し、必要な情報や保健医療サービスの提供、福祉サービスの提供を行う。
そのために、町は在宅被災者等の避難者名簿への登録など、在宅被災者等の早期把握に努める。

（2）在宅避難者等支援拠点による支援と管理
町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集

約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

第６　車中泊者への対応

町は、避難所ではなく車中泊により避難している被災者等に対しても、必要な情報や保健医療サービスの提供、福祉サービスの提供を行い、次に掲げる事項について配慮する。

（１）避難所周辺で車中泊をしている避難者に対する健康管理対策（エコノミークラス症候群防止のための体操の奨励、弾性ストッキングの配付など）

（２）車中泊者に対する食事配給時間などの情報提供及び配給食料数の把握等（車中泊者等の避難者名簿への登録）

（３）車中泊が長期にならないための屋内避難所への入所等の勧奨

また、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

第７　広域一時滞在

（１）広域一時滞在の協議

本部長（町長）は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等を鑑み、町の区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

（２）情報の共有

町は、広域一時滞在の受入れ先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行う。また、受入れ先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供する。

第３節　帰宅困難者対策

大規模地震等により、鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、帰宅困難者の発生することから、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに、帰宅困難者への速やかな情報提供や状況が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

担当	総務部、救護厚生部、関係機関

対策の体系	帰宅困難者対策	第1　発災直後の対応 第2　帰宅困難者への情報提供 第3　応急食料・飲料水・生活必需品の供給 第4　一時滞在施設の開設

第１　発災直後の対応

（１）一斉帰宅抑制の呼びかけ

総務部は、帰宅行動を抑制するため、町民、企業等に対してむやみに移動を開始しないことの呼びかけを行う。

（２）事業所等における対応

事業者等は、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、施設の安全を確認した上で、従業員等を施設内又は安全な場所に待機させる。

なお、企業等は、出勤時間帯に発災した場合は自宅待機等を指示し、帰宅時間帯に発災した場合には事業所での待機を指示するなど、発災時間帯に応じて、従業員等が身の安全を確保できるよう指示を行う。

（３）集客施設や駅等における対応

集客施設や公共交通機関等の事業者は、施設の安全を確認後、利用者を施設内の安全な場所で保護する。

また、施設の安全が確認できない場合は、避難場所等の案内等を行う。

第２　帰宅困難者への情報提供

総務部は、帰宅困難者に対し、災害に関する情報、地域の被害情報、交通状況に関する情報等について、交通事業者と協力して駅前に情報を掲示するほか、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等と協力してトイレ利用や情報の提供を行う等、帰宅支援となる情報を提供する。

また、言葉に不自由な外国人に対しては、ボランティアや地域住民等の協力を得て、チラシ等を利用して、必要な情報を提供する。

第３　応急食料・飲料水・生活必需品の供給

救護厚生部は、帰宅困難者の状況を把握し、必要に応じて、応急食料、飲料水、毛布等を提供する。

第４　一時滞在施設の開設

救護厚生部は、あらかじめ選定した指定避難所等について、施設の安全を確認した上で、一時滞在施設として開設する。

第４節　要配慮者の支援

救護厚生部は、社会福祉協議会や福祉施設事業者等と連携して、被災した要配慮者について、被災状況やニーズの迅速な把握に努めるとともに、継続した支援活動に努める。

担当	救護厚生部、関係機関

対策の体系	要配慮者の支援	第1　安否確認･被災状況等の把握 第2　被災した要配慮者への支援活動

■応急対策の流れ

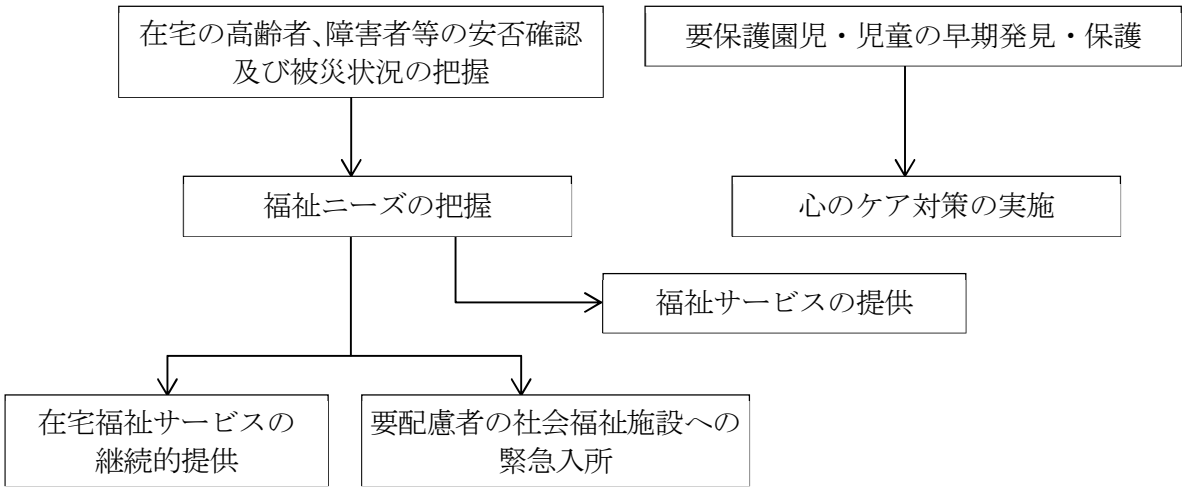

第１　安否確認・被災状況等の把握

救護厚生部は、要配慮者の安否確認及び被災状況、福祉ニーズの把握に努める。

１ 安否確認･被災状況の把握

（１）奈良県災害時要援護者支援ガイドライン等に基づき、民生児童委員、自治会、地域住民、社会福祉協議会、団体・事業所、消防団等の協力を得て、速やかに在宅の要配慮者の安否確認、情報伝達を行うとともに、被災状況の把握に努める。
　また、保護者を失う等の要保護園児・児童の早期発見、保護に努める。

（２）社会福祉協議会と連携し、社会福祉施設の施設設備、入所者及び職員、その他福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

２ 情報伝達､避難誘導等

避難行動要支援者名簿や個別避難計画等に基づき避難支援者等の協力を求め、所在確認、情報伝達及び避難誘導の支援を行う。避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

また、特に要配慮者に対しては、その状態や特性に応じた多様な情報伝達手段を利用し、避難誘導を行うとともに、避難確認を行う。

さらに、聴覚障害者に対しては、県聴覚障害者支援センター、県庁に設置している手話通訳用タブレットを活用し、災害時の情報提供や避難誘導等ができるよう遠隔手話通訳サービスの提供に努

める。

特に、外国人向けには、多言語や「やさしい日本語」によるホームページ、ＳＮＳ等の様々な情報伝達手段を活用した情報提供を行う。

外国人観光客等については、観光施設や集客施設等の関係機関と連携し、安全確認や救助、避難誘導等を行う。

3 福祉ニーズの把握･福祉サービスの提供

被災した要配慮者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

なお、災害救助法が適用された場合は、福祉サービスの提供をその基準内で実施する。

第２　被災した要配慮者への支援活動

救護厚生部は、被災した要配慮者に対し、在宅福祉サービスの継続的提供、情報提供等の支援活動に努める。

その際、男女のニーズの違いなど、多様な視点に十分配慮するよう努める。

1 避難所到着後の対応

町は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難所を確保するとともに、健康状態等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。また、避難所における要配慮者用相談窓口の設置や要配慮者支援への理解促進に留意するものとする。併せて、個々の事情により、その地域において在宅にて避難生活を送っている者も支援の対象とする。

町は、災害に関する情報や食料・トイレ等避難生活に関する基本的な情報について、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板等の掲示を行う。

2 在宅福祉サービスの継続的提供

（1）社会福祉協議会と連携して、被災した要配慮者に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。
その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、要配慮者本人の意思を尊重して対応する。

（2）被災した園児・児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）等に対応するため、心のケア対策に努める。

3 福祉避難所の開設､要配慮者の施設への緊急入所等

町は、必要に応じて要配慮者等一般的な避難所では生活に支障をきたす方を対象に、特別な配慮がなされた福祉避難所を開設する。

ただし、緊急入所等在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行う。

町内にある社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう、支援を行う。

4 医療等の体制

町は県と連携し、保健師・看護師その他必要な職種からなるチームを編成し、避難所・仮設住宅等への巡回健康・福祉相談体制の確保や、メンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。

5 食料及び生活必需品の供給

（1）乳幼児や高齢者等で、そしゃく・えん下が不自由なため特別食を必要とする者には、固形食から流動食等への代替食料の確保に努めるほか、乳児のミルクやおむつ（大人用・男女別を含む。）、高齢者等の誤嚥性肺炎の予防のため、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品を流通備蓄等により供給するように努める。
（2）代替食料の確保が難しいときは、加水・加熱処理に必要な器具及び原材料の確保に努める。
（3）県から配送された生活必需品を各避難所に配布する際には、要配慮者に優先的に配布するなどの配慮を行う。
（4）生活必需品の配置に際し、要配慮者の利用を十分考慮する。

6 情報提供

救護厚生部は、関係団体やボランティア等の協力を得て、要配慮者に対する居宅及び避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。また、指定避難所における要配慮者用相談窓口の設置や要配慮者支援への理解促進に留意する。

聴覚障害者に対しては、手話通訳用タブレットを活用するなど、災害時の情報提供や避難誘導等ができるよう遠隔手話通訳サービスの提供に努める。

また、地域住民を中心としたきめ細かな援護体制を確立し、町が開設する災害相談窓口と密接に連携して、福祉全般の相談を受け付ける。

7 広域支援体制の確立

救護厚生部は、総務部を通じて、避難行動要支援者に対する被災状況等の情報を県に連絡する。

県は、必要に応じて、国や近隣府県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、町に介護職員等の福祉関係職員の派遣や要配慮者の他の地域の社会福祉施設への入所が迅速に行えるよう、広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。

8 奈良県災害派遣福祉チームの派遣要請

救護厚生部は、県と連携し、保健師・看護師その他必要な職種からなるチームを編成し、指定避難所・仮設住宅等への巡回健康・福祉相談体制の確保や、メンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。

また、必要に応じて、救護厚生部は、総務部を通じて、奈良県災害派遣福祉チーム設置運営要綱に基づき、県に対して、奈良県災害派遣福祉チーム（奈良ＤＷＡＴ）の派遣要請を行い、要配慮者に対し適切な福祉支援を行うことにより二次被害防止を図る。

9 その他の支援活動

救護厚生部は、災害時に、地理に不案内な外国人や観光客、交通機関等が途絶したため町域に滞留を余儀なくされた者に対し、情報や応急物資の提供を行うとともに迅速に安否確認を行う。

（1）情報提供

帰宅困難者に対して、交通事業者と協力して、駅前に被害や交通の状況を掲示するなど、帰宅支援情報を提供する。

また、言葉に不自由な外国人に対しては、ボランティアや地域住民等の協力を得て、チラシやラジオ等を利用して、必要な情報を提供する。

（2）観光客の安否確認及び避難誘導

ア　警察・消防と情報を交換し、ボランティア団体、マスコミ、宿泊施設の責任者、観光地の従業員等と協力して、観光客の安否を把握する。

イ　駅や観光地等に避難している人員等を、駅事務室、社務所、寺務所、消防、警察と情報交換

し把握する。

ウ　宿泊施設及び観光地において被害が拡大する場合、宿泊施設の責任者や観光地の従業員は、放送施設や拡声器等により、速やかに最寄りの避難地、避難所に誘導する。

その際、観光客に対しては、団体行動をとるよう指示し、パニックを避けるよう努める。

（3）応急食料・飲料水・生活必需品の供給

観光客や帰宅困難者の状況を把握し、必要量の応急食料、飲料水、毛布等を提供する。

第５節　建築物・住宅応急対策

被災者の住宅を確保するため、県と協力して速やかに住居障害物の除去、被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な措置を講じる。なお、応急仮設住宅の設置に際しては、コミュニティの確保や避難者のニーズに留意し、要配慮者に配慮する。

また、公営住宅等の空き家への一時入居措置、住居に関する相談窓口の設置などにより被災者の救援に努める。

担当	防災施設部

対策の体系	建築物･住宅応急対策	第1　住居障害物の除去 第2　被災住宅の応急修理 第3　応急仮設住宅の建設 第4　公営住宅等への一時入居 第5　応急借上げ住宅等 第6　住宅に関する相談窓口の設置等

■応急対策の流れ

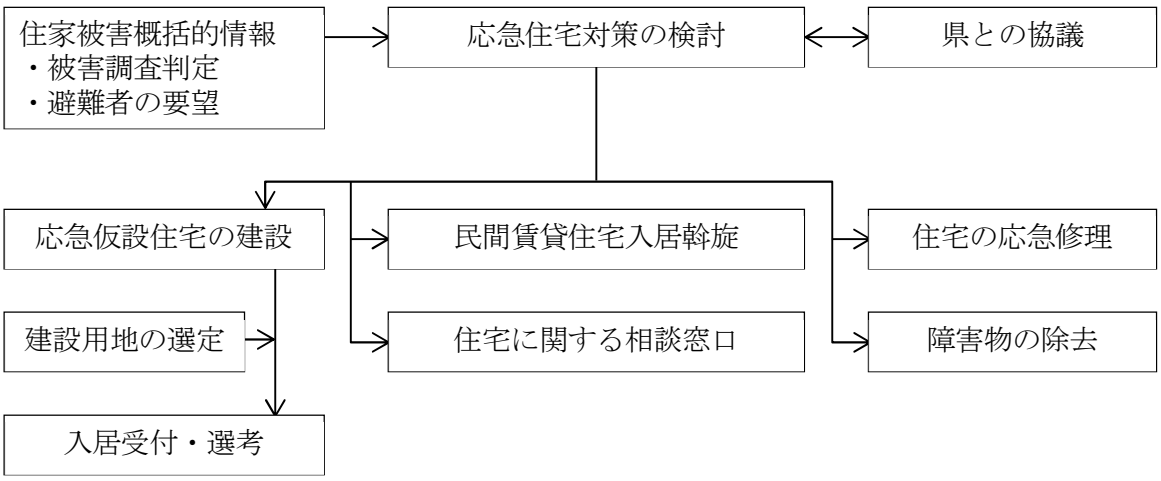

第１　住居障害物の除去

災害救助法適用による住居障害物の除去は、知事が実施する。
ただし、知事の委任を受けた場合は、本部長（町長）が実施する。

１ 除去の対象者

災害救助法第２条に規定する区域において、がけ崩れ、浸水等によって、居室、炊事場、玄関等に障害物が流入しているため生活に支障をきたしている者で、かつ自らの資力をもってしては除去できない者とする。

２ 除去作業とその範囲

防災施設部は、協定業者等の協力のもと、住居障害物を除去し、仮置場へ運搬する。

除去作業は、緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復旧活動に支障をきたさない範囲とする。

3 応援要請

必要に応じて、総務部を通じて、県へ要員の派遣及び機械器具の調達・斡旋等を要請する。

4 その他

仮置場への運搬、処理その他必要な事項については、「第 14 節廃棄物の処理等」の「第３がれき処理」による。

第２ 被災住宅の応急修理

災害救助法適用による被災住宅の応急修理は、知事が実施する。ただし、知事の委任を受けた場合は、本部長（町長）が実施する。

災害救助法が適用されない場合は、本部長（町長）が必要に応じて住宅の応急修理を実施する。

1 応急修理の対象者

災害救助法第２条に規定する区域において、住宅が半壊又は半焼した者で、かつ自らの資力をもってしては応急修理できない者とする。

2 修理作業

（１）災害救助法が適用された場合、知事が建設業者に請け負わせて応急修理を実施することを原則とするが、本部長（町長）が知事の委任を受けた場合は、本部長（町長）が建設業者に請け負わせてこれを実施する。
災害救助法が適用されない場合は、本部長（町長）が必要に応じて住宅の応急修理を実施する。防災施設部は、これに協力する。

（２）修理の範囲は、居室、炊事場、便所等日常生活を維持するために必要な部分とする。

（３）防災施設部は、適切な管理のなされていない空家等のうち緊急に安全を確保する必要があるものに対し、必要に応じて外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の必要最小限の措置を行う。

3 修理期間

災害救助法適用による被災住宅の応急修理期間は、原則として災害発生の日から１か月以内とする。

第３ 応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合における応急仮設住宅の供与は、知事が実施し、本部長（町長）はこれに協力する。ただし、知事から委任された場合は、本部長（町長）がこれを実施する。

災害救助法が適用されない場合は、町が応急仮設住宅を設置するが、必要に応じて、県に支援を要請する。

1 入居対象者

災害救助法第２条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、又は、半壊し、かつ、居住継続が困難な程度の損傷や避難指示の長期化により、住宅としての利用ができず、自らの住宅に居住できない者で、かつ自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者とする。

2 応急仮設住宅建設用地

防災施設部は、総務部と調整のうえ、あらかじめ定めた応急仮設住宅建設予定地及びその他の公園など公共用地の中から、災害状況や保健衛生、交通、教育等を総合的に検討し建設用地を選定し、県と調整する。

なお、不足する場合は、県と連携して、他市町村での建設場所について検討・要請する。

３ 応急仮設住宅の建設

（１）県は、町からの要請により建設場所、戸数、規模、着工期日等について、(社) プレハブ建築協会と調整し、応急仮設住宅を建設する。
（２）防災施設部は、県に対し、災害の状況に応じて、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅について、その必要量を建設するよう要請する。
（３）防災施設部は、県と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。
（４）災害救助法適用による応急仮設住宅の着工時期は災害発生より 20 日以内とし、供与期間は原則として完成の日から２年以内とする。

４ 入居者の選定

入居者の選定は、県の委任により、防災施設部が行う。

５ 要配慮者への配慮

高齢者や障害者等の単身世帯及び高齢者や障害者等を含む世帯に対する住宅対策は、概ね次により行う。

（１）応急仮設住宅を建設する際、その配置計画、建物構造及び付帯設備は次の事項に留意する。
ア　住宅の連戸数及び住棟の配置は、住戸間の遮音やコミュニティ確保に配慮した計画とする。また、必要により集会所を設置する。
イ　従前居住地のコミュニティに配慮した住宅配置とする。
ウ　建物内の段差の解消若しくは低床化、手すりの設置等
エ　低層浴槽、高低調整型炊事設備、障害者用トイレの設置等
オ　寒冷地仕様など地域の特性を踏まえた応急仮設住宅の設置
（２）応急仮設住宅の入居者の決定等の際には、次の事項を留意する。
ア　高齢者や障害者等の優先入居
イ　高齢者や障害者等が過度に集中した応急仮設住宅群を回避する。
ウ　入居後の高齢者や障害者等に対し、巡回相談、安否確認などを行う。

６ 応急仮設住宅の管理

防災施設部は、県の委任により、応急仮設住宅の管理を実施する。

なお、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び支援に努めるとともに、女性や子ども・若者の参画を推進し、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における愛玩動物の受入れに配慮する。

第４　公営住宅等への一時入居

防災施設部は、応急仮設住宅への移転までの一時的な収容施設として、公営住宅・公的住宅等の一時使用の措置を講じる。

第５　応急借上げ住宅等

防災施設部は、被災者の健全な住生活の早期確保のため、関係団体の協力を得て民間賃貸住宅の情報収集、被災者への住宅情報の提供を行う。また、必要に応じて利用可能な民間賃貸住宅を応急借上げ住宅として供給する。

第６　住宅に関する相談窓口の設置等

防災施設部は、応急仮設住宅、空き家、融資など住宅に関する相談及び情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。

また、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、県と協同で貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講じる。

第２章　災害警戒期の活動

項目	初動	応急	復旧	担当
第1節　組織体制	●			各部、関係機関
第2節　動員体制	●			各部、関係機関
第3節　気象予警報等の収集･伝達	●			総務部、救護厚生部、防災施設部、関係機関
第4節　警戒活動	●			防災施設部、奈良県広域消防組合、消防団、関係機関

第１節　組織体制

町は、町域内に災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、迅速かつ的確に災害予防対策及び災害応急対策を実施するため、災害の規模に応じた組織体制をとる。

担当	各部、関係機関

対策の体系	組織体制	第1　下市町防災会議 第2　活動体制の確立 第3　警戒体制 第4　災害対策本部の設置 第5　現地災害対策本部の設置 第6　本部の組織及び事務分掌

第１　下市町防災会議

防災会議は、下市町防災会議条例（昭和 46 年６月 16 日条例第 18 号）に基づき設置される組織で、町長を会長とし、地域防災計画の作成と実施、災害時における情報の収集等を行う。

町域において、災害が発生し、各種の応急対策活動を実施する上で必要のある場合は、防災会議を開催し、関係機関相互の情報交換等を行い、円滑な防災活動の実施に努める。

第２　活動体制の確立

職員の活動体制は次のとおりとする。

■動員区分

体制	区分	設置基準・状況	配備内容	配備要員
警戒体制	予備動員	・各種警報が発表された場合 ・災害の発生するおそれのある場合	総務部で情報連絡及び災害に対処すべく計画を行う。 また、状況に応じて直ちに本部長に連絡をとり1号動員に切りかえうる体制をとる。	総務課、建設課、農林地籍課の管理職は出動する。課長級は出動できる体制をとる。 状況に応じては速やかに出動する場合もある。
	1号動員	・各種警報が発表された場合 ・台風が発生している場合 ・吉野川（紀の川）「水防団待機水位（通報水位）」到達情報が通知された場合 ・災害の発生するおそれがある場合	総務部で情報連絡及び災害に対処すべく計画を行う。 また、状況に応じて直ちに本部長に連絡をとり2号動員に切りかえうる体制をとる。	予備動員及び課長級は出動する。 課長級以外の管理職は出動できる体制をとる。 状況に応じては速やかに出動する場合もある。
災害対策本部	2号動員	・各種警報が発表された場合 ・台風が本土に接近し、近畿地方を通過するおそれのある場合 ・災害の発生するおそれがある場合	各部長が情報連絡し、警戒態勢をとり、小災害が発生した場合や状況に応じて出動できる体制をとる。	全管理職は出動する。 全職員は出動できる体制をとる。 状況に応じては速やかに出動する場合もある。
	3号動員	・各種警報が発表された場合 ・大規模な災害が発生した場合や発生することが予想される場合	各部の全員をもって、相当規模以上の災害が発生した場合、直ちに完全な活動を行うことができる体制をとる。	全職員は出動する。

第３　警戒体制

■応急対策の流れ

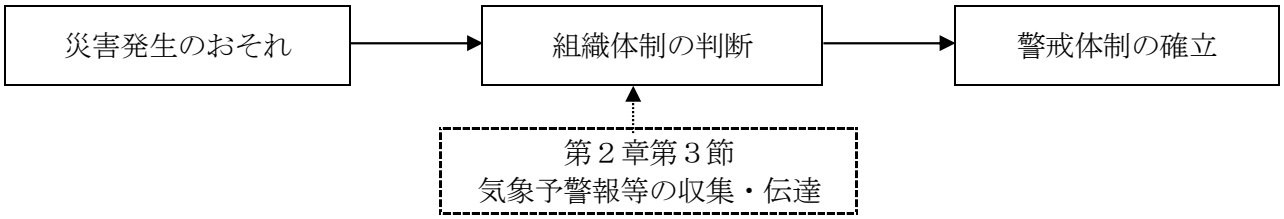

気象状況等により災害の発生が予想され警戒を必要とされるときは、災害対策本部設置以前の体制として、警戒体制をもって災害の警戒にあたり、気象、水防等の情報収集等、災害対策に関する連絡調整に万全を期するものとする。

なお、調査の結果、災害対策本部を設置して災害応急対策を実施する方が望ましいと町長が認めた場合は、災害対策本部体制に切り替える。

警戒体制は、上記表に示す設置基準により設置し、災害発生のおそれが解消した場合、及び町長がその必要がないと認めた場合、廃止する。

町長は、警戒体制を設置した場合又は廃止した場合は、各部に通知するとともに必要に応じて知事、関係機関等にその旨を通知する。

第４　災害対策本部の設置

町長は、次の設置基準に該当する場合に災害対策本部を設置する。

■応急対策の流れ

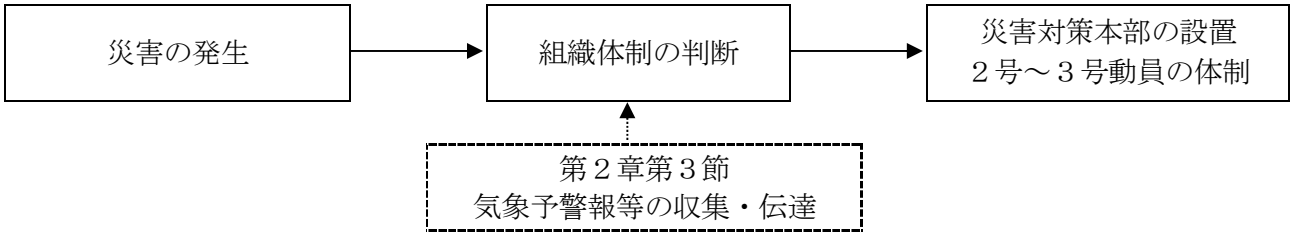

１ 設置基準

（１）本町に暴風、大雨、洪水、土砂災害、地震、火災、爆発等による災害が発生し、本部を設置してその対策を必要とするとき。
（２）気象情報に基づく注意報、又は警報が発表され、本部を設置してその対策を必要とするとき。
（３）町長がその他本部を設置してその対策を必要とすると認めたとき。

２ 廃止基準

（１）災害対策が一応終了したとき。
（２）災害発生のおそれがなくなり、本部長が本部閉鎖を適当と認められたとき。

３ 組織及び運営

（１）災害対策本部の組織

災害対策本部に「部」を設ける。

その他災害対策本部の組織、運営については、本章第６に定める災害対策本部組織及び事務分掌による。

なお、災害が長期化した場合は、必要に応じてローテーション体制への移行や広域的要請等による交代要員の確保を図るとともに、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底する。

（２）本部会議

災害に対する総合対策その他必要な事項を協議するため、本部に本部会議を置く。

本部会議は重要な節目ごとに開催し、災害応急対策に関する重要事項について検討し、実施の指令を行うため、本部長が必要に応じて招集する。

ただし、本部長は、極めて緊急を要し本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は一部の本部員との協議をもってこれに代える。

なお、本部員が出席できないときは、副部長その他の部員が代理出席する。

ア　構成員

本部会議の構成員は、次のとおりである。

なお、消防署長、消防団長は、あらかじめ併任手続をとっておくものとする。

■本部会議の構成員

職名	構成員
本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
本部員	各課長、教育委員会事務局次長、議会事務局長、下市分署長、消防団副団長

イ　協議事項

（ア）災害予防、災害応急対策に関すること。
（イ）動員・配備体制に関すること。
（ウ）災害対策本部の閉鎖に関すること。
（エ）各部間調整事項に関すること。
（オ）住民への避難情報の発令及び警戒区域の設定に関すること。
（カ）県及び関係機関との連絡調整に関すること。
（キ）自衛隊災害派遣要請に関すること。
（ク）他の市町村への応援要請に関すること。
（ケ）災害救助法の適用要請に関すること。
（コ）激甚災害の指定の要請に関すること。
（サ）災害復旧・復興に関すること。
（シ）その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

ウ　災害対策本部の庶務

本部の庶務は総務部が行う。

エ　決定事項の通知

本部会議等の決定事項のうち必要と認める事項は、その都度、各関係機関に通知する。

また、職員に周知を要するものについては、庁内放送等により速やかに周知徹底を図るとともに、総務部長（総務課長）は各部相互間の連絡調整を迅速に行う。

4 設置及び廃止の通知

本部の設置及び閉鎖の伝達については、次のとおりとする。

（1）総務部長（総務課長）が連絡員を通じて本部員及び各部長に連絡する。また、動員中の状況に関する連絡等についてはＳＮＳ（ＬＩＮＥ等）の専用ページを作成して行う場合がある。その場合、写真の掲載及び場所・状況の文字情報を中心とし、個人情報の発信には注意すること。

（2）住民には、下市テレビ、サイレン、緊急速報メール、ＳＮＳ（ＬＩＮＥ等）、その他のあらゆる広報手段を通じて連絡を行う。

5 災害対策本部の設置場所

本部は、「町役場第１・２会議室」に設置する。

ただし、当該施設が使用不可能と判断される場合、又は災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図るため必要がある場合は、町長の判断によりその他の町施設に設置する。

この場合、各部、知事、関係機関、防災会議委員、報道機関等に電話等によって周知徹底を図る。

災害対策本部を設置する場合、総務部は、直ちに設置される場所の安全を点検し、必要な機器等を配置する。

6 標識等

（1）災害対策本部が設置された場合、町役場正面玄関及び本部の入口等に「下市町災害対策本部」の標識を掲示する。

（2）本部長、副本部長、部長、その他本部の職員は、災害時において非常活動に従事するときは、別段の定めがある場合のほか、所定の規格による腕章を着用する。

7 職務・権限の代行

（1）災害対策本部の本部長は町長があたり、町長が何らかの事情により不在の場合には、副町長、教育長の順位で代行する。

（2）本部員（各部長）の代行は、各部においてあらかじめ指名した副部長その他の部員が行う。

８ 対策の実施

各部は、それぞれの組織を整備し、本部の決定に基づき災害応急対策活動を実施する。

９ 県との連携

県が現地災害対策本部を設置した場合は、この組織と連携を図ることとし、職員を連絡要員として派遣する。

第５　現地災害対策本部の設置

本部長は、災害応急対策を局地的又は特定地域を重点的かつ臨機応変に実施する必要がある場合、災害現地に近い町施設その他適当と認める施設に現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、本部長が指示する業務内容に応じて、災害対策副本部長、災害対策本部員、及びその他の職員の中から必要な人員を指名確保し、必要な権限を委譲するなど弾力的に構成する。

第６　本部の組織及び事務分掌

本部の組織及び事務分掌は次のとおりとする。

１ 本部の組織

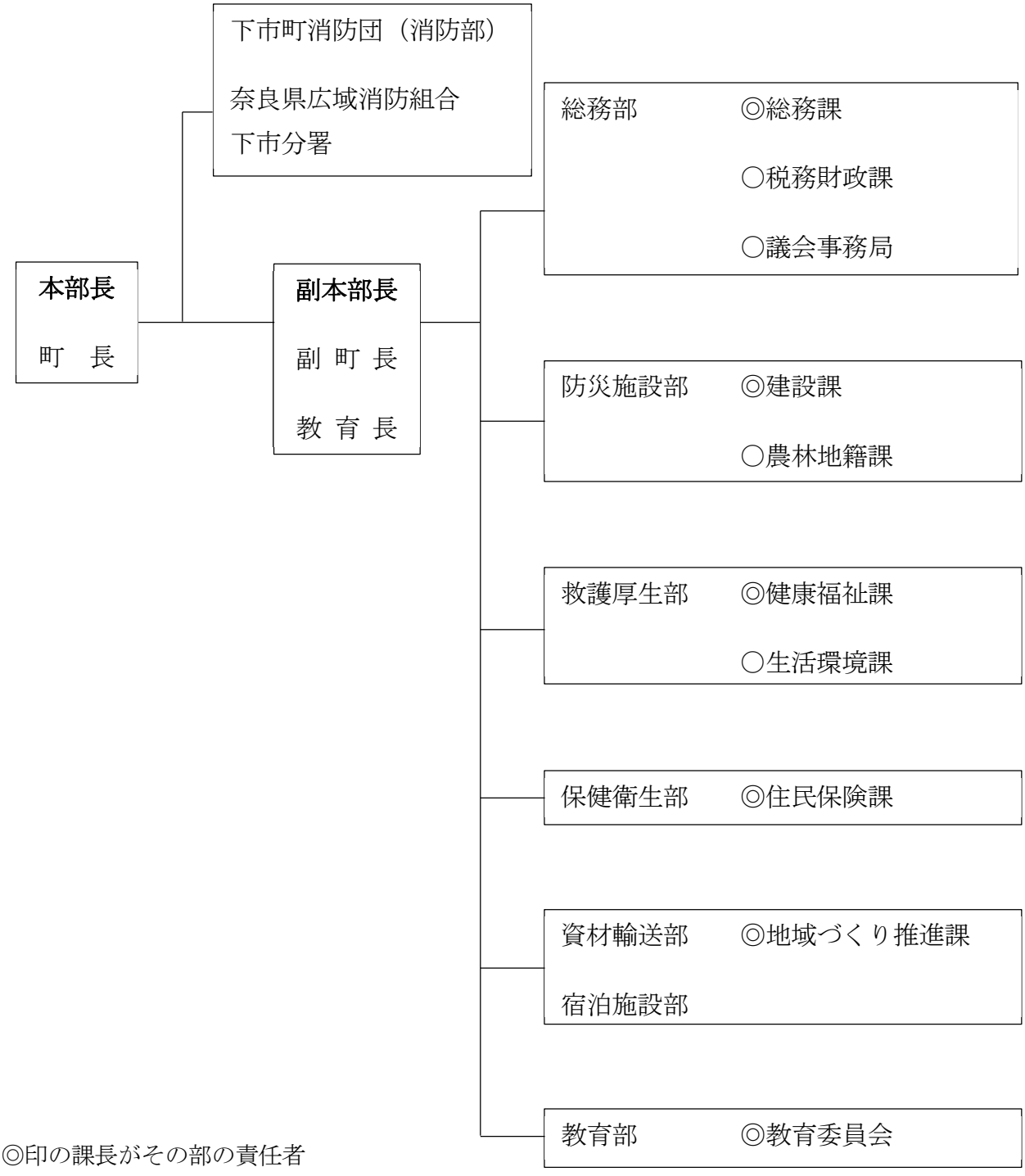

◎印の課長がその部の責任者

2 各部の事務分掌

部	所属	事務分掌
総務部 部長 総務課長	総務課	・災害警戒期、発災直後の初動対応に関すること ・本部の設置及び閉鎖に関すること ・防災会議、本部会議に関すること ・現地災害対策本部に関すること ・活動拠点の配置に関すること ・災害対策に関する職員の動員計画に関すること ・配備体制、応急対策その他の本部長命令の伝達に関すること ・通信の確保に関すること ・防災行政無線等(防災放送)の統括に関すること ・避難情報の発令、警戒区域設定に関すること ・気象情報の収受、被害情報及び防災情報の処理、会議記録、各部情報資料の記録、整理、保存等処理に関すること ・災害救助法適用の要請及び激甚災害指定の申請に関すること ・災害救助法に基づく救助に関する各部間の総合調整に関すること ・災害救助法関係資料等災害救助実施状況の取りまとめ及び県への報告に関すること ・広報資料の作成等災害時広報活動に関すること ・町ホームページへの災害専用サイト開設、運営管理に関すること ・ケーブルテレビへの災害時放送の要請に関すること ・報道機関への資料提供、広報協力要請等報道機関窓口業務 ・被災地内の防犯対策に関すること ・発災直後の人的被害状況の調査、建物及び宅地被害状況の調査その他の特命調査に関すること ・県・国・各防災関係機関との連絡調整に関すること ・自衛隊派遣要請計画及び要請に係る関係機関との連絡調整 ・災害派遣職員、自衛隊受入れに伴う後方支援業務に関すること ・消防団との調整に関すること ・隣接市町村との相互協力、他市町村への応援要請に関すること ・視察、見舞い等来町者の接遇に関すること ・分掌の定めのない事項に関する担当部の決定に関すること ・受援(人的支援、物的支援)に係る全体調整に関すること ・国、地方自治体、各種団体等への派遣要請、受入れに関すること ・物的支援の要請、受入れに関すること ・その他災害応急対策全般の調整に関すること
	税務財政課	・罹災証明書発行に関すること ・罹災世帯調査台帳の作成及び発行に関すること ・災害関係費の予算措置及び支出に関すること ・災害弔慰金等支給、災害援護資金貸付に関すること ・義援金、救援物資の配分に関すること ・職員の被災状況（安否確認、被害）に関すること ・各部の動員状況及び災害対策従事職員等の給与、食事、仮眠、健康管理、被災救援など後方支援業務に関すること ・被災者等への国保、租税等減免に関すること
	議会事務局	・議会との連絡調整に関すること ・各部への協力に関すること
防災施設部 部長	建設課	・道路・橋梁交通不能等による人的危険回避対策、応急対策、災害復旧に関すること ・河川・水路・ため池・砂防施設、土砂災害関係等の人的危険回避対策、応急

部	所属	事務分掌
建設課長		対策、災害復旧に関すること ・公園施設等の被害調査及び応急復旧に関すること ・宅地造成等開発行為箇所の被害調査及び復旧工事指導に関すること ・国土交通省、県土木事務所との連絡調整に関すること ・応急対策用資機材の調達、配分に関すること ・被災建築物応急危険度判定実施に関すること ・住宅の確保に関すること ・被災宅地応急危険度判定実施に関すること ・建築物・宅地の被災状況調査に関すること ・臨時ヘリポート開設に関すること ・被災地内駐車場・駐輪場確保対策に関すること ・被災地内の交通規制対策に関すること ・障害物の除去に関すること ・上下水道施設の被害調査、応急復旧に関すること ・緊急時活動用水、飲料水の確保に関すること ・病院等の防災拠点施設及び住民への応急給水に関すること ・他の上下水道事業者及び上下水道関係業者団体等との連絡に関すること
	農林地籍課	・農畜林作物、治山林道及び課所管町有施設の被害調査、応急対策に関すること ・農林関係建物等の災害調査に関すること ・農林業関係機関及び団体との連携の総合調整に関すること
救護厚生部 部長 健康福祉課長	健康福祉課	・指定避難所の開設、運営に関すること ・要配慮者等の救援に関すること ・災害時の福祉サービスの提供に関すること ・災害ボランティアに関すること ・社会福祉施設の被害調査の協力に関すること ・食料その他救助救援物資の調達、受入れ、配付に関すること ・吉野郡医師会、吉野郡歯科医師会、吉野郡薬剤士会、医療機関との連絡調整に関すること ・介護保険料免除及び各種給付金の支払いに関すること ・災害相談窓口の開設、運営に関すること ・被災者向け保健、心のケア対策に関すること ・感染症予防等被災者の保健衛生に関すること ・防疫対策に関すること ・被災者生活再建支援に関すること
	生活環境課	・し尿処理への協力に関すること ・廃棄物対策に関すること ・環境衛生対策に関すること ・遺体の火葬・埋葬に関すること ・ペットの保護対策に関すること
保健衛生部 部長 住民保険課長	住民保険課	・医療、助産救護対策に関すること ・医薬品・資機材並びに衛生材料等の調達及び配付に関すること ・入院施設の整備に関すること ・医療救護班の編成及び運営に関すること ・広域的な救急搬送受入れ先としての後方支援病院の確保に関すること ・要捜索者名簿の作成における協力に関すること ・罹災世帯調査台帳の作成における協力に関すること ・外国人の救援救護対策に関すること ・遺体の捜索、収容に関すること

部	所属	事務分掌
資材輸送部 宿泊施設部 部長 地域づくり推進課長	地域づくり推進課	・指定避難所としての開設、運営に関すること ・避難者の安全確保に関すること ・施設の被害調査及び応急対策、復旧に関すること ・町内滞在中の観光客・帰宅困難者の安全確保に関すること ・緊急輸送（人員、物資）に関すること ・商工業、観光施設における被害調査、応急対策、復興支援対策に関すること ・商工業関係機関及び団体との連絡調整に関すること
教育部 部長 教育委員会事務局次長	教育委員会	・園児、児童、生徒の避難、救護対策に関すること ・学校教育施設における指定避難所の開設・運営協力に関すること ・応急教育の実施に関すること ・学用品等の調達、支給に関すること ・学校教育施設の被害調査及び応急対策、復旧に関すること ・所管施設利用者の避難、安全確保に関すること ・所管施設における活動拠点施設開設・運営協力に関すること ・所管施設被害調査及び応急対策、復旧に関すること ・学校教育施設に併設した給食室による被災者向け炊き出しの実施 ・文化財等の被害調査及び応急対策、復旧に関すること ・県教育委員会及び県立高校等との連絡、調整に関すること ・部が使用する物資、機材等の調達、配分に関すること ・園児の保護及び応急保育に関すること
消防部 部長 消防団長	消防団	・初期消火及び出火防止活動に関すること ・倒壊建物等生き埋め被災者の救出に関すること ・住民向け避難情報の伝達、広報の協力に関すること ・緊急避難時の誘導、安全確保に関すること ・負傷者の救護に関すること ・水防活動に関すること ・災害による行方不明者の救助・捜索活動に関すること ・火災、水災等の被災状況調査の協力に関すること ・河川・水路、ため池、土砂災害等危険箇所、危険建物その他危険区域におけるパトロール等応急措置への協力に関すること ・被災地における防犯対策への協力に関すること

第２節　動員体制

迅速かつ的確に災害応急対策が実施できるよう、災害が発生した状況又は発生すると予測される状況に応じて職員を動員配備する。

担当	各部、関係機関

対策の体系	動員体制	第1　動員人員 第2　動員方法 第3　福利厚生

■応急対策の流れ

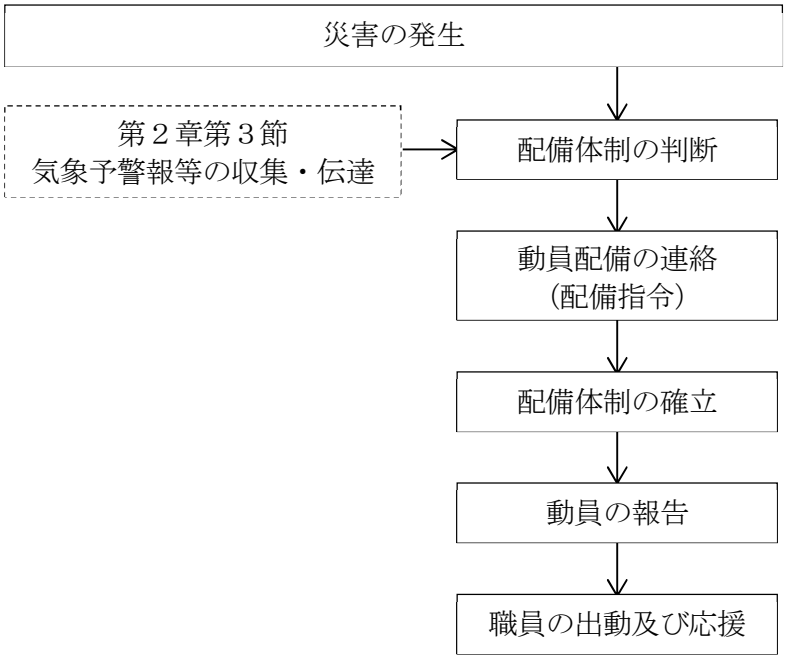

第１　動員人員

職員の動員は次のとおりとする。

■各部各課の動員人員

部	課	警戒体制		災害対策本部	
		予備動員	1号動員	2号動員	3号動員
総務部	総務課	管理職	管理職	管理職	全員
	税務財政課	―	課長	管理職	全員
	議会事務局	―	課長	管理職	全員
防災施設部	建設課	管理職	管理職	管理職	全員
	地域づくり推進課	課長	管理職	管理職	全員
救護厚生部	健康福祉課	―	課長	管理職	全員
	生活環境課	―	課長	管理職	全員
保健衛生部	住民保険課	―	課長	管理職	全員
資材輸送部 宿泊施設部	地域づくり推進課	課長	課長	管理職	全員
教育部	教育委員会	―	課長	管理職	全員
消防部	消防団分団	各分団	各分団	各分団	全員

第２　動員方法

１ 出動指令の決定

（１）予備動員

総務部長（総務課長）が副本部長、本部長に連絡をとり発令する。

また、この事務は、総務部（総務課員）が行う。

ア　動員発令のための準備は、情報の収集、関係部との協議等である。

イ　総務部は予備動員が発令されたことを各部の部長に伝達する。

ウ　暴風、大雨、洪水等の警報が発表された時、総務部は動員の確認をするために、総務課員、建設課員にあらかじめ地域内の各河川・道路等を巡視させ、情報の収集にあたらせるものとする。

エ　総務部は動員が決定された場合、直ちに各部に連絡しなければならない。

連絡を受けた各部は、所定の動員を行うとともに、動員した人員、その他の必要な情報を総務部に報告する。

オ　被害の取りまとめを行う。

カ　次の１号、２号及び３号動員の必要がある場合、その準備として資料等を作成し、本部長（町長）に報告する。

■予備動員指令系統

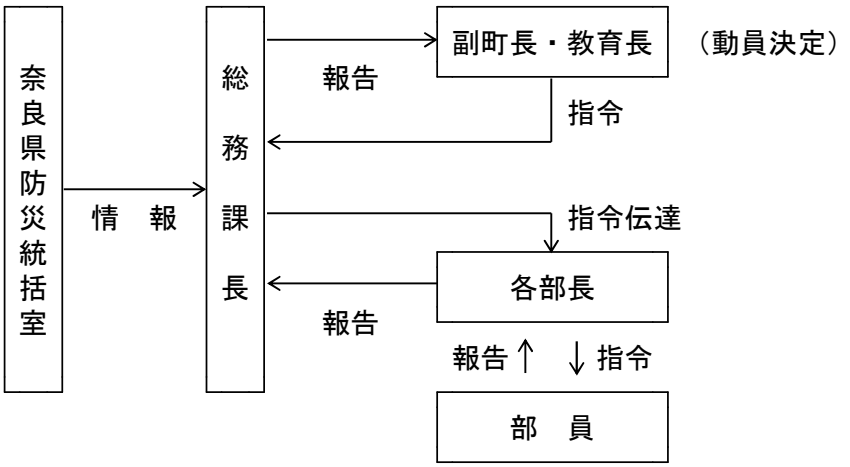

（2）１号～３号動員

本部長（町長）が発令する。本部長不在の場合は副本部長等が発令する。

また、この事務は、総務部（総務課員）が行う。

ア　動員発令のための準備は、情報の収集、関係部との協議等である。

イ　総務部は予備動員が発令されたことを各部の部長に伝達する。

ウ　暴風、大雨、洪水等の警報が発表された時、総務部は動員の確認をするために、総務課員、建設課員にあらかじめ地域内の各河川・道路等を巡視させ、情報の収集にあたらせるものとする。

エ　総務部は動員が決定された場合、直ちに各部に連絡しなければならない。

連絡を受けた各部は、所定の動員を行うとともに、動員した人員、その他の必要な情報を総務部に報告する。

オ　被害の取りまとめを行う。

カ　被害報告等の取りまとめの結果、２号動員又は３号動員の必要がある場合は、町長にこれを報告し、その指示により町災害対策本部会議を招集する。

■1号～3号動員指令系統

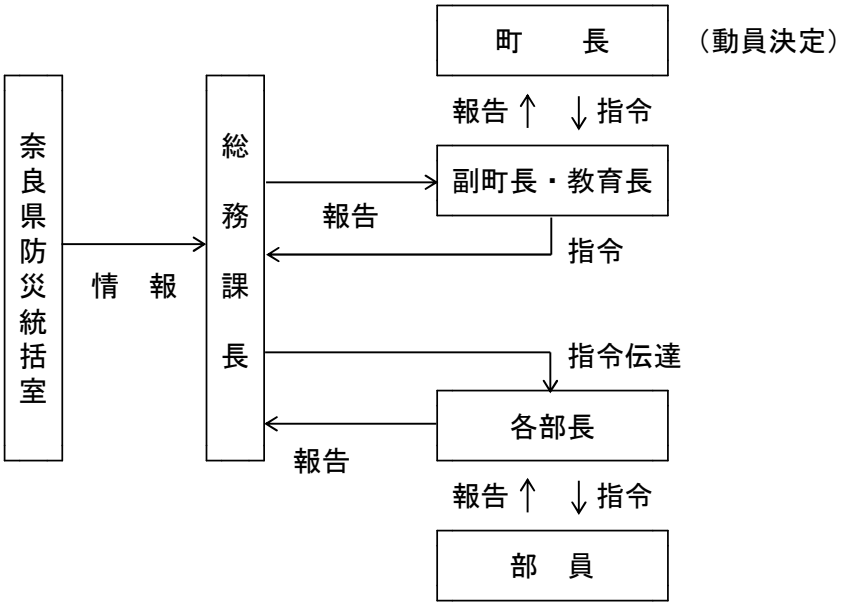

2 勤務時間内の動員方法

（1）連絡体制

各部への連絡は、総務部が庁内放送によって行う。

（2）活動体制への移行

連絡を受けた場合、平常の勤務体制から各班を編成して直ちに災害応急活動体制に切り替える。

3 勤務時間外の動員方法

（1）招集

宿日直者は、勤務時間外に職員の非常招集を行う必要が生じた場合、直ちに総務部長（総務課長）に連絡する。

総務課長は、町長、副町長及び教育長に状況を報告し、その指揮を受けて職員を招集する。

（2）連絡

総務課長は、町長が職員に非常招集を命じた時は、各部の部長に速やかに連絡をとり職員を招集する。

なお、大規模な災害の発生により道路や通信網が寸断され、職員の動員が円滑に行えない場合、次項で定めた災害対策特別初動班が同班長のもと、当面の初動体制の確保を図る。

（3）非常招集の方法

担当部課長による非常招集の方法は、電話等による。

■勤務時間外動員指令系統

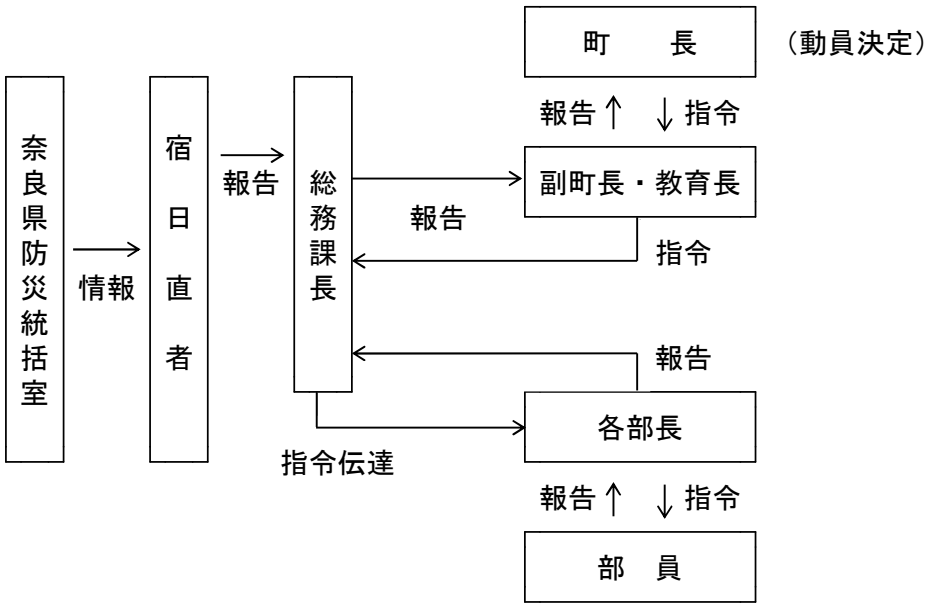

4 災害対策特別初動班の動員

勤務時間外における職員の動員について、特に道路網や通信網が寸断されるなど大規模な災害時には、それぞれの参集場所へ参集する。

ただし、災害の状況により、やむを得ない場合は最寄りの施設に参集する。

大規模災害の発生を想定し編成された同班の任務は次のとおりとする。

（1）被害の情報収集と通信網の確保に関すること。

（2）被災者の救助に関すること。

（3）災害対策本部設置のための準備に関すること。

（4）各関係機関との連絡に関すること。

5 動員状況の報告及び連絡

（1）すべての職員は参集後、所属部長に参集を報告する。
（2）各部長は、参集職員の氏名、参集時刻、参集免除者等の部員参集状況を総務部へ報告する。
（3）総務部は、防災活動を実施するため職員を動員した場合は、その状況を速やかに県に報告する。

6 連絡責任者

連絡責任者（各部長）は、所属部と町災害対策本部との連絡にあたる。

7 人員の確保

各部長は、各部の防災活動遂行において、部内の人員で対応しがたいと判断される場合には、応援を総務部長に要請する。

この場合、総務部長は速やかに可能な範囲内において、応援要員の派遣を行う。

8 日常業務の機能確保

災害の発生からの時間経過とともに、日常業務の機能を確保していく必要があるため、これらの業務機能確保については、総務部長と協議のうえ、住民サービス部門等から平常業務を確保していく。

9 災害時における職員の服務

（1）職員は、この計画の定めるところにより、上司の指揮に従って防災活動に従事しなければならない。
（2）職員は、出動指令が出されたときはもちろん、災害が発生し、又は発生するおそれのあることを知った場合は、配備区分に従い速やかに所定の勤務場所に参集しなければならない。

10 動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する職員は、非常招集を免除する。

これに該当する職員は、速やかに所属部長に連絡し、以後の指示を受ける。

ただし、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集する。

（1）公務のため管外出張中の場合
（2）職員自身が災害発生時に療養中又は災害の発生によって傷病の程度が重傷である場合
（3）親族に死亡者又は重傷の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合
（4）自宅から火災が発生し、又は周辺で火災が発生し、延焼するおそれがある場合
（5）同居する家族に高齢者、障害者、乳幼児等がおり、当該職員の介護や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合
（6）当該職員が居住する自宅が全壊、全焼、流失、床上浸水等の被害を受けた場合
（7）その他事情により、特に所属部長がやむを得ないと認めた場合

第3　福利厚生

総務部長は、災害対策の第一線で勤務する職員の体力・知力・判断力の持続のため、健康管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化に対処するとともに、他の市町村の職員等の受入れに際しては、福利厚生の充実を図る。

1 宿泊及び仮眠施設等の確保

災害対策活動従事者の宿泊及び一時的な仮眠施設を公共施設、公営住宅の利用、民間宿泊施設等

の随時借上げによって確保・調整に努める。

2 食料等の調達

総務部は、救護厚生部と協議のうえ、災害対策活動従事者への食料等を協定業者等から調達する。
なお、配送については、被災者への救護物資及び給食等の配送とあわせ、輸送の合理化を図る。

3 勤務状況の把握・管理

災害対策活動従事者の勤務時間の把握・管理に努め、各部の実情に即し適宜要員の交替等を行う。

第３節　気象予警報等の収集・伝達

奈良地方気象台から発表される気象予警報等の情報を収集し、あらかじめ定めた経路･方法によって、関係機関及び住民に迅速に伝達する。

担当	総務部、救護厚生部、防災施設部、関係機関

対策の体系	気象予警報等の収集･伝達	第1　情報の収集 第2　情報の伝達系統

■応急対策の流れ

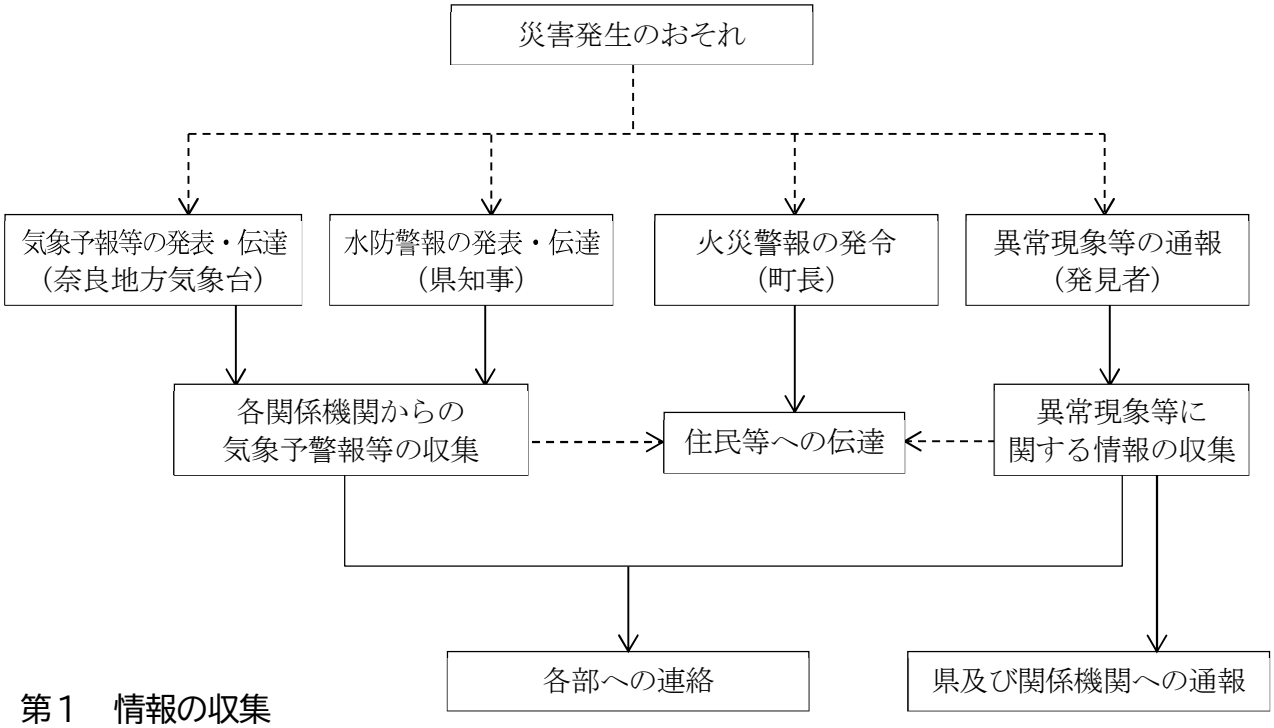

第１　情報の収集

１ 気象予警報等の種類

（１）気象、地象、水象

奈良地方気象台は、気象業務法に基づき注意報、警報等を発表し、注意を喚起し警戒を促す。

対象区域は奈良県全域であるが、注意報及び警報は、全県に対し発表する他、一次細分区域（下市町：「北部」）、又は二次細分区域（下市町：「五條・北部吉野」）に対し発表する場合がある。

※二次細分区域「五條・北部吉野」に該当する市町村：下市町、五條市（大塔町を除く。）、吉野町、大淀町

■区域区分図(気象庁)

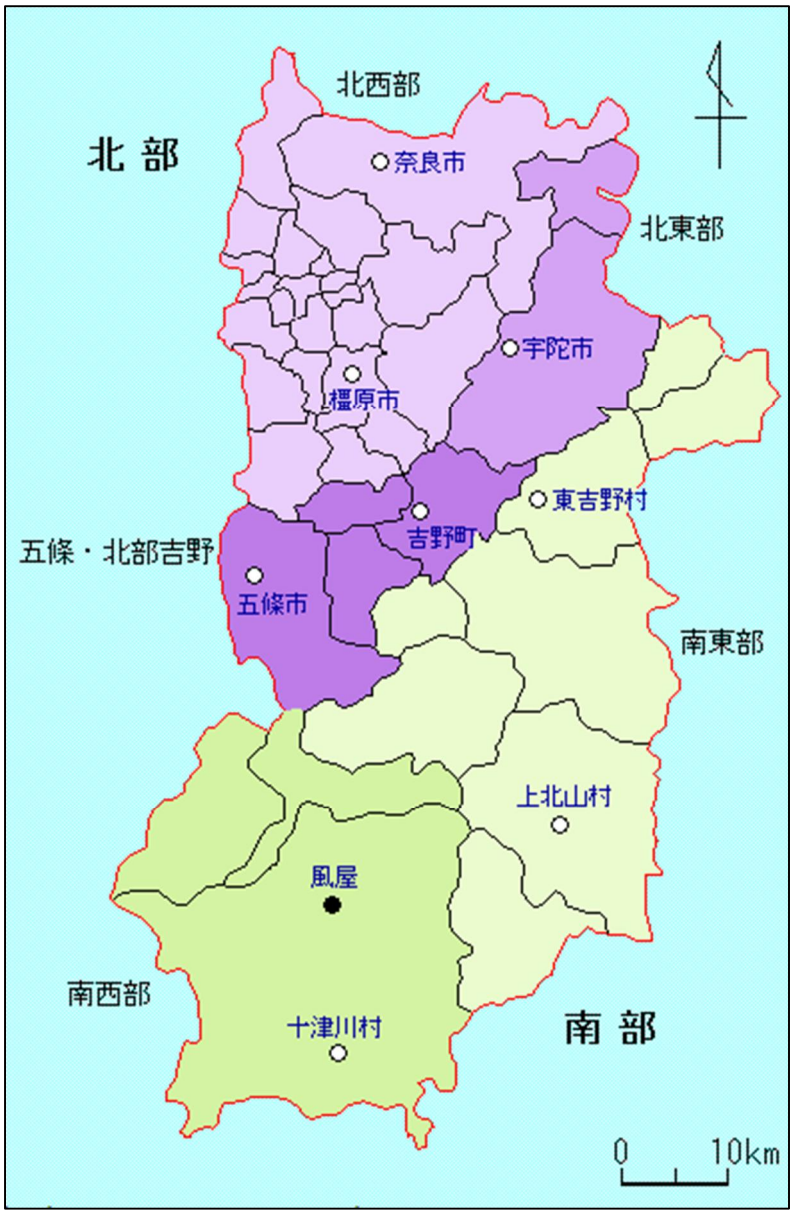

ア　注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときに発表されるもの。

イ　警報

大雨や強風等の気象現象によって、重大な災害が起こるおそれのあるときに発表されるもの。

ウ　特別警報

大雨や強風等の気象現象によって、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表されるもの。

■特別警報の種類と発表基準

<table>
<tr><th>現象の種類</th><th colspan="2">基準</th></tr>
<tr><td>大雨</td><td colspan="2">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</td></tr>
<tr><td>暴風</td><td rowspan="3">数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により</td><td>暴風が吹くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>高潮</td><td>高潮になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>波浪</td><td>高波になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>暴風雪</td><td colspan="2">数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>大雪</td><td colspan="2">数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td></tr>
</table>

エ　記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報、竜巻注意情報気象情報

大雨や強風等の気象現象によって発表中の警報等を補完するために、発表される気象情報及び町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するための情報である。

オ　気象庁による発表基準

奈良地方気象台から一般及び水防活動の利用に供するために県下に発表される気象、地象、水象の注意報、警報の種類及びその基準は、次表のとおりである。

なお、警報や注意報は、気象要素（雨量、指標、風速など）が基準に達すると予想した区域に対して発表するが、地震や災害の発生等により災害発生にかかわる条件が変化した場合、通常とは異なる基準（暫定基準）で発表することがある。

■警報・注意報等の発表基準(奈良地方気象台)

(令和７年５月 29 日現在)

下市町	府県予報区		奈良県	
	一次細分区分		北部	
	市町村等をまとめた地域		五條・北部吉野	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	13
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	116
	洪水		流域雨量指数基準	吉野川流域＝49.9
			複合基準	吉野川流域=(6, 49.8)
			指定河川洪水予報による基準	紀の川[五條]
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地:12 時間降雪の深さ 10cm
				山地:12 時間降雪の深さ 30cm
	波浪		有義波高	―
	高潮		潮位	―
注意報	大雨		表面雨量指数基準	8
			土壌雨量指数基準	87
	洪水		流域雨量指数基準	吉野川流域＝39.9
			複合基準	吉野川流域=(6, 31.9)
			指定河川洪水予報による基準	紀の川[五條]
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地:12 時間降雪の深さ 5cm
				山地:12 時間降雪の深さ 10cm
	波浪		有義波高	―
	高潮		潮位	―
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		―	
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度 40%で、実効湿度 65%	
	なだれ		積雪の深さが 50cm 以上あり、最高気温 10℃以上またはかなりの降雨 (気温は奈良気象台の値)	
	低温		最低気温が-5℃以下(奈良地方気象台の値)	
	霜		晩霜期　最低気温1℃以下	
	着氷		―	
	着雪		24 時間降雪の深さ:平地 20cm 以上、気温-2℃～2℃	
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	100mm

（２）水防警報及び水位到達情報

奈良県知事は、水防法の規定に基づき知事が指定する河川について、水防警報及び水位到達情報を発表する。

町域を流れる河川のうち指定される河川は、吉野川（紀の川）である。

ア　水防警報

水防法の規定に基づき国土交通大臣又は知事が指定する河川について、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認められるとき警告を発するもの。

奈良県知事が発表する水防警報の基準は次のとおりである。

■水防警報の発表基準

階級	警報の種類	内容及び時期
第1段階	待機	水防機関の出動のため待機を目的とするもので、気象予報の内容、又は上流の降雨状況により行う。
第2段階	準備	水防資器材の点検、排水門・取水門等の開閉準備、巡視の強化及び水防機関の出動準備等に対するもので、水防団待機水位（通報水位）を超えたとき、又は、重大な水防事態の発生が予測されるときに出す。
第3段階	出動	水防機関の出動の必要を警告して行うもので、氾濫注意水位（警戒水位）を超えたとき、又は、事態が切迫したときに出す。
第4段階	解除	水防活動終了の通知を行う。
適宜	水防情報	上流の雨量、水位、流量より水位の昇降、滞水時間、最高水位及び時刻等、水防活動上必要なる水位状況を通知する。

（但し、「待機」「準備」の２段階は省略することができる。）

イ　水位到達情報

水防法の規定に基づき国土交通大臣又は知事が指定する河川について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を通知するものである。（氾濫危険水位は、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがあり、町長の避難指示の発令判断の目安となる水位。）

ウ　河川の指定

水防法第 16 条に基づき、洪水により相当な損害を生じるおそれがあると認められる河川は次のとおりである。

■奈良県知事の指定する水位周知河川及び水防警報指定河川

河川名	区域	対象量水標	水位(m)
吉野川 (紀の川)	左岸　吉野郡吉野町南国栖 右岸　　〃 吉野町と川上村の境界から国土交通大臣が水防警報を行う指定河川との境界まで	上市、下渕	上市　下渕 水防団待機水位　3.50　4.90 (通報水位) 氾濫注意水位　5.40　7.40 (警戒水位) 避難判断水位　5.40　9.20 氾濫危険水位　6.10 10.10 (洪水特別警戒水位)

（３）土砂災害警戒情報

奈良地方気象台と県は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、町に土砂災害警戒情報を共同で発表する。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当する。

この情報は､奈良地方気象台から奈良県を通じて町に伝達するとともに報道機関の協力を得て、住民への周知を図る。

ア　発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とし、県内の全市町村を発表対象とする。(ただし、大和高田市、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、広陵町を除く)。

イ　内容

土砂災害警戒情報の内容は、文章と図を組み合わせたものである。

なお、発表対象とする土砂災害は、土石流及び集中的に発生する急傾斜地の崩壊である。

ウ　発表と解除

土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に奈良県と奈良地方気象台が協議して行う。

■土砂災害警戒情報の発表･解除

発表	･大雨警報発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの予測値を基に作成した指標が監視基準に達した場合
解除	･実況値が監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときや、無降雨状態が長時間続いている場合

エ　利用上の留意点

発表対象とする土砂災害は、土石流及び集中的に発生する急傾斜地の崩壊であり、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、地すべりなどについては発表対象としていない。そのため、防災活動にあたっては、周辺の渓流・斜面の状況なども合わせて、総合的に判断する必要がある。

オ　土砂災害警戒情報の暫定基準での運用

暫定基準は、次の事象が発生した場合、奈良県県土マネジメント部と奈良地方気象台が協議のうえ、土砂災害警戒情報の暫定基準を決定し、奈良県県土マネジメント部は、奈良県総務部に直ちにその内容を通知する。

・県内で震度５強以上の地震を観測した場合
・その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される林野火災、風倒木等）が発生した場合詳細については、「奈良県土砂災害警戒情報に関する実施要領」による。

（４）顕著な大雨に関する気象情報

顕著な大雨に関する気象情報は、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って提供される情報である。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル４相当以上の状況で発表される。

（５）火災気象通報及び火災警報

ア　火災気象通報

火災気象通報は、消防法の規定に基づいて、奈良地方気象台長が気象の状況が火災予防上危険であると認めるとき、その状況を県知事に対し通報するもので、県知事は「火災気象通報」を受けたときは直ちに町長に通報する。

火災気象通報の通報基準は、乾燥注意報及び強風注意報の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

イ　火災警報

町長は、県知事から「火災気象通報」を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたとき、消防法 22 条第３項の規定に基づき、関係団体及び住民等に「火災警報」を発表する。

町は「火災警報」を発したとき、及び解除したときは、町広報車、消防車両等による火の使用制限の呼びかけを行うよう措置するとともに、県知事に対し通報する。

２ 雨量･河川等水位情報の観測

（１）雨量の観測

総務部は、関係雨量観測所の情報を収集する。

（２）河川水位の観測

防災施設部（建設課）は、管内河川の水位に関する情報を観測・集約し、その状況を総務部へ通知する。

（３）ため池水位の観測

防災施設部（建設課）は、管内ため池の水位に関する情報を観測・集約し、その状況を総務部へ通知する。

また、ため池管理者は、常に的確な気象状況の把握に努め、ため池水位の観測・監視を行う。その管理するため池の水位が上昇し、又は降雨等の状況により出水のおそれがあると認めた場合は、直ちに総務部へ通知する。

（４）隣接市町村との情報交換

総務部は、隣接市町村防災担当と相互に雨量・河川等水位に関する情報の交換に努める。

３ 異常現象の発見及び通報

（１）災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに町又は警察署に通報する。

（２）町長は、異常現象の通報を受けた場合、県、奈良地方気象台及び関係機関に通報し、住民に対

して周知徹底を図るとともに、状況に応じて警戒区域等の設定、又は関係機関に警戒区域等の設定を要請する。

■異常現象の種類と内容

異常現象の種類	内容
気象	竜巻、ひょう、突風等で激しく異常なもの
水象	河川、ため池等の異常水位、堤防等の水もれ
地象	がけ崩れ、地割れ等
その他	ガス・石油等の流出

4 気象予警報等に関する情報の収集

奈良県防災情報システム、インターネット、電話・ファクシミリ等、関係機関との連携によって収集する。

5 特別警報に係る措置

特別警報の伝達を受けた時、あるいは異常現象を覚知したときは、本計画に基づく伝達手段により、管内の住民及び関係機関に対し、直ちに周知するとともに、対策を講ずる。

第２　情報の伝達系統

1 気象予警報等の伝達経路

被害を及ぼす可能性のある気象状況等が予想される場合、県は奈良地方気象台から通知を受け防災情報システムにより町へ伝達する。

なお、気象警報については、あわせてＮＴＴ西日本株式会社よりＮＴＴ回線ＦＡＸにより町に通知される。

■気象予報等の伝達系統

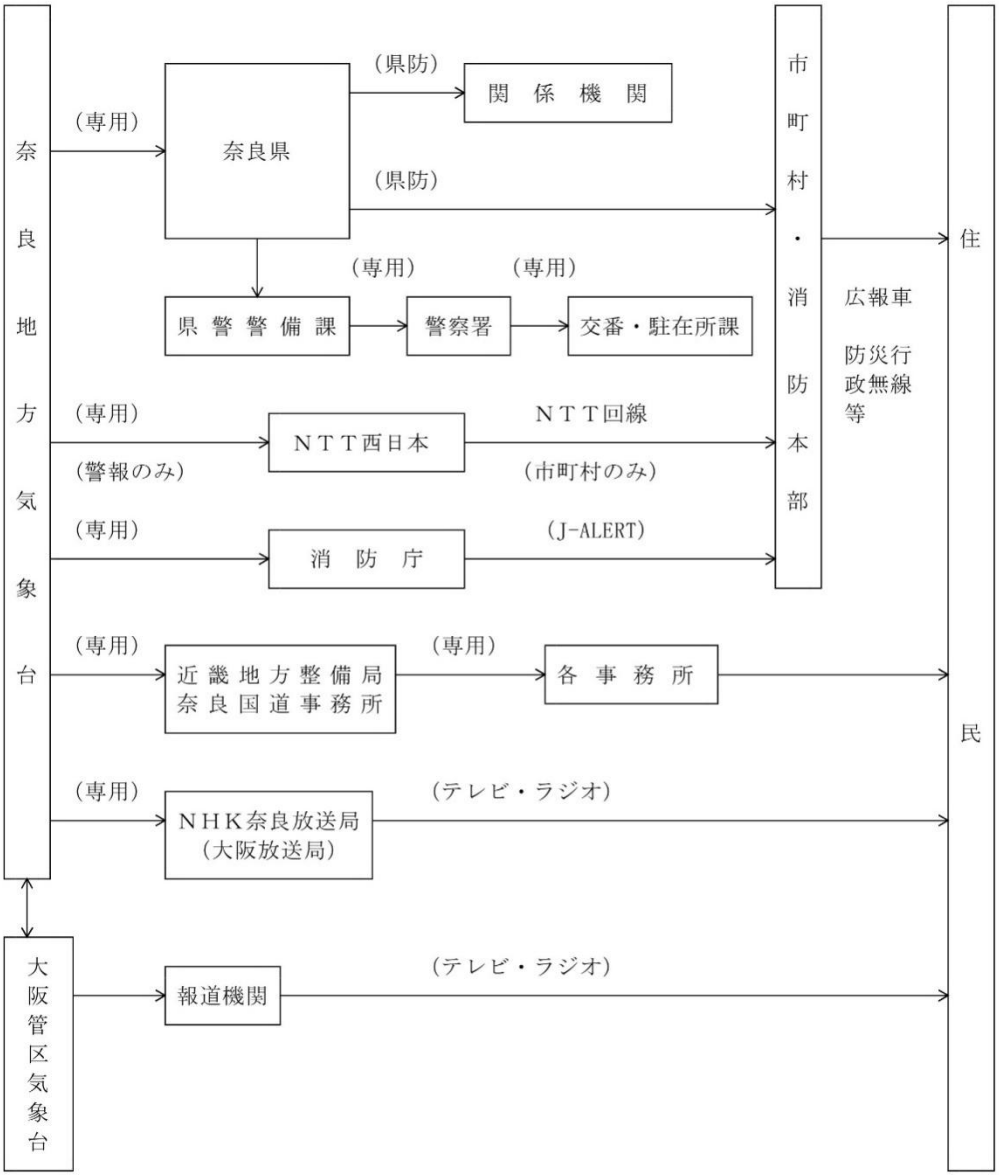

（県防）は県防災行政通信ネットワーク、（専用）は専用線または専用無線を表す。

2 水防警報及び水位到達情報の伝達経路

吉野川（紀の川）に関する水防警報及び避難判断水位到達情報の県からの伝達経路、並びに町内における主な伝達経路は、次のとおりである。

■水防警報及び水位到達情報の伝達経路

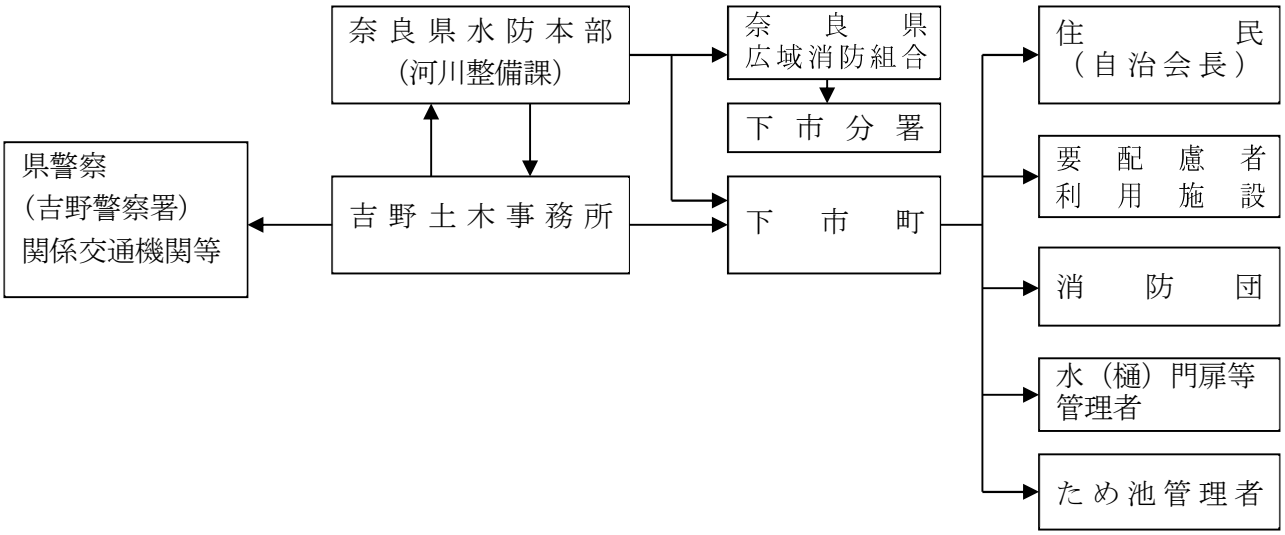

3 庁内における伝達方法

（1）勤務時間内

ア　勤務時間内において総務部が受けた気象予警報等は、すべて庁内放送で放送する。
　また、動員指定職員に対し庁内メールで配信する。

イ　気象警報、水防警報、避難判断水位到達情報、及びその他重要なものについては、あわせて電話又は伝令で行う。
　電話及び伝令は、動員指定職員及び災害対策本部本部員となる各部長等に対して行うが、部長等に連絡できない場合は、これに代わる職員に対して行う。

（2）勤務時間外

ア　勤務時間外において宿直担当者が受けた気象予警報、並びに異常現象発見者からの通報は、宿直担当者が動員指定部長に対し電話で連絡する。
　部長に連絡できない場合は、これに代わる職員に対して行う。

イ　その他の動員指定職員に対する連絡は、あらかじめ定められた連絡網による連絡方法で行う。

4 住民への周知

気象関連情報等は、ラジオ、テレビ、新聞、インターネット、モバイルメール、ＳＮＳ等の報道機関を通じて住民に周知されるが、特殊な情報、特定地域のみに対する情報等については、予想される事態並びにこれに対してとるべき措置もあわせて周知する。

また、事態の推移によっては当該地域等に避難指示を発令することが予想される場合、住民に対し高齢者等避難を発令し周知する。周知にあたっては、要配慮者に配慮する。

（1）勤務時間内

ア　勤務時間内において総務部が受けた気象予警報等は、すべて庁内放送で放送する。
　また、あわせて町ホームページに掲載する。

イ　気象警報、水防警報、避難判断水位到達情報、及びその他重要なものについては、広報車等による巡回広報を行う。

また、あわせて各自治会長及び消防団各分団に対し電話で連絡し、防災行政無線等による放送連絡、並びに要配慮者への周知徹底の協力を要請する。

ウ　水防警報、避難判断水位到達情報、及びその他重要なものについては、救護厚生部が要配慮者利用施設に対し電話で連絡し、先行的な入所者・利用者の安全確保を要請する。

（2）勤務時間外

勤務時間外における住民への周知については、勤務時間内に準じて動員指定職員が行う。

第４節　警戒活動

担当	防災施設部、奈良県広域消防組合、消防団、関係機関

対策の体系	警戒活動	第1　水防活動 第2　土砂災害警戒活動 第3　ライフライン等警戒活動

第１　水防活動

本部長（町長）は、町域において水防事態発生が予想される場合には、消防団に出動を指令し、概ね次の水防活動を実施する。なお、水防活動の具体は、別途「町水防計画」に準ずる。

町が警戒体制を敷いた場合は、消防団長・副団長は町役場庁舎、各分団長は各分団詰所に待機し、本部長の出動指令に備える。

また、町が災害対策本部を設置し、２号又は３号動員体制を敷いた場合は、消防団員は特に指名されたものを除き各分団詰所へ集合（出動）し警戒配備につく。

水防本部は、災害対策本部設置をもって、これにあてる。

１ 消防団の出動準備･出動等

（１）出動準備

本部長（町長）は、次の場合、消防団に対し水防第１信号により出動を準備させるとともに、その旨現地指導班（吉野土木事務所）に報告する。

ア　県知事より水防警報第２段階を受信したとき

イ　吉野川（紀の川）の水位が「水防団待機水位（通報水位）」に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき

（２）出動

本部長（町長）は、次の場合、直ちに消防団を予め定められた計画に従い水防第２信号により出動させ、非常配置につかせるとともに、その旨現地指導班（吉野土木事務所）に報告する。

ア　県知事より水防警報第３段階を受信したとき

イ　吉野川（紀の川）の水位が「氾濫注意水位（警戒水位）」に達し危険が予測されるとき

（３）水防に必要な資機材の点検整備

総務部及び防災施設部は､それぞれ所管する水防倉庫の備蓄資機材の点検整備を行うとともに、協力団体・業者との応援調達ルートの確保を行う。

２ 非常監視､警戒及び水防施設の管理者への連絡､通報

本部長（町長）は、出動命令を出した水防区域の非常監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所、重要箇所を中心に巡回し、次のような異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに、所轄の現地指導班（吉野土木事務所）に報告する。

（１）護岸の亀裂

（２）河川の溢水状況

（３）ため池等の水漏れ

（４）橋梁等構造物の異常

3 応急措置

（1）防災施設部は、ため池等の管理者と連絡を密にする。
（2）災害により河川等が被害を受け危険と思われる場合は、水防工法等により応急措置を講じる。
（3）本部長（町長）は、水防法第 21 条に基づき水防のため必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、関係者以外の立入りを禁止するなどの措置を講じるとともに、県警察（吉野警察署）に対して警察官又は警察職員の出動を求める。

4 資機材の調達

現有の資機材を優先的に活用し、なお、不足する場合には現地調達あるいは吉野土木事務所、関係業者等から調達を行う。

第2 土砂災害警戒活動

町及び県は、豪雨、強風等によって生じる土砂災害に備える。

1 警戒活動の種類

土砂災害の警戒活動については、本部長（町長）の判断により、次の警戒活動を行う。

（1）第１次警戒体制
ア 各危険地域において防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。
イ 地元自主防災組織等の活動を要請する。
ウ 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

（2）第２次警戒体制
ア 住民等に避難の準備を行うよう広報を行う。
イ 必要に応じて、災害対策基本法に基づく高齢者等避難の発令、避難指示を行う。

2 情報交換の徹底

関係機関は、風力、雨量等の情報交換に努める。

第3 ライフライン等警戒活動

ライフライン、交通、放送に関わる事業者は、豪雨、暴風等によって発生する災害に備える。

1 ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制を確保し警戒活動を行う。

（1）上下水道
ア 緊急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）
イ 応急対策用資機材の確保
ウ 浸水のおそれのある施設の巡回・点検、必要な場合の浸水等防ぎょ措置

（2）電力（関西電力送配電株式会社）
ア 応急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）
イ 応急対策用資機材の確保

（3）電気通信（電気通信事業者）
ア 災害情報連絡室の設置
イ 情報の収集、報告(気象状況、災害予報等)
ウ 応急対策要員等の事前確保
エ 復旧資機材の調達及び災害対策機器・工事車両等の確保
オ 防護措置の実施

（4）ＬＰガス（事業者）

ア　応急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）

イ　応急対策用資機材の確保

ウ　浸水のおそれのある施設の巡回・点検、必要な場合の浸水等防ぎょ措置

２ 交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講じる。

（1）道路・橋梁施設（防災施設部、吉野土木事務所）

ア　定められた基準により通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。

イ　交通の混乱を防止するため、迂回、誘導灯等の適切な措置を講じる。

（2）バス路線（奈良交通）

ア　あらかじめ定めた基準により、バス運行の停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。

イ　バス路線の道路状況を速やかに把握するとともに、町及び関係機関にその状況を報告し、交通規制等に関する指示を求める。

３ 放送(事業者)

ア　気象情報等の収集に努める。

イ　電源設備、給排水設備の整備、点検を行う。

ウ　中継・連絡回線の確保を行う。

エ　放送設備・空中線の点検を行う。

オ　緊急放送の準備を行う。

第３章　災害発生後の活動

項目	初動	応急	復旧	担当
第1節　情報の収集・伝達	●	●		総務部、各部、関係機関
第2節　通信手段の確保	●	●		総務部
第3節　災害広報・広聴対策	●	●		総務部、各部、関係機関
第4節　応援の要請・受入れ	●			総務部、各部、関係機関
第5節　自衛隊災害派遣の要請要求・受入れ	●	●		総務部、関係機関
第6節　公共土木施設等・建築物応急対策	●	●	●	防災施設部、総務部、関係機関
第7節　ライフラインの確保	●	●		防災施設部、総務部、関係機関
第8節　救助・救急活動	●	●		総務部、救護厚生部、保健衛生部、奈良県広域消防組合、消防団、関係機関
第9節　医療救護活動	●	●		保健衛生部、総務部、奈良県広域消防組合、吉野保健所、南和広域医療企業団、関係機関
第 10 節　緊急輸送活動・交通規制	●	●		総務部、救護厚生部、資材輸送部、防災施設部、関係機関
第11節　緊急物資の供給	●	●		総務部、救護厚生部、防災施設部
第 12 節　防疫・保健衛生活動	●	●		救護厚生部、関係機関
第 13 節　遺体の収容・処理及び火葬等	●	●		救護厚生部、関係機関
第 14 節　廃棄物の処理等		●	●	救護厚生部、防災施設部、関係機関
第 15 節　ボランティア等自発的支援の受入れ	●	●		総務部、救護厚生部、関係機関
第 16 節　災害救助法の適用	●			総務部、救護厚生部、関係機関
第 17 節　応急教育等		●		教育部、救護厚生部
第 18 節　文化財応急対策		●		教育部
第 19 節　農林関係応急対策		●	●	防災施設部、関係機関
第 20 節　社会秩序の維持		●	●	総務部、関係機関
第 21 節　災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定	●			総務部

第１節　情報の収集・伝達

災害発生後、県及び関係機関との連携協力のもと、直ちに衛星電話（３台）や県防災情報システム、防災行政無線等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集並びに伝達活動を行う。

担当	総務部、各部、関係機関

対策の体系	情報の収集･伝達	第1　気象予警報等の収集･伝達 第2　情報の収集･伝達系統 第3　被害状況の把握 第4　避難及び応急対策の実施状況の把握 第5　被害状況等の集約･整理等 第6　県及び国への報告 第7　被災者の安否情報

■応急対策の流れ

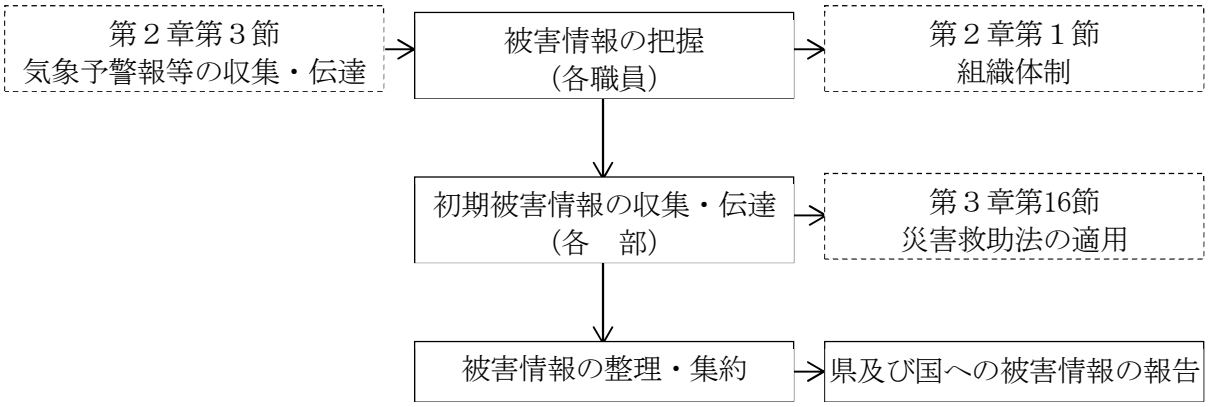

第１　気象予警報等の収集・伝達

気象予警報等が発表された場合は、災害発生以前から継続して気象情報等の収集・伝達を行う。

第２　情報の収集・伝達系統

町及び防災関係機関は、災害発生時の情報連絡体制を最優先で確立させるため、通信連絡体制を統括するとともに、収集した情報を、有効かつ適切に利用できるよう、各部及び関係機関相互の迅速かつ的確な伝達系統を確保する。

１ 情報の収集･伝達手段

（１）防災行政無線等
（２）有線放送、電話、携帯電話、ファクシミリ、ケーブルテレビ、ホームページ、モバイルメール、ＳＮＳ等の通信手段
（３）車、バイク、自転車等を用いた伝令

2 情報収集･伝達系統

各部は、災害発生後直ちに所管施設の被害の有無、活動拠点施設としての機能の現況を最優先で把握し、総務部に報告する。

総務部は、県、奈良県広域消防組合、県警察（吉野警察署）等の関係機関から情報を収集し、人的被害の有無、活動拠点施設の機能の現況を最優先で把握する。

情報収集を情報の取りまとめにあたる総務部を中心とした情報収集系統及び情報伝達系統は以下のとおりである。

（1）情報収集系統

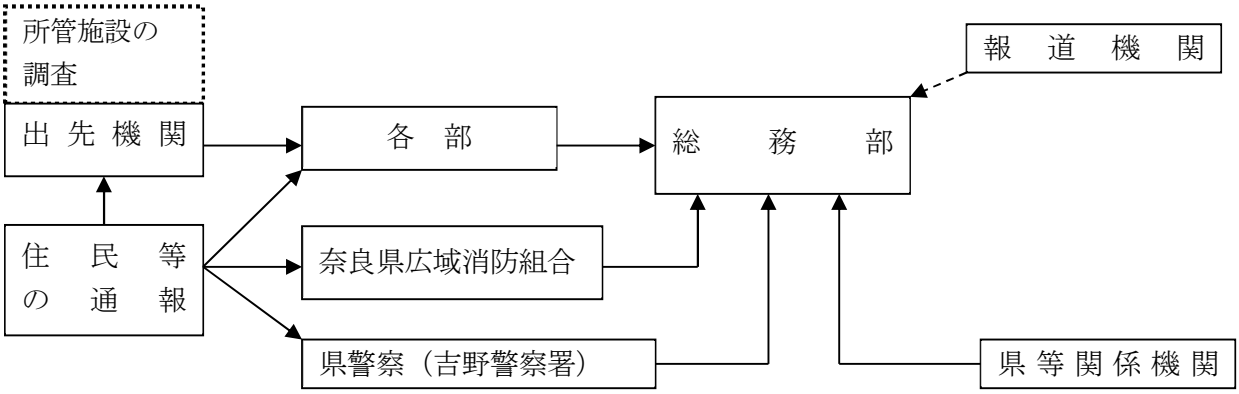

（2）情報伝達系統

ア　庁内伝達系統

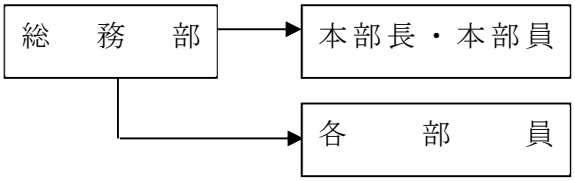

イ　住民及び関係機関との伝達系統

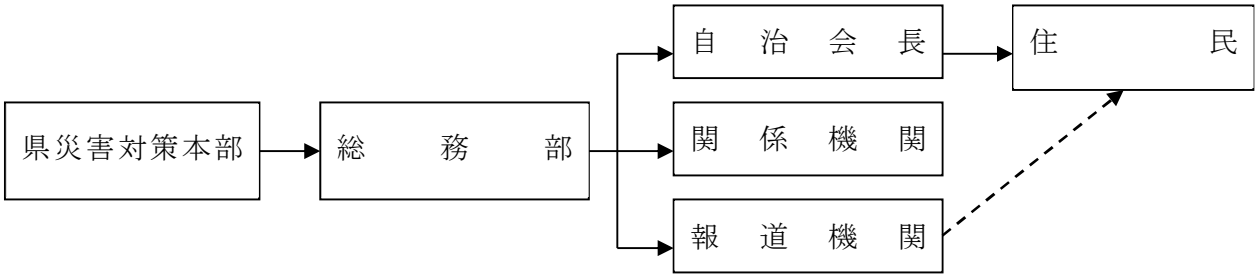

第3　被害状況の把握

迅速かつ的確な応急対策活動の実施に必要な被害概況について、災害発生後、なるべく早期に把握するとともに、関係機関、住民等の協力を得て、詳細な被害状況を把握する。

また、要配慮者の被害状況については特に配慮する。

なお、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。

1 被害概況の把握

（1）実施担当

各部は、事務分掌に基づき、関係機関及び団体等の協力・応援を得ながら被害概況を把握し、総務部に報告する。

また、勤務時間外の場合は、参集途上の情報も把握する。

なお、自己の部に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに総務部に報告する。

（2）被害概況の把握

次の情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努める。

ア　消防機関への通報状況
イ　警察署からの情報（通報状況等）
ウ　防災関係機関からの情報
エ　自主防災組織、住民等からの情報
オ　各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
カ　庁舎周辺の状況
キ　その他

（3）把握する内容

ア　人的被害の発生状況
イ　床上浸水・床下浸水、流失家屋等の状況
ウ　土砂災害等の二次災害の発生状況、危険性
エ　避難の状況、住民の動向
オ　浸水（アンダーパス、低地区間等）、倒木その他による通行障害等道路交通の状況
カ　公共交通機関（電車･バス）の状況
キ　ライフラインの被害状況、供給等の停止状況
ク　その他災害の拡大防止措置上必要な状況

（4）把握の手段

ア　防災行政無線等を用いる。
イ　電話、携帯電話、ファクシミリ等を用いる。
ウ　町が所有する車両の乗り合い利用、職員のバイク・自転車の借上げ、徒歩等によって行う。
エ　天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機（ドローン）、高所監視カメラ等による目視、撮影等による情報収集を行う。

（5）被害状況把握の注意事項

ア　被害状況等の把握にあたっては、関係機関相互の連絡を密にし、脱漏、重複のないよう十分留意し、正確を期す。
イ　被害世帯数については、現地調査のほか、住民登録と照合するなど、的確を期する。
ウ　要配慮者の被害状況の把握には特に配慮し、奈良県要配慮者避難行動要支援者支援ガイドライン等に準じて実施する。

2 被害概況の集約

総務部は、各部からの報告に基づき、被害概況を随時取りまとめる。

なお、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。

取りまとめる被害概況は、次のとおりである。

（1）人的被害

死者、行方不明者、負傷者の状況

（2）建物被害

床上浸水・床下浸水、全壊（全焼・全流失)、大規模半壊、半壊（半焼)、一部損壊、非住家、ブロック塀の状況

（3）公共土木施設等の被害

ア 道路、橋梁の状況

イ 河川、水路、ため池の状況

ウ 土砂災害（土石流、地すべり、急傾斜地等）の状況

エ 道路交通、公共交通機関（電車･バス）の状況

オ ライフラインの状況

カ 文教施設、清掃施設の状況

（4）その他

ア 消火・人命救助活動の状況

イ 救急・医療活動の状況

ウ 高齢者等避難、避難指示、警戒区域の設定の状況

エ その他必要な情報

3 詳細被害状況の把握

各部は、自己の所属する被害状況を把握する。

なお、所属でない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに総務部へ報告する。

また、被害状況を専門的に把握するために必要と認められる場合は、部内で調整のうえ、他部の協力によって調査を行う。

把握する内容及び実施担当は、次のとおりである。

■実施担当

調査事項	調査機関	主たる応援協力機関
1 人･住家の被害	町	
2 避難に関する状況 （避難情報等の発令状況、指定避難所の開設状況、避難世帯数･避難者数）	町	
3 福祉関係施設被害	町(県)	
4 医療、環境衛生施設、廃棄物処理施設被害	町(県)	保健所
5 水道施設被害	町(奈良県広域水道企業団)	
6 農業生産用施設被害	町	県農林振興事務所
7 畜産被害	町	県家畜保健衛生所
8 水産被害	町	
9 農地、農業用施設被害	町	県農林振興事務所
10 林地、造林地、苗畑、林道、作業道被害	町	県農林振興事務所
11 林産物、林産施設被害	町	県農林振興事務所
12 商工関係被害	町(県)	
13 公共土木施設被害	町(県)	県土木事務所
14 都市施設被害	各施設	県土木事務所
15 県有財産、県有建築物被害 （文化財、警察関係施設除く。）	県	町
16 文教関係施設被害	町(県)教育委員会	
17 文化財被害	町(県)教育委員会	
18 警察関係被害	警察本部、警察署	町

調査事項	調査機関	主たる応援協力機関
19　生活関連施設被害	指定公共機関等	町

4 被災状況、被害金額の把握

詳細被害状況に基づき、被災状況と被害金額を把握する。
把握する内容と実施担当は、次のとおりである。

■実施担当

把握する内容		実施担当
被災状況	被災世帯数、被災者数	総務部
被害金額	公共文教施設の被害金額	教育部
	農林業施設の被害金額	防災施設部
	その他公共施設の被害金額	各所管部
	農林、商工の被害金額	防災施設部

第４　避難及び応急対策の実施状況の把握

その後の応急対策の方針を決めるため、時間の経過とともに変化する避難及び応急対策の実施状況をなるべく詳細に把握する。

1 避難状況の把握

各実施担当は、避難状況を把握し総務部に報告する。
総務部は、報告を取りまとめ本部長に報告する。
把握する内容と実施担当は、次のとおりである。

■実施担当

把握する内容		実施担当
避難の状況	所管施設の避難状況	各部担当
	避難所の状況	救護厚生部 宿泊施設部
	要配慮者の避難状況	救護厚生部

2 応急対策の実施状況の把握

各実施担当は、応急対策の実施状況を把握し総務部に報告する。
把握する内容と実施担当は、次のとおりである。

■実施担当

把握する内容		実施担当
応急対策の実施状況	応急給水	防災施設部
	給食の状況	救護厚生部 教育部
	救護所の開設状況、医療・救護活動の状況等	救護厚生部 保健衛生部
	防災活動に必要な情報及びその他応急対策に必要な状況	総務部

第５　被害状況等の集約・整理等

１ 被害状況等の集約･整理

総務部は、各部から収集した被害状況等の情報及び資料を集約・整理するとともに、各部や関係機関からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。

また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。

（１）災害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等
（２）被害分布図等
（３）町内における被害総額

２ 集約･整理の注意事項

被害状況等の集約・整理にあたっては、次の点に留意する。

（１）確認された情報と未確認の情報（至急確認すべき情報）を区別する。
（２）確認された情報に基づき災害の全体像を把握する。
（３）応援要請等に係る情報を整理する。
（４）情報の空白地を把握する。
（５）被害が軽微な地区又は被害がない地区を把握する。
（６）被害状況、避難状況等の脱漏、重複のないよう充分留意し、被害世帯数、人数については必要に応じて住民登録と照合する等、的確を期するよう努める。

第６　県及び国への報告

被害状況等の報告については、災害対策基本法第 53 条第１項並びに消防組織法第 40 条に基づく災害報告取扱要領（昭和 45 年４月 10 日付消防防第 246 号）及び火災・災害等即報要領（平成 24 年５月 31 日付消防応第 111 号）に従い、基本的に県に対して実施する。

この場合、県防災統括室への報告は総務部が、県事業担当課への報告は各部の担当が行う。

町は、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡するものとする。

１ 報告すべき災害の基準

県が規定する報告基準に該当する災害について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県防災統括室及び県担当課に報告する。

また、次の基準に該当する場合は、速やかに県に報告する。

（１）即報基準

ア　災害救助法の適用基準に合致するもの。
イ　町又は県が災害対策本部を設置したもの。
ウ　災害が２都道府県以上にまたがるもので、１の都道府県における被害は軽微であっても全国的にみた場合に同一災害で大きな被害が生じているもの。
エ　気象業務法第 13 条の２に規定する大雨等に係る特別警報が発表されたもの。
オ　がけ崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
カ　洪水、浸水、河川の越水、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
キ　強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。

ク　積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
ケ　積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの。
コ　報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの。

（2）直接即報基準

町は、即報基準に該当する火災・災害等及び特に迅速に消防庁に報告すべき次の個別基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、県に加え、直接消防庁に対しても報告する。

ア　上記即報基準のカ、キのうち、死者又は行方不明者が生じたもの。

2 総務部による県防災統括室への報告

総務部は、災害が発生した時から、当該災害に対する応急対策が完了するまでの間、次の報告区分及び要領をふまえ、奈良県防災情報システム等により県防災統括室へ報告を行う。

（1）報告区分、内容、様式

区分	内容	様式
災害概況即報	・災害覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲（例えば死傷者の有無、火災の発生の有無等）で災害に関する第1報を報告 ・また、「直接報告基準」に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁及び県防災統括室に対して（第4号様式（その1））により報告するとともに、併せて県防災統括室に電子メール、県防災情報システムにより報告する。	第4号様式（その1） ＊可能であれば、併せて被害状況報告様式も報告
被害状況即報	・即報基準に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況、避難状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報を電子メール、県防災情報システムにより、県防災統括室に報告する。 ・但し、知事が定時報告が必要と認めた場合は、その指示に従って報告する。	被害状況報告様式
災害確定報告	・応急対策終了後、14 日以内に「被害状況即報」と同じ様式により報告	第4号様式（その2）
災害年報	・毎年1月1日から 12 月 31 日までの災害による被害の状況を翌年3月 10 日までに報告	第3号様式（災害年報）

（2）報告を行うことができない場合

町は、通信の不通等により県に報告できない場合には、一時的に報告先を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に変更する。ただし、この場合にも県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は速やかに県に対して報告する。

■連絡先

奈良県防災統括室への連絡先

勤務時間中の連絡先	休日･夜間の連絡先
代表電話　0742-22-1101　内線 2275 直通電話　0742-27-8425（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ） ＮＴＴＦＡＸ　0742-23-9244 奈良県防災行政無線　TN-111-9071 奈良県防災行政無線ＦＡＸ　TN-111-9210	ＮＴＴ電話　0742-27-8944 ＮＴＴＦＡＸ　0742-23-9244 奈良県防災行政無線　TN-111-9071 奈良県防災行政無線ＦＡＸ　TN-111-9210

消防庁への報告先

区分／回線別		平日(9:30~17:45) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
ＮＴＴ回線	電話	03－5253－7527	03－5253－7777
	ＦＡＸ	03－5253－7537	03－5253－7553
地域衛星通信ネットワーク	電話	19－048－500－90－49013	19－048－500－90－49102
	ＦＡＸ	19－048－500－90－49033	19－048－500－90－49036

※ＴＮは地上系 13、衛星系 19

3 各部による県事業担当課への報告

各部は、担当する調査事項について、被害状況を取りまとめ、県の所定の様式により、県地域防災計画に定める被害状況等報告先に従って､遅滞なく調査事項ごとに県の各事業担当課へ報告する。

第7　被災者の安否情報

1 安否情報の提供

総務部は、必要に応じて安否問合せ窓口を庁内に設置し、来庁者の問合せへの対応を行う。

なお、以下に掲げる者から、被災者の安否に関する情報の照会があったとき、内閣府が定める政令の要件を満たす場合に限り、町が把握する情報に基づき回答することができる。

その際、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

また、照会に対する回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

ア　被災者の同居の親族の場合
　被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

イ　被災者の同居でない親族又は職場等の関係者の場合
　被災者の負傷又は疾病の状況

ウ　被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合

2 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、町や県に対し、次の事項を明らかにして行う。

ア　氏名、住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項

イ　照会にかかる被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

ウ　照会をする理由

3 被災者に関する情報の利用

総務部は、安否情報の回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 安否不明者の氏名等の公表

総務部は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、町等と連携のうえ、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

5 被災者台帳の作成

被災者の被害状況や支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、関係各部で共有するとともに、被災者支援システムに入力し応急対策に活用する。

被災者台帳の作成にあたっては、必要となる被災者情報について、県に対して、災害救助法に基づく救助を行った被災者の情報提供を求めることができる。

第２節　通信手段の確保

災害発生時における通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、有線電話が途絶した場合の緊急通信体制を確保する。

なお、災害に関する通信が緊急を要するものである場合は、電気通信事業者の電気通信設備の優先的利用、警察事務、消防事務、水防事務等の有線電気通信設備及び無線設備の使用、放送事業者に放送を行うことを求めることができる。（災害対策基本法第 57 条）

担当	総務部

対策の体系	通信手段の確保	第1　応急復旧 第2　通信手段

第１　応急復旧

総務部は、災害発生後、直ちに防災行政無線等の通信機能を点検するとともに、支障を発見した場合は、施設設備の復旧を行う。

また、携帯電話等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

なお、災害に関する通信が緊急を要するものである場合は、電気通信事業者の電気通信設備の優先的利用、警察事務、消防事務、水防事務等の有線電気通信設備及び無線設備の使用、放送事業者に放送を行うことを求めることができる。（災害対策基本法第 57 条）

第２　通信手段

１ 無線通信機能の点検及び復旧

総務部は、災害発生後、直ちに防災行政無線等の通信機能を点検するとともに、支障を発見した場合は、施設設備の復旧を行う。

２ 県防災行政通信ネットワーク

県からの気象予警報、地震情報及び災害に関する情報の伝達や、町からの被害状況等の伝達を行い、災害の予防及び応急対策を円滑に実施するため、県防災行政通信ネットワーク県防災行政無線の活用を図る。

県防災行政通信ネットワークは、県と市町村、消防本部、防災関係機関及び県出先機関（以下「市町村等」という。）相互を結ぶ通信網で、電子データ送受信、音声通話等の機能を有している。

県から町へ気象予警報、地震情報及び災害に関する情報を伝達するときは、一斉通信システム（全ての設置端末に、音声及び自動印刷機能により防災情報を伝達するとともに受信確認機能を有するシステム）により行う。また、町等から被害状況等を伝達するときは、防災情報システム（被害状況等の情報入力・共有機能を有するシステム）により行う。

なお、災害等が発生あるいは発生するおそれがある場合は、県は重要通話を確保するため、必要に応じ通話の統制を行う。

■ 県防災行政無線　（令和７年度）

機関名	衛星回線	設置場所
下市町	443-91	総務課

３ 災害時優先電話･通信取扱い責任者の指定等

（１）災害時優先電話

災害時優先電話は、災害時においてその機能が発揮できるように、原則として着信を防止し、本部からの指示伝達用として発信専用とし、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

また、ＮＴＴ西日本株式会社が消防団詰所等に設置している孤立防止用無線電話は、一般加入電話の途絶等に際し活用する。

（２）通信取扱い責任者

各部及び防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため専任の通信取扱い責任者を指定する。

通信取扱い責任者は、各部及び防災関係機関相互の通信連絡を統括する。

４ 電気通信設備の利用

（１）電気通信事業者への要請

総務部は、ＮＴＴ西日本株式会社に対し、応急回線の作成、利用制限等の措置による通信輻輳の緩和及び通信の疎通確保を要請する。

（２）優先利用

総務部は、必要に応じてＮＴＴ西日本株式会社に対して、非常電話又は非常電報を申し込み、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。

５ 有線電話途絶時の措置

有線電話途絶のため、災害情報の収集・伝達に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。

（１）県、近隣市町村との連絡

奈良県防災情報システムを利用して行う。

また、必要に応じ消防無線、警察無線、非常通信、携帯電話を活用するとともに、状況によっては伝令（バイク、自転車、徒歩による。）の派遣を行う。

（２）関係機関との連絡

総務部は、関係機関に対し、連絡要員の町本部への派遣及び所属機関との連絡用無線機等を可能な限り携行するよう要請する。

（３）消防電話・警察電話等の利用

総務部は、他に通信連絡の手段がなく緊急を要する場合、奈良県広域消防組合又は県警察（吉野警察署）に業務用専用回線の利用を要請する。

（４）非常通信の利用

総務部は、有線電話が途絶し、かつ防災行政無線等による通信が困難な場合、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 52 条に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。

ア　県警察（吉野警察署)、鉄道会社等の関係機関が保有する無線

イ　放送局の有する無線

ウ　アマチュア無線等

６ 災害現場等出動者との連絡

災害現場等に出動している各部職員との連絡は、携帯電話、伝令（自転車、バイク、徒歩等)、派遣、防災行政無線等の適当な手段によって行う。

7 無線通信の統制

災害発生時には、各種通信の混乱が予想されるため、それぞれの無線通信施設の管理者は、適切な通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。

第３節　災害広報・広聴対策

情報不足や流言飛語等による混乱の発生を防止するため、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示、報道機関による報道など、住民一人一人が漏れなく正確な情報を得られるよう多様な方法によって広報活動を実施する。

また、被災者の不安や悩みの解消に努めるため、災害相談窓口を設置し、広聴活動を実施する。

担当	総務部、各部、関係機関

対策の体系	災害広報･広聴対策	第1　災害広報 第2　報道機関への情報提供等 第3　広聴活動の実施

■応急対策の流れ

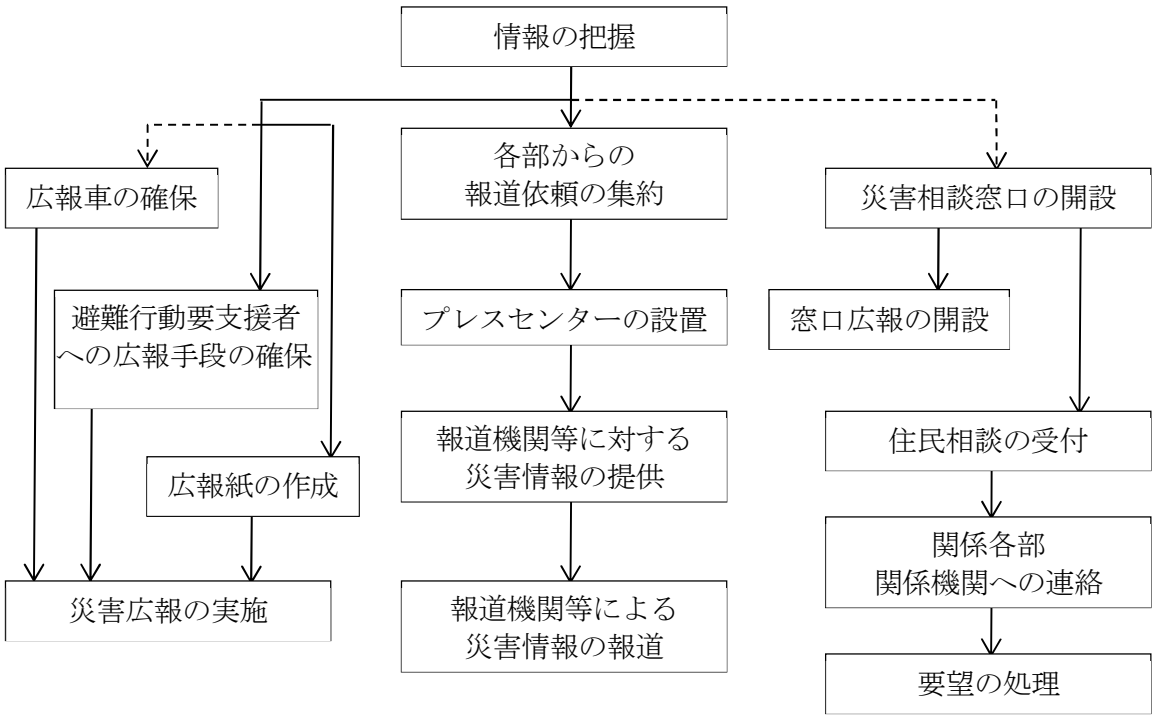

第１　災害広報

災害発生直後の速やかな災害情報の広報は、人心の安定やパニック防止等を図るうえで重要であることから、総務部は、関係機関と協力のうえ、住民向けの広報活動を実施する。

１ 広報の内容

町及び関係機関は相互に連携し、次の事項を中心に、多様な方法により広報活動を実施する。

なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現に努め、重複をいとわず繰り返し行う。

（１）災害発生直後の広報

ア　災害発生状況（人的被害、住家被害等）

イ　気象予報・警報に関する情報

ウ　避難情報、避難先

エ　要配慮者の支援、人命救助の協力の呼びかけ

オ　土砂災害、浸水箇所・通行止め区間の周知等の二次災害の危険防止のための呼びかけ
カ　パニック防止及びデマ情報への注意の呼びかけ
キ　出火防止、初期消火の呼びかけ
ク　町の活動体制、応急対策始動状況

（2）その後の広報
ア　避難所、救護所に関する情報
イ　公共交通機関の被害及び運行状況
ウ　電気、水道、ガス等のライフライン施設の被害及び復旧状況
エ　主要道路の交通規制及び被害・復旧状況
オ　河川、橋梁等公共施設の被害・復旧状況
カ　医療救護所・医療機関等の開設状況
キ　給食、給水に関する情報
ク　生活必需品等の供給状況
ケ　安全・安心の確保及び社会秩序保持のための必要事項
コ　その他必要と認められる情報
(ｱ)被災状況とその後の見通し
(ｲ)被災者のために講じている施策
(ｳ)義援物資等の取扱い状況
(ｴ)ボランティアの受入れ等の状況
(ｵ)教育及び福祉関連情報
(ｶ)町役場業務の再開等に関する情報

（3）ライフライン事業者による広報（ＮＴＴ西日本株式会社）
ア　通信の疎通状況、利用制限の措置状況
イ　電気通信設備等の復旧の状況
ウ　特設公衆電話設置状況等

（4）ライフライン事業者による広報（その他）
ア　被災により使用できない区域
イ　安全及び危険防止に関する事項
ウ　復旧状況及び見込み

（5）公共交通機関による広報
ア　被災による不通区間の状況
イ　臨時運行の状況
ウ　復旧状況及び見込み

2 広報の方法

（1）防災行政無線等による広報
（2）ケーブルテレビによる広報
（3）町ホームページによる広報
（4）広報車、携帯マイク等による現場広報
（5）広報紙の掲示、配布等による広報
（6）避難所への職員の派遣による広報
（7）自治会、自主防災会等による広報
（8）報道機関による広域報道
（9）モバイルメール、ＳＮＳ等
(10) 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接依頼）

3 要配慮者への広報

要配慮者への広報は、拡大文字、ボランティアなどの協力による手話、点字、録音、外国語等による多様な広報活動に努める。

また､文字放送やファクシミリ､テレフォンサービスやインターネット等のメディアを活用する。

4 停電や通信障害発生時の広報

総務部は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

第２　報道機関への情報提供等

情報不足による混乱の発生を防止するため、報道機関と連携し住民への総合的な災害情報提供に努める。

1 災害情報の報道依頼

各部からの災害情報の報道依頼は、情報内容の一元化を図るため総務部で取りまとめ、新聞等の報道機関へ報道を依頼する。

テレビ・ラジオ等については、県（防災統括室）を通じて「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会奈良放送局及び奈良テレビ放送株式会社に対して放送の要請を行う。

2 災害情報の提供

災害情報を総括し提供するためのプレスセンターを災害対策本部とは別の施設又はフロアに設置し、広報担当者が報道機関に対し、資料配布・掲出及び本部長記者会見設定等により適宜情報の発表を行う。

なお、個人情報については十分にプライバシー保護に配慮する。

また、報道機関が独自に行う取材活動について協力する。

3 情報提供の内容

情報提供の主な項目は、以下のとおり。

（1）災害発生の場所及び発生日時
（2）被害状況
（3）応急対策の状況
（4）高齢者等避難、避難指示等の発令状況
（5）住民に対する協力呼びかけ及び注意喚起事項
（6）支援施策に関すること

第３　広聴活動の実施

災害によって家や財産が滅失した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、災害相談窓口を開設し、積極的な広聴活動を実施する。

1 災害相談窓口の開設

総務部は、被災地域の住民の要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問い合わせ及び相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて町役場等に災害相談窓口を開設する。

２ 相談内容

災害相談窓口への相談内容については、被害及び復旧の状況、時間の経過とともに異なるが、主に次のようなものが考えられる。

（１）土地、建物の登記に関すること。
（２）住宅の応急復旧、解体、融資制度の利用に関すること。
（３）町税等の減免、徴収猶予等に関すること。
（４）（要配慮者）対策等の福祉に関すること。
（５）災害弔慰金等の支給に関すること。
（６）災害援護資金・生活資金等の貸付に関すること。
（７）罹災証明の発行に関すること。
（８）上水道・下水道の修理に関すること。
（９）中小企業及び農林業関係者の支援に関すること。
(10) その他生活再建に関すること。

３ 実施体制

（１）各部から広聴担当者として対応職員を派遣するとともに、関係機関の協力を得ながら、電話及び住民応対業務全般について実施する。
（２）相談窓口の開設時には、設置場所、開設時間等について、広報紙、報道機関等で住民へ周知する。
（３）相談窓口には、専用電話及び専用ファクシミリを備える。

４ 要望の処理

（１）被災した住民からの相談・要望・苦情等の積極的な聞き取りに努める。
（２）災害相談窓口で聴取した要望事項は、直ちに関係各部及び関係機関へ連絡し、必要なものについては速やかに対応できるよう努める。

５ 記録写真の撮影、収集並びに記録動画等の作成

（１）総務部は、写真班を現地に派遣して災害現地写真を撮影する。関係機関は災害写真等を撮影したときは、速やかに広報・記録班に提供する。
（２）総務部は、必要に応じて壁新聞、災害動画等の災害記録を作成する。

第４節　応援の要請・受入れ

各部は、住民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、県、他の市町村等への応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

なお、要請については、総務部が窓口となり実施する。

担当	総務部、各部、関係機関

対策の体系	応援の要請･受入れ	第1　行政機関等への応援の要請･受入れ 第2　消防活動に係る応援隊受入れ 第3　緊急消防援助隊の要請・受入れ 第4　県消防防災ヘリコプターの派遣要請･受入れ 第5　職員の派遣要請･受入れ 第6　民間との協力 第7　ISUTの受入れ体制の準備 第8　支援体制の整備(町外で災害が発生した場合) 第9　広域応援の受入れ

■応急対策の流れ

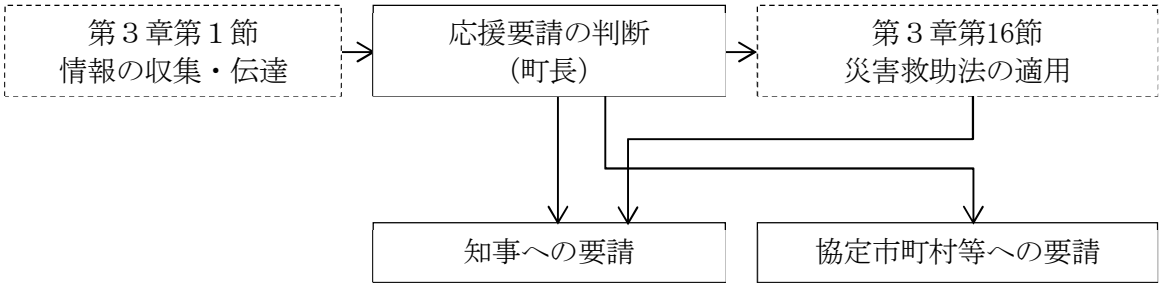

■法律、協定に基づく応援協力の要請系統

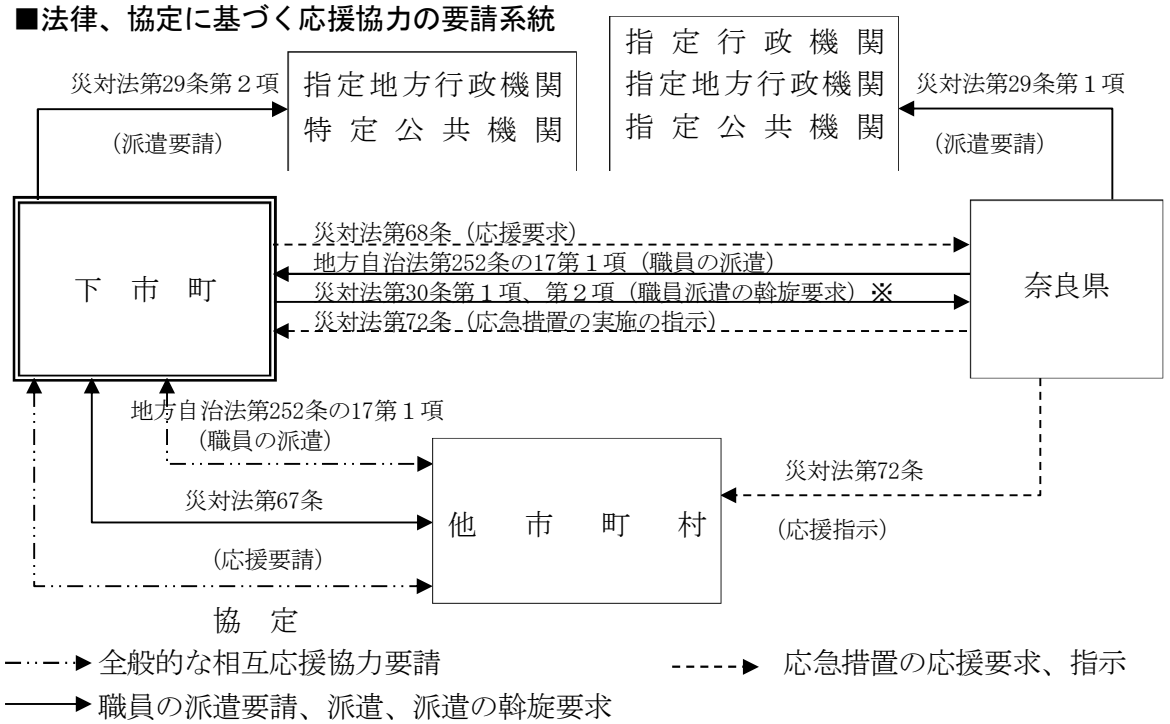

※奈良県（知事）に職員の斡旋を要求する対象
　災対法第30条第１項：指定地方行政機関、特定公共機関
　災対法第30条第２項：他の地方公共団体、特定地方公共機関

（災対法：災害対策基本法）

第１　行政機関等への応援の要請・受入れ

町長は、町単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合、知事及び他の市町村の長に応援を要請する。

なお、要請に関する窓口業務及び受入れに伴う宿舎の確保等後方支援業務については、総務部が行う。

１ 知事に対する応援要請

災害対策基本法第 68 条及び地方自治法第 252 条の 17 に基づき、知事に対して応援要請を行う。

２ 他の市町村の長に対する応援要請

相互応援協定に基づき、協定締結市町村の長に応援を要請する。

なお、当該市町村が被災している場合は、災害対策基本法第 67 条及び地方自治法第 252 条の 17 に基づき、その他の市町村の長に応援を要請する。

３ 指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施

町長は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求める。

要求ができない場合には、その旨及び町の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知する。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

４ 要請の方法

応援を要請する場合は、被害状況等を連絡するとともに、以下の事項を記載した文書を提出する。

ただし、そのいとまがない場合には、電話又はファクシミリによって要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

（１）災害の状況及び応援（又は応急措置の実施）を要請する理由
（２）応援を必要とする期間
（３）応援を希望する職種別人員並びに物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
（４）応援を必要とする場所
（５）応援を必要とする活動内容（応急措置内容）
（６）その他必要事項

５ 応援の範囲

次に掲げる応急措置を要請することができる。

（１）被災者の食料その他生活必需品の提供
（２）被災者の応急救助に係る職員の応援及び施設の利用
（３）診療、感染症患者の収容、その他治療及び防疫作業のための職員の応援並びに医療品等の提供

（4）復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに資料の提供
（5）清掃・し尿処理作業のための職員の応援及び資機材の提供
（6）水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに資機材の提供
（7）通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに資機材の提供
（8）消防、救急水防作業の応援及び所要の資機材の提供
（9）その他応急対策活動に必要な措置

6 応援部隊の受入れ

応援部隊の派遣が決定した場合は、派遣を要請した各部は、次の点に留意して応援部隊の活動が十分に行えるよう努める。
（1）応援部隊の宿泊施設を確保する。
（2）応援部隊との連絡調整のため連絡担当者を指名する。
（3）作業実施期間中は、現場に責任者を置き、応援部隊指揮者と協議し、作業の推進を図る。
（4）必要に応じて県警察（吉野警察署）に対して、被災地域等への誘導を依頼する。
（5）ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

第2　消防活動に係る応援隊の受入れ

応援隊の派遣が決定した場合、奈良県広域消防組合は、次の点に留意して応援隊の活動が十分に行えるよう努める。
（1）応援隊の宿泊施設及び資機材の保管場所を確保する。
（2）応援隊との連絡調整のため連絡担当者を指名する。
（3）消防作業実施期間中は、現場に責任者を置き、応援隊指揮者と協議し、作業の推進を図る。
（4）必要に応じて県警察（吉野警察署）に対して、被災地域等への誘導を依頼する。
（5）ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

第3　緊急消防援助隊の要請・受入れ

町長（本部長）は、被害の状況、町の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動の要請を行う。この場合において、知事との連絡がとれない場合には、直接、消防庁長官に対して要請を行う。

第4　県消防防災ヘリコプターの派遣要請・受入れ

1 県消防防災ヘリコプターの支援要請

陸上輸送が困難なとき、又は相当時間を要すると想定されるとき及び火災、山崩れ等で地上での応急活動が困難であると想定されるとき、「奈良県消防防災ヘリコプター支援協定」に基づき、知事に対して県消防防災ヘリコプターの派遣を要請する。

要請に関する窓口業務及び受入れについては、総務部が行う。

2 県消防防災ヘリコプターの受入れ

県消防防災ヘリコプターの派遣を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期す。

また、町及びヘリポートとなる施設の管理者は、ヘリポートの被災状況をを調査し、県災害対策

本部に報告する。

なお、受入れに際しては、次の措置をとる。

ア　ヘリポートに紅白の吹き流し又は国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる。

イ　離着陸地点には、(H)記号を石灰、墨汁、絵の具等を用いて表示する。

ウ　ヘリポート周辺への一般人の立入りを禁止し、事故防止に努める。

エ　ヘリポートの発着に障害となる物体については、除去又は物件所在地の表示をする。
　　表示方法は、上空から良く判断できるよう、白布又は赤布等を縛り付ける。

オ　離着陸周辺の木片、小石等は吹き飛ばされるため、できるだけ取り除く。

カ　離着陸の際は砂塵が発生するため、その防止対策として消防車等による散水を行う。

第５　職員の派遣要請・受入れ

町長は、町の職員のみでは十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合、関係機関に必要な職員の派遣を要請する。

１ 職員の派遣要請

災害対策基本法第 29 条第２項の規定に基づき、他の地方公共団体、指定地方行政機関、特定公共機関（指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して、市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとして、それぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定したもの）の長に対して、職員の派遣を要請する。

要請にあたっては、以下の事項を記載した文書を提出する。

ただし、そのいとまがない場合には、電話又はファクシミリによって要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

（１）派遣を要請する理由
（２）派遣を要請する職員の職種別人員数
（３）派遣を必要とする期間
（４）派遣される職員の給与その他の勤務条件
（５）その他必要な事項

２ 職員の派遣斡旋要請

災害対策基本法第 30 条第２項に基づき、知事に対して指定地方行政機関、特定公共機関、他の地方公共団体、特定地方公共機関（指定地方公共機関である地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人）の職員の派遣斡旋を要請する。

要請にあたっては、以下の事項を記載した文書を提出する。

ただし、そのいとまがない場合には、電話又はファクシミリによって要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

（１）派遣斡旋を要請する理由
（２）派遣斡旋を要請する職員の職種別人員数
（３）派遣を必要とする期間
（４）派遣される職員の給与その他の勤務条件
（５）その他必要な事項

３ 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第 32 条、同施行令 17、18、19 条に定めるところによる。

4 従事内容

派遣要請を受けた職種に応じ指示された業務に従事する。

5 派遣職員の受入れ

派遣職員の派遣が決定した場合、派遣を要請した各部は、次の点に留意して派遣職員の活動が十分に行えるよう努める。

なお、受入れに伴う宿舎の確保等後方支援業務については、総務部が行う。

（1）派遣職員であることの住民への周知、広報上の配慮を行う。
（2）派遣職員の宿泊施設を確保する。
（3）作業の実施に必要な資機材は可能な限り準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

第6　民間との協力

応援要請、職員の派遣要請等で十分な要員を確保できない場合は、ハローワーク（公共職業安定所）に供給斡旋を依頼するほか、各団体・組織等の協力、法令に基づく従事命令又は協力命令を執行し要員の確保に努める。

なお、災害応急対策に従事した者に対し支払う必要のある賃金の額は、原則として同地域における同職種に支払われる額とし、その額は、関係機関と協議して定める。

1 ハローワーク（公共職業安定所）への斡旋依頼

災害時における応急対策等に要員が不足する場合は、第一段階として県に対し必要とする理由、作業の種別、必要人員、必要期間及び賃金等を記載した文書をもって斡旋の要請をする。

ただし、緊急時においては電話によって要請し、後日文書を提出する。

緊急の場合であって、前述による方法では迅速なる労働者の確保が困難であると予想されるときは、所轄のハローワークに対して必要な労働者の供給斡旋を依頼する。

（1）依頼する場合の連絡事項
ア　求人事業所名
イ　就労の場所
ウ　従事する作業内容
エ　賃金の額
オ　就労時間
カ　所要人数
キ　その他必要な事項

（2）従事内容
ア　罹災者の安全な場所への避難
イ　医療及び助産における各種移送業務
ウ　罹災者の救出
エ　飲料水の供給
オ　救済用物資の輸送
カ　その他災害応急対策実施上の補助業務

（3）要員の輸送

災害応急対策実施機関は、要員の毎月の作業就労に際し、要員の住所と作業現場との距離、作業能率その他を考え、できるだけ車両等による要員の輸送等について考慮する。

（4）供給の不足

要員の供給に不足を生じる場合は、所轄の公共職業安定所を通じ、近隣市町村のハローワークからの供給を依頼し、その確保に努める。

2 要員等の強制従事

災害応急対策を実施するための人員が労働者の雇用等によってもなお不足し、特に必要があると認められる場合は、法令に基づく従事命令又は協力命令を執行し、要員の確保に努める。従事命令又は協力命令を発するとき、あるいは発した命令を変更し、又は取り消すときは公用令書を交付するものとする。

なお、その種類、執行者及び対象者、並びに公用令書は、次のとおりである。

（1）強制命令の種類と執行者

対策作業	種類	根拠法令	執行者
災害応急対策事業 （災害救助法に基づく救助を除く応急措置）	従事命令 協力命令	災害対策基本法 71 条	知事 知事より委任を受けた町長
災害救助作業 （災害救助法に基づく救助）	従事命令 協力命令	災害救助法7条 〃　8条	知事
災害応急対策事業 （災害応急対策全般）	従事命令	災害対策基本法 65 条1項 〃　〃 2項 〃　〃 3項	町長 警察官 自衛官
災害応急対策作業 （災害応急対策全般）	従事命令	警察官職務執行法4条第1項	警察官
消防作業	従事命令	消防法 29 条5項、第 36 条	消防職員 消防団員
救急業務	協力命令	消防法 35 条の 10	救急隊員
水防作業	従事命令	水防法 24 条	水防管理者 水防団長 消防長

（2）命令対象者

命令区分（作業対象）	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令（災害応急対策並びに救助作業）	1 医師、歯科医師、薬剤師 2 保健師、助産師、看護師 3 土木技術者、建築技術者 4 大工、左官、とび職、 5 土木、建築等の業者及びこれらの従事者 6 地方鉄道業者及びその従事者 7 自動車運送業者及びその従事者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令（災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者

命令区分(作業対象)	対象者
災害対策基本法による町長、警察官の従事命令(災害応急対策全般)	当該区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令(災害応急対策全般)	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者
消防法による消防職員、消防団員の従事命令(消防作業)	火災及び水災を除く災害の現場付近にある者
消防法による救急隊員の協力命令	傷病者の発生した現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防長の従事命令(水防作業)	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

（3）従事内容

従事命令又は協力命令を受けたその公用令書に記載された業務に従事する。

（4）公用令書の公布

従事命令又は協力命令を発するとき、あるいは発した命令を変更し、又は取消すときは公用令書を公布するものとする。

（5）実費弁償

町長が災害対策基本法第 82 条の規定に基づいて発した従事命令により、災害応急対策に従事した者に対しては実費を弁償する。

（6）損害補償

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者で、そのことによって負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者に対しては、法令又は町条例に基づきその損害を補償する。

3 賃金の額

災害応急対策に従事した者に対し支払う必要のある賃金の額は、原則として同地域における同職種に支払われる額とし、その額は、関係機関と協議して定める。

4 民間団体等の活用

災害応急対策を実施するにあたり民間団体等の協力によって、万全の体制を期する。

（1）協力要請

総務部は、被災者の応急救助業務を円滑に行うため必要な場合、自治会、自主防災組織、日赤奉仕団、防犯協会、民生児童委員協議会などの団体、並びに災害時応援協定を結んだ関係団体（医療救護、消防、建設、交通、郵便、商業等）に対し、協力要請を行う。

（2）協力内容

ア　地域内の被害状況等の通報
イ　本部と地域との連絡
ウ　避難誘導及び避難所業務の補助
エ　救助物資等の配給の補助
オ　炊出し
カ　医療救護の協力
キ　その他応急救助実施の協力

第７　ＩＳＵＴの受入れ体制の準備

災害の規模等に応じて、国（内閣府）等で構成されるＩＳＵＴ（災害時情報集約支援チーム）が派遣される。ＩＳＵＴは、災害情報を集約・整理し地図で提供することにより、県及び市町村等の防災対応を支援する役割を持つ。

町は県と連携して、必要に応じて派遣されるＩＳＵＴとも連携し、対応にあたる。

第８　支援体制の整備（町外で災害が発生した場合）

１ 被災地への人的支援

災害時における応援協定、全国町村長会等からの要請等に基づいて、被災地に迅速に職員を派遣する。

２ 避難者の受入れ対応

町は、社会福祉法人、ＮＰＯ団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置を行うなど、被災者のニーズをきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続など、生活全般について「とことん親切に対応」する。

また、県と連携して、避難してきた被災者に関する情報を把握し、被災自治体と被災者情報を共有する。

第９　広域応援の受入れ

広域応援部隊の受入れについては、総務部で全体調整し、実施する。なお、各部で個別に広域応援を要請した場合は、各部で受入れを行う。

応援職員の受入れにあたっては、感染症対策のため、応援職員の健康管理等を徹底する。さらに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。

１ 受援統括チームの設置

総務部内に、受援に関する全体調整を担当する「受援統括チーム」を設置する。

受援統括チームは、受援総括班、受援動員班、受援供給班に受援統括担当を定め、「受援統括チーム」を構成し、チーム責任者を指名する。

２ 各班受援業務担当窓口の設置

応援を受け入れる各班に、「指揮命令者」及び「各部受援業務担当者」を置く。

①　指揮命令者

各班で担当している業務の特性に応じて、どのような人的・物的資源の応援を求める必要があるかを検討し、応援職員等（応援団体から派遣される行政職員や民間企業の従業員など）に対して、業務に関する指揮命令を行う者。管理監督職級を想定する。

②　各部受援業務担当者

応援受入れ状況の報告など必要な情報共有を行うとともに、応援職員等の受入れに関して、応援側の担当者と受入れや役割分担について調整等を行う実務担当者。

3 受援調整会議の開催

受援統括チームは、災害対策本部会議での決定事項の各部受援担当者への周知や、各班での要望で全体的な調整を要する事項の協議などのため、受援調整会議を開催する。

受援調整会議は、受援統括チーム及び各班受援担当者、町災害ボランティアセンター（社会福祉協議会）担当者等により行う。

各部受援担当者は、応援職員とのミーティングで情報共有を図り、必要に応じて、受援調整会議に応援職員の出席を求めることができるようにしておく。

■受援統括チームの構成及び実施内容

実施担当	実施内容
受援統括チーム	・県及び他の地方公共団体等に対する応援要請及び受入れに関すること。 ・企業、ＮＰＯ等からの応援に関する連絡調整、受入れに関すること。 ・物資に関する全体的な調整、配分方針検討に関すること。 ・町が求める応援に関する他機関等への情報提供及び情報発信に関すること。 ・受援調整会議の運営に関すること。 ・応援職員への宿泊施設等の斡旋に関すること。
受援総括班 （総務部（総括担当））	・受援業務の全体調整及び受援調整会議の運営に関すること。
受援動員班 （総務部（動員担当））	・人的資源の受入れに関すること。
受援供給班 （救護厚生部（物資供給担当））	・物的資源の受入れに関すること。

第５節　自衛隊災害派遣の要請要求・受入れ

本部長（町長）は、住民の人命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、知事に対し自衛隊災害派遣要請を要求するとともに、受入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

担当	総務部、関係機関

対策の体系	自衛隊災害派遣の 要請要求･受入れ	第1　自衛隊災害派遣要請の要求等 第2　災害派遣部隊の受入れ 第3　派遣部隊の撤収要請

■応急対策の流れ

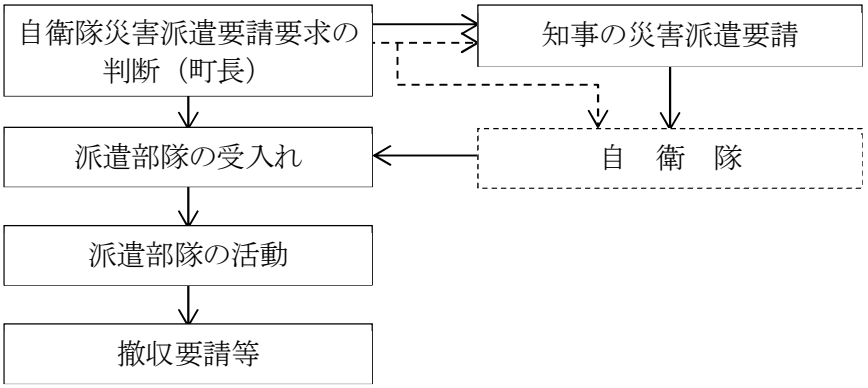

第１　自衛隊災害派遣要請の要求等

本部長（町長）は、自衛隊に対し災害派遣を要請する場合は、知事に派遣要請を要求する。
なお、自衛隊災害派遣要請を要求した場合は、その旨を吉野警察署長にも通知する。

１ 自衛隊災害派遣部隊の活動内容

（１）被害状況の把握
（２）避難の援助
（３）遭難者等の捜索救助
（４）水防活動
（５）消防活動
（６）道路又は水路の啓開
（７）応急医療、救護及び防疫
（８）人員及び物資の緊急輸送
（９）炊飯及び給水
(10) 救援物資の無償貸付
(11) 危険物の保安及び除去
(12) その他臨機の措置等

２ 災害派遣要請依頼要求基準

（１）人命救助のため応援を必要とするとき

（2）町内で大規模な災害が発生し、応急措置のための応援を必要とするとき
（3）救助物資の輸送のため応援を必要とするとき
（4）主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき
（5）応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援等の応援を必要とするとき
（6）その他、災害に際して住民の生命及び財産を保護するための応急対策活動の実施が、通常の方法では不可能又は困難であると判断するとき

3 派遣要請要求手続

（1）派遣要請の要求
自衛隊派遣要請依頼要求は、総務部が行う。

（2）派遣要請の通知
通信の途絶等によって、知事への要請要求ができない場合は、直接、自衛隊に対して災害の状況を通知することができる。
自衛隊は、災害状況の通知を受け、その事態に照らし、特に緊急を要する場合は自主的判断に基づき部隊を派遣することができる。
町長は、通知した旨を速やかに知事に通知しなければならない。

（3）派遣要請の上申
災害対策にあたる各部は、災害時の状況や被害状況等を勘案し、自衛隊派遣に関して本部長（町長）へ上申する。

（4）要請内容
派遣要請の要求は、原則として文書によるものとし、次の事項を記載する。
ただし、文書をもってしては時期を失するおそれがある場合は、各記載事項を口頭又は電話等により申し入れ、事後速やかに文書を提出する。
ア　災害の状況及び派遣を要請する理由
イ　派遣を希望する期間
ウ　派遣を希望する区域及び活動内容
エ　その他参考となるべき事項

4 災害派遣要請手続

（1）知事に対する連絡先（奈良県防災統括室）
奈良県防災統括室（災害対策本部総務情報班）への連絡先

代表電話	０７４２－２２－１１０１（内線２２８８）
直通電話	０７４２－２７－８４２５
ＮＴＴＦＡＸ	０７４２－２３－９２４４
奈良県防災行政無線（衛星系）	８１－１１１－９０１０
奈良県防災行政無線ＦＡＸ（衛星系）	８１－１１１－９２１０
夜間等代表電話	０７４２－２２－１００１
宿直室（夜間等）	０７４２－２７－８９４４

（2）知事に依頼できない場合の自衛隊への連絡

○　陸上自衛隊　第４施設団長（主として陸上自衛隊等に関する場合）
京都府宇治市広野町風呂垣外１－１
ＮＴＴ電話　０７７４－４４－０００１
通信相手　　第４施設団本部第３科総括班（内線２３５，２３６，２３９）
夜　　間　　第４施設団本部付隊当直　（当直室）　（内線２２３）
ＮＴＴＦＡＸ　０７４４－４４－０００１（交換切替、内線２３３）
奈良県防災行政無線（衛星系）
８１－５７１－１１
８１－５７１－１２（当直室）
奈良県防災行政無線ＦＡＸ（衛星系）
８１－５７１－２１

（3）報告
県は災害派遣要請を行ったときは、次の機関に報告する。

自衛隊奈良地方協力本部
奈良市高畑町５５２
ＮＴＴ電話　　０７４２－２３－７００１

5 自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は、知事からの要請に基づくことが原則であるが、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自らの判断で自衛隊が派遣される場合がある。

この場合、自衛隊の連絡員等により、県経由又は直接町本部へ派遣部隊に関する情報が伝達される。

（1）災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
（2）災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、町長、警察署長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
（3）災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
（4）その他災害に際し、上記（1）から（3）に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

第２　災害派遣部隊の受入れ

本部長（町長）は、自衛隊の災害派遣が決定した場合、派遣部隊の活動が十分に行えるよう努める。なお、総務部は、受入れに伴う宿舎施設の確保等後方支援業務について行う。

1 派遣部隊の誘導

必要に応じて県警察（吉野警察署）に対して、被災地域等への誘導を依頼する。

2 受入れ体制

受入れにあたっては、次の点に留意する。

（1）自衛隊の宿泊施設又は野営場所及び資機材の保管場所を準備する。派遣部隊の宿泊施設等の借上げ料、損料、光熱水費、電話料及び付帯設備料等の活動に要する次の経費については、原則

として町が負担する。

（2）派遣部隊が実施する活動に必要な資機材は、できる限り町で準備し、速やかに活動できるよう努める。

（3）派遣部隊及び県連絡員、関係機関との連絡調整のため連絡担当者を指名する。

（4）作業実施期間中は、現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議し、作業の推進を図る。

（5）ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

（6）作業計画の連絡調整

自衛隊に対する作業要請に際しては、次の事項に留意して応急対策活動の重複を避け、資機材の効率的運用が図れるよう調整する。

ア　作業箇所及び作業内容

イ　作業箇所別必要人員及び資機材

ウ　作業箇所別優先順位

エ　作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

オ　部隊との現場連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

（7）派遣部隊到着時の措置

ア　派遣部隊と作業計画等の協議

イ　知事への報告

3 経費負担

災害派遣部隊の活動に要する次の経費については、原則として町が負担する。

なお、町において負担するのが適当でないものについては、県が負担する。

（1）災害派遣部隊の宿泊施設等の借上げ料、損料、光熱水費、電話料及び付帯設備料

（2）（1）に規定するもののほか、必要経費で協議の整ったもの

第3　派遣部隊の撤収要請

本部長（町長）は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成した時、又は必要がなくなったと判断した時は、派遣部隊その他の関係機関と協議のうえ、速やかに口頭又は電話により知事に対して撤収要請を要求する。

なお、事後速やかに以下の事項を記載した依頼文書を提出する。

ア　撤収要請日時

イ　派遣人員等及び従事作業の内容

ウ　その他参考となるべき事項

第６節　公共土木施設等・建築物応急対策

洪水、土砂災害などによる被害拡大を防止するため、被害状況を速やかに把握し、関係機関と協力して、必要な措置を講じる。

担当	防災施設部、総務部、関係機関

対策の体系	公共土木施設等･建築物応急対策	第1　被災直後の初期段階での対応 第2　県による住民や町等への情報提供 第3　公共土木施設等 第4　公共建築物等 第5　被災宅地危険度判定

■応急対策の流れ

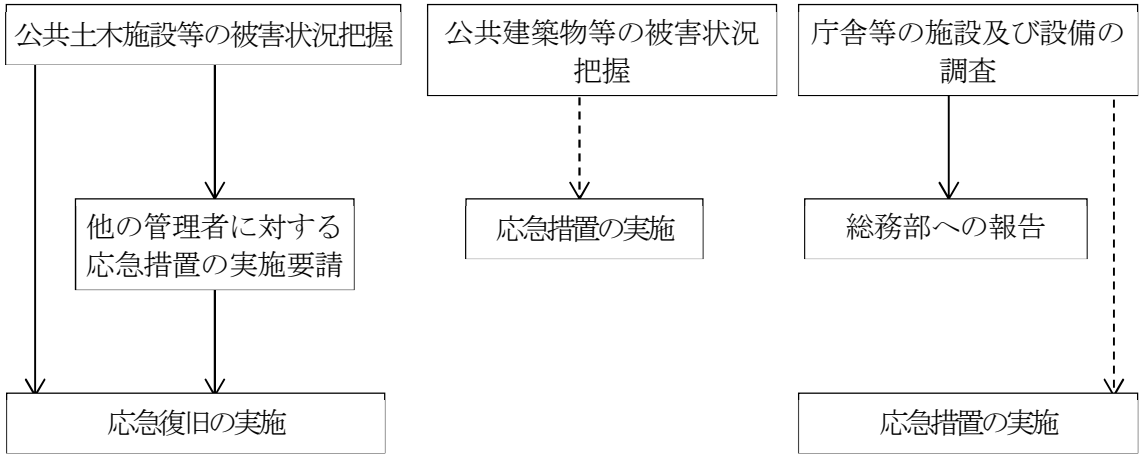

第１　被災直後の初期段階での対応

１ 県との連携

町は、県が実施する以下の（１）～（４）等のために必要な情報の収集及び被害状況の把握に努め、県との情報の共有化を図る。

（１）現地の被害情報の収集
（２）緊急対応に必要な資機材の提供
（３）河道の閉塞物の除去や道路交通確保のための障害物除去
（４）被害箇所状況調査

なお、国（国土交通省）は、重要物流道路及びその代替・補完路について、町から要請があり、かつ町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で町に代わって自らが行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、町道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

２ 県による情報収集と応急対策の検討への協力

（１）道路、河川等の被害及び土砂災害の状況をパトロールにより把握を行う。
（２）一般通行者等からの情報の収集においては、安心みちしるべ（距離標）などによる位置の特定

を行う。
（3）被災箇所に対して、状況に応じた監視員の配置や各種センサーの設置などにより監視体制を確立し、リアルタイムな現場情報を収集する。
（4）被害状況調査等の結果を踏まえ、応急対策の検討及び資機材を確保する。
（5）地すべりによる重大な土砂災害の緊迫した危険が認められる状況においては、土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施する。

第2　県による住民や町等への情報提供

町は県から以下の情報提供を受けるとともに、住民に対して情報提供を行う。
（1）標識看板及び道路情報等により速やかに情報提供を行い、通行者に対して適切に迂回路への誘導を行う。
（2）報道機関への広報とともに詳細な道路規制・水防等に関する情報を町のホームページへの掲載や、メール配信システムの活用により、広く周知を行う。
（3）県との連携を図り、町内（有線）放送等により地域住民への周知を行う。
（4）地すべりによる重大な土砂災害の緊迫した危険が認められる状況においては、土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果を土砂災害緊急情報として県から提供を受ける。

第3　公共土木施設等

公共土木施設や危険箇所の被害状況を把握し、応急措置を講じる。

1 道路･橋梁

防災施設部は、道路・橋梁の被害状況等を把握し、必要な応急措置を講じる。
（1）被害状況の把握
アンダーパスや低地区間の浸水等道路の被害状況、通行障害の状況を把握する。
その他危険箇所の緊急点検を実施する。
災害が発生した場合､又は災害の発生が予想される場合に､自宅から勤務地へ参集する職員は、参集途上において可能な限り町管理施設の状況を把握し、異常があった場合には、参集後に状況を報告する。
また、大規模な災害が発生した場合には、公共土木施設に重大な損傷がある可能性が高く、専門的技術や知識が必要となる調査や､災害が広域に多発し調査員が不足する場合等が想定される。このような場合に施設管理者は、防災協定を締結している関係団体に協力を求めて、被災状況の調査や主要構造物の緊急点検を実施する。
（2）他の道路管理者への通報
町道以外の道路が冠水、損壊等によって通行に支障をきたしている場合は、総務部を通じて当該道路管理者（吉野土木事務所）に通報し、応急措置の実施を要請する。
（3）道路交通の確保
危険箇所を発見した場合は、直ちに県警察（吉野警察署）に連絡のうえ、通行止め等交通規制を行うとともに、迂回路の指定等の措置を講じ、道路交通の確保に努める。
（4）避難及び立入り制限
著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関に連絡及び住民に広報するとともに、必要に応じて、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入り制限を実施する。
（5）道路占用施設の被災
上下水道、電気、ガス、電話等、道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は、道路管理者に通報する。
また、緊急時には当該施設管理者は、現場付近への立入り禁止、避難誘導等、付近住民の安全

確保の措置をとり、応急復旧を実施する。

（6）応急措置

被害を受けた町道について優先順位の高いものから障害物の除去、仮復旧措置を講じる。

なお、町道以外の道路については、事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急措置を待ついとまのない場合は、必要最小限度の範囲で応急措置を講じるとともに、当該道路管理者にその旨を報告する。

（7）林道

町、県及び森林組合は、災害発生後速やかに林道施設の被害状況を調査し、二次的被害を防止するための対策を講じるとともに、住民の生活のため緊急に復旧する必要がある場合は、速やかに応急復旧工事を実施する。

（8）農道

町及び農道管理者は、被害状況を早期に把握し県に報告するとともに、必要に応じ応急措置を行う。

また、著しい被害を生じるおそれがある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、危険箇所への立入り制限を実施する。

さらに、住民の生活のため緊急に復旧する必要がある場合は、速やかに応急復旧工事を実施する。

（9）応援要請

町単独での道路の応急措置が困難な場合は、総務部を通じて県（吉野土木事務所）に対し応援を要請する。

(10) 道路啓開

町は、集められた情報を基に的確に被災状況を判断し、路上の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）や簡易な応急作業により早期の道路啓開に努め、緊急車両の通行を確保し、緊急活動を支援する。また、通行不能箇所については、迂回路を選定し緊急輸送ルートを確保する。放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行い、運転者がいない場合等においては、道路管理者自らが、車両の移動等を行うことができる災害対策基本法の規定の具体的運用について、検討する。

なお、関係機関により確認された道路啓開に関する情報は、速やかに報道機関等を通じて住民へ広報する。

2 河川、水路、ため池

防災施設部は、河川、水路、ため池の被害状況等を把握し、必要に応じて応急措置を実施する。

（1）被害状況の把握

護岸の被害状況、河川・水路の橋脚、工事箇所の仮設物等に掛かる浮遊物などの障害物の状況、ため池の被害状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

河川管理施設が決壊したときは、直ちにその旨を吉野土木事務所、県警察（吉野警察署）及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。

（2）河川管理者、ため池管理者への通報

所管施設以外の被害や障害物等を発見した場合は、総務部を通じて当該施設管理者（吉野土木事務所、ため池管理者）に通報し、応急措置の実施を要請する。

（3）避難及び立入り制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関に連絡及び住民に広報するとともに、必要に応じて適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入り制限を実施する。

（4）応急措置

障害物の除去、応急排水、被害を受けた堤防、護岸等の仮復旧措置を速やかに実施するとともに、所管施設以外の応急措置に協力する。

（5）応援要請

町単独での応急措置が困難な場合は、総務部を通じて県に対し応援を要請する。

3 土砂災害警戒区域等

防災施設部は、土砂災害警戒区域等の被害状況を把握し、必要に応じて応急措置を実施する。

（1）被害状況の把握

土砂災害警戒区域等の被害状況を把握するとともに、被災施設及び危険箇所に対する点検を速やかに実施する。

（2）砂防ボランティアの要請

土砂災害警戒区域等において、危険の程度を判定する必要がある場合は、県砂防ボランティア協会に砂防ボランティア（斜面判定士等）の派遣を要請し、危険度の判定を行う。

（3）関係機関への通報

所管施設以外の被害や異常現象を発見した場合は、総務部を通じて県（吉野土木事務所）、奈良地方気象台、県警察（吉野警察署）、隣接行政機関、交通機関などの当該危険区域等の関係機関に通報し、応急措置の実施を要請する。

（4）避難及び立入り制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関及び住民に連絡するとともに、必要に応じて適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入り制限を実施する。

（5）災害発生時の報告

土砂災害が発生した場合、被害状況の報告を県（吉野土木事務所）に対して行う。

（6）応急措置

危険箇所の被害拡大防止措置及び被災施設の仮復旧措置を速やかに実施するとともに、所管施設以外の応急措置に協力する。

また、町単独での応急措置が困難な場合は、総務部を通じて県に対し応援を要請する。

第4　公共建築物等

1 庁舎等

各部は、防災上必要な庁舎等の施設及び設備を調査し、総務部へ報告する。

また、防災上の機能に支障がある場合、緊急措置を講じる。

2 公共建築物等

各部は、所管公共建築物の浸水や土砂の堆積等、被害状況を速やかに把握し、総務部へ報告するとともに、必要に応じて応急措置を講じる。

また、総務部は、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物や崩壊の危険性のある敷地への立入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

第5　被災宅地危険度判定

防災施設部は、被害状況を県に報告するとともに、二次災害防止のため概括的被害情報等に基づき、下市町被災宅地危険度判定実施本部を設置し、県と連携し被災宅地の危険度判定を実施する。

また、被災宅地危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により宅地の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

特に、庁舎や避難施設等の防災上重要施設が立地する宅地においては、被災宅地危険度判定士等に

より速やかに危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険度が高い場合は、使用禁止及び立入り禁止等の措置を執るよう施設管理者に勧告する。

（１）被災宅地の応急危険度判定作業の準備

ア　住宅地図等の準備、割当区域の計画

イ　被災宅地危険度判定士受入れ名簿への記入と判定チームの編成

ウ　判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付

（２）調査の体制

被災宅地危険度判定士有資格者の職員を中心として２人１組の班を構成する。

（３）応援要請

町単独で被災宅地危険度判定を実施することが困難であると判断した場合は、県に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

第７節　ライフラインの確保

ライフラインに関わる事業者等は、災害発生時における迅速かつ的確な初動対応と被害拡大防止対策を実施するとともに、被害状況について、町及び県に報告する。

また、災害によって途絶したライフライン施設については、速やかに応急復旧を進めるとともに、応急供給、サービス提供を実施する。

担当	防災施設部、総務部、関係機関

対策の体系	ライフラインの確保	第1　上水道 第2　下水道 第3　電力(関西電力送配電株式会社奈良本部) 第4　LPガス(LPガス事業者) 第5　電気通信(各社)

■応急対策の流れ

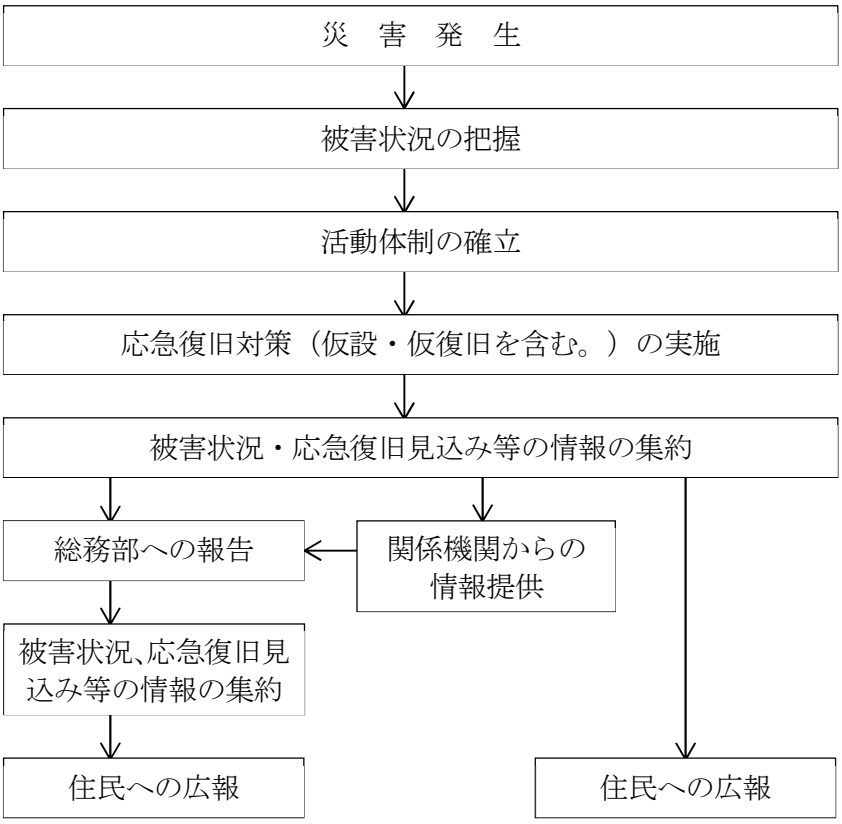

第１　上水道

１ 活動体制

奈良県広域水道企業団は、水道事業危機管理マニュアルに基づき、飲料水の確保、応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保し、必要に応じ協定業者等に応援を要請する。

それでもなお不足する場合は、総務部を通じ、県、他の市町村等に応援を要請する。

2 応急措置

奈良県広域水道企業団は、災害が発生した場合、速やかに上水道施設の被害状況や断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急復旧対策を行い、給水、配水機能の維持を行う。また、必要に応じて施設の稼働の停止又は制限など二次災害の防止措置を講じる。

特に、水道が汚染し、飲料水として使用することが不適当なときは、直ちにその使用の禁止、停止及び制限などの措置を行う。

また、総務部を通じて、県、県警察（吉野警察署）への通報を行う。

3 応急復旧の方針

（1）各水源の取水施設・導水施設及び浄水施設の復旧を最優先に行い、順次浄水場に近い箇所から送水管の復旧を進める。
（2）施設の応急復旧は、要員・資機材及び消毒剤等を調達して復旧体制の確保を図り、避難所、病院、社会福祉施設等への給水再開を優先的に進める。
（3）作業にあたっては、断水区域を最小限にするために配水調整を行い、順次断水区域の解消に努める。
（4）応急復旧作業の実施に際しては、補修専門業者に要請するとともに、建設業者の応援を求める。
（5）被害状況に基づいて、必要な復旧資材を迅速に調達し、不足する資材については早急に発注する。
（6）応急復旧の実施に必要な人員・資機材が確保できない場合には、日本水道協会奈良県支部と連携を図りつつ、速やかに相互応援協定等に基づく支援の要請を行うものとし、また、必要に応じて県を通じて県内市町村・厚生労働省・他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。
（7）配水支管・給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水・運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消する。
（8）ほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施する。

4 広報

（1）上水道施設の被害状況、給水状況、復旧状況及び今後の見通しを関係機関、報道機関等に伝達し、広報する。
（2）ケーブルテレビ、町ホームページ、広報車、防災行政無線等を通じて、被害状況、復旧状況等についての広報を行うとともに節水に努めるよう広報する。

第2 下水道

1 応急復旧

防災施設部は、被災した下水道施設の応急復旧を実施する。

なお、災害の発生時において、上下水道の構造等を勘案して、速やかに、上下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

（1）被災後、速やかに施設の点検、被害状況の把握、応急復旧計画の策定を行う。
（2）原則として、最下流部の下水道から順次、応急修理を行うが、医療施設、避難所、福祉施設等の復旧作業は優先的に行う。
（3）町内及び近隣市町村の下水道工事業者と必要な資機材を確保し、復旧体制を確立する。

（4）他ライフライン施設間で、被災状況等相互に情報交換し、的確・円滑な復旧に努める。

2 広報

（1）下水道施設の被害状況、復旧状況及び今後の見通しを関係機関、報道機関等に伝達し、広報する。

（2）ケーブルテレビ、町ホームページ、広報車、防災行政無線等を通じて、被害状況、復旧状況等についての広報を行うとともに節水に努めるよう広報する。

第３　電力（関西電力送配電株式会社奈良本部）

風水害をはじめとする各種災害により電力設備被害が発生した場合における、電力の早期復旧のための対策について定める。

1 通報･連絡

（1）通報・連絡の経路

通報・連絡は以下のとおりとする。

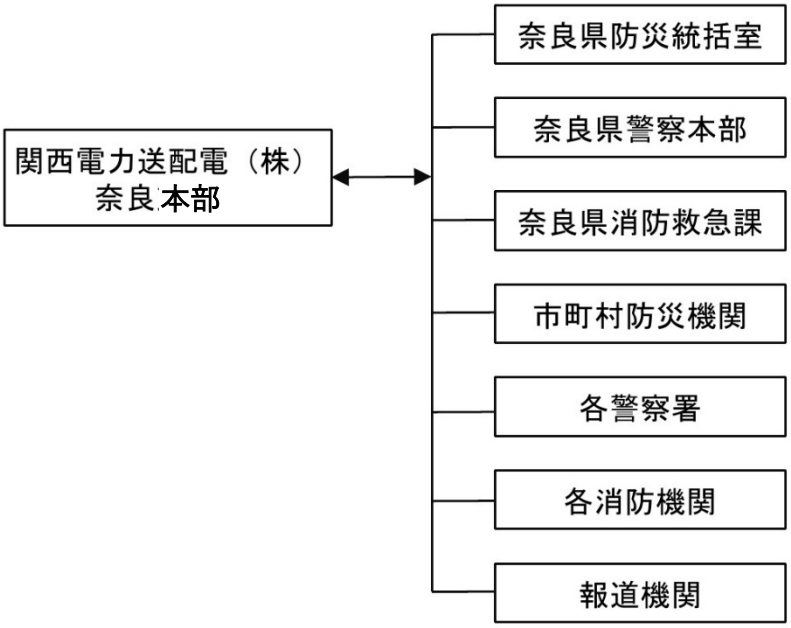

2 災害時における情報の収集、連絡

（1）情報の収集・報告

災害が発生した場合は、必要に応じ次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握する。

ア．一般情報

（ア）気象、地象情報

（イ）一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報

（ウ）社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）

（エ）その他災害に関する情報（交通状況等）

イ．当社被害情報

（ア）電力施設等の被害状況及び復旧状況

（イ）停電による主な影響状況
（ウ）復旧用資材、復旧要員、食料等に関する事項
（エ）従業員等の被災状況
（オ）その他災害に関する情報

（2）情報の集約

国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関及び協力会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

3 災害時における広報

（1）広報活動

災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を必要に応じ行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を必要に応じ行う。

ア．無断昇柱、無断工事をしないこと。
イ．電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターへ通報すること。
ウ．断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
エ．浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、及び必ず電気店等で点検してから使用すること。
オ．屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
カ．電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
キ．その他事故防止のため留意すべき事項。

（2）広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、ＳＮＳ及びＬアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 対策組織要員の確保

（1）対策組織要員の確保

ア．夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。
イ．対策組織が設置された場合、対策組織要員は、速やかに所属する対策組織に出社する。なお、供給区域内において震度６弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、直ちに所属する事業所へ出社する。

（2）復旧要員の広域運営

他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、又は発生したときは応援の要請を行う。

5 災害時における復旧用資機材の確保

（1）調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

ア．現地調達

イ．対策組織相互の流用
ウ．他電力会社等からの融通

（2）輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている協力会社の車両、ヘリコプター等により行う。

（3）復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

6 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

7 災害時における県への支援要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、県へ支援を要請する。

8 災害時における応急工事

（1）応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

（2）応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

ア．水力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

イ．送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

ウ．変電設備

機器損傷事故に対し､系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

エ．配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

オ．通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置及び可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

（3）災害時における安全衛生

応急工事の作業にあたっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

9 ダムの管理

（1）管理方法

ダムの地域環境、重要度及び河川の状況を考慮して、平常時及び洪水時の管理方法を定め、運用の万全を期する。

（2）洪水時の対策

洪水が予想される時は、雨量、水位等の早期把握と出水量の的確な予測に努め、機械器具、観測・警報施設の点検整備を行う。

（3）通知、警告

ダム放流を開始する前には、関係官庁及び地方公共団体等に通知するとともに、一般に周知するため、立札による掲示を行うほか、サイレン、スピーカー等により警告する。

（4）ダム放流

ダム放流にあたっては、下流水位が急上昇しないよう、ゲートを操作して放流を行う。なお、必要に応じ、河川パトロール等も実施する。

（5）管理の細目

ダム、せき、水門等の管理の細目については、発電所ごと、ダムごとに定める。

10 復旧計画

（1）設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。

ア．復旧応援要員の必要の有無
イ．復旧応援要員の配置状況
ウ．復旧資材の調達
エ．復旧作業の日程
オ．仮復旧の完了見込み
カ．宿泊施設、食料等の手配
キ．その他必要な対策

11 復旧順位

復旧計画の策定及び実施にあたっては、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

第4 ＬＰガス（ＬＰガス事業者）

ＬＰガス事業者は、それぞれ水害、浸水地域のＬＰガス施設による災害を最小限に止め、ＬＰガスの消費及び地域住民の安全を確保するため、整圧器等の機能監視及び容器の特別見回り、防護及び応急機材の点検整備を行う。

なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

1 緊急対応措置

緊急対応措置は、「被害状況の確認」と「二次災害の発生防止」であり、そのため以下のとおり行う。

（1）ＬＰガス設備の被害状況の確認は、緊急度が高くかつＬＰガス貯蔵量が大である施設を優先することを原則として、学校、病院等を含む公共施設、集合住宅、業務用施設、一般住宅の順に行う。

（2）確認は、供給停止及び容器撤去等二次災害防止措置の必要性の有無を目視により行うものとし、建物の倒壊、浸水、火災発生の有無又はその発生のおそれの有無、容器の転倒･配管の折損等によるガス漏れの有無について行う。

（3）確認の結果、二次災害のおそれがある施設に対しては、供給停止又は容器撤去を行う。

（4）ＬＰガス施設が浸水した施設では、目視点検で異常が認められない場合も、「供給復活のための安全点検」で定める安全確認により異常がないと確認されるまでは、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に呼びかける。

2 供給復活のための安全点検

供給復活のための安全点検は、多数のＬＰガス設備に対して実施する必要があるため、以下のと

おり行う。

（1）安全点検実施対象施設は、目視点検を行った結果、さらに安全点検を行う必要が認められた設備、及びＬＰガス設備が浸水した地域のＬＰガス設備全てとする。

（2）安全点検は、供給停止の及ぼす影響の大小を勘案し、原則として、学校･病院等を含む公共施設、集合住宅、業務用施設、一般住宅の順に行う。

（3）安全点検の結果について消費者に説明するとともに、新たに異常が発生したときや漏洩等の異常が認められた場合にとるべき措置について、周知徹底を図る。

3 広報

（1）二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。

（2）被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

第5　電気通信（各社）

1 NTT西日本株式会社

災害時における電気通信サービスの基本的な考え方として、災害が発生した場合又は通信の著しく輻輳が発生した場合等において、通信不能地域をなくすため及び重要通信の確保を図るため、災害措置計画を作成し、以下のとおり実施する。

（1）発生直後の対応

①　災害対策本部（災害情報連絡室）の設置

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、災害の規模や状況により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、災害応急復旧等を効果的に講じられるよう、地域防災機関と密接な連携を保ち、災害応急対策及び災害復旧対策の活動を速やかに実施する。

情報連絡室設置 → 準備警戒体制 → 災害対策本部設置

②　災害対策情報の連絡体制

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、災害の規模及び状況により、県(県災害対策本部又は防災統括室）等の防災機関へ災害対策本部（情報連絡室）開設連絡及び被災状況・復旧対策等に関する情報を迅速・的確に収集し、必要な事項は総務部が速やかに報告する。

ＮＴＴ西日本　奈良支店 → 奈良県防災統括室（奈良県災害対策本部）

③　情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

(ｱ)　気象状況、災害予報等
(ｲ)　電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況
(ｳ)　当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
(ｴ)　被災設備、回線等の復旧状況
(ｵ)　復旧要員の稼働状況
(ｶ)　その他必要な情報

④　被害状況の把握及び応急対策要員等の確保

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、通信設備の被災の全容を災害対策システム

等の活用により、より迅速に把握するとともに、早期設備回復に向け、効果的な復旧活動に努める。

(ｱ) 災害発生のおそれがある場合、事前に復旧要員等を確保する。

(ｲ) 復旧資機材調達及び災害対策機器・工事車両等を確保する。

(ｳ) 被災が大規模に及ぶ場合等は、本社の災害対策本部に支援要請し、ＮＴＴ西日本株式会社グループ総体として広域復旧体制を整える。

⑤ 防護措置

通信設備等の被害拡大を防止するため、必要な防護措置を実施する。

（2）災害状況等に関する広報活動体制

災害が発生し、通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況、特設公衆電話設置況等を広報するなど、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

① 被災等の問合わせに対する受付体制を整える。

② 被害規模・内容によっては、トーキ案内を行う。

③ 広報車による広報及び営業所等への掲示による広報活動を行う。

④ 報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ及び新聞掲載等による広報活動を行う。

⑤ 有機的な連携を強化するため、自治体等の協力を得ながら広報活動を行う。

（3）応急復旧

電気通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関して応急復旧措置を講じる。また、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被災状況に応じ別表の復旧順位に基づき、適切な措置をもって復旧に努める。

■電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

順位	復旧回線
第一順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等各1回線以上 ○ 気象機関 ○ 水防機関 ○ 消防機関 ○ 災害救助機関 ○ 警察機関 ○ 防衛機関 ○ 輸送確保に直接関係ある機関 ○ 通信確保に直接関係ある機関 ○ 電力供給の確保に直接関係ある機関
第二順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等 ○ ガス供給の確保に直接関係ある機関 ○ 水道供給の確保に直接関係ある機関 ○ 選挙管理機関 ○ 新聞社、放送事業又は通信社の機関 ○ 預貯金業務を行う機関 ○ 国又は地方公共団体の機関（第一順位となるものを除く）
第三順位	第一順位及び第二順位に該当しないもの

（4）通信疎通に対する応急措置

災害のため通信が途絶し又は通信が輻輳した場合、災害措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の措置を実施する。

（5）通信の利用制限

災害が発生し、通話が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行う。

（6）災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

（7）応急復旧

災害が発生し、孤立地帯等が発生又は発生するおそれのある場合は、災害対策用無線機による措置を行う。

2 株式会社ドコモ CS 関西(携帯電話)

株式会社ドコモＣＳ関西は、ＮＴＴグループで定めている「防災業務計画」に基づき、以下のとおり実施する。

（1）社外関係機関との連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ別に定める社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

（2）警戒措置

災害予報が発せられた場合、報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置をとる。

① 情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置すること。
② 異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させること。
③ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行うこと。
④ 災害対策用機器の点検と出動準備、若しくは非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずること。
⑤ 防災のために必要な工事用車両、資材等を準備すること。
⑥ 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずること。
⑦ その他、安全上必要な措置を講ずること。

（3）通信の非常そ通措置

① 重要通信のそ通措置

災害等に際し､次により臨機に措置をとり､通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。

(ｱ) 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。
(ｲ) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、関連法令等の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。
(ｳ) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、関連法令等の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱うこと。
(ｴ) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。
(ｵ) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。

② 携帯電話の貸出し

「災害救助法」が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。

③ 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言板等を速やかに提供する。

（4）社外機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し資材及び

物資対策、交通及び輸送対策、電源対策、その他必要な事項について、応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

① 要員対策
② 資材及び物資対策
③ 交通及び輸送対策
④ 電源対策
⑤ お客様対応
⑥ その他必要な事項

（5）設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

3 KDDI株式会社(携帯電話)

ＫＤＤＩ株式会社は、ＫＤＤＩ防災業務計画の定めるとおり以下を実施するものとする。

（1）情報の収集及び連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行うものとする。

① 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。
② 必要に応じて総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

（2）準備警戒

災害予報が発せられた場合等において、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が予想される場合は、その状況に応じ緊急連絡用設備等の運用に必要な措置、異常事態の発生に備えた監視要員の配置、防災上必要な要員の待機、災害対策用機器の点検と出動準備、電源設備に対する必要な措置、伝送路の代替設定の準備、他の中央局における代替運用の準備等の準備警戒措置をとるものとする。

（3）防災に関する組織

① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。
② 災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。

（4）通信の非常疎通措置

① 災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図るものとする。
② 通信の疎通が著しく困難となり、重要な通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第８条第２項及び電気通信事業法施行規則第 56 条の定めるところにより、利用制限等の措置をとるものとする。

（5）設備の応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施するものとする。

（6）設備の復旧

被災した通信設備等の復旧工事は、応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づいて必要な改良事項を組み入れて設計し、実施するものとする。

４ ソフトバンク株式会社(携帯電話)

ソフトバンク株式会社（以下、ＳＢ）は災害時において、基地局によるサービス提供が困難となった場合など、基地局の復旧はもとより、通信サービスを提供するためエリアの確保を様々な手段をもって整える対策を講じている。

（１）顧客への発災時の支援

①　発災情報の通知
②　被災情報の相互連絡
③　貸出用携帯電話等の配備
④　位置情報通知システム
⑤　ＷＥＢサイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知
⑥　ＷＥＢサイト上での災害関連地域情報の公開

（２）通信サービス確保の対策

①　緊急対策本部の設置

大規模災害発生時には、ＳＢが被害情報の収集を行い、そのうえで、被害状況に基づき緊急対策本部を設置し、通信ネットワークの早期復旧などの対策を講じる。

緊急対策本部 体制図

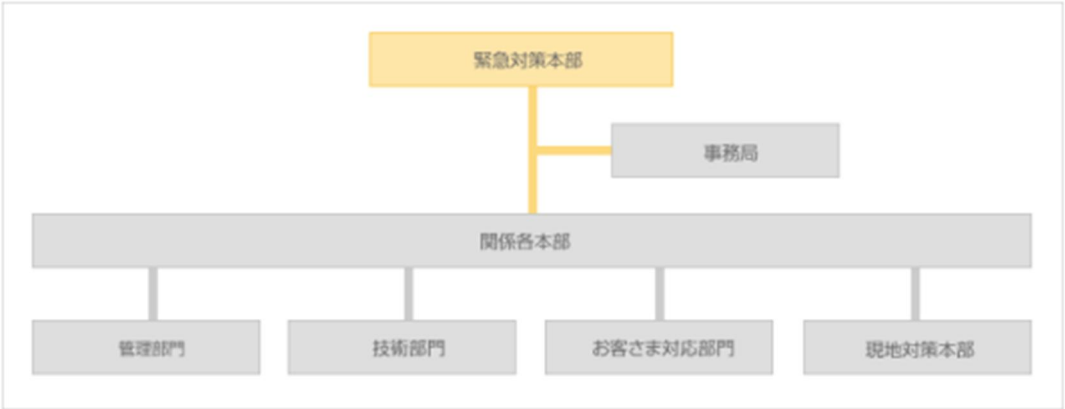

②　通信の確保・維持

（３）通信エリアの復旧と確保

ＳＢでは、基地局が災害によって被災し利用できなくなった場合、状況に合わせて主に以下の対応を実施し、早期に通信エリアが確保できるように努める。

①　停電基地局の発電機設備による電源確保
②　移動無線基地局車・可搬型衛星基地局の配備による臨時基地局の設置
　(ｱ)移動無線基地局車
　(ｲ)可搬型衛星基地局
③　新規伝送路確保による既存基地局復旧
④　基地局の建て直し
⑤　燃料調達
⑥　移動電源車
⑦　周辺基地局によるエリア救済
⑧　代替基地局設備の導入

（４）災害時通信サービス

①　緊急速報メール

② 災害用伝言板サービス
③ 災害用音声お届けサービス
④ ＷＥＢサイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知

5 楽天モバイル株式会社(携帯電話)

（1）情報収集と連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報収集と連絡を行う。

① 災害の規模、気象、停電、道路等の状況、電気通信設備等の被災状況、災害応急復旧計画及び実施状況、復旧要員の稼働状況等について情報収集し、社内関係事務所間相互の連絡を行う。
② 必要に応じて社外関係機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

（2）警戒措置

災害予報が発せられた場合、報道された場合、又はその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置を取る。

（3）重要通信の疎通確保

① 災害等に際し、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。
② 「災害救助法」（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号）が適用された場合等には、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話等の貸出しに努める。

（4）災害時における広報

① 災害の発生が予想される場合、又は発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。
② テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接該当被災地に周知する。

（5）対策組織の確立

災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、対策組織を確立して被災の回復又は予防の措置を講ずる。

（6）社外機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

（7）災害時における災害対策用資機材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達又は購買部門等に要求する。

（8）設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して迅速・適切に実施する。

6 こまどりケーブル株式会社

本町を含む県南部山間地域を対象に、大容量の光ファイバー網を構築・整備し運用している電気通信事業者は、災害時のＩＰ電話等の電気通信の確保を図るため、必要な応急措置を行う。

第８節　救助・救急活動

住民、自主防災組織、県警察（吉野警察署）等との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索等、迅速かつ的確な救助･救急活動を実施する。

担当	総務部、救護厚生部、保健衛生部、奈良県広域消防組合、消防団、関係機関

対策の体系	救助･救急活動	第1　災害発生状況の把握 第2　救助･救急活動 第3　行方不明者の捜索 第4　各関係機関の相互応援

■応急対策の流れ

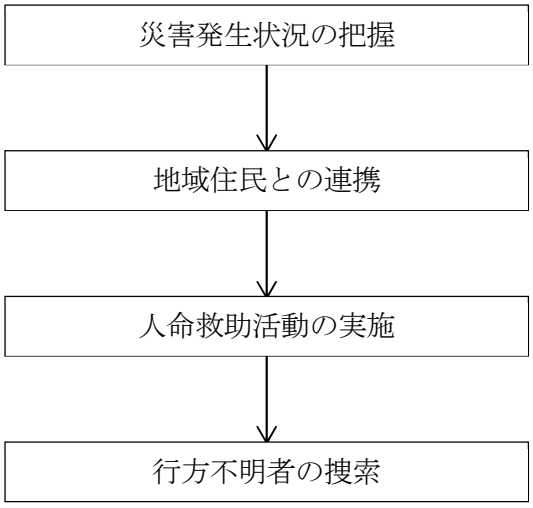

第１　災害発生状況の把握

総務部は､より多くの人命の安全確保と被害の拡大防止を図るため､全町域に関して人的被害発生、又は発生のおそれのある状況の有無の把握を最優先で行う。

また、奈良県広域消防組合及び消防団は、高所見張り、通報、有線、無線通信施設を効果的に活用して災害発生状況の早期把握に努めるとともに、関係機関への情報伝達を行う。

第２　救助・救急活動

奈良県広域消防組合及び消防団は、町本部及び県警察（吉野警察署）等との密接な連携のもと、迅速かつ的確に救助・救出活動を実施する。

１ 救急活動

（１）住民は､救急関係機関が到着するまでの間､心肺蘇生等の応急手当を行い被害の軽減に努める。

（２）町は、迅速な医療救護活動を行うため、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。

（３）町は、医療機関の受入れ状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。

（４）奈良県広域消防組合及び消防団は、県警察（吉野警察署）と相互に緊密な連絡をとり、協力し

て救出及び救急搬送にあたる。
また、総務部を通じ、必要に応じて奈良県消防広域相互応援協定締結市町村、広域航空消防、緊急消防援助隊、自衛隊等に協力を要請する。

（5）県及び町は、道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などにはヘリコプターによる救急搬送を実施する。

2 救助活動

（1）自主防災組織等は、独力で救助可能な場合には自主的に被災者の救助を行う。
（2）町は、救助が必要な生存者の情報の収集に努めるとともに、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救助活動を行う。
（3）町は、自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、民間の業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。
（4）県警察（吉野警察署）、消防応援隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。
（5）延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、人命救護活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

3 活動の要領

（1）救命措置を必要とする重傷・重体者の救出を優先する。
（2）被害拡大の防止を実施する。
（3）傷病者の救出を実施する。
（4）救護所・後方医療機関への傷病者の救急搬送を実施する。
（5）二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。
（6）遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続をとる。

第3 行方不明者の捜索

奈良県広域消防組合及び消防団は、町本部及び県警察（吉野警察署）等関係機関との密接な連携のもと、迅速かつ的確に行方不明者の捜索を実施する。

なお、救護厚生部は、町本部への通報・届出、及び各部が収集した情報をもとに行方不明者名簿を作成する。

また、遺体の収容は、保健衛生部が町本部における連絡窓口となる。

（1）災害の規模等の状況を勘案して、県警察（吉野警察署）との密接な連携のもと、地域住民の協力を得て行方不明者の捜索を実施する。
また、関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。
（2）行方不明者の捜索期間は、災害発生の日から10日以内とする。
ただし10日間を経過してもなお捜索を要する場合には、本部長（町長）の指示によって継続して実施する。
（3）行方不明者捜索等により遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続をとる。

第4 各関係機関の相互応援

（1）消防防災関係機関
町及び各消防防災関係機関は、救助活動等を行うにあたって、相互に情報を提供したり効率的に作業分担をしたりするための連絡調整窓口を設け、救急救助活動を相互協力して実施できるようにする。
災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を

設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

（注）消防機関及び県警察は消防組織法第 42 条で相互協力することとなっている。また、消防機関及び自衛隊は「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」で相互協力することとなっている。

（2）自主防災組織

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、消防団や警察など関係機関との連携しつつ、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火、救助・救急活動を実施する。

第９節　医療救護活動

医療機関と連携のもと、災害の状況に応じた迅速かつ的確な医療（助産を含む。）活動を実施する。

担当	保健衛生部、総務部、奈良県広域消防組合、吉野保健所、南和広域医療企業団、関係機関

対策の体系	医療救護活動	第1　医療情報の収集･提供活動 第2　医療対策 第3　後方医療対策等 第4　医薬品等の調達･確保

■応急対策の流れ

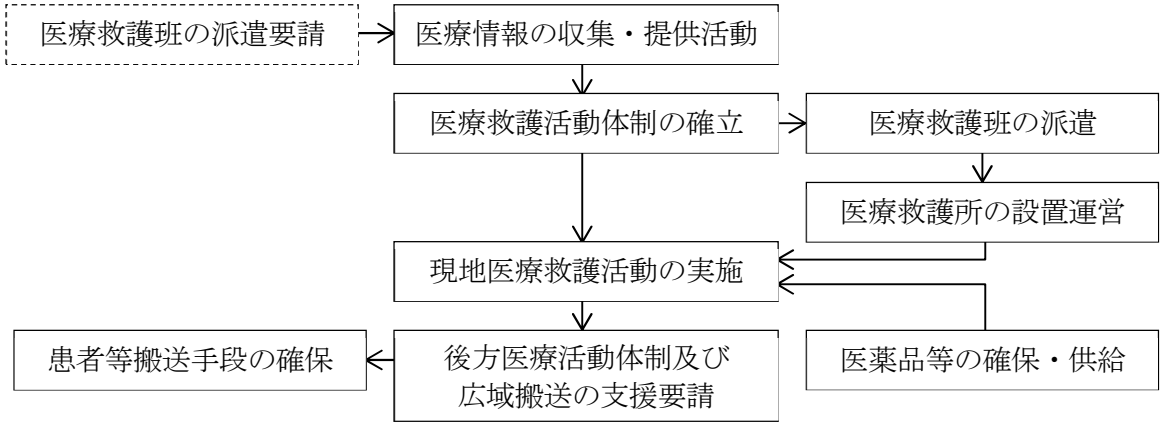

第１　医療情報の収集・提供活動

保健衛生部は、奈良県広域消防組合と協力して、医療機関と密接な連携のうえ、人的被害・医療機関被害状況､活動状況及び被災地域医療ニーズについて把握し､速やかに総務部に報告するとともに、あわせて吉野保健所へ報告し情報を共有する。

（１）町は、被災状況に応じて、地区医師会又は医療機関に医療救護班の派遣を要請し、医療救護活動を行う。
（２）町は、町の対応能力のみでは不足すると認める時は、県保健医療福祉調整本部に保健医療活動チームの派遣を要請する。
（３）町は、医療救護所を設置、運営するとともに医療ニーズを把握する。
（４）町は、地域の医療機関の被災状況及び診療継続状況を把握し、県保健所と情報共有を図るとともに、保健ニーズの把握に努め、県と協力し避難住民等への保健医療活動を行う。
（５）町は、住民にも可能な限り医療機関の情報を提供する。

第２　医療対策

保健衛生部は、被災住民に対し現地医療活動を実施するため、必要に応じて救護所を設置するとともに、医療救護班を組織・派遣するなど医療を確保する。

1 医療の確保

（1）医療救護所の設置・運営

医療救護所の設置・運営は、吉野郡医師会等の協力を得て行う。

なお、医療救護所を設置した場合は、その旨町ホームページ等により住民に広報するとともに、当該施設の見やすいところに標識を掲示する。

ア　医療救護所の設置

（ア）設置基準

ａ　町内医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したために、町内医療機関だけでは対応しきれない場合

ｂ　傷病者が多数のため、現地におけるトリアージを行い、町内外医療機関の網羅的な活用により対応する必要がある場合

ｃ　その他被災地域に救護所を設置する必要がある場合

（イ）設置場所

医療救護所の設置場所は、あらかじめ選定した予定場所の中から、衛生状態、安全性を確認のうえ、被害状況に応じて決定する。

イ　医療救護所の運営

次の事項に留意のうえ、医療救護所を運営する。

（ア）交代要員の確保

（イ）携帯電話等通信手段の確保

（ウ）医薬品、医療用資機材の補給

（エ）医療用水の確保

（オ）食料、飲料水の確保

（カ）医療ニーズの把握

（キ）その他医療救護活動に必要な事項

（2）医療救護班の編成・派遣

保健衛生部は、被災状況に応じて、吉野郡医師会及び医療機関に医療救護班の派遣を要請し、医療救護活動を行う。

ア　医療救護班の編成及び構成

医療救護班の編成及び構成は医師１名、看護師２名、事務職員１名の計４名で１班を構成し、災害の規模等の状況に応じて班数を設定する。

イ　派遣要請

医療救護班が不足する場合は、県及び日本赤十字社奈良県支部に緊急医療班の派遣を要請する。

ウ　保健医療活動チームの派遣要請

町は、町の対応能力のみでは不足すると認める時は、総務部を通じ、県保健医療福祉調整本部に保健医療活動チーム（ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）、ＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）、医療救護班（県内医療関係団体、県内医療関係団体の属する全国組織及びその他の医療関係団体が派遣する医療救護活動を行うチームをいう。）、保健師等支援チーム、災害支援ナース、ＤＨＥＡＴ（災害時健康危機管理支援チーム）等で、保健医療活動を行うチームをいう。）の派遣を要請する。

（3）医療救護班の受入れ、調整

保健衛生部は、医療救護班の受入れ窓口を設置するとともに、医療救護所への配置調整を行う。

2 現地医療活動

派遣された医療救護班は、医療救護所において現地医療活動を実施する。

なお、医療救護班が実施する業務は、次のとおりである。

（1）負傷者の重症度の判定（トリアージの実施）
（2）負傷者に対する応急処置
（3）後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
（4）搬送困難な傷病者及び避難所等における軽症患者に対する医療
（5）被災地の巡回診療
（6）助産救護
（7）死亡の確認
（8）遺体の検案等の協力（状況に応じて）
（9）その他状況に応じた処置

第3 後方医療対策等

医療救護所では対応できない重症傷病者（医療機関等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者を含む。）は、県指定の地域災害医療センターである南奈良総合医療センター（南和保健医療圏）及び被災を免れた医療機関に搬送し、治療を行う。

1 傷病者の搬送

奈良県広域消防組合は、医療救護所及び医療機関からの救急搬送要請に基づき、迅速かつ的確に傷病者を搬送する。

（1）受入れ病院の選定

保健衛生部は、医療救護班と連携し、奈良県広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の医療機関に患者が集中しないよう振り分け調整する。

（2）搬送手段の確保

ア 救急搬送

トリアージにより緊急性が高い傷病者にあっては、奈良県ドクターヘリ、救急車、消防車両等、防災ヘリその他のヘリコプターで緊急搬送する。

イ 一般搬送

トリアージにより緊急性が低い傷病者にあっては、総務部の確保する車両、又は消防車両等で搬送する。ただし、救急車が十分確保できている場合は救急車で搬送する。

2 広域的後方医療活動

（1）応援要請

保健衛生部は、医療救護所や町内医療機関での傷病者の収容と処置対応が困難な場合は、県と調整して、広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構）に対し、被災地域外の医療活動を要請する。

その際、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターは、被災地方公共団体に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

（2）広域後方医療施設への傷病者の搬送

県及び町は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整のうえ、航空搬送拠点を確保・運営するとともに、被災地方公共団体内の医療機関から航空搬送拠点までの重病者等の輸送を実施するものとする。

その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、被災地方公共団体に対

して適宜助言及び支援を行うものとする。

３ 要継続的医療支援者(人工透析患者、人工呼吸器使用者等)の支援

保健衛生部は、人工透析患者、人工呼吸器使用者など継続的な医療支援が必要となる患者については、吉野保健所と連携して、対応可能な医療機関、必要な医薬品や医療機器等及び要継続的医療支援者の被災状況等の情報を把握する。また、その他の要継続的医療支援者から支援要請等があった場合は、速やかに県保健医療福祉調整本部へ報告し、医療提供体制の整備を図る。

（１）人工透析患者への支援

ア　情報の収集及び把握

町は、町内の透析施設の被災状況、稼働状況、水、医薬品等の不足状況及び人工透析患者の状況把握に努める。

イ　医療支援

町は、県から要請があった場合には、透析施設に優先的に水の供給を行う。

町は、県から透析施設の稼働状況等の情報提供を受ける。

（２）人工呼吸器等使用者への支援

ア　情報の収集及び把握

町は、医療依存度の高い人工呼吸器や吸引器などを使用している在宅難病患者（指定難病特定医療受給者証保持者等）の安否確認や被災状況の把握に努めるとともに、人工呼吸器等使用者に対応可能な医療機関の情報を収集する。また、その他の要継続的医療支援者から支援要請等があった場合は、速やかに県へ報告し、医療提供体制の整備を図る。

イ　医療支援

町は県、医療機関及び医療機器取扱い事業者等と連携し、人工呼吸器等の電源確保・供給を行うとともに、医療機器取扱い事業者に対し、人工呼吸器等の故障の際に迅速に対応するよう協力を要請する。また、対応可能な医療機関の情報を提供するとともに、必要に応じて消防機関等への支援要請及びＤＭＡＴ、医療救護班による医療支援を行い、避難誘導又は後方医療機関へ搬送する。

町は、県から受入れ可能な医療機関等の情報提供を受ける。

（３）その他の要継続的医療支援者への支援

ア　情報の収集及び把握

町は、特殊な医療支援が必要な要継続的医療支援者（以下「その他の要継続的医療支援者」という。）について、対応可能な医療機関、必要な医薬品や医療機器等及びその他の要継続的医療支援者の被災状況等の情報を把握する。

イ　医療支援

町は、県から対応可能な医療機関や支援体制等の必要な情報提供を受ける。

（４）小児・周産期領域の患者への支援

ア　情報の収集及び把握

町は、町内の産科施設の被災状況、稼働状況、水、医薬品等の不足状況等の把握し、県や医療機関等に情報を提供する。

イ　医療支援

町は、県から産科施設の稼働状況等の情報提供を受ける。

４ 保健師等による健康管理

保健衛生部は、吉野保健所と連携して、保健師等により、避難所での健康管理や集団指導、被災家庭や仮設住宅等への訪問による健康相談、保健指導、心身のケア等、必要な保健活動を行う。その際は以下の事項に留意する。

（1）避難所の保健活動は、環境面・運営面・住民支援・情報管理等の分類で行う。
（2）避難所でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等）の予防と対策を行う。
（3）町は避難所開設直後に、被害状況や設備状況、要配慮者の避難状況等を迅速に情報収集し、被災地域を管轄する県保健所に設置された地域保健医療福祉調整本部を通じて保健医療福祉調整本部に報告する。

5 在宅難病患者への支援

保健衛生部は、吉野保健所と連携して、安否及び孤立状況が確認された在宅難病患者について、必要な生活援助の検討、相談支援等を行う。

6 精神障害者対策及びメンタルヘルス対策

保健衛生部は、吉野保健所と連携して、安否及び健康状態が確認された在宅精神障害者について、必要な生活援助の検討、相談支援等を行う。

また、社会復帰施設、作業所等の被害状況を把握し、利用可能な施設の活用について検討する。

第４　医薬品等の調達・確保

保健衛生部は、奈良県赤十字血液センター、吉野郡医師会、吉野郡歯科医師会、吉野郡薬剤師会の町内会員及び関連業者の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材、輸血用血液等の調達・確保を行う。

また、不足が生じる場合は、県（奈良県保健医療福祉調整本部（薬務班）又は吉野保健所）に対して供給の要請を行う。

■医薬品、医療機器、医療用ガス等の要請・供給フロー

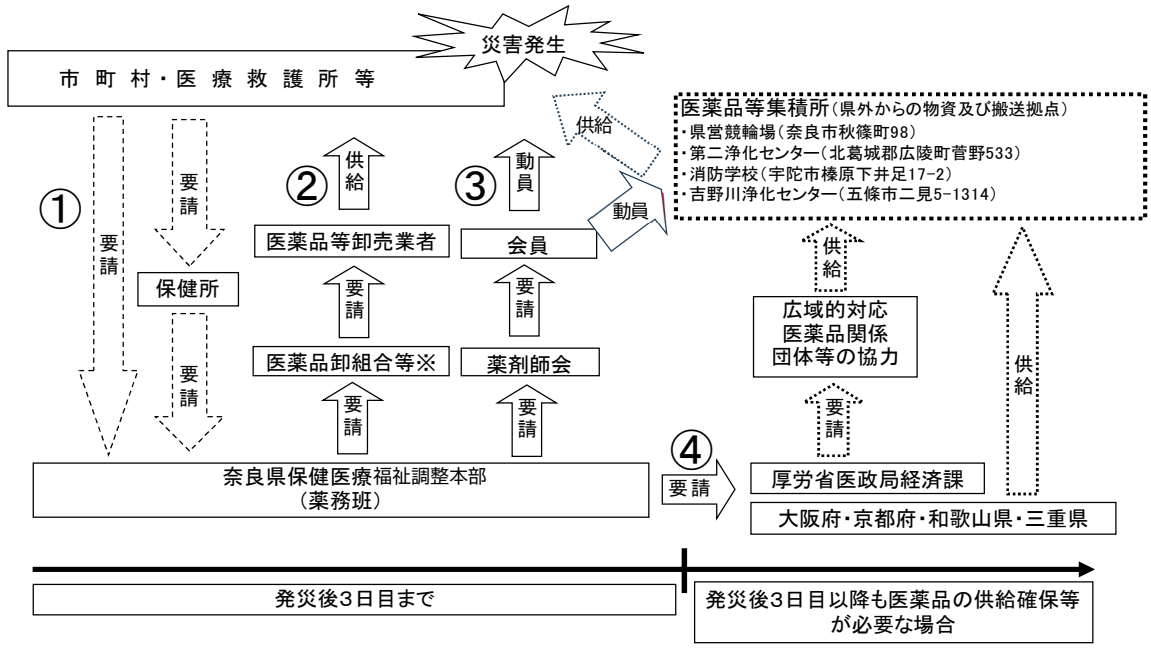

※医薬品卸組合等：奈良県製薬協同組合、奈良県医薬品卸協同組合、大阪医療機器協会奈良県支部
日本産業・医療ガス協会近畿地域本部奈良県支部、近畿臨床検査薬卸連合会

■血液製剤の要請･供給フロー

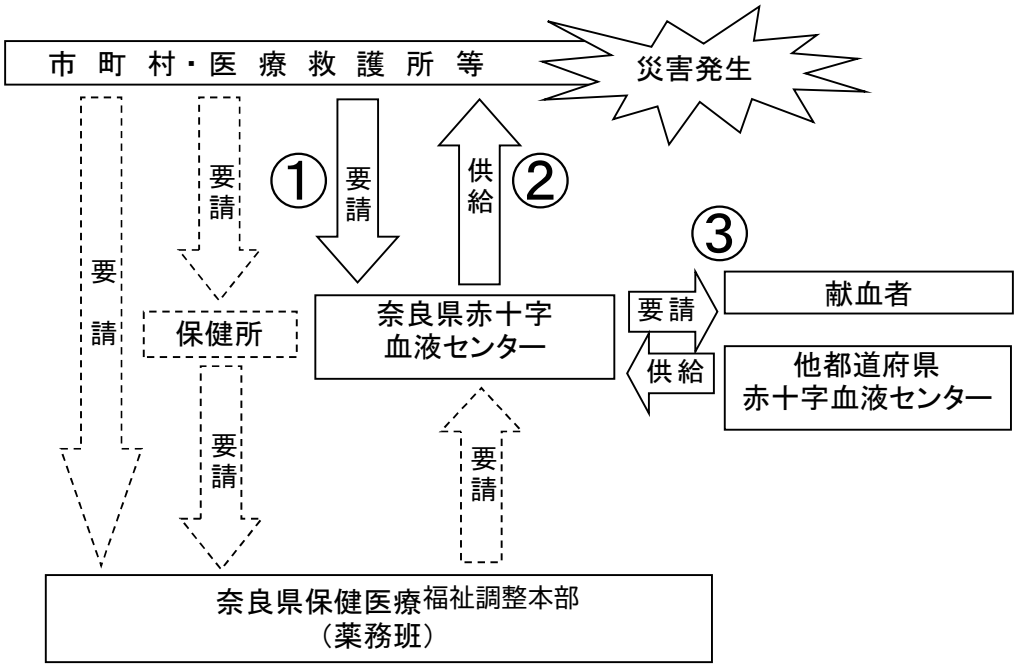

第 10 節　緊急輸送活動・交通規制

消火、救助・救急、医療活動の円滑な実施、緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の確保に努める。

担当	総務部、救護厚生部、資材輸送部、防災施設部、関係機関

対策の体系	緊急輸送活動･交通規制	第1　緊急輸送の範囲 第2　被害状況の把握 第3　陸上輸送 第4　航空輸送 第5　交通規制

■応急対策の流れ

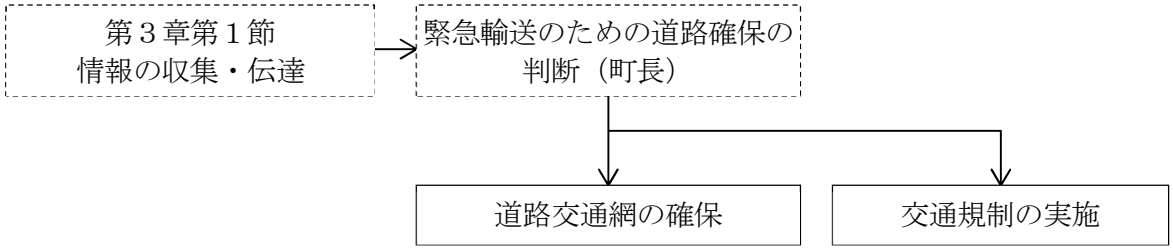

第１　緊急輸送の範囲

緊急度に応じ、輸送の範囲を次のとおりとする。

１ 第1段階

（１）救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医薬品等の人命救助に要する要員及び物資
（２）災害の拡大防止のための消防、水防活動等の人員及び物資
（３）情報通信、電力、ガス、水道施設等の初動体制に必要な保安要員、災害対策要員並びに物資等
（４）後方医療機関へ搬送する負傷者
（５）緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資
（６）被災者に対して災害対策本部等が供給する食料及び水等の生命維持に必要な物資
（７）被災者に対して災害対策本部等が供給する生活必需品等の物資
（８）被災者の避難所等への移送

２ 第2段階

（１）上記１の続行
（２）要配慮者の保護にかかる福祉避難所等への移送
（３）傷病者及び被災者の被災地外への輸送
（４）輸送施設の応急復旧等に必要な要員及び物資

３ 第3段階

（１）上記２の続行
（２）災害復旧に必要な要員及び物資

第２　被害状況の把握

１ 道路施設の点検

防災施設部は、吉野土木事務所、県警察（吉野警察署）、協定業者等と連携して、緊急輸送道路及び緊急交通路を中心に、道路施設等（道路・橋梁、信号機）の被害状況及び安全性の点検を行う。

２ 県への点検結果の報告等

総務部は、道路施設の点検結果を県（吉野土木事務所）及び県警察（吉野警察署）に報告するとともに、町域に流入するその他道路の状況について、県（道路管理課）から情報を収集する。

第３　陸上輸送

道路啓開等によって緊急輸送道路等を確保するとともに輸送手段を確保し、緊急物資等の陸上輸送を行う。

１ 緊急輸送道路等の確保

（１）緊急輸送道路等の交通規制

県公安委員会は、住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策のため、道路交通の実態を迅速に把握し、指定された緊急輸送道路等の中から路線及び区間を定めて、災害対策基本法第 76 条第 1 項の規定に基づく交通規制を迅速に実施する。

（２）道路啓開

防災施設部は、必要な人材、資機材などを協定業者等の協力を得て調達し、がけ崩れ、倒壊物等の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）など、町道の啓開作業を行う。

また、吉野土木事務所が行う緊急輸送道路等の啓開作業に協力する。

２ 緊急輸送道路等の周知

（１）各部及び関係機関への連絡

総務部は、各部及び関係機関に使用可能な緊急輸送道路等について連絡する。

（２）住民への周知

総務部は、緊急輸送道路等への一般車両の進入を防止し、緊急輸送道路の機能を十分に発揮させるとともに、その旨を住民へ周知する。

３ 輸送手段の確保

総務部は、避難者、災害応急対策の実施に必要な人材や資機材等を輸送するため、町の所有する車両を活用するほか、輸送業者等の車両を調達する。

（１）輸送車両等の確保

ア　総務部は、町が所有する全ての車両の集中管理を行う。

イ　車両が不足する場合は、町内輸送業者の車両を借り上げる。

ウ　それでもなお不足する場合は、県災害対策本部に対して、輸送内容その他必要条件を明示して応援を要請する。

（ア）輸送区間及び借上げ期間
（イ）輸送人員又は輸送量
（ウ）車両等の種類及び台数
（エ）集結場所及び日時
（オ）車両用燃料の給油場所及び給油予定量
（カ）その他必要事項

（2）緊急通行車両の確認

ア 事前届出済の車両

総務部は、災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、事前届出済証の交付を受けている車両については、直ちに緊急通行車両の確認を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

イ 災害発生後の届出

総務部は、災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、民間借上げ等によって調達した車両（事前に標章及び確認証明書の交付を受けていない車両）については、直ちに自動車検査証等の必要書類を県警察（吉野警察署）に持参し、緊急通行車両としての申請を行う。

（3）規制除外車両の確認

ア 事前届出済みの車両

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、事前届出済みの交付を受けている車両については、直ちに規制除外車両の確認を行い、標章及び規制除外車両確認証明書の交付を受ける。

イ 災害発生後の届出

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、規制除外車両に該当する車両は、規制除外車両であることの疎明書類とともに交通規制課、橿原警察署（交番及び駐在所を含む。）又は交通検問所に申請し、「規制除外車両確認証明書」及び災害対策基本法施行規則に定める「標章」の交付を受ける。

（4）車両の運用

ア 総務部は、各部の要請に基づき使用目的に合わせた適正配車に努める。

イ 総務部は、常に配車状況を把握し、各部の要請に対応する。

ウ 緊急通行車両標章は、車両前面の見やすい位置に掲示し、確認証明書は車両に備え付ける。

4 広域応援・災害派遣部隊等受入れ拠点、物資輸送拠点の確保

総務部及び救護厚生部は、各部、関係機関の協力を得て、それぞれ広域応援・災害派遣部隊等の受入れ拠点、物資輸送拠点を開設するとともに、その周知を徹底する。

また、物資輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

5 緊急輸送の実施

資材輸送部は、緊急輸送道路等の状況、避難所の避難者数等を把握し、人員、輸送用車両等の確保状況を踏まえ、緊急輸送計画をたて、安全に十分留意して緊急輸送を効率的に実施する。

第4 航空輸送

緊急輸送及び陸上交通の途絶等による孤立地帯への緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられるときは、県の防災ヘリコプター又は県を通じて自衛隊等にヘリコプター輸送を要請する。

なお、ヘリポートは、あらかじめ指定した場所に設置する。

1 輸送基地の確保

（1）総務部は、奈良県広域消防組合と協議のうえ、あらかじめ設定した災害時用臨時ヘリポートのほか、緊急にヘリポートが必要な場合には、次の点に留意して選定する。

ア　地盤は、堅固な平坦地のこと（砂塵等が舞い上がらないコンクリート、芝生が最適）
イ　地面斜度が６度以内のこと
ウ　二方向以上からの離着陸が可能であること
エ　離着陸時に、支障となる障害物が周辺にないこと
オ　車両等の進入路があること
カ　離着陸（発着）のため必要最小限度の地積が確保できること
　＜必要最小限度の地積＞
　・大型ヘリコプター：100m 四方の地積
　・中型ヘリコプター： 50m 四方の地積
　・小型ヘリコプター： 30m 四方の地積

（2）総務部は、選定した災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、被災状況、利用可能状況を県へ報告する。
（3）総務部は、県、県警察（吉野警察署）、自衛隊等と協議し、開設する災害時用臨時ヘリポートを指定する。

2 輸送手段の確保

資材輸送部は、県と連携するとともに、県警察（吉野警察署）、自衛隊等の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

第５　交通規制

防災施設部は、県公安委員会、県警察（吉野警察署）と連携・協力して、交通の混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と緊急車両等の通行を確保するため、交通規制を実施する。

また、道路管理者として管理する道路について災害時における危険箇所及び迂回道路応急復旧の方法等をあらかじめ調査し、計画しておくとともに、災害が発生した場合は当該道路の被害状況を調査し的確な措置をとる。

1 交通規制の実施責任者

災害によって、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報によって認知した場合は、次の区分により、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限を行うが、道路管理者及び県警察（吉野警察署）は、密接な連携のもとに適切な措置を講じる。

■交通規制の実施責任者及び範囲

区分	実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 知事 町長	1　道路の破損､欠壊その他の事由によって､危険であると認められる場合 2　道路に関する工事のため､やむを得ないと認める場合	道路法 第 46 条第1項

区分	実施責任者	範囲	根拠法
警察	公安委員会	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認められる場合	災害対策基本法 第 76 条第1項
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため、必要があると認める場合	道路交通法 第4条第1項
	警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間が短い場合	道路交通法 第5条第1項
	警察官	警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。	災害対策基本法 第 76 条の3
		道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合	道路交通法 第6条第2項
		道路の破損、火災の発生、その他の事情によって、道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがある場合	道路交通法 第6条第4項

2 道路管理者による交通規制

県警察（吉野警察署）との密接な連携のもとに、交通規制を実施する。

（1）町の管理道路

道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合、又は被災道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、防災施設部は、総務部を通じて吉野土木事務所、県警察（吉野警察署）に協議・報告を行い、道路法に基づく通行の禁止又は制限を実施する。

（2）県の管理道路

関係機関相互の協議・報告によって、道路の通行の禁止又は制限を実施する。

（3）国の管理道路

防災業務要領に基づき、関係機関相互の協議、通知等によって交通規制を実施する。

3 県公安委員会、県警察(吉野警察署)による交通規制

災害応急対策活動を実施するため必要があると認めるときは、避難所・避難地の状況、道路の被害程度等を考慮して、緊急交通路における緊急自動車以外の車両の通行禁止・制限等交通規制を行う。

4 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることによって災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認める場合は、災害対策基本法第 76 条の３に基づき車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じることができる。

また、措置命令に従わないとき、又は所有者等が現場にいないとき、警察官は自ら当該措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

通行禁止区域等において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は自衛隊用緊急通行車両の、消防吏員は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な同上の措置をとることができる。

■通行禁止区域における措置命令

実施責任者	範囲	根拠法
警察官	1 通行禁止区域等において緊急車両の通行を妨害する車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。 2 措置命令に従わないとき、又は、相手が現場にいないとき、やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法 第 76 条の3
自衛官 消防吏員	警察官が現場にいないとき、上記措置を自らの緊急車両（自衛隊用緊急通行車両、消防用緊急通行車両）のみについて行うことができる。	

5 相互連絡

防災施設部は、吉野土木事務所、県警察（吉野警察署）と被災地域の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路の通行、制限の対象、区間、理由等を相互に協議する。

6 迂回路の確保

通行禁止や制限を行ったときには、周辺道路の混乱を避けるために関係機関が協議のうえ適切な迂回路を選定・確保する。

7 交通規制の標識等の設置

防災施設部は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急的かつ一時的な場合を除き、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識等を設置する。

8 広報

総務部は、道路における車両の通行禁止等の交通規制の措置を講じた場合には、県警察（吉野警察署）、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など、緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、その状況を連絡するとともに、住民に対しても規制内容、迂回路等について広報する。

9 交通規制時の自動車運転者のとるべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、通行禁止区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

（1）速やかに車両を次の場所に移動させること。
　ア　道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
　イ　区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

（2）速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。

（3）通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

第 11 節　緊急物資の供給

家屋の損壊、滅失等によって、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対し、必要な物資の供給に努める。

また、被災者の生活の維持のため必要な飲料水、食料、燃料及び毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意し、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮する。

担当	総務部、救護厚生部、防災施設部、関係機関

対策の体系	緊急物資の供給	第1　給水活動 第2　食料の供給 第3　生活必需品の供給 第4　日本赤十字社による救助

■応急対策の流れ

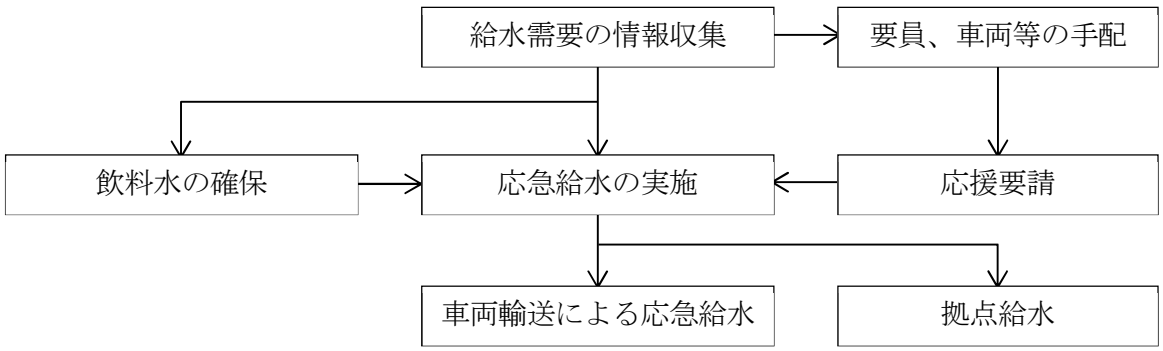

第1　給水活動

飲料水の確保が困難な住民に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給するよう努める。

なお、住民及び事業所等は、災害発生当初は自らの備蓄（１週間分）により対応する事を基本とする。

1 情報の収集

防災施設部は、災害発生後、速やかに次の情報を集約・整理し、被害の範囲・規模を把握する。

（1）浄水場、配水池等の状況を確認し、貯水量の把握を行う。

（2）各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。

（3）医療機関、福祉施設、避難所等の優先給水すべき施設の断水状況の収集・把握を行う。

2 給水の実施

防災施設部は、把握した情報に基づき応急給水計画を作成し、応急給水を実施する。

なお、災害の規模により、1 戸あたりの給水量を制限し、なるべく多くの住民に公平に行き渡るようにする。

（1）目標量

災害発生から３日以内は、１人あたり１日３リットルを供給するなど、次表に示す給水量を目標とし、以降は、できる限り速やかに被災前の水準に回復させる。

災害発生からの日数	一人あたり水量 （リットル／日）	水量の用途内訳	主な給水方法
3日目まで	3リットル	飲料等（生命維持に最小限必要）	耐震性貯水槽 給水車
4日目～10 日目まで	3～20 リットル	飲料、水洗トイレ、洗面等 （日周期の生活に最小限必要）	配水幹線付近の仮設給水栓
11 日目～20 日目まで	20～100 リットル	飲料、水洗トイレ、洗面、風呂、シャワー、炊事等 （数日周期の生活に最小限必要）	配水支線上の仮設給水栓
21 日目～28 日目	被災前給水量 （約 250 リットル）	ほぼ通常の生活	仮配管からの各戸給水、共用栓

（2）給水方法

ア　給水拠点における給水

浄水場を給水拠点として、給水を実施する。

施設	所在地
下市町浄水場	阿知賀 1153-1

イ　給水タンク車による給水

避難所や病院、学校等の施設で、水槽又は容器を備えてある場所については、給水タンク車による給水を実施する。

また、浄水場が被災し水源を確保することが困難な場合は、他水道事業者等の水源から補給協力を受けて、給水を実施する。

ウ　トラックによる給水

病院、診療所、人工透析医療施設、福祉施設等で水槽又は容器を備えていない場所、小規模の避難所等については、給水容器等を使用し、トラックによる給水を実施する。

エ　応急仮設配管による給水

関連業者等の協力を得て、応急仮設配管の敷設、共用栓の設置を行い、給水を実施する。

オ　簡易型ろ過装置による給水

水源を確保できるところについては、簡易型ろ過装置による給水を実施する。

カ　給水にあたっての留意点

①　給水タンク車による場合は、近くの水道施設から補給水を受けることが要件となるが、給水範囲が広いときは、必要に応じて要所に水槽を設置し、給水の円滑化を図る。

②　災害の規模により１戸あたりの給水量を制限し、なるべく多くの住民に公平に行き渡るようにする。

③　要配慮者や高層住宅の住民に配慮した給水方法を採用する。

（3）応急給水実施の優先順位

病院等の緊急に水を要する施設や、高齢者、障害者等の要配慮者利用施設には優先的に給水車を配備し、可能になった段階で臨時給水栓をそれらの近くに設置する。

（4）飲料水の水質検査及び消毒

給水にあたっては、水質管理はもとより、使用する器具等すべて衛生的に処理する。

3 広報

総務部は、住民の不安を和らげるため、情報提供を積極的かつきめ細かく行う。

（1）手段

ア　防災行政無線等
イ　ケーブルテレビ
ウ　町ホームページ
エ　広報車
オ　広報紙
カ　報道機関（テレビ、新聞、ラジオ等）
キ　モバイルメール
ク　ＳＮＳ

（2）広報内容

ア　給水時間及び給水場所
イ　容器持参の呼びかけ
ウ　断水の解消見込みその他必要な情報

4 応援要請

町単独で十分な給水活動を実施することが困難な場合には、奈良県水道災害相互応援協定による要請のほか、総務部を通じて、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。

ア　給水を必要とする人員
イ　給水を必要とする期間及び給水量
ウ　給水する場所
エ　必要な給水器具、浄水用薬品・水道用資材等の品目別数量
オ　給水車両借上げの場合は、その必要台数
カ　その他必要事項

第２　食料の供給

避難者､被災者等に対する食料を確保し､炊き出しその他によって応急供給を実施するよう努める。

なお、住民及び事業所等は、災害発生当初は自らの備蓄物資（１週間分）により対応する事を基本とする。

■応急対策の流れ

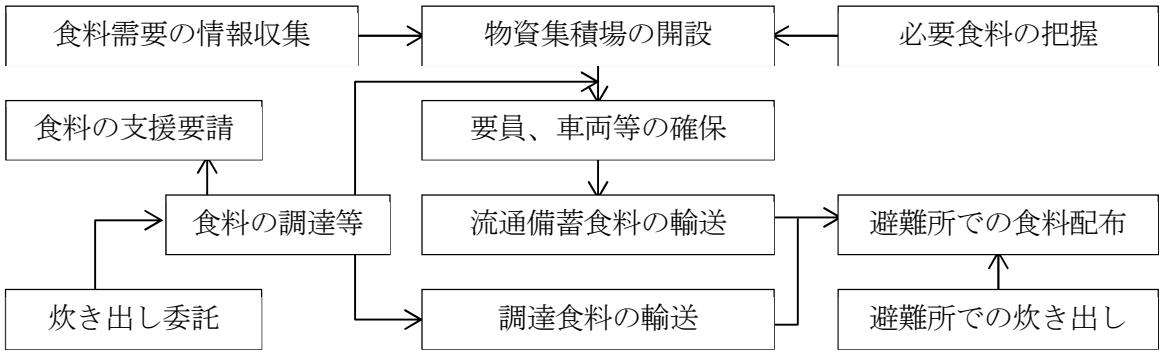

１ 食料･生活必需品等の供給体制の確立

救護厚生部は、調達した物資を迅速かつ的確・適切に供給するために地域に即した具体的方法を検討し、速やかに実施するため、その環境及び体制を整える。

その内容は、概ね次のとおりとする。

（１）把握した被災状況により供給の範囲及び程度を把握する。
（２）把握した被災状況により市町村間の応援協定に基づく実施方法等を検討する。
（３）輸送拠点・輸送等の物資の供給の方法及び供給体制等を決定する。
（４）供給を行うための供給責任者及び担当者を指定し、その供給物資の種類・数量及び供給先の決定等の職務権限を決定する。
（５）その他、物資の供給に必要なことを定める。

２ 食料供給の対象者

（１）避難所に収容された者
（２）ライフライン等の被災によって調理ができない者
（３）旅行者、町内通過者等で他に食料を得る手段のない者
（４）救助作業、その他の緊急災害対策業務に従事する者

３ 必要量の把握

救護厚生部は、食料供給の対象者数から必要な数量を把握するとともに、避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。

なお、食料供給対象者数のうち、高齢者用食やアレルギー対応食、粉ミルク等の必要量をあわせて把握し、供給するよう努める。

４ 食料の確保

救護厚生部は、供給計画に基づき、流通備蓄食料や調達によって確保する。

（１）備蓄食料

災害発生当初は、住民及び事業所等は自らの備蓄物資により対応する。

なお、町は、必要に応じて町保有の災害用備蓄物資を供給する。

（2）調達食料

協定業者、奈良県農業協同組合、大規模小売店舗等から調達するとともに流通状況に応じ、給食業者・パン製造業者その他の業者からも調達する。

また、町において食料の調達が困難な場合は、総務部が県、その他市町村等に応援を要請する。

なお、他の市町村、日本赤十字社奈良県支部に応援要請した場合は、県に報告する。

（3）食料の内容等

被災者に供給する食料は、以下に示すものとするが、季節等の状況を考慮し食中毒の防止等の衛生面に十分配慮するとともに、臨機に必要な食料を定めて確保する。

高齢者や病弱者、障害者等そしゃく・えん下が不自由なため特別食を必要とする者には、必要に応じて、かゆ等の食べやすい食料の供給を行う。また、乳幼児には、粉ミルクの供給を行う。

確保の方法	食料の内容
調達食料	精米･即席麺の主食、野菜･漬け物等の副食等、並びに弁当類

5 県への報告と支援要請

（1）報告

総務部は、物資の調達・供給について、県との緊密な情報交換を行う。

ア 住民等の状況を把握し、状況の変化に伴い逐次、県へ報告する。

イ 物資を調達・供給したときは、その状況を速やかに県へ報告する。

（2）支援要請

町のみでは、食料の提供不足が生じる場合には、知事に対し、給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な数量等を通知・要請する。

なお、県と連絡がつかない場合、農林水産省農産局に対して、直接に災害救助用米穀等の引き渡しに関する情報を連絡する。

この連絡を行った町長（本部長）は、その旨を知事に連絡するとともに、災害救助用米穀等の引渡要請書により要請を行う。

6 供給方法

ア 救護厚生部は、調達食料を調達した業者により避難所等へ直接輸送し、いずれも避難所内住民組織、地域各種団体、一般ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないよう迅速に食料を供給する。

イ 供給にあたっては供給品目、数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう適切に実施する。

ウ 在宅避難者は、近隣の避難所へ登録し、在宅避難者自らが避難所で受け取ることを原則とする。

なお、自ら受け取りに来られない高齢者や障害者等の在宅避難者へは、近隣住民、ボランティア等が配布を支援する。

7 炊き出しの実施

救護厚生部は、組織体制等が整ってきた段階において、必要に応じて炊き出しを実施する。

（1）炊き出しの方法

ア 炊き出しは、自治会、自主防災組織、日赤奉仕団等の協力を得て実施する。

イ 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘

案して決定する。

ウ　他団体等からの炊き出しの申出については、調整のうえ受け入れる。

（2）炊き出しの場所

炊き出しは、既存の給食施設等を利用して実施する。

なお、調理施設がない、又は利用できない場所においては、応急的な調理施設及び資機材の確保に努める。

第３　生活必需品の供給

被災者に対し寝具、被服等の生活必需品を迅速かつ的確に供給するよう努める。

なお、住民及び事業所等は、災害発生当初は自らの備蓄物資（１週間分）により対応する事を基本とする。

■応急対策の流れ

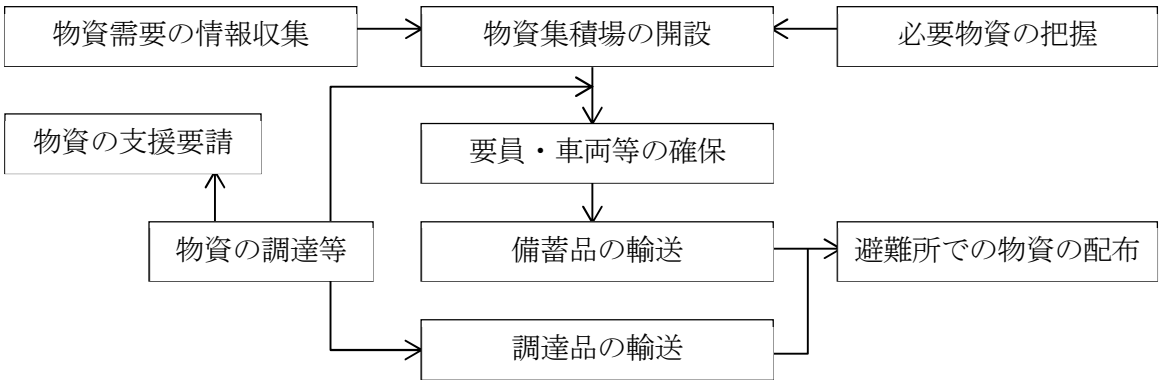

１ 生活必需品供給の対象者

（1）避難所に収容された者

（2）住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者

２ 必要量の把握

救護厚生部は、生活必需品の対象者数から必要な数量を把握するとともに、避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。

なお、生活必需品対象者数のうち、哺乳ビン、オムツ、女性用品等、老若男女のニーズの違い、要配慮者のニーズに配慮した物資の必要量をあわせて把握し、供給するよう努める。

３ 生活必需品の確保

救護厚生部は、供給計画に基づき、備蓄品や調達によって確保する。

（1）備蓄品

災害発生当初は、各避難所に備蓄している毛布等を使用するほか、備蓄倉庫から各避難所等へ輸送する。

（2）調達品

協定業者等から調達するとともに、流通状況に応じてその他の業者からも調達する。

また、町において生活必需品の調達が困難な場合は、総務部を通じて県、他の市町村等に応援を要請する。

なお、他の市町村、日本赤十字社奈良県支部に応援要請した場合は、県に報告する。

（3）生活必需品の内容等

被災者に供給する生活必需品は､以下に示すものとするが､季節等の状況を考慮するとともに、

被災者の実情に応じて臨機に必要な物資を定めて確保する。

ア　被服、寝具及び身のまわり品
イ　タオル、石鹸等の日用品
ウ　哺乳ビン、オムツ
エ　衛生用品
オ　炊事道具、食器類
カ　光熱用品
キ　医薬品等
ク　高齢者や障害者等に必要な介護用品・機器、補装具、日常生活用具
ケ　高齢者等の誤嚥性肺炎の予防のため、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品等
コ　その他必要なもの

4 供給方法

ア　備蓄品は、各避難所に備蓄されるものを使用するほか、ボランティア等の協力を得て、不足する避難所等へ輸送する。

イ　調達品は、調達した業者により避難所等へ直接輸送し、いずれも避難所内住民組織、地域各種団体、一般ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないよう迅速に生活必需品を供給する。

ウ　供給にあたっては供給品目、数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう適切に実施する。

エ　在宅避難者は、近隣の避難所へ登録し、在宅避難者自らが避難所で受け取ることを原則とする。

なお、自ら受け取りに来られない高齢者や障害者等の在宅避難者へは、近隣住民、ボランティア等が配布を支援する。

5 物資集積場所等

緊急物資の集積場所は、「下市町交流センター」とする。

また、救護厚生部は、輸送拠点における要員を確保し、救援物資の受入れ、記録、仕分け、梱包、搬送などを実施する。

6 物資の調達･供給状況の報告

町（救護厚生部）及び県は、被災住民への物資の供給を実施するため、迅速かつ緊密に正確な情報交換を行う。なお、情報交換にあたっては国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用する。

（1）救護厚生部は、住民等の状況を調査把握し、状況の変化に伴い逐次、県へ報告する。
（2）救護厚生部は、物資を調達及び供給したときは、その状況を速やかに県に報告する。
（3）県は、必要な物資の調達及び供給を迅速・適切に行うため、町の物資調達・供給状況に関する情報を収集・分析する。

7 町民､町､県の役割分担について

（1）町民の役割

町民は、自ら備蓄していた食料を使用する。

また、個人又は地域において、物資の相互融通に努めるなど、被害を最小限度に抑えるための相互扶助を行う。

（2）町の役割

救護厚生部は、被災住民等に対する食料品等の物資の供給を行うために策定された計画に基づき、地域に即した方法等により供給を行う。また、物資の供給を行うため必要があると認めると

きは、民間の施設・ノウハウ等を活用して迅速に供給を行う。

（3）県の役割

県は、町からの要請に応じ、又は町の備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たずに物資を確保し供給を行う。また、県は、町へ物資の供給を行うために必要があると認めるときは、倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者のノウハウ等を活用して迅速に供給を行う。

第4　日本赤十字社による救助

日本赤十字社奈良県支部は内規に基づき、次の救助を行う。

（1）全焼・半焼、全壊・半壊及び流失の場合

毛布	1人に対して1枚(11 月～翌3月は2枚)
緊急セット	1世帯に対して1個(内容は4人分)
バスタオル※	1人に対して1枚
布団※	1人に対して1組

（2）床上浸水又は避難所等に避難の場合

毛布	1人に対して1枚(11 月～翌3月は2枚)
緊急セット	1世帯に対して1個(内容は4人分)

（3）死亡者の遺族　弔慰金１人 20,000 円

※ただし、災害救助法が適用された場合、バスタオル、布団及び弔慰金については除く。

第 12 節　防疫・保健衛生活動

感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

担当	救護厚生部、関係機関

対策の体系	防疫･保健衛生活動	第1　防疫活動 第2　食品衛生管理 第3　被災者の健康維持活動 第4　環境保全対策 第5　愛玩動物の収容、死亡･放浪動物対策

■応急対策の流れ

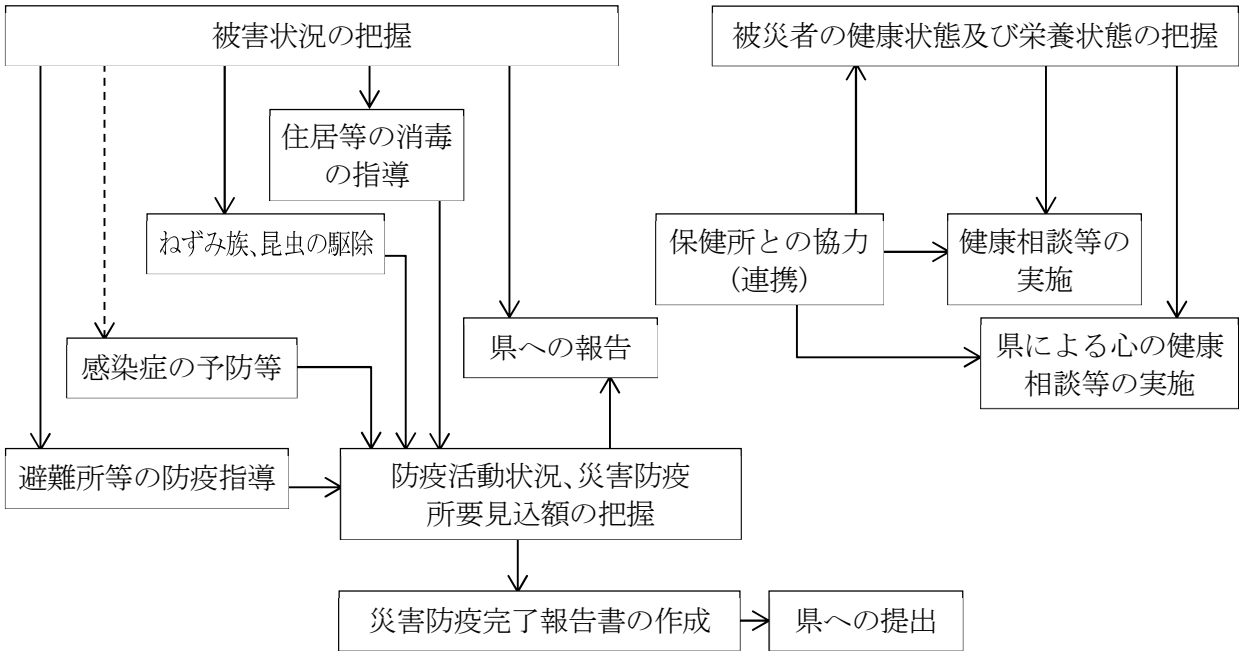

第1　防疫活動

1 実施責任者

救護厚生部は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）並びに災害防疫実施要綱（昭和 40 年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、県の保健福祉担当部局が連携し、県（吉野保健所）の指導、指示に基づいて、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

また、町単独で防疫活動を実施することが困難な場合は、吉野保健所に協力を要請するほか、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（ＤＩＣＴ）等の派遣を迅速に要請する。

なお、吉野保健所内においても実施が困難な場合は、県福祉医療部医療政策局疾病対策課に連絡し、他の保健所管内の市町村又は県からの応援を得て実施する。

2 防疫措置の指示命令

感染症予防上必要がある場合、県の指示、命令により災害の規模、態様に応じた、範囲、期間を定めて次の事項について消毒等を行う。

（1）感染症法第 27 条の規定による消毒の施行に関する命令及び指示
（2）感染症法第 28 条の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する命令及び指示
（3）感染症法第 29 条の規定による物件に係る措置に関する命令及び指示
（4）感染症法第 31 条の規定による生活用水供給の指示
（5）予防接種法第６条の規定による臨時予防接種に関する指示

3 避難所等の防疫指導

吉野保健所の指導、指示のもとに、避難所等における防疫活動を実施し、施設の管理者を通じて、うがい・手洗いの励行等の徹底に努める。

なお、避難所に消毒薬等を常備するよう努める。

また、旅館・ホテル等を避難所として利用する場合は、県（吉野保健所）の指導、指示のもとに、ハエ、蚊等衛生害虫の発生防止、レジオネラ感染症等の発生予防対策として、清掃・消毒の徹底に努める。

なお、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（ＤＩＣＴ）等の派遣を迅速に要請する。

4 県への応援要請

町単独での防疫活動の実施や、資機材の調達が困難な場合は、県に応援を要請する。

5 報告

吉野保健所を経由して県に被害状況、防疫活動状況、災害防疫所要見込額を報告する。

6 災害防疫完了後の措置

災害防疫活動を終了した場合は、速やかに災害防疫完了報告書を作成し、総務部及び吉野保健所を経て県に提出する。

第２　食品衛生管理

救護厚生部は、食中毒の防止及び食中毒発生時における被害の拡大防止のため、衛生上の徹底を推進するなど、吉野保健所が実施する活動に協力する。

1 食中毒の防止

吉野保健所は、関係機関と密接な連携を図りながら、被災地の営業施設及び臨時給食施設（避難所等の炊き出し施設）の実態を把握し、食品衛生監視員により次の事項について、現地指導の徹底によって食中毒の発生を防止する。

（1）炊き出し等救護食品の衛生指導及び検査
（2）食品取扱い者の衛生指導及び健康診断（検便）
（3）飲料水の衛生確保のための監視指導と検査
（4）食品保管庫･食品器具の衛生指導及び検査

2 食中毒発生時の対応方法

救護厚生部は、食中毒患者が発生した場合、県が行う食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。

なお、被害の拡大が懸念される場合、速やかに県へ連絡するとともに、状況により県に支援を要

請する。

第３　被災者の健康維持活動

救護厚生部は、被災者の健康状態、栄養状況を十分に把握するとともに、吉野郡医師会等の関係機関の協力を得て、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車いす等の手配について、福祉事業者やボランティア団体等の協力を得ながら計画的に実施する。

１ 被災状況等の情報収集･分析･関係者との情報共有

町は、要配慮者の安否確認や健康状態の確認をするとともに、保健活動に必要な被災に関連する情報を迅速に収集・分析する。

２ 保健師等の派遣要請

町は、必要に応じて保健医療福祉調整本部（保健支援調整班）へ保健師等の派遣要請を行う。

３ 避難所での保健活動

（１）町は、指定避難所の環境整備と避難者の健康管理を行う。なお、指定避難所における保健活動については、以下の事項に留意するものとする。

ア　指定避難所の保健活動は、環境面・運営面・住民支援・情報管理等の分類で行う。

イ　指定避難所でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等）の予防と対策を行う。

ウ　町は、指定避難所開設直後に、被害状況や設備状況、要配慮者の避難状況等を迅速に情報収集し、吉野保健所に設置された地域保健医療福祉調整本部を通じて保健医療福祉調整本部に報告する。

（２）保健医療福祉調整本部より派遣された、保健師等必要な職種からなるチーム（以下「保健師等支援チーム」という。）は、指定避難所における環境整備や健康管理が円滑に行われるよう避難者の心身の健康の保持への対策を講じ、加えて要配慮者の避難状況を確認し、緊急的に医療確保が必要な人を把握して・適切な機関につなげる。

４ 在宅被災者等への支援体制の整備

（１）町は、避難せず自宅にとどまる被災者や指定避難所から自宅に戻った在宅被災者について、保健師等支援チーム等を活用し、迅速に在宅被災者に関する情報収集を行い、保健師の巡回相談等により心身の健康状態の把握と必要な支援を行う。保健活動については、以下の事項に留意するものとする。

ア　在宅避難の要配慮者については、必要な支援物資の配備や、適切な保健福祉サービスが継続して受けられるように手配を行う。

イ　在宅避難でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等）の予防に関する啓発と必要な支援を行う。

ウ　在宅避難者、在宅の要配慮者の状況について、迅速に収集した情報を集約し、吉野保健所を通じて保健医療福祉調整本部に報告する。

（２）保健医療福祉調整本部より派遣された、保健師等必要な職種からなるチームは、在宅被災者の心身の健康の保持への対策を講じ、とりわけ災害関連死予防にむけた積極的な啓発を行う。加えて在宅の要配慮者の避難状況を確認し、緊急的に医療確保が必要な人を把握・適切な機関につなげる。

5 巡回相談等の実施

（1）被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅等において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。
その際、多様な相談に配慮して、女性相談員の配置にも努める。

（2）被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。

（3）高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

6 心の健康相談等の実施

（1）災害による心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。
その際、多様な相談に配慮して、女性相談員の配置にも努める。

（2）環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科医や精神保健福祉士等による精神科救護所を設置する。

7 精神障害者対策

町は､相談支援事業等関係機関との連携をはかり､在宅精神障害者の安否及び健康状況を確認し、保健医療福祉調整本部（精神保健支援班）に情報を提供し、支援を要請する。

また、町は、障害福祉サービス事業所（旧精神障害者社会復帰施設等）等の被害状況を把握するとともに利用可能な施設の活用について検討する。

第４　環境保全対策

救護厚生部は、災害発生後、環境省及び県等と連携し、災害に伴う有害物資の流出や被災建物等の撤去作業中に発生する粉じんやアスベスト等による環境汚染等、被災地の環境保全に関する対策を定める。

1 対象とする環境汚染の種類等

（1）対象とする環境汚染は、大気汚染、悪臭、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動とする。

（2）対象とする汚染物質は、環境基準項目、環境関連法令の規制対象物質及びその他工場等において製造、使用又は排出される有害物質とする。

2 環境汚染対策

（1）初期情報収集及び現地確認
関係機関等から、災害の規模、範囲及び工場の被害等に関する情報等を入手するとともに、現地確認を行う。

（2）災害時の環境汚染モニタリング体制の整備
環境省及び県等と災害時における環境測定の協力体制を構築する。

3 環境保全措置

（1）工場等に対する一般的措置
発生源の調査に際して、各工場等に対し、必要な保全措置の実施及びその報告並びに法令に基づく届出等を指導する。

（2）保全対策の基本方針

発生源及び環境汚染状況調査結果に基づき、各調査の段階において、汚染状況の評価を行い、環境汚染の原因と汚染の継続性から分類した環境汚染の状況の区分ごとに、環境保全措置を講じる。

（3）災害復旧に伴う環境保全

ア　家屋解体・撤去に伴う環境保全対策

① 事業者に対し、家屋解体・撤去に伴う粉じん、アスベスト、騒音、振動等の公害を防止するに必要な措置の実施及び関係する法令の遵守について､必要に応じて文書により要請する。なお、アスベスト対策については、環境省が策定した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき、県が指導する。

② 適宜現場パトロールを行い、①の遵守状況の確認を行うとともに、現地指導を行う。

イ　災害廃棄物処分に伴う環境保全対策

① 処分計画の立案にあたり、環境保全の観点から適切な処分が実施されるよう環境保全対策を計画する。

② 処理施設等（焼却施設、破砕施設、最終処分等）の設置にあたっては、必要な公害防止施設を設置する。

③ 施設の稼働にあたっては、法令に基づき排ガス測定等を実施する。

④ 必要に応じ、周辺環境調査を行い、環境影響の程度を確認する。

ウ　交通量の増加に伴う自動車公害対策

交通量の増加が著しい路線がある場合、騒音等の測定を行い、著しい被害が長期継続すると予想される場合は、道路管理者等と環境保全のための措置について協議を行う。

第５　愛玩動物の収容、死亡・放浪動物対策

救護厚生部は、県（吉野保健所）と協力して、被災地域の衛生状態の保持及び安全確保のため、愛玩動物の収容、死亡動物の適切な収集・処理及び放浪動物の保護収容等を実施する。

１ 飼養者の責務

愛玩動物等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。

また、自身の動物が保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。

愛玩動物の飼養者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

２ 放浪動物の保護収容

救護厚生部は、被災によって、飼養されていた動物が放浪することによる住民への危害発生の防止に努める。

具体的な対策については、その都度関係機関と協議して決めるが、概ね次を目安として行う。

（1）被災地域における動物の保護・収容

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県、県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等と協力し、放浪動物の保護・収容等を行う。

（2）特定動物による人等への危害防止

特定動物※が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに、救護厚生部、県、県警察（吉野警察署）等の関係機関が連携し、人への危害、財産等への侵害を防止する。

町は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずる。

※特定動物：人の生命等に害を加えるおそれがあるため、動物の愛護及び管理に関する法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物。（例：ワニなど）

3 避難所における動物の適正な飼養

救護厚生部は、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼養の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、次のとおり動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

（1）各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、県との連絡調整を行う。

（2）飼養困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探しその他動物に関する相談の受付、避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。

（3）他市町村との連絡調整及び応援要請を行う。

（4）ペット同行避難者の受入れ

① 同行避難

災害発生時に、飼い主は、ペットと同行避難することを原則とし、ペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないよう努める。

② 避難所におけるペットの飼養スペース

避難所では他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、人の居住スペースとペットの飼養を完全に分離することを基本とする。なお、身体障害者補助犬は除く。

避難所の施設能力や避難者の状況に応じて、ペット飼養可の居住スペースや屋外等にペットのためのスペースを確保するよう努める。

③ 災害に備えた事前準備

飼い主は、普段からペットの避難に必要な用具等を準備し、しつけや健康管理、迷子札やマイクロチップなどの所有者明示措置に努める。

飼い主は、ペット用備蓄（家庭内備蓄）の準備に努める。（以下、例示）

・少なくとも５日分の水とペットフード（できれば７日分以上）
・予備の食器と首輪、リード
・ケージ補修などに使うガムテープ
・トイレ用品

飼い主は、ペットのしつけに努める。（以下、例示）

・ケージに慣れる
・無駄ぼえをさせない
・決められた場所でトイレができる

4 死亡動物の処理

災害によって死亡した犬猫等については、所有者が処理することを原則とするが、所有者が不明又は所有者が被災者であって自力で処理できないものについては、救護厚生部が各部、関係機関と協力して、次のとおり行う。

（1）死亡動物発見の連絡を受けた場合は、直ちに収集するとともに、消毒その他の衛生処理を行う。

（2）収集された死亡動物は、定めた方法に基づき焼却する。

5 特定動物の逸走対策

※法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物（例：ワニ、クマ等）。県は、特定動物の管理状況を確認し、逸走等の事態が生じている場合は、次の対策を講じる。

（1）飼養者への指示

特定動物の飼養者に対し、直ちに警察官に通報するとともに、付近の住民に周知し、捕獲その他の必要な措置をとるよう指示する。

（2）飼養者が対応困難な場合の措置

特定動物の飼養者が所在不明であったり、（1）の指示に関する飼養者の対応が困難であったりする場合等においては、県（吉野保健所）に協力して、警察への通報や付近住民への周知にあたる。また、捕獲等が必要な場合は、警察等の関係機関に協力を要請する。

6 奈良県動物救援本部との連携

県は、「動物救護本部」を設置し、次の事業を行う。

（1）被災動物の保護収容、飼養管理、譲渡等に関する事業
（2）傷病状態にある被災動物の応急措置、治療等に関する事業
（3）被災動物を飼養する者に対する飼養の支援等に関する事業
（4）被災動物の救護に必要な施設、設備、物資等の提供又は貸与に関する事業
（5）その他、救護本部が定めた事業

救護厚生部は、「奈良県動物救援本部」が設置された場合は、連携して愛玩動物対策を実施する。

第 13 節　遺体の収容・処理及び火葬等

県警察（吉野警察署）と連携のうえ、遺体の収容・処理及び火葬等について、必要な措置を講じる。

担当	救護厚生部、関係機関

対策の体系	遺体の収容･処理及び火葬等	第1　初期活動 第2　遺体の収容 第3　遺体の処理 第4　遺体の火葬等

■応急対策の流れ

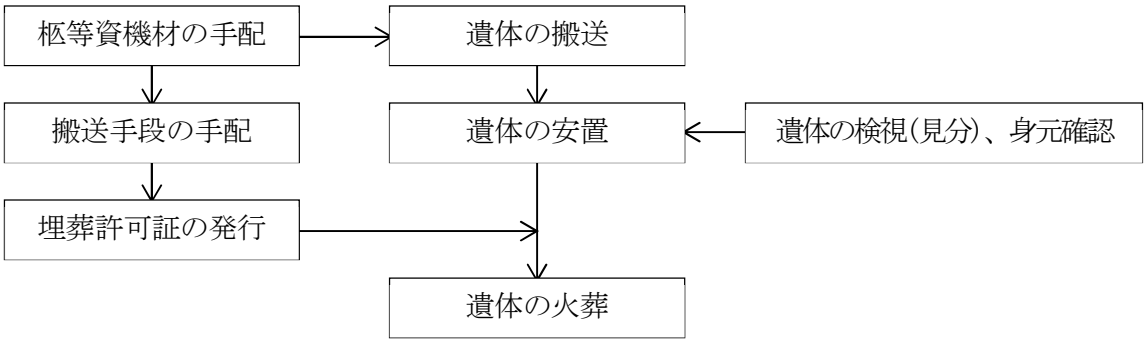

第1　初期活動

救護厚生部は、災害発生後、直ちに災害対策本部の情報等により、全体の状況の把握に努め、地域別の死者の実数及び予測数についても把握する。

また、火葬場の被害状況及び火葬場までの道路状況を把握する。

第2　遺体の収容

遺体を発見した場合は、所定の措置を講じたうえ、遺体収容所へ搬送し収容する。

1 遺体を発見した場合の措置

（1）遺体を発見した場合、発見者は速やかに県警察（吉野警察署）に連絡する。

（2）県警察（吉野警察署）は、遺体の調査等及び検視その他所要の処理を行った後、医師による検案・死体検案書を発行し、救護厚生部に引き渡す。

2 遺体の収容

救護厚生部は、関係機関等の協力を得て、遺体収容所へ遺体を収容する。

（1）遺体収容所の開設

遺体収容所は、大規模災害等によって多数の遺体を収容しなければならない場合に備え、公共施設等の中からあらかじめ遺体収容所を選定しておき、災害状況に応じて適宜施設管理者と協議して開設する。

（2）収容

行方不明者捜索等により遺体を発見した場合は、町本部及び県警察（吉野警察署）等関係機関

が連携して、遺体収容所等に収容する。

（3）遺体の調査等及び検視・検案

警察官による遺体の調査等及び検視、医師の検案は、現場、医療救護所及び遺体収容所において行う。

第3 遺体の処理

救護厚生部は、遺族において対応が困難、若しくは不可能な場合は、奈良県葬祭業者組合、吉野郡医師会等の関係機関の協力を得て、遺体の処理を実施する。

1 遺体の処理方法

（1）遺体の処理範囲

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 遺体の一時保存

（2）資機材等や車両の調達

ア ドライアイス､柩等の遺体の処理に係る資機材を､事前計画にしたがって速やかに調達する。

イ 資機材等や車両の調達が困難な場合は、総務部を通じて県に応援を要請するほか、葬儀業者等に協力を要請する。

（3）遺体の身元確認

ア 遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成したうえ納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。

イ 身元不明の遺体については、県警察（吉野警察署)、その他関係機関に連絡のうえ、性別、推定年齢、着衣、所持品、特徴等の掲示又は手配を行い身元の確認に努める。

ただし、一定期間経過後も身元不明の場合は、行旅死亡人として取り扱う。

（4）遺体の引き渡し

ア 身元が判明し、遺族、親戚等の引取り人がある場合は、速やかに引き渡す。

イ 遺体の引取りがあった場合は、遺体処理台帳に必要事項を記載する。

2 遺体処理の期間

遺体処理の期間は、原則として災害発生の日から 10 日以内とする。

ただし、現に遺体を処理する必要がある場合は、期間の延長手続（知事への申請手続）をとる。

3 遺体処理のための書類

遺体処理にあたっては次の書類を作成する。

ア 遺体処理台帳

イ 遺体処理支出関係書類

第4 遺体の火葬等

救護厚生部は、遺族において対応が困難、若しくは不可能な場合は、遺体の火葬等を行う。

1 遺体の火葬等方法

（1）対象者は、原則として災害によって死亡した者とするが、災害発生の日以前に死亡した者であっても対象になる。

（2）町内の火葬場で対応できない場合は、総務部を通じて県及び他の市町村に協力を要請し火葬場を確保する。

（3）遺体の搬送に必要な車両は、場合によっては霊柩車以外の車両を使用できることとし、総務部

が確保する。

（4）身元が判明しない遺体は、本部長（町長）の判断に基づき、救護厚生部によって埋火葬許可証の交付を受け、火葬を行う。

なお、火葬後の遺骨は一時保管し、縁故者が判明次第引き渡す。

（5）骨つぼ等の支給など必要な措置を講じる。

2 火葬等の期間

遺体の火葬等の期間は、原則として災害発生の日から 10 日以内とする。

ただし、現に遺体を火葬等する必要がある場合は、期間の延長手続（知事への申請手続）をとる。

3 火葬等に関する書類

火葬等を実施するために必要な次の書類を作成する。

ア　埋葬・火葬台帳

イ　埋葬・火葬支出関係書類

4 大規模災害発生時の広域火葬の実施要請

救護厚生部は、大規模災害により多数の犠牲者が発生した場合には、遺体の火葬が速やかに実施できるよう、総務部を通じて、県に対し、県内他市町村、又は近隣市町村の火葬受入れによる広域火葬を要請する。

救護厚生部は、県の調整結果に基づき具体的に他市町村の各火葬場と打ち合わせを行い、遺体を搬送する。

第 14 節　廃棄物の処理等

し尿、ごみ及びがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、適切な処理を実施する。

担当	救護厚生部、防災施設部、関係機関

対策の体系	廃棄物の処理等	第1　し尿処理 第2　ごみ処理 第3　がれき処理 第4　環境保全対策

■応急対策の流れ

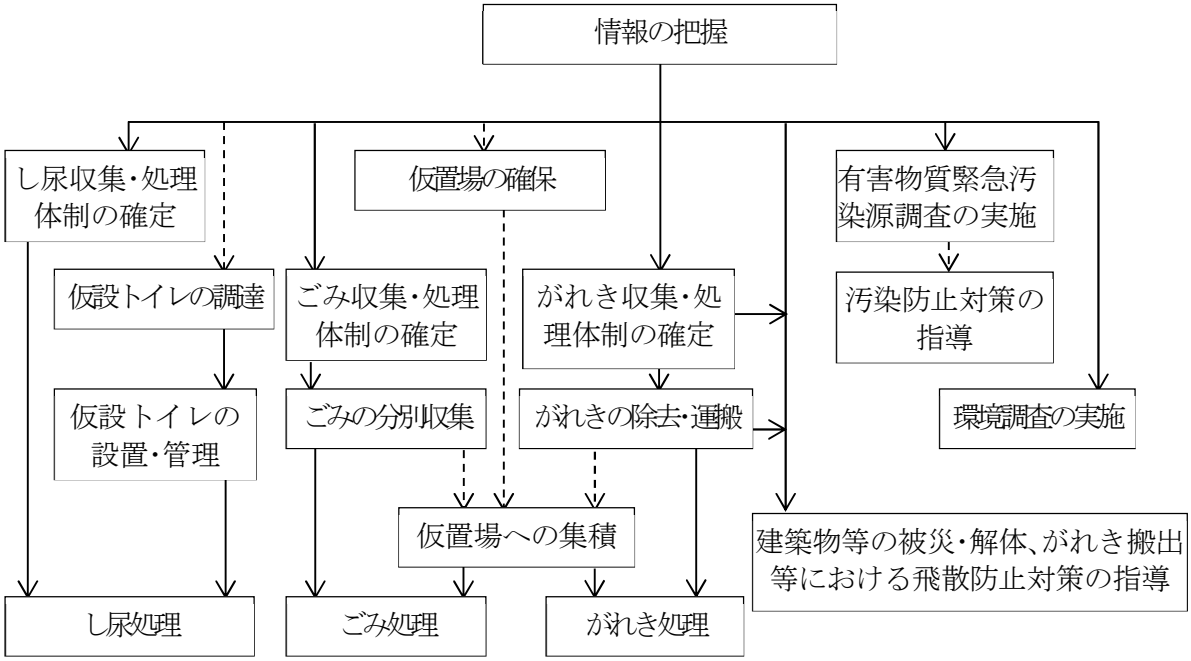

第1　し尿処理

救護厚生部は、被災地域の衛生状態の保持のため、仮設トイレを設置するとともに、し尿処理業者と協力して、適切な収集・処理を実施する。

また、必要に応じて、避難所等にマンホールトイレの設置を行う。

1 初期対応

救護厚生部は、仮設トイレの必要数を把握し、県に報告するとともに、速やかに設置する。

（1）所管するし尿処理・下水道関連施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

（2）上・下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握し、県に報告する。

（3）被災者の生活に支障が生じることのないよう、高齢者や障害者に配慮した仮設トイレ等の必要数を把握する。

（4）浸水区域、倒壊家屋を確認し、当該区域内のし尿及び浄化槽汚泥の収集見込み量を把握する。

2 災害時応急処理体制の確立

救護厚生部は、浸水区域等において、くみ取りトイレの便槽や浄化槽は、床下浸水程度の被害であっても水没したり、槽内に雨水・土砂等が流入したりすることがあるので、迅速にバキュームカーによるし尿及び浄化槽汚泥の収集体制を立ち上げる。

（1）必要に応じて民間事業者の協力を得て、し尿くみ取りに従事可能な人員やバキューム車等を確保する。

（2）現有体制で対応できない場合は、民間事業者に協力を要請するほか、必要に応じて県及び近隣市町村に応援を要請して実施する。

3 仮設トイレの設置

必要に応じ関係業者と協力し仮設トイレの設置を行う。

（1）仮設トイレ設置の基準

仮設トイレを次の基準をめやすとして設置する。

仮設トイレ設置台数：１台／100 人、災害発生直後の初動期は１台／250 人

（2）仮設トイレの調達

仮設トイレの必要数を確保するために業界団体と早急に連絡をとるとともに、総務部を通じ県に協力を要請する。

また、同時に次の手配も行う。

ア　トイレットペーパー

イ　清掃用品

ウ　屋外設置時の照明施設

（3）仮設トイレの設置

ア　仮設トイレは、避難所等公共施設に優先的に設置する。

イ　公園等屋外で照明施設が必要な場合は、関係機関と協議のうえ、照明施設を設置する。

ウ　男女別とし、配置場所を離すなど、プライバシー保護に配慮する。

（4）設置期間

上・下水道施設の機能が復旧し、その必要がないと認められるまでの間とする。

4 仮設トイレの管理

関係業者等と協力し、仮設トイレの管理を行う。

（1）消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態の保持に努める。

（2）し尿収集業者、浄化槽清掃業者及び防疫対策業者に委託し、くみ取り消毒を行う。

（3）設置場所の管理者及び自治会等の住民に対して、使用上の注意事項の徹底及び日常の清掃等を要請する。

5 収集･処理

（1）処理場の被害状況に応じてし尿の収集・処理の体制を確定する。

（2）浸水区域において、くみ取りトイレの便槽や浄化槽は、床下浸水程度の被害であっても水没したり、槽内に雨水・土砂等が流入する場合があるので、迅速に収集体制を立ち上げる。

（3）し尿収集については、被災地域、避難所、避難者収容施設を優先に行う。

■処理施設

種別	所在地	処理能力
紫水苑	新住 1010	27kl／日（大淀町を含む。）

6 応援要請

町単独でし尿の収集及び処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。

それでもなお不足する場合は、総務部を通じて県、他の市町村に応援を要請する。

県への支援要請は、使用可能な伝達手段によることとし、次に掲げる事項をできる限り速やかに報告する。

ア　災害の発生日時、場所、し尿の発生状況（処理量、処理期間等）

イ　支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等

ウ　その他必要な事項

エ　連絡責任者

第2　ごみ処理

救護厚生部は、被災地域の衛生状態の保持のため、ごみの適切な収集・処理を実施する。

1 事前対応

高齢者等避難が出された段階で、早期に水害廃棄物への対応体制を準備する。

2 初期対応

ごみ処理に必要となる情報を把握し、県に報告するとともに、必要に応じて応急措置を講じる。

（1）指定避難所等の場所、避難人員、ごみの発生量などを把握する。

（2）ごみ焼却施設の被害状況及び稼働見込み、復旧見込みを把握する。
　支障を発見した場合は、稼働できるよう措置を講じる。

（3）避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

（4）被災区域を確認し、水害廃棄物（家具、畳等の粗大ごみ）の発生見込み量を把握する。

3 ごみ収集体制の確立

（1）被災地の状況を考慮して、緊急処理を必要とする地域からごみの収集・搬送を行う。
　収集を行う際には、あらかじめ収集地域、収集日時を広報する。

（2）効率的な収集活動を行うため、交通状況を考慮した収集ルートを設定する。

（3）収集作業が効果的に遂行されるよう人員、機械等を投入し、なお不足する場合は、人員、機械等の借上げにより短期間に作業を完了させる。

4 処理対策の実施

（1）ごみの一時集積

ごみ焼却施設での処理能力を上回るごみが発生したときは、周辺の環境に留意し、総務部と調整のうえ、公有地等をごみの臨時集積所として確保・指定する。

この場合、浸水等により流出又は飛散等による生活環境に影響を及ぼさないよう場所の選定を行う。

また、消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、臨時集積所については定期的な消毒を実施する。

（2）ごみの搬送方法

ごみの搬送方法については、原則として以下のとおりとする。

ア　ごみは、平常時の分別区分による収集を実施する。

イ　生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物は、被災地における防疫上、特に早急に収集・搬送・処理する。

ウ　災害により道路に排出された廃棄物は、臨時集積場にじん芥車両を適宜配車して、収集・搬

送する。

エ　倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等については、住民に対し臨時集積場への直接搬送の協力を要請する。

オ　家具類や水分を含んだ畳等、重量のある廃棄物が発生するため、平積みダンプや積込み・積下しのための重機を確保する。

（3）ごみの処理

ア　分別可能なごみ処理は、分別後、ごみ焼却施設で行う。

イ　塵芥、汚泥は埋め立て、若しくは焼却する。

ウ　町単独でごみの処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。
それでもなお不足する場合は、総務部を通じて県、他の市町村に応援を要請する。
最終処分は、県の指導を受け、許可事業者等へ委託し処理する。

■一般廃棄物処理施設(焼却施設)

種別	所在地	処理能力
南和広域美化センター	大淀町芦原 185	40t／16h

5 応援要請

町単独でごみの収集及び処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。
それでもなお不足する場合は、総務部を通じて県、他の市町村に応援を要請する。
特に、最終処分場及び仮置場の確保については、大規模な被害の場合不足することが明らかなため、速やかに県に対し、協力支援を要請する。

6 住民への広報

水害発生時、廃棄物の排出方法に対する住民の理解を得るため、また、分別排出を徹底するため、住民に対し利用可能なメディアを活用し、できる限り速やかに以下の事項について、必要な情報を広報する。

（1）収集方法（戸別収集の有無、ごみの排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物、フロン含有廃棄物の排出方法等）
（2）住民がごみを排出する集積場（場所によって集積するものが異なる場合はその種類を記載）
（3）収集時期及び収集期間
（4）仮置場の場所及び設置状況
（5）ボランティア支援依頼方法
（6）町の問い合わせ窓口

第3　がれき処理

迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、がれきの適切な処理を実施する。

1 初期対応

救護厚生部は、各部及び関係機関からがれき処理に必要となる情報を把握し、がれき発生量を県に報告するとともに、応急的な収集処理計画を策定する。

（1）河川施設被害、道路交通障害、被災家屋調査結果等をもとに、がれきの発生量を把握する。
（2）がれきの選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが必要な場合、総務部と調整のうえ、周辺の環境に留意し公有地等を仮置場として選定・確保するとともに、がれきの最終処分まで

の処理ルートの確保を図る。

2 がれき処理･収集体制の確立

救護厚生部は、各部及び関係機関と連携し、がれき処理・収集体制を確立する。

（1）住宅関連のがれき処理

住宅障害物の除去及び被災住宅の応急修理に伴い発生したがれきについて仮置場又は処理施設まで搬送する。

（2）道路上のがれき処理

町所管の道路の巡視を行い、通行に支障をきたしている障害物（がれき）について仮置場又は処理施設まで搬送する。

（3）河川関係のがれき処理

災害時における町所管の河川、公共下水道・排水路等の巡視を行うとともに、橋脚、暗渠流入口等につかえるがれきを除去し、仮置場又は処理施設まで搬送する。

（4）所管の不明ながれき処理、並びにがれきの処分

所管の不明ながれきについて、仮置場又は処理施設まで搬送するとともに、収集されたがれきの処分を行う。

なお、被災家屋の解体、撤去、運搬は、原則として被災者生活再建支援金等により、その所有者が行うが、必要に応じて関係事業者を被災者に斡旋する。

また、関係事業者等と連携して、町内の被災家屋の解体、撤去、運搬状況を把握する。

3 がれきの処理･処分の基本方針

救護厚生部、各部及び関係機関は、がれきの処理・処分は以下のとおり行う。

（1）危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

（2）他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、可能な限り管理者、所有者の同意を得て行う。

（3）がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。

（4）可燃物で再使用不能のものは、焼却する。

（5）仮置場に、がれきの選別、焼却等の処理設備を設置し、最終処分の最小化・円滑化を図る。

（6）アスベスト等有害ながれきについては、専門業者に処理を委託し環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

（7）道路、公園、河川等への不法投棄を防止するため必要な措置を講じる。

4 応援要請

救護厚生部は、町単独でがれきの除去・処理が困難な場合、必要に応じ関係団体に応援を要請する。

それでもなお不足する場合は、総務部を通じて、県、他の市町村に応援を要請する。

支援要請は、使用可能な伝達手段によることとし、次に掲げる事項をできる限り速やかに県に報告する。

（1）災害の発生日時、場所、がれき等の発生状況

（2）支援を必要とするがれき等の場所、性状、処理量、処理期間等

（3）支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等

（4）その他必要な事項

（5）連絡責任者

また、災害の状況に応じて、被災者の経済的負担の軽減を図るため、県及び国に対し特別の措置を要請する。

5 緊急支援要員の派遣(災害廃棄物処理緊急支援要員)

県は、災害廃棄物対策本部を設置した場合は、災害廃棄物処理緊急支援要員を速やかに町へ派遣する。緊急支援要員は次に掲げる任務に従事する。

（1）災害廃棄物発生状況及び廃棄物処理施設被災状況等の情報収集

（2）町が実施する災害廃棄物処理への支援（仮置場の設置・運営、災害廃棄物の収集・処理体制の構築の支援等）

6 住民への広報

救護厚生部は、総務部を通じて、がれきの処理・処分方法（特に分別の厳守）、道路、公園、河川等への不法投棄防止への協力について、住民の理解を得るため、住民に対し利用可能なメディアを活用し、必要な情報を広報する。

第４　環境保全対策

救護厚生部は、被災地域の環境保全のため、県と連携し、大気、水の監視、建築物の被災又は解体に伴う対策等を実施する。

1 初期対応

被災によって有害物質が漏洩した場合、大きな環境汚染のおそれがある主要工場については、災害発生後できる限り速やかに電話、現地調査、その他の方法によって緊急汚染源調査を行う。

また、必要に応じて適切な措置を講じるよう指導する。

2 大気･水の監視

災害が発生した場合の環境調査については、その都度国・県・関係機関等と協議して決める。

3 建築物の被災又は解体に伴う対策

救護厚生部は、建築物の被災、解体に伴い環境保全対策については、以下のとおり行う。

（1）有害物質等の漏洩防止対策

防災施設部と連携し、建築物の被災及び解体作業における有害物質等の漏洩防止対策を指導する。

（2）粉塵飛散防止対策

防災施設部と連携し、建築物の解体作業現場における粉塵飛散防止対策を指導する。

（3）アスベスト飛散防止対策

防災施設部と連携し、建築物の被災及び建築物の解体作業現場におけるアスベスト飛散防止対策を以下のとおり指導する。

なお、アスベスト対策については、環境省が策定した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき、県が指導することになっている。

ア　解体・撤去工事を行う業者に対し、当該建築物が吹付けアスベストを使用している可能性のある建築物か否かを調査確認し、その結果の報告を求める。

イ　吹付けアスベスト使用建築物又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、飛散防止対策を講じるよう指導する。

また、工事完了後の報告を求める。

（4）がれき等の搬出時の飛散防止対策

がれき等の搬出を行う車両については、運搬時の荷台シートカバーを義務づけるとともに、その他知事が定める作業基準が守られるよう必要な措置を講じる。

第 15 節　ボランティア等自発的支援の受入れ

総務部及び救護厚生部は、各地から寄せられるボランティア等の支援申し入れに対して、関係機関との連携を密にし、適切に対処するよう努める。

担当	総務部、救護厚生部、関係機関

対策の体系	ボランティア等自発的支援の受入れ	第1　ボランティアの受入れ 第2　義援金･救援物資の受入れ及び配分 第3　海外からの支援の受入れ

第1　ボランティアの受入れ

■応急対策の流れ

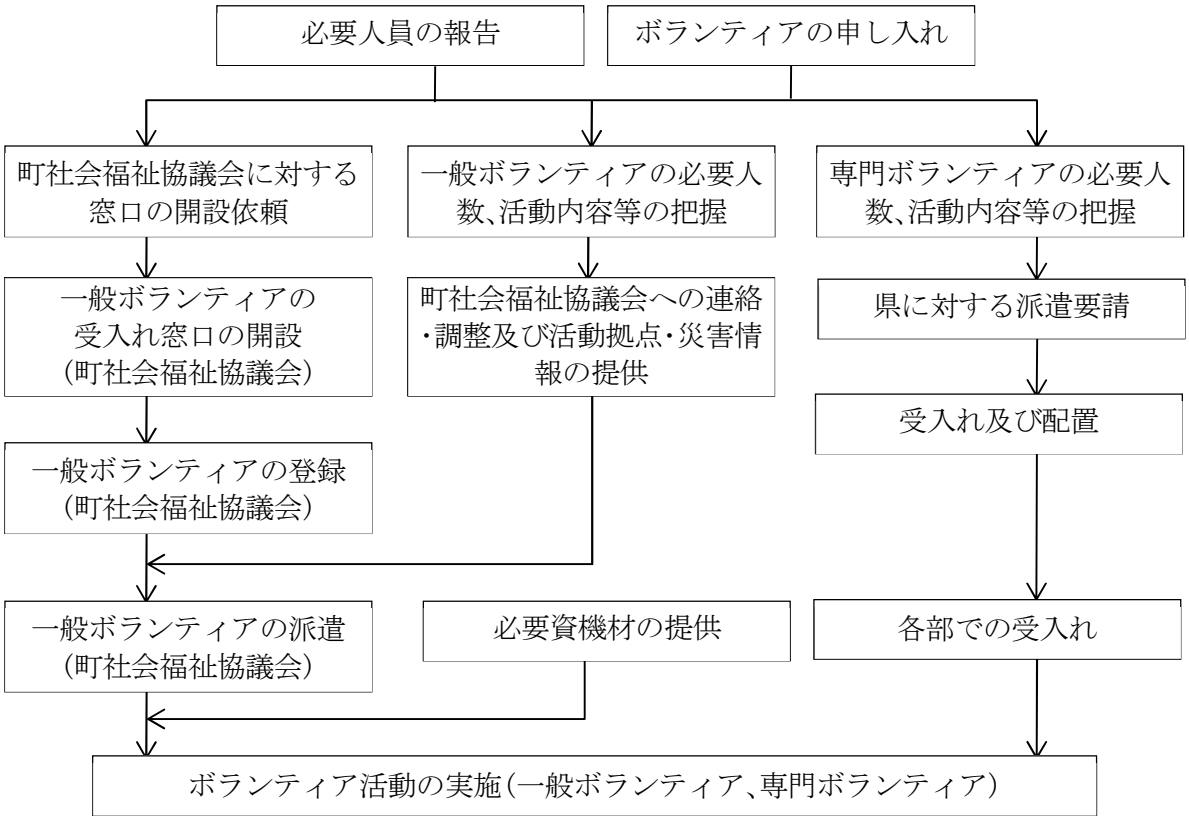

県、日本赤十字社奈良県支部、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は､県が運営しているボランティア･ＮＰＯ活動情報提供システム「奈良ボランティアネット」等を活用し、必要に応じて町災害ボランティアセンターを設置し、奈良県災害ボランティア本部と相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応えて円滑に活動できるよう適切に対処する。

また、下市町社会福祉協議会と連携し、必要に応じＮＰＯ・ボランティア等の関係機関・関係団体の参画を得ながら、町災害ボランティアセンターを設置し、奈良県災害ボランティア本部と連携・協働して被災者（地）支援を行う。

１ 一般ボランティアの受入れ

（１）活動内容

総務部は、各部が所管する応急対策の実施にあたっては、次のような活動内容のボランティアの協力を得る。

また、そのために必要な情報（ボランティアの活動場所、活動内容、人数等）を取りまとめ、救護厚生部に連絡する。

ア　被災者に対する炊き出し
イ　救助物資の仕分け・配付
ウ　高齢者・障害者など要配慮者の介助
エ　避難所内における給食・清掃などの運営補助
オ　要配慮者のニーズ把握や安否確認
カ　その他被災者に対する支援活動

（２）人材の確保

総務部は、各部が必要とするボランティアの活動場所、活動内容、人数等を把握し、町社会福祉協議会に連絡する。

（３）受入れ窓口の開設

救護厚生部は、町社会福祉協議会と連携のうえ、ボランティアの受入れ、活動の調整を行う窓口を開設する。

（４）ボランティア保険への加入

町社会福祉協議会は、ボランティア活動中の事故に備え、活動参加者を必ずボランティア保険に加入させる。

（５）県及び県から事務の委任を受けた町は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

２ 活動支援体制

（１）必要資機材、活動拠点の提供

救護厚生部は、町社会福祉協議会が設置する町ボランティアセンターをはじめとして、ボランティア活動に必要な資機材及び活動拠点の提供を行う。

（２）情報収集・情報提供

救護厚生部は、被害に関する情報、指定避難所の状況、ライフライン・公共交通機関の状況、災害廃棄物の分別・排出方法等、ボランティア活動に必要な情報を、町災害ボランティアセンターに提供し、ＮＰＯ・ボランティア等への広報・周知を図る。

また、町社会福祉協議会と協働し、災害時の被災地情報や支援の状況を把握し速やかに発信するため、ＩＣＴやＳＮＳの活用を図る。

（３）中間支援組織等との情報共有

救護厚生部は、町社会福祉協議会と協働して、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ・ボランティア等との連携を図るため、必要に応じて全国域で活動する中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）との連携を図りながら、被災地のニーズや支援活動の全体像を把握・調整するため、情報を共有する場を設置し、連携のとれた支援活動の展開を図る。

（４）救助の調整事務

県から事務の委任を受けた町は、共助のボランティア活動と町の実施する救助の調整事務について、町社会福祉協議会が設置する町災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

3 専門的なボランティアの取扱い

（1）人材の確保

ボランティア活動の調整、無線通信、通訳等の災害応急対策において、町単独では人材が不足する場合、総務部は、各部が必要とする災害応急対策活動の内容、人数等を把握し、県へ要請を行う。

専門的なボランティアは次のとおりである。

ア　医療分野（医師、歯科医師、薬剤師、保険師、看護師、助産婦等）
イ　ボランティアコーディネーター
ウ　アマチュア無線技師
エ　通訳（外国語、手話）
オ　特殊車両等の操縦、運転の資格者等

（2）受入れ及び配置

受入れ及び配置については、総務部が行う。

第2　義援金・救援物資の受入れ及び配分

■応急対策の流れ

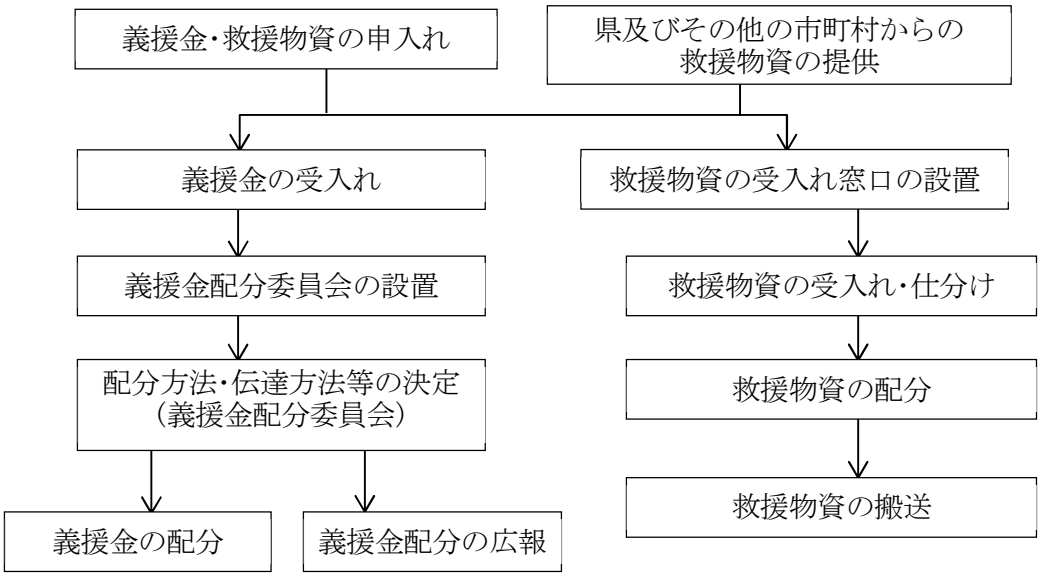

寄託された義援金・救援物資の受入れ及び配分を行う。

1 義援金の受入れ及び配分等

（1）受入れ

総務部は、義援金の受入れ窓口を開設し、町としての受入れ業務を行う。

義援金の受入れに際しては、受入れ記録を作成し、寄託者に受領書を発行する。

（2）保管

義援金は、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、町指定金融機関で保管する。

（3）配分

ア　義援金の配分については、各部長を構成員とする義援金配分委員会を設置し、配分方法、伝達方法等を協議のうえ決定する。
イ　定められた方針、所定の手続を経て被災者に情報を提供し、配分する。

（4）日本赤十字社等の義援金募集に関する広報

総務部は、日本赤十字社奈良県支部、又は義援金募集委員会等が行う義援金の受受入れ・管理等について、ケーブルテレビ、町ホームページ、広報紙、防災行政無線等により広報活動その他必要な支援を行う。

2 救援物資の受入れ及び配分

救護厚生部は、救援物資の受入れ及び配分を行う。

ただし、大規模災害発生により町の受入れ体制が整わないと判断される場合は、救援物資の受入れが困難であり、当面の受付は義援金に限る旨の本部長（町長）声明を町ホームページに掲載するとともに、報道機関に対して周知協力を要請する。

（1）受入れ

ア　町役場等に救援物資の受入れ窓口を開設し運営を行う。

イ　仕分け作業がスムーズに行えるよう受入れ品目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の必要事項を記入する。

ウ　救援物資の申出があった場合は次のことを要請する。

①　受入品目の限定（必要物資、不要物資、当面必要でない物資）

②　救援物資は荷物を開閉することなく物資名、数量がわかるように表示すること

③　複数の品目を梱包しないこと

④　腐敗する食料は避けること

⑤　近隣で協力者がある場合は、その方々と連携を図り、小口の救援物資を避けること

（2）保管

救援物資は、被災者に配分するまでの間、物資集積場等で保管する。

（3）救援物資の配分

救援物資の配分については要配慮者を優先し、救護厚生部と協力して実施する。

（4）救援物資の搬送

ア　県及びその他の市町村等からの物資は、あらかじめ定めた物資集積所に受け入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。

イ　搬送は、ボランティアの協力を得て実施する。

第3　海外からの支援の受入れ

海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講じる。

なお、海外からの支援については基本的に国において推進されることから、県と連携して十分な連絡調整を図りながら対応する。

1 連絡調整

総務部は、海外からの支援が予想される場合、県と連携して、あらかじめ国に被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また、国からの照会に迅速に対応する。

2 支援の受入れ

総務部は、各部、県等関係機関と連携し、海外からの支援の受入れを以下のとおり行う。

（1）次のことを確認のうえ、受入れ準備を行う。

ア　支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等

イ　被災地域のニーズと受入れ体制

（2）海外からの支援の受入れにあたっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

ア　案内者、通訳等の確保

イ　活動拠点、宿泊場所等の確保

第 16 節　災害救助法の適用

知事は、災害により住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して、同法に基づく救助を行う。

担当	総務部、救護厚生部、関係機関

対策の体系	災害救助法の適用	第1　災害救助法の適用基準 第2　滅失世帯の算定基準 第3　災害救助法の適用申請 第4　救助の実施 第5　救助の程度、方法及び期間並びに費用の範囲 第6　救助実施状況の報告

■応急対策の流れ

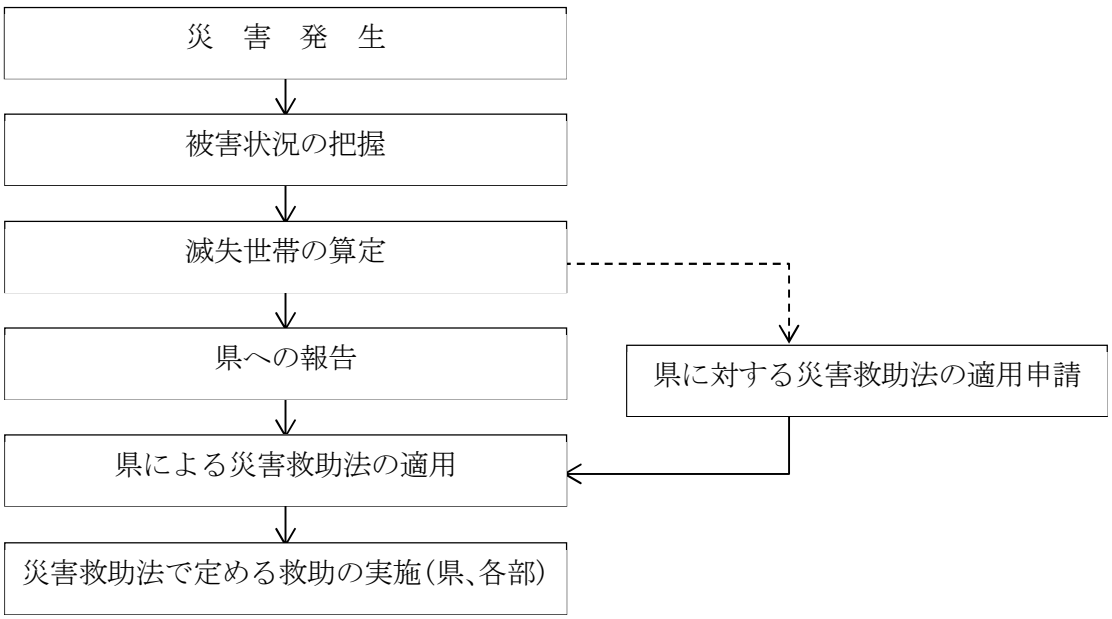

第1　災害救助法の適用基準

（1）災害が発生するおそれがある場合の適用基準

災害救助法による救助は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、現に救助を必要とするときに、町の区域を単位に実施する。

（2）災害が発生した場合の適用基準

人口約 5,100 人（約 2,400 世帯）の本町の場合、災害救助法の適用は、災害による町域の被害が次のいずれかに該当する場合において、知事が指定する。

ア　家屋の全壊、全焼、流失等によって住家が滅失した世帯の数（以下「滅失世帯数」という。）が、40 世帯以上の場合

イ　県域の滅失世帯数が 1,500 世帯以上である場合において、町域の滅失世帯数が 20 世帯以上

の場合

ウ　県域の滅失世帯数が 7,000 世帯以上であって、町域の被害世帯数が多数の場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき

エ　災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき

オ　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき

第２　滅失世帯の算定基準

滅失世帯数の算定は、住家が全壊(全焼・流失)した世帯を基準とする。

なお、そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第１条第２項の規定に基づき、みなし換算を行う。

■滅失世帯の算定基準

全　壊（全焼・流失）	世帯	１世帯	＝	滅失世帯　１世帯
半　壊（半焼）等著しく損傷した	世帯	２世帯	＝	滅失世帯　１世帯
床上浸水、土砂の堆積等によって一時的に居住困難な	世帯	３世帯	＝	滅失世帯　１世帯

（注）床下浸水、一部損壊は換算しない。

第３　災害救助法の適用申請

本部長（町長）は、町の災害の規模が災害救助法の適用基準に該当する場合、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を知事に報告する。

なお、現に救助を要する状態にある場合は、県に災害救助法の適用申請手続を行う。

報告を必要とする災害は、以下のとおりである。

ア　災害救助法の適用基準に該当するもの

イ　その後被害が拡大するおそれがあり、同法の適用基準に該当する見込みのあるもの

ウ　被害が２市町村以上にわたる広域的で大規模なもの

エ　災害の状況及び社会的影響等から報告の必要があると認められるもの

オ　その他特に報告の指示があったもの

第４　救助の実施

災害救助法の適用に基づく救助活動は、知事が実施し、本部長（町長）はこれを補助する。

ただし、災害の事態が急迫し知事による救助活動の実施を待つことができない場合、本部長（町長）は災害救助法に定める救助活動を実施するとともに、事後速やかに知事に報告し指示を受ける。

また、知事の権限の一部を委任された場合は、委任された救助事項については、本部長（町長）が実施責任者となって応急救助活動を実施する。

救助の種類	実施機関
○　避難所の設置 ○　応急仮設住宅の供与 ○　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ○　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ○　医療及び助産 ○　福祉サービスの提供 ○　被災者の救出	知事及び町長

救助の種類	実施機関
○ 被災した住宅の応急修理 ○ 学用品の給与 ○ 埋葬 ○ 遺体の捜索及び処理 ○ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	

第５　救助の程度、方法及び期間並びに費用の範囲

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに費用の範囲は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」に基づく。

なお、基準による救助の適切な実施が困難な場合、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

また、救助の実施時期について、「災害救助法」による救助は一般的には、災害発生の日に開始されることとなるが、長雨等で被害が漸増し、一定期間を経た後、初めて法の適用基準に達した場合は、法の適用基準に達し、現に救助を必要とする状態となった日をもって災害発生の日とみなしてさしつかえない。

第６　救助実施状況の報告

１ 発生報告

災害発生直後に報告する。

町長（本部長）は、委任された救助に着手したときは、直ちにその状況を知事に報告する。

２ 中間報告

当該災害にかかる法適用の指定が完了した後から報告開始。

救助の実施を開始してからそれが完了するまでの間、毎日正午までにその状況を電話等で報告する。

３ 決定報告

救助の実施を完了した後、速やかに報告する。

４ 報告に当っての留意事項

（１）緊急を要するもの又は特に指示した事項については、中間報告にかかわることなく、速やかに報告する。

（２）緊急の報告手段としては電話又はファクシミリとする。
ただし、有線電話が途絶した場合は、無線又は頭による。

第 17 節　応急教育等

教育部は、災害に際して、こども園・小中学校の園児・児童・生徒の安全確保、地域における応急対策活動拠点としての協力、並びに早期の学校教育再開等を迅速に行うため、学校教職員、関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。

なお、その他の教育施設については、各関係機関がその定めるところにより行うが、必要に応じて、町のこども園・小中学校に準じて行うよう協力を求める。

担当	教育部、救護厚生部

対策の体系	応急教育等	第1　学校･園施設の応急対策 第2　応急教育の実施 第3　園児･児童･生徒の援助等 第4　社会教育施設等の応急対策

■応急対策の流れ

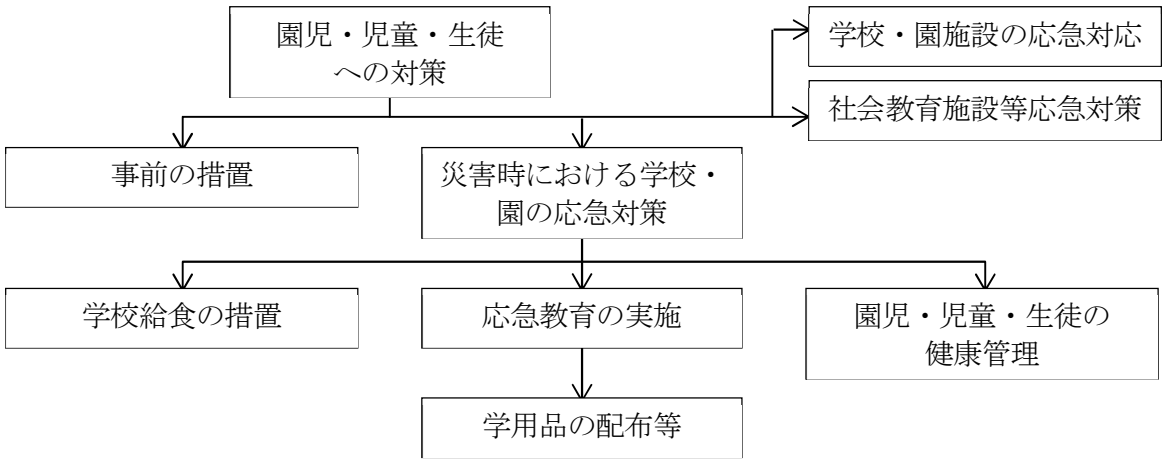

第1　学校・園施設の応急対策

教育部は、各学校・園長等と連携し、以下のとおり災害発生後の応急対策を行う。

1 園児･児童･生徒の安全確保

こども園、小中学校の各学校・園長等は、災害の発生に際しては、以下のとおり行う。

（1）在園・在校時間中に災害が発生した場合は、園児・児童・生徒、教職員自身の安全確保に全力をあげて取り組むとともに、園児・児童・生徒の安否、被災状況等を把握し、速やかに教育部に連絡・報告する。

（2）通学園路の安全が確認された場合は、学校・園長の指示に従い、保護者への引き取りの連絡、教職員の引率による集団下校園、その他の臨時下校園等の適切な措置をとる。
ただし、園児・児童・生徒を下校園させることが危険であると認められるときは、学校・園内に保護し、極力保護者への連絡に努める。

（3）学校行事（校外）において災害が発生した場合は、現場の責任者との連絡を確保し、情報の把握に努め、児童・生徒、教職員等の生命を最優先し、安全確保と安否確認を行い、可能ならば

現場に応援の職員を派遣し、情報の収集と連絡経路を確保するとともに、保護者に対して、正確な情報を速やかに提供するため、窓口対応を一本化する。

（4）夜間・休日等に災害が発生した場合は、教職員は災害状況に応じあらかじめ定める基準に基づき、所属の学校・園に参集し、園児・児童・生徒の安否確認を行うとともに、町が行う災害応急・復旧対策への協力、並びに応急教育の実施及び校・園舎の管理のための体制の確立に努める。

2 施設の被害状況の把握･報告

（1）こども園、小中学校の管理責任者は、以下の項目について、調査・把握し、教育部に速やかに連絡報告する。

なお、第１報は、迅速を第一に、人的被害、施設の被害及び教職員の参集状況について把握している限りを報告する。

ア　園児・児童・生徒等の安否・被災状況
イ　教職員の被災状況
ウ　学校・園施設の被害状況
エ　応急措置を必要と認める事項

（2）教育部は、以下の項目について、調査・把握・取りまとめを行い、直ちに総務部に被害状況を報告するとともに、必要に応じて、速やかに県教育委員会に報告する。

ア　園児・児童・生徒等の安否・被災状況
イ　教職員の被災状況
ウ　学校・園施設の被害状況
エ　その他教育施設等の被害状況
オ　応急措置を必要と認める事項

3 避難所等の開設及び運営への協力

避難所等、災害対策活動の拠点となる小中学校では、その開設及び運営に協力する。

4 応急復旧対策

教育部は、災害発生後、速やかに施設の応急復旧を行い、通常の授業の実施体制を整える。

（1）災害による被害の軽易な復旧は、学校・園長に委任する。

（2）授業又は施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ等の設置を検討する。

（3）被害が甚大で応急修理では使用できないときは、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理監督するとともに、応急仮設校・園舎等の建設を検討する。

（4）上記のとおり被災施設の応急復旧に努めるほか、できる限り多数の教室を確保するため次の方策をとる。

ア　隣接学校・園等との協議、調整を行い教室の確保に努める。
イ　学校・園施設以外の教育施設及び公共建築物のほか、協力の得られる適当な民間施設を教室として利用する。

第２　応急教育の実施

教育部は、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況等に応じて応急教育を実施する。

私立学校は、公立学校の例を参考に適切な措置をとる。

1 応急教育の区分

災害によって施設が損傷、若しくは避難所として使用され、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教職員・園児・児童・生徒及びその家族の、被災程度、避難者の収容状況、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して、次の区分にしたがって応急教育を実施する。

ア　臨時休校
イ　短縮授業
ウ　二部授業
エ　分散授業
オ　複式授業
カ　上記の併用授業

2 授業時数の確保

休校、二部授業その他のために授業時数の不足が考えられるので、夏期休業日を利用する振替授業や、できるだけ速やかに平常授業を再開するなど、授業時数の確保に努める。

教育委員会は、災害により学校教育活動が中断することのないよう、応急教育実施のための施設又は教職員の確保等について、必要な措置を講ずる。

3 教職員の確保

教職員の被災等によって教職員が不足し、通常の授業が実施できない場合は、次の方法をもって教職員の確保の応急措置を講じる。

（1）不足教職員が少ない場合は、当該学校内で操作する。
（2）当該学校内で操作できない場合は、教育部において操作する。
（3）教育部で操作できない場合は、県教育委員会に応援を要請する。

4 危険防止

被害状況に応じ危険場所が予測される場合は、立入り禁止区域の設定等安全対策を講じる。

また、園児・児童・生徒に対して、危険防止に関する指導の徹底を図る。

5 転校措置

園児・児童・生徒の転校・園手続き等の弾力的運用を図る。

第3　園児・児童・生徒の援助等

教育部は、救護厚生部、各学校・園長等及び関係機関と連携し、学校給食の早期再開、園児・児童・生徒の健康管理に万全を尽くす。

また、被災によって就学が困難となり、又は学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し援助するとともに、就学上支障のある児童・生徒に対しては、学用品を支給する。

1 学校給食の措置

災害を受けるおそれが解消したときは、学校再開にあわせ速やかに学校給食が実施できるよう措置する。

ただし、被災状況等により完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。

なお、次の場合は、学校給食は一時中止する。

（1）避難所となった学校において、非常緊急措置として学校給食施設で炊き出しを実施する場合
（2）給食施設が被災し、給食実施が不可能となった場合
（3）感染症の発生が予想される場合

（4）給食物資が入手困難な場合
（5）その他給食の実施が適当でないと認められる場合

2 健康管理

（1）被害の状況を勘案し、学校・園長を通じ平素の保健管理、安全指導を強化する。
（2）被災地域の園児・児童・生徒に対して、学校医及び吉野保健所、救護厚生部と緊密な連絡をとり臨時の健康診断等を行い、感染症の予防について適切な措置をとる。
（3）被災した園児・児童・生徒に対しては、吉野保健所等の専門機関との連携を図りながら、その被災状況に応じて保健指導やカウンセリング等を実施し、健康の保持、心のケア等に努め、必要に応じてスクールカウンセラー等を学校に派遣する。
（4）被災状況に応じて、救護厚生部、吉野保健所と緊密な連絡をとり被災学校・園施設の清掃、消毒等を行い、感染症の予防に努める。

3 就学援助等に関する措置

教育部は、被災によって就学が困難となり、又は学資の支弁が困難となった町立学校の児童・生徒に対し、就学援助費の支給について、必要な措置を講じる。

4 教科書及び学用品の支給

教育部は、災害救助法に基づき、就学上支障のある児童・生徒に対して教科書、教材、文房具及び学用品を支給する。

第4　社会教育施設等の応急対策

教育部は、災害に際して、所管する社会教育施設の利用者の安全確保、地域における応急対策活動拠点としての協力、並びに施設の再開等を迅速に行うため、以下のとおり必要な措置を講じる。

1 利用者の安全確保

施設管理者は、災害発生時には、施設で開催されている事業等の中止、延期又は利用者による事業を中止するなど状況に応じた適切な指示を行い、入館者及び施設の利用者、職員の安全を確保する。

2 避難誘導

施設管理者は、施設利用者の来館時にあっては、あらかじめ定めた避難に関する要領等に基づき適切に避難誘導を行うとともに、混乱防止に努める。

3 その他の応急措置

（1）施設管理者は、負傷者の有無を確認し、必要な措置を講じる。
（2）施設管理者は、建物等の被害の調査を早急に実施し、危険箇所の応急的な安全措置を講じる。
（3）施設管理者は、以下の項目について、教育部に速やかに連絡・報告する。
なお、第１報は、迅速を第一に、人的被害、施設の被害及び職員の参集状況について把握している限りを報告する。
ア　入館者・施設利用者の安否・被災状況
イ　職員の被災状況
ウ　施設の被害状況
エ　応急措置を必要と認める事項
（4）教育部は、以下の項目について、調査・把握・取りまとめを行い、総務部に被害状況を報告する。

ア　入館者・施設利用者の安否・被災状況
イ　職員の被災状況
ウ　社会教育施設の被害状況
エ　応急措置を必要と認める事項

第 18 節　文化財応急対策

教育部は、文化財保護条例等で指定されている文化財（以下「文化財」という。）の所有者又は管理責任者と協力して被災状況を調査し、その結果を県教育委員会に報告する。なお、災害によって交通等が遮断され、被害確認が困難な場合には、所有者又は管理者は町又は町教育委員会を通して、その旨を県に報告する。

また、県教育委員会からの指示に基づき、被災文化財の被害拡大を防止するため、所有者又は管理責任者に対し、応急措置を講じるよう指導・助言を行う。

担当	教育部

対策の体系	文化財応急対策	第1　災害発生の通報 第2　被害状況の調査･復旧対策 第3　大規模災害における応急対策

■応急対策の流れ

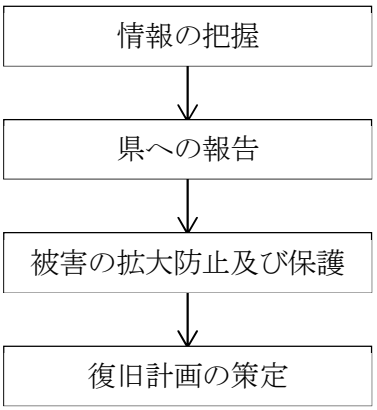

第1　災害発生の通報

（1）教育部は、災害発生後、町指定文化財の被害について調査し、その状況把握に努める。
（2）県指定文化財の所有者又は管理者は、災害が発生したときには、文化財の被害状況を直ちに教育部を通じて、県教育委員会へ報告する。
（3）県教育委員会は、報告を受理したときは、国指定文化財については直ちにその旨を文化庁に通報する。
（4）災害によって交通等が遮断され、被害確認が困難な場合には、所有者又は管理者は町又は町教育委員会を通して、その旨を県に報告する。

第2　被害状況の調査・復旧対策

（1）教育部は、被害調査後、判明した状況から町指定文化財の所有者及び管理者に対し必要な指示を行い、被害の拡大防止と保護に努める。
（2）県教育委員会は、通報受理後、直ちに係員を現地に派遣し被害の状況の把握に努め、国指定文化財については、その結果を文化庁に報告し、係官の派遣等必要な措置を求める。
なお、現地調査の結果、二次災害の発生や破損の進行、破損部位の滅失、散逸等の可能性があると判断された場合は、所有者及び管理者に応急措置を講じるよう指導する。
（3）現地調査の結果、二次災害の発生や、破損の進行、破損部位の滅失、散逸等の可能性があると

判断された場合は、所有者及び管理者に応急措置を講じるよう指導する。ただし、国指定文化財の応急措置については、現状変更も含めて、文化庁へ実施した内容を報告する。

第３　大規模災害における応急対策

県内において大規模な災害が発生して、県・町の行政機関の機能が著しく低下し、単独では十分に被害状況調査等が実施できない場合、県若しくは町（又は町教育委員会）は、所定の連絡網により、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく近畿２府７県及び文化財保護関係機関等（以下「近隣府県等」という。）への応援を要請する。

１ 事前準備

被災時において迅速な応援体制を遂行可能にするため、事前より指定文化財目録等を整備し、近隣府県等との十分な情報交換に努める。

（１）指定文化財等の目録を作成し、近隣府県等文化財所管課に送付し、災害発生前から基本データの共有をはかる。
（２）目録は個別指定文化財の所在地・内容・規模・員数・特徴等を記入し、データの更新は少なくとも最低１年１回とする。
（３）被害調査項目の統一を図った被害状況調査票を作成し、近隣府県等と共有する。
（４）被害時に迅速な情報交換が可能なように、連絡窓口・各分野担当者の氏名連絡先を近隣府県等に事前に通知する。

２ 支援要請

（１）災害時において、被害状況から応援を受けることが必要と判断した場合、速やかに近隣府県等に被害状況を連絡するとともに、応援を受けることについて関係機関との連絡調整をはかる。
（２）必要とする応援の内容については、支援府県等に対し文書により要請を行うものとする。ただし、緊急の場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書等を速やかに提出するものとする。
（３）応援に要する経費は原則として応援を受ける県の負担とする。

３ 被害状況調査

（１）近隣府県等による応援が決定された場合、緊急に近隣府県等の担当者会議を実施し、指定分野ごとに被害の規模・内容に応じた具体的な応援体制について協議を行う。
（２）指定区分・地域に応じて調査担当区域を決定し、調査は専門性を考慮のうえ班を編制し実施する。
（３）調査内容は共有の調査票に記入し、撮影した写真とともに一括して保存し、復旧計画作成の基本資料とする。

４ 復旧計画の立案･実施

被害状況調査後において行う調査結果の集積と分析、復旧事業計画の立案・実施においては、応援府県等と再度協議し、必要に応じて応援を要望する。

第 19 節　農林関係応急対策

災害が発生した場合、農林関係の被害拡大を防止するため、農林業に関する応急対策を実施する。

担当	防災施設部、関係機関

対策の体系	農林関係応急対策	第1　農業用施設 第2　農作物 第3　畜産 第4　林産物 第5　林道・農道

第１　農業用施設

防災施設部、土地改良区は、農業用施設の被害の状況を早期に調査し、応急復旧を図る。

（１）防災施設部は、農業用施設の被害状況の早期把握に努めるとともに、被災施設や危険箇所に対する調査を速やかに実施し、必要に応じ、応急措置を講じる。

（２）土地改良区は、管理施設（ため池、農道、水路等）が被災した場合、関係機関に連絡し、その協力を得て、応急措置を講じる。

第２　農作物

１ 災害対策技術の指導

防災施設部は、県及び奈良県農業協同組合と協力して、被害を最小限にくい止めるため、農家に対し、災害対策技術の指導を行う。

２ 種子もみ及び園芸種子の確保斡旋

防災施設部は、必要に応じて、県に対し、災害対策用種子もみ及び園芸種子の斡旋を依頼し、その確保を図る。

第３　畜産

防災施設部は、災害発生時に急速にまん延するおそれがある家畜伝染病に対処するために、畜産関係団体、家畜保健衛生所の協力を得て伝染病の発生予防に万全を期すよう努める。

さらに国の防疫方針に基づき、県の指示に従って家畜伝染病のまん延を予防する。

第４　林産物

防災施設部は、県と協力して、倒木に対する措置等の技術指導を行うなど林産物の被害の軽減に努める。

第５　林道・農道

１ 林道

（１）応急措置

林道を管理する町、森林組合は、災害発生後速やかに林道施設の被害の状況を調査し二次的被害を防止するための対策を講ずる。

（2）応急復旧

林道を管理する町・森林組合は、住民の生活のため緊急に復旧する必要がある場合は、速やかに応急復旧工事を実施する。

2 農道

（1）応急措置

町及び農道管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災箇所や危険箇所に対する点検を速やかに行い、被災状況を取りまとめ県に報告するとともに必要に応じ応急措置を行う。

町及び農道管理者は、著しい被害を生じるおそれがある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、危険箇所への立入り制限を実施する。

（2）応急復旧

被災した農道のうち応急復旧活動、住民生活に必要となる道路で二次災害のおそれのあるものについては、県の指導協力のもと、町及び農道管理者が速やかに応急復旧工事を実施する。

第 20 節　社会秩序の維持

町及び防災関係機関は、流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずるものとする。

担当	総務部、関係機関

対策の体系	社会秩序の維持	第1　警備活動 第2　住民への呼びかけ 第3　物価の安定及び物資の安定供給

第１　警備活動

町は、公共の安全と秩序を維持するため、県警察（吉野警察署）と連携し、自主防災（防犯）組織及び関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点として警備活動を実施する。

第２　住民への呼びかけ

町は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第３　物価の安定及び物資の安定供給

町、県及び関係機関は、買占め、売惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

１ 消費者情報の提供

町は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、心理的パニックの防止に努めるとともに、消費者の利益を守る。

２ 生活必需品等の確保

町は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

３ 物価の監視

町は、他市町村と協力して、物価の動きを調査、監視するとともに、買占め・売惜しみをする業者に対しては、売渡しを勧告し、従わない場合は公表するなど、適切な措置を講ずる。

４ 金融機関における預貯金払戻等

（１）町は、県を通じて近畿財務局に、日本銀行は被災者の預金の払戻等が円滑に行われるように被災地の民間金融機関に対して、それぞれ次のような指導、要請を行う。

ア　住民が預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した場合に、罹災証明書の提示その他簡易な確認方法をもって、預金払戻の利便を図ること。

イ　事情によっては定期預金、定期積金等の期限前払戻や、これを担保とする貸付にも応じること。

ウ　損傷日本銀行券・貨幣の引換えに応じること。

（2）近畿財務局は、証券会社に対して、被災者が預り証、印鑑を紛失した場合の拇印による預り金払出しや有価証券の売却代金の即日払い等の措置を講ずるよう要請を行う。

第 21 節　災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定

担当	総務部

非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別な必要があると認めるとき、内閣総理大臣は、関係地域の全部又は一部について災害緊急事態の布告を発するとともに、内閣総理大臣を本部長とする緊急非常災害対策本部を設置する。（災害対策基本法）

内閣総理大臣により、下市町の地域に関して災害緊急事態の布告があったときは、災害対策基本法第 86 条の２から第 86 条の５までの特例措置を可及的速やかに講ずることができるようにするため、当該災害により現実に発生している個別具体的な状況を確認せずとも、被災地において甚大な被害が当然生じているものとみなして、「特定大規模災害」の指定、及びこれらの特例措置が自動的に適用される。

災害対策基本法第 86 条の2から第 86 条の5までの特例措置のあらまし

1　避難所及び応急仮設住宅における特例（第 86 条の2）
政令で定める区域及び期間において、消防法第 17 条の規定（建築物の工事施工に関する消防長又は消防署長の同意）は、適用しない。ただし、消防設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他避難所及び応急仮設住宅における災害防止、公共の安全確保のために必要な措置を講ずること。

2　臨時の医療施設に関する特例（第 86 条の3）
政令で定める区域及び期間において、医療法第4章の規定（病院、診療所及び助産所の開設、管理に関する国、都道府県等への届出、許可等）は、適用しない。

3　埋葬及び火葬の特例（第 86 条の4）
厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律第5条（市町村長による許可）及び第 14 条（許可証受理後の埋葬、火葬又は収蔵）に規定する手続の特例を定めることができる。

4　廃棄物処理の特例（第 86 条の5）
環境大臣は期間を限り、廃棄物処理特例地域を指定するとともに、廃棄物処理特例基準を公布し、廃棄物処理の迅速化を図ることができる。

第４章　その他災害応急対策

項目	初動	応急	復旧	担当
第1節　地盤災害応急対策	●	●		総務部、防災施設部、関係機関
第2節　大規模火災応急対策	●	●		総務部、奈良県広域消防組合、消防団
第3節　危険物等災害応急対策	●	●		総務部、奈良県広域消防組合、県警察（吉野警察署）
第4節　突発重大事故災害応急対策	●	●		総務部、救護厚生部、保健衛生部、奈良県広域消防組合、県警察（吉野警察署）

第１節　地盤災害応急対策

担当	総務部、防災施設部、関係機関

対策の体系	地盤災害応急対策	第1　土砂災害応急対策 第2　被災宅地の危険度判定 第3　山地災害応急対策 第4　ため池災害応急対策

第１　土砂災害応急対策

１ 応急措置

土砂の異常流出、地すべり防止施設の異常等により人家、道路などに危険が及ぶと思われる場合は、各施設管理者はその被災程度を被災が想定される人家、集落並びに町等関係機関へ情報を提供し注意を促す。

地すべり防止施設等に被害を生じ被害が拡大するおそれがある場合は、被害の程度及び状況の推移に応じて、各施設管理者は警察、消防団等関係者への警戒避難等に関する助言を行う。

２ 応急復旧

応急工事は、被害の拡大防止に重点を置いて、各施設管理者は被害の状況、本復旧までの工期、施行規模、資材並びに機械の有無を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

３ 二次災害の防止活動

町は県と協力して二次災害の防止のため、崩壊やその兆候が認められた箇所の点検を行う。

第２　被災宅地の危険度判定

町及び県の災害対策本部は、豪雨で宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、宅地の擁壁、法面等の崩壊等による人命への二次災害を防止するために、町において被災宅地危険度判定実施本部、県においては支援本部を設置し、実施計画を作成のうえ、被災宅地の危険度判定を実施する。

第３　山地災害応急対策

民有林の山地災害に対する適確かつ早急な対応を推進するために、地域に密着した山地災害等の情報収集能力の強化と支援体制の整備を図るために、山地防災ヘルパーを設置することとしている。

山地防災ヘルパーの活動は、（１）山地災害の原因となる異常兆候の把握、（２）台風や地震等の原因による、山地の災害や治山施設の被災状況の把握、（３）台風や地震等によって山地災害を受けた箇所における、二次災害の防止のための監視活動、としている。

町は県、山地防災ヘルパーと連携して、現場の被災状況を早急に点検調査し、二次災害防止措置を講ずるよう適正な指導を行う。

第４　ため池災害応急対策

大規模地震や台風、集中豪雨等によりため池が被災した場合に、その被害の拡大や二次災害の発生を防止するため、被害の状況を早期に調査し実態を把握するとともに、応急対策を実施し、被害の早期回復に努める。

町は、ため池施設に被害は生じるおそれがあるときは、次のような対策を実施する。

（１）人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。
（２）危険な場所への立入りの禁止や、通行止めなどの安全対策を行う。
（３）被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。
（４）被害の拡大を防止するため、早急に応急工事を実施する。

第２節　大規模火災応急対策

担当	総務部、奈良県広域消防組合、消防団

対策の体系	大規模火災対策	第1 警戒活動 第2 市街地火災応急対策 第3 林野火災応急対策 第4 人命救助活動 第5 消防活動に係る応援要請及び応援隊の受入れ 第6 地域住民との連携

第１　警戒活動

１ 火災警報

火災気象通報は、消防法に基づいて奈良地方気象台長が気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、その状況を知事に通報するもので、知事は、町長に伝達する。

火災気象通報の基準は、次のとおりである。

（１）乾燥注意報及び強風注意報の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

（２）町長は、知事から火災気象通報を伝達された場合、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認める場合は、必要に応じて、消防法 22 条第３項の定めによる火災警報を発令する。

２ 火災発生状況の把握

奈良県広域消防組合は、より多くの人命の安全確保と被害の拡大防止を図るため、高所見張り、通報、有線、無線通信施設を効果的に活用して火災発生状況の早期把握に努めるとともに、関係機関への情報伝達を行う。

また、町は消防水利としてため池を使用する場合、水利組合との連絡調整を行う。

３ 住民への周知

奈良県広域消防組合は、ケーブルテレビ、広報車、防災行政無線等を利用し、消防団、自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に警報を周知する。

周知にあたっては、要配慮者に配慮する。

第２　市街地火災応急対策

奈良県広域消防組合は、火災の状況に応じた部隊配備を行うとともに、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動を実施する。

総務部は、各部を取りまとめ、これに協力し、必要な後方支援を行う。

１ 災害対応の優先度

延焼火災及び救出・救助事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

２ 火災防ぎょ活動の原則

（１）避難地、避難路確保優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難所、避難路の確保等の防ぎょ

を行う。

（2）消火活動重点地域・消火可能地域優先

同時に多数の延焼火災が発生した場合は、消火活動重点地域及び消火可能地域を優先に防ぎょする。

（3）市街地火災防ぎょ優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防小隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地火災防ぎょを優先し、それを鎮圧した後に部隊を集中して防ぎょにあたる。

（4）特殊建物等の重要対象物優先

特殊建物等の重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、特殊建物等の重要対象物の防護上必要な防ぎょを優先する。

第３　林野火災応急対策

奈良県広域消防組合及び消防団は、林野における大規模な火災が発生した場合、林野火災の特異性を考慮し、関係機関と連携を図り、迅速かつ組織的に対処し人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。

１ 火災即報等

（1）即報基準

火災の規模等が県の定める即報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、県に即報を行う。その後判明したもののうちから逐次報告する。

なお、国の定める即報基準は、次のとおりである。

ア　焼損面積が 10ha 以上と推定される場合

イ　空中消火を要請又は実施する場合

ウ　住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い場合

（2）火災発見者の義務

森林･原野等で火災の発見をしたものは､直ちに最寄りの消防機関に通報しなければならない。

また、発生した火災が微少な場合に限り、消防隊が到着するまでの間、地域住民等の協力を得て、自身に危険が及ばない範囲内で初期消火活動にあたる。

（3）関係機関の対応

ア　森林管理者（森林組合等）は、森林内作業員の安全確保及び消火活動への協力を行う。

イ　県は、消防防災ヘリコプターの緊急運航を行う。

ウ　県警察（吉野警察署）は、消防車両の通行確保のための通行規制を行う。

エ　町は、地域住民及び一時滞在者（登山者等）の安全を確保する。また、火災が複数の市町村の管轄区域に及ぶか、若しくはそのおそれがある場合は速やかに関係市町村に連絡し、協力を要請する。

オ　消防団は、消火活動、飛び火による延焼の警戒、住民等の避難誘導のため出動する。

２ 活動体制

林野火災の規模に応じた本部体制をとり、奈良県広域消防組合、消防団、森林管理者、消防防災ヘリコプター等と協力して、効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。

（1）現場指揮本部の設置

ア　林野火災発生の通報があった場合は、奈良県広域消防組合、県警察（吉野警察署）等の関係機関と連携して、火災防ぎょ活動を行う。

イ　火災の規模等が通報基準に達したときは、県に即報を行う。

（2）現地対策本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合､若しくは隣接市町村等に応援要請を行った場合は、町内に現地対策本部を設置する。

なお、現地対策本部の活動は、次のとおりである。

ア　応援隊、飛火警戒隊、補給隊などの編成

イ　警戒区域、交通規制区域の指定

ウ　空中消火の要請又は知事への依頼

エ　消防庁に対する広域航空消防の応援要請及び自衛隊に対する派遣要請についての検討

3 消火･救出活動

現場に出動した消防隊は、地元消防団、森林管理者、消防防災ヘリコプター等と協力して効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。特に、強風下又は延焼規模の大きい林野火災では、飛び火による広範囲の延焼が発生する可能性があり留意する。

（1）消火活動及び延焼阻止活動の実施

ア　情報収集

消防隊は、消防団とともに自ら火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現地の林業関係者や地域住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。

消防機関は、無人航空機（ドローン）等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握する。

現地に出動した消防防災ヘリコプターは、火災の延焼状況を空中から偵察し、地上の消防隊に的確に情報を提供するとともに飛び火の警戒にあたる。

イ　消防水利

林野火災では、消防水利の確保が難しい場合が多いので、あらかじめ作成した消防水利マップにより最寄りの水源からの送水ルートの早期確保に努める。

また、自然水利が得られない場合は、コンクリートミキサー車等、水を運搬できる車両を保有する事業者に消火用水の運搬について協力を依頼する。

消防隊等は、火災防御にあたっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行う。

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、消防計画、林野火災防御図、飛び火警戒要領等の活用や、地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消火活動を行う。また、活動終期にあっては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行う。

消防機関等は、消火活動の実施にあたり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底する。

ウ　消火活動の実施

消防隊は、消防ポンプ、背負いポンプ等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。必要があれば消防防災ヘリコプターによる空中消火を行う。また、通常の消火活動による延焼阻止が困難と判断される場合には、森林所有（管理）者と調整のうえ、林業関係者と協力して森林の伐採により臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止するものとする。

（2）孤立者等の救出

現地に出動した消防防災ヘリコプターは、火災現場を空中から偵察し、孤立した負傷者及び退路を断たれたものを発見したときは、直ちに他の業務に優先して救出活動を行う。

町は、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮する。

（3）現地指揮本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合は、消防本部の消防長を本部長とする現地指揮本部

を現場近くに開設し、消火活動の指揮にあたる。

4 避難･誘導

（1）森林内の滞在者の退去

町、県警察（吉野警察署）、消防団等は、林野火災発生の通報をうけたときは、直ちに広報車により火災発生区域周辺に広報を行い、登山者、林内作業者等の森林内の滞在者には速やかに退去するよう呼びかける。

道に迷った者に遭遇したときは､安全な避難路を指示し必要に応じて安全な場所まで誘導する。

消防防災ヘリコプターは、空中より避難の呼びかけを行う。

（2）地域住民の避難

町長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断した場合には、地域住民に対し避難指示を行い、警察等と協力して安全に避難させる。

5 自衛隊の派遣要請

町長は、所有の消防力だけでの対処が困難であると判断される場合は、知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

知事は、町長から依頼を受けたときは、速やかに自衛隊に対し、人員、車両、ヘリコプター等の派遣を要請する。

6 鎮火後の措置

消防機関は、林野火災の鎮火後も再発に備えて、なおしばらくは警戒にあたる。

森林所有者（管理者）は、消失した林地が放置されて崩壊を起こすことがないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止のための措置を行う。

町長は、そのための指導を行う。

第４　人命救助活動

奈良県広域消防組合は、県警察（吉野警察署）等との密接な連携のもと、迅速かつ的確に人命救助・救出活動を実施する。

総務部は、各部を取りまとめ、これに協力し、必要な後方支援を行う。

1 活動の方針

（1）奈良県広域消防組合は、県警察（吉野警察署）と相互に緊密な連絡をとり、協力して救出にあたる。

また、必要に応じて、奈良県消防広域相互応援協定の締結市町村、広域航空消防、緊急消防援助隊、自衛隊等に、総務部を通じ協力を要請する。

（2）特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。

また、作業用重機は、協定業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。

（3）県警察（吉野警察署)、消防応援隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。

（4）応急救護所を開設し、救急隊員等によるトリアージを実施し、効果的な救急活動を実施する。

（5）トリアージの結果、救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。

（6）延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、人命救護活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

２ 活動の要領

（１）重傷・重体者の救出を優先する。
（２）被害拡大の防止を実施する。
（３）傷病者の救出を実施する。
（４）救護所への傷病者の搬送を実施する。
（５）二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。
（６）遺体を発見した場合は速やかに所定の手続をとる。

第５　消防活動に係る応援要請及び応援隊の受入れ

消防機関は、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請する。また、都道府県は、必要に応じ、又は被災市町村からの要請に基づき、消防庁や自衛隊に対して応援等の要請を行う。

応援隊の派遣が決定した場合、奈良県広域消防組合は町と連携し、次の点に留意して応援隊の活動が十分に行えるよう努める。

（１）応援隊の宿泊施設及び資機材の保管場所を確保する。
（２）応援隊との連絡調整のため連絡担当者を指名する。
（３）消防作業実施期間中は、現場に責任者を置き、応援隊指揮者と協議し、作業の推進を図る。
（４）必要に応じて県警察（吉野警察署）に対して、被災地域等への誘導を依頼する。
（５）ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

第６　地域住民との連携

地域住民は、奈良県広域消防組合が災害現場に到着するまでの間、自身の安全を確保した上で、初期消火・救助作業を実施し、消防隊が到着した際は作業を引き継ぐ。

奈良県広域消防組合は、必要に応じて、地域住民の安全を確保した上で、災害現場における消火・救出作業への協力を求める。

第３節　危険物等災害応急対策

担当	総務部、奈良県広域消防組合、県警察（吉野警察署）

対策の体系	危険物等災害応急対策	第1 危険物施設災害応急対策 第2 LPガス施設等災害応急対策 第3 火薬類貯蔵施設災害応急対策 第4 毒物･劇物保管施設災害応急対策 第5 放射性物質保管施設災害応急対策 第6 原子力災害応急対策

第１　危険物施設災害応急対策

奈良県広域消防組合は、屋外タンク等の危険物施設が破損あるいは不等沈下等し、石油類等が流出し、又は火災が発生した場合、県及び施設の管理者と密接な連携を図りながら、必要な応急対策を実施する。

総務部は、各部を取りまとめ、これに協力し必要な後方支援を行う。

１ 施設の管理者が実施する対策

（１）関係防災機関への通報

火災の場合は、奈良県広域消防組合に通報するが、石油類流出の場合は「異常水質対応措置要領」に基づき、奈良県広域消防組合のほか、町、県景観・環境総合センター、県環境政策課に、次の事項を速やかに連絡する。

ア　発生日時及び場所
イ　通報者及び原因者
ウ　下流での水道水源の有無
エ　現状及びその時点での対応状況

（２）消火活動及び被災者の救出救助

（３）危険物除去及び流出石油類等の拡散防止

２ 県及び奈良県広域消防組合が実施する対策

（１）関係防災機関及び流出下流地域への通報
（２）立入り禁止区域の設定及び交通規制
（３）避難誘導及び群衆整理
（４）消防活動及び被災者の救出救助
（５）危険物除去及び流出石油類等の拡散防止
（６）周辺住民への広報

３ 危険物等輸送車両災害応急対策

（１）奈良県広域消防組合は、危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物輸送車両による事故が発生した場合は、県警察（吉野警察署）等関係機関と連携し、事故の状況及び積載危険物等の種類、性状等に応じた適切な措置を行う。

（２）警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策は、危険物施設等災害応急対策に準じて行う。

第２　ＬＰガス貯蔵施設等災害応急対策

奈良県広域消防組合は、ＬＰガス貯蔵施設等において災害が発生した場合、県及び施設の管理者と密接な連携を図りながら、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

総務部は、各部を取りまとめ、これに協力し必要な後方支援を行う。

１ 事業者が実施する対策

ＬＰガス事業者等は、ＬＰガスによる災害を最小限に止め、ＬＰガスの消費者及び地域住民の安全を確保するため、奈良県広域消防組合、県警察（吉野警察署)、県及び一般社団法人奈良県ＬＰガス協会等の県内保安関係団体と密接な連携をとりながら、適切な措置を講じる。

（１）地域のＬＰガス被害状況を把握し、被害状況を速やかに奈良県ＬＰガス協会等の保安関係団体へ連絡・報告を行う。また、奈良県ＬＰガス協会等は、被害状況を取りまとめ、県への連絡及び報告等を適切かつ迅速に行う。

（２）被害状況に応じて、応急措置の指示・出動による対処を迅速に行う。

（３）必要に応じて、協会支部を活動単位とする地域防災組織に応援出動、防災資機材の提供を要請するとともに、受入れに必要な作業を行う。

２ 県及び消防機関(奈良県広域消防組合)が実施する対策

（１）関係防災機関及び近隣地域への通報

（２）立入り禁止区域の設定及び交通規制

（３）避難誘導及び群衆整理

（４）消防活動及び被災者の救出救助

（５）周辺住民への広報

第３　火薬類貯蔵施設災害応急対策

奈良県広域消防組合は、火薬類貯蔵施設等において災害が発生した場合、県及び施設の管理者と密接な連携を図りながら、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

総務部は、各部を取りまとめ、これに協力し必要な後方支援を行う。

１ 事業者が実施する対策

（１）災害が発生した場合は、直ちに奈良県広域消防組合、県警察（吉野警察署）及び町に連絡する。

（２）貯蔵施設等の周辺に災害が発生した場合、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれが生じた場合、当該火薬類を近隣の火薬庫等に迅速に搬出する。
搬出の余裕がない場合は、火薬類等を水中に沈めるなど、安全措置を講じる。
搬出に際して、奈良県広域消防組合、県警察（吉野警察署)、県に対し、連絡を取り対処する。

（３）火災・爆発等が発生した場合は、主に延焼防止活動を行うとともに、奈良県広域消防組合へ迅速に連絡し、消火活動等に必要な情報を消防職員に提供する。

（４）製造所においては、作業者の安全確保のため、防災要員以外の作業員を迅速に安全な場所に避難させる。

（５）状況により、防災要員以外の作業員及び周辺住民に対して避難誘導を行う。

（６）火薬類の流出があった場合は回収を行う。

２ 消防機関(奈良県広域消防組合)が実施する対策

（１）消防活動及び被災者の救出救助

（2）立入り禁止区域の設定及び交通規制
（3）避難誘導
（4）周辺住民への広報

3 県警察(吉野警察署)が実施する対策

（1）立入り禁止区域の設定及び交通規制
（2）避難誘導
（3）危険予防のための広報

第4　毒物・劇物保管施設災害応急対策

奈良県広域消防組合は、毒物・劇物保管施設において災害が発生した場合、県及び施設の管理者と密接な連携を図りながら、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

総務部は、各部を取りまとめ、これに協力し必要な後方支援を行う。

1 事業者が実施する対策

（1）取扱い責任者において、回収、中和剤による除毒、その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じる。
（2）吉野保健所、奈良県広域消防組合又は県警察（吉野警察署）に届け出る。（毒物及び劇物取締法第 16 条の２）

2 消防機関(奈良県広域消防組合)が実施する対策

（1）被災者の救出救助
（2）周辺住民への広報

3 県警察(吉野警察署)が実施する対策

（1）立入り禁止区域の設定及び交通規制
（2）避難誘導

第5　放射性物質保管施設災害応急対策

奈良県広域消防組合は、放射性物質保管施設において災害が発生した場合、県及び施設の管理者と密接な連携を図りながら、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

総務部は、各部を取りまとめ、これに協力し必要な後方支援を行う。

また、放射性物質保管施設の設置者、あるいは放射性物質の輸送事業者等から事故が発生、若しくは発生のおそれがある旨の通報を受けた場合、直ちに関係機関へ連絡するとともに、各部と連携し必要な措置を講じる。

1 応急対策の内容

（1）関係防災機関への通報
（2）放射線量の測定
（3）危険区域の設定
（4）立入り禁止制限及び交通規制
（5）危険区域住民の退避措置及び群衆整理
（6）被ばく者等の救出救助
（7）周辺住民に対する広報

（8）その他災害の状況に応じた必要な措置

第6 原子力災害応急対策

町は、県より原子力災害対策特別措置法（平成 11 年 12 月 17 日法律第 156 号。以下「原災法」という。）第 10 条第１項に基づく原子力事業者からの特定事象発生の通報があった旨、及び同法第 15 条第２項に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合は、法令、奈良県地域防災計画及び本町地域防災計画の定めるところにより、以下のとおり災害応急対策を実施する。

総務部は、各部を取りまとめ、これに協力し必要な応急対策を実施する。

1 町の活動体制

本部長（町長）は、災害対策本部を設置する。

2 県初動体制の確立

県は、原子力事業者からの特定事象発生の通報を受けた場合、直ちに、被害状況の把握、応急対策実施のための情報収集活動を行う。

また、関係周辺市町村など防災関係機関へ情報を迅速に伝達するとともに、相互に連絡体制を強化する。

さらに、オフサイトセンターを立ち上げ、関係者は直ちにオフサイトセンターへ参集する。

3 災害時の広報

県は､放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなど原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における県民の心理的動揺あるいは混乱を抑え、原子力災害による影響をできるかぎり少なくするため、県民に対する的確な情報提供・広報を迅速かつ的確に行う。

4 被害状況等の調査報告

県は、以下の事項について、調査報告を行う。

総務部は、各部を取りまとめ、これに協力する。

（1）農産物等

ア 被害情報の提供

農産物等の放射能汚染に関する正確な情報を、県民や農業者等に提供し、風評被害の防止に努める。

イ 被害状況の調査報告

野菜、牛乳等の放射能による汚染レベルについて調査、監視し、その結果を報告する。

（2）物価の動向

物価について、消費者物価指数の動きを提供する。

（3）大気等汚染

降水、大気浮遊塵、降下物の放射能による汚染レベルについて、文部科学省に調査結果を照会し、提供する。

（4）水道施設汚染

水道事業体が行う浄水場原水・浄水の放射線量の測定結果、監視状況について、情報の収集に努める。

（5）医療情報

原子力安全委員会、国の緊急被ばく医療派遣チーム等の協力を得て、医療機関等に対し、被ばく線量の測定等に関する医療情報を提供する。

5 避難者の受入れ

県は、福井県などの原発立地県等から原発事故発生時に避難者の受入れについて要請があれば、避難所の開設や避難者用住宅の提供等について町に協力を求め、可能な限り要請に応じる。

町は、県等から直接、避難者の受入れについて要請があれば、県と連携し、可能な限り要請に応じるよう努める。

また、町は、県と連携して、受け入れた避難者のニーズの的確な把握に努め、対応する。

第４節　突発重大事故災害応急対策

関係機関と協力のうえ、被害の状況に応じ適切な応急対策を講じる。

担当	総務部、救護厚生部、保健衛生部、奈良県広域消防組合、県警察（吉野警察署）

対策の体系	突発重大事故災害応急対策	第1 突発重大事故災害の種類 第2 応急対策

第１　突発重大事故災害の種類

突発重大事故等として取り上げる災害の例は、次のとおり大規模交通災害とする。

（１）航空機墜落事故

（２）大規模な自動車事故

第２　応急対策

大規模交通災害が発生した場合、関係機関と協力のうえ、総務部は各部を取りまとめ、必要な応急対策を実施する。

１ 連絡体制

（１）施設管理者からの通報

施設管理者は、119 番通報等によって奈良県広域消防組合へ大規模交通災害の発生を連絡する。

（２）関係機関への連絡

町域において大規模交通災害の発生の通報を受けた場合は、災害状況の把握に努めるとともに、事故の概要を直ちに県に報告のうえ、県警察（吉野警察署）及び関係機関に連絡する。

２ 応急対策の実施

（１）町の災害応急活動体制

災害の状況に応じた災害応急活動体制をとるとともに、県及び関係機関の職員並びに関係者の派遣を要請する。

町の災害応急活動体制は、原則として町長の判断によって決定する。

（２）現地災害対策本部の設置

必要に応じて、現地災害対策本部を現地又は適当な場所に設置する。

現地災害対策本部では、情報の一元化、効果的な災害応急対策を実施するため総合的な連絡調整を行う。

（３）応急対策活動

ア　災害の拡大防止等

必要に応じて警戒区域を設定し、避難の指示等の応急対策を実施し、住民の身体・生命の安全確保、災害の拡大防止に努める。

イ　関係機関との連携

県をはじめ関係機関との連絡を強化し、各関係機関の行う災害応急対策に積極的に協力する。

ウ　救助、救急・医療活動（当該事故関係機関）

（ア）医師及び看護師の派遣

（イ）医療機材及び医薬品の輸送

（ウ）負傷者の救助

（エ）現地における応急対策及び負傷者の救急医療施設の確保

エ　消防活動（奈良県広域消防組合）

消防活動等災害拡大防止、危険物等による二次災害の防止を迅速かつ的確に実施し、被害の軽減に努める。

オ　救援物資の輸送

救護厚生部、県及び当該事故関係機関は、相互連絡のもと被災者に必要な物資を速やかに確保し、これを輸送する。

カ　応急復旧用資機材の確保

総務部、奈良県広域消防組合、県及び当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保する。

キ　交通対策

県警察（吉野警察署）、関係機関、当該事故関係機関等は、相互連絡のもとに必要な交通規制等を行い、交通の安全、緊急輸送の確保に努める。

（4）広域協力体制

災害が広域に及ぶ場合は、隣接市町村、府県と協力体制をとる。

第４編　地震災害応急対策計画

第１章　住民避難

第１節　応急避難

地震災害発生後の二次災害から住民の安全を確保するため、関係機関は相互に連携し、高齢者等避難開始、避難指示、災害発生情報、警戒区域の設定、避難誘導、並びに要配慮者、特に避難行動要支援者の避難完了確認等必要な措置を講じる。

担当	総務部、救護厚生部、消防団、関係機関

対策の体系	応急避難	第1　高齢者等避難【警戒レベル3】 第2　避難指示【警戒レベル4】 第3　緊急安全確保【警戒レベル5】 第4　警戒区域の設定 第5　避難 第6　指定避難所の開設、要配慮者の避難完了の確認等

■避難指示等の発令

災害対策基本法による場合

実施責任者	要件	措置	根拠規定	災害の種類
町長	災害が発生するおそれがあるときや、災害リスクのある区域の高齢者等が危険な場所から避難すべきとき	【警戒レベル３】 高齢者等避難の発令 ・要配慮者に対する、円滑かつ迅速な避難の確保が図られるための必要な情報の提供その他の必要な配慮	災害対策基本法第56条第２項	災害全般
町長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認められるとき	【警戒レベル４】 避難指示の発令 ・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示）	災害対策基本法第60条第１項、第２項	災害全般
町長	避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき	【警戒レベル５】 緊急安全確保の発令 ・高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部	災害対策基本法第60条第３項	災害全般

実施責任者	要件	措置	根拠規定	災害の種類
		から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）の指示		
知事	災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたとき	・上記、災害対策基本法第60 条第１項から第３項の規定により実施すべき措置の全部又は一部	災害対策基本法第 60 条第６項	災害全般
警察官	市町村長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき	・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・緊急安全確保措置の指示	災害対策基本法第 61 条第１項	災害全般

その他の法令による場合

実施責任者	要件	措置	根拠規定	災害の種類
警察官	人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等を危険がある場合で特に急を要するとき	・避難等の措置	警察官職務執行法第４条	災害全般
自衛隊	災害により、特に急を要する場合において、警察官がその場にいないとき	・避難等の措置	自衛隊法第 94 条	災害全般
知事又はその命を受けた職員	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	地すべり防止法第 25 条	地すべり
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	水防法第 29 条	洪水

第１　高齢者等避難【警戒レベル３】

事態の推移によっては当該地域等に避難の指示を実施することが予想される場合は、当該地域の住民に対し、避難の準備を周知する。

１ 高齢者等避難の指示

（１）高齢者等避難の指示は、本部長（町長）が関係機関と協議し、地区の住民の生命又は身体を地震災害から保護し、被害の拡大を防止するため、特に必要がある場合に発表する。
その際、避難行動要支援者の迅速な避難が必要となるため、避難行動要支援者名簿（台帳）等を活用して速やかに「高齢者等避難」を伝達する。

地震発生時における高齢者等避難発表のめやすは以下のとおりである。

ア　倒壊のおそれのある建物や延焼火災発生等で、気象予警報等に基づき、風向如何によっては危険が及ぶおそれがあり、事態の推移によっては当該地域等に避難指示を実施することが予想されるとき

イ　危険物取扱い施設の爆発など、二次災害の発生するおそれがあるとき

ウ　市街地火災が延焼拡大するおそれがあるとき

（2）救護厚生部は、「高齢者等避難」が発表された場合は、その対象地域内にある要配慮者の関連施設の管理者に対し、その旨を通報し、所定の計画に基づき入所者・利用者の安全避難の確保を図るよう指示する。

（3）各部は、「高齢者等避難」が発表された場合は、その対象地域内にあるそれぞれ所管する施設、各種サービス事業者、団体等の管理者等に対し、その旨を通報し、特に避難行動要支援者の迅速な避難が必要となるため、避難行動要支援者台帳等を活用して、速やかに、かつ安全な避難に配慮するよう要請する。

2 高齢者等避難の周知の実施要領

高齢者等避難を周知する場合の実施要領は、次のとおりである。

なお、周知漏れを防ぐため、高齢者等避難発表は、庁内放送、町ホームページ掲載を行うとともに、防災行政無線等により町内全自治会長に対し、その旨通報する。

■高齢者等避難の実施要領

区分	基準及び方法
条件	二次災害の発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難の指示等を実施する必要が予想される場合
伝達内容	発表者、危険予想地域、避難準備すべき理由、避難に際しての携帯品、避難方法
伝達方法	広報車による伝達、奈良県防災情報システム、ケーブルテレビ、防災行政無線等、その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送（NHK奈良放送局等報道機関に要請）を併用する。

第2　避難指示【警戒レベル4】

住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難指示を行う。

実施責任者は、指示を行った場合、その旨を速やかに関係機関に通報する。

なお、町長は、必要な場合には、気象台、河川管理者（県、国）等に対し、避難指示等に関する助言を求めることができる。

■応急対策の流れ

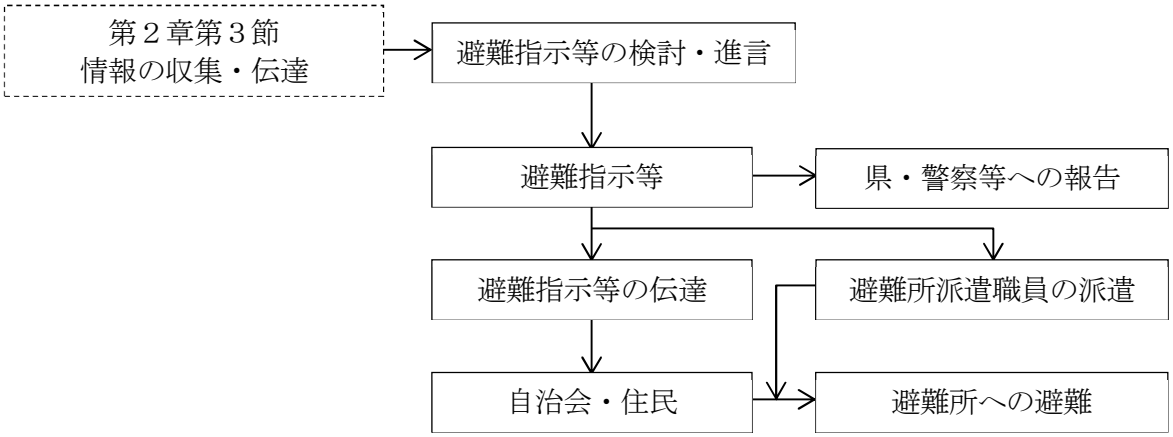

１ 避難指示の発令

（１）町長、知事若しくはその命を受けた職員

避難指示は、町長、知事若しくはその命を受けた職員又はその他の実施責任者が、当該地区の住民の生命又は身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため、特に必要がある場合に発令する。

本町域内において、地震発生時における指示のめやすは以下のとおりである。

ア　地震による建築物の倒壊の危険や、火災発生のため避難の必要が生じたとき。

イ　危険物取扱い施設の爆発など、二次災害の発生するおそれがあるとき。

ウ　市街地火災が延焼拡大するおそれがあるとき。

エ　地すべり、山崩れ、ため池の決壊等により危険が切迫しているとき。

オ　その他地域住民の生命、身体を災害から保護するため必要と認めるとき。

（２）救護厚生部

「避難指示」が発令された場合は、その対象地域内にある要配慮者利用施設の管理者に対し、その旨を通報し、入所者・利用者の安全避難の状況について確認し、未了の場合は、所定の計画に基づき緊急的な安全確保を図るよう指示する。

（３）各部

「避難指示」が発令された場合は、その対象地域内にあるそれぞれ所管する施設、各種サービス事業者、団体等の管理者等に対し、その旨を通報し、特に要配慮者の安全避難に配慮するよう要請する。

２ 避難指示の周知の実施要領

ア　避難指示等を発令したときは、当該実施者は、その内容を住民に対して直ちに伝達するものとする。伝達手段としては、防災行政無線の屋外スピーカーや個別受信機、広報車等による広報、インターネット、緊急速報メール、ファクシミリ、ＳＮＳ、Ｌアラート等可能な限り多様な伝達手段を活用し、確実に住民に対し情報伝達を行う。その際、受け手が情報の意味を直感的に理解できるよう、わかりやすい情報伝達を行うよう努める。

イ　避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

区分	基準及び方法
条件	・建築物等の倒壊等、災害の発生が予想されるとき。 ・火災が拡大するおそれがあるとき。 ・爆発等のおそれがあるとき。 ・地すべり、山崩れ、ため池の決壊等により危険が切迫しているとき。 ・その他地域住民の生命、身体を災害から保護するため必要と認めるとき。
伝達内容	避難対象地域、指示者、避難すべき理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項等
伝達方法	広報車による伝達、奈良県防災情報システム、ケーブルテレビ、防災行政無線等、その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送（NHK奈良放送局等報道機関に要請）、電話による口頭伝達、サイレン（水防第4号信号）を併用する。

3 避難指示の連絡・報告

（1）本部長（町長）が避難指示等を行った場合

本部長（町長）は、避難指示等を行った場合は、速やかに知事へ報告するとともに、町、県、警察本部及び自衛隊は、避難の指示等をしたときは、その内容を相互に連絡する。

解除する場合も同様とし、速やかにその旨を知事に報告する。

（2）本部長（町長）以外が避難指示等を行った場合

本部長（町長）以外が避難指示等を行った場合は、直ちに総務部に連絡し、本部長（町長）は上記に準じて知事への報告及び関係機関へ連絡する。

■避難指示の伝達系統

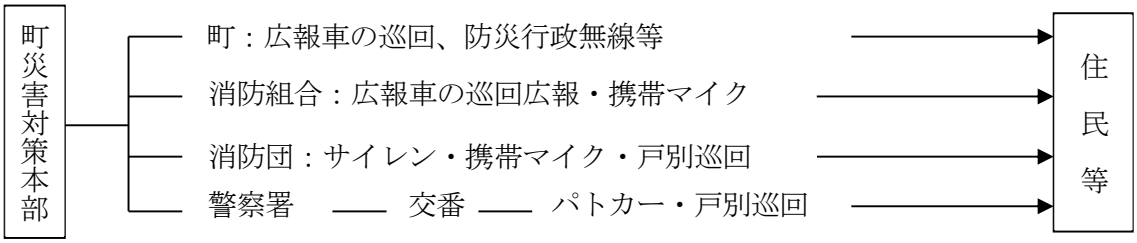

（3）報告事項

報告に際しては、可能な限り次の事項について報告する。

ア　避難指示、緊急安全確保の種類
イ　発令時刻
ウ　対象地域
エ　対象世帯数及び人員

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

4 避難路の確保

防災施設部は、県、県警察（吉野警察署）、道路管理者との連携のもと、住民の安全のために避難路の確保に努める。

第３　緊急安全確保【警戒レベル５】

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示する。

区分	基準及び方法
条件	・状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき。 ・災害が発生した現場に残留者がいる場合。
伝達内容	避難指示と同じ。

第４　警戒区域の設定

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

ただし、警戒区域は、住民の生活に大きな負担を強いるばかりでなく、警戒区域内に道路が通っている場合などは、関係機関や周辺住民にも多大な影響を与える。そのため、設定する範囲や、一時立入、一時帰宅を許可する基準策定等には慎重を期する必要がある。そこで、町長が警戒区域を設定するにあたっては、国（近畿地方整備局、気象台等）、県、奈良県広域消防組合下市分署、橿原警察署、住民、専門家等の意見を聞くための協議会を設置するなどして、これら関係機関の意見を十分に聞くように努める。

警戒区域の設定にはロープを張る等、警戒区域の表示を行い、避難等に支障のないように処置する。また、警察の協力を得て、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

■応急対策の流れ

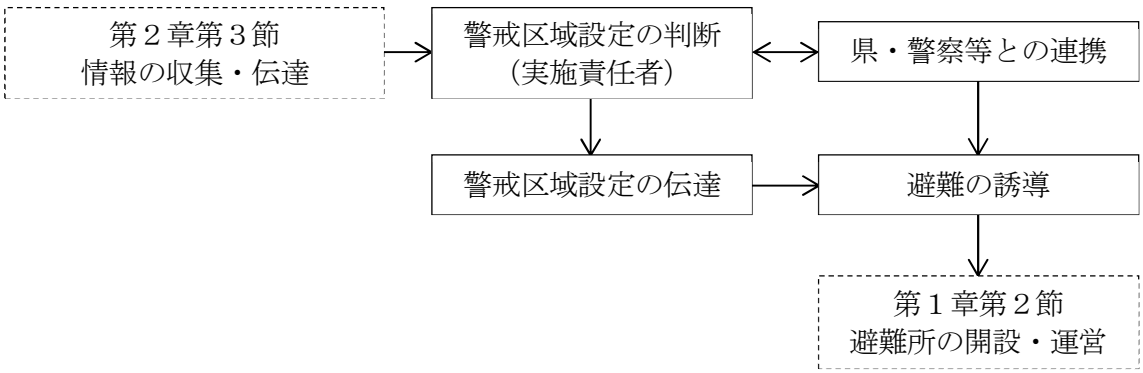

１ 設定権者

警戒区域の設定権者は、次のとおりとする。

■警戒区域の設定権者

設定権者	要件	措置	根拠規定	災害の種類
町長 又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法 第 63 条	災害全般
知事	災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき		災害対策基本法 第 73 条	災害全般
警察官	町長若しくは町長の委任を受けた町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法 第 63 条	災害全般
	消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法 第 28 条、 第 36 条	水害を除く災害全般
	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法 第 21 条	水害
自衛官	町長若しくは町長の委任を受けた町の職員及び警察官が現場にいないとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法 第 63 条	災害全般
消防職員又は消防団員	円滑な消火活動等の確保のため	消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法 第 28 条、 第 36 条	水害を除く災害全般
水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者	円滑な水防活動等の確保のため	水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法 第 21 条	水害

2 規制の実施

警戒区域の設定のために必要な措置は、以下のとおりとするが、総務部が町における取りまとめにあたる。

（1）本部長（町長）は、警戒区域の設定については、警察署長等関係者との連絡調整を行う。

（2）本部長（町長）は、警戒区域を設定した場合、警察署長に協力を要請して警戒区域から住民の退去又は立入り禁止の措置をとる。

（3）本部長（町長）は、県警察（吉野警察署）、消防団、自治会、自主防災組織等の協力を得て、住民の退去を確認するとともに、防犯、防火の警戒を行う。

3 警戒区域の設定

（1）設定

警戒区域は、住民の生活に大きな負担を強いるばかりでなく、警戒区域内に道路が通っている場合などは、関係機関や周辺住民にも多大な影響を与える。そのため、設定する範囲や、一時立入、一時帰宅を許可する基準策定等には慎重を期する必要がある。そこで、町長が警戒区域の設定するにあたっては、国（近畿地方整備局、気象台等）、県、消防、警察、住民、専門家等の意見を聞くための協議会を設置するなどして、これら関係機関の意見を十分に聞くように努める。

警戒区域の設定は、必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示することで行う。

また、町と警察が連携して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

（2）周知

避難指示等と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、警戒区域内に住民が立ち入らないようにする。

（3）警戒区域への一時帰宅、一時立入

警戒区域を設定した場合においても、行政機関や、復旧工事等に携わる事業者等やむを得ず立ち入らなければならない者には町長が許可証等を発行し、一時立入を認めることができる。また、住民には、警察、消防、町職員等の監視のもと、日時を設定して一時帰宅を認めることができる。

一時立入、一時帰宅を許可するにあたっては、危険が切迫している度合や天候等を勘案し、先述の協議会等の場で慎重に検討する必要がある。その基準は、住民に対して分かりやすいものとすることや、生活面での影響、経済的な影響、観光面での影響等に十分配慮することが望ましいが、「災害による死者をなくす・人命を守る」ことを念頭に置いて、安全面を第一に考えて基準を策定する。

（4）警戒区域の縮小・解除

警戒区域を解除する場合は、専門家の意見も十分に考慮し、協議会等の場において慎重に検討したうえで決定する。

警戒区域を解除した後の監視体制や、避難指示等の継続についても協議会の場で検討することが望ましい。

第5 避難

地震発生後の二次災害から住民の安全を確保するため、関係機関相互に連携のもと、要配慮者、特に避難行動要支援者に配慮しつつ、避難誘導等必要な措置を講じる。

1 避難にあたっての留意点

避難にあたっては、あらかじめ次の事項の周知徹底を図る。

（1）避難にあたっては、必ず火気・危険物等の始末を完全に行うこと。
（2）事業所は、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講じること。
（3）避難者は、２食程度の食料、飲料水、手ぬぐい、着替え用の肌着等必要な身の回り品のほか、必要に応じ防寒雨具、懐中電灯、携帯ラジオ、常備薬等を携行する。
（4）避難者は、できれば氏名票（氏名、住所、本籍、年齢、血液型を記入したもので水に濡れてもよいもの）を肌に携行すること。
（5）服装は軽装とするが、素足、無帽は避け、できれば頭をヘルメット等で保護すること。
（6）貴重品以外の荷物は持ち出さないこと。

（7）上記のうちから、必要なものを非常持ち出し品（マスク等を含む。）として平時から準備をしておくこと。
（8）自主的避難の呼びかけや、避難の指示が発せられたときは、直ちに避難できるよう準備を整えておくこと。
（9）消防職員、消防団員、警察官、町職員などによる避難誘導のある場合は、その指示に従うこと。

2 指定緊急避難場所への避難

（1）町長（本部長）は、震災後、火災等の二次災害の発生又は発生するおそれがあり、避難指示等を行った場合、被災状況に応じて、安全な指定緊急避難場所を選定し、町民に周知する。
（2）選定された指定緊急避難場所の施設管理者は、速やかに開設する。
ただし、施設管理者が開設困難な場合は、所管する職員が開設する。
（3）自主避難あるいは避難指示等の発令に応じて避難行動を開始した町民は、選定された指定緊急避難場所へ避難を行う。
（4）救護厚生部は、選定した指定緊急避難場所について、避難収容状況の取りまとめを行う。
（5）指定避難所が開設されている場合は、当該指定緊急避難場所の本来の用途に戻すため、安全を確認しながら避難者を指定避難所に移動する。

3 避難誘導

町長が避難指示を行った場合は、住民の避難誘導を実施する。

（1）避難所への住民の避難誘導

消防団は、県警察（吉野警察署）の協力を得るとともに、自主防災組織、自治会、日赤奉仕団等の住民組織等と連携して、避難所への住民の避難誘導を実施する。

特に、高齢者や障害者等の避難行動要支援者の避難にあたっては、避難行動要支援者名簿等に基づき、自主防災組織を中心に地域団体と連携しながら、速やかに在宅の要配慮者の安否確認を行うとともに、救護厚生部で把握している要配慮者の情報と避難者名簿の確認を行い、安否確認や被災状況を把握する。

また、被災により援護の必要な要配慮者の迅速な発見、保護に努める。

（2）学校、病院等公共施設における誘導

学校、病院、社会福祉施設等の公共施設においては、原則として施設の管理責任者及び防火管理者が、避難誘導を実施する。

（3）事業所及び大規模店舗等における誘導

原則として、事業所等の管理責任者及び防火管理者が実施する。

（4）交通機関等における誘導

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関の防災計画及び避難計画に基づき実施する。

4 避難誘導の方法

避難誘導にあたっては、できるだけ集団避難を実施するとともに、避難行動要支援者の確認と誘導を実施する。

（1）避難の順序は、緊急避難の必要性の高い地域から行うものとし、避難行動要支援者及びこれらに必要な介助者を優先して行う。なお、避難行動要支援者に対しては、その状態や特性に応じた多様な情報伝達手段を利用し、避難誘導を行うとともに、避難確認を行う。
（2）避難の経路については、あらかじめ選定した経路の安全を確認し、危険箇所には表示、なわ張り等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。
（3）特に、火災等の発生や、家屋・石垣・歩道橋の倒壊などによる道路遮断もあるため、避難の誘導には注意を払い安全かつ迅速に行う。

（4）夜間においては、照明器具を携行した誘導員を配置するとともに、できるだけ、投光機、照明器具を使用し、避難方向を照射する。
（5）避難のための輸送は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者が自力で立退き不可能な場合や避難先が遠い場合等は、必要に応じ車両、船艇等によって実施する。
（6）火災等で最初の避難所が危険と判断された場合は、救護厚生部の指示に基づき、近くの他の避難所へ移動する。

5 学校、社会福祉施設等における避難対策

学校、保育所、社会福祉施設、病院等集団避難を必要とする施設にあっては、日頃から町、奈良県広域消防組合、警察署等関係機関と協議のうえ、下記事項について避難計画を定め、避難訓練を実施するとともに、災害時に安全な避難ができるよう関係機関と連絡を密にする。

ア 避難実施責任者
イ 避難の時期（事前避難の実施等）
ウ 避難の順位
エ 避難誘導責任者・補助者
オ 避難誘導の要領・措置
カ 避難者の確認方法
キ 家族等への引渡し方法
ク 登下校時の安全確保（緊急通学路の指定）
ケ 通学路周辺の危険箇所の把握（ブロック塀等の危険性）

■避難のパターン(案)

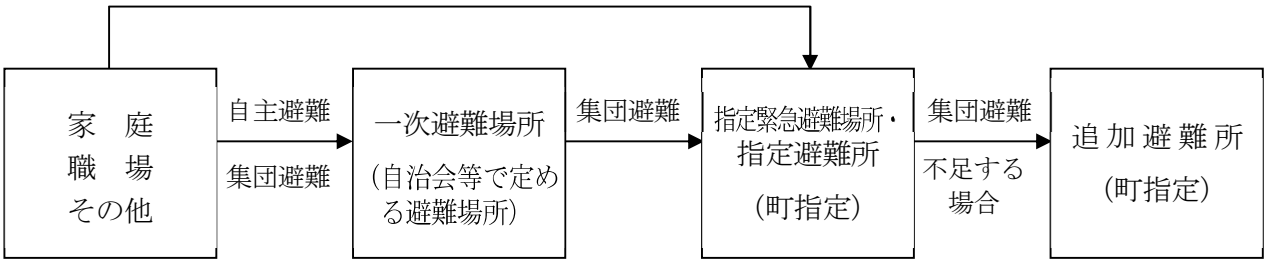

6 広域避難

（1）本部長は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
（2）本部長は、県に対し、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難についての助言を求めることができる。
（3）なお、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第６　指定避難所の開設、要配慮者の避難完了の確認等

１ 指定避難所の開設及び避難収容状況の取りまとめ

（１）町長は、災害が発生又は発生するおそれがある場合に、住民の安全を確保するため高齢者等避難開始、及び避難指示を行った場合、又は避難を求める住民（自主避難）がいる場合は、その状況に応じて安全な避難路及び指定避難所を選定し、住民にその旨周知する。

（２）選定された指定避難所の施設管理者は、速やかに避難所を開設する。
ただし、施設管理者が開設困難な場合は所管する職員が開設する。

（３）救護厚生部は、選定した指定避難所について、避難収容状況の取りまとめを行う。

２ 要配慮者の避難完了確認

救護厚生部は、要配慮者の避難完了確認について、「高齢者等避難」「避難の指示」の段階ごとに、以下のとおり各部、各施設管理者、自治会、自主防災組織、団体・事業所、並びに消防団・消防署の協力を得て行う。

（１）在宅の避難行動要支援者の避難については、原則として「高齢者等避難開始」発表段階において、完了させる。

（２）要配慮者の関連施設の入所者･利用者については、各施設管理者が救護厚生部に対し、「高齢者等避難開始」「避難指示」の段階ごとに避難完了を速やかに報告する。
その場合、安否・所在の確認された施設利用者の氏名をあわせて報告する。

（３）「避難指示」が発令された場合、「高齢者等避難開始」発表段階において、避難完了が確認されない在宅の避難行動要支援者の避難については、「奈良県災害時要援護者支援ガイドライン」に基づき、最寄の避難所等へ緊急避難するよう措置する。

（４）保健衛生部は、避難行動要支援者名簿に基づき、救護厚生部で把握している要配慮者の情報と避難所で作成する避難者名簿と照合し、避難完了を確認する。

３ 避難の解除

総務部は、災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難指示の伝達と同様に、速やかに避難の解除を指示し、その旨を公示する。

第２節　指定避難所の開設・運営

本部長（町長）は、地震災害による家屋の損壊、滅失、浸水等によって避難を必要とする住民を臨時に収容する指定避難所を開設する。

担当	総務部、救護厚生部、宿泊施設部、関係機関

対策の体系	指定避難所の開設･運営	第1　指定避難所の開設 第2　指定避難所の管理･運営 第3　指定避難所の閉鎖及び縮小 第4　指定避難所における動物の適正な飼養 第5　在宅被災者等への支援 第6　車中泊者への対応 第7　広域一時滞在

■応急対策の流れ

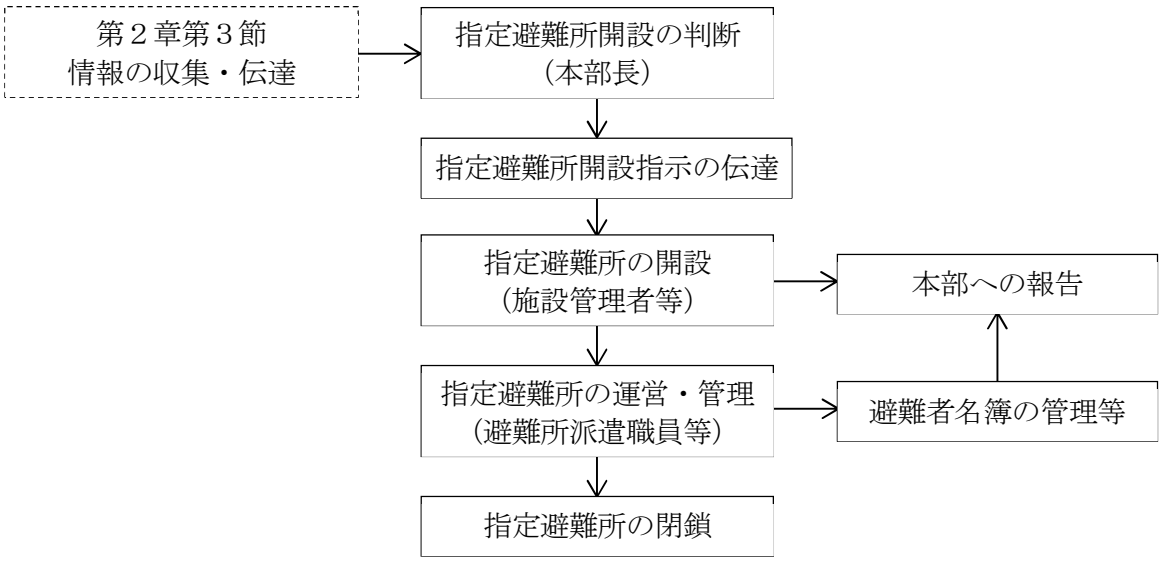

第１　指定避難所の開設

指定避難所の開設は、本部長（町長）の指示に基づき、救護厚生部及び宿泊施設部が行う。

１ 指定避難所の開設基準

町は、災害時に必要に応じ指定避難所を開設し、住民等に周知徹底を図る。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。その際、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

なお、事前に選定した指定避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合は、ホテルや旅館等の活用も含め、指定避難所以外の施設でも、安全性を確認した上で、施設管理者の同意を得て開設する。

それでも不足するときは、テント等を使用した屋外避難所の設置、県への要請などにより必要な施設の確保を図る。

また、被災者が自発的に避難している施設等も避難所として位置づける。

追加開設をした避難所についても、良好な生活環境を確保するよう努める。

指定避難所が設置されたことを地域住民に周知、広報する。また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

2　避難収容の対象者

（1）住居が被害を受け、居住の場を失った者
（2）高齢者等避難発表、避難情報の発令等により緊急避難の必要がある者
（3）その他、町長が必要と認める者

3　指定避難所の開設方法

施設管理者は、震度５弱以上の地震が発生した場合は、速やかに施設を点検し、安全が確認された場合は、その旨救護厚生部に報告する。

その後、開設基準に基づき、各指定避難所を開設する。

ただし、施設管理者が開設困難な場合は、所管する職員を派遣し開設する。

なお、勤務時間外については、総務部長から連絡を受けた救護厚生部長の指示・伝達により、所定の避難所派遣職員が指定避難所に参集し、施設の管理者又は担当者等と協力して指定避難所を開設する。

また、町内の指定避難所に被災者を収容できないときは、県又は県内他市町村に対し被災者の移送及び収容について要請する。

町長は、他地域への移送を要請したときは、職員の中から移送にあたる引率者を添乗させる。

感染症対策には万全を期す。
（厚生労働省リーフレット→）

4　要配慮者等の移動

救護厚生部は、避難所での滞在が困難な要配慮者や、滞在中に介護等が必要となった避難者については、必要に応じて福祉施設、福祉避難所等への移動を行う。

5　県への報告

総務部は、救護厚生部及び宿泊施設部の報告を受けて、直ちに避難所開設の状況を知事に報告する。報告内容は、次のとおりとする。

ア　避難所開設の日時、場所
イ　避難所名、避難世帯数、避難者数
ウ　当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ＩＤ

第２　指定避難所の管理・運営

救護厚生部及び宿泊施設部は、町避難所運営マニュアル等に基づき、施設管理者の協力を得て指定避難所の運営・管理を行うが、自主防災組織等を中心とした指定避難所内の住民組織の自主的な活動によって、円滑に指定避難所の運営が行われるよう支援する。

１ 管理責任者

指定避難所の管理責任者は、当該施設の管理者又は指名された者とする。

２ 指定避難所の運営

（１）運営主体

指定避難所の運営は、初期段階では避難所派遣職員が中心となり、教職員等の協力を得ながら行う。

避難所生活が長期にわたると予想される場合は、自治会等を中心とした住民組織が自主的な活動で運営する。避難者主体の自治組織を設置するにあたっては、女性や性的マイノリティをはじめとする多様な視点を幅広く取り入れるよう努める。また家庭動物と同行避難した被災者を適切に受け入れるとともにその避難・受入状況等の把握に努める。

なお、人手不足や長期化等により、町職員や避難者による運営が難しい場合は、県防災統括室に連絡を行う。

避難所運営にあたり留意する事項としては、次に示すとおりである。

ア　避難者による自主的な運営
イ　避難所の運営における女性の参画
ウ　男女ニーズの違い等、男女双方の視点に立った配慮
エ　要配慮者等で配慮を必要とする者のニーズ
オ　性別によらない役割分担

（２）避難所運営委員会の編成

避難所管理責任者は、被災住民を早期に収容するため、指定避難所ごとに自治会、自主防災組織、町職員、施設管理者が参加して運営委員会（仮称）を設置して、対応するよう努める。

この場合、学校などの指定避難所については、運営委員会に教職員の参加協力を求める。

なお、避難所運営委員会の編成にあたっては、男女共同参画や子ども・若者の居場所の確保の視点を取り入れた体制とするよう助言する。

■避難所運営委員会の編成(例)

下市町災害対策本部 － ○○避難所運営委員会
会長:自治会長 委員:施設管理者、自主防災組織代表、教職員、町職員

■避難所運営委員会の班編成(例)

運営委員会	管理情報班	避難誘導、避難所の開設、情報収集・伝達、備蓄倉庫の管理、安否確認、トイレ設置等環境の維持管理等
	救護班	応急手当、医療機関との連絡、重傷者の連絡、搬送補助、保健対策等
	食料物資班	貯水状況の確認・管理、配布、備蓄食料の配布、救援物資の収受・保管・配布等

３ ボランティアの役割

ボランティアは、管理責任者及び避難者の代表と協議しながら、避難所運営を補助する。

４ 指定避難所の管理

（１）避難者の把握

管理責任者は、避難者名簿を作成し、避難者の実態を把握する。これを基に、避難者収容記録簿を作成する。また、指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報についても把握に努める。

（２）食料、生活必需品等の請求、受取、配布

管理責任者は、避難所全体で集約された、食料、生活必需品、その他物資の必要数について救護厚生部に報告し、調達を要請する。また、到着した食料や物資を受け取った場合は、住民組織、ボランティア等の協力を得て配布する。

配布の際は、特に介護用品や女性用製品等においては女性担当者から手渡す等の配慮を行う。

（３）情報の提供

避難者の不安感の解消と避難所内の秩序の維持のため、口頭、チラシ、ポスター、館内放送等により応急対策の実施状況･予定等の情報の提供を行うとともに､避難者心得等を掲示するなど、共同生活の場としての避難所の円滑な運営に協力を求める。

（４）生活環境への配慮

管理責任者は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。

そのため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに供与の状況､簡易トイレ、トイレカー､トイレトレーラー等による快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等を把握し、必要であれば対策を講じる。

また、避難の長期化等、必要に応じてプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無・利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態を把握に努め、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じる。

また､必要に応じ､被災者支援等の観点から 避難場所における家庭動物のためのスペースを確保するとともに､獣医師会や動物取扱い業者等から必要な支援が受けられるよう､連携に努める。

（５）要配慮者等への配慮

避難所の生活においては、要配慮者の介護及び性別や子どもに配慮したスペース（更衣室、洋式トイレ、洗濯干し場、授乳室、交流（遊び）スペース等)、食物アレルギーのある者に配慮した食料や生活用品を確保するとともに、女性向け物資の配布は女性が担当するなどの配慮を行う。

また、避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態及び医師や看護師による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講ずるよう努めるとともに、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみの処理状況など、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講ずる。

このほか、以下の事項に配慮する。

ア　管理責任者は、避難所を開設した場合、住民組織や一般ボランティア等の協力を得て、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。

イ　管理責任者は、調査の結果に基づき、これらの者が必要とする食料、生活必需品等の調達について救護厚生部に要請するほか、避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供するなどの配慮を行う。

ウ　スロープが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設スロープを設置する。

エ　福祉仕様のトイレが設置されていない施設の管理責任者は､必要に応じて仮設トイレの設置･

増設などの対応策について救護厚生部と協議する。

オ　必要に応じて高齢者や障害者等の福祉施設や病院等への入所、被災地域外への避難等が行えるよう救護厚生部と協議する。

カ　女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、トイレ・浴室等の配置の工夫、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、照明の増設、性暴力・ＤＶについての注意喚起のポスター掲載等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。

キ　被災者に対する心身の影響を鑑み、安全・安心な居場所の確保に努める。特に、子どもは不安定になりやすいため、キッズスペースの設置などを検討する。

ク　視覚障害者、聴覚障害者及び外国人への情報伝達方法について配慮する。

ケ　避難所生活に必要な福祉機器の確保に努める。

（6）保健・医療の確保

ア　医療関係機関の協力を得て、指定一般避難所に医療救護所を設置するよう努める。

イ　避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態及び医師や看護師による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講ずるよう努める。

（7）衛生環境の確保

ア　入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみの処理状況など、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講ずる。

イ　仮設トイレの速やかな設置に努める。

ウ　食中毒や感染症が流行しないように防疫に注意する。

エ　保健師等による健康相談を実施し、避難者の健康管理を行い、感染症の予防や生活不活発病等の予防に努める。

（8）家庭動物と同行避難した被災者について

家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入れ状況を含む避難状況等の把握に努める。また、ペットに関する避難所でのルールづくりに努める。

5 各段階における主な取組事項

各ステージにおける主な取組事項は以下のとおりである。

（1）初動期

初動期とは、災害発生直後の混乱の中で避難所を開設・運営するために必要な業務を行う期間である。この期間における主な取組は以下のとおりである。

① 避難所建物の設備の点検

電気や水道などのライフラインや、トイレ等の避難所生活に必要な設備の使用可否を点検する。

② 広報

避難所が設置されたことを地域住民に周知、広報する。

③ 避難者の受入れ、名簿作成

避難者名簿を作成し、避難者数、必要とする物資・数量等の把握に努める。名簿は車中泊や在宅の被災者などにもできるだけ登録してもらう。

④ 感染症対策

町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

また、町及び県は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、

避難所運営に必要な情報を共有する。

（2）展開期

展開期とは、災害発生後２日目から約３週間程度までをいい、避難所の規則に従った日常生活を確立する期間である。この時期における主な取組は以下のとおりである。

① 自主的な管理運営体制の確立

自主防災組織等地域の自治組織の協力を得て避難所運営委員会等を設置し、避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるようにする。なお、避難者主体の自治組織を設置するにあたっては、女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努めるとともに、多様な年齢層の意見を反映できるようにする。

② 食料、物資に関すること

迅速かつ公平な提供を心がける。

③ 要配慮者に関すること

(ｱ)避難所内の要配慮者の把握に努め、要配慮者の個別避難計画（避難支援プラン）を用いて要配慮者の避難所生活の支援を行う。また、必要に応じて、避難所内に要配慮者等配慮を必要とする人専用の避難部屋を設置したり、福祉避難所等より適切な施設へ転所させたりするように努める。

(ｲ)視覚障害者、聴覚障害者及び外国人への情報伝達方法について配慮する。

④ 衛生に関する事

(ｱ)仮設トイレの速やかな設置に努める。

(ｲ)食中毒や感染症が流行しないように防疫に注意する。

(ｳ)保健師による健康相談を実施し、避難者の健康管理を行い、感染症の予防や生活不活発病等の予防に努める。

(ｴ)ペットに関する避難所でのルールづくりに努める。

⑤ その他

(ｱ)医療関係機関の協力を得て、避難所に医療救護所を設置するよう努める。

(ｲ)女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、男女別のトイレ・更衣室・入浴施設・洗濯干し場や授乳室は、昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するとともに、性的マイノリティが利用しやすいように多目的トイレの設置や個人ごとに入浴できる時間帯の設定などを配慮する。

また、生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、照明の増設、性暴力・ＤＶについての注意喚起のポスター掲載等による指定避難所における安全性の確保等、女性及び性的マイノリティや子育て家庭のニーズ等に配慮した指定避難所の運営管理に努める。

(ｳ)暑さ・寒さ対策に努める。

(ｴ)被災者に対する心身の影響を鑑み、安全・安心な居場所の確保に努める。特に、子どもは不安定になりやすいため、キッズスペースや学習スペースの設置などに努める。

（3）安定期

安定期とは、地震発生後３週間目程度以降をいい、避難の長期化に伴って被災者の心身の抵抗力が低下したり、被災者のニーズが多様化し、より高度化したりするときである。時間とともに変化する避難者の要望について、過去の事例も含めて知識を持ち、早めに適切な対応ができるようにする必要がある。この期間における取組は以下のとおりである。

① 食料・物資に関すること

避難所で不足している食料・物資や、特別なニーズがある物資を確保する。

② 要配慮者に関すること

必要に応じてホテルや旅館等民間の施設や、福祉避難所のようなより適切な施設へ転所できるように努める。

③ 衛生に関すること

(ｱ)食中毒や風邪などの感染症が流行しないように注意する。

(ｲ)保健師による、生活環境の変化による被災者の心身の機能の低下の予防や、心の健康に関する相談を実施する。

（4）撤収期

撤収期とは、地域の本来の生活が再開可能になるため、避難所生活の必要性がなくなる時期であり、避難所の解消を目指し、避難所施設の本来機能の再開に向けての必要な業務を行う期間である。 避難所の段階的集約を行い避難所の縮小を図る。自宅に戻れない避難者には、応急仮設住宅等の斡旋の支援を行い、早期の避難所解消を図る。

第３ 指定避難所の閉鎖及び縮小

施設の本来機能を回復するため、災害地の状況が落ち着き避難者が帰宅できる状態になった場合は、指定避難所を閉鎖する。

なお、家屋の倒壊等によって、帰宅が困難な避難者がいる場合は、指定避難所の規模を縮小し存続させるなど必要な措置を講じる。

（1）救護厚生部は、本部長から閉鎖及び縮小の指示があった場合は、その旨を避難者等に周知する。

（2）管理責任者は、指定避難所を閉鎖した場合、その旨を救護厚生部を通じて総務部に報告するとともに、施設管理者にも報告する。

（3）指定避難所を閉鎖した場合、総務部はその都度知事に報告する。

（4）町は、県や事業者と連携して、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や民間賃貸住宅の斡旋、被災住宅の応急修繕を行うなど、指定避難所の早期解消に努める。

第４ 指定避難所における動物の適正な飼養

飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼養の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、以下のとおり動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

（1）各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、県との連絡調整を行う。

（2）飼養困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し、その他動物に関する相談の受付、避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。

（3）他市町村との連絡調整及び応援要請を行う。

第５ 在宅被災者等への支援

（1）在宅被災者への支援と管理

町は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者（食事のみ受取りに来る被災者を含む。）等に対しても、避難所において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。

そのために、町は在宅被災者等の避難者名簿への登録など、在宅被災者等の早期把握に努める。

（2）在宅避難者等支援拠点による支援と管理

町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

第６　車中泊者への対応

町は、避難所ではなく車中泊により避難している被災者等に対しても、必要な情報や保健医療サービスの提供、福祉サービスの提供を行い、次に掲げる事項について配慮する。

（１）避難所周辺で車中泊をしている避難者に対する健康管理対策（エコノミークラス症候群防止のための体操の奨励、弾性ストッキングの配付など）

（２）車中泊者に対する食事配給時間などの情報提供及び配給食料数の把握等（車中泊者等の避難者名簿への登録）

（３）車中泊が長期にならないための屋内避難所への入所等の勧奨

第７　広域一時滞在

（１）広域一時滞在の協議

本部長（町長）は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等を鑑み、町の区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、町の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を町に代わって行うものとする。

（２）情報の共有

町は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行う。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供する。

第３節　帰宅困難者対策

大規模地震等により、鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、帰宅困難者の発生することから、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに、帰宅困難者への速やかな情報提供や状況が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

担当	総務部、救護厚生部、関係機関

対策の体系	帰宅困難者対策	第1　発災直後の対応 第2　帰宅困難者への情報提供 第3　応急食料・飲料水・生活必需品の供給 第4　一時滞在施設の開設

第１　発災直後の対応

（１）一斉帰宅抑制の呼びかけ

総務部は、帰宅行動を抑制するため、町民、企業等に対してむやみに移動を開始しないことの呼びかけを行う。

（２）事業所等における対応

事業者等は、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、施設の安全を確認した上で、従業員等を施設内又は安全な場所に待機させる。

なお、企業等は、出勤時間帯に発災した場合は自宅待機等を指示し、帰宅時間帯に発災した場合には事業所での待機を指示するなど、発災時間帯に応じて、従業員等が身の安全を確保できるよう指示を行う。

（３）集客施設や駅等における対応

集客施設や公共交通機関等の事業者は、施設の安全を確認後、利用者を施設内の安全な場所で保護する。

施設の安全が確認できない場合は、避難場所等の案内等を行う。

第２　帰宅困難者への情報提供

総務部は、帰宅困難者に対し、災害に関する情報、地域の被害情報、交通状況に関する情報等について、交通事業者と協力して駅前に情報を掲示するほか、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等と協力してトイレ利用や情報の提供を行う等、帰宅支援となる情報を提供する。

また、言葉に不自由な外国人に対しては、ボランティアや地域住民等の協力を得て、チラシ等を利用して、必要な情報を提供する。

第３　応急食料・飲料水・生活必需品の供給

救護厚生部は、帰宅困難者の状況を把握し、必要に応じて、応急食料、飲料水、毛布等を提供する。

第４　一時滞在施設の開設

救護厚生部は、あらかじめ選定した指定避難所等について、施設の安全を確認した上で、一時滞在施設として開設する。

第４節　要配慮者の支援

救護厚生部は、社会福祉協議会や福祉施設事業者等と連携して、被災した要配慮者について、被災状況やニーズの迅速な把握に努めるとともに、継続した支援活動に努める。

担当	救護厚生部、関係機関

対策の体系	要配慮者の支援	第1　安否確認･被災状況等の把握 第2　被災した要配慮者への支援活動

■応急対策の流れ

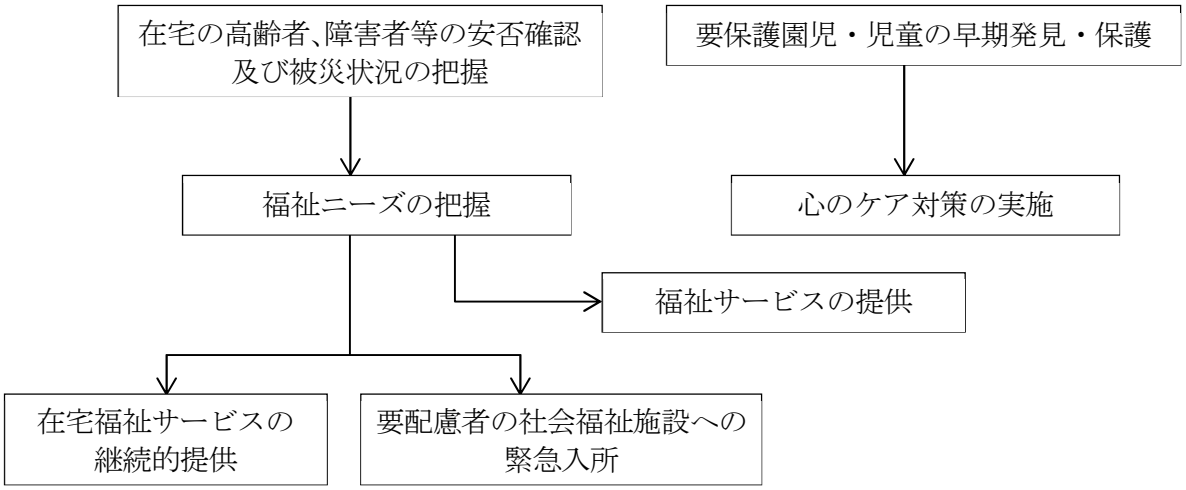

第１　安否確認・被災状況等の把握

救護厚生部は、要配慮者の安否確認及び被災状況、福祉ニーズの把握に努める。

１ 安否確認･被災状況の把握

（１）奈良県災害時要援護者支援ガイドライン等に基づき、民生児童委員、自治会、地域住民、社会福祉協議会、団体・事業所、消防団等の協力を得て、速やかに在宅の要配慮者等の安否確認、情報伝達を行うとともに、被災状況の把握に努める。
　また、保護者を失う等の要保護園児・児童の早期発見、保護に努める。

（２）社会福祉協議会と連携し、社会福祉施設の施設設備、入所者及び職員、その他福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

２ 情報伝達､避難誘導等

避難行動要支援者名簿や個別避難計画等に基づき避難支援者等の協力を求め、所在確認、情報伝達及び避難誘導の支援を行う。避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

また、特に要配慮者に対しては、その状態や特性に応じた多様な情報伝達手段を利用し、避難誘導を行うとともに、避難確認を行う。

さらに、聴覚障害者に対しては、県聴覚障害者支援センター、県庁に設置している手話通訳用タブレットを活用し、災害時の情報提供や避難誘導等ができるよう遠隔手話通訳サービスの提供に努

める。

特に、外国人向けには、多言語や「やさしい日本語」によるホームページ、ＳＮＳ等の様々な情報伝達手段を活用した情報提供を行う。外国人観光客等については、観光施設や集客施設等の関係機関と連携し、安全確認や救助、避難誘導等を行う。

３ 福祉ニーズの把握･福祉サービスの提供

被災した要配慮者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

なお、災害救助法が適用された場合は、福祉サービスの提供をその基準内で実施する。

第２ 被災した要配慮者への支援活動

救護厚生部は、被災した要配慮者に対し、在宅福祉サービスの継続的提供、情報提供等の支援活動に努める。

その際、男女のニーズの違いなど、多様な視点に十分配慮するよう努める。

１ 避難所到着後の対応

町は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難所を確保するとともに、健康状態等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。また、避難所における要配慮者用相談窓口の設置や要配慮者支援への理解促進に留意するものとする。併せて、個々の事情により、その地域において在宅にて避難生活を送っている者も支援の対象とする。

町は、災害に関する情報や食料・トイレ等避難生活に関する基本的な情報について、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板等の掲示を行う。

２ 在宅福祉サービスの継続的提供

（１）社会福祉協議会と連携して、被災した要配慮者に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。
その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、要配慮者本人の意思を尊重して対応する。

（２）被災した園児・児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）等に対応するため、心のケア対策に努める。

３ 福祉避難所の開設､要配慮者の施設への緊急入所等

町は、必要に応じて要配慮者等一般的な避難所では生活に支障をきたす方を対象に、特別な配慮がなされた福祉避難所を開設する。

ただし、緊急入所等在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行う。

町内にある社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう、支援を行う。

４ 医療等の体制

町は県と連携し、保健師・看護師その他必要な職種からなるチームを編成し、避難所・仮設住宅等への巡回健康・福祉相談体制の確保や、メンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。

5 食料及び生活必需品の供給

（1）乳幼児や高齢者等で、そしゃく・えん下が不自由なため特別食を必要とする者には、固形食から流動食等への代替食料の確保に努めるほか、乳児のミルクやおむつ（大人用・男女別を含む）、高齢者等の誤嚥性肺炎の予防のため、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品を流通備蓄等により供給するように努める。
（2）代替食料の確保が難しいときは、加水・加熱処理に必要な器具及び原材料の確保に努める。
（3）県から配送された生活必需品を各避難所に配布する際には、要配慮者に優先的に配布するなどの配慮を行う。
（4）生活必需品の配置に際し、要配慮者の利用を十分考慮する。

6 情報提供

救護厚生部は、関係団体やボランティア等の協力を得て、要配慮者に対する居宅及び避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。また、指定避難所における要配慮者用相談窓口の設置や要配慮者支援への理解促進に留意する。

聴覚障害者に対しては、手話通訳用タブレットを活用するなど、災害時の情報提供や避難誘導等ができるよう遠隔手話通訳サービスの提供に努める。

また、地域住民を中心としたきめ細かな援護体制を確立し、町が開設する災害相談窓口と密接に連携して、福祉全般の相談を受け付ける。

7 広域支援体制の確立

救護厚生部は、総務部を通じて、避難行動要支援者に対する被災状況等の情報を県に連絡する。

県は、必要に応じて、国や近隣府県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、町に介護職員等の福祉関係職員の派遣や要配慮者の他の地域の社会福祉施設への入所が迅速に行えるよう、広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。

8 奈良県災害派遣福祉チームの派遣要請

救護厚生部は、県と連携し、保健師・看護師その他必要な職種からなるチームを編成し、指定避難所・仮設住宅等への巡回健康・福祉相談体制の確保や、メンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。

また、必要に応じて、救護厚生部は、総務部を通じて、奈良県災害派遣福祉チーム設置運営要綱に基づき、県に対して、奈良県災害派遣福祉チーム（奈良ＤＷＡＴ）の派遣要請を行い、要配慮者に対し適切な福祉支援を行うことにより二次被害防止を図る。

9 その他の支援活動

救護厚生部は、災害時に、地理に不案内な外国人や観光客、交通機関等が途絶したため町域に滞留を余儀なくされた帰宅困難者に対し、情報や応急物資の提供を行うとともに迅速に安否確認を行う。

（1）情報提供

帰宅困難者に対して、交通事業者と協力して、駅前に被害や交通の状況を掲示するなど、帰宅支援情報を提供する。

また、言葉に不自由な外国人に対しては、ボランティアや地域住民等の協力を得て、チラシやラジオ等を利用して、必要な情報を提供する。

（2）観光客の安否確認及び避難誘導

ア　警察・消防と情報を交換し、ボランティア団体、マスコミ、宿泊施設の責任者、観光地の従業員等と協力して、観光客の安否を把握する。

イ　駅や観光地等に避難している人員等を、駅事務室、社務所、寺務所、消防、警察と情報交換し把握する。

ウ　宿泊施設及び観光地において被害が拡大する場合、宿泊施設の責任者や観光地の従業員は、放送施設や拡声器等により、速やかに最寄りの避難地、避難所に誘導する。

その際、観光客に対しては、団体行動をとるよう指示し、パニックを避けるよう努める。

（3）応急食料・飲料水・生活必需品の供給

観光客や帰宅困難者の状況を把握し、必要量の応急食料、飲料水、毛布等を提供する。

第５節　建築物・住宅応急対策

被災者の住宅を確保するため、県と協力して速やかに住居障害物の除去、被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な措置を講じる。なお、応急仮設住宅の設置に際しては、コミュニティの確保や避難者のニーズに留意し、要配慮者に配慮する。

また、公営住宅等の空き家への一時入居措置、住居に関する相談窓口の設置などにより被災者の救援に努める。

担当	防災施設部

対策の体系	建築物･住宅応急対策	第1　住居障害物の除去 第2　被災住宅の応急修理 第3　応急仮設住宅の建設 第4　公営住宅等への一時入居 第5　応急借上げ住宅等 第6　住宅に関する相談窓口の設置等

■応急対策の流れ

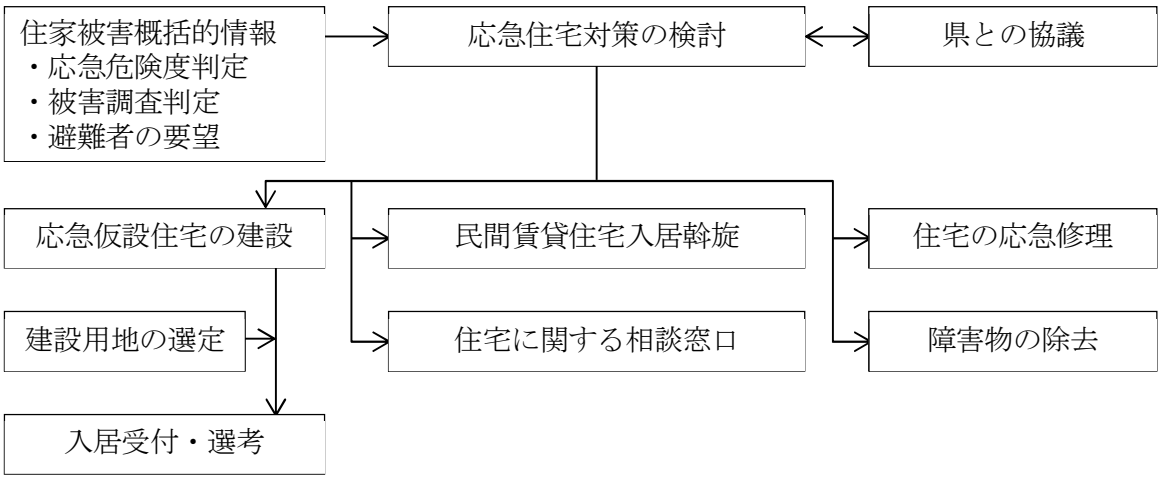

第１　住居障害物の除去

災害救助法適用による住居障害物の除去は、知事が実施する。
ただし、知事の委任を受けた場合は、本部長（町長）が実施する。

１ 除去の対象者

災害救助法第２条に規定する区域において、地震災害によって、居室、炊事場、玄関等に障害物が流入しているため生活に支障をきたしている者で、かつ自らの資力をもってしては除去できない者とする。

２ 除去作業とその範囲

防災施設部は、協定業者等の協力のもと、住居障害物を除去し、仮置場へ運搬する。

除去作業は、緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復旧活動に支障をきたさない範囲とする。

3 応援要請

必要に応じて、総務部を通じて、県へ要員の派遣及び機械器具の調達・斡旋等を要請する。

4 その他

仮置場への運搬、処理その他必要な事項については、「第 19 節　廃棄物の処理等」の「第３　がれき処理」による。

第２　被災住宅の応急修理

災害救助法適用による被災住宅の応急修理は、知事が実施する。ただし、知事の委任を受けた場合は、本部長（町長）が実施する。

災害救助法が適用されない場合は、本部長（町長）が必要に応じて住宅の応急修理を実施する。

1 応急修理の対象者

災害救助法第２条に規定する区域において、住宅が半壊又は半焼した者で、かつ自らの資力をもってしては応急修理できない者とする。

2 修理作業

（１）災害救助法が適用された場合、知事が建設業者に請け負わせて応急修理を実施することを原則とするが、本部長（町長）が知事の委任を受けた場合は、本部長（町長）が建設業者に請け負わせてこれを実施する。
　　災害救助法が適用されない場合は、本部長（町長）が必要に応じて住宅の応急修理を実施する。
　　防災施設部は、これに協力する。

（２）修理の範囲は、居室、炊事場、便所等日常生活を維持するために必要な部分とする。

（３）防災施設部は、適切な管理のなされていない空家等のうち緊急に安全を確保する必要があるものに対し、必要に応じて外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の必要最小限の措置を行う。

3 修理期間

災害救助法適用による被災住宅の応急修理期間は、原則として災害発生の日から１か月以内とする。

第３　応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合における応急仮設住宅の供与は、知事が実施し、本部長（町長）はこれに協力する。ただし、知事から委任された場合は、本部長（町長）がこれを実施する。

災害救助法が適用されない場合は、町が応急仮設住宅を設置するが、必要に応じて、県に支援を要請する。

1 入居対象者

災害救助法第２条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、又は、半壊し、かつ、居住継続が困難な程度の損傷や避難指示の長期化により、住宅としての利用ができず、自らの住宅に居住できない住宅を確保することができない者で、かつ自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者とする。

2 応急仮設住宅建設用地

防災施設部は、総務部と調整のうえ、あらかじめ定めた応急仮設住宅建設予定地及びその他の公園など公共用地の中から、災害状況や保健衛生、交通、教育等を総合的に検討し建設用地を選定し、

県と調整する。

なお、不足する場合は、県と連携して、他市町村での建設場所について検討・要請する。

３ 応急仮設住宅の建設

（１）県は、町からの要請により建設場所、戸数、規模、着工期日等について、(社) プレハブ建築協会と調整し、応急仮設住宅を建設する。

（２）防災施設部は、県に対し、災害の状況に応じて、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅について、その必要量を建設するよう要請する。

（３）防災施設部は、県と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。

（４）災害救助法適用による応急仮設住宅の着工時期は災害発生より 20 日以内とし、供与期間は原則として完成の日から２年以内とする。

４ 入居者の選定

入居者の選定は、県の委任により、防災施設部が行う。

５ 要配慮者への配慮

高齢者や障害者等の単身世帯及び高齢者や障害者等を含む世帯に対する住宅対策は、概ね次により行う。

（１）応急仮設住宅を建設する際、その配置計画、建物構造及び付帯設備は次の事項に留意する。

ア　住宅の連戸数及び住棟の配置は、住戸間の遮音やコミュニティ確保に配慮した計画とする。また、必要により集会所を設置する。

イ　従前居住地のコミュニティに配慮した住宅配置とする。

ウ　建物内の段差の解消若しくは低床化、手すりの設置等

エ　低層浴槽、高低調整型炊事設備、障害者用トイレの設置等

オ　寒冷地仕様など地域の特性を踏まえた応急仮設住宅の設置

（２）応急仮設住宅の入居者の決定等の際には、次の事項を留意する。

ア　高齢者や障害者等の優先入居

イ　高齢者や障害者等が過度に集中した応急仮設住宅群を回避する。

ウ　入居後の高齢者や障害者等に対し、巡回相談、安否確認などを行う。

６ 応急仮設住宅の管理

防災施設部は、県の委任により、応急仮設住宅の管理を実施する。

なお、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び支援に努めるとともに、女性や子ども・若者の参画を推進し、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における愛玩動物の受入れに配慮する。

第４　公営住宅等への一時入居

防災施設部は、応急仮設住宅への移転までの一時的な収容施設として、公営住宅・公的住宅等の一時使用の措置を講じる。

第５　応急借上げ住宅等

防災施設部は、被災者の健全な住生活の早期確保のため、関係団体の協力を得て民間賃貸住宅の情報収集、被災者への住宅情報の提供を行う。また、必要に応じて利用可能な民間賃貸住宅を応急借上げ住宅として供給する。

第６　住宅に関する相談窓口の設置等

防災施設部は、応急仮設住宅、空き家、融資など住宅に関する相談及び情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。

また、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、県と協同で貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講じる。

第２章　災害発生後の活動

項目	初動	応急	復旧	担当
第2章　第1節　組織体制	●			各部、関係機関
第2章　第2節　動員体制	●			各部、関係機関
第1章　第1節　応急避難	●			総務部、救護厚生部、消防団、関係機関
第2章　第3節　情報の収集・伝達	●	●		総務部、各部、関係機関
第2章　第5節　災害広報・広聴対策	●	●		総務部、各部、関係機関
第2章　第6節　応援の要請・受入れ	●			総務部、各部、関係機関
第2章　第7節　自衛隊災害派遣の要請要求・受入れ	●			総務部、関係機関
第2章　第 21 節　災害救助法の適用	●			総務部、救護厚生部、関係機関

項目	初動	応急	復旧	担当
第2章　第 13 節　救助・救急活動	●	●		総務部、救護厚生部、奈良県広域消防組合、消防団、関係機関
第2章　第 14 節　医療救護活動	●	●		保健衛生部、総務部、奈良県広域消防組合、吉野保健所、南和広域医療企業団、関係機関
第1章　第4節　要配慮者の支援	●	●	●	救護厚生部、関係機関
第2章　第 15 節　緊急輸送活動・交通規制	●	●		総務部、救護厚生部、資材輸送部、防災施設部、関係機関
第1章　第2節　指定避難所の開設・運営	●	●		総務部、救護厚生部、宿泊施設部、関係機関
第2章　第 12 節　大規模火災対策	●			総務部、奈良県広域消防組合、消防団
第2章　第8節　公共土木施設等・建築物応急対策	●	●	●	防災施設部、総務部、関係機関

項目	初動	応急	復旧	担当
第2章　第 16 節　緊急物資の供給	●	●		総務部、救護厚生部、防災施設部
第2章　第 17 節　防疫・保健衛生活動	●	●		救護厚生部、関係機関
第2章　第9節　ライフラインの確保	●	●		防災施設部、総務部、関係機関
第1章　第5節　建築物・住宅応急対策		●	●	防災施設部
第2章　第 24 節　農林関係応急対策		●	●	防災施設部、関係機関
第2章　第 22 節　応急教育等		●		教育部、救護厚生部
第2章　第 23 節　文化財応急対策		●		教育部
第2章　第 19 節　廃棄物の処理等		●	●	救護厚生部、防災施設部、関係機関
第2章　第 18 節　遺体の収容・処理及び火葬等	●	●		救護厚生部、関係機関
第2章　第20節　ボランティア等自発的支援の受入れ	●	●		総務部、救護厚生部、関係機関
第2章　第 25 節　社会秩序の維持		●	●	総務部、関係機関

第１節　組織体制

町は、町域内に地震災害が発生した場合に、迅速かつ的確に災害予防対策及び災害応急対策を実施するため、災害の規模に応じた組織体制をとる。

担当	各部、関係機関

対策の体系	組織体制	第1　下市町防災会議 第2　活動体制の確立 第3　警戒体制 第4　災害対策本部の設置 第5　現地災害対策本部の設置 第6　本部の組織及び事務分掌

第１　下市町防災会議

防災会議は、下市町防災会議条例（昭和 46 年６月 16 日条例第 18 号）に基づき設置される組織で、町長を会長とし、地域防災計画の作成と実施、災害時における情報の収集等を行う。

町域において、災害が発生し、各種の応急対策活動を実施する上で必要のある場合は、防災会議を開催し、関係機関相互の情報交換等を行い、円滑な防災活動の実施に努める。

第２　活動体制の確立

職員の活動体制は次のとおりとする。

■動員区分

体制	区分	設置基準･状況	配備内容	配備要員
警戒体制	予備動員	･地震が発生し、震度3以上の場合 ･その他町長が必要と認めたとき	総務部で情報連絡及び災害に対処すべく計画を行う。 また、状況に応じて直ちに本部長に連絡をとり1号動員に切りかえうる体制をとる。	総務課、建設課、農林地籍課の管理職は出動する。課長級は出動できる体制をとる。 状況に応じては速やかに出動する場合もある。
	1号動員	･震度4以上の地震が発生した場合 ･南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合 ･その他町長が必要と認めたとき	総務部で情報連絡及び災害に対処すべく計画を行う。 また、状況に応じて直ちに本部長に連絡をとり2号動員に切りかえうる体制をとる。	予備動員及び課長級は出動する。 課長級以外の管理職は出動できる体制をとる。 状況に応じては速やかに出動する場合もある。
災害対策本部	2号動員	･震度5弱以上の地震が発生した場合 ･南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 ･その他町長が必要と認めたとき	各部長が情報連絡し、警戒態勢をとり、小災害が発生した場合や状況に応じて出動できる体制をとる。	全管理職は出動する。 全職員は出動できる体制をとる。 状況に応じては速やかに出動する場合もある。
	3号動員	･大規模な災害が発生した場合や発生することが予想される場合 ･南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 ･その他町長が必要と認めたとき	各部の全員をもって、相当規模以上の災害が発生した場合、直ちに完全な活動を行うことができる体制をとる。	全職員は出動する。

第３　警戒体制

本町で、震度３～４の地震が発生した場合又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、災害対策本部設置以前の体制として、警戒体制をもって災害の警戒にあたり、発生地震や余震等の情報収集等、災害対策に関する連絡調整に万全を期する。

なお、調査の結果、災害対策本部を設置して災害応急対策を実施する方が望ましいと町長が認めた場合は、災害対策本部体制に切り替える。

警戒体制は、上記表に示す設置基準により設置し、災害発生のおそれが解消した場合、及び町長がその必要がないと認めた場合、廃止する。

町長は､警戒体制を設置した場合又は廃止した場合は､各部に通知するとともに必要に応じて知事、関係機関等にその旨を通知する。

第４　災害対策本部の設置

町長は、次の設置基準に該当する場合に災害対策本部を設置する。

■応急対策の流れ

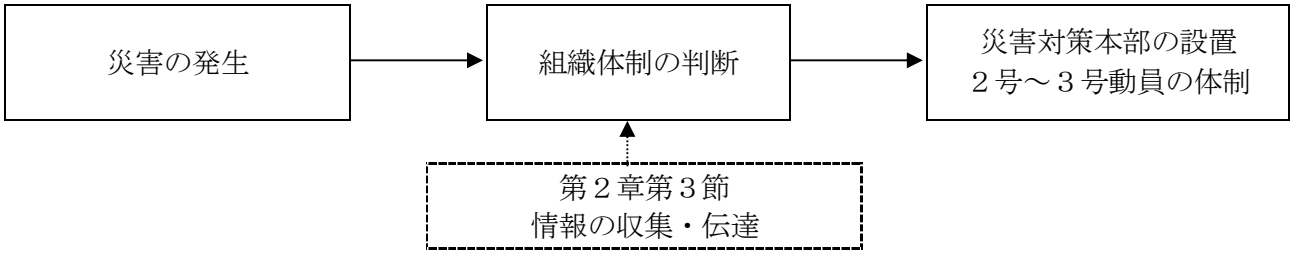

１ 設置基準

（１）本町に暴風、大雨、洪水、土砂災害、地震、火災、爆発等による災害が発生し、本部を設置してその対策を必要とするとき。

（２）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

（３）その他本部を設置してその対策を必要とすると町長が認めたとき。

２ 廃止基準

（１）災害対策が一応終了したとき。

（２）災害発生のおそれがなくなり、本部長が本部閉鎖を適当と認められたとき。

３ 組織及び運営

（１）災害対策本部の組織

災害対策本部に「部」を設ける。

その他災害対策本部の組織、運営については、別に定める災害対策本部組織及び事務分掌による。

なお、災害が長期化した場合は、必要に応じてローテーション体制への移行や広域的要請等による交代要員の確保を図るとともに、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底する。

（２）本部会議

災害に対する総合対策その他必要な事項を協議するため、本部に本部会議を置く。

本部会議は重要な節目ごとに開催し、災害応急対策に関する重要事項について検討し、実施の指令を行うため、本部長が必要に応じて招集する。

ただし、本部長は、極めて緊急を要し本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は

一部の本部員との協議をもってこれに代える。

なお、本部員が出席できないときは、副部長その他の部員が代理出席する。

ア 構成員

本部会議の構成員は、次のとおりである。

なお、消防署長、消防団長は、あらかじめ併任手続をとっておくものとする。

■本部会議の構成員

職名	構成員
本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
本部員	各課長、教育委員会事務局次長、議会事務局長、消防署副署長、消防団副団長

イ 協議事項

（ア）災害予防、災害応急対策に関すること。
（イ）動員・配備体制に関すること。
（ウ）災害対策本部の閉鎖に関すること。
（エ）各部間調整事項に関すること。
（オ）住民への避難情報の発令、及び警戒区域の設定に関すること。
（カ）県及び関係機関との連絡調整に関すること。
（キ）自衛隊災害派遣要請に関すること。
（ク）他の市町村への応援要請に関すること。
（ケ）災害救助法の適用要請に関すること。
（コ）激甚災害の指定の要請に関すること。
（サ）災害復旧・復興に関すること。
（シ）その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

ウ 災害対策本部の庶務

本部の庶務は総務部が行う。

エ 決定事項の通知

本部会議等の決定事項のうち必要と認める事項は、その都度、各関係機関に通知する。

また、職員に周知を要するものについては、庁内放送等により速やかに周知徹底を図るとともに、総務部長（総務課長）は各部相互間の連絡調整を迅速に行う。

4 設置及び廃止の通知

本部の設置及び閉鎖の伝達については、次のとおりとする。

（1）総務部長（総務課長）が連絡員を通じて本部員及び各部長に連絡する。また、動員中の状況に関する連絡等についてはＳＮＳ（ＬＩＮＥ等）の専用ページを作成して行う場合がある。その場合、写真の掲載及び場所・状況の文字情報を中心とし、個人情報の発信には注意すること。

（2）住民には、下市テレビ、サイレン、緊急速報メール、ＳＮＳ（ＬＩＮＥ等）、その他のあらゆる広報手段を通じて連絡を行う。

5 災害対策本部の設置場所

本部は、「町役場第１・２会議室」に設置する。

ただし、当該施設が使用不可能と判断される場合、又は災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図るため必要がある場合は、町長の判断によりその他の町施設に設置する。

この場合、各部、知事、関係機関、防災会議委員、報道機関等に電話等によって周知徹底を図る。

災害対策本部を設置する場合、総務部は、直ちに設置される場所の安全を点検し、必要な機器等を配置する。

６ 標識等

（１）災害対策本部が設置された場合、町役場正面玄関及び本部の入口等に「下市町災害対策本部」の標識を掲示する。

（２）本部長、副本部長、部長、その他本部の職員は、災害時において非常活動に従事するときは、別段の定めがある場合のほか、所定の規格による腕章を着用する。

７ 職務・権限の代行

（１）災害対策本部の本部長は町長があたり、町長が何らかの事情により不在の場合には、副町長、教育長の順位で代行する。

（２）本部員（各部長）の代行は、各部においてあらかじめ指名した副部長その他の部員が行う。

８ 対策の実施

各部は、それぞれの組織を整備し、本部の決定に基づき災害応急対策活動を実施する。

９ 県との連携

県が現地災害対策本部を設置した場合は、この組織と連携を図ることとし、職員を連絡要員として派遣する。

第５　現地災害対策本部の設置

本部長は、災害応急対策を局地的又は特定地域を重点的かつ臨機応変に実施する必要がある場合、災害現地に近い町施設その他適当と認める施設に現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、本部長が指示する業務内容に応じて、災害対策副本部長、災害対策本部員、及びその他の職員の中から必要な人員を指名確保し、必要な権限を委譲するなど弾力的に構成する。

第６　本部の組織及び事務分掌

本部の組織及び事務分掌は次のとおりとする。

１ 本部の組織

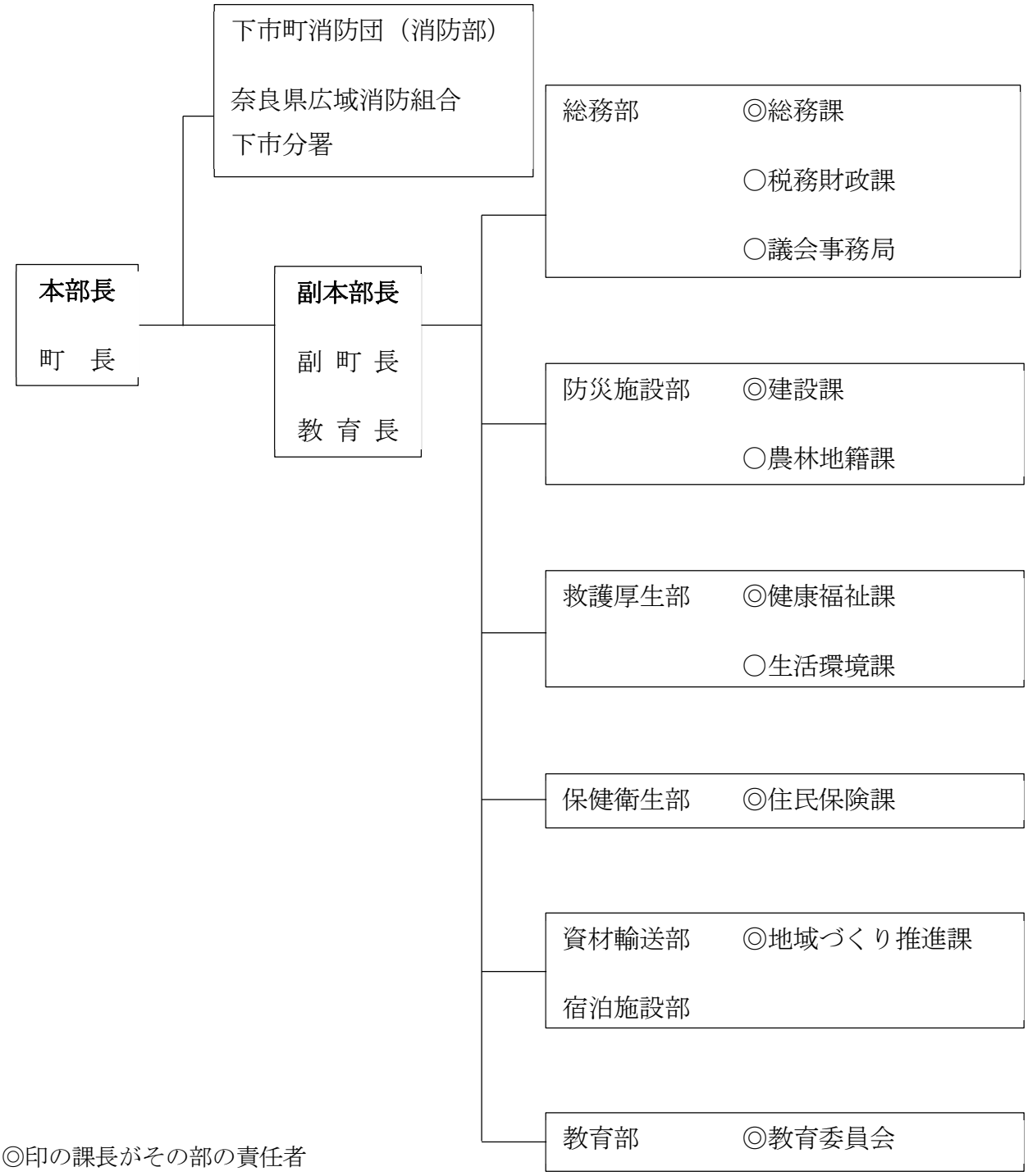

◎印の課長がその部の責任者

2 各部の事務分掌

部	所属	事務分掌
総務部 部長 総務課長	総務課	・災害警戒期、発災直後の初動対応に関すること ・本部の設置及び閉鎖に関すること ・防災会議、本部会議に関すること ・現地災害対策本部に関すること ・活動拠点の配置に関すること ・災害対策に関する職員の動員計画に関すること ・配備体制、応急対策その他の本部長命令の伝達に関すること ・通信の確保に関すること ・防災行政無線等(防災放送)の統括に関すること ・避難情報の発令、警戒区域設定に関すること ・気象情報の収受、被害情報及び防災情報の処理、会議記録、各部情報資料の記録、整理、保存等処理に関すること ・災害救助法適用の要請及び激甚災害指定の申請に関すること ・災害救助法に基づく救助に関する各部間の総合調整に関すること ・災害救助法関係資料等災害救助実施状況の取りまとめ及び県への報告に関すること ・広報資料の作成等災害時広報活動に関すること ・町ホームページへの災害専用サイト開設、運営管理に関すること ・ケーブルテレビへの災害時放送の要請に関すること ・報道機関への資料提供、広報協力要請等報道機関窓口業務 ・被災地内の防犯対策に関すること ・発災直後の人的被害状況の調査、建物及び宅地被害状況の調査その他の特命調査に関すること ・県・国・各防災関係機関との連絡調整に関すること ・自衛隊派遣要請計画及び要請に係る関係機関との連絡調整 ・災害派遣職員、自衛隊受入れに伴う後方支援業務に関すること ・消防団との調整に関すること ・隣接市町村との相互協力、他市町村への応援要請に関すること ・視察、見舞い等来町者の接遇に関すること ・分掌の定めのない事項に関する担当部の決定に関すること ・受援(人的支援、物的支援)に係る全体調整に関すること ・国、地方自治体、各種団体等への派遣要請、受入れに関すること ・物的支援の要請、受入れに関すること ・その他災害応急対策全般の調整に関すること
	税務財政課	・罹災証明書発行に関すること ・罹災世帯調査台帳の作成及び発行に関すること ・災害関係費の予算措置及び支出に関すること ・災害弔慰金等支給、災害援護資金貸付に関すること ・義援金、救援物資の配分に関すること ・職員の被災状況(安否確認、被害)に関すること ・各部の動員状況及び災害対策従事職員等の給与、食事、仮眠、健康管理、被災救援など後方支援業務に関すること ・被災者等への国保、租税等減免に関すること
	議会事務局	・議会との連絡調整に関すること ・各部への協力に関すること

部	所属	事務分掌
防災施設部 部長 建設課長	建設課	・道路・橋梁交通不能等による人的危険回避対策、応急対策、災害復旧に関すること ・河川・水路・ため池・砂防施設、土砂災害関係等の人的危険回避対策、応急対策、災害復旧に関すること ・公園施設等の被害調査及び応急復旧に関すること ・宅地造成等開発行為箇所の被害調査及び復旧工事指導に関すること ・国土交通省、県土木事務所との連絡調整に関すること ・応急対策用資機材の調達、配分に関すること ・被災建築物応急危険度判定実施に関すること ・住宅の確保に関すること ・被災宅地応急危険度判定実施に関すること ・建築物・宅地の被災状況調査に関すること ・臨時ヘリポート開設に関すること ・被災地内駐車場・駐輪場確保対策に関すること ・被災地内の交通規制対策に関すること ・障害物の除去に関すること ・上下水道施設の被害調査、応急復旧に関すること ・緊急時活動用水、飲料水の確保に関すること ・病院等の防災拠点施設及び住民への応急給水に関すること ・他の上下水道事業者及び上下水道関係業者団体等との連絡に関すること
	農林地籍課	・農畜林作物、治山林道及び課所管町有施設の被害調査、応急対策に関すること ・農林関係建物等の災害調査に関すること ・農林業関係機関及び団体との連携の総合調整に関すること
救護厚生部 部長 健康福祉課長	健康福祉課	・指定避難所の開設、運営に関すること ・要配慮者等の救援に関すること ・災害時の福祉サービスの提供に関すること ・災害ボランティアに関すること ・社会福祉施設の被害調査の協力に関すること ・食料その他救助救援物資の調達、受入れ、配付に関すること ・吉野郡医師会、吉野郡歯科医師会、吉野郡薬剤士会、医療機関との連絡調整に関すること ・介護保険料免除及び各種給付金の支払いに関すること ・災害相談窓口の開設、運営に関すること ・被災者向け保健、心のケア対策に関すること ・感染症予防等被災者の保健衛生に関すること ・防疫対策に関すること ・被災者生活再建支援に関すること
	生活環境課	・し尿処理への協力に関すること ・廃棄物対策に関すること ・環境衛生対策に関すること ・遺体の火葬・埋葬に関すること ・ペットの保護対策に関すること
保健衛生部 部長 住民保険課長	住民保険課	・医療、助産救護対策に関すること ・医薬品・資機材並びに衛生材料等の調達及び配付に関すること ・入院施設の整備に関すること ・医療救護班の編成及び運営に関すること ・広域的な救急搬送受入れ先としての後方支援病院の確保に関すること ・要捜索者名簿の作成における協力に関すること

部	所属	事務分掌
		・罹災世帯調査台帳の作成における協力に関すること ・外国人の救援救護対策に関すること ・遺体の捜索、収容に関すること
資材輸送部 宿泊施設部 部長 地域づくり推進課長	地域づくり推進課	・指定避難所としての開設、運営に関すること ・避難者の安全確保に関すること ・施設の被害調査及び応急対策、復旧に関すること ・町内滞在中の観光客・帰宅困難者の安全確保に関すること ・緊急輸送（人員、物資）に関すること ・商工業、観光施設における被害調査、応急対策、復興支援対策に関すること ・商工業関係機関及び団体との連絡調整に関すること
教育部 部長 教育委員会事務局次長	教育委員会	・園児、児童、生徒の避難、救護対策に関すること ・学校教育施設における指定避難所の開設・運営協力に関すること ・応急教育の実施に関すること ・学用品等の調達、支給に関すること ・学校教育施設の被害調査及び応急対策、復旧に関すること ・所管施設利用者の避難、安全確保に関すること ・所管施設における活動拠点施設開設・運営協力に関すること ・所管施設被害調査及び応急対策、復旧に関すること ・学校教育施設に併設した給食室による被災者向け炊き出しの実施 ・文化財等の被害調査及び応急対策、復旧に関すること ・県教育委員会及び県立高校等との連絡、調整に関すること ・部が使用する物資、機材等の調達、配分に関すること ・園児の保護及び応急保育に関すること
消防部 部長 消防団長	消防団	・初期消火及び出火防止活動に関すること ・倒壊建物等生き埋め被災者の救出に関すること ・住民向け避難情報の伝達、広報の協力に関すること ・緊急避難時の誘導、安全確保に関すること ・負傷者の救護に関すること ・水防活動に関すること ・災害による行方不明者の救助・捜索活動に関すること ・火災、水災等の被災状況調査の協力に関すること ・河川・水路、ため池、土砂災害等危険箇所、危険建物その他危険区域におけるパトロール等応急措置への協力に関すること ・被災地における防犯対策への協力に関すること

第２節　動員体制

迅速かつ的確に災害応急対策が実施できるよう、地震災害が発生した状況又は発生すると予測される状況に応じて職員を動員配備する。

担当	各部、関係機関

対策の体系	動員体制	第1　動員人員 第2　動員方法 第3　福利厚生

■応急対策の流れ

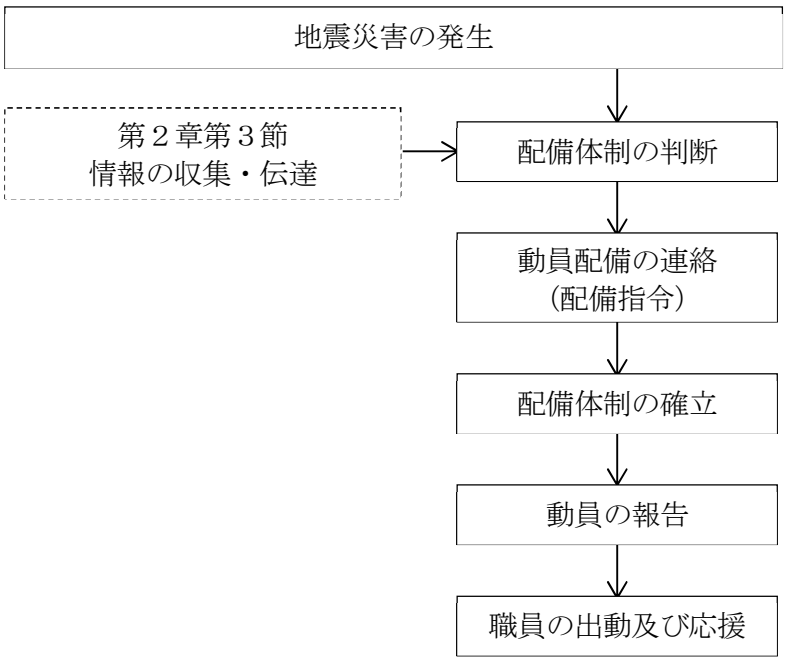

第１　動員人員

職員の動員は次のとおりとする。

■各部各課の動員人員

部	課	警戒体制		災害対策本部	
		予備動員	1号動員	2号動員	3号動員
総務部	総務課	管理職	管理職	管理職	全員
	税務財政課	―	課長	管理職	全員
	議会事務局	―	課長	管理職	全員
防災施設部	建設課	管理職	管理職	管理職	全員
	地域づくり推進課	課長	管理職	管理職	全員
救護厚生部	健康福祉課	―	課長	管理職	全員
	生活環境課	―	課長	管理職	全員
保健衛生部	住民保険課	―	課長	管理職	全員
資材輸送部 宿泊施設部	地域づくり推進課	課長	課長	管理職	全員
教育部	教育委員会	―	課長	管理職	全員
消防部	消防団分団	各分団	各分団	各分団	全員

第２　動員方法

１ 出動指令の決定

（１）予備動員

総務部長（総務課長）が副本部長、本部長に連絡をとり発令する。

また、この事務は、総務部（総務課員）が行う。

ア　動員発令のための準備は、情報の収集、関係部との協議等である。

イ　総務部は予備動員が発令されたことを各部の部長に伝達する。

ウ　総務部は動員が決定された場合、直ちに各部に連絡しなければならない。

連絡を受けた各部は、所定の動員を行うとともに、動員した人員、その他の必要な情報を総務部に報告する。

オ　被害の取りまとめを行う。

カ　次の１号、２号及び３号動員の必要がある場合、その準備として資料等を作成し、本部長（町長）に報告する。

■予備動員指令系統

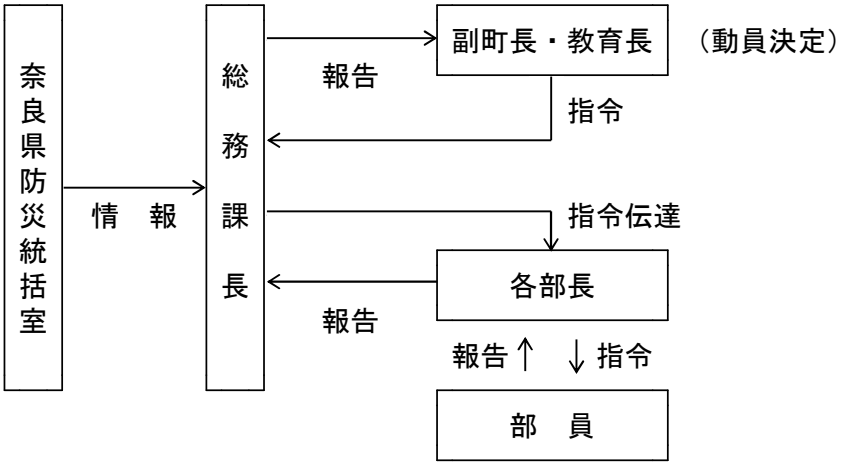

（2）１号～３号動員

本部長（町長）が発令する。本部長不在の場合は副本部長等が発令する。

また、この事務は、総務部（総務課員）が行う。

ア　動員発令のための準備は、情報の収集、関係部との協議等である。

イ　総務部は予備動員が発令されたことを各部の部長に伝達する。

ウ　総務部は動員が決定された場合、直ちに各部に連絡しなければならない。

連絡を受けた各部は、所定の動員を行うとともに、動員した人員、その他の必要な情報を総務部に報告する。

エ　被害の取りまとめを行う。

オ　被害報告等の取りまとめの結果、２号動員又は３号動員の必要がある場合は、町長にこれを報告し、その指示により町災害対策本部会議を招集する。

■1号～3号動員指令系統

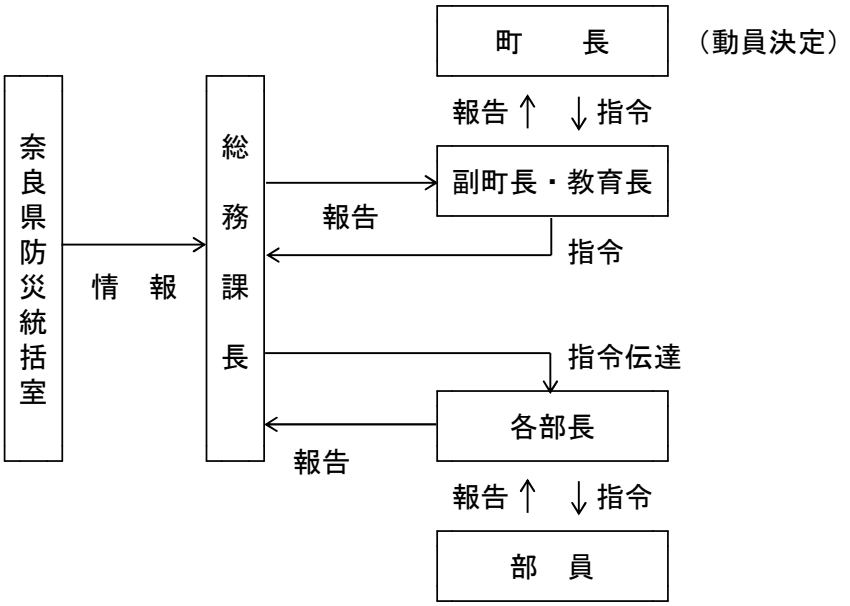

2 勤務時間内の動員方法

（1）連絡体制

各部への連絡は、総務部が庁内放送によって行う。

（2）活動体制への移行

連絡を受けた場合、平常の勤務体制から各部を編成して直ちに災害応急活動体制に切り替える。

3 勤務時間外の動員方法

（1）招集

宿日直者は、勤務時間外に職員の非常招集を行う必要が生じた場合、直ちに総務部長（総務課長）に連絡する。

総務課長は、町長、副町長及び教育長に状況を報告し、その指揮を受けて職員を招集する。

職員は自らラジオ・テレビ等によって地震情報等を収集し、震度階に対応する動員区分により自主的に参集する。

特に、休日・夜間等地震初動配備の各指定職員は、震度５弱以上の地震が発生した場合、速やかに所定のとおり参集する。

（2）連絡

総務課長は、町長が職員に非常招集を命じた時は、各部の部長に速やかに連絡をとり職員を招集する。

なお、大規模な災害の発生により道路や通信網が寸断され、職員の動員が円滑に行えない場合、次項で定めた災害対策特別初動班が同班長のもと、当面の初動体制の確保を図る。

（3）非常招集の方法

担当部課長による非常招集の方法は、メール・電話等による。

■勤務時間外動員指令系統

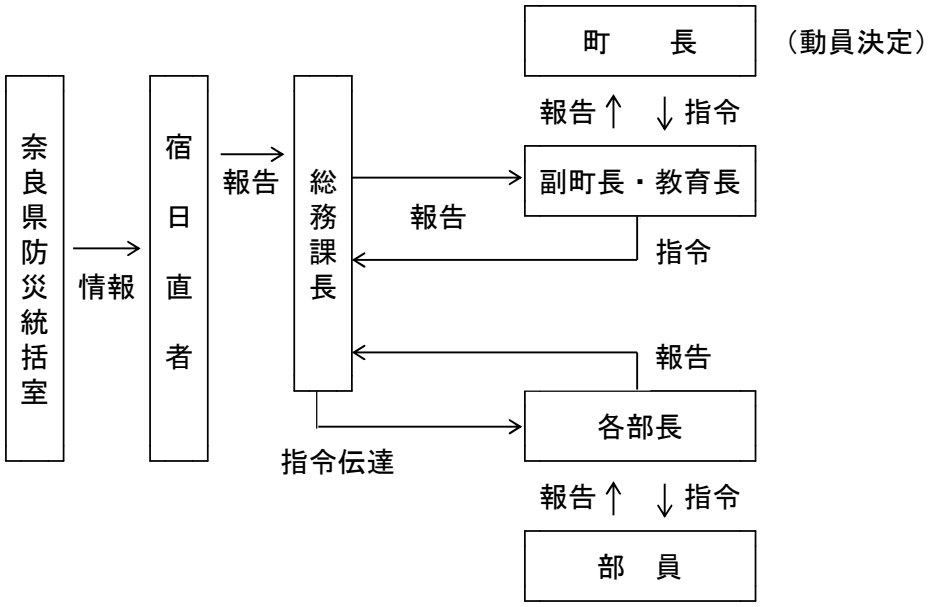

4 災害対策特別初動班の動員

勤務時間外における職員の動員について、特に道路網や通信網が寸断されるなど大規模な災害時には、それぞれの参集場所へ参集する。

ただし、地震災害の状況により、やむを得ない場合は最寄りの施設に参集する。

大規模災害の発生を想定し編成された同班の任務は次のとおりとする。

（1）被害の情報収集と通信網の確保に関すること。
（2）被災者の救助に関すること。
（3）災害対策本部設置のための準備に関すること。
（4）各関係機関との連絡に関すること。

5 動員状況の報告及び連絡

（1）すべての職員は、参集後、所属部長に参集を報告する。
（2）各部長は、参集職員の氏名、参集時刻、参集免除者等の部員参集状況を総務部へ報告する。
（3）総務部は、防災活動を実施するため職員を動員した場合は、その状況を速やかに県に報告する。

6 連絡責任者

連絡責任者（各部長）は、所属部と町災害対策本部との連絡にあたる。

7 人員の確保

各部長は、各部の防災活動遂行において、部内の人員で対応しがたいと判断される場合には、応援を総務部長に要請する。

この場合、総務部長は速やかに可能な範囲内において、応援要員の派遣を行う。

8 日常業務の機能確保

地震災害の発生からの時間経過とともに、日常業務の機能を確保していく必要があるため、これらの業務機能確保については、総務部長と協議のうえ、住民サービス部門等から平常業務を確保していく。

9 地震災害時における職員の服務

（1）職員は、この計画の定めるところにより、上司の指揮に従って防災活動に従事しなければならない。
（2）職員は、出動指令が出されたときはもちろん、災害が発生し、又は発生するおそれのあることを知った場合は、配備区分に従い速やかに所定の勤務場所に参集しなければならない。

10 動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する職員は、非常招集を免除する。

これに該当する職員は、速やかに所属部長に連絡し、以後の指示を受ける。

ただし、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集する。

（1）公務のため管外出張中の場合
（2）職員自身が災害発生時に療養中又は災害の発生によって傷病の程度が重傷である場合
（3）親族に死亡者又は重傷の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合
（4）自宅から火災が発生し、又は周辺で火災が発生し、延焼するおそれがある場合
（5）同居する家族に高齢者、障害者、乳幼児等がおり、当該職員の介護や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合
（6）当該職員が居住する自宅が全壊、全焼、流失、床上浸水等の被害を受けた場合
（7）その他事情により、特に所属部長がやむを得ないと認めた場合

第3 福利厚生

総務部長は、地震災害対策の第一線で勤務する職員の体力・知力・判断力の持続のため、健康管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化に対処するとともに、他の市町村の職員等の受入れに際しては、福利厚生の充実を図る。

1 宿泊及び仮眠施設等の確保

地震災害対策活動従事者の宿泊及び一時的な仮眠施設を公共施設、公営住宅の利用、民間宿泊施設等の随時借上げによって確保・調整に努める。

2 食料等の調達

総務部は、救護厚生部と協議のうえ、災害対策活動従事者への食料等を協定業者等から調達する。
なお、配送については、被災者への救護物資及び給食等の配送とあわせ、輸送の合理化を図る。

3 勤務状況の把握・管理

地震災害対策活動従事者の勤務時間の把握・管理に努め、各部の実情に即し適宜要員の交替等を行う。

第３節　情報の収集・伝達

地震災害発生後、県及び関係機関との連携協力のもと、直ちに衛星電話（３台）や県防災情報システム、防災行政無線等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集並びに伝達活動を行う。

担当	総務部、各部、関係機関

対策の体系	情報の収集･伝達	第1　地震情報の収集･伝達 第2　情報の収集･伝達系統 第3　被害状況の把握 第4　避難及び応急対策の実施状況の把握 第5　被害状況等の集約･整理等 第6　県及び国への報告 第7　被災者の安否情報

■応急対策の流れ

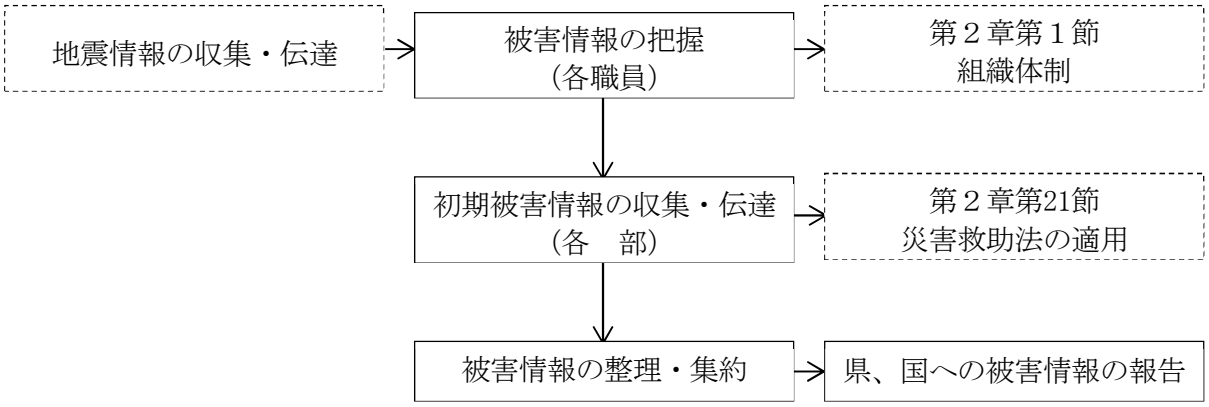

第１　地震情報の収集・伝達

総務部は、地震災害発生後、直ちに奈良県震度情報ネットワークや気象庁（奈良地方気象台）から発表される地震情報の収集･伝達を行い､奈良県広域消防組合等の防災関係機関と情報の共有を図り、二次災害の防止など適切な応急対策の実施に備える。

１ 地震情報の種類

（１）気象庁による地震情報

種類	発表基準	内容
緊急地震速報	気象庁	2以上の観測点で観測かつ、震度5弱以上を予測したときに、発生時刻、震源、予測震度4以上の地域名を発表。 (一般向けで、主にテレビ･ラジオ放送、携帯電話速報メール等による) なお、緊急地震速報(警報)で震度6弱以上を「特別警報」と位置づけている。
震度速報	･震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を 188 地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源 に関する情報	･震度3以上（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
震源･震度 に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ･震度1以上 ･大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ･若干の海面変動が予想される場合 ･緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
推計震度分布図	･震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km 四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
長周期地震動 に関する観測情報	･震度1以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表(地震発生から 10 分後程度で1回発表)。
遠地地震 に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ･マグニチュード 7.0 以上 ･都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね 30 分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

種類	発表基準	内容
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	気象庁	震度5弱以上で、観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
奈良県震度情報ネットワークシステムの震度	・震度1以上	奈良県震度情報ネットワークシステムの各震度計は震度1以上で各市町村の庁舎に表示するとともに、県防災統括室へ送信する。 県防災統括室では、この震度情報を震度1以上で奈良地方気象台に、震度3以上で県内市町村及び消防本部に、震度4以上で消防庁、県警警備2課、陸上自衛隊第4施設団に通知する。

（2）地震に関する情報の通知基準

奈良地方気象台は、次の規準により「震源・震度に関する情報」を、県及び日本放送協会奈良放送局に通知する。また、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」（第６編第２節参照）を発表した場合も県に通知する。

①　県内で震度１以上を観測したとき

②　その他、地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき

（3）南海トラフ地震に関連する情報

○「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表。

○「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。

○「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表。詳細は下表のとおり。

■「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります

■「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30 分程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内※1でマグニチュード 6.8 以上※2の地震※3が発生 ○1か所以上のひずみ計での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそ

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
		れに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※48.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震警戒	○監視領域内※1において、モーメントマグニチュード※47.0 以上の地震※3が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く) ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※１　南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50㎞ 程度までの範囲。

※２　モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

※３　太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※４　断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

2 庁内における伝達方法

（1）各機関の受理、伝達

気象庁からの地震情報は、オンラインで県へ送られる。

町へは、県から県防災情報システム等により、町、消防本部、関係機関へ情報が送られる。

町その他防災関係機関は、緊急地震速報の受信体制の整備とともに防災行政無線等により、迅速に住民等へ情報を伝達するよう努める。

（2）勤務時間内

ア　勤務時間内において総務部が受けた地震情報は、すべて庁内放送で放送する。

また、警戒配備指定職員に対し庁内メールで配信する。

イ　震度４以上の地震情報、緊急地震速報、その他重要なものについては、あわせて電話又は伝令で行う。

電話及び伝令は､警戒配備指定職員及び災害対策本部本部員となる各部長等に対して行うが、部長等に連絡できない場合は、これに代わる職員に対して行う。

（3）勤務時間外

ア　職員は、自らラジオ・テレビ等によって地震情報等を収集し、震度階に対応する配備基準により自主的に参集する。

イ　電話連絡が可能な場合は、宿直担当者が総務課長に対し電話で連絡する。

総務課長に連絡できない場合は、これに代わる職員に対して行う。

ウ　その他の警戒配備指定職員に対する連絡は、あらかじめ定められた連絡網による連絡方法で行う。

3 住民への周知

住民への周知は、災害広報活動による。

4 気象庁による震度階級関連解説表

（1）気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値である。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではない。

（2）地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがある。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なる。

（3）震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の１回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なる。

（4）この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではない。

（5）この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものであり、今後、定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更される。

■人の体感･行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感･行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	―	―
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	―	―
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	―
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。

震度階級	人の体感･行動	屋内の状況	屋外の状況
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。		

※震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

第２　情報の収集・伝達系統

収集した情報を、有効かつ適切に利用できるよう、各部及び関係機関相互の迅速かつ的確な伝達系統を確保する。

１ 情報の収集･伝達手段

（１）防災行政無線等
（２）有線放送、電話、携帯電話、ファクシミリ、ケーブルテレビ等の通信手段
（３）車、バイク、自転車等を用いた伝令

２ 情報収集･伝達系統

各部は、地震発生後直ちに所管施設の被害の有無、活動拠点施設としての機能の現況を最優先で把握し、総務部に報告する。

総務部は、県、奈良県広域消防組合、県警察（吉野警察署）等の関係機関から情報を収集し、火災・危険物施設等被害の発生状況・危険性の有無、建物倒壊等被害の発生状況・危険性の有無（可能ならば人的被害を含めて。）、活動拠点施設の機能の現況を最優先で把握する。

情報収集を情報の取りまとめにあたる総務部を中心とした情報収集系統及び情報伝達系統は以下のとおりである。

（1）情報収集系統

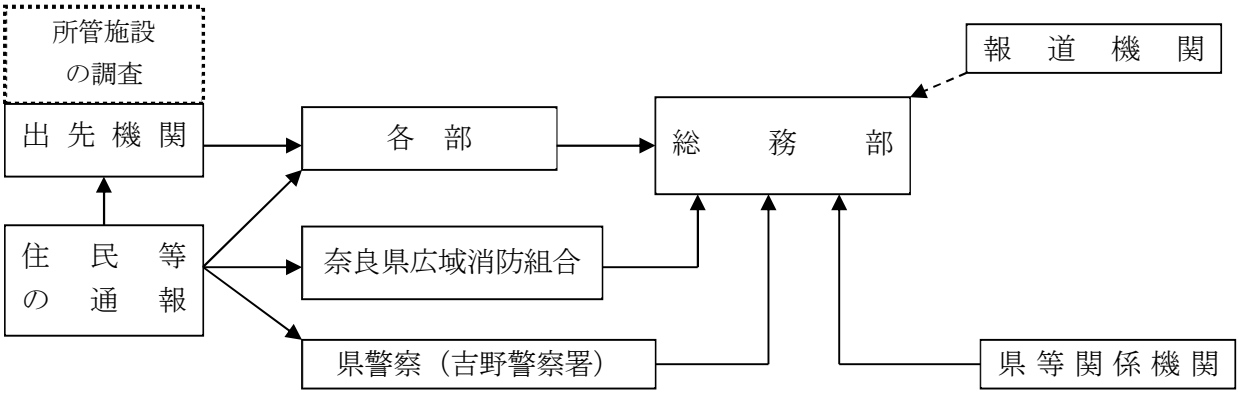

（2）情報伝達系統

ア　庁内伝達系統

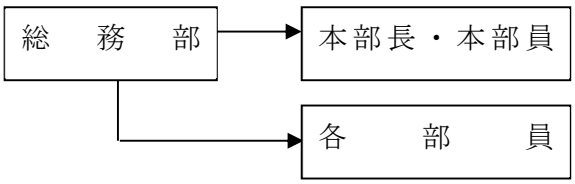

イ　住民及び関係機関との伝達系統

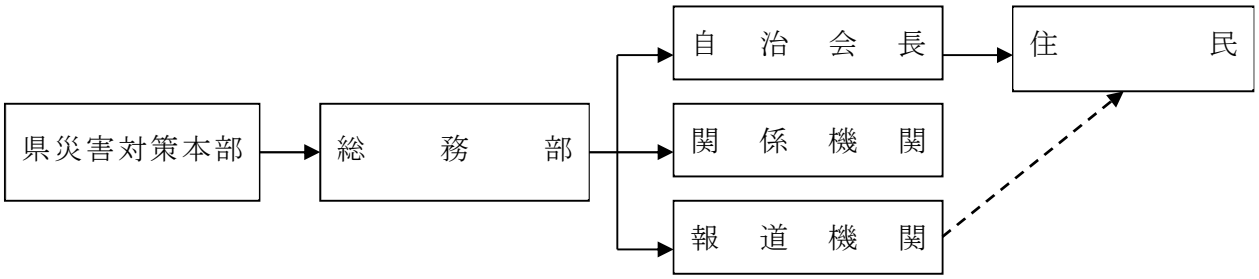

3 異常現象の発見及び通報

（1）災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに町又は警察署に通報する。

（2）町長は、異常現象の通報を受けた場合、県、奈良地方気象台及び関係機関に通報し、住民に対して周知徹底を図るとともに、状況に応じて警戒区域等の設定、又は関係機関に警戒区域等の設定を要請する。

■異常現象の種類と内容

異常現象の種類	内容
気象	竜巻、ひょう、突風等で激しく異常なもの
水象	河川、ため池等の異常水位、堤防等の水もれ
地象	がけ崩れ、地割れ等
その他	ガス・石油等の流出

第３　被害状況の把握

迅速かつ的確な応急対策活動の実施に必要な被害概況について、地震災害発生後、なるべく早期に把握するとともに、関係機関、住民等の協力を得て、詳細な被害状況を把握する。

また、要配慮者の被害状況については特に配慮する。

なお、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。

１ 被害概況の把握

（１）実施担当

各部は、事務分掌に基づき、関係機関及び団体等の協力・応援を得ながら被害概況を把握し、総務部に報告する。

また、勤務時間外の場合は、参集途上の情報も把握する。

なお、自己の部に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに総務部に報告する。

（２）被害概況の把握

次の情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努める。

ア　消防機関への通報状況
イ　警察署からの情報（通報状況等）
ウ　防災関係機関からの情報
エ　自主防災組織、住民等からの情報
オ　各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
カ　庁舎周辺の状況
キ　その他

（３）把握する内容

ア　人的被害の発生状況
イ　建物被害の発生状況
ウ　火災・危険物施設等被害の発生状況、危険性
エ　土砂災害等の二次災害の発生状況、危険性
オ　避難の状況、住民の動向
カ　信号・標識被害、倒木その他による通行障害等道路交通の状況
キ　公共交通機関（電車･バス）の状況
ク　ライフラインの被害状況、供給等の停止状況
ケ　その他災害の拡大防止措置上必要な状況

（４）把握の手段

ア　防災行政無線等を用いる。
イ　電話、携帯電話、ファクシミリ等を用いる。
ウ　町が所有する車両の乗り合い利用、職員のバイク・自転車の借上げ、徒歩等によって行う。
エ　天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機（ドローン）、高所監視カメラ等による目視、撮影等による情報収集を行う。

（５）被害状況把握の注意事項

ア　被害状況等の把握にあたっては、関係機関相互の連絡を密にし、脱漏、重複のないよう十分留意し、正確を期す。
イ　被害世帯数については、現地調査のほか、住民登録と照合するなど、的確を期する。
ウ　要配慮者の被害状況の把握には特に配慮し、奈良県避難行動要支援者支援ガイドライン等に

準じて実施する。

2 被害概況の集約

総務部は、各部からの報告に基づき、被害概況を随時取りまとめる。

なお、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。

取りまとめる被害概況は、次のとおりである。

（1）人的被害

死者、行方不明者、負傷者の状況

（2）建物被害

全壊（全焼）、大規模半壊、半壊（半焼）、一部損壊、非住家、ブロック塀の状況

（3）公共土木施設等の被害

ア　道路、橋梁の状況

イ　河川、水路、ため池の状況

ウ　土砂災害（土石流、地すべり、急傾斜地等）の状況

エ　道路交通、公共交通機関（電車・バス）の状況

オ　ライフラインの状況

カ　文教施設、清掃施設の状況

（4）その他

ア　消火・人命救助活動の状況

イ　救急・医療活動の状況

ウ　高齢者等避難、避難指示、警戒区域の設定の状況

エ　その他必要な情報

3 詳細被害状況の把握

各部は、自己の所属する被害状況を把握する。

なお、所属でない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに総務部へ報告する。

また、被害状況を専門的に把握するために必要と認められる場合は、部内で調整のうえ、他部の協力によって調査を行う。

把握する内容及び実施担当は、次のとおりである。

■実施担当

調査事項	調査機関	主たる応援協力機関
1 人・住家の被害	町	
2 避難に関する状況 （避難情報等の発令状況、指定避難所の開設状況、避難世帯数・避難者数）	町	
3 福祉関係施設被害	町(県)	
4 医療、環境衛生施設、廃棄物処理施設被害	町(県)	保健所
5 水道施設被害	町(奈良県広域水道企業団)	
6 農業生産用施設被害	町	県農林振興事務所
7 畜産被害	町	県家畜保健衛生所
8 水産被害	町	
9 農地、農業用施設被害	町	県農林振興事務所
10 林地、造林地、苗畑、林道、作業道被害	町	県農林振興事務所
11 林産物、林産施設被害	町	県農林振興事務所

調査事項	調査機関	主たる応援協力機関
12 商工関係被害	町(県)	
13 公共土木施設被害	町(県)	県土木事務所
14 都市施設被害	各施設	県土木事務所
15 県有財産、県有建築物被害 （文化財、警察関係施設除く。）	県	町
16 文教関係施設被害	町(県)教育委員会	
17 文化財被害	町(県)教育委員会	
18 警察関係被害	警察本部、警察署	町
19 生活関連施設被害	指定公共機関等	町

4 被災状況、被害金額の把握

詳細被害状況に基づき、被災状況と被害金額を把握する。
把握する内容と実施担当は、次のとおりである。

■実施担当

把握する内容		実施担当
被災状況	被災世帯数、被災者数	総務部
被害金額	公共文教施設の被害金額	教育部
	農林業施設の被害金額	防災施設部
	その他公共施設の被害金額	各所管部
	農林、商工の被害金額	防災施設部

第４　避難及び応急対策の実施状況の把握

その後の応急対策の方針を決めるため、時間の経過とともに変化する避難及び応急対策の実施状況をなるべく詳細に把握する。

１ 避難状況の把握

各実施担当は、避難状況を把握し総務部に報告する。
総務部は、報告を取りまとめ本部長に報告する。
把握する内容と実施担当は、次のとおりである。

■実施担当

把握する内容		実施担当
避難の状況	所管施設の避難状況	各部担当
	避難所の状況	救護厚生部 宿泊施設部
	要配慮者の避難状況	救護厚生部

２ 応急対策の実施状況の把握

各実施担当は、応急対策の実施状況を把握し総務部に報告する。
把握する内容と実施担当は、次のとおりである。

■実施担当

把握する内容		実施担当
応急対策の実施状況	応急給水	防災施設部
	給食の状況	救護厚生部 教育部
	救護所の開設状況、医療・救護活動の状況等	救護厚生部 保健衛生部
	防災活動に必要な情報及びその他応急対策に必要な状況	総務部

第５　被害状況等の集約・整理等

１ 被害状況等の集約・整理

総務部は、各部から収集した被害状況等の情報及び資料を集約・整理するとともに、各部や関係機関からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。

また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。

（１）災害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等
（２）被害分布図等
（３）町内における被害総額

２ 集約・整理の注意事項

被害状況等の集約・整理にあたっては、次の点に留意する。

（１）確認された情報と未確認の情報（至急確認すべき情報）を区別する。
（２）確認された情報に基づき災害の全体像を把握する。
（３）応援要請等に係る情報を整理する。
（４）情報の空白地を把握する。

（５）被害が軽微な地区又は被害がない地区を把握する。
（６）被害状況、避難状況等の脱漏、重複のないよう充分留意し、被害世帯数、人数については必要に応じて住民登録と照合する等、的確を期するよう努める。

第６　県及び国への報告

被害状況等の報告については、災害対策基本法第 53 条第１項並びに消防組織法第 40 条に基づく災害報告取扱要領（昭和 45 年４月 10 日付消防防第 246 号）及び火災・災害等即報要領（平成 24 年５月 31 日付消防応第 111 号）に従い、基本的に県に対して実施する。

この場合、県防災統括室への報告は総務部が、県事業担当課への報告は各部の担当が行う。

町は、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡するものとする。

１ 報告すべき災害の基準

（１）即報基準

次の基準に該当する場合（該当するおそれがある場合を含む。）は、被害状況及び応急措置の実施状況等を速やかに県に報告する。

ア　災害救助法の適用基準に合致するもの。
イ　町又は県が災害対策本部を設置したもの。
ウ　災害が２都道府県以上にまたがるもので、１の都道府県における被害は軽微であっても全国的にみた場合に同一災害で大きな被害が生じているもの。
エ　地震が発生し、町の区域内で震度５弱以上を記録したもの。
オ　地震が発生し、人的被害又は住家被害を生じたもの。
カ　報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの。

（２）直接即報基準

町は、町域内で震度５強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、県に加え、直接、総務省消防庁に対しても報告する（被害の有無を問わない。）。

２ 総務部による県防災統括室への報告

総務部は、災害が発生した時から、当該災害に対する応急対策が完了するまでの間、次の報告区分及び要領をふまえ、奈良県防災情報システム等により県防災統括室へ報告を行う。

（1）報告区分、内容、様式

区分	内容	様式
災害概況即報	・「即報基準」に該当する災害が発生したときは、災害覚知後30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲（例えば死傷者の有無、火災の発生の有無等）で災害に関する次に示す第1報を、電子メール、県防災情報システム等で県（防災統括室）に報告 （ア）人命危険の有無及び人命災害の発生状況 （イ）火災等の二次災害の発生状況及びその危険性 （ウ）避難の必要の有無及び避難の状況 （エ）地域住民の動向 （オ）道路交通状況 （カ）その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項 ・また、「直接即報基準」に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁には電子メール、及び県防災統括室には電子メール、県防災情報システム等で（第4号様式（その1））により報告する。	第4号様式（その1） ＊可能であれば、併せて被害状況報告様式も報告
被害状況即報	・「即報基準」に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況、避難状況等を取りまとめ、速やかに被害状況を報告し、以後判明したものから逐次電子メール、県防災情報システム等により、県防災統括室に報告する。 ・但し、定時の被害状況即報等、知事が定時報告を必要と認めた場合は、その指示に従う。	被害状況報告様式
災害確定報告	・応急対策終了後、14 日以内に「被害状況即報」と同じ様式により報告	第4号様式（その2）
災害年報	・毎年1月1日から 12 月 31 日までの災害による被害の状況を翌年3月 10 日までに報告	第3号様式（災害年報）

（2）報告を行うことができない場合

町は、通信の不通等により県に報告できない場合には、一時的に報告先を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に変更する。ただし、この場合にも県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は速やかに県に対して報告する。

■連絡先

奈良県防災統括室への連絡先

勤務時間中の連絡先	休日・夜間の連絡先
代表電話　0742-22-1101　内線 2275	
直通電話　0742-27-8425（ダイヤルイン）	ＮＴＴ電話　0742-27-8944
ＮＴＴＦＡＸ　0742-23-9244	ＮＴＴＦＡＸ　0742-23-9244
奈良県防災行政無線　TN-111-9071	奈良県防災行政無線　TN-111-9071
奈良県防災行政無線ＦＡＸ　TN-111-9210	奈良県防災行政無線ＦＡＸ　TN-111-9210

消防庁への報告先

回線別＼区分		平日(9:30~17:45) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
ＮＴＴ回線	電話	03－5253－7527	03－5253－7777
	ＦＡＸ	03－5253－7537	03－5253－7553
地域衛星通信ネットワーク	電話	19－048－500－90－49013	19－048－500－90－49102
	ＦＡＸ	19－048－500－90－49033	19－048－500－90－49036

※ＴＮは地上系 13、衛星系 19

3 各部による県事業担当課への報告

各部は、担当する調査事項について、被害状況を取りまとめ、県の所定の様式により、県地域防災計画に定める被害状況等報告先に従って､遅滞なく調査事項ごとに県の各事業担当課へ報告する。

第７　被災者の安否情報

1 安否情報の提供

総務部は、必要に応じて安否問合せ窓口を庁内に設置し、来庁者の問合せへの対応を行う。

なお、以下に掲げる者から、被災者の安否に関する情報の照会があったとき、内閣府が定める政令の要件を満たす場合に限り、町が把握する情報に基づき回答することができる。

その際、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

また、照会に対する回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

ア　被災者の同居の親族の場合
　被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

イ　被災者の同居でない親族又は職場等の関係者の場合
　被災者の負傷又は疾病の状況

ウ　被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合

2 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、町や県に対し、次の事項を明らかにして行う。

ア　氏名、住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項

イ　照会にかかる被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

ウ　照会をする理由

3 被災者に関する情報の利用

町は、安否情報の回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用以外の目的のために内部で利用することができる。

4 安否不明者の氏名等の公表

総務部は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、町等と連携のうえ、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

5 被災者台帳の作成

被災者の被害状況や支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、関係各部で共有するとともに、被災者支援システムに入力し応急対策に活用する。

被災者台帳の作成にあたっては、必要となる被災者情報について、県に対して、災害救助法に基づく救助を行った被災者の情報提供を求めることができる。

第４節　通信手段の確保

地震災害発生時における通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、有線電話が途絶した場合の緊急通信体制を確保する。

なお、災害に関する通信が緊急を要するものである場合は、電気通信事業者の電気通信設備の優先的利用、警察事務、消防事務、水防事務等の有線電気通信設備及び無線設備の使用、放送事業者に放送を行うことを求めることができる。（災害対策基本法第 57 条）

担当	総務部

対策の体系	通信手段の確保	第1　応急復旧 第2　通信手段

第１　応急復旧

総務部は、災害発生後、直ちに防災行政無線等の通信機能を点検するとともに、支障を発見した場合は、施設設備の復旧を行う。

また、携帯電話等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

なお、災害に関する通信が緊急を要するものである場合は、電気通信事業者の電気通信設備の優先的利用、警察事務、消防事務、水防事務等の有線電気通信設備及び無線設備の使用、放送事業者に放送を行うことを求めることができる。（災害対策基本法第 57 条）

第２　通信手段

１ 無線通信機能の点検及び復旧

総務部は、地震災害発生後、直ちに防災行政無線等の通信機能を点検するとともに、支障を発見した場合は、施設設備の復旧を行う。

２ 県防災行政通信ネットワーク

県からの気象予警報、地震情報及び災害に関する情報の伝達や、町からの被害状況等の伝達を行い、災害の予防及び応急対策を円滑に実施するため、県防災行政通信ネットワーク県防災行政無線の活用を図る。

県防災行政通信ネットワークは、県と市町村、消防本部、防災関係機関及び県出先機関（以下「市町村等」という。）相互を結ぶ通信網で、電子データ送受信、音声通話等の機能を有している。

県から町へ気象予警報、地震情報及び災害に関する情報を伝達するときは、一斉通信システム（全ての設置端末に、音声及び自動印刷機能により防災情報を伝達するとともに受信確認機能を有するシステム）により行う。また、町等から被害状況等を伝達するときは、防災情報システム（被害状況等の情報入力・共有機能を有するシステム）により行う。

なお、災害等が発生あるいは発生するおそれがある場合は、県は重要通話を確保するため、必要に応じ通話の統制を行う。

■ 県防災行政無線　（令和７年度）

機関名	衛星回線	設置場所
下市町	443-91	総務課

3 災害時優先電話･通信取扱い責任者の指定等

（1）災害時優先電話

災害時優先電話は、災害時においてその機能が発揮できるように、原則として着信を防止し、本部からの指示伝達用として発信専用とし、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

また、ＮＴＴ西日本株式会社が消防団詰所等に設置している孤立防止用無線電話は、一般加入電話の途絶等に際し活用する。

（2）通信取扱い責任者

各部及び防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため専任の通信取扱い責任者を指定する。

通信取扱い責任者は、各部及び防災関係機関相互の通信連絡を統括する。

4 電気通信設備の利用

（1）電気通信事業者への要請

総務部は、ＮＴＴ西日本株式会社に対し、応急回線の作成、利用制限等の措置による通信輻輳の緩和及び通信の疎通確保を要請する。

（2）優先利用

総務部は、必要に応じてＮＴＴ西日本株式会社に対して、非常電話又は非常電報を申し込み、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。

5 有線電話途絶時の措置

有線電話途絶のため、災害情報の収集・伝達に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。

（1）県、近隣市町村との連絡

奈良県防災情報システムを利用して行う。

また、必要に応じ消防無線、警察無線、非常通信、携帯電話を活用するとともに、状況によっては伝令（バイク、自転車、徒歩による。）の派遣を行う。

（2）関係機関との連絡

総務部は、関係機関に対し、連絡要員の町本部への派遣及び所属機関との連絡用無線機等を可能な限り携行するよう要請する。

（3）消防電話・警察電話等の利用

総務部は、他に通信連絡の手段がなく緊急を要する場合、奈良県広域消防組合又は県警察（吉野警察署）に業務用専用回線の利用を要請する。

（4）非常通信の利用

総務部は、有線電話が途絶し、かつ防災行政無線等による通信が困難な場合、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 52 条に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。

ア　県警察（吉野警察署）、鉄道会社等の関係機関が保有する無線

イ　放送局の有する無線

ウ　アマチュア無線等

6 災害現場等出動者との連絡

災害現場等に出動している各部職員との連絡は、携帯電話、伝令（自転車、バイク、徒歩等）、派遣、防災行政無線等の適当な手段によって行う。

7 無線通信の統制

災害発生時には、各種通信の混乱が予想されるため、それぞれの無線通信施設の管理者は、適切

な通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。

第５節　災害広報・広聴対策

情報不足や流言飛語等による混乱の発生を防止するため、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示、報道機関による報道など、住民一人一人が漏れなく正確な情報を得られるよう多様な方法によって広報活動を実施する。

また、被災者の不安や悩みの解消に努めるため、災害相談窓口を設置し、広聴活動を実施する。

担当	総務部、各部、関係機関

対策の体系	災害広報･広聴対策	第1　災害広報 第2　報道機関への情報提供等 第3　広聴活動の実施

■応急対策の流れ

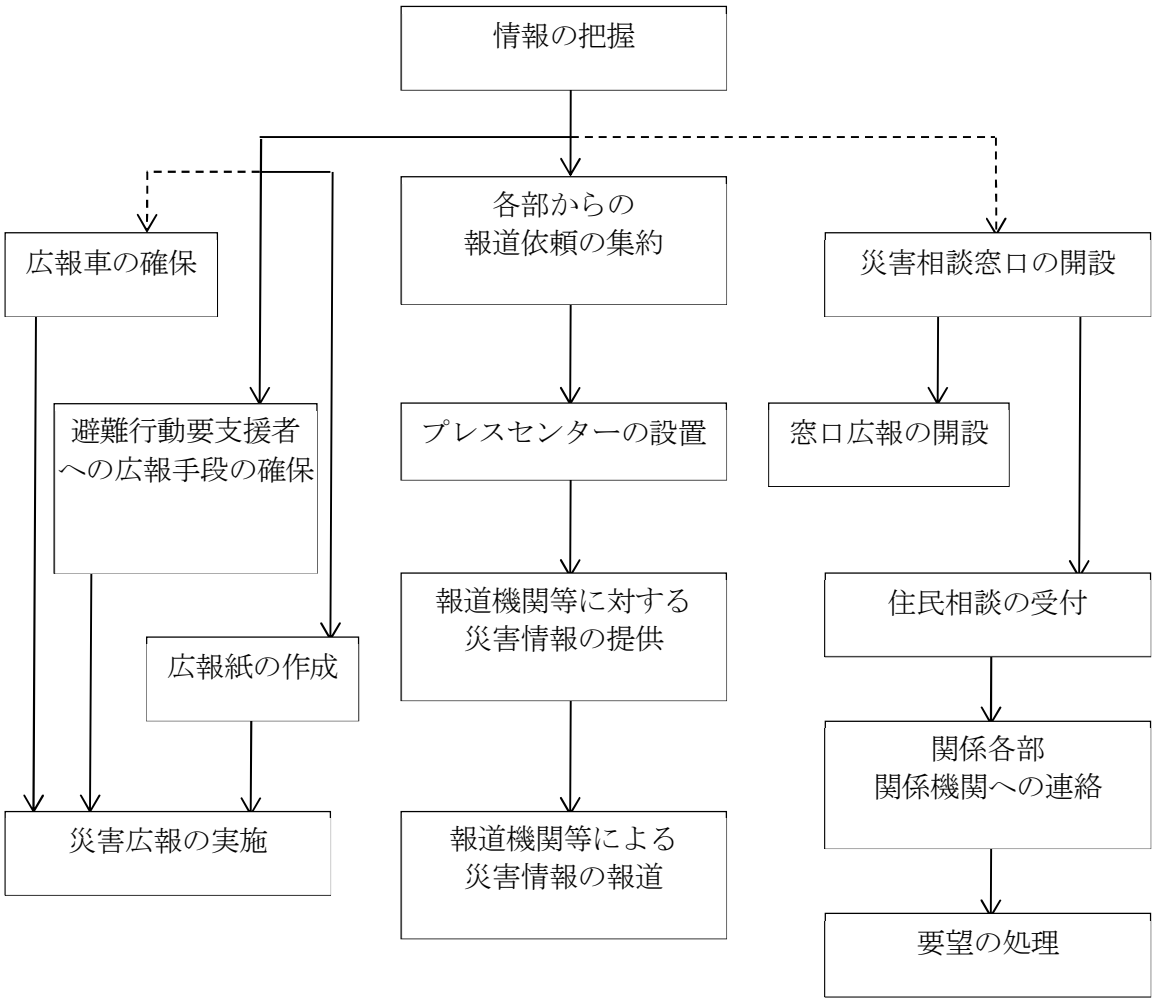

第１　災害広報

地震災害発生直後の速やかな災害情報の広報は、人心の安定やパニック防止等を図るうえで重要であることから、総務部は、関係機関と協力のうえ、住民向けの広報活動を実施する。

１ 広報の内容

町及び関係機関は相互に連携し、次の事項を中心に、多様な方法により広報活動を実施する。
なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現に努め、重複をいとわず繰り返し行う。

（１）地震災害発生直後の広報

地震災害発生後の状況に応じ、二次災害防止に重点を置き、以下の事項について広報を行う。

ア　出火防止、出火時の初期消火への呼びかけ（火気使用注意）
イ　建物倒壊のある場合の屋外退避等二次的災害危険防止のための呼びかけ
ウ　要配慮者への支援及び人命救助等の協力の呼びかけ
エ　電話混雑回避のための緊急以外の電話使用自粛協力の呼びかけ
オ　緊急車両交通確保のためのマイカー利用自粛協力の呼びかけ

（２）その後の広報

地震災害発生後の状況に応じて、上記の項目に加え、以下の事項について広報を行う。

ア　災害発生状況（人的被害、住家被害等）
イ　気象予報・警報に関する情報（余震情報その他気象庁（奈良地方気象台）より発表される情報（地震の規模・気象予報・警報に関する情報等））
ウ　二次災害に関する情報
エ　避難に関する情報
オ　公共交通機関の被害及び運行状況
カ　電気、水道、ガス等のライフライン施設の被害及び復旧状況
キ　主要道路の交通規制及び被害・復旧状況
ク　河川、橋梁等公共施設の被害・復旧状況
ケ　医療救護所・医療機関等の開設状況
コ　給食、給水に関する情報
サ　生活必需品等の供給状況
シ　県民の心得等県民の安全・安心の確保及び社会秩序保持のための必要事項
ス　その他必要と認められる情報
　(ｱ)被災状況とその後の見通し
　(ｲ)被災者のために講じている施策
　(ｳ)義援物資等の取扱い及びボランティアの受入れ等
　(ｴ)教育及び福祉関連情報

（３）ライフライン事業者による広報（ＮＴＴ西日本株式会社）

ア　通信の疎通状況、利用制限の措置状況
イ　電気通信設備等の復旧の状況
ウ　特設公衆電話設置状況　　等

（４）ライフライン事業者による広報（その他）

ア　被災により使用できない区域
イ　安全及び危険防止に関する事項
ウ　復旧状況及び見込み

（５）公共交通機関による広報

ア　被災による不通区間の状況

イ　臨時運行の状況
ウ　復旧状況及び見込み

2 広報の方法

（1）防災行政無線等による広報
（2）ケーブルテレビによる広報
（3）町ホームページによる広報
（4）広報車、携帯マイク等による現場広報
（5）広報紙の掲示、配布等による広報
（6）避難所への職員の派遣による広報
（7）自治会、自主防災会等による広報
（8）報道機関による広域報道
（9）モバイルメール、ＳＮＳ
(10) 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接依頼）

3 要配慮者への広報

要配慮者への広報は、拡大文字、ボランティアなどの協力による手話、点字、録音、外国語等による多様な広報活動に努める。

また､文字放送やファクシミリ､テレフォンサービスやインターネット等のメディアを活用する。

4 停電や通信障害発生時の広報

総務部は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

第２　報道機関への情報提供等

情報不足による混乱の発生を防止するため、報道機関と連携し住民への総合的な災害情報提供に努める。

1 災害情報の報道依頼

各部からの災害情報の報道依頼は、情報内容の一元化を図るため総務部で取りまとめ、新聞等の報道機関へ報道を依頼する。

テレビ・ラジオ等については、県（防災統括室）を通じて「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会奈良放送局及び奈良テレビ放送株式会社に対して放送の要請を行う。

2 災害情報の提供

災害情報を総括し提供するためのプレスセンターを災害対策本部とは別の施設又はフロアに設置し、広報担当者が報道機関に対し、資料配布・掲出及び本部長記者会見設定等により適宜情報の発表を行う。

なお、個人情報については十分にプライバシー保護に配慮する。

また、報道機関が独自に行う取材活動について協力する。

3 情報提供の内容

情報提供の主な項目は、以下のとおり。

（1）災害発生の場所及び発生日時
（2）被害状況
（3）応急対策の状況
（4）高齢者等避難避難情報等の発表、発令状況
（5）住民に対する協力呼びかけ及び注意喚起事項
（6）支援施策に関すること

第3　広聴活動の実施

地震災害によって家や財産が滅失した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、災害相談窓口を開設し、積極的な広聴活動を実施する。

1 災害相談窓口の開設

総務部は、被災地域の住民の要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問い合わせ及び相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて町役場等に災害相談窓口を開設する。

2 相談内容

災害相談窓口への相談内容については、被害及び復旧の状況、時間の経過とともに異なるが、主に次のようなものが考えられる。

（1）土地、建物の登記に関すること。
（2）住宅の応急復旧、解体、融資制度の利用に関すること。
（3）町税等の減免、徴収猶予等に関すること。
（4）要配慮者対策等の福祉に関すること。
（5）災害弔慰金等の支給に関すること。
（6）災害援護資金・生活資金等の貸付に関すること。
（7）罹災証明の発行に関すること。
（8）上水道・下水道の修理に関すること。
（9）中小企業及び農林業関係者の支援に関すること。
(10) その他生活再建に関すること。

3 実施体制

（1）各部から広聴担当者として対応職員を派遣するとともに、関係機関の協力を得ながら、電話及び住民応対業務全般について実施する。
（2）相談窓口の開設時には、設置場所、開設時間等について、広報紙、報道機関等で住民へ周知する。
（3）相談窓口には、専用電話及び専用ファクシミリを備える。

4 要望の処理

（1）被災した住民からの相談・要望・苦情等の積極的な聞き取りに努める。
（2）災害相談窓口で聴取した要望事項は、直ちに関係各部及び関係機関へ連絡し、必要なものについては速やかに対応できるよう努める。

5 記録写真の撮影、収集並びに記録動画等の作成

（1）総務部は、写真班を現地に派遣して災害現地写真を撮影する。関係機関は災害写真等を撮影したときは、速やかに広報・記録班に提供する。
（2）総務部は、必要に応じて壁新聞、災害動画等の災害記録を作成する。

第６節　応援の要請・受入れ

各部は、住民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、県、他の市町村等への応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

なお、要請については、総務部が窓口となり実施する。

担当	総務部、各部、関係機関

対策の体系	応援の要請･受入れ	第1　行政機関等への応援の要請･受入れ 第2　消防活動に係る応援隊の受入れ 第3　緊急消防援助隊の要請・受入れ 第4　県消防防災ヘリコプターの派遣要請･受入れ 第5　職員の派遣要請･受入れ 第6　民間との協力 第7　ISUTの受入れ体制の準備 第8　支援体制の整備(町外で災害が発生した場合) 第9　広域応援の受入れ

■応急対策の流れ

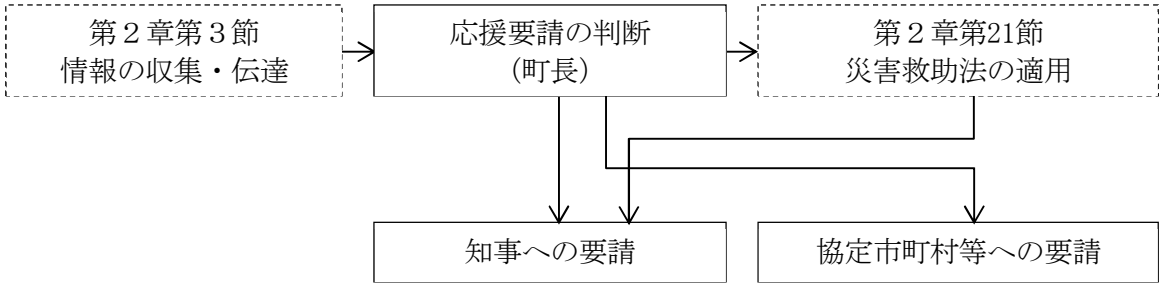

■法律、協定に基づく応援協力の要請系統

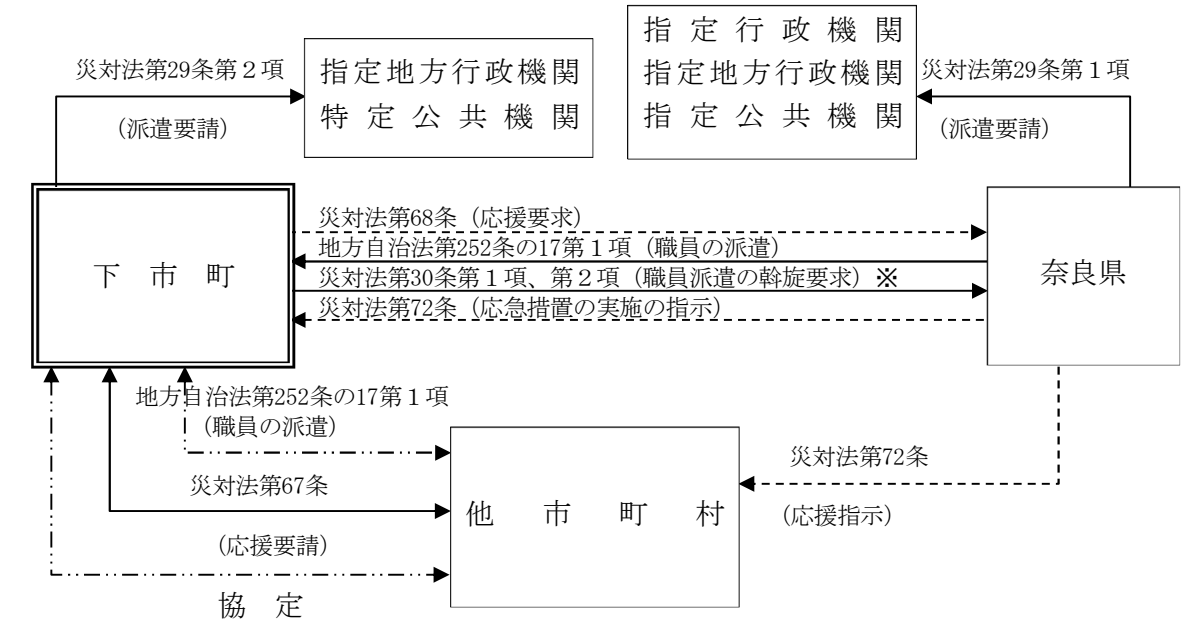

※奈良県（知事）に職員の斡旋を要求する対象
　災対法第30条第１項：指定地方行政機関、特定公共機関
　災対法第30条第２項：他の地方公共団体、特定地方公共機関

（災対法：災害対策基本法）

第１　行政機関等への応援の要請・受入れ

町長は、町単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合、知事及び他の市町村の長に応援を要請する。

なお、要請に関する窓口業務及び受入れに伴う宿舎の確保等後方支援業務については、総務部が行う。

１ 知事に対する応援要請

災害対策基本法第 68 条及び地方自治法第 252 条の 17 に基づき、知事に対して応援要請を行う。

２ 他の市町村の長に対する応援要請

相互応援協定に基づき、協定締結市町村の長に応援を要請する。

なお、当該市町村が被災している場合は、災害対策基本法第 67 条及び地方自治法第 252 条の 17 に基づき、その他の市町村の長に応援を要請する。

３ 指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施

町長は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求める。

要求ができない場合には、その旨及び町の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知する。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

４ 要請の方法

応援を要請する場合は、被害状況等を連絡するとともに、以下の事項を記載した文書を提出する。

ただし、そのいとまがない場合には、電話又はファクシミリによって要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

（１）災害の状況及び応援（又は応急措置の実施）を要請する理由
（２）応援を必要とする期間
（３）応援を希望する職種別人員並びに物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
（４）応援を必要とする場所
（５）応援を必要とする活動内容（応急措置内容）
（６）その他必要事項

５ 応援の範囲

次に掲げる応急措置を要請することができる。

（１）被災者の食料その他生活必需品の提供
（２）被災者の応急救助に係る職員の応援及び施設の利用
（３）診療、感染症患者の収容、その他治療及び防疫作業のための職員の応援並びに医療品等の提供

（4）復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに資料の提供
（5）清掃・し尿処理作業のための職員の応援及び資機材の提供
（6）水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに資機材の提供
（7）通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに資機材の提供
（8）消防、救急水防作業の応援及び所要の資機材の提供
（9）その他応急対策活動に必要な措置

6 応援部隊の受入れ

応援部隊の派遣が決定した場合は、派遣を要請した各部は、次の点に留意して応援部隊の活動が十分に行えるよう努める。

（1）応援部隊の宿泊施設を確保する。
（2）応援部隊との連絡調整のため連絡担当者を指名する。
（3）作業実施期間中は、現場に責任者を置き、応援部隊指揮者と協議し、作業の推進を図る。
（4）必要に応じて県警察（吉野警察署）に対して、被災地域等への誘導を依頼する。
（5）ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

第２ 消防活動に係る応援隊の受入れ

応援隊の派遣が決定した場合、奈良県広域消防組合は町と連携し、次の点に留意して応援隊の活動が十分に行えるよう努める。

（1）応援隊の宿泊施設及び資機材の保管場所を確保する。
（2）応援隊との連絡調整のため連絡担当者を指名する。
（3）消防作業実施期間中は、現場に責任者を置き、応援隊指揮者と協議し、作業の推進を図る。
（4）必要に応じて県警察（吉野警察署）に対して、被災地域等への誘導を依頼する。
（5）ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

第３ 緊急消防援助隊の要請・受入れ

町長（本部長）は、被害の状況、町の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動の要請を行う。この場合において、知事との連絡がとれない場合には、直接、消防庁長官に対して要請を行う。

（1）大規模災害応援

地震による大規模な震災が発生した場合に、被災地近隣の消防本部が「消防組織法第 39 条」に基づき、いち早く被災地に駆けつけ、効率的な消火、救急・救助等の応援活動を展開することにより、被害の軽減を図る。

この体制は、主に発災直後から「緊急消防援助隊運用要綱」に定める消防庁長官の措置（消防組織法第 44 条）による体制が機能し始めるまでの間実施されるものであり、消防庁長官の措置による応援体制が行われた時点で、同法に基づく体制となる。

（2）緊急消防援助隊の派遣

緊急消防援助隊は、「緊急消防援助隊運用要綱」に基づき地震等の大規模災害の発生に際し、被災地の消防の応援のため速やかに被災地に赴き、人命救助活動を行う。緊急消防援助隊は平成７年６月に発足し、市町村長は設置した救助・救急及び後方支援部隊について、その隊数を消防庁に登録している。出動については、消防庁長官が被災地の属する都道府県の知事と緊密な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の有無を判断し、「消防組織法第 44 条」の規定に基づき、適切な措置をとるものとされている。

第４　県消防防災ヘリコプターの派遣要請・受入れ

１ 県消防防災ヘリコプターの支援要請

陸上輸送が困難なとき、又は相当時間を要すると想定されるとき及び火災、山崩れ等で地上での応急活動が困難であると想定されるとき、「奈良県消防防災ヘリコプター支援協定」に基づき、知事に対して県消防防災ヘリコプターの派遣を要請する。

要請に関する窓口業務及び受入れについては、総務部が行う。

２ 県消防防災ヘリコプターの受入れ

県消防防災ヘリコプターの派遣を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期す。

また、町及びヘリポートとなる施設の管理者は、ヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部に報告する。

なお、受入れに際しては、次の措置をとる。

ア　ヘリポートに紅白の吹き流し又は国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる。

イ　離着陸地点には、Ⓗ記号を石灰、墨汁、絵の具等を用いて表示する。

ウ　ヘリポート周辺への一般人の立入りを禁止し、事故防止に努める。

エ　ヘリポートの発着に障害となる物体については、除去又は物件所在地の表示をする。
　　表示方法は、上空から良く判断できるよう、白布又は赤布等を縛り付ける。

オ　離着陸周辺の木片、小石等は吹き飛ばされるため、できるだけ取り除く。

カ　離着陸の際は砂塵が発生するため、その防止対策として消防車等による散水を行う。

第５　職員の派遣要請・受入れ

町長は、町の職員のみでは十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合、関係機関に必要な職員の派遣を要請する。

１ 職員の派遣要請

災害対策基本法第 29 条第２項の規定に基づき、他の地方公共団体、指定地方行政機関、特定公共機関（指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して、市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとして、それぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定したもの）の長に対して、職員の派遣を要請する。

要請にあたっては、以下の事項を記載した文書を提出する。

ただし、そのいとまがない場合には、電話又はファクシミリによって要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

（１）派遣を要請する理由
（２）派遣を要請する職員の職種別人員数
（３）派遣を必要とする期間
（４）派遣される職員の給与その他の勤務条件
（５）その他必要な事項

２ 職員の派遣斡旋要請

災害対策基本法第 30 条第２項に基づき、知事に対して指定地方行政機関、特定公共機関、他の地方公共団体、特定地方公共機関（指定地方公共機関である地方独立行政法人法第２条第２項に規定

する特定地方独立行政法人）の職員の派遣斡旋を要請する。

要請にあたっては、以下の事項を記載した文書を提出する。

ただし、そのいとまがない場合には、電話又はファクシミリによって要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

（1）派遣斡旋を要請する理由
（2）派遣斡旋を要請する職員の職種別人員数
（3）派遣を必要とする期間
（4）派遣される職員の給与その他の勤務条件
（5）その他必要な事項

3 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第 32 条、同施行令 17、18、19 条に定めるところによる。

4 従事内容

派遣要請を受けた職種に応じ指示された業務に従事する。

5 派遣職員の受入れ

派遣職員の派遣が決定した場合、派遣を要請した各部は、次の点に留意して派遣職員の活動が十分に行えるよう努める。

なお、受入れに伴う宿舎の確保等後方支援業務については、総務部が行う。

（1）派遣職員であることの住民への周知、広報上の配慮を行う。
（2）派遣職員の宿泊施設を確保する。
（3）作業の実施に必要な資機材は可能な限り準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

第6 民間との協力

応援要請、職員の派遣要請等で十分な要員を確保できない場合は、ハローワーク（公共職業安定所）に供給斡旋を依頼するほか、各団体・組織等の協力、法令に基づく従事命令又は協力命令を執行し要員の確保に努める。

なお、災害応急対策に従事した者に対し支払う必要のある賃金の額は、原則として同地域における同職種に支払われる額とし、その額は、関係機関と協議して定める。

1 ハローワーク（公共職業安定所）への斡旋依頼

災害時における応急対策等に要員が不足する場合は、第一段階として県に対し必要とする理由、作業の種別、必要人員、必要期間及び賃金等を記載した文書をもって斡旋の要請をする。

ただし、緊急時においては電話によって要請し、後日文書を提出する。

緊急の場合であって、前述による方法では迅速なる労働者の確保が困難であると予想されるときは、所轄のハローワークに対して必要な労働者の供給斡旋を依頼する。

（1）依頼する場合の連絡事項
ア 求人事業所名
イ 就労の場所
ウ 従事する作業内容
エ 賃金の額
オ 就労時間
カ 所要人数

キ　その他必要な事項

（2）従事内容

ア　罹災者の安全な場所への避難

イ　医療及び助産における各種移送業務

ウ　罹災者の救出

エ　飲料水の供給

オ　救済用物資の輸送

カ　その他災害応急対策実施上の補助業務

（3）要員の輸送

災害応急対策実施機関は、要員の毎月の作業就労に際し、要員の住所と作業現場との距離、作業能率その他を考え、できるだけ車両等による要員の輸送等について考慮する。

（4）供給の不足

要員の供給に不足を生じる場合は、所轄の公共職業安定所を通じ、近隣市町村のハローワークからの供給を依頼し、その確保に努める。

2 要員等の強制従事

災害応急対策を実施するための人員が労働者の雇用等によってもなお不足し、特に必要があると認められる場合は、法令に基づく従事命令又は協力命令を執行し、要員の確保に努める。従事命令又は協力命令を発するとき、あるいは発した命令を変更し、又は取り消すときは公用令書を交付するものとする。

なお、その種類、執行者及び対象者、並びに公用令書は、次のとおりである。

（1）強制命令の種類と執行者

対策作業	種類	根拠法令	執行者
災害応急対策事業 （災害救助法に基づく救助を除く応急措置）	従事命令 協力命令	災害対策基本法 71 条	知事 知事より委任を受けた町長
災害救助作業 （災害救助法に基づく救助）	従事命令 協力命令	災害救助法7条 〃　8条	知事
災害応急対策事業 （災害応急対策全般）	従事命令	災害対策基本法 65 条1項 〃　〃 2項 〃　〃 3項	町長 警察官 自衛官
災害応急対策作業 （災害応急対策全般）	従事命令	警察官職務執行法4条第1項	警察官
消防作業	従事命令	消防法 29 条5項	消防職員 消防団員
救急業務	協力命令	消防法 35 条の 10	救急隊員

対策作業	種類	根拠法令	執行者
水防作業	従事命令	水防法 24 条	水防管理者 水防団長 消防長

（2）命令対象者

命令区分(作業対象)	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令(災害応急対策並びに救助作業)	1 医師、歯科医師、薬剤師 2 保健師、助産師、看護師 3 土木技術者、建築技術者 4 大工、左官、とび職、 5 土木、建築等の業者及びこれらの従事者 6 地方鉄道業者及びその従事者 7 自動車運送業者及びその従事者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令(災害応急対策並びに救助作業)	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による町長、警察官の従事命令(災害応急対策全般)	当該区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令 (災害応急対策全般)	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者
消防法による消防職員、消防団員の従事命令 (消防作業)	火災及び火災を除く災害の現場付近にある者
消防法による救急隊員の協力命令	救急事故の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防長の従事命令(水防作業)	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

（3）従事内容

従事命令又は協力命令を受けたその公用令書に記載された業務に従事する。

（4）公用令書の公布

従事命令又は協力命令を発するとき、あるいは発した命令を変更し、又は取消すときは公用令書を公布するものとする。

（5）実費弁償

町長が災害対策基本法第 82 条の規定に基づいて発した従事命令により、災害応急対策に従事した者に対しては実費を弁償する。

（6）損害補償

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者で、そのことによって負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者に対しては、法令又は町条例に基づきその損害を補償する。

3 賃金の額

災害応急対策に従事した者に対し支払う必要のある賃金の額は、原則として同地域における同職種に支払われる額とし、その額は、関係機関と協議して定める。

４ 民間団体等の活用

災害応急対策を実施するにあたり民間団体等の協力によって、万全の体制を期する。

（１）協力要請

総務部は、被災者の応急救助業務を円滑に行うため必要な場合、自治会、自主防災組織、日赤奉仕団、防犯協会、民生児童委員協議会などの団体、並びに災害時応援協定を結んだ関係団体（医療救護、消防、建設、交通、郵便、商業等）に対し、協力要請を行う。

（２）協力内容

ア　地域内の被害状況等の通報
イ　本部と地域との連絡
ウ　避難誘導及び避難所業務の補助
エ　救助物資等の配給の補助
オ　炊出し
カ　医療救護の協力
キ　その他応急救助実施の協力

第７　ＩＳＵＴの受入れ体制の準備

災害の規模等に応じて、国（内閣府）等で構成されるＩＳＵＴ（災害時情報集約支援チーム）が派遣される。ＩＳＵＴは、災害情報を集約・整理し地図で提供することにより、県及び市町村等の防災対応を支援する役割を持つ。

町は県と連携して、必要に応じて派遣されるＩＳＵＴとも連携し、対応にあたる。

第８　支援体制の整備（町外で災害が発生した場合）

１ 被災地への人的支援

災害時における応援協定、全国町村長会等からの要請等に基づいて、被災地に迅速に職員を派遣する。

２ 避難者の受入れ対応

町は、社会福祉法人、ＮＰＯ団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置を行うなど、被災者のニーズをきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続など、生活全般について「とことん親切に対応」する。

また、県と連携して、避難してきた被災者に関する情報を把握し、被災自治体と被災者情報を共有する。

第９　広域応援の受入れ

広域応援部隊の受入れについては、総務部で全体調整し、実施する。なお、各部で個別に広域応援を要請した場合は、各部で受入れを行う。

応援職員の受入れにあたっては、感染症対策のため、応援職員の健康管理等を徹底する。さらに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。

１ 受援統括チームの設置

総務部内に、受援に関する全体調整を担当する「受援統括チーム」を設置する。

受援統括チームは、受援総括班、受援動員班、受援供給班に受援統括担当を定め、「受援統括チー

ム」を構成し、チーム責任者を指名する。

2 各班受援業務担当窓口の設置

応援を受け入れる各班に、「指揮命令者」及び「各部受援業務担当者」を置く。

① 指揮命令者

各班で担当している業務の特性に応じて、どのような人的・物的資源の応援を求める必要があるかを検討し、応援職員等（応援団体から派遣される行政職員や民間企業の従業員など）に対して、業務に関する指揮命令を行う者。管理監督職級を想定する。

② 各部受援業務担当者

応援受入れ状況の報告など必要な情報共有を行うとともに、応援職員等の受入れに関して、応援側の担当者と受入れや役割分担について調整等を行う実務担当者。

3 受援調整会議の開催

受援統括チームは、災害対策本部会議での決定事項の各部受援担当者への周知や、各班での要望で全体的な調整を要する事項の協議などのため、受援調整会議を開催する。

受援調整会議は、受援統括チーム及び各班受援担当者、町災害ボランティアセンター（社会福祉協議会）担当者等により行う。

各部受援担当者は、応援職員とのミーティングで情報共有を図り、必要に応じて、受援調整会議に応援職員の出席を求めることができるようにしておく。

■受援統括チームの構成及び実施内容

実施担当	実施内容
受援統括チーム	・県及び他の地方公共団体等に対する応援要請及び受入れに関すること。 ・企業、ＮＰＯ等からの応援に関する連絡調整、受入れに関すること。 ・物資に関する全体的な調整、配分方針検討に関すること。 ・町が求める応援に関する他機関等への情報提供及び情報発信に関すること。 ・受援調整会議の運営に関すること。 ・応援職員への宿泊施設等の斡旋に関すること。
受援総括班 （総務部（総括担当））	・受援業務の全体調整及び受援調整会議の運営に関すること。
受援動員班 （総務部（動員担当））	・人的資源の受入れに関すること。
受援供給班 （救護厚生部（物資供給担当））	・物的資源の受入れに関すること。

第７節　自衛隊災害派遣の要請要求・受入れ

本部長（町長）は、住民の人命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、知事に対し自衛隊災害派遣要請を要求するとともに、受入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

担当	総務部、関係機関

対策の体系	自衛隊災害派遣の要請要求･受入れ	第1　自衛隊災害派遣要請の要求等 第2　災害派遣部隊の受入れ 第3　派遣部隊の撤収要請

■応急対策の流れ

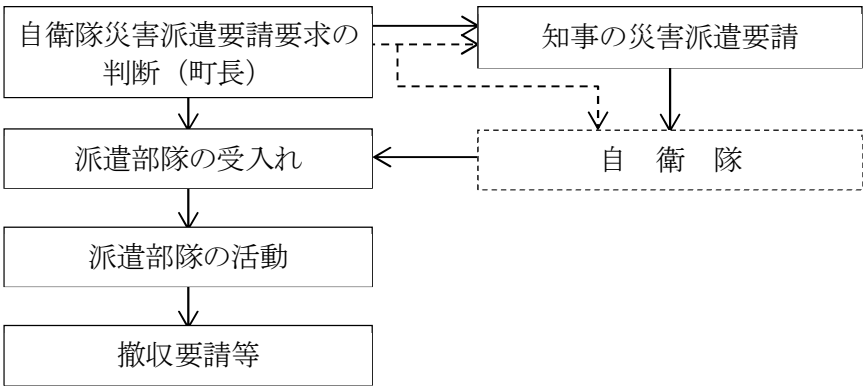

第１　自衛隊災害派遣要請の要求等

本部長（町長）は、自衛隊に対し災害派遣を要請する場合は、知事に派遣要請を要求する。
なお、自衛隊災害派遣要請を要求した場合は、その旨を吉野警察署長にも通知する。

１ 自衛隊災害派遣部隊の活動内容

（１）被害状況の把握
（２）避難の援助
（３）遭難者等の捜索救助
（４）水防活動
（５）消防活動
（６）道路又は水路の啓開
（７）応急医療、救護及び防疫
（８）人員及び物資の緊急輸送
（９）炊飯及び給水
(10) 救援物資の無償貸付
(11) 危険物の保安及び除去
(12) その他臨機の措置等

２ 災害派遣要請依頼要求基準

（１）人命救助のため応援を必要とするとき

（2）地震災害や地震火災が発生し、又は発生が予想され、緊急に応援を必要とするとき
（3）町内で大規模な災害が発生し、応急措置のための応援を必要とするとき
（4）救助物資の輸送のため応援を必要とするとき
（5）主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき
（6）応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援等の応援を必要とするとき
（7）その他、災害に際して住民の生命及び財産を保護するための応急対策活動の実施が、通常の方法では不可能又は困難であると判断するとき

3 派遣要請要求手続

（1）派遣要請の要求

自衛隊派遣要請依頼要求は、総務部が行う。

（2）派遣要請の通知

通信の途絶等によって、知事への要請要求ができない場合は、直接、自衛隊に対して災害の状況を通知することができる。

自衛隊は、災害状況の通知を受け、その事態に照らし、特に緊急を要する場合は自主的判断に基づき部隊を派遣することができる。

町長は、通知した旨を速やかに知事に通知しなければならない。

（3）派遣要請の上申

災害対策にあたる各部は、災害時の状況や被害状況等を勘案し、自衛隊派遣に関して本部長（町長）へ上申する。

（4）要請内容

派遣要請の要求は、原則として文書によるものとし、次の事項を記載する。

ただし、文書をもってしては時期を失するおそれがある場合は、各記載事項を口頭又は電話等により申し入れ、事後速やかに文書を提出する。

ア　災害の状況及び派遣を要請する理由
イ　派遣を希望する期間
ウ　派遣を希望する区域及び活動内容
エ　その他参考となるべき事項

4 災害派遣要請手続

（1）知事に対する連絡先（奈良県防災統括室）

奈良県防災統括室（災害対策本部総務情報班）への連絡先

代表電話	０７４２－２２－１１０１（内線２２８８）
直通電話	０７４２－２７－８４２５
ＮＴＴＦＡＸ	０７４２－２３－９２４４
奈良県防災行政無線（衛星系）	８１－１１１－９０１０
奈良県防災行政無線ＦＡＸ（衛星系）	８１－１１１－９２１０
夜間等代表電話	０７４２－２２－１００１
宿直室（夜間等）	０７４２－２７－８９４４

（2）知事に依頼できない場合の自衛隊への連絡

○　陸上自衛隊　第４施設団長（主として陸上自衛隊等に関する場合）
京都府宇治市広野町風呂垣外１－１
ＮＴＴ電話　０７７４－４４－０００１
通信相手　　第４施設団本部防衛対策班（内線７２３）
夜　　間　　第４施設団本部防衛対策班　（当直室）　（内線２１２）
ＮＴＴＦＡＸ　０７４４－４４－０００１（交換切替、内線２３３）
奈良県防災行政無線（衛星系）
８１－５７１－１１
８１－５７１－１２（当直室）
奈良県防災行政無線ＦＡＸ（衛星系）
８１－５７１－２１

（3）報告

県は災害派遣要請を行ったときは、次の機関に報告する。

自衛隊奈良地方協力本部
奈良市高畑町５５２
ＮＴＴ電話　　０７４２－２３－７００１

5 自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は、知事からの要請に基づくことが原則であるが、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自らの判断で自衛隊が派遣される場合がある。

この場合、自衛隊の連絡員等により、県経由又は直接町本部へ派遣部隊に関する情報が伝達される。

（1）災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
（2）災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、町長、警察署長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
（3）災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
（4）その他災害に際し、上記（1）から（3）に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

第2　災害派遣部隊の受入れ

本部長（町長）は、自衛隊の災害派遣が決定した場合、派遣部隊の活動が十分に行えるよう努める。なお、総務部は、受入れに伴う宿舎施設の確保等後方支援業務について行う。

1 派遣部隊の誘導

必要に応じて県警察（吉野警察署）に対して、被災地域等への誘導を依頼する。

2 受入れ体制

受入れにあたっては、次の点に留意する。

（1）自衛隊の宿泊施設又は野営場所及び資機材の保管場所を準備する。派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水費、電話料及び付帯設備料等の活動に要する次の経費については、原則として町が負担する。

（2）派遣部隊が実施する活動に必要な資機材は、できる限り町で準備し、速やかに活動できるよう努める。
（3）派遣部隊及び県連絡員、関係機関との連絡調整のため連絡担当者を指名する。
（4）作業実施期間中は、現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議し、作業の推進を図る。
（5）ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。
（6）作業計画の連絡調整

自衛隊に対する作業要請に際しては、次の事項に留意して応急対策活動の重複を避け、資機材の効率的運用が図れるよう調整する。

ア　作業箇所及び作業内容
イ　作業箇所別必要人員及び資機材
ウ　作業箇所別優先順位
エ　作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
オ　部隊との現場連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

（7）派遣部隊到着時の措置
ア　派遣部隊と作業計画等の協議
イ　知事への報告

3 経費負担

災害派遣部隊の活動に要する次の経費については、原則として町が負担する。

なお、町において負担するのが適当でないものについては、県が負担する。

（1）災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水費、電話料及び付帯設備料
（2）（1）に規定するもののほか、必要経費で協議の整ったもの

第3　派遣部隊の撤収要請

本部長（町長）は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成した時、又は必要がなくなったと判断した時は、派遣部隊その他の関係機関と協議のうえ、速やかに口頭又は電話により知事に対して撤収要請を要求する。

なお、事後速やかに以下の事項を記載した依頼文書を提出する。

ア　撤収要請日時
イ　派遣人員等及び従事作業の内容
ウ　その他参考となるべき事項

第８節　公共土木施設等・建築物応急対策

地震発生後の洪水、土砂災害などによる被害拡大を防止するため、被害状況を速やかに把握し、関係機関と協力して、必要な措置を講じる。

担当	防災施設部、総務部、建設部、関係機関

対策の体系	公共土木施設等･建築物応急対策	第1　被災直後の初期段階での対応 第2　県による住民や町等への情報提供 第3　公共土木施設等 第4　被災建築物、被災宅地 第5　地震水防活動

■応急対策の流れ

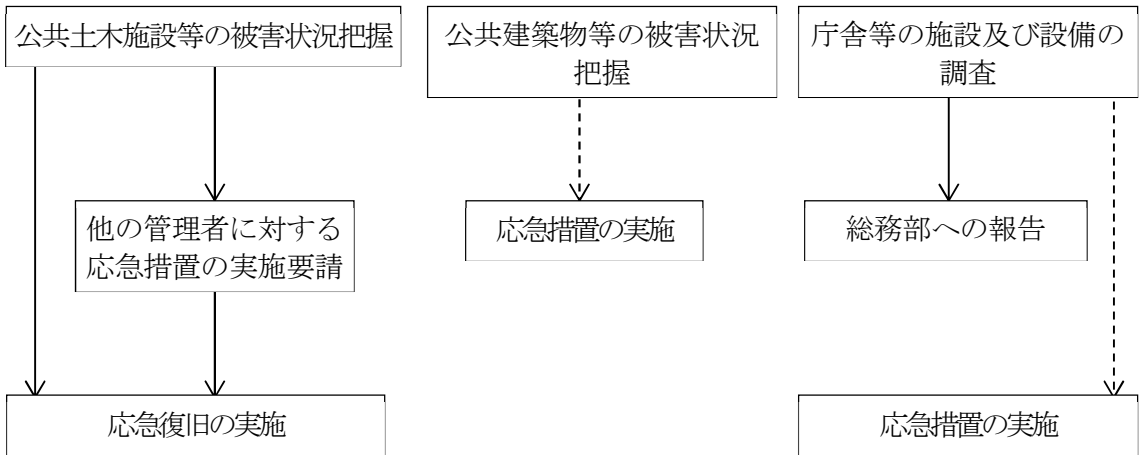

第１　被災直後の初期段階での対応

１ 県との連携

町は、県が実施する以下の（１）～（４）等のために必要な情報の収集及び被害状況の把握に努め、県との情報の共有化を図る。

（１）現地の被害情報の収集
（２）緊急対応に必要な資機材の提供
（３）河道の閉塞物の除去や道路交通確保のための障害物除去
（４）被害箇所状況調査

なお、国（国土交通省）は、重要物流道路及びその代替・補完路について、町から要請があり、かつ町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で町に代わって自らが行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、町道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

２ 県による情報収集と応急対策の検討への協力

（１）道路、河川等の被害及び土砂災害の状況をパトロールにより把握を行う。
（２）一般通行者等からの情報の収集においては、安心みちしるべ（距離標）などによる位置の特定を行う。

（3）被災箇所に対して、状況に応じた監視員の配置や各種センサーの設置などにより監視体制を確立し、リアルタイムな現場情報を収集する。
（4）被害状況調査等の結果を踏まえ、応急対策の検討及び資機材を確保する。
（5）地すべりによる重大な土砂災害の緊迫した危険が認められる状況においては、土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施する。

第2 県による住民や町等への情報提供

町は県から以下の情報提供を受けるとともに、住民に対して情報提供を行う。
（1）標識看板及び道路情報等により速やかに情報提供を行い、通行者に対して適切に迂回路への誘導を行う。
（2）報道機関への広報とともに詳細な道路規制・水防等に関する情報を町のホームページへの掲載や、メール配信システムの活用により、広く周知を行う。
（3）県との連携を図り、町内（有線）放送等により地域住民への周知を行う。
（4）地すべりによる重大な土砂災害の緊迫した危険が認められる状況においては、土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果を土砂災害緊急情報として県から提供を受ける。

第3 公共土木施設等

公共土木施設や危険箇所の被害状況を把握し、応急措置を講じる。

1 道路･橋梁

防災施設部は、道路・橋梁の被害状況等を把握し、必要な応急措置を講じる。
（1）被害状況の把握
アンダーパスや低地区間の浸水等道路の被害状況、通行障害の状況を把握する。
その他危険箇所の緊急点検を実施する。
災害が発生した場合､又は災害の発生が予想される場合に､自宅から勤務地へ参集する職員は、参集途上において可能な限り町管理施設の状況を把握し、異常があった場合には、参集後に状況を報告する。
また、大規模な災害が発生した場合には、公共土木施設に重大な損傷がある可能性が高く、専門的技術や知識が必要となる調査や､災害が広域に多発し調査員が不足する場合等が想定される。このような場合に施設管理者は、防災協定を締結している関係団体に協力を求めて、被災状況の調査や主要構造物の緊急点検を実施する。
（2）他の道路管理者への通報
町道以外の道路が冠水、損壊等によって通行に支障をきたしている場合は、総務部を通じて当該道路管理者（吉野土木事務所）に通報し、応急措置の実施を要請する。
（3）道路交通の確保
危険箇所を発見した場合は、直ちに県警察（吉野警察署）に連絡のうえ、通行止め等交通規制を行うとともに、迂回路の指定等の措置を講じ、道路交通の確保に努める。
（4）避難及び立入り制限
著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関に連絡及び住民に広報するとともに、必要に応じて、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入り制限を実施する。
（5）道路占用施設の被災
上下水道、電気、ガス、電話等、道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は、道路管理者に通報する。
また、緊急時には当該施設管理者は、現場付近への立入り禁止、避難誘導等、付近住民の安全確保の措置をとり、応急復旧を実施する。

（6）応急措置

被害を受けた町道について、災害対応拠点をつなぐ道路（啓開道路）やライフライン事業者の被災状況を考慮して応急復旧の優先順位の高いものから障害物の除去、仮復旧措置を講じる。

なお、町道以外の道路については、事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急措置を待ついとまのない場合は、必要最小限度の範囲で応急措置を講じるとともに、当該道路管理者にその旨を報告する。

（7）林道

町、県及び森林組合は、災害発生後速やかに林道施設の被害状況を調査し、二次的被害を防止するための対策を講じるとともに、住民の生活のため緊急に復旧する必要がある場合は、速やかに応急復旧工事を実施する。

（8）農道

町及び農道管理者は、被害状況を早期に把握し県に報告するとともに、必要に応じ応急措置を行う。

また、著しい被害を生じるおそれがある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、危険箇所への立入り制限を実施する。

さらに、住民の生活のため緊急に復旧する必要がある場合は、速やかに応急復旧工事を実施する。

（9）応援要請

町単独での道路の応急措置が困難な場合は、総務部を通じて県（吉野土木事務所）に対し応援を要請する。

(10) 道路啓開

町は、集められた情報を基に的確に被災状況を判断し、路上の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）や簡易な応急作業により早期の道路啓開に努め、緊急車両の通行を確保し、緊急活動を支援する。また、通行不能箇所については、迂回路を選定し緊急輸送ルートを確保する。放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行い、運転者がいない場合等においては、道路管理者自らが、車両の移動等を行うことができる災害対策基本法の規定の具体的運用について、検討する。

なお、関係機関により確認された道路啓開に関する情報は、速やかに報道機関等を通じて住民へ広報する。

2 公園、緑地

（1）応急措置

公園管理者は、公園施設の被災状況を把握するため、公園内及び周辺の巡視を行い情報収集に努める。

公園・緑地は、震災時の避難場所・避難路としての使用を可能とするため、広場、建物等の被害箇所の応急措置の実施及び避難場所へ至る避難路（園路等）の確保に努める。

（2）応急対策

ア　公園、緑地

公園管理者は、公園施設の被害状況及び復旧資機材の利用等を考慮して、速やかに応急対策を実施する。特に、避難場所となる広場、建物等へ至る主要経路については、優先的に復旧作業を行い公園機能の回復に努める。

イ　占用施設

上下水道、電気、ガス、電話等公園占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は、公園管理者に通報する。また、緊急時に当該施設の管理者は、現場付近へ立入り禁止、避難の

誘導、周知等公園利用者の安全確保のための措置をとり、事後速やかに公園管理者に連絡するとともに応急対策を実施する。また、公園管理者は必要に応じて協力、支援等を行う。

3 土砂災害警戒区域等

防災施設部は、土砂災害警戒区域等の被害状況を把握し、必要に応じて応急措置を実施する。

（1）被害状況の把握

土砂災害警戒区域等の被害状況を把握するとともに、被災施設及び危険箇所に対する点検を速やかに実施する。

（2）砂防ボランティアの要請

土砂災害警戒区域等において、危険の程度を判定する必要がある場合は、県砂防ボランティア協会に砂防ボランティア（斜面判定士等）の派遣を要請し、危険度の判定を行う。

（3）関係機関への通報

所管施設以外の被害や異常現象を発見した場合は、総務部を通じて県（吉野土木事務所）、奈良地方気象台、県警察（吉野警察署）、隣接行政機関、交通機関などの当該危険区域等の関係機関に通報し、応急措置の実施を要請する。

（4）避難及び立入り制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関及び住民に連絡するとともに、必要に応じて適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入り制限を実施する。

（5）災害発生時の報告

土砂災害が発生した場合、被害状況の報告を県（吉野土木事務所）に対して行う。

（6）応急措置

危険箇所の被害拡大防止措置及び被災施設の仮復旧措置を速やかに実施するとともに、所管施設以外の応急措置に協力する。

また、町単独での応急措置が困難な場合は、総務部を通じて県に対し応援を要請する。

第4 被災建築物、被災宅地

本部長（町長）は、大規模地震により被災した建築物の倒壊又は宅地擁壁の崩壊等による人命への二次災害を防止するために、必要な応急対策を実施する。

1 公共建築物

各部は、防災上必要な庁舎等の施設及び設備、並びに所管する公共建築物の被害状況について、被災建築物応急危険度判定士等により、応急危険度判定により速やかに把握し、総務部へ報告するとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物の使用禁止、又は立入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

総務部は、県等の関係機関庁舎等の被害状況を速やかに把握する。

なお、庁舎等について防災上の機能に支障がある場合、応急的補強等緊急措置を講じる。

2 民間建築物(被災建築物危険度判定)

建設部は、被害状況を県に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。

（1）下市町被災建築物危険度判定実施本部の設置

大規模地震により被災した建築物の倒壊、部材の落下等による人命への二次災害を防止するために、庁舎内に下市町被災建築物危険度判定実施本部（以下「判定実施本部」という。）を設置し、県が設置する奈良県被災建築物危険度判定支援本部と連携し、実施計画（判定実施区域、優先順位、判定実施期間、判定対象となる建築物、判定に必要な判定士及びコーディネーターの人

数、必要な資機材の充足状況等）を作成のうえ、被災建築物応急危険度判定（以下「応急危険度判定」という。）を実施する。

被災建築物が膨大な数になり、被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）が不足する場合は、県を通じて、建築関係団体、他都道府県等へ被災建築物の応急危険度判定の支援を要請する。

（2）応急危険度判定作業

ア　判定実施本部は、判定士、判定コーディネーターの支援を含む必要支援事項の検討を行い、必要に応じ、県へ要請する。

また、地元判定士等の参集連絡・調整を行う。

イ　判定実施本部は、応急危険度判定に係る調整を実施する。

ウ　判定実施本部は、判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

（3）応急危険度判定の広報

判定実施本部は、応急危険度判定の実施に関わる内容、注意事項を整理し、住民に理解を得るための広報を総務部に依頼する。

3 宅地(被災宅地危険度判定)

防災施設部は、被害状況を県に報告するとともに、二次災害防止のため概括的被害情報等に基づき、下市町被災宅地危険度判定実施本部を設置し、県と連携し被災宅地の危険度判定を実施する。

また、被災宅地危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により宅地の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

特に、庁舎や避難施設等の防災上重要施設が立地する宅地においては、被災宅地危険度判定士等により速やかに危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険度が高い場合は、使用禁止及び立入り禁止等の措置を執るよう施設管理者に勧告する。

（1）被災宅地の応急危険度判定作業の準備

ア　住宅地図等の準備、割当区域の計画

イ　被災宅地危険度判定士受入れ名簿への記入と判定チームの編成

ウ　判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付

（2）調査の体制

被災宅地危険度判定士有資格者の職員を中心として２人１組の班を構成する。

（3）応援要請

町単独で被災宅地危険度判定を実施することが困難であると判断した場合は、県に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

第５　地震水防活動

大規模地震発生後における河川、水路又はため池の決壊、溢水による水害を防止し、被害の軽減を図るため、関係機関と連携し、適切な地震水防応急対策を実施する。

1 監視警戒活動

本部長（町長）は、大規模地震発生後、市街地延焼火災の危険が回避された場合は、河川・ため池等の管理者と連携し、直ちに区域内の河川、水路、ため池等の監視警戒活動を行う。

護岸の被害状況、河川・水路の橋脚、工事箇所の仮設物等に掛かる浮遊物などの障害物の状況、ため池の被害状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

巡視の結果、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに吉野土木事務所、県警察（吉野警察署）及び当該施設の管理者（吉野土木事務所、ため池管理者）に連絡して必要な措置を講じるよう求め

る。

ただし、緊急を要する場合は、その他適宜に水防活動を行う。

2 応急警戒復旧

地震時に実施する水防上の応急措置としては、特に河川・ため池の護岸等の応急補強などが想定されるが、必要な応急措置を実施する。

（1）建設部は、ため池等の管理者と連絡を密にし、水位の変動及び状況に応じて門扉等の適正な開閉を行う。

（2）町管理の水防施設については、状況等から判断して、時期を逸しないよう門扉の開閉等の措置をとる。

（3）地震により護岸等が被害を受け危険と考えられる場合は、水防工法等により応急措置を講じる。

（4）本部長（町長）は、水防法第 21 条に基づき水防のため必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、関係者以外の立入りを禁止するなどの措置を講じるとともに、県警察（吉野警察署）に対して警察官又は警察職員の出動を求める。

（5）町単独での応急措置が困難な場合は、総務部を通じて県に対し応援を要請する。

3 水防に必要な資機材の点検整備等

総務部及び建設部は、それぞれ所管する水防倉庫の備蓄資機材の点検整備を行うとともに、協力団体・業者との応援調達ルートの確保を行う。

第９節　ライフラインの確保

ライフラインに関わる事業者等は、災害発生時における迅速かつ的確な初動対応と被害拡大防止対策を実施するとともに、被害状況について、町及び県に報告する。

また、災害によって途絶したライフライン施設については、速やかに応急復旧を進めるとともに、応急供給、サービス提供を実施する。

担当	防災施設部、総務部、関係機関

対策の体系	ライフラインの確保	第1　上水道 第2　下水道 第3　電力(関西電力送配電株式会社奈良本部) 第4　LPガス(LPガス事業者) 第5　電気通信(各社)

■応急対策の流れ

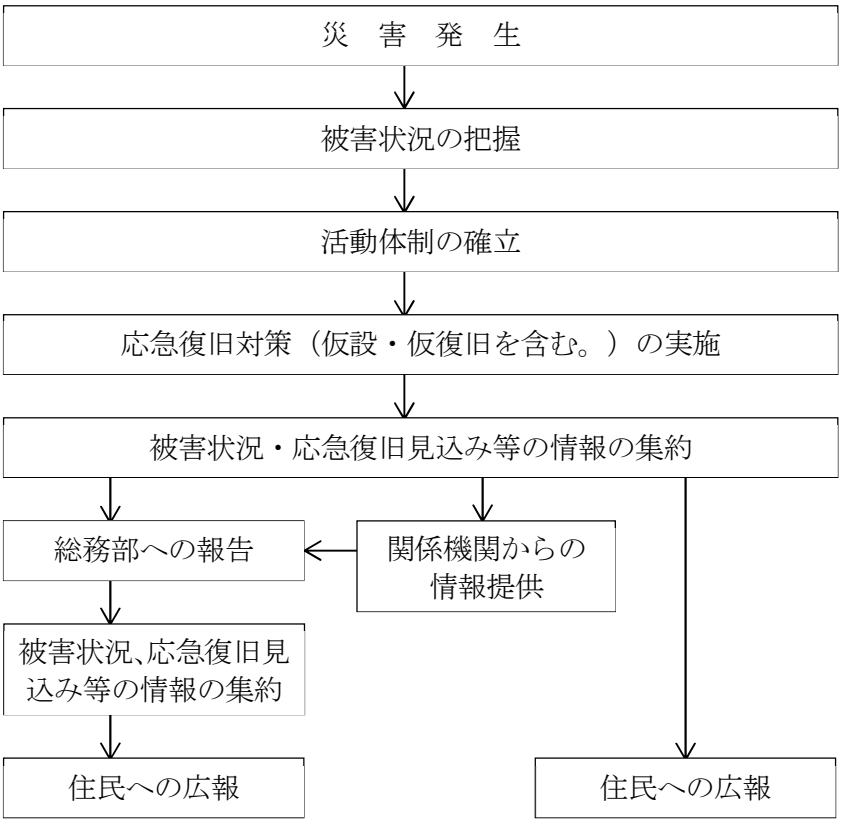

第１　上水道

１ 活動体制

奈良県広域水道企業団は、水道事業危機管理マニュアルに基づき、飲料水の確保、応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保し、必要に応じ協定業者等に応援を要請する。

それでもなお不足する場合は、総務部を通じ、県、他の市町村等に応援を要請する。

2 応急措置

奈良県広域水道企業団は、災害が発生した場合、速やかに上水道施設の被害状況や断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急復旧対策を行い、給水、配水機能の維持を行う。また、必要に応じて施設の稼働の停止又は制限など二次災害の防止措置を講じる。

特に、水道が汚染し、飲料水として使用することが不適当なときは、直ちにその使用の禁止、停止及び制限などの措置を行う。

また、総務部を通じて、県、県警察（吉野警察署）への通報を行う。

3 応急復旧の方針

（1）各水源の取水施設・導水施設及び浄水施設の復旧を最優先に行い、順次浄水場に近い箇所から送水管の復旧を進める。
（2）施設の応急復旧は、要員・資機材及び消毒剤等を調達して復旧体制の確保を図り、避難所、病院、社会福祉施設等への給水再開を優先的に進める。
（3）作業にあたっては、断水区域を最小限にするために配水調整を行い、順次断水区域の解消に努める。
（4）応急復旧作業の実施に際しては、補修専門業者に要請するとともに、建設業者の応援を求める。
（5）被害状況に基づいて、必要な復旧資材を迅速に調達し、不足する資材については早急に発注する。
（6）応急復旧の実施に必要な人員・資機材が確保できない場合には、日本水道協会奈良県支部と連携を図りつつ、速やかに相互応援協定等に基づく支援の要請を行うものとし、また、必要に応じて県を通じて県内市町村・厚生労働省・他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。
（7）配水支管・給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水・運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消する。
（8）ほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施する。

4 広報

（1）上水道施設の被害状況、給水状況、復旧状況及び今後の見通しを関係機関、報道機関等に伝達し、広報する。
（2）ケーブルテレビ、町ホームページ、広報車、防災行政無線等を通じて、被害状況、復旧状況等についての広報を行うとともに節水に努めるよう広報する。

第2 下水道

1 応急復旧

防災施設部は、被災した下水道施設の応急復旧を実施する。

なお、災害の発生時において、上下水道の構造等を勘案して、速やかに、上下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

（1）被災後、速やかに施設の点検、被害状況の把握、応急復旧計画の策定を行う。
（2）原則として、最下流部の下水道から順次、応急修理を行うが、医療施設、避難所、福祉施設等の復旧作業は優先的に行う。
（3）町内及び近隣市町村の下水道工事業者と必要な資機材を確保し、復旧体制を確立する。

（4）他ライフライン施設間で、被災状況等相互に情報交換し、的確・円滑な復旧に努める。

2 広報

（1）下水道施設の被害状況、復旧状況及び今後の見通しを関係機関、報道機関等に伝達し、広報する。

（2）ケーブルテレビ、町ホームページ、広報車、防災行政無線等を通じて、被害状況、復旧状況等についての広報を行うとともに節水に努めるよう広報する。

第３　電力（関西電力送配電株式会社奈良本部）

地震災害により電力設備被害が発生した場合における、電力の早期復旧のための対策について定める。

1 通報･連絡

（1）通報・連絡の経路

通報・連絡は以下のとおりとする。

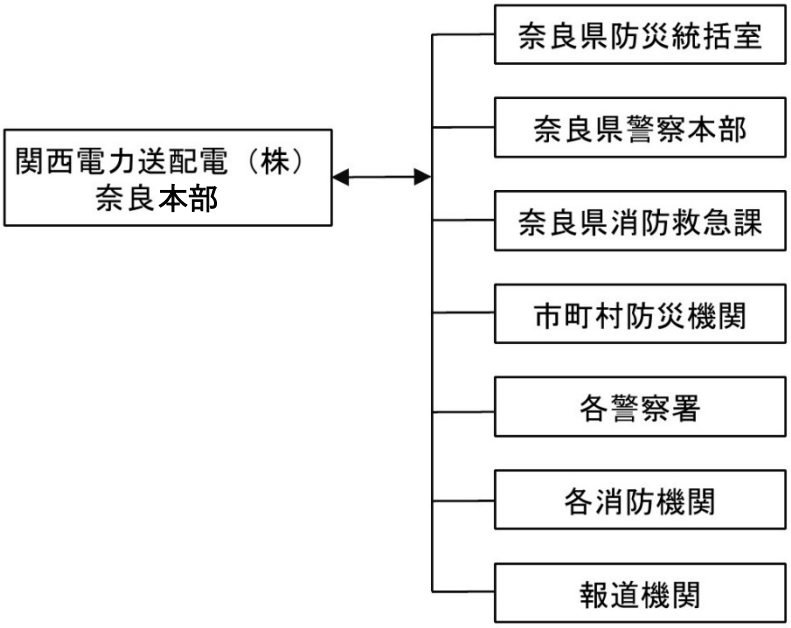

2 災害時における情報の収集、連絡

（1）情報の収集・報告

災害が発生した場合は、必要に応じ次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握する。

ア．一般情報

（ア）気象、地象情報

（イ）一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報

（ウ）社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）

（エ）その他災害に関する情報（交通状況等）

イ．当社被害情報
（ア）電力施設等の被害状況及び復旧状況
（イ）停電による主な影響状況
（ウ）復旧資材、復旧要員、食料等に関する事項
（エ）従業員等の被災状況
（オ）その他災害に関する情報

（2）情報の集約

国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関及び協力会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

3 災害時における広報

（1）広報活動

災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を必要に応じ行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を必要に応じ行う。

ア．無断昇柱、無断工事をしないこと。
イ．電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターへ通報すること。
ウ．断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
エ．浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、及び必ず電気店等で点検してから使用すること。
オ．屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
カ．電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
キ．その他事故防止のため留意すべき事項。

（2）広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、ＳＮＳ及びＬアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 対策組織要員の確保

（1）対策組織要員の確保

ア．夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。
イ．対策組織が設置された場合、対策組織要員は、速やかに所属する対策組織に出社する。なお、供給区域内において震度６弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、直ちに所属する事業所へ出社する。

（2）復旧要員の広域運営

他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、又は発生したときは応援の要請を行う。

5 災害時における復旧用資機材の確保

（1）調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により、

可及的速やかに確保する。

ア．現地調達

イ．対策組織相互の流用

ウ．他電力会社等からの融通

（2）輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている協力会社の車両、ヘリコプター等により行う。

（3）復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

6 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

7 災害時における県への支援要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、県へ支援を要請する。

8 災害時における応急工事

（1）応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

（2）応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

ア．水力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

イ．送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

ウ．変電設備

機器損傷事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

エ．配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

オ．通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置及び可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

（3）災害時における安全衛生

応急工事の作業にあたっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

9 ダムの管理

（1）管理方法

ダムの地域環境、重要度及び河川の状況を考慮して、平常時及び洪水時の管理方法を定め、運用の万全を期する。

（2）洪水時の対策

洪水が予想される時は、雨量、水位等の早期把握と出水量の的確な予測に努め、機械器具、観

測・警報施設の点検整備を行う。

（3）通知、警告

ダム放流を開始する前には、関係官庁及び地方公共団体等に通知するとともに、一般に周知するため、立札による掲示を行うほか、サイレン、スピーカー等により警告する。

（4）ダム放流

ダム放流にあたっては、下流水位が急上昇しないよう、ゲートを操作して放流を行う。なお、必要に応じ、河川パトロール等も実施する。

（5）管理の細目

ダム、せき、水門等の管理の細目については、発電所ごと、ダムごとに定める。

10 復旧計画

（1）設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。

ア．復旧応援要員の必要の有無
イ．復旧応援要員の配置状況
ウ．復旧資材の調達
エ．復旧作業の日程
オ．仮復旧の完了見込み
カ．宿泊施設、食料等の手配
キ．その他必要な対策

11 復旧順位

復旧計画の策定及び実施にあたっては、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

第4 ＬＰガス（ＬＰガス事業者）

ＬＰガス事業者は、それぞれ水害、浸水地域のＬＰガス施設による災害を最小限に止め、ＬＰガスの消費及び地域住民の安全を確保するため、整圧器等の機能監視及び容器の特別見回り、防護及び応急機材の点検整備を行う。

なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

1 緊急対応措置

緊急対応措置は、「被害状況の確認」と「二次災害の発生防止」であり、そのため以下のとおり行う。

（1）ＬＰガス設備の被害状況の確認は、緊急度が高く、かつ、ＬＰガス貯蔵量が大である施設を優先することを原則として、学校、病院等を含む公共施設、集合住宅、業務用施設、一般住宅の順に行う。

（2）確認は、供給停止及び容器撤去等二次災害防止措置の必要性の有無を目視により行うものとし、建物の倒壊、浸水、火災発生の有無又はその発生のおそれの有無、容器の転倒･配管の折損等によるガス漏れの有無について行う。

（3）確認の結果、二次災害のおそれがある施設に対しては、供給停止又は容器撤去を行う。

（4）ＬＰガス施設が浸水した施設では、目視点検で異常が認められない場合も、「供給復活のための安全点検」で定める安全確認により異常がないと確認されるまでは、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に呼びかける。

２ 供給復活のための安全点検

供給復活のための安全点検は、多数のＬＰガス設備に対して実施する必要があるため、以下のとおり行う。

（１）安全点検実施対象施設は、目視点検を行った結果、さらに安全点検を行う必要が認められた設備、及びＬＰガス設備が浸水した地域のＬＰガス設備全てとする。

（２）安全点検は、供給停止の及ぼす影響の大小を勘案し、原則として、学校･病院等を含む公共施設、集合住宅、業務用施設、一般住宅の順に行う。

（３）安全点検の結果について消費者に説明するとともに、新たに異常が発生したときや漏洩等の異常が認められた場合にとるべき措置について、周知徹底を図る。

３ 広報

（１）二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。

（２）被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

第５　電気通信（各社）

１ NTT西日本株式会社

災害時における電気通信サービスの基本的な考え方として、災害が発生した場合又は通信の著しく輻輳が発生した場合等において、通信不能地域をなくすため及び重要通信の確保を図るため、災害措置計画を作成し、以下のとおり実施する。

（１）発生直後の対応

①　災害対策本部（災害情報連絡室）の設置

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、災害の規模や状況により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、災害応急復旧等を効果的に講じられるよう、地域防災機関と密接な連携を保ち、災害応急対策及び災害復旧対策の活動を速やかに実施する。

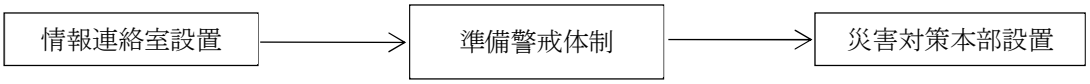

②　災害対策情報の連絡体制

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、災害の規模及び状況により、県(県災害対策本部又は防災統括室）等の防災機関へ災害対策本部（情報連絡室）開設連絡及び被災状況・復旧対策等に関する情報を迅速・的確に収集し、必要な事項は情報統括班が速やかに報告する。

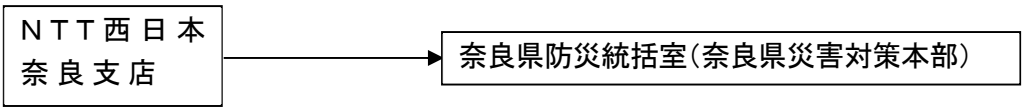

③　情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

(ｱ)　気象状況、災害予報等

(ｲ)　電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況

(ｳ)　当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況

(ｴ)　被災設備、回線等の復旧状況

(ｵ) 復旧要員の稼働状況
(ｶ) その他必要な情報

④ 被害状況の把握及び応急対策要員等の確保

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、通信設備の被災の全容を災害対策システム等の活用により、より迅速に把握するとともに、早期設備回復に向け、効果的な復旧活動に努める。

ア 災害発生のおそれがある場合、事前に復旧要員等を確保する。
イ 復旧資機材調達及び災害対策機器・工事車両等を確保する。
ウ 被災が大規模に及ぶ場合等は、本社の災害対策本部に支援要請し、ＮＴＴ西日本株式会社グループ総体として広域復旧体制を整える。

⑤ 防護措置

通信設備等の被害拡大を防止するため、必要な防護措置を実施する。

（2）災害状況等に関する広報活動体制

災害が発生し、通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況、特設公衆電話設置況等を広報するなど、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

① 被災等の問合わせに対する受付体制を整える。
② 被害規模・内容によっては、トーキ案内を行う。
③ 広報車による広報及び営業所等への掲示による広報活動を行う。
④ 報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ及び新聞掲載等による広報活動を行う。
⑤ 有機的な連携を強化するため、自治体等の協力を得ながら広報活動を行う。

（3）応急復旧

電気通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関して応急復旧措置を講じる。また、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被災状況に応じ別表の復旧順位に基づき、適切な措置をもって復旧に努める。

■電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

順位	復旧回線
第一順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等各1回線以上 ○ 気象機関 ○ 水防機関 ○ 消防機関 ○ 災害救助機関 ○ 警察機関 ○ 防衛機関 ○ 輸送確保に直接関係ある機関 ○ 通信確保に直接関係ある機関 ○ 電力供給の確保に直接関係ある機関
第二順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等 ○ ガス供給の確保に直接関係ある機関 ○ 水道供給の確保に直接関係ある機関 ○ 選挙管理機関 ○ 新聞社、放送事業または通信社の機関 ○ 預貯金業務を行う機関 ○ 国又は地方公共団体の機関（第一順位となるものを除く）
第三順位	第一順位及び第二順位に該当しないもの

（4）通信疎通に対する応急措置

災害のため通信が途絶し又は通信が輻輳した場合、災害措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の措置を実施する。

（5）通信の利用制限

災害が発生し、通話が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行う。

（6）災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

（7）応急復旧

災害が発生し、孤立地帯等が発生又は発生するおそれのある場合は、災害対策用無線機による措置を行う。

2 株式会社ドコモCS関西(携帯電話)

株式会社ドコモＣＳ関西は、ＮＴＴグループで定めている「防災業務計画」に基づき、以下のとおり実施する。

（1）社外関係機関との連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ別に定める社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

（2）警戒措置

災害予報が発せられた場合、報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置をとる。

① 情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置すること。
② 異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させること。
③ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行うこと。
④ 災害対策用機器の点検と出動準備、若しくは非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずること。
⑤ 防災のために必要な工事用車両、資材等を準備すること。
⑥ 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずること。
⑦ その他、安全上必要な措置を講ずること。

（3）通信の非常そ通措置

① 重要通信のそ通措置

災害等に際し､次により臨機に措置をとり､通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。

(ｱ) 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。
(ｲ) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、関連法令等の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。
(ｳ) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、関連法令等の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱うこと。
(ｴ) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。
(ｵ) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。

② 携帯電話の貸出し

「災害救助法」が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。

③ 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達

できる災害用伝言板等を速やかに提供する。

（4）社外機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し資材及び物資対策、交通及び輸送対策、電源対策、その他必要な事項について、応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

① 要員対策
② 資材及び物資対策
③ 交通及び輸送対策
④ 電源対策
⑤ お客様対応
⑥ その他必要な事項

（5）設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

3 KDDI株式会社(携帯電話)

ＫＤＤＩ株式会社は、ＫＤＤＩ防災業務計画の定めるとおり以下を実施するものとする。

（1）情報の収集及び連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行うものとする。

① 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。
② 必要に応じて総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

（2）準備警戒

災害予報が発せられた場合等において、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が予想される場合は、その状況に応じ緊急連絡用設備等の運用に必要な措置、異常事態の発生に備えた監視要員の配置、防災上必要な要員の待機、災害対策用機器の点検と出動準備、電源設備に対する必要な措置、伝送路の代替設定の準備、他の中央局における代替運用の準備等の準備警戒措置をとるものとする。

（3）防災に関する組織

① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。
② 災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。

（4）通信の非常疎通措置

① 災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図るものとする。
② 通信の疎通が著しく困難となり、重要な通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第８条第２項及び電気通信事業法施行規則第 56 条の定めるところにより、利用制限等の措置をとるものとする。

（5）設備の応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施するものとする。

（6）設備の復旧

被災した通信設備等の復旧工事は、応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づいて必要な改良事項を組み入れて設計し、実施するものとする。

4 ソフトバンク株式会社(携帯電話)

ソフトバンク株式会社（以下、ＳＢ）は災害時において、基地局によるサービス提供が困難となった場合など、基地局の復旧はもとより、通信サービスを提供するためエリアの確保を様々な手段をもって整える対策を講じている。

（1）顧客への発災時の支援

① 発災情報の通知
② 被災情報の相互連絡
③ 貸出用携帯電話等の配備
④ 位置情報通知システム
⑤ ＷＥＢサイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知
⑥ ＷＥＢサイト上での災害関連地域情報の公開

（2）通信サービス確保の対策

① 緊急対策本部の設置

大規模災害発生時には、ＳＢが被害情報の収集を行い、そのうえで、被害状況に基づき緊急対策本部を設置し、通信ネットワークの早期復旧などの対策を講じる。

② 通信の確保・維持

（3）通信エリアの復旧と確保

ＳＢでは、基地局が災害によって被災し利用できなくなった場合、状況に合わせて主に以下の対応を実施し、早期に通信エリアが確保できるように努める。

① 停電基地局の発電機設備による電源確保
② 移動無線基地局車・可搬型衛星基地局の配備による臨時基地局の設置
　(ｱ) 移動無線基地局車
　(ｲ) 可搬型衛星基地局
③ 新規伝送路確保による既存基地局復旧
④ 基地局の建て直し
⑤ 燃料調達

⑥ 移動電源車
⑦ 周辺基地局によるエリア救済
⑧ 代替基地局設備の導入

（4）災害時通信サービス
① 緊急速報メール
② 災害用伝言板サービス
③ 災害用音声お届けサービス
④ ＷＥＢサイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知

5 楽天モバイル株式会社(携帯電話)

（1）情報収集と連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報収集と連絡を行う。

① 災害の規模、気象、停電、道路等の状況、電気通信設備等の被災状況、災害応急復旧計画及び実施状況、復旧要員の稼働状況等について情報収集し、社内関係事務所間相互の連絡を行う。
② 必要に応じて社外関係機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

（2）警戒措置

災害予報が発せられた場合、報道された場合、又はその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置を取る。

（3）重要通信の疎通確保
① 災害等に際し、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。
② 「災害救助法」（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号）が適用された場合等には、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話等の貸出しに努める。

（4）災害時における広報
① 災害の発生が予想される場合、又は発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。
② テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接該当被災地に周知する。

（5）対策組織の確立

災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、対策組織を確立して被災の回復又は予防の措置を講ずる。

（6）社外機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

（7）災害時における災害対策用資機材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達又は購買部門等に要求する。

（8）設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して迅速・適切に実施する。

6 こまどりケーブル株式会社

本町を含む県南部山間地域を対象に、大容量の光ファイバー網を構築・整備し運用している電気

通信事業者は、災害時のＩＰ電話等の電気通信の確保を図るため、必要な応急措置を行う。

第 10 節　危険物等災害応急対策

担当	防災施設部、総務部、関係機関

対策の体系	危険物等災害応急対策	第1 危険物等 第2 放射性物質

第１　危険物等（危険物施設、高圧ガス、火薬類貯蔵所、毒物・劇物施設）

１ 施設の点検、応急措置

危険物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。

町は、必要に応じて立入り検査を実施するなど適切な措置を講ずる。

２ 避難及び立入り制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入り制限を実施する。

第２　放射性物質（放射性同位元素に係る施設等）

１ 施設の点検、応急措置

放射性物質を利用・保管する施設の管理者は、放射線の漏洩及び放射性物質の飛散等を防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視などを行う。

２ 避難及び立入り制限

放射性物質を利用・保管する施設の管理者は、施設の倒壊等により放射性物質による被害が発生するおそれのある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入り制限を実施する。

第 11 節　地盤災害応急対策

担当	防災施設部、総務部、関係機関

対策の体系	地盤災害応急対策	第1 砂防施設 第2 治山施設

第1　砂防施設

1 応急措置

（1）砂防施設

① 砂防施設下流の人家、集落並びに関係機関への連絡、通報

地震により砂防施設が被害を受けた場合は、地震後の降雨による出水で土砂の異常流出等が生じやすくなるため、各施設管理者はその被災程度を砂防施設下流の人家、集落並びに関係市町村等関係機関へ連絡、通報し注意を促す。

② 被災地域の巡視等危険防止のための監視

地震により砂防施設が被害を受けた場合は、各施設管理者は、その被害の程度に応じて巡回パトロール等を行うとともに、二次災害等に対する危険防止のための監視を行う。

（2）地すべり防止施設

① 危険区域に位置する人家、集落及び関係機関への連絡、通報

地震を原因として発生する地すべりにより、人家、集落及び道路等に危険が及ぶと思われる場合は、各施設管理者は関係者及び関係機関に通報し、安全の確保に努める。

② 警戒避難の助言

地すべりが進行し、下方の人家、集落に危険が及ぶと推察される場合は、各施設管理者は警察、消防団等関係者への警戒避難等必要な措置の助言を行う。

③ 危険物、障害物等の除去及び増破防止工事の実施

地すべりが発生した地域に危険物や障害物が存在する場合は、各施設管理者は地すべりが進行して危険な状態になる前にこれらを除去し地すべりの進行を抑えるための増破防止工事を実施する。

④ 被災地の巡視等危険防止のための監視

地震により地すべりが発生した場合やその兆候が見られる時は、各施設管理者は巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

（3）急傾斜地崩壊防止施設

① 危険箇所に存在する人家、集落及び関係機関への連絡、通報

地震により急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じたりそのおそれが生じた場合には、各施設管理者は危険な箇所に存在する人家、集落並びに道路管理者等関係機関への連絡、通報を行う。

② 警戒避難の助言

地震により急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じ被害が拡大するおそれがある場合は被害の程度及び状況の推移に応じて、各施設管理者は警察、消防団等関係者への警戒避難等に関する助言を行う。

③ 被災地域の巡視等危険防止のための監視

急傾斜地での崩壊や急傾斜地崩壊防止施設で被害を受けた場合には、被災地域での二次的被害

の発生を防止するため、各施設管理者は巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

2 応急復旧

応急工事は、被害の拡大防止に重点を置いて、各施設管理者は被害の状況、本復旧までの工期、施行規模、資材並びに機械の有無を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

3 二次災害の防止活動計画

町は県と連携し余震あるいは降雨等による二次的な土砂災害の危険個所の点検を行う。その結果危険性が高いとされた箇所については、関係機関や住民に周知を図り適切な応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに避難対策を実施する。

また、災害が発生した場合、情報が錯綜し混乱状態に陥ることが予想されるため、砂防ボランティアに対し適切な情報提供を行う。

4 土砂災害警戒情報の暫定基準での運用

震度５強以上を観測するなど揺れの大きかった地域については、地盤の緩みを考慮し、土砂災害警戒情報を通常の基準に対し、一定割合減じた暫定基準を設定することとしている。

第２ 治山施設

地震によりダム工、護岸工及び土留工等の治山施設が破壊等の被害を受けたときは、町（山地防災ヘルパー）は県と連携して、現場の被災状況を早急に点検調査、危険度に応じて関係機関に連絡、通報するとともに復旧対策を講じる。 また、二次災害防止のための監視活動を山地防災ヘルパーにより実施する。

第 12 節　大規模火災対策

担当	総務部、奈良県広域消防組合、消防団

対策の体系	大規模火災対策	第1　市街地火災応急対策 第2　消防活動に係る応援隊の受入れ 第3　地域住民との連携

第１　市街地火災応急対策

奈良県広域消防組合は、地震発生後に市街地火災が発生した場合、火災の状況に応じた部隊配備を行うとともに、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動を実施する。

総務部は、各部を取りまとめ、これに協力し、必要な後方支援を行う。

１ 災害対応の優先度

延焼火災及び救出・救助事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

２ 火災防ぎょ活動の原則

（１）避難地、避難路確保優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難所、避難路の確保等の防ぎょを行う。

（２）消火活動重点地域・消火可能地域優先

同時に多数の延焼火災が発生した場合は、消火活動重点地域及び消火可能地域を優先に防ぎょする。

（３）市街地火災防ぎょ優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防小隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地火災防ぎょを優先し、それを鎮圧した後に部隊を集中して防ぎょにあたる。

（４）特殊建物等の重要対象物優先

特殊建物等の重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、特殊建物等の重要対象物の防護上必要な防ぎょを優先する。

第２　消防活動に係る応援隊の受入れ

応援隊の派遣が決定した場合、奈良県広域消防組合は町と連携し、次の点に留意して応援隊の活動が十分に行えるよう努める。

（１）応援隊の宿泊施設及び資機材の保管場所を確保する。

（２）応援隊との連絡調整のため連絡担当者を指名する。

（３）消防作業実施期間中は、現場に責任者を置き、応援隊指揮者と協議し、作業の推進を図る。

（４）必要に応じて県警察（吉野警察署）に対して、被災地域等への誘導を依頼する。

（５）ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

第３　地域住民との連携

地域住民は、奈良県広域消防組合が災害現場に到着するまでの間、自身の安全を確保した上で、初

期消火・救助作業を実施し、消防隊が到着した際は作業を引き継ぐ。

　奈良県広域消防組合は、必要に応じて、地域住民の安全を確保した上で、災害現場における消火・救出作業への協力を求める。

第 13 節　救助・救急活動

住民、自主防災組織、県警察（吉野警察署）等との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索等、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

担当	総務部、救護厚生部、奈良県広域消防組合、消防団、関係機関

対策の体系	救助･救急活動	第1　災害発生状況の把握 第2　救助･救急活動 第3　行方不明者の捜索 第4　各関係機関の相互応援

■応急対策の流れ

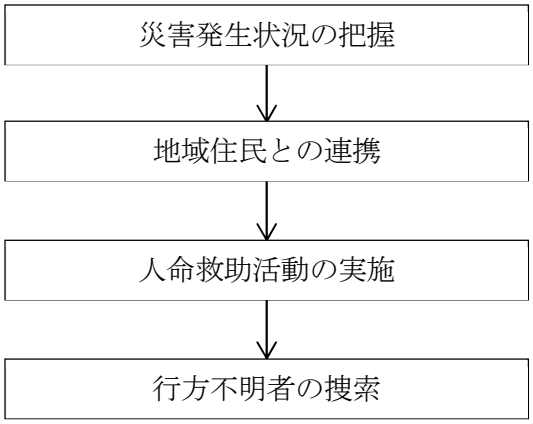

第１　災害発生状況の把握

総務部は、地震発生に際しては、より多くの人命の安全確保と被害の拡大防止を図るため、全町域に関して人的被害発生、又は発生のおそれのある状況の有無の把握を最優先で行う。

また、奈良県広域消防組合及び消防団は、高所見張り、通報、有線、無線通信施設を効果的に活用して災害発生状況の早期把握に努めるとともに、関係機関への情報伝達を行う。

第２　救助・救急活動

奈良県広域消防組合及び消防団は、町本部及び県警察（吉野警察署）等との密接な連携のもと、迅速かつ的確に救助・救出活動を実施する。

１ 救急活動

（１）住民は、救急関係機関が到着するまでの間、心肺蘇生等の応急手当を行い被害の軽減に努める。

（２）町は、迅速な医療救護活動を行うため、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。

（３）町は、医療機関の受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。

（４）奈良県広域消防組合及び消防団は、県警察（吉野警察署）と相互に緊密な連絡をとり、協力して救出及び救急搬送にあたる。

また、総務部を通じ、必要に応じて奈良県消防広域相互応援協定締結市町村、広域航空消防、

緊急消防援助隊、自衛隊等に協力を要請する。

（5）県及び町は、道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などにはヘリコプターによる救急搬送を実施する。

2 救助活動

（1）自主防災組織等は、独力で救助可能な場合には自主的に被災者の救助を行う。

（2）町は、救助が必要な生存者の情報の収集に努めるとともに、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救助活動を行う。

（3）町は、自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、民間の業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

（4）県警察（吉野警察署）、消防応援隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。

（5）延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、人命救護活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

3 活動の要領

（1）救命措置を必要とする重傷・重体者の救出を優先する。

（2）被害拡大の防止を実施する。

（3）傷病者の救出を実施する。

（4）救護所・後方医療機関への傷病者の救急搬送を実施する。

（5）二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。

（6）遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続をとる。

第3 行方不明者の捜索

奈良県広域消防組合及び消防団は、町本部及び県警察（吉野警察署）等関係機関との密接な連携のもと、迅速かつ的確に行方不明者の捜索を実施する。

なお、救護厚生部は、町本部への通報・届出、及び各部が収集した情報をもとに行方不明者名簿を作成する。

また、遺体の収容は、保健衛生部が町本部における連絡窓口となる。

（1）地震災害の規模等の状況を勘案して、県警察（吉野警察署）との密接な連携のもと、地域住民の協力を得て行方不明者の捜索を実施する。

また、関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。

（2）行方不明者の捜索期間は、災害発生の日から10日以内とする。

ただし10日間を経過してもなお捜索を要する場合には、本部長（町長）の指示によって継続して実施する。

（3）行方不明者捜索中に遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続をとる。

第4 各関係機関の相互応援

（1）消防防災関係機関

町及び各消防防災関係機関は、救助活動等を行うにあたって、相互に情報を提供したり効率的に作業分担をしたりするための連絡調整窓口を設け、救急救助活動を相互協力して実施できるようにする。

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

（注）消防機関及び県警察は消防組織法第 42 条で相互協力することとなっている。また、消防機関及び自衛隊は「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」で相互協力することとなっている。

（2）自主防災組織

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、消防団や警察など関係機関との連携しつつ、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火、救助・救急活動を実施する。

第 14 節　医療救護活動

医療機関と連携のもと、地震災害の状況に応じた迅速かつ的確な医療（助産を含む。）活動を実施する。

担当	保健衛生部、総務部、奈良県広域消防組合、吉野保健所、南和広域医療企業団、関係機関

対策の体系	医療救護活動	第1　医療情報の収集･提供活動 第2　医療対策 第3　後方医療対策等 第4　医薬品等の調達･確保

■応急対策の流れ

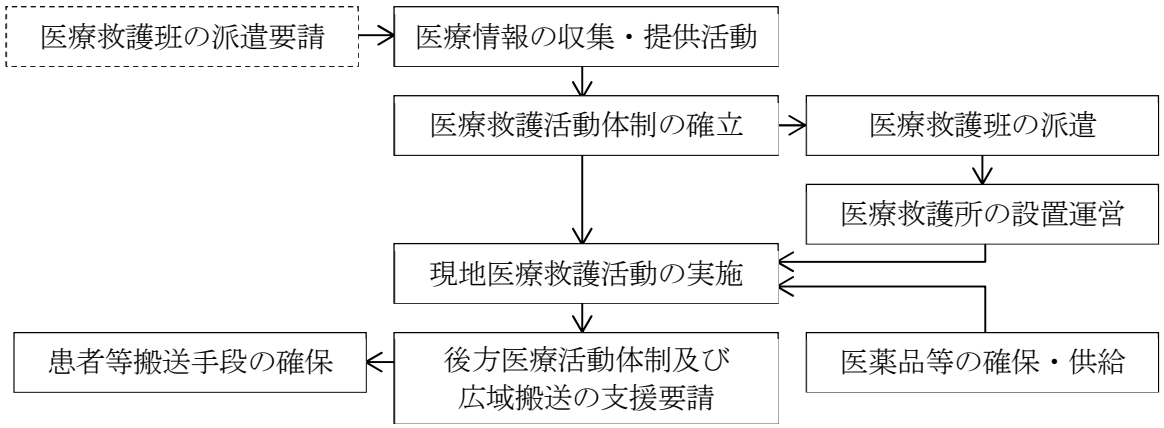

第１　医療情報の収集・提供活動

保健衛生部は、奈良県広域消防組合と協力して、医療機関と密接な連携のうえ、人的被害・医療機関被害状況、活動状況及び被災地域医療ニーズについて把握し、速やかに総務部に報告する。

（１）町は、被災状況に応じて、地区医師会又は医療機関に医療救護班の派遣を要請し、医療救護活動を行う。
（２）町は、町の対応能力のみでは不足すると認める時は、県保健医療福祉調整本部に保健医療活動チームの派遣を要請する。
（３）町は、医療救護所を設置、運営するとともに医療ニーズを把握する。
（４）町は、地域の医療機関の被災状況及び診療継続状況を把握し、県保健所と情報共有を図るとともに、保健ニーズの把握に努め、県と協力し避難住民等への保健医療活動を行う。
（５）町は、住民にも可能な限り医療機関の情報を提供する。

第２　医療対策

保健衛生部は、被災住民に対し現地医療活動を実施するため、必要に応じて救護所を設置するとともに、医療救護班を組織・派遣するなど医療を確保する。

1 医療の確保

（1）医療救護所の設置・運営

医療救護所の設置・運営は、吉野郡医師会等の協力を得て行う。

なお、医療救護所を設置した場合は、その旨町ホームページ等により住民に広報するとともに、当該施設の見やすいところに標識を掲示する。

ア　医療救護所の設置

（ア）設置基準

a　町内医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したために、町内医療機関だけでは対応しきれない場合

b　傷病者が多数のため、現地におけるトリアージを行い、町内外医療機関の網羅的な活用により対応する必要がある場合

c　その他被災地域に救護所を設置する必要がある場合

（イ）設置場所

医療救護所の設置場所は、あらかじめ選定した予定場所の中から、衛生状態、安全性を確認のうえ、被害状況に応じて決定する。

イ　医療救護所の運営

次の事項に留意のうえ、医療救護所を運営する。

（ア）交代要員の確保
（イ）携帯電話等通信手段の確保
（ウ）医薬品、医療用資機材の補給
（エ）医療用水の確保
（オ）食料、飲料水の確保
（カ）医療ニーズの把握
（キ）その他医療救護活動に必要な事項

（2）医療救護班の編成・派遣

保健衛生部は、被災状況に応じて、吉野郡医師会及び医療機関に医療救護班の派遣を要請し、医療救護活動を行う。

ア　医療救護班の編成及び構成

医療救護班の編成及び構成は医師１名、看護師２名、事務職員１名の計４名で１班を構成し、災害の規模等の状況に応じて班数を設定する。

イ　派遣要請

医療救護班が不足する場合は、県及び日本赤十字社奈良県支部に緊急医療班の派遣を要請する。

ウ　保健医療活動チームの派遣要請

町は、町の対応能力のみでは不足すると認める時は、総務部を通じ、県保健医療福祉調整本部に保健医療活動チーム（ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）、ＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）、医療救護班（県内医療関係団体、県内医療関係団体の属する全国組織及びその他の医療関係団体が派遣する医療救護活動を行うチームをいう。）、保健師等支援チーム、災害支援ナース、ＤＨＥＡＴ（災害時健康危機管理支援チーム）等で、保健医療活動を行うチームをいう。）の派遣を要請する。

（3）医療救護班の受入れ、調整

保健衛生部は、医療救護班の受入れ窓口を設置するとともに、医療救護所への配置調整を行う。

2 現地医療活動

派遣された医療救護班は、医療救護所において現地医療活動を実施する。

なお、医療救護班が実施する業務は、次のとおりである。

（1）負傷者の重症度の判定（トリアージの実施）
（2）負傷者に対する応急処置
（3）後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
（4）搬送困難な傷病者及び避難所等における軽症患者に対する医療
（5）被災地の巡回診療
（6）助産救護
（7）死亡の確認
（8）遺体の検案等の協力（状況に応じて）
（9）その他状況に応じた処置

第３　後方医療対策等

医療救護所では対応できない重症傷病者（医療機関等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者を含む。）は、県指定の地域災害医療センターである南奈良総合医療センター（南和保健医療圏）及び被災を免れた医療機関に搬送し、治療を行う。

１ 傷病者の搬送

奈良県広域消防組合は、医療救護所及び医療機関からの救急搬送要請に基づき、迅速かつ的確に傷病者を搬送する。

（1）受入れ病院の選定

保健衛生部は、医療救護班と連携し、奈良県広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の医療機関に患者が集中しないよう振り分け調整する。

（2）搬送手段の確保

ア　救急搬送

トリアージにより緊急性が高い傷病者にあっては、奈良県ドクターヘリ、救急車、消防車両等、防災ヘリその他のヘリコプターで緊急搬送する。

イ　一般搬送

トリアージにより緊急性が低い傷病者にあっては、総務部の確保する車両、又は消防車両等で搬送する。

２ 広域的後方医療活動

（1）応援要請

保健衛生部は、医療救護所や町内医療機関での傷病者の収容と処置対応が困難な場合は、県と調整して、広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構）に対し、医療活動を要請する。

その際、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターは、被災地方公共団体に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

（2）広域後方医療施設への傷病者の搬送

県及び町は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整のうえ、航空搬送拠点を確保・運営するとともに、被災地方公共団体内の医療機関から航空搬送拠点までの重病者等の輸送を実施するものとする。

その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、被災地方公共団体に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

3 要継続的医療支援者(人工透析患者、人工呼吸器使用者等)の支援

保健衛生部は、人工透析患者、人工呼吸器使用者など継続的な医療支援が必要となる患者については、吉野保健所と連携して、対応可能な医療機関、必要な医薬品や医療機器等及び要継続的医療支援者の被災状況等の情報を把握する。また、その他の要継続的医療支援者から支援要請等があった場合は、速やかに県保健医療福祉調整本部へ報告し、医療提供体制の整備を図る。

（1）人工透析患者への支援

ア　情報の収集及び把握

町は、町内の透析施設の被災状況、稼働状況、水、医薬品等の不足状況及び人工透析患者の状況把握に努める。

イ　医療支援

町は、県から要請があった場合には、透析施設に優先的に水の供給を行う。

町は、県から透析施設の稼働状況等の情報提供を受ける。

（2）人工呼吸器等使用者への支援

ア　情報の収集及び把握

町は、医療依存度の高い人工呼吸器や吸引器などを使用している在宅難病患者（指定難病特定医療受給者証保持者等）の安否確認や被災状況の把握に努めるとともに、人工呼吸器等使用者に対応可能な医療機関の情報を収集する。また、その他の要継続的医療支援者から支援要請等があった場合は、速やかに県へ報告し、医療提供体制の整備を図る。

イ　医療支援

町は県、医療機関及び医療機器取扱い事業者等と連携し、人工呼吸器等の電源確保・供給を行うとともに、医療機器取扱い事業者に対し、人工呼吸器等の故障の際に迅速に対応するよう協力を要請する。また、対応可能な医療機関の情報を提供するとともに、必要に応じて消防機関等への支援要請及びＤＭＡＴ、医療救護班による医療支援を行い、避難誘導又は後方医療機関へ搬送する。

町は、県から受入可能な医療機関等の情報提供を受ける。

（3）その他の要継続的医療支援者への支援

ア　情報の収集及び把握

町は、特殊な医療支援が必要な要継続的医療支援者（以下「その他の要継続的医療支援者」という。）について、対応可能な医療機関、必要な医薬品や医療機器等及びその他の要継続的医療支援者の被災状況等の情報を把握する。

イ　医療支援

町は、県から対応可能な医療機関や支援体制等の必要な情報提供を受ける。

（4）小児・周産期領域の患者への支援

ア　情報の収集及び把握

町は、町内の産科施設の被災状況、稼働状況、水、医薬品等の不足状況等の把握し、県や医療機関等に情報を提供する。

イ　医療支援

町は、県から産科施設の稼働状況等の情報提供を受ける。

4 保健師等による健康管理

保健衛生部は、吉野保健所と連携して、保健師等により、避難所での健康管理や集団指導、被災家庭や仮設住宅等への訪問による健康相談、保健指導、心身のケア等、必要な保健活動を行う。その際は以下の事項に留意する。

（1）避難所の保健活動は、環境面・運営面・住民支援・情報管理等の分類で行う。

（2）避難所でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便

秘等）の予防と対策を行う。

（3）町は避難所開設直後に、被害状況や設備状況、要配慮者の避難状況等を迅速に情報収集し、被災地域を管轄する県保健所に設置された地域保健医療福祉調整本部を通じて保健医療福祉調整本部に報告する。

5 在宅難病患者への支援

保健衛生部は、吉野保健所と連携して、安否及び孤立状況が確認された在宅難病患者について、必要な生活援助の検討、相談支援等を行う。

6 精神障害者対策及びメンタルヘルス対策

保健衛生部は、吉野保健所と連携して、安否及び健康状態が確認された在宅精神障害者について、必要な生活援助の検討、相談支援等を行う。

また、社会復帰施設、作業所等の被害状況を把握し、利用可能な施設の活用について検討する。

第４　医薬品等の調達・確保

保健衛生部は、奈良県赤十字血液センター、吉野郡医師会、吉野郡歯科医師会、吉野郡薬剤師会の町内会員及び関連業者の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材、輸血用血液等の調達・確保を行う。

また、不足が生じる場合は、県（奈良県保健医療福祉調整本部（薬務班）又は吉野保健所）に対して供給の要請を行う。

■医薬品、医療機器、医療用ガス等の要請・供給フロー

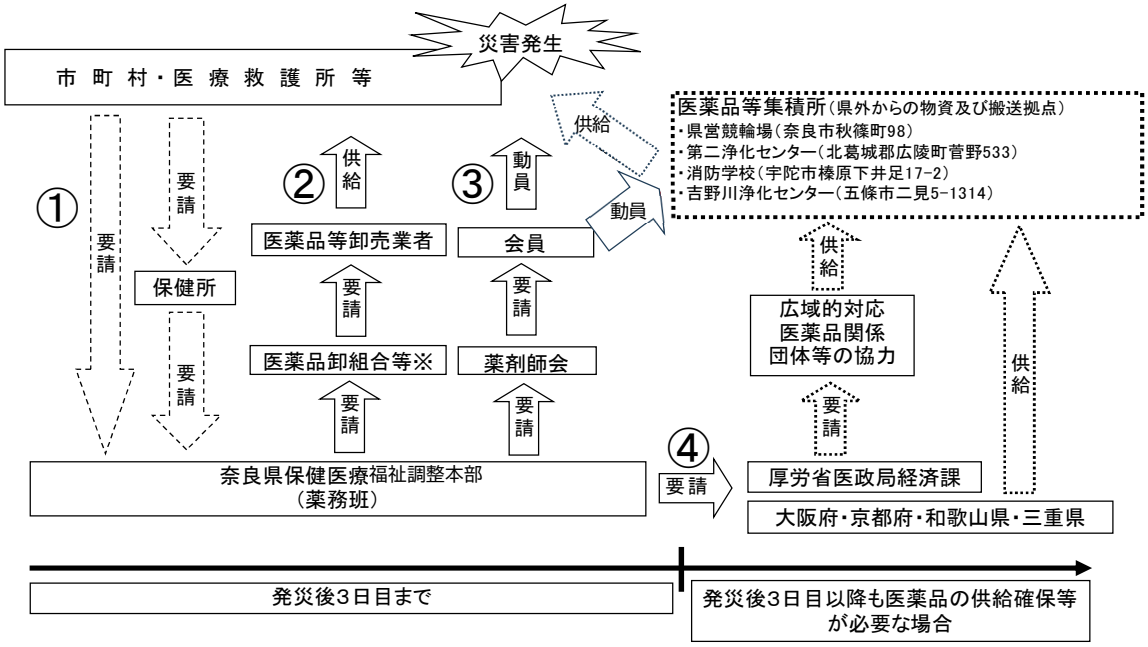

※医薬品卸組合等：奈良県製薬協同組合、奈良県医薬品卸協同組合、大阪医療機器協会奈良県支部
日本産業・医療ガス協会近畿地域本部奈良県支部、近畿臨床検査薬卸連合会

■血液製剤の要請･供給フロー

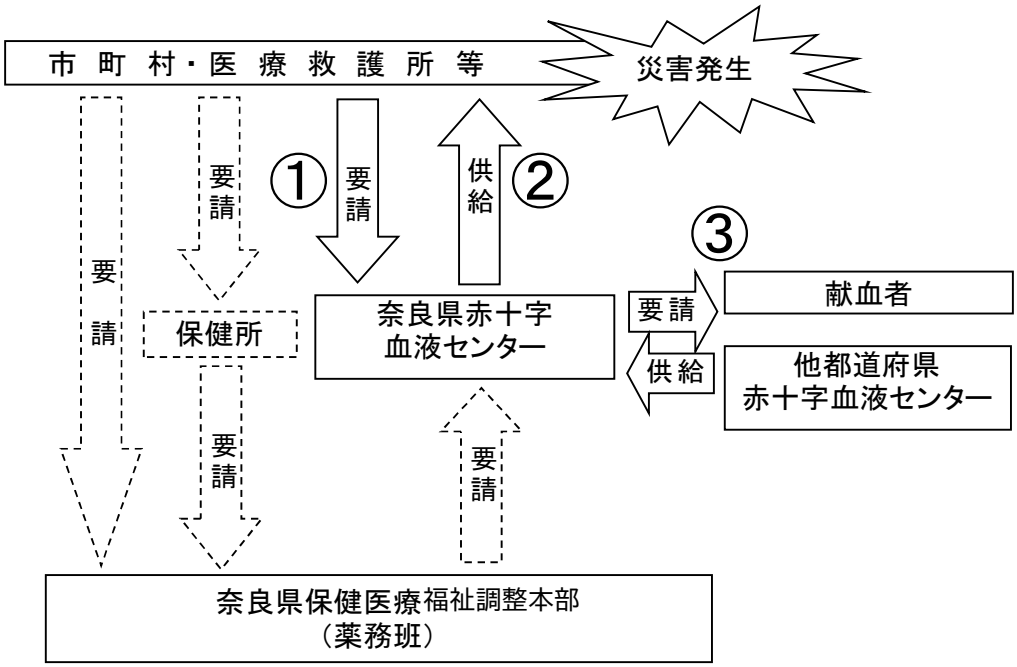

第 15 節　緊急輸送活動・交通規制

消火、救助・救急、医療活動の円滑な実施、緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の確保に努める。

担当	総務部、救護厚生部、資材輸送部、防災施設部、関係機関

対策の体系	緊急輸送活動･交通規制	第1　緊急輸送の範囲 第2　被害状況の把握 第3　陸上輸送 第4　航空輸送 第5　交通規制

■応急対策の流れ

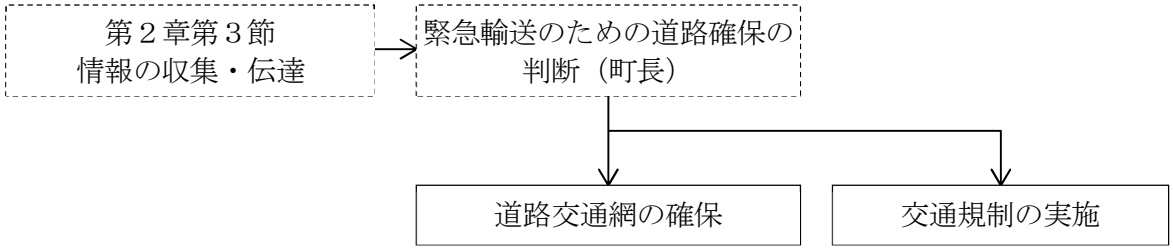

第１　緊急輸送の範囲

緊急度に応じ、輸送の範囲を次のとおりとする。

１ 第1段階

（１）救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医薬品等の人命救助に要する要員及び物資
（２）災害の拡大防止のための消防、水防活動等の人員及び物資
（３）情報通信、電力、ガス、水道施設等の初動体制に必要な保安要員、災害対策要員並びに物資等
（４）後方医療機関へ搬送する負傷者
（５）緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資
（６）被災者に対して災害対策本部等が供給する食料及び水等の生命維持に必要な物資
（７）被災者に対して災害対策本部等が供給する生活必需品等の物資
（８）被災者の避難所等への移送

２ 第2段階

（１）上記１の続行
（２）要配慮者の保護にかかる福祉避難所等への移送
（３）傷病者及び被災者の被災地外への輸送
（４）輸送施設の応急復旧等に必要な要員及び物資

３ 第3段階

（１）上記２の続行
（２）災害復旧に必要な要員及び物資

第２　被害状況の把握

１ 道路施設の点検

防災施設部は、吉野土木事務所、県警察（吉野警察署）、協定業者等と連携して、緊急輸送道路及び緊急交通路を中心に、道路施設等（道路・橋梁、信号機）の被害状況及び安全性の点検を行う。

２ 県への点検結果の報告等

総務部は、道路施設の点検結果を県（吉野土木事務所）及び県警察（吉野警察署）に報告するとともに、町域に流入するその他道路の状況について、県（道路管理課）から情報を収集する。

第３　陸上輸送

道路啓開等によって緊急輸送道路等を確保するとともに輸送手段を確保し、緊急物資等の陸上輸送を行う。

１ 緊急輸送道路等の確保

（１）緊急輸送道路等の交通規制

県公安委員会は、住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策のため、道路交通の実態を迅速に把握し、指定された緊急輸送道路等の中から路線及び区間を定めて、災害対策基本法第 76 条第 1 項の規定に基づく交通規制を迅速に実施する。

（２）道路啓開

防災施設部は、必要な人材、資機材などを協定業者等の協力を得て調達し、がけ崩れ、倒壊物等の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）など、町道の啓開作業を行う。

また、吉野土木事務所が行う緊急輸送道路等の啓開作業に協力する。

２ 緊急輸送道路等の周知

（１）各部及び関係機関への連絡

総務部は、各部及び関係機関に使用可能な緊急輸送道路等について連絡する。

（２）住民への周知

総務部は、緊急輸送道路等への一般車両の進入を防止し、緊急輸送道路の機能を十分に発揮させるとともに、その旨を住民へ周知する。

３ 輸送手段の確保

総務部は、避難者、災害応急対策の実施に必要な人材や資機材等を輸送するため、町の所有する車両を活用するほか、輸送業者等の車両を調達する。

（１）輸送車両等の確保

ア　総務部は、町が所有する全ての車両の集中管理を行う。

イ　車両が不足する場合は、町内輸送業者の車両を借り上げる。

ウ　それでもなお不足する場合は、県災害対策本部に対して、輸送内容その他必要条件を明示して応援を要請する。

（ア）輸送区間及び借上げ期間

（イ）輸送人員又は輸送量

（ウ）車両等の種類及び台数

（エ）集結場所及び日時

（オ）車両用燃料の給油場所及び給油予定量

（カ）その他必要事項

（2）緊急通行車両の確認

ア　事前届出済の車両

総務部は、災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、事前届出済証の交付を受けている車両については、直ちに緊急通行車両の確認を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

イ　災害発生後の届出

総務部は、災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、民間借上げ等によって調達した車両（事前に標章及び確認証明書の交付を受けていない車両）については、直ちに自動車検査証等の必要書類を県警察（吉野警察署）に持参し、緊急通行車両としての申請を行う。

（3）規制除外車両の確認

ア　事前届出済みの車両

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、事前届出済みの交付を受けている車両については、直ちに規制除外車両の確認を行い、標章及び規制除外車両確認証明書の交付を受ける。

イ　災害発生後の届出

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、規制除外車両に該当する車両は、規制除外車両であることの疎明書類とともに交通規制課、橿原警察署（交番及び駐在所を含む。）又は交通検問所に申請し、「規制除外車両確認証明書」及び災害対策基本法施行規則に定める「標章」の交付を受ける。

（4）車両の運用

ア　総務部は、各部の要請に基づき使用目的に合わせた適正配車に努める。

イ　総務部は、常に配車状況を把握し、各部の要請に対応する。

ウ　緊急通行車両標章は、車両前面の見やすい位置に掲示し、確認証明書は車両に備え付ける。

4 広域応援・災害派遣部隊等受入れ拠点、物資輸送拠点の確保

総務部及び救護厚生部は、各部、関係機関の協力を得て、それぞれ広域応援・災害派遣部隊等の受入れ拠点、物資輸送拠点を開設するとともに、その周知を徹底する。

また、物資集配拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

5 緊急輸送の実施

資材輸送部は、緊急輸送道路等の状況、避難所の避難者数等を把握し、人員、輸送用車両等の確保状況を踏まえ、緊急輸送計画をたて、安全に十分留意して緊急輸送を効率的に実施する。

第4　航空輸送

緊急輸送及び陸上交通の途絶等による孤立地帯への緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられるときは、県の防災ヘリコプター又は県を通じて自衛隊等にヘリコプター輸送を要請する。

なお、ヘリポートは、あらかじめ指定した場所に設置する。

1 輸送基地の確保

（1）総務部は、奈良県広域消防組合と協議のうえ、あらかじめ設定した災害時用臨時ヘリポートのほか、緊急にヘリポートが必要な場合には、次の点に留意して選定する。

ア 地盤は、堅固な平坦地のこと(砂塵等が舞い上がらないコンクリート、芝生が最適)
イ 地面斜度が6度以内のこと
ウ 二方向以上からの離着陸が可能であること
エ 離着陸時に、支障となる障害物が周辺にないこと
オ 車両等の進入路があること
カ 離着陸(発着)のため必要最小限度の地積が確保できること
＜必要最小限度の地積＞
・大型ヘリコプター:100m 四方の地積
・中型ヘリコプター: 50m 四方の地積
・小型ヘリコプター: 30m 四方の地積

（2）総務部は、選定した災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、被災状況、利用可能状況を県へ報告する。
（3）総務部は、県、県警察（吉野警察署)、自衛隊等と協議し、開設する災害時用臨時ヘリポートを指定する。

2 輸送手段の確保

資材輸送部は、県と連携するとともに、県警察（吉野警察署)、自衛隊等の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

第５ 交通規制

防災施設部は、県公安委員会、県警察（吉野警察署）と連携・協力して、交通の混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と緊急車両等の通行を確保するため、交通規制を実施する。
また、道路管理者として管理する道路について災害時における危険箇所及び迂回道路応急復旧の方法等をあらかじめ調査し、計画しておくとともに、災害が発生した場合は当該道路の被害状況を調査し的確な措置をとる。

1 交通規制の実施責任者

災害によって、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報によって認知した場合は、次の区分により、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限を行うが、道路管理者及び県警察（吉野警察署）は、密接な連携のもとに適切な措置を講じる。

■交通規制の実施責任者及び範囲

区分	実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 知事 町長	1 道路の破損､欠壊その他の事由によって､危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合	道路法 第 46 条第1項
警 察	公安委員会	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認められる場合	災害対策基本法 第 76 条第1項
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため、必要があると認める場合	道路交通法 第4条第1項

区分	実施責任者	範囲	根拠法
	警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間が短い場合	道路交通法 第5条第1項
	警察官	警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。	災害対策基本法 第 76 条の3
		道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合	道路交通法 第6条第2項
		道路の破損、火災の発生、その他の事情によって、道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがある場合	道路交通法 第6条第4項

2 道路管理者による交通規制

県警察（吉野警察署）との密接な連携のもとに、交通規制を実施する。

（1）町の管理道路

道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合、又は被災道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、防災施設部は、総務部を通じて吉野土木事務所、県警察（吉野警察署）に協議・報告を行い、道路法に基づく通行の禁止又は制限を実施する。

（2）県の管理道路

関係機関相互の協議・報告によって、道路の通行の禁止又は制限を実施する。

（3）国の管理道路

防災業務要領に基づき、関係機関相互の協議、通知等によって交通規制を実施する。

3 県公安委員会、県警察(吉野警察署)による交通規制

災害応急対策活動を実施するため必要があると認めるときは、避難所・避難地の状況、道路の被害程度等を考慮して、緊急交通路における緊急自動車以外の車両の通行禁止・制限等交通規制を行う。

4 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることによって災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認める場合は、災害対策基本法第 76 条の３に基づき車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じることができる。

また、措置命令に従わないとき、又は所有者等が現場にいないとき、警察官は自ら当該措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

通行禁止区域等において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は自衛隊用緊急通行車両の、消防吏員は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な同上の措置をとることができる。

■通行禁止区域における措置命令

実施責任者	範囲	根拠法
警察官	1 通行禁止区域等において緊急車両の通行を妨害する車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。 2 措置命令に従わないとき、又は、相手が現場にいないとき、やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法 第 76 条の3
自衛官 消防吏員	警察官が現場にいないとき、上記措置を自らの緊急車両(自衛隊用緊急通行車両、消防用緊急通行車両)のみについて行うことができる。	

5 相互連絡

防災施設部は、吉野土木事務所、県警察（吉野警察署）と被災地域の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路の通行、制限の対象、区間、理由等を相互に協議する。

6 迂回路の確保

通行禁止や制限を行ったときには、周辺道路の混乱を避けるために関係機関が協議のうえ適切な迂回路を選定・確保する。

7 交通規制の標識等の設置

防災施設部は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急的かつ一時的な場合を除き、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識等を設置する。

8 広報

総務部は、道路における車両の通行禁止等の交通規制の措置を講じた場合には、県警察（吉野警察署)、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など、緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、その状況を連絡するとともに、住民に対しても規制内容、迂回路等について広報する。

9 交通規制時の自動車運転者のとるべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、通行禁止区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

（1）速やかに車両を次の場所に移動させること。

ア　道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ　区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

（2）速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。

（3）通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

第 16 節　緊急物資の供給

家屋の損壊、滅失等によって、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対し、必要な物資の供給に努める。

また、被災者の生活の維持のため必要な飲料水、食料、燃料及び毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意し、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮する。

担当	総務部、救護厚生部、防災施設部、関係機関

対策の体系	緊急物資の供給	第1　給水活動 第2　食料の供給 第3　生活必需品の供給 第4　日本赤十字社による救助

■応急対策の流れ

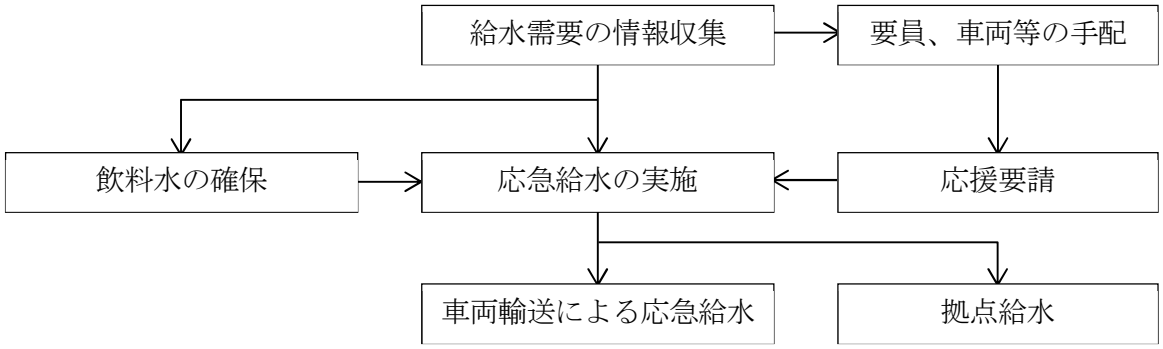

第1　給水活動

飲料水の確保が困難な住民に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給するよう努める。

なお、住民及び事業所等は、災害発生当初は自らの備蓄（１週間分）により対応する事を基本とする。

1 情報の収集

防災施設部は、地震災害発生後、速やかに次の情報を集約・整理し、被害の範囲・規模を把握する。

（1）浄水場、配水池等の状況を確認し、貯水量の把握を行う。
（2）各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。
（3）医療機関、福祉施設、避難所等の優先給水すべき施設の断水状況の収集・把握を行う。

2 給水の実施

防災施設部は、把握した情報に基づき応急給水計画を作成し、応急給水を実施する。

なお、災害の規模により、１戸あたりの給水量を制限し、なるべく多くの住民に公平に行き渡るようにする。

（1）目標量

災害発生から３日以内は、１人あたり１日３リットルを供給するなど、次表に示す給水量を目標とし、以降は、できる限り速やかに被災前の水準に回復させる。

災害発生からの日数	一人あたり水量 （リットル／日）	水量の用途内訳	主な給水方法
3日目まで	3リットル	飲料等（生命維持に最小限必要）	耐震性貯水槽 給水車
4日目～10 日目まで	3～20 リットル	飲料、水洗トイレ、洗面等 （日周期の生活に最小限必要）	配水幹線付近の仮設給水栓
11 日目～20 日目まで	20～100 リットル	飲料、水洗トイレ、洗面、風呂、シャワー、炊事等 （数日周期の生活に最小限必要）	配水支線上の仮設給水栓
21 日目～28 日目	被災前給水量 （約 250 リットル）	ほぼ通常の生活	仮配管からの各戸給水、共用栓

（2）給水方法

ア　給水拠点における給水

浄水場を給水拠点として、給水を実施する。

施設	所在地
下市町浄水場	阿知賀 1153-1

イ　給水タンク車による給水

避難所や病院、学校等の施設で、水槽又は容器を備えてある場所については、給水タンク車による給水を実施する。

また、浄水場が被災し水源を確保することが困難な場合は、他水道事業者等の水源から補給協力を受けて、給水を実施する。

ウ　トラックによる給水

病院、診療所、人工透析医療施設、福祉施設等で水槽又は容器を備えていない場所、小規模の避難所等については、給水容器等を使用し、トラックによる給水を実施する。

エ　応急仮設配管による給水

関連業者等の協力を得て、応急仮設配管の敷設、共用栓の設置を行い、給水を実施する。

オ　簡易型ろ過装置による給水

水源を確保できるところについては、簡易型ろ過装置による給水を実施する。

カ　給水にあたっての留意点

①　給水タンク車による場合は、近くの水道施設から補給水を受けることが要件となるが、給水範囲が広いときは、必要に応じて要所に水槽を設置し、給水の円滑化を図る。

②　災害の規模により１戸あたりの給水量を制限し、なるべく多くの住民に公平に行き渡るようにする。

③　要配慮者や高層住宅の住民に配慮した給水方法を採用する。

（3）応急給水実施の優先順位

病院等の緊急に水を要する施設や、高齢者、障害者等の要配慮者利用施設には優先的に給水車を配備し、可能になった段階で臨時給水栓をそれらの近くに設置する。

（4）飲料水の水質検査及び消毒

給水にあたっては、水質管理はもとより、使用する器具等すべて衛生的に処理する。

3 広報

総務部は、住民の不安を和らげるため、情報提供を積極的かつきめ細かく行う。

（1）手段

ア 防災行政無線等
イ ケーブルテレビ
ウ 町ホームページ
エ 広報車
オ 広報紙
カ 報道機関（テレビ、新聞、ラジオ等）

（2）広報内容

ア 給水時間及び給水場所
イ 容器持参の呼びかけ
ウ 断水の解消見込みその他必要な情報

4 応援要請

町単独で十分な給水活動を実施することが困難な場合には、奈良県水道災害相互応援協定による要請のほか、総務部を通じて、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。

ア 給水を必要とする人員
イ 給水を必要とする期間及び給水量
ウ 給水する場所
エ 必要な給水器具、浄水用薬品・水道用資材等の品目別数量
オ 給水車両借上げの場合は、その必要台数
カ その他必要事項

第2 食料の供給

避難者､被災者等に対する食料を確保し､炊き出しその他によって応急供給を実施するよう努める。

なお、住民及び事業所等は、災害発生当初は自らの備蓄物資（1週間分）により対応する事を基本とする。

■応急対策の流れ

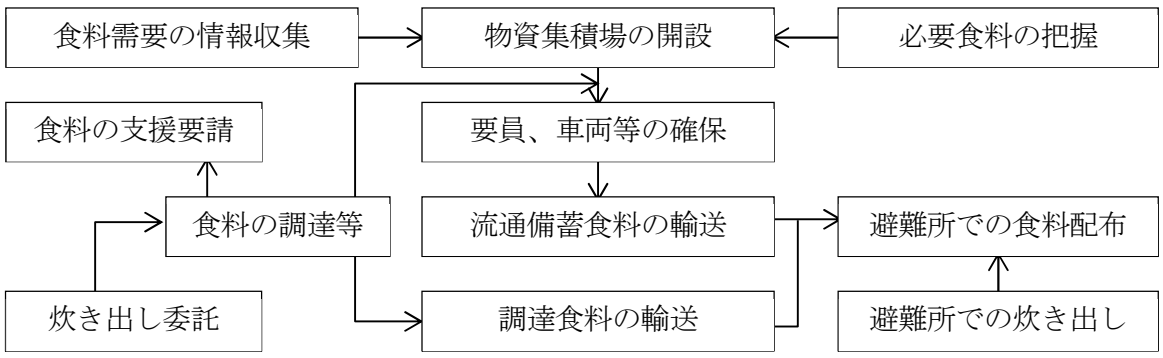

1 食料･生活必需品等の供給体制の確立

救護厚生部は、調達した物資を迅速かつ的確・適切に供給するために地域に即した具体的方法を検討し、速やかに実施するため、その環境及び体制を整える。

その内容は、概ね次のとおりとする。

（1）把握した被災状況により供給の範囲及び程度を把握する。
（2）把握した被災状況により市町村間の応援協定に基づく実施方法等を検討する。
（3）輸送拠点・輸送等の物資の供給の方法及び供給体制等を決定する。
（4）供給を行うための供給責任者及び担当者を指定し、その供給物資の種類・数量及び供給先の決定等の職務権限を決定する。
（5）その他、物資の供給に必要なことを定める。

2 食料供給の対象者

（1）避難所に収容された者
（2）ライフライン等の被災によって調理ができない者
（3）旅行者、町内通過者等で他に食料を得る手段のない者
（4）救助作業、その他の緊急災害対策業務に従事する者

3 必要量の把握

救護厚生部は、食料供給の対象者数から必要な数量を把握するとともに、避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。

なお、食料供給対象者数のうち、高齢者用食やアレルギー対応食、粉ミルク等の必要量をあわせて把握し、供給するよう努める。

4 食料の確保

救護厚生部は、供給計画に基づき、流通備蓄食料や調達によって確保する。

（1）備蓄食料

災害発生当初は、住民及び事業所等は自らの備蓄物資により対応する。

なお、町は、必要に応じて町保有の災害用備蓄物資を供給する。

（2）調達食料

協定業者、奈良県農業協同組合、大規模小売店舗等から調達するとともに流通状況に応じ、給食業者・パン製造業者その他の業者からも調達する。

また、町において食料の調達が困難な場合は、総務部が県、その他市町村等に応援を要請する。

なお、他の市町村、日本赤十字社奈良県支部に応援要請した場合は、県に報告する。

（3）食料の内容等

被災者に供給する食料は、以下に示すものとするが、季節等の状況を考慮し食中毒の防止等の衛生面に十分配慮するとともに、臨機に必要な食料を定めて確保する。

高齢者や病弱者、障害者等そしゃく・えん下が不自由なため特別食を必要とする者には、必要に応じて、かゆ等の食べやすい食料の供給を行う。また、乳幼児には、粉ミルクの供給を行う。

確保の方法	食料の内容
調達食料	精米･即席麺の主食、野菜･漬け物等の副食等、並びに弁当類

５ 県への報告と支援要請

（１）報告

総務部は、物資の調達・供給について、県との緊密な情報交換を行う。

ア　住民等の状況を把握し、状況の変化に伴い逐次、県へ報告する。

イ　物資を調達・供給したときは、その状況を速やかに県へ報告する。

（２）支援要請

町のみでは、食料の提供不足が生じる場合には、知事に対し、給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な数量等を通知・要請する。

なお、県と連絡がつかない場合、農林水産省農産局に対して、直接に災害救助用米穀等の引き渡しに関する情報を連絡する。

この連絡を行った町長（本部長）は、その旨を知事に連絡するとともに、災害救助用米穀等の引渡要請書により要請を行う。

６ 供給方法

ア　救護厚生部は、調達食料を調達した業者により避難所等へ直接輸送し、いずれも避難所内住民組織、地域各種団体、一般ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないよう迅速に食料を供給する。

イ　供給にあたっては供給品目、数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう適切に実施する。

ウ　在宅避難者は、近隣の避難所へ登録し、在宅避難者自らが避難所で受け取ることを原則とする。

なお、自ら受け取りに来られない高齢者や障害者等の在宅避難者へは、近隣住民、ボランティア等が配布を支援する。

７ 炊き出しの実施

救護厚生部は、組織体制等が整ってきた段階において、必要に応じて炊き出しを実施する。

（１）炊き出しの方法

ア　炊き出しは、自治会、自主防災組織、日赤奉仕団等の協力を得て実施する。

イ　炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決定する。

ウ　他団体等からの炊き出しの申出については、調整のうえ受け入れる。

（２）炊き出しの場所

炊き出しは、既存の給食施設等を利用して実施する。

なお、調理施設がない、又は利用できない場所においては、応急的な調理施設及び資機材の確保に努める。

第３　生活必需品の供給

被災者に対し寝具、被服等の生活必需品を迅速かつ的確に供給するよう努める。

なお、住民及び事業所等は、災害発生当初は自らの備蓄物資（１週間分）により対応する事を基本とする。

■応急対策の流れ

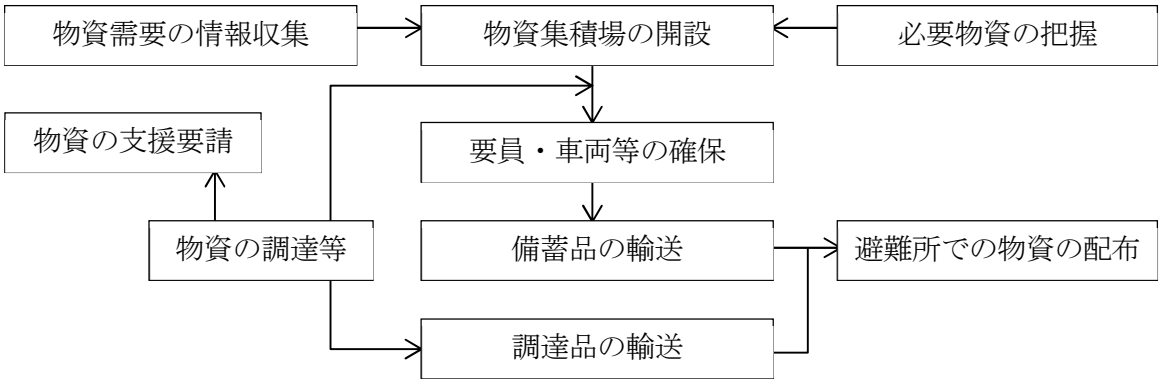

1 生活必需品供給の対象者

（1）避難所に収容された者
（2）住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者

2 必要量の把握

救護厚生部は、生活必需品の対象者数から必要な数量を把握するとともに、避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。

なお、生活必需品対象者数のうち、哺乳ビン、オムツ、女性用衛生用品等、老若男女のニーズの違い、要配慮者のニーズに配慮した物資の必要量をあわせて把握し、供給するよう努める。

3 生活必需品の確保

救護厚生部は、供給計画に基づき、備蓄品や調達によって確保する。

（1）備蓄品

災害発生当初は、各避難所に備蓄している毛布等を使用するほか、備蓄倉庫から各避難所等へ輸送する。

（2）調達品

協定業者等から調達するとともに、流通状況に応じてその他の業者からも調達する。

また、町において生活必需品の調達が困難な場合は、総務部を通じて県、他の市町村等に応援を要請する。

なお、他の市町村、日本赤十字社奈良県支部に応援要請した場合は、県に報告する。

（3）生活必需品の内容等

被災者に供給する生活必需品は､以下に示すものとするが､季節等の状況を考慮するとともに、被災者の実情に応じて臨機に必要な物資を定めて確保する。

ア　被服、寝具及び身のまわり品
イ　タオル、石鹸等の日用品
ウ　哺乳ビン、オムツ
エ　衛生用品
オ　炊事道具、食器類
カ　光熱用品
キ　医薬品等
ク　高齢者や障害者等に必要な介護用品・機器、補装具、日常生活用具
ケ　高齢者等の誤嚥性肺炎の予防のため、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品等
コ　その他必要なもの

4 供給方法

ア　備蓄品は、各避難所に備蓄されるものを使用するほか、ボランティア等の協力を得て、不足する避難所等へ輸送する。

イ　調達品は、調達した業者により避難所等へ直接輸送し、いずれも避難所内住民組織、地域各種団体、一般ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないよう迅速に生活必需品を供給する。

ウ　供給にあたっては供給品目、数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう適切に実施する。

エ　在宅避難者は、近隣の避難所へ登録し、在宅避難者自らが避難所で受け取ることを原則とする。

なお、自ら受け取りに来られない高齢者や障害者等の在宅避難者へは、近隣住民、ボランティア等が配布を支援する。

5 物資集積場所等

緊急物資の集積場所は、「下市町交流センター」とする。

また、救護厚生部は、輸送拠点における要員を確保し、救援物資の受入れ、記録、仕分け、梱包、搬送などを実施する。

6 物資の調達･供給状況の報告

町（救護厚生部）及び県は、被災住民への物資の供給を実施するため、迅速かつ緊密に正確な情報交換を行う。なお、情報交換にあたっては国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用する。

（1）救護厚生部は、住民等の状況を調査把握し、状況の変化に伴い逐次、県へ報告する。

（2）救護厚生部は、物資を調達及び供給したときは、その状況を速やかに県に報告する。

（3）県は、必要な物資の調達及び供給を迅速・適切に行うため、町の物資調達・供給状況に関する情報を収集・分析する。

7 町民､町､県の役割分担について

（1）町民の役割

町民は、自ら備蓄していた食料を使用する。

また、個人又は地域において、物資の相互融通に努めるなど、被害を最小限度に抑えるための相互扶助を行う。

（2）町の役割

救護厚生部は、被災住民等に対する食料品等の物資の供給を行うために策定された計画に基づき、地域に即した方法等により供給を行う。また、物資の供給を行うため必要があると認めるときは、民間の施設・ノウハウ等を活用して迅速に供給を行う。

（3）県の役割

県は、町からの要請に応じ、又は町の備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たずに物資を確保し供給を行う。また、県は、町へ物資の供給を行うために必要があると認めるときは、倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者のノウハウ等を活用して迅速に供給を行う。

第4　日本赤十字社による救助

日本赤十字社奈良県支部は内規に基づき、次の救助を行う。

（1）全焼・半焼、全壊・半壊及び流失の場合

毛布	1人に対して1枚(11 月～翌3月は2枚)
緊急セット	1世帯に対して1個(内容は4人分)
バスタオル※	1人に対して1枚
布団※	1人に対して1組

（2）床上浸水又は避難所等に避難の場合

毛布	1人に対して1枚(11 月～翌3月は2枚)
緊急セット	1世帯に対して1個(内容は4人分)

（3）死亡者の遺族　弔慰金１人 20,000 円

※ただし、災害救助法が適用された場合、バスタオル、布団及び弔慰金については除く。

第 17 節　防疫・保健衛生活動

感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

担当	救護厚生部、関係機関

対策の体系	防疫・保健衛生活動	第1　防疫活動 第2　食品衛生管理 第3　被災者の健康維持活動 第4　環境保全対策 第5　愛玩動物の収容、死亡・放浪動物対策

■応急対策の流れ

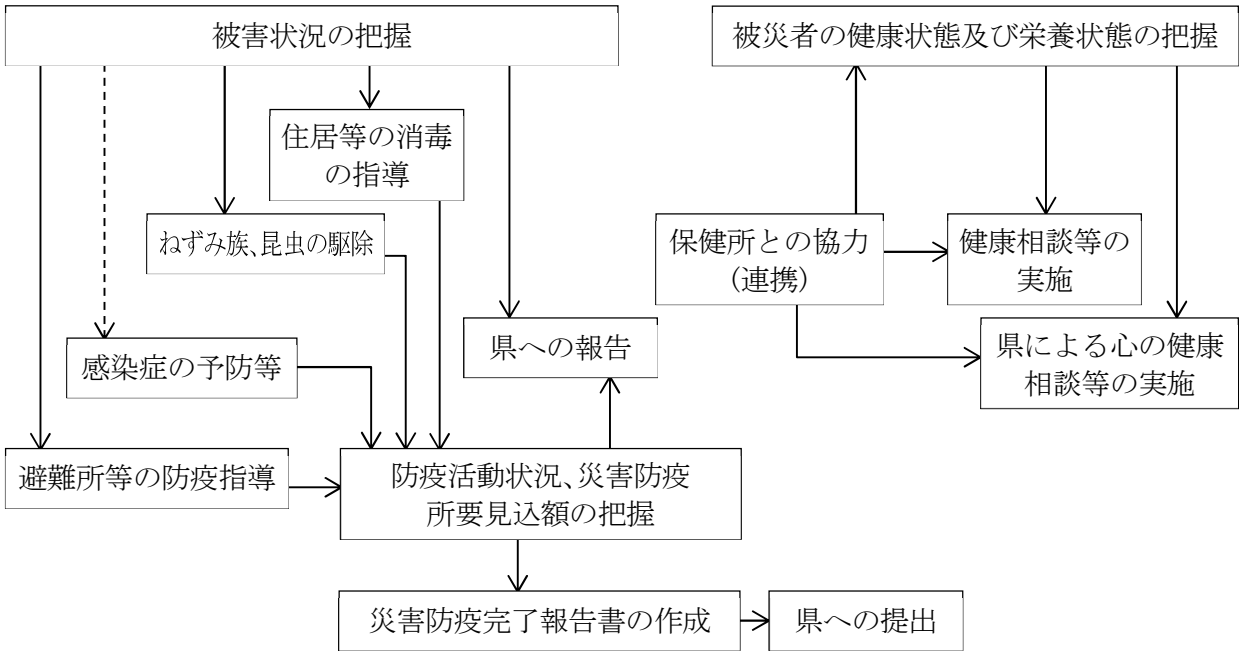

第1　防疫活動

1 実施責任者

救護厚生部は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）並びに災害防疫実施要綱（昭和 40 年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、県の保健福祉担当部局が連携し、県（吉野保健所）の指導、指示に基づいて、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

また、町単独で防疫活動を実施することが困難な場合は、吉野保健所に協力を要請するほか、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（ＤＩＣＴ）等の派遣を迅速に要請する。

なお、吉野保健所内においても実施が困難な場合は、県福祉医療部医療政策局疾病対策課に連絡し、他の保健所管内の市町村又は県からの応援を得て実施する。

2 防疫措置の指示命令

感染症予防上必要がある場合、県の指示、命令により災害の規模、態様に応じた、範囲、期間を定めて次の事項について消毒等を行う。

（1）感染症法第 27 条の規定による消毒の施行に関する命令及び指示
（2）感染症法第 28 条の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する命令及び指示
（3）感染症法第 29 条の規定による物件に係る措置に関する命令及び指示
（4）感染症法第 31 条の規定による生活用水供給の指示
（5）予防接種法第６条の規定による臨時予防接種に関する指示

3 避難所等の防疫指導

吉野保健所の指導、指示のもとに、避難所等における防疫活動を実施し、施設の管理者を通じて、うがい・手洗いの励行等の徹底に努める。

なお、避難所に消毒薬等を常備するよう努める。

また、旅館・ホテル等を避難所として利用する場合は、県（吉野保健所）の指導、指示のもとに、ハエ、蚊等衛生害虫の発生防止、レジオネラ感染症等の発生予防対策として、清掃・消毒の徹底に努める。

なお、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（ＤＩＣＴ）等の派遣を迅速に要請する。

4 県への応援要請

町単独での防疫活動の実施や、資機材の調達が困難な場合は、県に応援を要請する。

5 報告

吉野保健所を経由して県に被害状況、防疫活動状況、災害防疫所要見込額を報告する。

6 災害防疫完了後の措置

災害防疫活動を終了した場合は、速やかに災害防疫完了報告書を作成し、総務部及び吉野保健所を経て県に提出する。

第２　食品衛生管理

救護厚生部は、食中毒の防止及び食中毒発生時における被害の拡大防止のため、衛生上の徹底を推進するなど、吉野保健所が実施する活動に協力する。

1 食中毒の防止

吉野保健所は、関係機関と密接な連携を図りながら、被災地の営業施設及び臨時給食施設（避難所等の炊き出し施設）の実態を把握し、食品衛生監視員により次の事項について、現地指導の徹底によって食中毒の発生を防止する。

（1）炊き出し等救護食品の衛生指導及び検査
（2）食品取扱い者の衛生指導及び健康診断（検便）
（3）飲料水の衛生確保のための監視指導と検査
（4）食品保管庫･食品器具の衛生指導及び検査

2 食中毒発生時の対応方法

救護厚生部は、食中毒患者が発生した場合、県が行う食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。

なお、被害の拡大が懸念される場合、速やかに県へ連絡するとともに、状況により県に支援を要

請する。

第３　被災者の健康維持活動

救護厚生部は、被災者の健康状態、栄養状況を十分に把握するとともに、吉野郡医師会等の関係機関の協力を得て、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車いす等の手配について、福祉事業者やボランティア団体等の協力を得ながら計画的に実施する。

１ 被災状況等の情報収集･分析･関係者との情報共有

町は、要配慮者の安否確認や健康状態の確認をするとともに、保健活動に必要な被災に関連する情報を迅速に収集・分析する。

２ 保健師等の派遣要請

町は、必要に応じて保健医療福祉調整本部（保健支援調整班）へ保健師等の派遣要請を行う。

３ 避難所での保健活動

（１）町は、指定避難所の環境整備と避難者の健康管理を行う。なお、指定避難所における保健活動については、以下の事項に留意するものとする。

ア　指定避難所の保健活動は、環境面・運営面・住民支援・情報管理等の分類で行う。

イ　指定避難所でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等）の予防と対策を行う。

ウ　町は、指定避難所開設直後に、被害状況や設備状況、要配慮者の避難状況等を迅速に情報収集し、吉野保健所に設置された地域保健医療福祉調整本部を通じて保健医療福祉調整本部に報告する。

（２）保健医療福祉調整本部より派遣された、保健師等必要な職種からなるチーム（以下「保健師等支援チーム」という。）は、指定避難所における環境整備や健康管理が円滑に行われるよう避難者の心身の健康の保持への対策を講じ、加えて要配慮者の避難状況を確認し、緊急的に医療確保が必要な人を把握して・適切な機関につなげる。

４ 在宅被災者等への支援体制の整備

（１）町は、避難せず自宅にとどまる被災者や指定避難所から自宅に戻った在宅被災者について、保健師等支援チーム等を活用し、迅速に在宅被災者に関する情報収集を行い、保健師の巡回相談等により心身の健康状態の把握と必要な支援を行う。保健活動については、以下の事項に留意するものとする。

ア　在宅避難の要配慮者については、必要な支援物資の配備や、適切な保健福祉サービスが継続して受けられるように手配を行う。

イ　在宅避難でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等）の予防に関する啓発と必要な支援を行う。

ウ　在宅避難者、在宅の要配慮者の状況について、迅速に収集した情報を集約し、吉野保健所を通じて保健医療福祉調整本部に報告する。

（２）保健医療福祉調整本部より派遣された、保健師等必要な職種からなるチームは、在宅被災者の心身の健康の保持への対策を講じ、とりわけ災害関連死予防にむけた積極的な啓発を行う。加えて在宅の要配慮者の避難状況を確認し、緊急的に医療確保が必要な人を把握・適切な機関につなげる。

5 巡回相談等の実施

（1）被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅等において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、多様な相談に配慮して、女性相談員の配置にも努める。
（2）被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
（3）高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

6 心の健康相談等の実施

（1）災害による心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。
その際、多様な相談に配慮して、女性相談員の配置にも努める。
（2）環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科医や精神保健福祉士等による精神科救護所を設置する。

7 精神障害者対策

町は､相談支援事業等関係機関との連携をはかり､在宅精神障害者の安否及び健康状況を確認し、保健医療福祉調整本部（精神保健支援班）に情報を提供し、支援を要請する。
また、町は、障害福祉サービス事業所（旧精神障害者社会復帰施設等）等の被害状況を把握するとともに利用可能な施設の活用について検討する。

第４　環境保全対策

救護厚生部は、災害発生後、環境省及び県等と連携し、災害に伴う有害物資の流出や被災建物等の撤去作業中に発生する粉じんやアスベスト等による環境汚染等、被災地の環境保全に関する対策を定める。

1 対象とする環境汚染の種類等

（1）対象とする環境汚染は、大気汚染、悪臭、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動とする。
（2）対象とする汚染物質は、環境基準項目、環境関連法令の規制対象物質及びその他工場等において製造、使用又は排出される有害物質とする。

2 環境汚染対策

（1）初期情報収集及び現地確認
関係機関等から、災害の規模、範囲及び工場の被害等に関する情報等を入手するとともに、現地確認を行う。
（2）災害時の環境汚染モニタリング体制の整備
環境省及び県等と災害時における環境測定の協力体制を構築する。

3 環境保全措置

（1）工場等に対する一般的措置
発生源の調査に際して、各工場等に対し、必要な保全措置の実施及びその報告並びに法令に基づく届出等を指導する。
（2）保全対策の基本方針
発生源及び環境汚染状況調査結果に基づき、各調査の段階において、汚染状況の評価を行い、

環境汚染の原因と汚染の継続性から分類した環境汚染の状況の区分ごとに、環境保全措置を講じる。

（3）災害復旧に伴う環境保全

ア 家屋解体・撤去に伴う環境保全対策

① 事業者に対し、家屋解体・撤去に伴う粉じん、アスベスト、騒音、振動等の公害を防止するに必要な措置の実施及び関係する法令の遵守について、必要に応じて文書により要請する。

なお、アスベスト対策については、環境省が策定した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき、県が指導する。

② 適宜現場パトロールを行い、①の遵守状況の確認を行うとともに、現地指導を行う。

イ 災害廃棄物処分に伴う環境保全対策

① 処分計画の立案にあたり、環境保全の観点から適切な処分が実施されるよう環境保全対策を計画する。

② 処理施設等（焼却施設、破砕施設、最終処分等）の設置にあたっては、必要な公害防止施設を設置する。

③ 施設の稼働にあたっては、法令に基づき排ガス測定等を実施する。

④ 必要に応じ、周辺環境調査を行い、環境影響の程度を確認する。

ウ 交通量の増加に伴う自動車公害対策

交通量の増加が著しい路線がある場合、騒音等の測定を行い、著しい被害が長期継続すると予想される場合は、道路管理者等と環境保全のための措置について協議を行う。

第５ 愛玩動物の収容、死亡・放浪動物対策

救護厚生部は、県（吉野保健所）に協力して、被災地域の衛生状態の保持及び安全確保のため、愛玩動物の収容、死亡動物の適切な収集・処理及び放浪動物の保護収容等を実施する。

１ 飼養者の責務

愛玩動物等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。

また、自身の動物が保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。

２ 放浪動物の保護収容

救護厚生部は、被災によって、飼養されていた動物が放浪することによる住民への危害発生の防止に努める。

具体的な対策については、その都度関係機関と協議して決めるが、概ね次を目安として行う。

（1）被災地域における動物の保護・収容

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県、県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等と協力し、放浪動物の保護・収容等を行う。

（2）特定動物による人等への危害防止

特定動物※が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに、救護厚生部、県、県警察（吉野警察署）等の関係機関が連携し、人への危害、財産等への侵害を防止する。

町は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずる。

※特定動物：人の生命等に害を加えるおそれがあるため、動物の愛護及び管理に関する法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物。（例：ワニなど）

3 避難所における動物の適正な飼養

救護厚生部は、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼養の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、次のとおり動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

（1）各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、県との連絡調整を行う。

（2）飼養困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探しその他動物に関する相談の受付、避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。

（3）他市町村との連絡調整及び応援要請を行う。

（4）ペット同行避難者の受入れ

① 同行避難

災害発生時に、飼い主は、ペットと同行避難することを原則とし、ペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないよう努める。

② 避難所におけるペットの飼養スペース

避難所では他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、人の居住スペースとペットの飼養を完全に分離することを基本とする。なお、身体障害者補助犬は除く。

避難所の施設能力や避難者の状況に応じて、ペット飼養可の居住スペースや屋外等にペットのためのスペースを確保するよう努める。

③ 災害に備えた事前準備

飼い主は、普段からペットの避難に必要な用具等を準備し、しつけや健康管理、迷子札やマイクロチップなどの所有者明示措置に努める。

飼い主は、ペット用備蓄（家庭内備蓄）の準備に努める。（以下、例示）

・少なくとも５日分の水とペットフード（できれば７日分以上）
・予備の食器と首輪、リード
・ケージ補修などに使うガムテープ
・トイレ用品

飼い主は、ペットのしつけに努める。（以下、例示）

・ケージに慣れる
・無駄ぼえをさせない
・決められた場所でトイレができる

4 死亡動物の処理

災害によって死亡した犬猫等については、所有者が処理することを原則とするが、所有者が不明又は所有者が被災者であって自力で処理できないものについては、救護厚生部が各部、関係機関と協力して、次のとおり行う。

（1）死亡動物発見の連絡を受けた場合は、直ちに収集するとともに、消毒その他の衛生処理を行う。

（2）収集された死亡動物は、定めた方法に基づき焼却する。

5 特定動物の逸走対策

※法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物（例：ワニ、クマ等）。県は、特定動物の管理状況を確認し、逸走等の事態が生じている場合は、次の対策を講じる。

（1）飼養者への指示

特定動物の飼養者に対し、直ちに警察官に通報するとともに、付近の住民に周知し、捕獲その他の必要な措置をとるよう指示する。

（2）飼養者が対応困難な場合の措置

特定動物の飼養者が所在不明であったり、（1）の指示に関する飼養者の対応が困難であったりする場合等においては、県（吉野保健所）に協力して、警察への通報や付近住民への周知にあたる。また、捕獲等が必要な場合は、警察等の関係機関に協力を要請する。

6 奈良県動物救援本部との連携

県は、「動物救護本部」を設置し、次の事業を行う。

（1）被災動物の保護収容、飼養管理、譲渡等に関する事業
（2）傷病状態にある被災動物の応急措置、治療等に関する事業
（3）被災動物を飼養する者に対する飼養の支援等に関する事業
（4）被災動物の救護に必要な施設、設備、物資等の提供又は貸与に関する事業
（5）その他、救護本部が定めた事業

救護厚生部は、「奈良県動物救援本部」が設置された場合は、連携して愛玩動物対策を実施する。

第 18 節　遺体の収容・処理及び火葬等

県警察（吉野警察署）と連携のうえ、遺体の収容・処理及び火葬等について、必要な措置を講じる。

担当	救護厚生部、関係機関

対策の体系	遺体の収容･処理及び火葬等	第1　初期活動 第2　遺体の収容 第3　遺体の処理 第4　遺体の火葬等

■応急対策の流れ

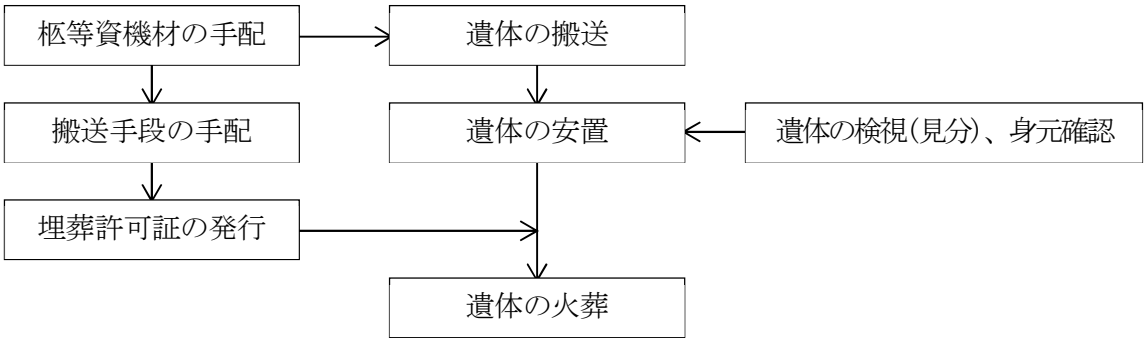

第１　初期活動

救護厚生部は、災害発生後、直ちに災害対策本部の情報等により、全体の状況の把握に努め、地域別の死者の実数及び予測数についても把握する。

また、火葬場の被害状況及び火葬場までの道路状況を把握する。

第２　遺体の収容

遺体を発見した場合は、所定の措置を講じたうえ、遺体収容所へ搬送し収容する。

１ 遺体を発見した場合の措置

（１）遺体を発見した場合、発見者は速やかに県警察（吉野警察署）に連絡する。

（２）県警察（吉野警察署）は、遺体の調査等及び検視その他所要の処理を行った後、医師による検案・死体検案書を発行し、救護厚生部に引き渡す。

２ 遺体の収容

救護厚生部は、関係機関等の協力を得て、遺体収容所へ遺体を収容する。

（１）遺体収容所の開設

遺体収容所は、大規模災害等によって多数の遺体を収容しなければならない場合に備え、公共施設等の中からあらかじめ遺体収容所を選定しておき、災害状況に応じて適宜施設管理者と協議して開設する。

（2）収容

行方不明者捜索等により遺体を発見した場合は、町本部及び県警察（吉野警察署）等関係機関が連携して、遺体収容所等に収容する。

（3）遺体の調査等及び検視・検案

警察官による遺体の調査等及び検視、医師の検案は、現場、医療救護所及び遺体収容所において行う。

第3 遺体の処理

救護厚生部は、遺族において対応が困難、若しくは不可能な場合は、吉野郡医師会等の関係機関の協力を得て、遺体の処理を実施する。

1 遺体の処理方法

（1）遺体の処理範囲

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 遺体の一時保存

（2）資機材等や車両の調達

ア ドライアイス､柩等の遺体の処理に係る資機材を､事前計画にしたがって速やかに調達する。

イ 資機材等や車両の調達が困難な場合は、総務部を通じて県に応援を要請するほか、葬儀業者等に協力を要請する。

（3）遺体の身元確認

ア 遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成したうえ納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。

イ 身元不明の遺体については、県警察（吉野警察署）、その他関係機関に連絡のうえ、性別、推定年齢、着衣、所持品、特徴等の掲示又は手配を行い身元の確認に努める。

ただし、一定期間経過後も身元不明の場合は、行旅死亡人として取り扱う。

（4）遺体の引き渡し

ア 身元が判明し、遺族、親戚等の引取り人がある場合は、速やかに引き渡す。

イ 遺体の引取りがあった場合は、遺体処理台帳に必要事項を記載する。

2 遺体処理の期間

遺体処理の期間は、原則として災害発生の日から 10 日以内とする。

ただし、現に遺体を処理する必要がある場合は、期間の延長手続（知事への申請手続）をとる。

3 遺体処理のための書類

遺体処理にあたっては次の書類を作成する。

ア 遺体処理台帳

イ 遺体処理支出関係書類

第4 遺体の火葬等

救護厚生部は、遺族において対応が困難、若しくは不可能な場合は、遺体の火葬等を行う。

1 遺体の火葬等方法

（1）対象者は、原則として災害によって死亡した者とするが、災害発生の日以前に死亡した者であっても対象になる。

（2）町内の火葬場で対応できない場合は、総務部を通じて県及び他の市町村に協力を要請し火葬場

を確保する。

（3）遺体の搬送に必要な車両は、場合によっては霊柩車以外の車両を使用できることとし、総務部が確保する。

（4）身元が判明しない遺体は、本部長（町長）の判断に基づき、救護厚生部によって埋火葬許可証の交付を受け、火葬を行う。なお、火葬後の遺骨は一時保管し、縁故者が判明次第引き渡す。

（5）骨つぼ等の支給など必要な措置を講じる。

2 火葬等の期間

遺体の火葬等の期間は、原則として災害発生の日から 10 日以内とする。

ただし、現に遺体を火葬等する必要がある場合は、期間の延長手続（知事への申請手続）をとる。

3 火葬等に関する書類

火葬等を実施するために必要な次の書類を作成する。

ア　埋葬・火葬台帳

イ　埋葬・火葬支出関係書類

4 大規模地震災害発生時の広域火葬の実施要請

救護厚生部は、大規模地震災害により多数の犠牲者が発生した場合には、遺体の火葬が速やかに実施できるよう、総務部を通じて、県及び奈良県葬祭業協同組合に対し、近隣市町村の火葬受入れによる広域火葬を要請する。

救護厚生部は、県の調整結果に基づき具体的に他市町村の各火葬場と打ち合わせを行い、遺体を搬送する。

第 19 節　廃棄物の処理等

し尿、ごみ及びがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、適切な処理を実施する。

担当	救護厚生部、防災施設部、関係機関

対策の体系	廃棄物の処理等	第1　し尿処理 第2　ごみ処理 第3　がれき処理 第4　環境保全対策

■応急対策の流れ

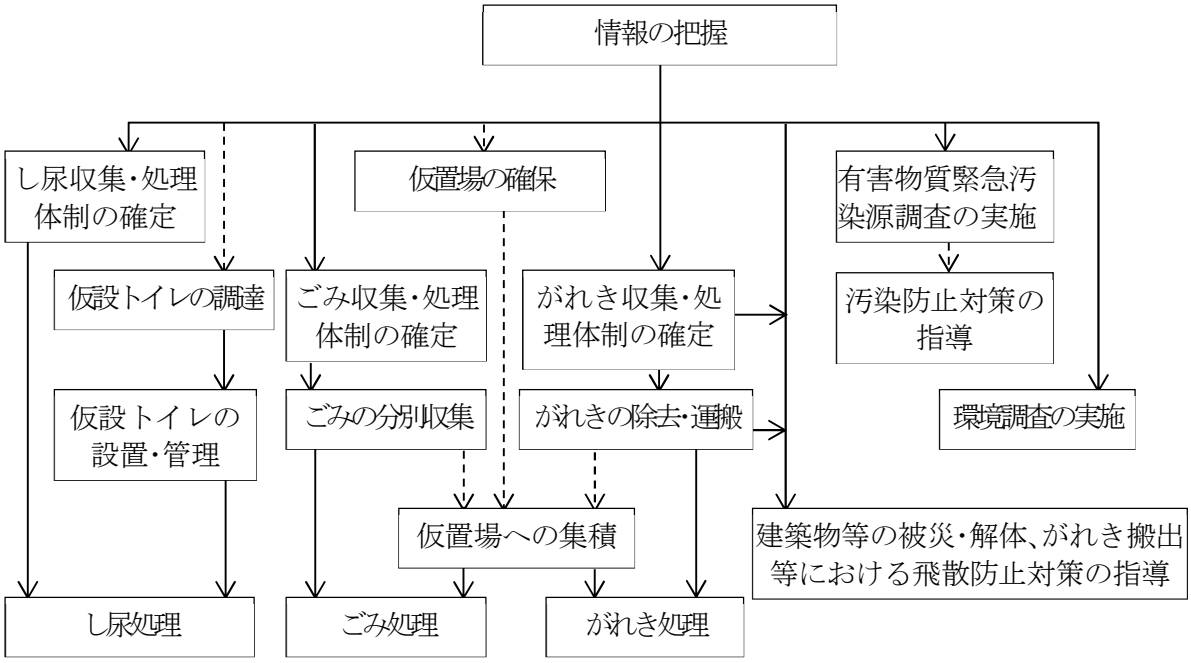

第1　し尿処理

救護厚生部は、被災地域の衛生状態の保持のため、仮設トイレを設置するとともに、し尿処理業者と協力して、適切な収集・処理を実施する。

また、必要に応じて、避難所等にマンホールトイレの設置を行う。

1 初期対応

救護厚生部は、仮設トイレの必要数を把握し、県に報告するとともに、速やかに設置する。

（1）所管するし尿処理・下水道関連施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

（2）上・下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握し、県に報告する。

（3）被災者の生活に支障が生じることのないよう、高齢者や障害者に配慮した仮設トイレ等の必要数を把握する。

（4）倒壊・焼失家屋等を確認し、当該区域内のし尿及び浄化槽汚泥の収集見込み量を把握する。

2 災害時応急処理体制の確立

救護厚生部は、浸水区域において、くみ取りトイレの便槽や浄化槽は、床下浸水程度の被害であっても水没したり、槽内に雨水・土砂等が流入したりすることがあるので、迅速にバキュームカーによるし尿及び浄化槽汚泥の収集体制を立ち上げる。

（1）必要に応じて民間事業者の協力を得て、し尿くみ取りに従事可能な人員やバキューム車等を確保する。

（2）現有体制で対応できない場合は、民間事業者に協力を要請するほか、必要に応じて県及び近隣市町村に応援を要請して実施する。

3 仮設トイレの設置

必要に応じ関係業者と協力し仮設トイレの設置を行う。

（1）仮設トイレ設置の基準

仮設トイレを次の基準をめやすとして設置する。

仮設トイレ設置台数：１台／100 人、災害発生直後の初動期は１台／250 人

（2）仮設トイレの調達

仮設トイレの必要数を確保するために業界団体と早急に連絡をとるとともに、総務部を通じ県に協力を要請する。

また、同時に次の手配も行う。

ア　トイレットペーパー

イ　清掃用品

ウ　屋外設置時の照明施設

（3）仮設トイレの設置

ア　仮設トイレは、避難所等公共施設に優先的に設置する。

イ　公園等屋外で照明施設が必要な場合は、関係機関と協議のうえ、照明施設を設置する。

ウ　男女別とし、配置場所を離すなど、プライバシー保護に配慮する。

（4）設置期間

上・下水道施設の機能が復旧し、その必要がないと認められるまでの間とする。

4 仮設トイレの管理

関係業者等と協力し、仮設トイレの管理を行う。

（1）消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態の保持に努める。

（2）し尿収集業者、浄化槽清掃業者及び防疫対策業者に委託し、くみ取り消毒を行う。

（3）設置場所の管理者及び自治会等の住民に対して、使用上の注意事項の徹底及び日常の清掃等を要請する。

5 収集･処理

（1）処理場の被害状況に応じてし尿の収集・処理の体制を確定する。

（2）浸水区域において、くみ取りトイレの便槽や浄化槽は、床下浸水程度の被害であっても水没したり、槽内に雨水・土砂等が流入する場合があるので、迅速に収集体制を立ち上げる。

（3）し尿収集については、被災地域、避難所、避難者収容施設を優先に行う。

■処理施設

種別	所在地	処理能力
紫水苑	新住 1010	27kl／日（大淀町を含む。）

6 応援要請

町単独でし尿の収集及び処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。

それでもなお不足する場合は、総務部を通じて県、他の市町村に応援を要請する。

県への支援要請は、使用可能な伝達手段によることとし、次に掲げる事項をできる限り速やかに報告する。

ア　災害の発生日時、場所、し尿の発生状況（処理量、処理期間等）

イ　支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等

ウ　その他必要な事項

エ　連絡責任者

第2　ごみ処理

救護厚生部は、被災地域の衛生状態の保持のため、ごみの適切な収集・処理を実施する。

1 事前対応

高齢者等避難が出された段階で、早期に水害廃棄物への対応体制を準備する。

2 初期対応

ごみ処理に必要となる情報を把握し、県に報告するとともに、必要に応じて応急措置を講じる。

（1）指定避難所等の場所、避難人員、ごみの発生量などを把握する。

（2）ごみ焼却施設の被害状況及び稼働見込み、復旧見込みを把握する。
支障を発見した場合は、稼働できるよう措置を講じる。

（3）避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

（4）被災区域を確認し、水害廃棄物（家具、畳等の粗大ごみ）の発生見込み量を把握する。

3 ごみ収集体制の確立

（1）被災地の状況を考慮して、緊急処理を必要とする地域からごみの収集・搬送を行う。
収集を行う際には、あらかじめ収集地域、収集日時を広報する。

（2）効率的な収集活動を行うため、交通状況を考慮した収集ルートを設定する。

（3）収集作業が効果的に遂行されるよう人員、機械等を投入し、なお不足する場合は、人員、機械等の借上げにより短期間に作業を完了させる。

4 処理対策の実施

（1）ごみの一時集積

ごみ焼却施設での処理能力を上回るごみが発生したときは、周辺の環境に留意し、総務部と調整のうえ、公有地等をごみの臨時集積所として確保・指定する。

この場合、飛散等による生活環境に影響を及ぼさないよう場所の選定を行う。

また、消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、臨時集積所については定期的な消毒を実施する。

（2）ごみの搬送方法

ごみの搬送方法については、原則として以下のとおりとする。

ア　ごみは、平常時の分別区分による収集を実施する。

イ　生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物は、被災地における防疫上、特に早急に収集・搬送・処理する。

ウ　災害により道路に排出された廃棄物は、臨時集積場にじん芥車両を適宜配車して、収集・搬

送する。

エ　倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等については、住民に対し臨時集積場への直接搬送の協力を要請する。

オ　家具類や水分を含んだ畳等、重量のある廃棄物が発生するため、平積みダンプや積込み・積下しのための重機を確保する。

（3）ごみの処理

ア　分別可能なごみ処理は、ごみ焼却施設で行う。

イ　塵芥、汚泥は埋め立て、若しくは焼却する。

ウ　町単独でごみの処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。
それでもなお不足する場合は、総務部を通じて県、他の市町村に応援を要請する。
最終処分は、県の指導を受け、許可事業者等へ委託し処理する。

■一般廃棄物処理施設(焼却施設)

種別	所在地	処理能力
南和広域美化センター	大淀町芦原 185	40t／16h

5 応援要請

町単独でごみの収集及び処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。

それでもなお不足する場合は、総務部を通じて県、他の市町村に応援を要請する。

特に、最終処分場及び仮置場の確保については、大規模な被害の場合不足することが明らかなため、速やかに県に対し、協力支援を要請する。

支援要請は、使用可能な伝達手段によることとし、次に掲げる事項をできる限り速やかに県に報告する。

（1）災害の発生日時、場所、がれき等の発生状況
（2）支援を必要とするがれき等の場所、性状、処理量、処理期間等
（3）支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等
（4）その他必要な事項
（5）連絡責任者

6 住民への広報

地震災害発生時、廃棄物の排出方法に対する住民の理解を得るため、また、分別排出を徹底するため、住民に対し利用可能なメディアを活用し、できる限り速やかに以下の事項について、必要な情報を広報する。

（1）収集方法（戸別収集の有無、ごみの排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物、フロン含有廃棄物の排出方法等）
（2）住民がごみを排出する集積場（場所によって集積するものが異なる場合はその種類を記載）
（3）収集時期及び収集期間
（4）仮置場の場所及び設置状況
（5）ボランティア支援依頼方法
（6）町の問い合わせ窓口

第3　がれき処理

迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、がれきの適切な処理を実施する。

1 初期対応

救護厚生部は、各部及び関係機関からがれき処理に必要となる情報を把握し、がれき発生量を県に報告するとともに、応急的な収集処理計画を策定する。

（1）河川施設被害、道路交通障害、被災家屋調査結果等をもとに、がれきの発生量を把握する。

（2）がれきの選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが必要な場合、総務部と調整のうえ、周辺の環境に留意し公有地等を仮置場として選定・確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルートの確保を図る。

2 がれき処理･収集体制の確立

救護厚生部は、各部及び関係機関と連携し、がれき処理・収集体制を確立する。

（1）住宅関連のがれき処理

住宅障害物の除去及び被災住宅の応急修理に伴い発生したがれきについて仮置場又は処理施設まで搬送する。

（2）道路上のがれき処理

町所管の道路の巡視を行い、通行に支障をきたしている障害物（がれき）について仮置場又は処理施設まで搬送する。

（3）河川関係のがれき処理

災害時における町所管の河川、公共下水道・排水路等の巡視を行うとともに、橋脚、暗渠流入口等につかえるがれきを除去し、仮置場又は処理施設まで搬送する。

（4）所管の不明ながれき処理、並びにがれきの処分

所管の不明ながれきについて、仮置場又は処理施設まで搬送するとともに、収集されたがれきの処分を行う。

なお、被災家屋の解体、撤去、運搬は、原則として被災者生活再建支援金等により、その所有者が行うが、必要に応じて関係事業者を被災者に斡旋する。

また、関係事業者等と連携して、町内の被災家屋の解体、撤去、運搬状況を把握する。

3 がれきの処理･処分の基本方針

救護厚生部、各部及び関係機関は、がれきの処理・処分は以下のとおり行う。

（1）危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

（2）他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、可能な限り管理者、所有者の同意を得て行う。

（3）がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。

（4）可燃物で再使用不能のものは、焼却する。

（5）仮置場に、がれきの選別、焼却等の処理設備を設置し、最終処分の最小化・円滑化を図る。

（6）アスベスト等有害ながれきについては、専門業者に処理を委託し環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

（7）道路、公園、河川等への不法投棄を防止するため必要な措置を講じる。

4 応援要請

救護厚生部は、町単独でがれきの除去・処理が困難な場合、必要に応じ関係団体に応援を要請する。

それでもなお不足する場合は、総務部を通じて、県、他の市町村に応援を要請する。

支援要請は、使用可能な伝達手段によることとし、次に掲げる事項をできる限り速やかに県に報告する。

（1）災害の発生日時、場所、がれき等の発生状況

（2）支援を必要とするがれき等の場所、性状、処理量、処理期間等
（3）支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等
（4）その他必要な事項
（5）連絡責任者

また、災害の状況に応じて、被災者の経済的負担の軽減を図るため、県及び国に対し特別の措置を要請する。

5 緊急支援要員の派遣(災害廃棄物処理緊急支援要員)

県は、災害廃棄物対策本部を設置した場合は、災害廃棄物処理緊急支援要員を速やかに町へ派遣する。緊急支援要員は次に掲げる任務に従事する。

（1）災害廃棄物発生状況及び廃棄物処理施設被災状況等の情報収集
（2）町が実施する災害廃棄物処理への支援（仮置場の設置・運営、災害廃棄物の収集・処理体制の構築の支援等）

6 住民への広報

救護厚生部は、総務部を通じて、がれきの処理・処分方法（特に分別の厳守）、道路、公園、河川等への不法投棄防止への協力について、住民の理解を得るため、住民に対し利用可能なメディアを活用し、必要な情報を広報する。

第4　環境保全対策

救護厚生部は、被災地域の環境保全のため、県と連携し、大気、水の監視、建築物の被災又は解体に伴う対策等を実施する。

1 初期対応

被災によって有害物質が漏洩した場合、大きな環境汚染のおそれがある主要工場については、災害発生後できる限り速やかに電話、現地調査、その他の方法によって緊急汚染源調査を行う。

また、必要に応じて適切な措置を講じるよう指導する。

2 大気･水の監視

地震災害が発生した場合の環境調査については、その都度国･県･関係機関等と協議して決める。

3 建築物の被災又は解体に伴う対策

救護厚生部は、建築物の被災、解体に伴い環境保全対策については、以下のとおり行う。

（1）有害物質等の漏洩防止対策

防災施設部と連携し、建築物の被災及び解体作業における有害物質等の漏洩防止対策を指導する。

（2）粉塵飛散防止対策

防災施設部と連携し、建築物の解体作業現場における粉塵飛散防止対策を指導する。

（3）アスベスト飛散防止対策

防災施設部と連携し、建築物の被災及び建築物の解体作業現場におけるアスベスト飛散防止対策を以下のとおり指導する。

なお、アスベスト対策については、環境省が策定した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき、県が指導することになっている。

ア　解体・撤去工事を行う業者に対し、当該建築物が吹付けアスベストを使用している可能性のある建築物か否かを調査確認し、その結果の報告を求める。

イ　吹付けアスベスト使用建築物又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、飛散防止対策を講じるよう指導する。
また、工事完了後の報告を求める。

（4）がれき等の搬出時の飛散防止対策

がれき等の搬出を行う車両については、運搬時の荷台シートカバーを義務づけるとともに、その他知事が定める作業基準が守られるよう必要な措置を講じる。

第 20 節　ボランティア等自発的支援の受入れ

総務部及び救護厚生部は、各地から寄せられるボランティア等の支援申し入れに対して、関係機関との連携を密にし、適切に対処するよう努める。

担当	総務部、救護厚生部、関係機関

対策の体系	ボランティア等自発的支援の受入れ	第1　ボランティアの受入れ 第2　義援金･救援物資の受入れ及び配分 第3　海外からの支援の受入れ

第1　ボランティアの受入れ

■応急対策の流れ

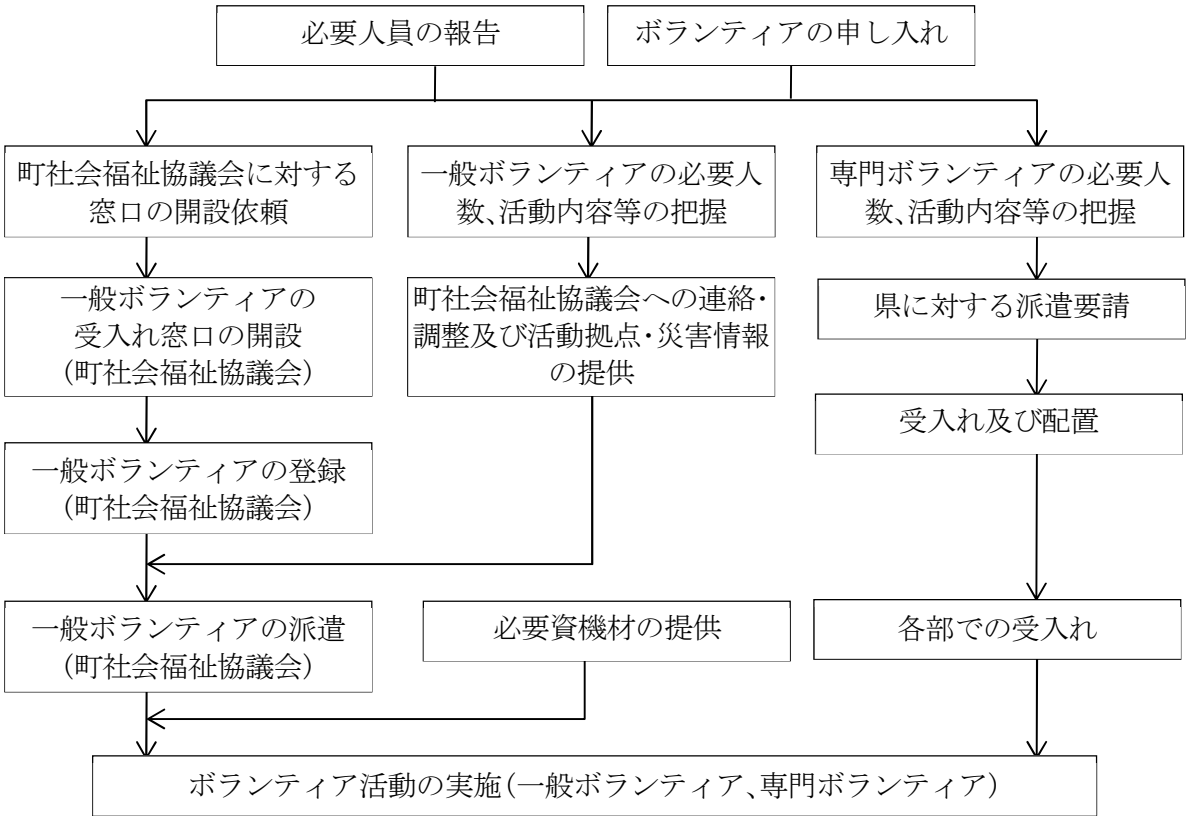

県、日本赤十字社奈良県支部、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は､県が運営しているボランティア･ＮＰＯ活動情報提供システム「奈良ボランティアネット」等を活用し、必要に応じて町災害ボランティアセンターを設置し、奈良県災害ボランティア本部と相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応えて円滑に活動できるよう適切に対処する。

また、下市町社会福祉協議会と連携し、必要に応じＮＰＯ・ボランティア等の関係機関・関係団体の参画を得ながら、町災害ボランティアセンターを設置し、奈良県災害ボランティア本部と連携・協働して被災者（地）支援を行う。

1 一般ボランティアの受入れ

（1）活動内容

総務部は、各部が所管する応急対策の実施にあたっては、次のような活動内容のボランティアの協力を得る。

また、そのために必要な情報（ボランティアの活動場所、活動内容、人数等）を取りまとめ、救護厚生部に連絡する。

ア　被災者に対する炊き出し
イ　救助物資の仕分け・配付
ウ　高齢者・障害者など要配慮者の介助
エ　避難所内における給食・清掃などの運営補助
オ　要配慮者のニーズ把握や安否確認
カ　その他被災者に対する支援活動

（2）人材の確保

総務部は、各部が必要とするボランティアの活動場所、活動内容、人数等を把握し、町社会福祉協議会に連絡する。

（3）受入れ窓口の開設

救護厚生部は、町社会福祉協議会と連携のうえ、ボランティアの受入れ、活動の調整を行う窓口を開設する。

（4）ボランティア保険への加入

町社会福祉協議会は、ボランティア活動中の事故に備え、活動参加者を必ずボランティア保険に加入させる。

（5）県及び県から事務の委任を受けた町は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

2 活動支援体制

（1）必要資機材、活動拠点の提供

救護厚生部は、町社会福祉協議会が設置する町ボランティアセンターをはじめとして、ボランティア活動に必要な資機材及び活動拠点の提供を行う。

（2）情報収集・情報提供

救護厚生部は、被害に関する情報、指定避難所の状況、ライフライン・公共交通機関の状況、災害廃棄物の分別・排出方法等、ボランティア活動に必要な情報を、町災害ボランティアセンターに提供し、ＮＰＯ・ボランティア等への広報・周知を図る。

また、町社会福祉協議会と協働し、災害時の被災地情報や支援の状況を把握し速やかに発信するため、ＩＣＴやＳＮＳの活用を図る。

（3）中間支援組織等との情報共有

救護厚生部は、町社会福祉協議会と協働して、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ・ボランティア等との連携を図るため、必要に応じて全国域で活動する中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）との連携を図りながら、被災地のニーズや支援活動の全体像を把握・調整するため、情報を共有する場を設置し、連携のとれた支援活動の展開を図る。

（4）救助の調整事務

県から事務の委任を受けた町（救護厚生部）は、共助のボランティア活動と町の実施する救助の調整事務について、町社会福祉協議会が設置する町災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

3 専門的なボランティアの取扱い

（1）人材の確保

ボランティア活動の調整、無線通信、通訳等の災害応急対策において、町単独では人材が不足する場合、総務部は、各部が必要とする災害応急対策活動の内容、人数等を把握し、県へ要請を行う。

専門的なボランティアは次のとおりである。

ア　医療分野（医師、歯科医師、薬剤師、保険師、看護師、助産婦等）
イ　ボランティアコーディネーター
ウ　アマチュア無線技師
エ　通訳（外国語、手話）
オ　特殊車両等の操縦、運転の資格者等

（2）受入れ及び配置

受入れ及び配置については、総務部が行う。

第2　義援金・救援物資の受入れ及び配分

■応急対策の流れ

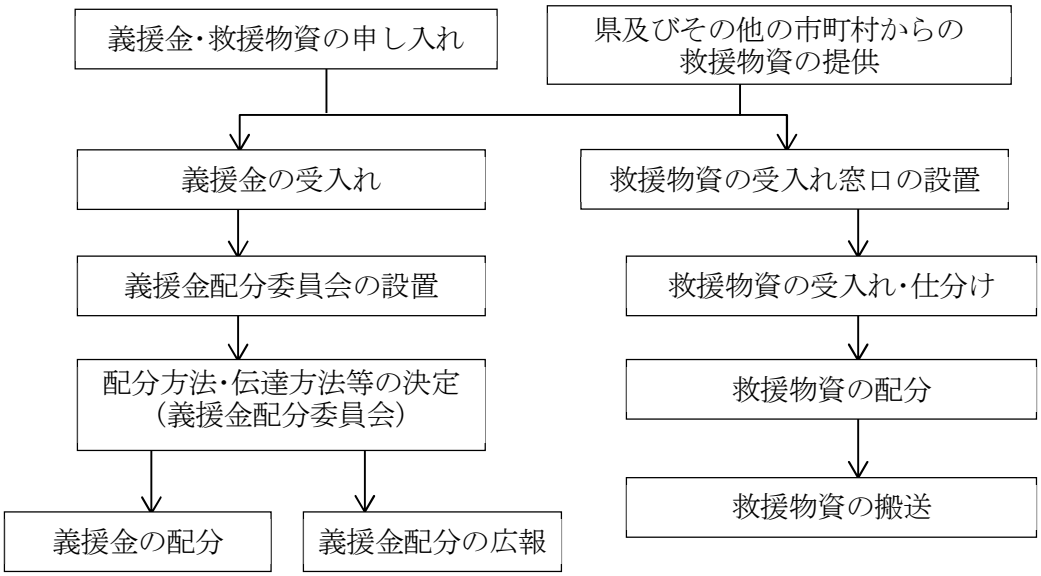

寄託された義援金・救援物資の受入れ及び配分を行う。

1 義援金の受入れ及び配分等

（1）受入れ

総務部は、義援金の受入れ窓口を開設し、町としての受入れ業務を行う。

義援金の受入れに際しては、受入れ記録を作成し、寄託者に受領書を発行する。

（2）保管

義援金は、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、町指定金融機関で保管する。

（3）配分

ア　義援金の配分については、各部長を構成員とする義援金配分委員会を設置し、配分方法、伝達方法等を協議のうえ決定する。

イ　定められた方針、所定の手続を経て被災者に情報を提供し、配分する。

（4）日本赤十字社等の義援金募集に関する広報

総務部は、日本赤十字社奈良県支部、又は義援金募集委員会等が行う義援金の受入れ・管理等について、ケーブルテレビ、町ホームページ、広報紙、防災行政無線等により広報活動その他必要な支援を行う。

2 救援物資の受入れ及び配分

救護厚生部は、救援物資の受入れ及び配分を行う。

ただし、大規模地震災害発生により、町の受入れ体制が整わないと判断される場合は、救援物資の受入れが困難であり、当面の受付は義援金に限る旨の本部長（町長）声明を町ホームページに掲載するとともに、報道機関に対して周知協力を要請する。

（1）受入れ

ア　町役場等に救援物資の受入れ窓口を開設し運営を行う。

イ　仕分け作業がスムーズに行えるよう受入れ品目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の必要事項を記入する。

ウ　救援物資の申出があった場合は次のことを要請する。

① 受入品目の限定 （必要物資、不要物資、当面必要でない物資）

② 救援物資は荷物を開閉することなく物資名、数量がわかるように表示すること

③ 複数の品目を梱包しないこと

④ 腐敗する食料は避けること

⑤ 近隣で協力者がある場合は、その方々と連携を図り、小口の救援物資を避けること

（2）保管

救援物資は、被災者に配分するまでの間、物資集積場等で保管する。

（3）救援物資の配分

救援物資の配分については要配慮者を優先し、救護厚生部と協力して実施する。

（4）救援物資の搬送

ア　県及びその他の市町村等からの物資は、あらかじめ定めた物資集積所に受け入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。

イ　搬送は、ボランティアの協力を得て実施する。

第3　海外からの支援の受入れ

海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講じる。

なお、海外からの支援については基本的に国において推進されることから、県と連携して十分な連絡調整を図りながら対応する。

1 連絡調整

総務部は、海外からの支援が予想される場合、県と連携して、あらかじめ国に被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また、国からの照会に迅速に対応する。

2 支援の受入れ

総務部は、各部、県等関係機関と連携し、海外からの支援の受入れを以下のとおり行う。

（1）次のことを確認のうえ、受入れ準備を行う。

ア　支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等

イ　被災地域のニーズと受入れ体制

（2）海外からの支援の受入れにあたっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次

のことを行う。

ア　案内者、通訳等の確保

イ　活動拠点、宿泊場所等の確保

第 21 節　災害救助法の適用

知事は、災害により住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は甚大に危害を受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して、同法に基づく救助を行う。

担当	総務部、救護厚生部、関係機関

対策の体系	災害救助法の適用	第1　災害救助法の適用基準 第2　滅失世帯の算定基準 第3　災害救助法の適用申請 第4　救助の実施 第5　救助の程度、方法及び期間並びに費用の範囲 第6　救助実施状況の報告

■応急対策の流れ

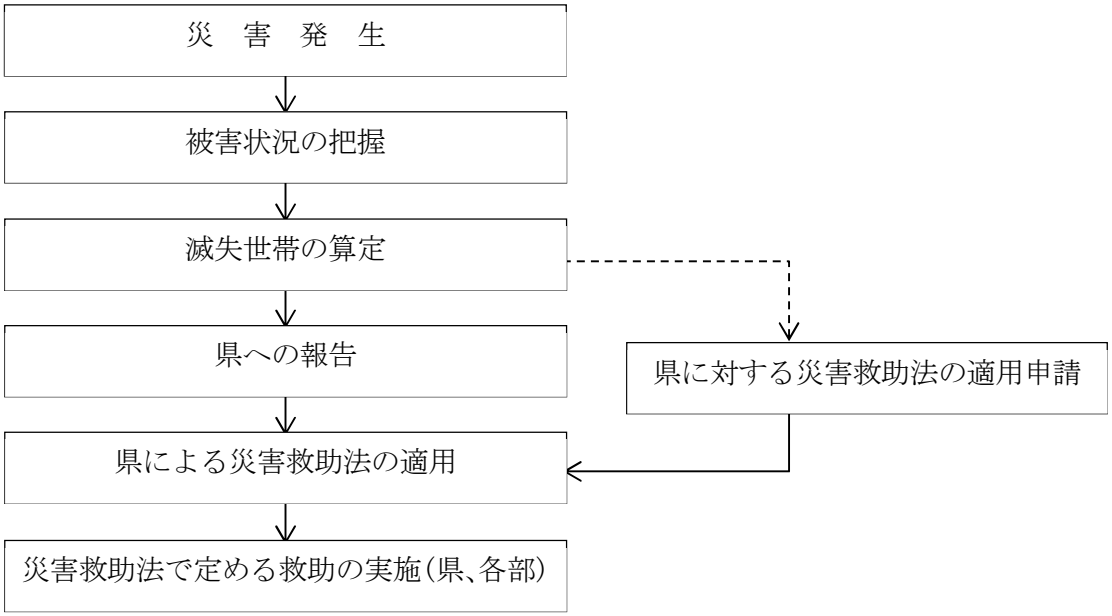

第１　災害救助法の適用基準

（１）災害が発生するおそれがある場合の適用基準

災害救助法による救助は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、現に救助を必要とするときに、町の区域を単位に実施する。

（２）災害が発生した場合の適用基準

人口約 5,100 人（約 2,400 世帯）の本町の場合、災害救助法の適用は、災害による町域の被害が次のいずれかに該当する場合において、知事が指定する。

ア　家屋の全壊、全焼、流失等によって住家が滅失した世帯の数（以下「滅失世帯数」という）が、40 世帯以上の場合

イ　県域の滅失世帯数が 1,500 世帯以上である場合において、町域の滅失世帯数が 20 世帯以上の場合

ウ　県域の滅失世帯数が 7,000 世帯以上であって、町域の被害世帯数が多数の場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき

エ　災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき

オ　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき

第２　滅失世帯の算定基準

滅失世帯数の算定は、住家が全壊(全焼・流失)した世帯を基準とする。

なお、そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第１条第２項の規定に基づき、みなし換算を行う。

■滅失世帯の算定基準

全　壊（全焼・流失）	世帯	１世帯	＝	滅失世帯　１世帯
半　壊（半焼）等著しく損傷した	世帯	２世帯	＝	滅失世帯　１世帯
床上浸水、土砂の堆積等によって一時的に居住困難な	世帯	３世帯	＝	滅失世帯　１世帯

（注）床下浸水、一部損壊は換算しない。

第３　災害救助法の適用申請

本部長（町長）は、町の災害の規模が災害救助法の適用基準に該当する場合、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を知事に報告する。

なお、現に救助を要する状態にある場合は、県に災害救助法の適用申請手続を行う。

報告を必要とする災害は、以下のとおりである。

ア　災害救助法の適用基準に該当するもの

イ　その後被害が拡大するおそれがあり、同法の適用基準に該当する見込みのあるもの

ウ　被害が２市町村以上にわたる広域的で大規模なもの

エ　災害の状況及び社会的影響等から報告の必要があると認められるもの

オ　その他特に報告の指示があったもの

第４　救助の実施

災害救助法の適用に基づく救助活動は、知事が実施し、本部長（町長）はこれを補助する。

ただし、災害の事態が急迫し知事による救助活動の実施を待つことができない場合、本部長（町長）は災害救助法に定める救助活動を実施するとともに、事後速やかに知事に報告し指示を受ける。

また、知事の権限の一部を委任された場合は、委任された救助事項については、本部長（町長）が実施責任者となって応急救助活動を実施する。

救助の種類	実施機関
○　避難所の設置 ○　応急仮設住宅の供与 ○　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ○　被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	知　事 及び 町　長

救助の種類	実施機関
○　医療及び助産 ○　福祉サービスの提供 ○　被災者の救出 ○　被災した住宅の応急修理 ○　学用品の給与 ○　埋葬 ○　遺体の捜索及び処理 ○　災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	

第５　救助の程度、方法及び期間並びに費用の範囲

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに費用の範囲は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」に基づく。

なお、基準による救助の適切な実施が困難な場合、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

また、救助の実施時期について、「災害救助法」による救助は一般的には、災害発生の日に開始されることとなるが、長雨等で被害が漸増し、一定期間を経た後、初めて法の適用基準に達した場合は、法の適用基準に達し、現に救助を必要とする状態となった日をもって災害発生の日とみなしてさしつかえない。

第６　救助実施状況の報告

１ 発生報告

災害発生直後に報告する。

町長（本部長）は、委任された救助に着手したときは、直ちにその状況を知事に報告する。

２ 中間報告

当該災害にかかる法適用の指定が完了した後から報告開始。

救助の実施を開始してからそれが完了するまでの間、毎日正午までにその状況を電話等で報告する。

３ 決定報告

救助の実施を完了した後、速やかに報告する。

４ 報告にあたっての留意事項

（１）緊急を要するもの又は特に指示した事項については、中間報告にかかわることなく、速やかに報告する。

（２）緊急の報告手段としては電話又はファクシミリとする。
ただし、有線電話が途絶した場合は、無線又は口頭による。

第 22 節　応急教育等

教育部は、地震災害に際して、こども園・小中学校の園児・児童・生徒の安全確保、地域における応急対策活動拠点としての協力、並びに早期の学校教育再開等を迅速に行うため、学校教職員、関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。

なお、その他の教育施設については、各関係機関がその定めるところにより行うが、必要に応じて、町のこども園・小中学校に準じて行うよう協力を求める。

担当	教育部、救護厚生部

対策の体系	応急教育等	第1　学校･園施設の応急対策 第2　応急教育の実施 第3　園児･児童･生徒の援助等 第4　社会教育施設等の応急対策

■応急対策の流れ

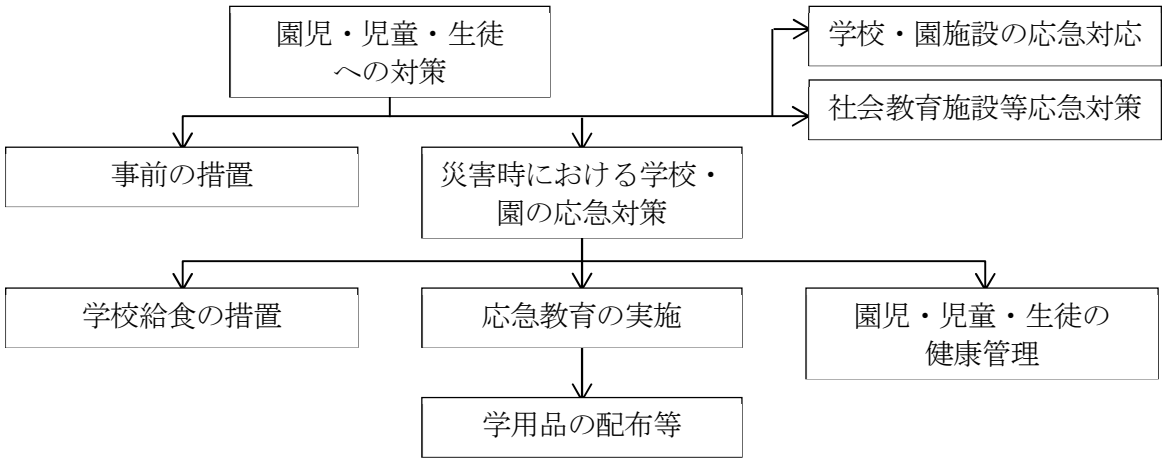

第1　学校・園施設の応急対策

教育部は、各学校・園長等と連携し、以下のとおり災害発生後の応急対策を行う。

1 園児･児童･生徒の安全確保

こども園、小中学校の各学校・園長等は、災害の発生に際しては、以下のとおり行う。

（1）在園・在校時間中に災害が発生した場合は、園児・児童・生徒、教職員自身の安全確保に全力をあげて取り組むとともに、園児・児童・生徒の安否、被災状況等を把握し、速やかに教育部に連絡・報告する。

（2）通学園路の安全が確認された場合は、学校・園長の指示に従い、保護者への引取りの連絡、教職員の引率による集団下校園、その他の臨時下校園等の適切な措置をとる。
ただし、園児・児童・生徒を下校園させることが危険であると認められるときは、学校・園内に保護し、極力保護者への連絡に努める。

（3）学校行事（校外）において災害が発生した場合は、現場の責任者との連絡を確保し、情報の把握に努め、児童・生徒、教職員等の生命を最優先し、安全確保と安否確認を行い、可能ならば現場に応援の職員を派遣し、情報の収集と連絡経路を確保するとともに、保護者に対して、正

確な情報を速やかに提供するため、窓口対応を一本化する。

（4）夜間・休日等に災害が発生した場合は、教職員は災害状況に応じあらかじめ定める基準に基づき、所属の学校・園に参集し、園児・児童・生徒の安否確認を行うとともに、町が行う災害応急・復旧対策への協力、並びに応急教育の実施及び校・園舎の管理のための体制の確立に努める。

2 施設の被害状況の把握･報告

（1）こども園、小中学校の管理責任者は、以下の項目について、調査・把握し、教育部に速やかに連絡報告する。

なお、第１報は、迅速を第一に、人的被害、施設の被害及び教職員の参集状況について把握している限りを報告する。

ア　園児・児童・生徒等の安否・被災状況
イ　教職員の被災状況
ウ　学校・園施設の被害状況
エ　応急措置を必要と認める事項

（2）教育部は、以下の項目について、調査・把握・取りまとめを行い、直ちに総務部に被害状況を報告するとともに、必要に応じて、速やかに県教育委員会に報告する。

ア　園児・児童・生徒等の安否・被災状況
イ　教職員の被災状況
ウ　学校・園施設の被害状況
エ　その他教育施設等の被害状況
オ　応急措置を必要と認める事項

3 避難所等の開設及び運営への協力

避難所等、災害対策活動の拠点となる小中学校では、その開設及び運営に協力する。

4 応急復旧対策

教育部は、災害発生後、速やかに施設の応急復旧を行い、通常の授業の実施体制を整える。

（1）災害による被害の軽易な復旧は、学校・園長に委任する。

（2）授業又は施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ等の設置を検討する。

（3）被害が甚大で応急修理では使用できないときは、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理監督するとともに、応急仮設校・園舎等の建設を検討する。

（4）上記のとおり被災施設の応急復旧に努めるほか、できる限り多数の教室を確保するため次の方策をとる。

ア　隣接学校・園等との協議、調整を行い教室の確保に努める。
イ　学校・園施設以外の教育施設及び公共建築物のほか、協力の得られる適当な民間施設を教室として利用する。

第２　応急教育の実施

教育部は、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況等に応じて応急教育を実施する。

私立学校は、公立学校の例を参考に適切な措置をとる。

1 応急教育の区分

災害によって施設が損傷、若しくは避難所として使用され、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教職員・園児・児童・生徒及びその家族の、被災程度、避難者の収容状況、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して、次の区分にしたがって応急教育を実施する。

ア　臨時休校
イ　短縮授業
ウ　二部授業
エ　分散授業
オ　複式授業
カ　上記の併用授業

2 授業時数の確保

休校、二部授業その他のために授業時数の不足が考えられるので、夏期休業日を利用する振替授業や、できるだけ速やかに平常授業を再開するなど、授業時数の確保に努める。

教育委員会は、災害により学校教育活動が中断することのないよう、応急教育実施のための施設又は教職員の確保等について、必要な措置を講ずる。

3 教職員の確保

教職員の被災等によって教職員が不足し、通常の授業が実施できない場合は、次の方法をもって教職員の確保の応急措置を講じる。

（1）不足教職員が少ない場合は、当該学校内で操作する。
（2）当該学校内で操作できない場合は、教育部において操作する。
（3）教育部で操作できない場合は、県教育委員会に応援を要請する。

4 危険防止

被害状況に応じ危険場所が予測される場合は、立入り禁止区域の設定等安全対策を講じる。

また、園児・児童・生徒に対して、危険防止に関する指導の徹底を図る。

5 転校措置

園児・児童・生徒の転校・園手続き等の弾力的運用を図る。

第3　園児・児童・生徒の援助等

教育部は、救護厚生部、各学校・園長等及び関係機関と連携し、学校給食の早期再開、園児・児童・生徒の健康管理に万全を尽くす。

また、被災によって就学が困難となり、又は学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し援助するとともに、就学上支障のある児童・生徒に対しては、学用品を支給する。

1 学校給食の措置

災害を受けるおそれが解消したときは、学校再開にあわせ速やかに学校給食が実施できるよう措置する。

ただし、被災状況等により完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。

なお、次の場合は、学校給食は一時中止する。

（1）避難所となった学校において、非常緊急措置として学校給食施設で炊き出しを実施する場合
（2）給食施設が被災し、給食実施が不可能となった場合

（3）感染症の発生が予想される場合
（4）給食物資が入手困難な場合
（5）その他給食の実施が適当でないと認められる場合

2 健康管理

（1）被害の状況を勘案し、学校・園長を通じ平素の保健管理、安全指導を強化する。
（2）被災地域の園児・児童・生徒に対して、学校医及び吉野保健所、救護厚生部と緊密な連絡をとり臨時の健康診断等を行い、感染症の予防について適切な措置をとる。
（3）被災した園児・児童・生徒に対しては、吉野保健所等の専門機関との連携を図りながら、その被災状況に応じて保健指導やカウンセリング等を実施し、健康の保持、心のケア等に努め、必要に応じてスクールカウンセラー等を学校に派遣する。
（4）被災状況に応じて、救護厚生部、吉野保健所と緊密な連絡をとり被災学校・園施設の清掃、消毒等を行い、感染症の予防に努める。

3 就学援助等に関する措置

教育部は、被災によって就学が困難となり、又は学資の支弁が困難となった町立学校の児童・生徒に対し、就学援助費の支給について、必要な措置を講じる。

4 教科書及び学用品の支給

教育部は、災害救助法に基づき、就学上支障のある児童・生徒に対して教科書、教材、文房具及び学用品を支給する。

第4 社会教育施設等の応急対策

教育部は、災害に際して、所管する社会教育施設の利用者の安全確保、地域における応急対策活動拠点としての協力、並びに施設の再開等を迅速に行うため、以下のとおり必要な措置を講じる。

1 利用者の安全確保

施設管理者は、災害発生時には、施設で開催されている事業等の中止、延期又は利用者による事業を中止するなど状況に応じた適切な指示を行い、入館者及び施設の利用者、職員の安全を確保する。

2 避難誘導

施設管理者は、施設利用者の来館時にあっては、あらかじめ定めた避難に関する要領等に基づき適切に避難誘導を行うとともに、混乱防止に努める。

3 その他の応急措置

（1）施設管理者は、負傷者の有無を確認し、必要な措置を講じる。
（2）施設管理者は、建物等の被害の調査を早急に実施し、危険箇所の応急的な安全措置を講じる。
（3）施設管理者は、以下の項目について、教育部に速やかに連絡・報告する。
なお、第１報は、迅速を第一に、人的被害、施設の被害及び職員の参集状況について把握している限りを報告する。
ア 入館者・施設利用者の安否・被災状況
イ 職員の被災状況
ウ 施設の被害状況
エ 応急措置を必要と認める事項

（4）教育部は、以下の項目について、調査・把握・取りまとめを行い、総務部に被害状況を報告する。

ア　入館者・施設利用者の安否・被災状況
イ　職員の被災状況
ウ　社会教育施設の被害状況
エ　応急措置を必要と認める事項

第 23 節　文化財応急対策

教育部は、地震災害が発生した場合は、文化財保護条例等で指定されている文化財（以下「文化財」という。）の所有者又は管理責任者と協力して被災状況を調査し、その結果を県教育委員会に報告する。なお、災害によって交通等が遮断され、被害確認が困難な場合には、所有者又は管理者は町又は町教育委員会を通して、その旨を県に報告する。

また、県教育委員会からの指示に基づき、被災文化財の被害拡大を防止するため、所有者又は管理責任者に対し、応急措置を講じるよう指導・助言を行う。

担当	教育部

対策の体系	文化財応急対策	第1　災害発生の通報 第2　被害状況の調査･復旧対策 第3　大規模災害における応急対策

■応急対策の流れ

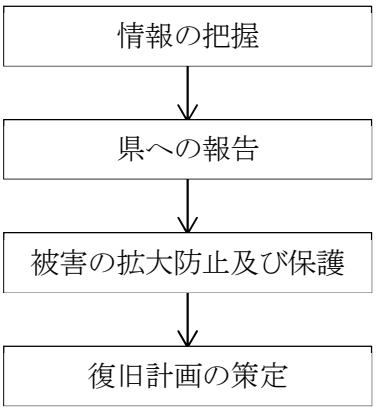

第1　災害発生の通報

（1）教育部は、災害発生後、町指定文化財の被害について調査し、その状況把握に努める。
（2）県指定文化財の所有者又は管理者は、災害が発生したときには、文化財の被害状況を直ちに教育部を通じて、県教育委員会へ報告する。
（3）県教育委員会は、報告を受理したときは、国指定文化財については直ちにその旨を文化庁に通報する。
（4）災害によって交通等が遮断され、被害確認が困難な場合には、所有者又は管理者は町又は町教育委員会を通して、その旨を県に報告する。

第2　被害状況の調査・復旧対策

（1）教育部は、被害調査後、判明した状況から町指定文化財の所有者及び管理者に対し必要な指示を行い、被害の拡大防止と保護に努める。
（2）県教育委員会は、通報受理後、直ちに係員を現地に派遣し被害の状況の把握に努め、国指定文化財については、その結果を文化庁に報告し、係官の派遣等必要な措置を求める。
なお、現地調査の結果、二次災害の発生や破損の進行、破損部位の滅失、散逸等の可能性があると判断された場合は、所有者及び管理者に応急措置を講じるよう指導する。
（3）現地調査の結果、二次災害の発生や、破損の進行、破損部位の滅失、散逸等の可能性があると

判断された場合は、所有者及び管理者に応急措置を講じるよう指導する。ただし、国指定文化財の応急措置については、現状変更も含めて、文化庁へ実施した内容を報告する。

第３　大規模災害における応急対策

県内において大規模な災害が発生して、県・町の行政機関の機能が著しく低下し、単独では十分に被害状況調査等が実施できない場合、県若しくは町（又は町教育委員会）は、所定の連絡網により、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく近畿２府７県及び文化財保護関係機関等（以下「近隣府県等」という。）への応援を要請する。

１ 事前準備

被災時において迅速な応援体制を遂行可能にするため、事前より指定文化財目録等を整備し、近隣府県等との十分な情報交換に努める。

（１）指定文化財等の目録を作成し、近隣府県等文化財所管課に送付し、災害発生前から基本データの共有をはかる。
（２）目録は個別指定文化財の所在地・内容・規模・員数・特徴等を記入し、データの更新は少なくとも最低１年１回とする。
（３）被害調査項目の統一を図った被害状況調査票を作成し、近隣府県等と共有する。
（４）被害時に迅速な情報交換が可能なように、連絡窓口・各分野担当者の氏名連絡先を近隣府県等に事前に通知する。

２ 支援要請

（１）災害時において、被害状況から応援を受けることが必要と判断した場合、速やかに近隣府県等に被害状況を連絡するとともに、応援を受けることについて関係機関との連絡調整をはかる。
（２）必要とする応援の内容については、支援府県等に対し文書により要請を行うものとする。ただし、緊急の場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書等を速やかに提出するものとする。
（３）応援に要する経費は原則として応援を受ける県の負担とする。

３ 被害状況調査

（１）近隣府県等による応援が決定された場合、緊急に近隣府県等の担当者会議を実施し、指定分野ごとに被害の規模・内容に応じた具体的な応援体制について協議を行う。
（２）指定区分・地域に応じて調査担当区域を決定し、調査は専門性を考慮のうえ班を編制し実施する。
（３）調査内容は共有の調査票に記入し、撮影した写真とともに一括して保存し、復旧計画作成の基本資料とする。

４ 復旧計画の立案･実施

被害状況調査後において行う調査結果の集積と分析、復旧事業計画の立案・実施においては、応援府県等と再度協議し、必要に応じて応援を要望する。

第 24 節　農林関係応急対策

地震災害が発生した場合、農林関係の被害拡大を防止するため、農林業に関する応急対策を実施する。

担当	防災施設部、関係機関

対策の体系	農林関係応急対策	第1 農業用施設 第2 農作物 第3 畜産 第4 林産物 第5 林道・農道

第1　農業用施設

防災施設部、土地改良区は、農業用施設の被害の状況を早期に調査し、応急復旧を図る。

（1）防災施設部は、農業用施設の被害状況の早期把握に努めるとともに、被災施設や危険箇所に対する調査を速やかに実施し、必要に応じ、応急措置を講じる。

（2）土地改良区は、管理施設（ため池、農道、水路等）が被災した場合、関係機関に連絡し、その協力を得て、応急措置を講じる。

第2　農作物

1 災害対策技術の指導

防災施設部は、県及び奈良県農業協同組合と協力して、被害を最小限にくい止めるため、農家に対し、災害対策技術の指導を行う。

2 種子もみ及び園芸種子の確保斡旋

防災施設部は、必要に応じて、県に対し、災害対策用種子もみ及び園芸種子の斡旋を依頼し、その確保を図る。

第3　畜産

防災施設部は、災害発生時に急速にまん延するおそれがある家畜伝染病に対処するために、畜産関係団体、家畜保健衛生所の協力を得て伝染病の発生予防に万全を期すよう努める。

さらに国の防疫方針に基づき、県の指示に従って家畜伝染病のまん延を予防する。

第4　林産物

防災施設部は、県と協力して、倒木に対する措置等の技術指導を行うなど林産物の被害の軽減に努める。

第５　林道・農道

１ 林道

（１）応急措置

林道を管理する町、森林組合は、災害発生後速やかに林道施設の被害の状況を調査し二次的被害を防止するための対策を講ずる。

（２）応急復旧

林道を管理する町・森林組合は、住民の生活のため緊急に復旧する必要がある場合は、速やかに応急復旧工事を実施する。

２ 農道

（１）応急措置

町及び農道管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災箇所や危険箇所に対する点検を速やかに行い、被災状況を取りまとめ県に報告するとともに必要に応じ応急措置を行う。

町及び農道管理者は、著しい被害を生じるおそれがある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、危険箇所への立入り制限を実施する。

（２）応急復旧

被災した農道のうち応急復旧活動、住民生活に必要となる道路で二次災害のおそれのあるものについては、県の指導協力のもと、町及び農道管理者が速やかに応急復旧工事を実施する。

第 25 節　社会秩序の維持

町及び防災関係機関は、流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずるものとする。

担当	総務部、関係機関

対策の体系	社会秩序の維持	第1 警備活動 第2 住民への呼びかけ 第3 物価の安定及び物資の安定供給

第1　警備活動

町は、公共の安全と秩序を維持するため、県警察（吉野警察署）と連携し、自主防災（防犯）組織及び関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点として警備活動を実施する。

第2　住民への呼びかけ

町は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第3　物価の安定及び物資の安定供給

町、県及び関係機関は、買占め、売惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

1 消費者情報の提供

町は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、心理的パニックの防止に努めるとともに、消費者の利益を守る。

2 生活必需品等の確保

町は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

3 物価の監視

町は、他市町村と協力して、物価の動きを調査、監視するとともに、買占め・売惜しみをする業者に対しては、売渡しを勧告し、従わない場合は公表するなど、適切な措置を講ずる。

4 金融機関における預貯金払戻等

（1）町は、県を通じて近畿財務局に、日本銀行は被災者の預金の払戻等が円滑に行われるように被災地の民間金融機関に対して、それぞれ次のような指導、要請を行う。

ア　住民が預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した場合に、罹災証明書の提示その他簡易な確認方法をもって、預金払戻の利便を図ること。

イ　事情によっては定期預金、定期積金等の期限前払戻や、これを担保とする貸付にも応じるこ

と。

ウ　損傷日本銀行券・貨幣の引換えに応じること。

（2）近畿財務局は、証券会社に対して、被災者が預り証、印鑑を紛失した場合の拇印による預り金払出しや有価証券の売却代金の即日払い等の措置を講ずるよう要請を行う。

第 26 節　災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定

担当	総務部

非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別な必要があると認めるとき、内閣総理大臣は、関係地域の全部又は一部について災害緊急事態の布告を発するとともに、内閣総理大臣を本部長とする緊急非常災害対策本部を設置する。（災害対策基本法）

内閣総理大臣により、下市町の地域に関して災害緊急事態の布告があったときは、災害対策基本法第 86 条の２から第 86 条の５までの特例措置を可及的速やかに講ずることができるようにするため、当該災害により現実に発生している個別具体的な状況を確認せずとも、被災地において甚大な被害が当然生じているものとみなして、「特定大規模災害」の指定、及びこれらの特例措置が自動的に適用される。

災害対策基本法第 86 条の2から第 86 条の5までの特例措置のあらまし

1　避難所及び応急仮設住宅における特例（第 86 条の2）
政令で定める区域及び期間において、消防法第 17 条の規定（建築物の工事施工に関する消防長又は消防署長の同意）は、適用しない。ただし、消防設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他避難所及び応急仮設住宅における災害防止、公共の安全確保のために必要な措置を講ずること。

2　臨時の医療施設に関する特例（第 86 条の3）
政令で定める区域及び期間において、医療法第4章の規定（病院、診療所及び助産所の開設、管理に関する国、都道府県等への届出、許可等）は、適用しない。

3　埋葬及び火葬の特例（第 86 条の4）
厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律第5条（市町村長による許可）及び第 14 条（許可証受理後の埋葬、火葬ま又は収蔵）に規定する手続の特例を定めることができる。

4　廃棄物処理の特例（第 86 条の5）
環境大臣は期間を限り、廃棄物処理特例地域を指定するとともに、廃棄物処理特例基準を公布し、廃棄物処理の迅速化を図ることができる。

第５編　災害復旧・復興計画

第１章　まちの復旧及び経済の振興対策

項目	担当
第1節　公共施設等の復旧	各部(各課)
第2節　激甚災害の指定	総務部
第3節　被災中小企業の振興	防災施設部(地域づくり推進課)
第4節　被災農林業者への融資	防災施設部(地域づくり推進課)

第１節　公共施設等の復旧

各部は、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成し、復旧に努める。

担当	各部（各課）

対策の体系	公共施設等の復旧	第1　災害復旧事業計画の作成 第2　災害復旧事業の実施・留意点

第１　災害復旧事業計画の作成

１ 災害復旧事業計画の作成

町は、被災の原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう、県と十分協議し、災害復旧事業計画の樹立に努めるとともに、国又は県が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

なお、総務部は、計画相互の調整等の庶務業務を行う。

２ 災害復旧事業期間の短縮

災害復旧事業計画の作成にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果の上がるよう関係機関と十分に連絡調整を図り、事業実施期間の短縮に努めるとともに、復旧完了予定時期の明示に努める。

また、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。

なお、公共施設の災害復旧事業計画は次のとおりである。

（１）公共土木施設災害復旧事業計画

ア　河川災害復旧事業計画

イ　砂防施設災害復旧事業計画

ウ　林地荒廃防止施設災害復旧事業計画

エ　道路災害復旧事業計画
オ　地すべり防止施設災害復旧事業計画
カ　急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
キ　下水道災害復旧事業計画
ク　公園災害復旧事業計画

（2）農林水産業施設災害復旧事業計画
（3）都市災害復旧事業計画
（4）水道災害復旧事業計画
（5）社会福祉施設災害復旧事業計画
（6）公立学校施設災害復旧事業計画
（7）公営住宅災害復旧事業計画
（8）公立医療施設災害復旧事業計画
（9）その他の災害復旧事業計画

3 災害復旧に伴う財政援助及び助成計画の作成

関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国及び県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、関係書類等を作成し、査定実施が速やかに行われるように努める。

なお、災害復旧事業として採択されうる限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針による。

第2　災害復旧事業の実施・留意点

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、早期に実施するため必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

なお、災害復旧事業の実施にあたっては、以下の事項に留意する。

（1）被災施設の復旧にあたって原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。
（2）被災施設の被災状況・重要度を勘案し、計画的な復旧を行う。
（3）事業の実施にあたり、ライフライン機関とも連携を図ること。
（4）復旧事業に関連する各種規定等に暴力団排除条項を整備するなど、相互に連携のうえ、復旧事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。
（5）重要物流道路（代替・補完路含む。）に指定された地方道の災害復旧にあたり、高度の技術又は高度の機械力を要する工事で、国が県及び町に代わって実施することが適当と認められる場合においては、国の権限代行制度を活用する。
（6）指定区間内の一級河川における災害復旧にあたり、高度な技術又は機械力を要する工事について、適当と認められる場合は、国の権限代行制度を活用する。
（7）指定区間内の一級河川において、水資源開発水系内の水の安定的な供給に資する河川管理施設の災害復旧を行うにあたり、高度な技術又は機械力を要する工事について、適当と認められる場合は、独立行政法人水資源機構の権限代行制度を活用する。
（8）復旧工事の代行

町は、国の緊急災害対策本部が設置される災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受け、かつ工事の実施体制等の本町の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、本町に代わって工事を行うよう、県又は国に要請する。

第２節　激甚災害の指定

甚大な被害が発生した場合は、迅速に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号、以下「激甚災害法」という。）による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する。

担当	総務部

対策の体系	激甚災害の指定	第1　激甚災害指定の手続 第2　激甚災害法の指定基準

第１　激甚災害指定の手続

１ 激甚災害の指定

県は、町の実施した被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害法」及び激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るために適切な措置を講じる。

町は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力する。

２ 特別財政援助の交付手続き

本部長（町長）は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けた場合は、速やかに特別財政援助額の交付に関わる調書を作成し、県に提出する。

第２　激甚災害法の指定基準

■激甚災害の指定基準

適用すべき措置	指定基準
法第2章(3条～4条) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助	次のいずれかに該当する災害 A 基準 査定見込額＞全国標準税収入×0.5% B 基準 査定見込額＞全国標準税収入×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上 (1)　都道府県分の査定見込額＞当該都道府県標準税収入×25% 又は (2)　都道府県内市町村分の査定見込額＞都道府県内市町村の標準税収入額×５%
法第5条 農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置	次のいずれかに該当する災害 A 基準 査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5% B 基準 査定見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上 (1)　都道府県内査定見込額＞当該都道府県の農業所得推定額×４% 又は (2)　都道府県内査定見込額＞10 億円

適用すべき措置	指定基準
法第6条 農業水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例	次の１又は２の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込みが50，000千円以下と認められる場合は除く。 激甚法第５条の措置が適用される激甚災害 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5% で激甚法第８条の措置が適用される激甚災害
法第8条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 A 基準 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5% B 基準 農業所得推定額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が１以上 １つの都道府県の特別被害農業者＞当該都道府県内の農業者×３%
法第10条 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	法第２条第１項の規定に基づき，激甚災害として政令で指定した災害によるもの。 浸水面積（１週間以上）30ha以上の区域 排除される湛水量30万m^3以上 最大湛水時の湛水面積の50%以上が土地改良区等の地域であること
法第11条の2 森林災害復旧事業に対する補助	次のいずれかに該当する災害。 A 基準 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×5% （樹木に係るもの）　　（木材生産部門） B 基準 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.5% （樹木に係るもの）　　（木材生産部門） かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上 都道府県林業被害見込額＞当該都道府県生産林業所得推定額×60% (2)　都道府県林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×１%
法第12条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 法第13条 小規模企業者等設備導入資金助成法による災害関係特例	次のいずれかに該当する災害。 A 基準 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.2% B 基準 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.06% かつ、次の要件に該当する都道府県が１以上 １つの都道府県の中小企業関係被害額＞当該都道府県の中小企業所得推定額×2% 又は＞1,400億円
法第16条 ~~公立社会教育施設~~災害復旧事業に対する補助 法第17条 私立学校施設災害復旧事業の補助 法第19条 市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例	激甚法第２章の措置が適用される場合適用 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。

適用すべき措置	指定基準
法第 22 条 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	次のいずれかに該当する災害。 A 基準 被災地全域滅失住宅戸数≧4,000 戸 B 基準 次の１，２のいずれかに該当する災害 １　被災地全域滅失住宅戸数≧2,000 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの １市町村の区域内の滅失住戸数≧200 戸 １市町村の区域内の滅失住戸数≧10% ２　被災地全域滅失住宅戸数≧1,200 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの １市町村の区域内の滅失住宅戸数≧400 戸 １市町村の区域内の滅失住宅戸数≧20%
法第 24 条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	１　公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第２章の措置が適用される場合適用 ２　農地農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第５条の措置が適用される場合適用
上記以外の措置	災害発生の都度、被害の実情に応じて個別に考慮される。

■局地激甚災害指定基準

適用すべき措置	指定基準
法第2章(第3条～4条) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助	査定事業費＞当該市町村の標準税収入×50% （ただし、当該査定事業費 10,000 千年未満は除外） ただし、当該査定事業費の額を合算した額が概ね１億円未満である場合を除く。 又は、査定見込み額からみて明らかに基準に該当することが見込まれる場合 （ただし、当該災害に係る被害箇所の数が概ね 10 未満のものを除く。） 次のいずれかに該当する災害 当該市町村の区域内における農地等の災害復旧事業に要する経費の額 ＞当該市町村の農業所得推定額×10% （ただし、災害復旧事業に要する経費が 10,000 千円未満は除外） ただし、該当する市町村毎の当該経費の額を合算した額が概ね 50,000 千円未満である場合を除く。 又は 当該市町村の漁業被害額＞農業被害額かつ、漁船等の被害額＞当該市町村の漁業所得推定額の 10% （ただし、当該漁船等の被害額が 10,000 千円未満は除外） ただし、該当する市町村毎の当該漁船等の被害額を合算した額が概ね 50,000 千円未満である場合を除く。 ②　①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当すると見込まれる災害（ただし、当該災害に係る被害箇所の数が概ね 10 未満のものを除く。）
法第 11 条の2 森林災害復旧事業に対する補助	林業被害見込額＞当該市町村の生産林業所得推定額×150% （ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定額の概ね 0.05%未満の場合は除く。） かつ、要復旧見込面積が大火による災害にあっては、概ね 300ha、その他の災害にあっては、当該市町村の民有林面積（人口林に係るもの）の概ね 25%を超える場合。

適用すべき措置	指定基準
法第 12 条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 法第 13 条 小規模企業者等設備導入資金助成法による災害関係特例	中小企業関係被害額＞当該市町村の中小企業所得推定額×10% （ただし、被害額が 10,000 千円未満は除外） に該当する市町村が１以上。 ただし、上記に該当する市町村の被害額を合算した額が概ね 50,000 千円未満である場合を除く。
法第 24 条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	法第２章又は５条の措置が適用される場合適用

第３節　被災中小企業の振興

被災した中小企業の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定を図るために行われる支援が迅速かつ的確に行われるよう県に要請するとともに、関係団体等の協力を得て、支援制度についての必要な広報活動を積極的に行う。

担当	防災施設部（地域づくり推進課）

対策の体系	被災中小企業の振興	第1　中小企業支援対策 第2　金融支援 第3　雇用対策 第4　中小企業者に対する支援制度の周知

第１　中小企業支援対策

（１）被害を受けた事業者を対象として窓口相談、巡回相談等を実施し、事業の再開・継続に向けた相談受付、ニーズ把握を行う。
（２）再建状況調査を随時実施し、被災した中小企業の再建状況の把握に努め、被災者のニーズを踏まえた事業再建と復興に向けた支援、地域特性を活かした産業振興への支援を行う。
（３）被災した中小企業を早期に支援するため、自治体と商工団体等の連携による被害状況等の迅速な把握、報告体制の整備を進める。

第２　金融支援

（１）中小企業者の負担を軽減し復旧を促進するため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の指定が受けられるよう必要な措置を講ずる。
（２）株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業、中小企業事業）及び株式会社商工組合中央金庫の政府系中小企業金融機関の災害特別融資枠の設定のため、関係機関に対し要請を行う。
（３）信用力の低い中小企業の融資の円滑化を図るため、信用保証協会に対し保証枠の増大等を要請する。
（４）地元一般銀行等その他金融機関に対し、中小企業向け融資の特別配慮を要請し、協力を求める。
（５）災害等により相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている場合は、「中小企業信用保険法」に基づく指定が受けられるよう必要な措置を講じる。

第３　雇用対策

（１）被災地の事業主や労働者への利便を図るため、国等と連携し、被災地に出向いての巡回就労相談を実施する。
（２）被災による離職者に対し、再就職を支援するため、公共職業訓練を優先して受講することができる被災地優先枠を設ける。

第４　中小企業者に対する支援制度の周知

株式会社日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫による災害特別融資枠、奈良県災害復旧資金緊急融資、奈良県中小企業経営安定資金の融資などの支援制度について、商工会議所やその他中小企業関係団体との協力のもと、中小企業者に周知徹底を図る。

第４節　被災農林業者への融資

被災した農林業者の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定を図るために行われる支援が迅速かつ的確に行われるよう県に要請するとともに、関係団体等の協力を得て、支援制度についての必要な広報活動を積極的に行う。

担当	防災施設部（地域づくり推進課）

対策の体系	被災農林業者への融資	第1　資金需要の調査 第2　農林業者に対する融資制度 第3　林業災害に対する融資制度

第１　資金需要の調査

再建資金の需要を把握するために県が実施する農林業関係者の被害状況調査に協力する。

第２　農業災害に対する融資制度

１ 日本政策金融公庫が被災農林漁業者に対して行う融資

（１）農林漁業施設資金（災害復旧）
　農林漁業施設の復旧、被害果樹の改植等の復旧に要する費用を融通する。

（２）農林漁業セーフティネット資金
　災害により被害を受けた経営の再建に必要な費用（災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害を含む。）を融通する。

（３）農業基盤整備資金（災害復旧）
　災害により流失、埋没した農地、牧野、農道等の復旧に要する費用を融通する。

２ 金融機関(農協、銀行等)が被災農林漁業者に対して行う経営資金等の融通

農産物、畜産物等への被害が一定規模以上である場合は、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」の適用を受け、被害農林漁業者に対し経営に必要な資金の融通等の措置を講じる。（天災資金）

第３　林業災害に対する融資制度

１ 日本政策金融公庫からの融資

（１）農林漁業施設資金
　個人施設や共同利用施設の復旧に要する費用を融通する。

（２）林業基盤整備資金
　災害により被害を受けた森林、樹苗養成施設及び林道等の復旧に要する費用を融通する。

（３）農林漁業セーフティネット資金
　災害により被害を受けた経営の再建に必要な費用（災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害を含む。）を

融通する。

２ 経営資金等の融通（天災資金）

「本節第２　農業災害に対する融資制度　２　金融機関（農協、銀行等）が被災農林漁業者に対して行う経営資金等の融通」の項目を参照。

第２章　被災者の生活の安定

項目	担当
第1節　罹災証明書の発行等	保健衛生部、防災施設部(建設課)、総務部
第2節　被災者の生活確保	総務部(税務財政課)、資材輸送部(地域づくり推進課)、防災施設部(地域づくり推進課)

第１節　罹災証明書の発行等

各種の被災者に対し、速やかに支援措置を講じるため、罹災証明の交付体制を早期に確立し、罹災証明書を交付する。

町は、法第 90 条の２に基づき、地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請がなされたとき、遅滞なく住家の被害及びその他当該町の定める種類の被害状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面である「罹災証明書」を交付する。被害認定調査を行う際は、原則内閣府が採用している様式及び手法を用いて調査するとともに、必要に応じて、航空写真や被災者が撮影した写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、効率的な手法について検討する。

担当	保健衛生部、防災施設部（建設課)、総務部

対策の体系	罹災証明書の発行等	第1　罹災台帳の作成 第2　罹災証明書の発行 第3　罹災証明書発行に関する広報 第4　被災証明書の発行 第5　被災者台帳の作成

第１　罹災台帳の作成

保健衛生部は、罹災台帳を整備し、罹災証明書の発行に必要な被災情報等の必要事項を登録する。

なお、被災者は、罹災証明の判定に不服がある場合、及び物理的に調査ができなかった家屋について、再調査を申し出ることができる。

保健衛生部は、申出のあった被災者の当該家屋について、迅速に再調査を行い、判定結果を当該被災者に連絡するとともに、必要に応じて、罹災台帳を修正する。

（１）家屋課税台帳及び住民基本台帳等により、罹災世帯について、罹災台帳を作成する。

（２）防災施設部（建設課）による建築物の被災状況調査の結果に基づき、必要事項を登録する。

第２　罹災証明書の発行

（１）総務部は、被災した世帯の各種支援措置等を受けるための手続書類として、罹災者に対し必要があると認めた場合は、罹災証明書を遅滞なく発行する。
ただし、火災による罹災証明書は、消防本部が発行する。

（２）罹災証明書の発行は、建物１棟につき１回限りとするが、やむを得ない理由のある場合は、写しに証印のうえ再交付する。

（3）罹災証明書の発行に際して、被災状況が確認できない場合は、とりあえず本人の申告に基づき、罹災届出証明書（被災者自身が被災内容を町へ届け出たことを証明する。）を発行する。
この場合、その後の調査によって確認した場合は、罹災証明書に切替え発行する。

（4）被害認定基準
災害による住家への被害程度を判定する際の基準は、内閣府の災害認定基準について（平成 13 年６月 28 日付府政防第 518 号）及び災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和２年３月）に準じた区分とする。
令和２年 12 月４日に「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（令和２年法律第 69 号）」が公布・施行され、被災者生活再建支援金の支給対象として、「中規模半壊世帯」が追加された。
なお、被害の程度が上記の基準に満たない一部損壊においても、町長が認めるものについては被害認定を行う。ただし、ガラスが数枚破損した程度の小さなもの等は除く。

災害よる住家の被害認定基準

被害の程度	認定基準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度とする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満とする。
中規模半壊	半壊のうち大規模半壊には至らないが相当規模の補修を要するもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満とする。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満とする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満とする。

第３　罹災証明書発行に関する広報

罹災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、罹災証明に関する相談窓口を設置するとともに、概ね以下のとおり広報紙等により被災者への周知を図る。

（1）調査の進捗状況

（2）罹災証明書の内容

（3）調査に不服のあるときの申請方法
（4）家屋被害認定調査と被災建築物応急危険度判定との相違点等

第４　被災証明書の発行

総務部は、罹災証明書の発行に至らない被災状況であって、被災者から各種援助制度の申請手続きに必要な被災証明の交付申請があった場合、現地調査の結果や写真等の申請者の立証資料をもとに判断したうえで、被災証明書を発行する。

第５　被災者台帳の作成

保健衛生部は、災害による被災者に対する総合的かつ効率的な援護実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を作成する。

被災者台帳の作成は、保健衛生部が関係各部班等の協力を得て、概ね以下の資料に基づき行う。

■被災者台帳作成の基本となる資料

項目	資料名	担当部班
基本となる資料	住民基本台帳	総務部
付加すべき資料	避難所の収容者名簿	救護厚生部(健康福祉課) 教育部
	医療救護班の診療記録	保健衛生部
	助産台帳	保健衛生部
	罹災台帳	保健衛生部
	要捜索者名簿	保健衛生部
	遺体処理台帳	保健衛生部
	埋葬台帳	保健衛生部
	火災証明発行台帳	消防本部

なお、町は、災害発生時、直ちに被災者を救護・支援し、被災者の生活再建に向けて、迅速かつ的確な復旧・復興作業を行う必要があるため、被災者情報を一元的に管理することにより、必要となる膨大な行政事務を効率的に行い、被災者支援、復興・復旧業務を円滑に実施できるよう被災者支援システムの有効活用に努める。

ほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

第２節　被災者の生活確保

被災者の生活の安定を図るため、雇用対策の促進に努めるとともに、被災者の被害の程度に応じ、町税の減免・徴収猶予、資金の貸付、弔慰金・見舞金の支給等を行う。

担当	総務部（税務財政課)、資材輸送部（地域づくり推進課)、防災施設部（地域づくり推進課）

対策の体系	被災者の生活確保	第1　雇用対策 第2　町税等の減免･徴収猶予等 第3　災害援護資金等の貸付 第4　災害弔慰金等の支給 第5　災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備

第１　雇用対策

１ 事業者への雇用維持の要請

本部長（町長）は、失業者の発生を未然に防ぎ、被災者の経済的な生活基盤を確保し、迅速な生活再建を図るため、被災者向け救援を行うにあたっては、町内被災事業者の復旧の妨げにならないよう留意し、可能な限り町内事業者・被災者の活用・雇用に努めるとともに、県と連携し、町内の事業主や経済団体等に対し、雇用の維持を要請する。

２ 職業の斡旋等の要請

本部長（町長）は、災害により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、県と連携し、奈良労働局（ハローワーク下市）に対し、以下の事項の実施について要請する。

（１）災害による離職者の把握
（２）求人開拓による就職先の確保
（３）広域的な職業紹介による就職機会の提供
（４）被災者のための臨時職業相談窓口の設置
（５）被災者の再就職促進のための就職説明会等の開催

３ 雇用保険の失業等給付に関する特例措置

公共職業安定所は、災害救助法第２条の規定に基づき指定された区域に所在する雇用保険適用事業所に雇用される被保険者（日雇用労働被保険者を除く。）が、当該事業所が災害により事業を休止又は廃止し休業するに至ったため、一時的に離職を余儀なくされた場合であって、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている者は、雇用保険上の失業者として取り扱い、雇用保険法に基づく基本手当（傷病手当を含む。）を支給する。

また、失業により基本手当受給中の者が災害により認定日に出向いて行くことができない場合には、事後に証明書により基本手当を支給する。

第２　町税等の減免・徴収猶予等

１ 町税の減免措置等

地方税法、町税条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免措置を講じる。

（1）期限の延長

納税義務者等が災害によって、期限までに申告等又は町税を納付若しくは納入することができないと認められる場合は、当該期限を延長する。

（2）徴収猶予

災害によって財産に損害を受けた納付義務者が町税を一時に納付することができないと認められる場合は、その者の申請に基づき徴収を猶予する。

（3）減免

災害によって被災した者に対して、個人の住民税・固定資産税等の町税を軽減又は免除する減免措置を講じる。

2 国民健康保険税の減免等

（1）徴収猶予

災害によって財産に損害を受けた納付義務者が保険税を一時に納付することができないと認められる場合は、その者の申請に基づき、その納付することができないと認められる金額を限度として、1年以内において徴収を猶予する。

（2）減免

災害によって生活が著しく困難になった者に対し、被災の状況に応じて保険税を減免する。

3 介護保険料の特例措置

災害によって被災した住民に対して、介護保険法に基づき、次の特例措置を講じる。

（1）認定更新期限の延長措置（有効期間満了日から1か月）の周知（介護保険法第28条）

（2）給付割合の増額（介護保険法第50条、第60条）

（3）保険料の減免、徴収猶予（介護保険法第142条、下市町介護保険条例第11条）

4 その他徴収金の減免等

災害によって損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて条例に基づき減免する。

第3　災害援護資金等の貸付

災害によって被害を受けた者に対し、災害援護資金等の貸付融資を行い、被災者の早期立ち直りと生活の安定化を促進する。

1 災害援護資金の貸付

自然災害によって町域に災害救助法が適用された場合、世帯主が負傷を負い、又は家財等に相当度の被害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに必要な資金として、「災害弔慰金の支給に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づき、条例の定めるところによって、災害援護資金を貸し付ける。

2 生活福祉資金の貸付

県社会福祉協議会は、低所得世帯等に対し、経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、「生活福祉資金の貸付制度要綱」（平成2年厚生省社第398号）に基づき、生活福祉資金（災害援護資金・住宅資金）の貸付を行う。

町は、貸付が迅速かつ的確に行われるよう受付事務を行う。

3 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

県は、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び扶養している児童の福祉の増進を図るため、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）に基づき、母子家庭又は父子家庭、寡婦に

対し資金を貸し付ける。

災害の場合は、据置期間の延長の特例が設けられている。

町は、貸付が迅速かつ的確に行われるよう受付事務を行う。

第４　災害弔慰金等の支給

１ 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

自然災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、また、精神若しくは身に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和 48 年９月 18 日法律第 82 号）に基づき、条例の定めるところによって支給する。

（１）地震、暴風、豪雨、洪水その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。

ア　町域において５世帯以上の住家が滅失した災害

イ　県域において災害救助法が適用された市町村が１つ以上ある災害

ウ　上記と同等と認められる特別の事情があると厚生労働大臣が認めた災害

（２）次の場合、支給を制限する。

ア　死亡又は障害が、故意又は重大な過失による場合

イ　別に内閣総理大臣が定める給付金が支給される場合

（３）災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。

（４）災害障害見舞金は、災害弔慰金の支給等に関する法律第８条に規定される障害を受けた者に対して支給する。

第５　災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備

町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努め、その実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第３章　被災者の心身のケア

項目	担当
第1節　被災者生活再建窓口の開設	救護厚生部(健康福祉課)
第2節　被災者健康維持活動	救護厚生部(健康福祉課)

第１節　被災者生活再建窓口の開設

被災者生活再建相談窓口を開設し､災害によって家や財産が滅失した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援する。

担当	救護厚生部（健康福祉課）

対策の体系	被災者生活再建窓口の開設	第1　被災者生活再建相談窓口の開設 第2　相談内容･要望の処理

第１　被災者生活再建相談窓口の開設

１ 被災者生活再建相談窓口の開設

救護厚生部（健康福祉課）は、被災者からの各種問い合わせ及び相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて町役場等に被災者生活再建相談窓口を開設する。

２ 実施体制

（１）必要に応じて、各部から相談窓口担当者として対応職員を派遣し、電話及び住民応対業務全般について実施する。
（２）相談窓口の開設時には、設置場所、開設時間等について、住民に周知する。

第２　相談内容・要望の処理

１ 相談内容

相談窓口への相談内容については、被害の状況、復旧の状況、時間の経過とともに異なるが、主に次のようなものが考えられる。
（１）職業の斡旋等雇用対策に関すること。
（２）町税等の減免、徴収猶予等に関すること。
（３）災害弔慰金等の支給、災害援護資金・生活資金等の貸付に関すること。
（４）住宅の修理、解体、再建、融資制度の利用に関すること。
（５）土地、建物の登記に関すること。
（６）ライフラインの復旧に関すること。
（７）罹災証明の発行に関すること。
（８）要配慮者対策等の福祉に関すること。
（９）女性や性的マイノリティのための専門相談。(心の悩み、ＤＶ相談、性暴力被害相談、法律相談等)

(10) 中小企業及び農林業関係者の支援に関すること。
(11) その他生活再建に関すること。

2 要望の処理

相談窓口で聴取した要望事項は、直ちに各部及び関係機関へ連絡し、必要なものについては速やかに対応できるよう努める。

3 被災者への説明

被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

第２節　被災者健康維持活動

被災者の健康状態、栄養状況を十分に把握するとともに、吉野保健所、吉野郡医師会等の関係機関の協力を得て、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

担当	救護厚生部（健康福祉課）

対策の体系	被災者健康維持活動	第1　巡回相談等の実施 第2　心の健康相談の実施 第3　女性や性的マイノリティの相談窓口の設置

第１　巡回相談等の実施

（１）被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、応急仮設住宅、被災地区等において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。
　その際、女性相談員の配置も行うよう配慮する。
（２）被災者の栄養状況を把握し、下市町食生活改善推進員協議会等の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理方法等の指導を行う。
（３）高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。
（４）県（吉野保健所）は、保健・医療等のサービスの提供、食事の栄養改善等について、町に助言する。

第２　心の健康相談の実施

災害による心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）、生活の激変による依存症等に対応するため、必要に応じて、心の健康に関する相談窓口を設置する。
その際、女性相談員を配置するよう配慮する。

第３　女性や性的マイノリティのための相談窓口の設置

災害によって生じた夫婦やパートナー関係にあるもの、親子関係、避難所等における女性や性的マイノリティ独自の悩みついて、女性専門相談員による相談窓口を設置し活動を実施する。

ア　電話相談、面接相談
イ　心の悩み、ＤＶ（ドメスティックバイオレンス）相談
ウ　性暴力被害相談
エ　法律相談

第４章　被災者のすまいの再建の支援

項目	担当
第1節　被災者生活再建支援金	総務部
第2節　住宅の確保	防災施設部(建設課)

第１節　被災者生活再建支援金

町は、被害状況を取りまとめ県へ報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」に基づく適切な措置を行い、被災者に対して支援金を支給する。

担当	総務部

対策の体系	被災者生活再建支援金	第1　被災者生活再建支援金の支給 第2　被災者生活再建支援金の概要

第１　被災者生活再建支援金の支給

総務部は､被災者からの被災者生活再建支援金支給申請書等の必要書類を受け付け､県へ送付する。
申請書は、県経由で財団法人都道府県会館（被災者生活再建支援法人）が受理する。
なお、県は、町からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援基金に対して被害状況の報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号)」の適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。

■支援金支給の仕組み

実施主体は県であるが、支援金の支給に関しては、県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。
支給の仕組みは下図のとおり。

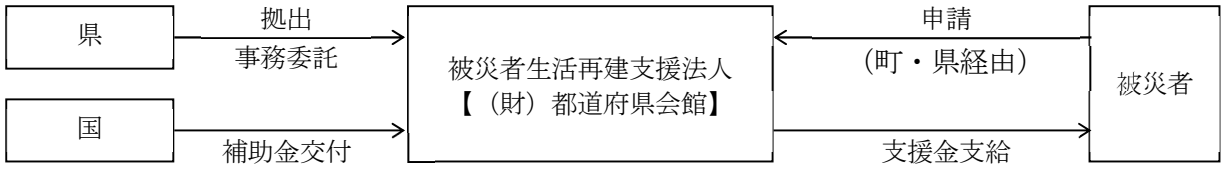

（所管・内閣府）（支援金の1/2）

第２　被災者生活再建支援金の概要

被災者生活再建支援金は、年齢、年収要件を問わず、住宅の被害程度と再建方法に応じて定額、渡しきりとなるもので、支援金の住宅建設への使用も可能である。
制度の概要は以下のとおりである。

1 被災者生活再建支援法の目的

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することを目的とする。

2 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

（1）災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号の何れかに該当する被害が発生した市町村における自然災害
（2）10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域にかかる自然災害
（3）100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域にかかる自然災害
（4）（1）又は（2）の市町村を含む都道府県で、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る。）における自然災害
（5）５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、（1）～（3）の区域に隣接する市町村（人口 10 万人未満に限る。）における自然災害
（6）５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る。）、２世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口５万人未満に限る。）の区域にあって、（3）（4）に規定する都道府県が２以上ある場合における市町村の区域にかかる自然災害

3 対象世帯

自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるもの。

（1）住宅が全壊した世帯
（2）半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯
（3）災害が継続し長期避難が見込まれる世帯
（4）住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難と認められる世帯（大規模半壊世帯）
（5）住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

■複数世帯の場合(単位:万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯等 解体世帯 長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃貸 （公営住宅を除く。）	100	50	150
大規模 半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃貸 （公営住宅を除く。）	50	50	100
中規模 半壊世帯	建設・購入	－	100	100
	補修	－	50	50
	賃貸 （公営住宅を除く。）	－	25	25

■単数世帯の場合(単位:万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯等 解体世帯 長期避難世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃貸 (公営住宅を除く。)	75	37.5	112.5
大規模 半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃貸	37.5	37.5	75
中規模 半壊世帯	建設・購入	―	75	75
	補修	―	37.5	37.5
	賃貸 (公営住宅を除く。)	―	18.75	18.75

注) 基礎支援金：住宅の被害程度に応じて支給する支援金
　　加算支援金：住宅の再建方法に応じて支給する支援金

4 長期避難世帯

(1) 認定

県は、住宅に直接被害が及んでいる又は被害を受けるおそれがあるなど世帯に属する者の生命又は身体に著しい危険が切迫していると認められ、当該住宅への居住が不可能な状態が既に継続しており、かつその状態が引き続き長期にわたり継続する可能性がある世帯を、長期避難世帯として認定する。

(2) 公示

県は、長期避難世帯の認定をしたとき、以下の事項について速やかに内閣府及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、公示する。

① 長期避難世帯の所在する市町村名及び地域名
② 長期避難世帯となった日
③ 公示を行う日
④ その他必要な事項

(3) 解除

県は、長期避難世帯として認定後、避難指示等の解除等により、当該住宅の居住不能状態が解消された場合にあっては、速やかに長期避難世帯認定の認定を解除する。

ただし、避難指示等の解除後も、ライフラインの復旧に期日を要する場合には、当該ライフラインの復旧までは長期避難世帯として取り扱うものとする。

また、長期避難世帯の認定を解除した場合は、(2)に準じて速やかに内閣府及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、公示する。

第２節　住宅の確保

町は、県及び関係機関と連携のうえ、応急住宅対策に引き続いて、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、必要に応じて災害公営住宅の建設、公営住宅等への特別入居等を行う。

また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空家活用、仮設住宅等の提供等を行うとともに、自力で住宅を確保する被災者に対しての支援を行う。

担当	防災施設部（建設課）

対策の体系	住宅の確保	第1　住宅の供給促進 第2　その他の対策

第１　住宅の供給促進

防災施設部（建設課）は、民間、県、奈良県住宅供給公社・都市再生機構の協力を得て、住宅の供給促進に努める。

１ 町営住宅の空き家活用

既存の町営住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

２ 災害公営住宅の建設･供給

災害により住宅が滅失し、自力で住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、災害公営住宅を建設・供給する。

３ 民間賃貸住宅の紹介

町は、県と連携して、民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に対し、関係団体の協力を得て、物件の紹介に努める。

４ 災害復興住宅融資

町は、県と連携し、独立行政法人住宅金融支援機構が「独立行政法人住宅金融支援機構法」（平成17年法律第82号）に基づいて行う被災者向け低利融資の制度適用が、該当する住民に対し迅速かつ的確に行われるよう、借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の早期認定等、必要な措置を講じる。

また、住宅金融公庫法に該当し、地すべり等防止法又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に関わるものについては、当該融資希望者に対して円滑な手続きが実施できるよう努める。

第２　その他の対策

１ 罹災都市借地借家臨時処理法の適用要請

建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、県を通じて国に法の適用を要請する。

２ 公営住宅法による既設公営住宅の復旧

災害（火災にあっては、地震による火災に限る。）によって公営住宅が滅失し、又は著しく損傷し

た場合は、既設公営住宅を復旧する。

3 相談窓口の設置

町は、住宅に関する相談窓口を設置し、被災住民からの相談に応じるとともに、情報の提供を行う。

第５章　災害復旧・復興計画

項目	担当
第1節　災害復旧･復興計画の策定	各部(各課)
第2節　特定大規模災害発生時の復興計画	各部(各課)

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりをめざす。

なお、総務部は、災害復旧・復興計画の策定、実施の取りまとめに関する連絡調整を行う。

第１節　災害復旧・復興計画の策定

被災規模等に応じて必要と認められるときは、広く住民の意見を踏まえて、災害復旧・復興方針を策定する。

担当	各部（各課）

対策の体系	災害復旧･復興計画の策定	第1　基本方針 第2　復旧･復興計画の策定 第3　復旧･復興対策体制の整備 第4　災害復旧･復興計画の策定

第１　基本方針

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

町は、県、住民、事業者等と一体となって、各種の復興対策を実施する。その際、復旧・復興のあらゆる場に障害者、高齢者、女性等の参画を促進する。

道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。

第２　復旧・復興計画の策定

被災地の復旧・復興にあたっては、単に災害前の姿に戻すことにとどまるのではなく、総合的かつ長期的な視点に立って、より安全で快適な空間創造・住民生活を目指し、発災後、住民の意見を踏まえて復旧・復興計画を策定する。その際は障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

１ 復旧･復興基本方針及び復旧･復興計画

（１）復旧・復興基本方針（復旧・復興ビジョン）の策定

県は、各市町村が策定する復興計画間の整合を図るため、県下全域の被災規模等に応じて必要と認められるときは、復旧・復興に関する基本的な方針（復旧・復興ビジョン）を策定し、これ

を周知する。

（2）町復旧・復興計画

本部長（町長）は、被災規模等に応じて必要と認められるときは、県の示す復旧・復興基本方針に基づき、学識経験者、有識者、町議会議員、住民代表、行政関係職員によって構成される災害復旧・復興検討委員会を設置し、国・県等の関係機関と協議を行いながら、災害復興方針を策定する。

なお、災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

2 事前の復旧･復興対策

町は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備の取組に努める。

復旧・復興にあたっては、限られた時間内に意志決定、都市計画決定や人材の確保等の膨大な業務を実施する必要がある。そこで、町は県と連携して復旧・復興対策の手順の明確化や必要となる基礎データの整備等、事前に確認・対応が可能なものについて検討・把握しておく。その際、計画的な復旧・復興を進めるため、必要に応じて国（国土地理院）から提供される計画的復興の基盤となる地理空間情報を活用する。

また、地籍調査の未実施による権利調査の遅れから復興計画の策定や事業に支障が生じることがあるため、平時から地籍調査を実施し、特に被害が想定される地区や応急仮設住宅の候補地がある場合は、その地区を先行的に実施する。

3 住民の合意形成

本部長（町長）は、地域の復旧・復興の主体は、その地域の住民であることから、早期にまちづくりに関する協議会等を設置するなど、地域住民の意見等を反映させながら、復旧・復興計画のあり方から事業・施策の展開に至る災害復旧・復興のあらゆる段階において、地域住民の参加と協力を得て行うものとする。

また、決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図るものとする。

4 技術的･財政的支援

県は、町が円滑に復旧・復興対策を実施できるよう、必要に応じて、連絡調整や技術的支援等を行うための職員を派遣する。

また、必要に応じ、国や他の地方公共団体に対し、職員の派遣その他の協力を求め、特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。

被災後できるだけ早い時期に財政需要見込み額を把握し、復旧・復興財源の確保を図る。復旧・復興財源を確保するのに必要であると認められる場合は、復興基金の設立について、検討する。

本部長（町長）は、県に対し、必要な情報提供、技術的・財政的支援の要請を適宜行う。

第３　復旧・復興対策体制の整備

町は、復旧・復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るための体制を確立し、以下の業務を適宜実施する。

（1）復旧・復興計画の策定
（2）復旧・復興対策に必要な情報及び復旧・復興状況の収集及び伝達
（3）県その他の防災関係機関に対する復旧・復興対策の実施又は支援の要請
（4）県の設立する復興基金への協力
（5）復旧・復興計画の実行及び進捗管理

（6）被災者の生活再建の支援
（7）相談窓口等の運営
（8）民心安定上必要な広報
（9）その他の復旧・復興対策

第4　災害復旧・復興計画の策定

町は、被災規模等に応じて必要と認められるときは、県と連携を図りながら、県の示す災害復旧・復興方針に基づき、広く住民等の意見を踏まえて、具体的な災害復旧・復興計画の策定を行う。

この計画では、市街地、住宅、産業、生活の復旧・復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

また、生活の安全確保と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するものとし、計画作成段階で住民の参加と理解を求め、将来に悔いのないまちづくりをめざす。

第２節　特定大規模災害発生時の復興計画

特定大規模災害発生時における復興計画の作成について、「大規模災害からの復興に関する法律」の定めるところについて整理し以下に概略を示す。

担当	各部（各課）

対策の体系	特定大規模災害発生時の復興計画	第1　復興対策本部及び復興基本方針等 第2　特定大規模災害発生時における復興計画の作成 第3　復興整備事業における各種特例措置

第１　復興対策本部及び復興基本方針等

特定大規模災害発生時における、復興対策本部及び復興基本方針等について、「大規模災害からの復興に関する法律」の第４条から第９条について整理し以下に示す。

１ 復興対策本部

国の復興対策本部は、本部に関係地方公共団体の長又は優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する委員長及び委員 25 人以内により構成される復興対策委員会を設置し、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）復興基本方針案の作成
（２）関係行政機関、関係地方行政機関、当該都道府県及び市町村等が実施する特定大規模災害からの復興のための施策の総合調整
（３）復興基本方針に基づく施策の実施の推進
（４）その他法令の規定によりその権限に属する事務

２ 復興基本方針等

（１）復興基本方針

復興基本方針は、以下の事項を定める。なお、国の復興対策本部は、復興基本方針を作成しようとするときは、あらかじめ復興対策委員会の意見を聴かなければならない。

ア　特定大規模災害からの復興の意義及び目標に関する事項
イ　特定大規模災害からの復興のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
ウ　特定大規模災害を受けた地域における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
エ　特定大規模災害からの復興のための施策に係る国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力の確保に関する事項
オ　その他特定大規模災害からの復興に関し必要な事項

（２）都道府県復興基本方針

特定大規模災害を受けた都道府県の知事は、復興基本方針に即して、都道府県復興基本方針を定めることができる。

都道府県復興基本方針には概ね次に掲げる事項を定める。

ア　特定大規模災害からの復興の目標に関する事項
イ　特定大規模災害からの復興のために都道府県が実施すべき施策に関する方針

ウ　当該都道府県における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項

エ　その他特定大規模災害からの復興に関し必要な事項

（3）町の復興計画

町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用することにより、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

なお、町は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備の取組に努める。

（4）県の措置

県は、特定大規模災害等を受けた町から要請があり、かつ地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、町に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

第2　特定大規模災害発生時における復興計画の作成

特定大規模災害発生時における復興計画の作成について、「大規模災害からの復興に関する法律」の第 10 条から第 11 条について整理し以下に示す。

1 復興計画を作成することができる市町村

次に掲げる地域の何れかに該当する地域をその区域とする市町村は復興計画を作成することができる。

（1）特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域

（2）特定大規模災害の影響により多数の住民が避難し、若しくは住所を移転することを余儀なくされた地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域

（3）（2）に掲げる地域と自然、経済、社会、文化その他の地域の特性において密接な関係が認められる地域であって、（2）に掲げる地域の住民の生活の再建を図るための整備を図ることが適切であると認められる地域

（4）その他特定大規模災害を受けた地域であって、市街地の円滑かつ迅速な復興を図ることが必要であると認められる地域

2 復興計画の作成

（1）復興計画に記載すべき事項

復興計画を作成することができる市町村は、国の復興基本方針、都道府県復興方針に即して、内閣府令で定めるところにより、単独で、又は特定都道府県と共同して、復興計画を作成することができる。復興計画には、次に掲げる事項を記載する。

ア　復興計画の区域（以下「計画区域」という。）

イ　復興計画の目標

ウ　当該特定市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項

エ　復興計画の目標を達成するために必要な次に掲げる事業（以下「復興整備事業」という。）に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項

・市街地開発事業
・土地改良事業
・復興一体事業
・集団移転促進事業
・住宅地区改良事業
・都市計画法第 11 条第１項各号に掲げる施設の整備事業
・保安施設事業
・液状化対策事業
・造成宅地滑動崩落対策事業
・地積調査事業
・その他住宅施設、その他の地域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要となる施設の整備に関する事業

オ　復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項

カ　復興計画の期間

キ　その他復興整備事業の実施に関し必要な事項

（2）復興協議会

特定被災市町村等は、復興計画及びその実施に関し必要な事項について協議を行うため、復興協議会を組織することができる。

協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

ア　特定被災市町村の長

イ　特定被災都道府県の知事

ウ　国の関係行政機関の長

エ　その他特定被災市町村等が必要と認める者

（3）復興計画の作成上留意すべき事項

特定被災市町村等が復興計画の作成上、特に留意すべき事項は以下のとおりである。

ア　復興計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。

イ　復興計画に当該特定被災市町村等以外の者が実施する復興整備事業に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。

ウ　復興計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

エ　ウの規定は、復興計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

第３　復興整備事業における各種特例措置

復興計画に基づく復興整備事業における各種特例措置は、以下のとおりである。

■法律の条項

【　土地利用基本計画の変更等に関する特例　】(第 12 条)
・土地利用計画の変更
・都市計画区域の指定、変更又は廃止
・都市計画区域の決定又は変更
・農業振興地域の変更
・農用地利用計画の変更
・地域森林計画区域の変更
・保安林の指定又は解除
【　復興整備事業に係る許認可等の特例　】(第 13 条)
【　土地区画整理事業等の特例　】(第 15 条)

【　土地改良事業の特例　】(第 16 条)
【　集団移転促進事業の特例　】(第 17 条)
【　住宅地区改良事業の特例　】(第 18 条)
【　地籍調査事業の特例　】(第 20 条)
【　不動産登記法の特例　】(第 36 条)
【　独立行政法人都市再生機構法の特例　】(第 37 条)
【　農業振興地域の整備に関する法律の特例　】(第 38 条)
【　都市計画法の特例　】(第 42 条)
【　砂防法の特例　】(第 44 条)
【　道路法の特例　】(第 46 条)
【　地すべり等防止法の特例　】(第 49 条)
【　下水道法の特例　】(第 50 条)
【　河川法の特例　】(第 51 条)
【　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の特例　】(第 52 条)

第６編　南海トラフ地震防災対策推進計画

第１節　総則

南海トラフ地震に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、できる限り被害を減少させるという「減災」の考え方に基づき、防災関係機関等がとるべき基本的事項を定める。

第１　推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「法」という。）第５条第２項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴う円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設その他南海トラフ地震に係る地震防災上必要な対策に係る事項等を定め、本町における地震防災対策の推進を図ることによって、被害を最小限に軽減することを目的とする。

第２　計画の基本方針

（１）本町は、平成 15 年 12 月 17 日に内閣府告示第 288 号で奈良県の全市町村の区域が推進地域に指定されたことを受け、下市町全域を対象としてその対策を推進してきた。

（２）こうした状況のもと、平成 23 年３月に発生した東北地方太平洋沖地震では、従来の想定をはるかに超える巨大な地震・津波が発生し、戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害がもたらされた。このため、国では、平成 23 年８月に内閣府に「南海トラフの巨大地震モデル検討会」を設置し、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」の検討を行い、関東から四国・九州にかけての極めて広い範囲で強い揺れと巨大な津波が想定されることとなった。さらに、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループにおける新たな被害想定が令和７年３月に公表された。

（３）国の想定によると、南海トラフ沿いで発生する最大クラスの巨大地震は、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いが、仮に発生すれば、西日本を中心に、東日本大震災を越える甚大な人的・物的被害をもたらすとともに、我が国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じる、まさに国難とも言える巨大災害になるとされており、また、本県においても最大で死者数約 1,600 名など、多大な被害をもたらすおそれがあるとされている。

（４）この計画は、南海トラフ地震の発生に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、住民一人一人ができる限り被害を減少させるよう「減災」の考え方に基づいて「自助」の取組を推進するとともに、地域や事業所等における「共助」の取組を促進し、県及び町による「公助」との連携・協働を図るため、住民、区等の地域及び防災開係機関のとるべき基本的事項を定める。

（５）南海トラフ巨大地震による被害は超広域にわたり甚大であることから、近隣の被災自治体や被

災地域外の自治体との応援・受援が限定的にならざるを得ず、まずは自立した災害対応を行うことが必要であり、次の点に留意しながら、本計画の推進を図る。

ア　近隣府県において津波等による大規模な被害が想定されることから、国や他自治体等からの支援が期待できない場合も考え、まずは自立した災害対応を行うことが必要である。なお、本県の被害が比較的軽微な場合は、沿岸部など被害の甚大な近隣府県への支援を行う。 国の想定によると、震源地によって全国の被害の程度や様相は大きく異なる。また、現在の科学的知見では、南海トラフ巨大地震の発生時期・場所・規模の確度高い予測は不可能である。そのため、県が大きな被害を受け、他自治体等より支援を受ける（受援側になる。）場合や、より被害が大きい他自治体等を支援する側となる場合があることを想定した対応を行うとともに、発生の可能性が高まっている旨の評価がなされた場合、地震発生に備えた防災行動を取り、被害の軽減に努める。

イ　第２次奈良県地震被害想定調査において最大の被害が想定されている直下型地震の被害想定は、国の南海トラフ地震の被害想定を上回っており、県内で想定される被害に対しては、住宅の耐震化や県有建築物の耐震化促進など、これまでの地震防災対策を着実に進めることとしており、本町もこれを踏まえて地震防災対策を推進する。

ウ　突発的な地震に備えた対策を日頃から進めていくことが重要であり、住民一人一人が「自助」に基づき、災害リスクに対する理解を深め、住民主体でより安全な防災行動を選択することができるよう、県や町がその支援を行う。

（６）計画的かつ早急な予防対策の推進

政府地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価によると、今後 30 年以内にマグニチュード８～９クラスの地震が発生する確率は 60～90％程度以上と評価されており（2025 年９月 26 日現在)、計画的かつ早急な事前防災対策が必要である。

（７）南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止

過去に南海トラフ沿いで発生した大規模地震を見ると、数時間から数日、あるいは約２年間の間隔をおいて発生している場合も見受けられる。

また、東日本大震災においても本震の約１ヶ月後にマグニチュード 7.2 の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もあるように、複数の地震が時間差で発生する可能性があることを考慮し、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討が必要である。

（８）この計画は、下市町地域防災計画第６編とし、この計画に記載のない南海トラフ地震に係る地震防災対策については、「第１編　総則」、「第２編　災害予防計画」、「第４編　地震災害応急対策計画」、「第５編　災害復旧・復興計画」に基づき実施する。

第３　防災関係機関が行う事務又は業務の大綱

第１編　第５章「防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第２節　南海トラフ地震臨時情報

第１　地震の時間差発生による災害の拡大防止

１　過去に南海トラフ沿いで発生した大規模地震を見ると、数時間から数日、あるいは約２年間の間隔をおいて発生している場合も見受けられる。また、東日本大震災においても本震の約１ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。このように複数の地震が時間差で発生する可能性があることを考慮し、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討が必要である。

２　気象庁が、①南海トラフ地震臨時情報（調査中）、②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の情報を発表した場合においては、時間差を置いた複数の地震発生等に備えて、災害応急対策を実施する。

第２　南海トラフ地震臨時情報の発表

１ 臨時情報について

南海トラフ巨大地震の想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表される。

これらの地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震を、以下「後発地震」と称する。なお、後発地震発生の可能性は最初の地震発生直後ほど高く、時間とともに減少する。

２ 後発地震について

世界の事例では、マグニチュード8.0以上の地震発生後に隣接領域で１週間以内に同クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に１回とされている。また、マグニチュード7.0以上の地震発生後に同じ領域で１週間以内にマグニチュード8.0クラス以上の地震が発生する頻度は数百回に１回程度とされている。

３ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表後、気象庁に設置された「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報が発表される。

（１）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す。

（２）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

①南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で、マグニチュード 7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く。）が発生若しくは、②南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価が出された場合、後発地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す。

（３）南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

上記２つの臨時情報の何れの発表条件も満たさなかった場合、その旨を示す。

４ 臨時情報の発表に対する警戒等措置

（１）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

対象とする後発地震に対して、後発地震発生の可能性と社会的な受忍の限度を踏まえ、南海ト

ラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から１週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、警戒する措置をとる。

また、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から１週間を経過した後は、後発地震に対して警戒する措置は原則解除するものとし、さらに１週間（対象地震発生から336時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、注意する措置をとる。なお、それを経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除する。

（２）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

対象とする後発地震に対して、後発地震発生の可能性を踏まえ、①南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50㎞程度までの範囲で、マグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く。）の発生から１週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）若しくは、②南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、注意する措置をとる。なお、それを経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除する。

（３）後発地震に対して警戒・注意する措置等の例

町は県とともに、明らかに被災するリスクが高い事項について回避する防災対応をとり、県全体としては後発地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持することに留意する。

①　日頃からの地震の備えの再確認

ａ．家具等の固定

ただし、地震の規模によっては家具等の固定をしていても転倒するおそれがあり、固定が必ずしも万能でないことに留意する。

ｂ．避難場所・避難経路の確認

ｃ．家族等との安否確認手段の取り決め

ｄ．家庭等における備蓄の確認

②　行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

（４）必要な体制の確保

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、その程度に応じて災害対策本部等を設置するなど、必要な体制を確保する。

５ 必要な情報の伝達･周知等

（１）県及び町等は、次の内容等を正確かつ迅速に防災関係機関等及び住民に伝達する。

①　南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容

②　国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

（２）県及び町は、人命救助・被災地への物資支援等に取り組むため、交通、物流等をはじめとする企業に対して、あらかじめ定めた計画に基づいて企業活動にあたるよう周知する。

（３）県及び町等は、後発地震に対する警戒及び注意する措置の実施にあたり、相互に情報共有を図るとともに、密接な連携をとりながら、実態に即応した効果的な措置を講ずることに努める。

第３　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

１ 南海トラフ地震臨時情報(調査中)の伝達等

町は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する通知、その他必要な措置を行う。

なお、その情報伝達の経路、体制及び方法については、「第４編　地震災害応急対策計画　第２章　災害発生後の活動　第１節　組織体制～第３節　情報の収集・伝達」に準じる。

第４　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

１ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の伝達

（１）情報伝達の経路、体制及び方法については、「第４編　地震災害応急対策計画　第２章　災害発生後の活動　第１節　組織体制～第３節　情報の収集・伝達」に準じる。

（２）住民に対して情報伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮する。なお、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、多言語・やさしい日本語等を用いた様々な周知手段を活用するよう努める。

（３）町は、状況の変化等に応じて必要な情報を逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。

（４）周知については、冷静な対応を行うよう呼びかけるとともに、住民に密接に関係のある事項について周知する。また問合せに対応できるよう、窓口等の体制を整備する。

① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時

臨時情報（警戒）が発表された場合、地震発生から１週間、巨大地震警戒対応として、臨時情報の発表に伴い防災対応をとるべき地域では、安全な避難場所・避難経路の確認や家具の固定など「日頃からの地震への備え」の再確認、及び速やかに避難し命を守ることができるよう、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯など「特別な備え」を実施し、そのうえで社会経済活動を継続するよう呼びかけを行う。

② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時

臨時情報（注意）が発表された場合、地震発生から１週間（ゆっくりすべりケースの場合は、すべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまで）、巨大地震注意対応として、安全な避難場所・避難経路の確認や家具の固定など「日頃からの地震への備え」の再確認、及び速やかに避難し命を守ることができるよう、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯など「特別な備え」を実施し、そのうえで社会経済活動を継続する呼びかけを行う。

２ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集･伝達等

町は、災害応急対策の実施状況や諸般の状況を具体的に把握するため、各種情報の収集体制を整備する。また、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部等に集約するために必要な措置をとる。

第３節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第１　奈良県地震防災緊急事業五箇年計画

「第２編　災害予防計画　第３章　災害に強いまちづくり　第９節　地震防災緊急事業五箇年計画の推進」に準じる。

第４節　防災訓練計画等

第１　防災訓練計画

「第２編　災害予防計画　第２章　住民等の防災活動の促進　第２節　防災訓練の実施」に準じる。

第５節　地震防災上必要な防災知識の普及計画

第１　職員に対する防災知識の普及

「第２編　災害予防計画　第２章　住民等の防災活動の促進　第１節　防災知識の普及」に準じるほか、次の事項についての研修受講等を促進する。

１　南海トラフ沿いで発生した既往地震及びその被害の歴史に関する知識
２　南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識
３　南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
４　南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したもの
（１）広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
（２）膨大な数の避難者の発生
（３）被災地内外にわたる全国的な生産・サービス活動への多大な影響
（４）被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
（５）電力・燃料等のエネルギー不足
（６）帰宅困難者や多数の孤立集落の発生
（７）復旧・復興の長期化
５　地震及び津波に関する一般的な知識
６　地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
７　職員等が果たすべき役割
８　地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
９　今後地震対策として取り組む必要のある課題

第２　住民に対する防災知識の普及

「第２編　災害予防計画　第２章　住民等の防災活動の促進　第１節　防災知識の普及」に準じるほか、南海トラフ巨大地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したものについて普及する。

（１）広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害

（2）被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
（3）電力・燃料等のエネルギー不足
（4）帰宅困難者や多数の孤立集落の発生 等

第3　学校教育における地震防災上必要な防災知識の普及計画

「第2編　災害予防計画　第2章　住民等の防災活動の促進　第1節　防災知識の普及」に準じるほか、南海トラフ巨大地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したものについて普及する。
（1）南海トラフ巨大地震等に関する知識
（2）地震・津波及びそれに伴う原子力災害に関する一般的知識

第4　防災上重要な施設管理者に対する防災知識の普及

「第2編　災害予防計画　第2章　住民等の防災活動の促進　第1節　防災知識の普及」に準じる。

第6節　地域防災力の向上に関する計画

第1　自主防災組織の災害対応能力の向上

「第2編　災害予防計画　第2章　住民等の防災活動の促進　第3節　自主防災体制の整備」に準じる。

第2　事業所等の災害対応能力の向上

「第2編　災害予防計画　第2章　住民等の防災活動の促進　第3節　自主防災体制の整備」に準じる。

第3　常備消防力の強化等

「第2編　災害予防計画　第3章　災害に強いまちづくり　第8節　火災予防対策の推進」に準じる。

第7節　広域かつ甚大な被害への備え

第1　建築物の耐震性の確保

「第2編　災害予防計画　第3章　災害に強いまちづくり　第2節　建築物等の安全対策の推進」に準じる。

第2　長周期地震動対策

南海トラフ巨大地震は、震源域が非常に広範囲に及び、地盤の軟弱な地域では、地盤の固有周期に応じて地震波の長周期成分が増幅され、継続時間が長くなることが確認されている。また、地震波の伝播の仕方によってこのような長周期地震動が増幅されることがあり、高層建築物や長大橋等の構造物が、長周期地震動により共振し、被害を受けるおそれがある。

このため、県その他の防災関係機関と連携して、このような長周期地震動の構造物に及ぼす影響に

ついて、今後の、国等の調査研究成果に基づき、新たな対策の必要性を検討する。

第３　斜面崩壊

「第２編　災害予防計画　第３章　災害に強いまちづくり　第７節　土砂災害・地盤災害予防対策の推進」に準じる。

第４　時間差発生による災害の拡大防止

１ 地震の時間差発生による災害の拡大防止

過去に南海トラフ沿いで発生した大規模な地震を見ると、1854 年の安政東海地震・安政南海地震では 32 時間の間隔で発生し、1944 年の東南海地震と 1946 年の南海地震は約２年間の間隔をおいて発生している。また、東日本大震災においても本震の約１ヶ月後にマグニチュード 7.2 の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。このように複数の大規模な地震が、数時間から数年の時間差で発生する可能性があることを考慮し、町及び防災関係機関は、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等を行うとともに、地震が連続発生した場合に生じる危険について広報するなど住民意識の啓発に努める。

２ 応急危険度判定の迅速な実施

「第２編　災害予防計画　第４章　災害に備えた防災体制の確立　第 13 節　二次災害防止体制の整備」に準じる。

第５　帰宅困難者対策

「第２編　災害予防計画　第１章　住民避難　第２節　帰宅困難者支援体制の整備」に準じる。

第６　文化財保護対策

「第２編　災害予防計画　第４章　災害に備えた防災体制の確立　第 11 節　文化財の保護対策」に準じる。

第８節　地震発生時の応急対策等

第１　災害対策本部等の設置

「第４編　地震災害応急対策計画　第２章　災害発生後の活動　第１節　組織体制」に準じるほか、町は、南海トラフ巨大地震等が発生した場合には、応急対策を総合的に推進する中心的な組織である災害対策本部をできる限り速やかに設置し、活動体制を確立する。

また、各防災関係機関（災害応急対策責任者）は、それぞれの災害対策本部等を設置し、災害の拡大を防止するための活動体制を確立し、応急対策活動を実施する。

これらの各防災関係機関の系統図は次のとおりである。

〔災害対策系統図〕

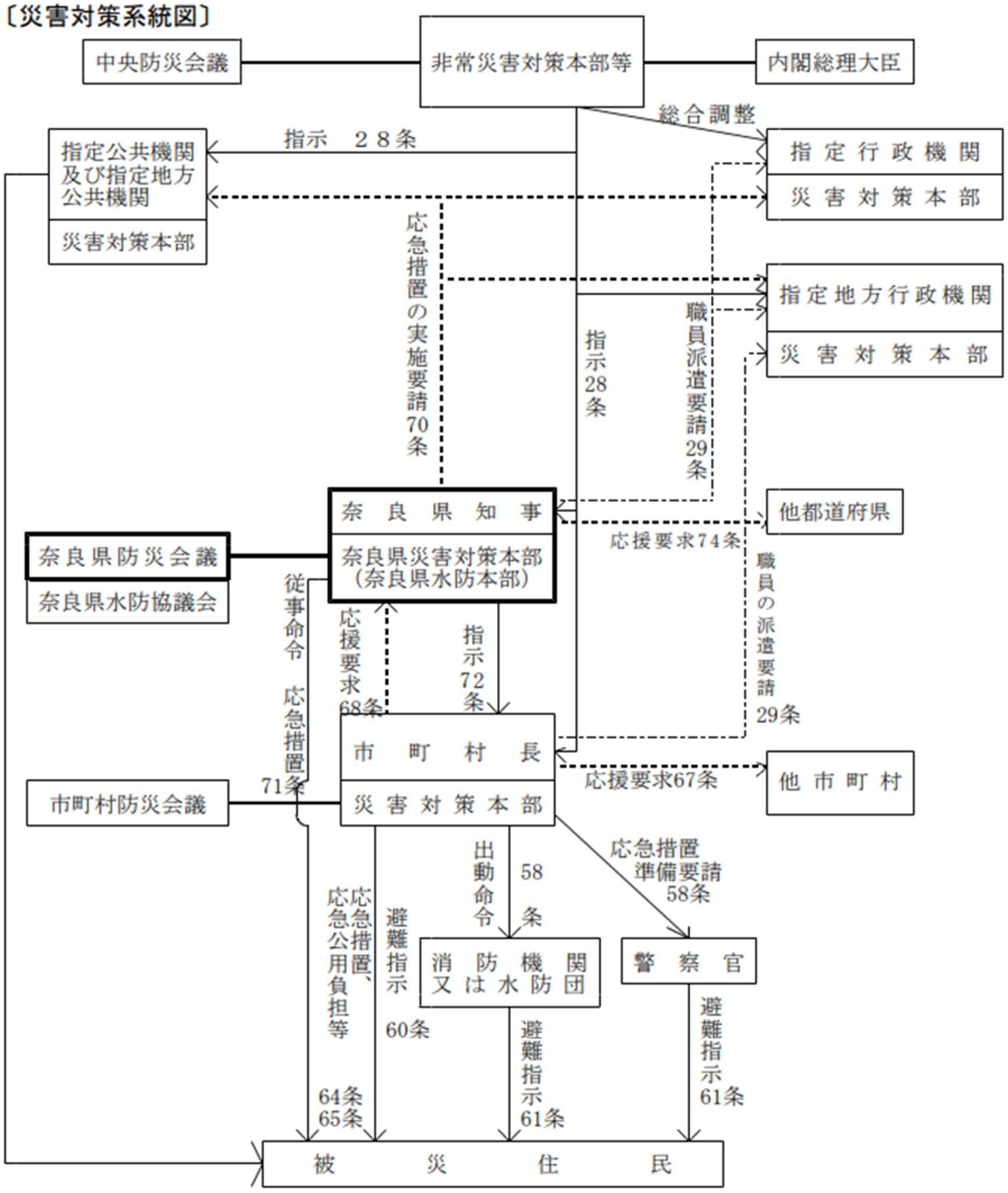

※条番号はすべて災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）の条文を表す。

第２　地震発生時の応急対策

「第４編　地震災害応急対策計画　第２章　災害発生後の活動　第３節　情報の収集・伝達」に準じる。

第３　他機関に対する応援要請

「第４編　地震災害応急対策計画　第２章　災害発生後の活動　第６節　応援の要請・受入れ」に準じる。

第９節　消火活動計画

第１　出火防止・初期消火

「第４編　地震災害応急対策計画　第２章　災害発生後の活動　第 12 節　大規模火災対策」に準じる。

第２　消防活動

「第４編　地震災害応急対策計画　第２章　災害発生後の活動　第 12 節　大規模火災対策」に準じる。

第３　相互応援協定

「第４編　地震災害応急対策計画　第２章　災害発生後の活動　第 12 節　大規模火災対策」に準じる。

第 10 節　保健医療活動計画

第１　保健医療活動

「第４編　地震災害応急対策計画　第２章　災害発生後の活動　第 14 節　医療救護活動」に準じる。

第２　医療機関への支援

「第４編　地震災害応急対策計画　第２章　災害発生後の活動　第 14 節　医療救護活動」に準じる。

第３　要継続的医療支援者（人工透析患者、人工呼吸器使用者等）への支援

「第４編　地震災害応急対策計画　第２章　災害発生後の活動　第 14 節　医療救護活動」に準じる。

第４　保健医療活動にかかる受援体制の整備

「第４編　地震災害応急対策計画　第２章　災害発生後の活動　第 14 節　医療救護活動」に準じる。

第５　後方医療体制の整備及び傷病者の搬送

「第４編　地震災害応急対策計画　第２章　災害発生後の活動　第 14 節　医療救護活動」に準じる。

第６　災害時における医薬品等の供給体制

「第４編　地震災害応急対策計画　第２章　災害発生後の活動　第 14 節　医療救護活動」に準じる。

第７　保健師等による健康管理に関する活動

「第４編　地震災害応急対策計画　第２章　災害発生後の活動　第 14 節　医療救護活動」に準じる。

第８　精神障害者及びメンタルヘルスに関する活動

「第４編　地震災害応急対策計画　第２章　災害発生後の活動　第 14 節　医療救護活動」に準じる。

第９　医療関係機関・団体への協力要請

「第４編　地震災害応急対策計画　第２章　災害発生後の活動　第 14 節　医療救護活動」に準じる。

第 11 節　緊急輸送計画

第１　計画の基本方針

「第４編　地震災害応急対策計画　第２章　災害発生後の活動　第 15 節　緊急輸送活動･交通規制」に準じる。

第２　輸送力の確保

「第４編　地震災害応急対策計画　第２章　災害発生後の活動　第 15 節　緊急輸送活動･交通規制」に準じる。

第３　緊急輸送体制の確立

「第４編　地震災害応急対策計画　第２章　災害発生後の活動　第 15 節　緊急輸送活動･交通規制」に準じる。

第 12 節　防疫、保健衛生計画

第１　防疫体制

「第４編　地震災害応急対策計画　第２章　災害発生後の活動　第 17 節　防疫・保健衛生活動」に準じる。

第２　食品衛生対策

「第４編　地震災害応急対策計画　第２章　災害発生後の活動　第 17 節　防疫・保健衛生活動」に準じる。

第３　防疫・保健衛生用資機材の調達等

「第４編　地震災害応急対策計画　第２章　災害発生後の活動　第 17 節　防疫・保健衛生活動」に準じる。

第４　ペットの災害対策

「第４編　地震災害応急対策計画　第２章　災害発生後の活動　第 17 節　防疫・保健衛生活動」に準じる。

第５　生活衛生対策

「第４編　地震災害応急対策計画　第２章　災害発生後の活動　第 17 節　防疫・保健衛生活動」に準じる。

第 13 節　支援・受援体制の整備

第1　被災地への人的支援

「第２編　災害予防計画　第４章　災害に備えた防災体制の確立　第４節　支援･受援体制の整備」に準じる。

第 14 節　広域避難対策

第1　広域避難者の受入れ体制の整備

「第２編　災害予防計画　第４章　災害に備えた防災体制の確立　第４節　支援･受援体制の整備」に準じる。

第2　広域避難者への対応

「第２編　災害予防計画　第４章　災害に備えた防災体制の確立　第４節　支援･受援体制の整備」に準じる。

第 15 節　物資等の確保

第1　町、住民の役割分担

「第２編　災害予防計画　第４章　災害に備えた防災体制の確立　第 10 節　緊急物資確保供給体制の整備」に準じる。

第2　平常時の物資調達

「第２編　災害予防計画　第４章　災害に備えた防災体制の確立　第 10 節　緊急物資確保供給体制の整備」に準じる。

第3　平常時の報告

「第２編　災害予防計画　第４章　災害に備えた防災体制の確立　第 10 節　緊急物資確保供給体制の整備」に準じる。

第4　食料備蓄率の向上

「第２編　災害予防計画　第４章　災害に備えた防災体制の確立　第 10 節　緊急物資確保供給体制の整備」に準じる。

下 市 町 地 域 防 災 計 画

令和８年（2026年）２月修正

発 行 下 市 町 防 災 会 議
事務局 下 市 町 総 務 課
奈良県吉野郡下市町大字下市1960番地
電 話 (0747)52-0001
ＦＡＸ (0747)54-5055

※本計画では、下市町行政組織及び奈良県広域消防組合下市分署は令和８年４月１日現在の名称等を記載している。